



三重県総合計画

県民 しあわせプラン



第二次戦略計画



三重県総合計画

県民しあわせプラン

第二次戦略計画

三重県

三重県総合計画

県民 しあわせプラン

第二次戦略計画



三重県

県民の皆さんへ

～「質の行政改革」による県政の展開～

県では、2004年（平成16年）に、県民の皆さんが、三重県に住むことに満足し、ふるさとを愛し、誇りをもつことのできる「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を基本理念に掲げた「県民しあわせプラン」を策定しました。

「県民しあわせプラン」では、社会のあり方として、地域のことは地域で決めていく「地域主権の社会」をめざしています。県では、この社会を実現するために、「人の生き方」といった広い意味での「文化」がもつ多様な力「文化力」と、多様な主体が「公」を担い支えていく「新しい時代の公」の考え方をもとに県政を展開しています。

引き続き、「県民しあわせプラン」を着実に推進するため、このたび2007年度（平成19年度）からはじまる「第二次戦略計画」を策定しました。

これまで3年間、「県民しあわせプラン・戦略計画」（第一次戦略計画）により、施策や事業に取り組んできた結果、くらしの安全・安心という点では、県民の皆さんが満足いただける状況にはないものの、人と経済の元気さ、あるいは交流による絆社会の形成という面で、「県民しあわせプラン」がめざす社会像に近づきつつあるのではないかと見ています。

今、三重県のおかれている状況は、人口減少、少子高齢化、格差社会の深まり、経済のグローバル化などの中にあって、新たな県政の流れを着実に進め、未来へのチャンスをより確実なものにする、まさに正念場にあると考えています。

また、簡素で効率的な行政運営や、身の丈にあった財政運営に努めてきましたが、予算や職員の削減など一層の行財政改革に取り組む必要に迫られています。

こうした中で、県政をとりまくさまざまな課題に的確に対応し、県民の皆さんの生活の質を高めていくため、第二次戦略計画では、「文化力」に基づく政策を、「新しい時代の公」にふさわしい進め方で展開し、従来の量的な改革のみならず、「質の行政改革」を本格的に推進することによって、厳しい財政状況においても、公共サービスの水準の維持、質の向上をめざしていききたいと考えています。

第二次戦略計画の策定にあたっては、より多くの皆さんの意見を反映することにも努めました。新たに設けた「みえの舞台づくり百人委員会」には、地域で主体的に活動されている県民の皆さんが参加され、延べ20回の会議では、私自身も委員のかたがたと直接意見を交わしました。また、県議会からも二度にわたり申入書を頂戴したほか、「知事と語ろう 本音でトーク」などの取組においても、幅広くご意見をいただき、計画への反映に努めました。「新しい時代の公」のもとでの「県民が主役の県政」にふさわしい計画が仕上がったのではないかと考えています。

ご協力いただきました皆さんに対し、心からお礼申し上げますとともに、この計画に基づく県政の展開の場面においても、県民の皆さんに参画をいただき、一緒に「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を築いていきたいと思っております。

2007年（平成19年）7月

三重県知事 望月昭彦



目 次

第1編 基本的な考え方	1
はじめに 第二次戦略計画策定の趣旨	3
第1章 第一次戦略計画の総括と今後の課題	6
第2章 第二次戦略計画の基本的な考え方	11
第3章 計画の推進にあたって	16
第2編 重点的な取組	21
第1章 重点的な取組とは	22
第2章 重点事業の取組	26
重点事業一覧	27
重点事業の各ページの見方	28
 (みえの元気づくり)	
元 気 1 「人間力」の向上／みえの人づくり	30
元 気 2 女性および高齢者のチャレンジ支援	36
元 気 3 農山漁村再生への支援	40
元 気 4 国際競争力を高める産業集積の形成	44
元 気 5 地域の資源を活用した産業振興	50
元 気 6 東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化	57
 (みえのくらしづくり)	
くらし 1 「いのち」を守るみえの地震対策	64
くらし 2 異常気象に備える緊急減災対策	72
くらし 3 人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり	76
くらし 4 安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備	80
くらし 5 安心して子どもを産み育てられる子育て環境の整備	84
くらし 6 児童虐待への緊急的な対応	88
くらし 7 地域医療体制整備の促進	92
くらし 8 高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備	97
くらし 9 障がい者の地域における自立への支援	101
くらし 10 不法投棄等の是正・防止対策の推進	106
くらし 11 森林再生「三重の森林づくり」	109
 (みえの絆づくり)	
絆 1 「住んでよし、訪れてよし」の観光みえ・魅力増進対策	115
絆 2 地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援	122
絆 3 みんなで進める三重の景観づくり	126
絆 4 交流・連携を広げる幹線道路網の整備	131



第3章 みえの舞台づくりプログラムの取組	136
みえの舞台づくりプログラム一覧	137
みえの舞台づくりプログラムの各ページの見方	138



(みえの元気づくり)

元 気 1 「地域の知の拠点」連携・創造プログラム	140
元 気 2 若年者の自立支援プログラム	146
元 気 3 食に学び、食を育む環境づくりプログラム	154
元 気 4 知恵と知識を呼び込み、多様なイノベーションを生み出せる 環境づくりプログラム	162



(みえのくらしづくり)

くらし 1 企業や地域の団体とともに取り組む子育て家庭への支援プログラム	166
くらし 2 多様な主体が連携・協働して取り組むごみゼロ社会づくりプログラム	172
くらし 3 閉鎖性海域の再生プログラム	176
くらし 4 みんなで取り組む地球温暖化対策プログラム	184



(みえの絆づくり)

絆 1 多文化共生社会へのステップアップ・プログラム	190
絆 2 ストック活用と都市基盤整備による市街地のくらし・にぎわい 再生プログラム	196
絆 3 「こころのふるさと三重」づくりプログラム	202

第3編 政策・事業体系	211
第1章 政策・事業体系とは	212
第2章 第二次戦略計画における施策・基本事業	215
政策・事業体系一覧	216
施策、基本事業の各ページの見方	218
第1節 一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり	221
111 人権尊重社会の実現	222
112 男女共同参画社会の実現	228
121 生涯学習の推進	234
122 学校教育の充実	240
123 青少年の健全育成	250
131 文化にふれ親しむことができる環境づくり	254
132 スポーツの振興	262
第2節 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり	267
211 地域の実情に応じた多様な雇用支援	268



212	職業能力の開発と勤労者生活の支援	274
221	安全で安心な農産物の安定的な提供	278
222	農林水産資源の高付加価値化	282
223	農水産業のもつ多面的機能の維持・向上	286
224	農業を支える生産・経営基盤の充実	290
225	安心して使える県産材等の提供	296
226	安全で安心な水産物の安定的な提供	300
227	農林水産業を支える技術開発の推進	306
231	自律的産業集積の推進	312
232	活力ある地域産業の振興	320
233	観光・交流産業の振興	328
234	技術の高度化の促進	334

第3節 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造 339

311	防災対策の推進	340
312	治山・治水・海岸保全対策の推進	348
321	交通安全対策の推進	354
322	地域安全対策の推進	360
323	安全で安心できる消費生活の確保	368
324	食の安全とくらしの衛生の確保	372
325	感染症対策の推進	378
331	健康づくりの推進	382
332	子育て環境の整備	388
333	地域とともに進める福祉社会づくり	394
341	医療体制の整備	400
342	生活保障の確保	408
343	高齢者保健福祉の推進	412
344	障がい者保健福祉の推進	418

第4節 持続可能な循環型社会の創造 425

411	廃棄物対策の推進	426
412	大気環境の保全	432
413	水環境の保全	438
421	自然環境の保全・再生と活用	444
422	森林のもつ公益的機能の発揮	450
431	環境経営・環境行動の促進	456
441	土地の計画的な利用の促進	460
442	水資源の確保と効率的な総合利用	464
443	エネルギー対策の推進	468



第5節 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造	473
511 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進	474
512 県境を越えた交流・連携の推進	478
513 科学技術交流の推進	482
521 NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）の参画による 地域社会づくりの推進	488
522 分権型社会の実現	492
523 住民参画による景観まちづくりの推進	498
524 県情報の効果的な発信による情報共有化の推進	502
525 ITの活用におけるサービスの高度化	506
531 地域の特性を生かした地域づくり	512
532 元気で魅力ある農山漁村づくり	518
533 東紀州地域の振興	522
541 快適な都市環境の整備	528
542 快適で安心な住まいづくり	534
551 道路網の整備	540
552 交通網の整備	544
553 港湾の整備	548
554 基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進	552
 第4編 行政運営の取組	 557
第1節 県民へのよりよいサービスの提供	559
610 みえ行政経営体系による効率的で効果的な県行政の運営	560
620 戦略計画の展開	566
630 持続可能な財政の運営と公平・公正な税の執行	572
第2節 民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会）	577
 地域編（地域別主要取組）	 583
1 北勢地域	586
2 伊賀地域	591
3 中南勢地域	595
4 伊勢志摩地域	600
5 東紀州地域	606
 資料編	 613
計画の策定過程・県民の皆さんからの意見反映	614
個別計画一覧	616



第1編

基本的な考え方



- はじめに 第二次戦略計画策定の趣旨
- 第1章 第一次戦略計画の総括と今後の課題
- 第2章 第二次戦略計画の基本的な考え方
- 第3章 計画の推進にあたって

第1編 基本的な考え方

はじめに 第二次戦略計画策定の趣旨

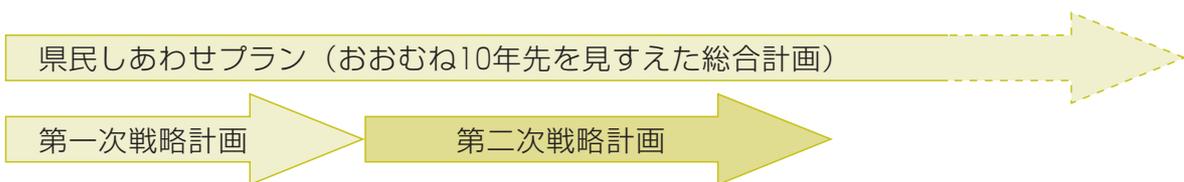
県では、2004年（平成16年）3月に、おおむね10年先を見すえた県政のめざすべき将来像とその実現に向けた道筋を示した総合計画「県民しあわせプラン」を策定するとともに、2006年度（平成18年度）までの3年間を対象とした「県民しあわせプラン・戦略計画（以下「第一次戦略計画」と表します）」を策定し、さまざまな施策、事業に取り組んできました。

「県民しあわせプラン・第二次戦略計画（以下「第二次戦略計画」と表します）」は、第一次戦略計画の取組の成果と課題を検証するとともに、時代環境の変化などを見極めながら、引き続き、「県民しあわせプラン」が掲げる基本理念を具体化するための取組を示す第二次の実施計画です。

○ 計画期間

2007年度（平成19年度）から2010年度（平成22年度）までの4年間です。

2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------



○ 計画の構成

第1編：計画の基本的な考え方です。この計画のもとになる「県民しあわせプラン」の概要をお示しするとともに、第一次戦略計画の総括と今後の県政の課題、計画の進め方などをまとめています。

第2編：三重県が迎えているチャンスに的確に対応し、県民の皆さんの安心や満足を築いていくことをねらいとして、4年間に重点的に取り組むものです。

第3編：「県民しあわせプラン」に掲げる19の政策を実現するため、施策と基本事業を体系化したものです。

第4編：施策や基本事業を推進するために行う効果的な行政運営と、行政委員会(教育委員会、公安委員会を除く。)の取組内容です。

地域編（地域別主要取組）：地域において県がどのような取組をしようとしているか、県内を5つの地域に分けてご紹介するものです。

資料編：計画の策定過程と計画を策定するにあたっての市町や県民の皆さんの意見反映、特定の政策課題に対応する個別計画について記載しています。

なお、別冊として「数値目標一覧」があります。

(参考)「県民しあわせプラン」について

「県民しあわせプラン」は、おおむね10年先を見すえた三重県の方向を示す総合計画であり、2004年（平成16年）3月に三重県議会の議決を経て策定しました。

(1) 基本理念

～「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を「県民が主役となって築く」～

- 「しあわせ」が何であるかは人によって異なりますが、県民一人ひとりが自ら人生を選択し、築いていく中で実感するものだということは共通しています。“しあわせ”の土台となる社会づくりは、個人の努力だけでできるものではありません。一人ひとりのニーズが多様化した近年、こうした社会づくりを行政が主として担っていくことが困難になっており、住民やNPOなどが主体となって社会づくりを進める事例が多くみられるようになりました。行政が中心となって「公」を担う時代が終わり、**新しい時代の「公」を県民が主役となって、多様な主体と連携しながら、つくっていく段階**に入ったことを示すものです。
- 一人ひとりがお互いの違いを認めながら、ゆとりを持って充実した人生を送ろうとする「スローライフ」の生き方が注目されています。効率性、利便性といった価値を求めすぎた生き方を問い直し、質や多様性を求める方向へと変化しつつある「新しい豊かさのかたち」を示すものです。「物の豊かさ」のみならず、**多様な生き方を認め合う「心の豊かさ」**を大切にし、“しあわせ”を実感できる社会を築いていくことが、三重県のあるべき方向です。
- 私たちをとりまく社会の情勢は混迷を深め、長引く経済不況や少子高齢化の進展、犯罪や災害の増加などが不安感や閉塞感を増大させています。土台となる安全や安心が揺らいでいては、夢や希望を持つことも難しくなります。くらしをとりまく不安や不満を安全・安心に変え、県民一人ひとりが、それぞれの価値観に応じた“しあわせ”を実感していくことのできる、「しあわせ創造県」を県民が主役となってつくっていかなければなりません。
- 「しあわせ創造県」を築くためには、**一人ひとりがしっかりとした「個」を確立することが**重要です。「個」の確立とは、一人ひとりが自由で創造的な意思をもち、自ら人生を選択し、責任を担っている状態であり、同時に、社会に参画し、「公」を担っている姿です。
「個」を確立した県民が、社会の中で活躍していく上で欠かせないものは、人と人との連帯や思いやりなどの「絆」です。競争原理に基づき、製品やサービスの質や費用が問われる市場社会とは異なり、絆社会は、親が子どもに対してそそぐ愛情や友人に対する友情といった信頼や共感に基づく人間関係で支えられています。市場社会が「競争」の原理で動いているとすれば、絆社会は「共生」の原理で動いていると言えます。私たちが“しあわせ”に生きていくためには、**市場社会のみならず絆社会を築いていくことが**必要です。
- こうした**人と人との絆や、郷土を誇りに思う“みえけん愛”**を大切にし、県民一人ひとりが家族を愛し、地域を愛し、三重県を愛する、また、地域や家族からも愛される。そして、**地**

域が主体的に意思決定し、県民が主役となって新しい時代の「公」を築き、一人ひとりの“しあわせ”が創造されていく — 「県民しあわせプラン」では、そんな「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」をつくっていくこととしています。

(2) めざすべき社会像～元気・くらしの安全安心・絆～

「県民しあわせプラン」では、次のような社会をめざします。

①一人ひとりが力を発揮し、経済や産業が元気な社会へ

- それぞれのもつ個性やこう生きたいという思いを大切に、それぞれの夢を実現していける土台が整った元気な社会
- 人びとがいきいきと働くことのできる雇用・就業環境の中、地域経済を支える元気な産業社会

②くらしの安全・安心が確立された社会へ

- くらしの安全・安心が確立され、よりよい生活をおくることができる社会
- かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会

③助け合い、ささえあいによる絆社会へ

- 互いの助け合い、思いやりを大切に、地域に愛着をもって、誰もが共生していける絆の強い社会

(3) 県政運営の基本姿勢

「新しい時代の公」のもとで県の役割を果たし、県民の皆さんと共に「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を実現していくため、三つの基本姿勢で県政運営を行います。

①県民が主役の県政

県が果たすべき役割についても、県民の皆さんが自らの意思に基づき決定していくような県政をめざしていきます。

②県民との協働により創造する県政

県民の皆さん自らが主役となって、地域を創造していくことに重点をおいて、「新しい時代の公」を担う多様な主体の連携、協働による県政を進めていきます。

③県民と共に感性を磨く県政

県民の皆さんの目線で感じ、考える力を養い、これまで以上に積極的な情報公開や情報提供を進め、情報を共有することで、県民の皆さんと行政、さらには、県民相互の心の絆を育み、県民の皆さんが、三重県への誇りを感じることができるよう県政を進めます。

第1章 第一次戦略計画の総括と今後の課題

1 第一次戦略計画の総括

「県民しあわせプラン」を実現するために、県では2004年度（平成16年度）から2006年度（平成18年度）まで、第一次戦略計画の目標達成に向けた取組を進めてきました。

（「重点プログラム」および「施策」の達成状況）

30の「重点プログラム」について、県政の最優先課題として取組を進めた結果、事業目標の達成率をもとに評価すると、「進んだ」「ある程度進んだ」とするものが29プログラムとなりました。厳しい財政状況の中で、3年間で約992億円と、計画の約9割の事業費を確保するなど経営資源を優先的に確保・投入し、おおむね順調に取組を進めることができました。

63の「施策」について、2006年度の実績を数値目標で見ると、目標値を達成したものは、4割弱に止まりました。これらの数値目標のうち、県民の皆さんにアンケートによる意識調査を行った結果を指標としたものが約3分の1を占めており、いずれも目標値を達成していません。県民の皆さんの行政に対するニーズが多様化していることや見方が厳しくなっていることが、「施策」の数値目標の達成状況を4割弱に止めた要因の一つとして考えられます。

このように第一次戦略計画による取組を進めてきた結果、「県民しあわせプラン」のめざすべき三つの社会像の実現に向けて、3年間にどう進捗したのかをまとめると次のとおりです。

（一人ひとりが力を発揮し、経済や産業が元気な社会）

県から大型の設備投資や研究開発機能の立地案件に対して補助を行うなど、産業集積の促進をはかる取組を進めたところ、景気の回復が製造業から幅広い業種に及びつつあります。県民の皆さんの要望の高かった雇用対策にも力を入れて取り組み、雇用情勢もかなり改善されました。

「平成16年度県民経済計算結果」によると、三重県の2003年度（平成15年度）から2004年度にかけての経済成長率は、実質で7.5%、名目で4.1%と全国1位でした。また、「平成17年工業統計調査結果」によると、三重県の製造品出荷額等は約9.5兆円で、2002年（平成14年）に比べ1.8兆円（23%）増加し、全国の伸び（10%）を大きく上回りました。2006年の有効求人倍率（年平均）は1.42倍（全国第5位）であり、この3年間全国上位で推移しています。県北部では、液晶や半導体、自動車関連産業等を中心とした大型の設備投資が相次いで行われ、研究開発機能の新規立地も見られる中で、燃料電池^{注1}や水素エネルギー^{注2}の研究開発拠点化など新産業創出や技術人材育成に向けた取組が進められています。

一方で、三重ブランドや地産地消^{注3}への取組が進んだものの、農林水産業や中小企業などを取り巻く状況は依然として厳しく、景気の回復動向には、産業分野や業種、企

業規模、あるいは地域による格差がみられます。

また、学校教育においては、小学校1年生から2年生へ、さらに中学校1年生へと少人数学級の対象を拡大するなどの少人数教育を進めるとともに、全国に先駆けて学校経営品質の取組を推進してきました。学校自ら子どもたちの視点に立って継続的な改善に取り組み、児童生徒、保護者、地域住民から信頼され活力ある学校づくりを進め、児童生徒の生きる力の育成に取り組んできました。

このように、人と経済の元気さという点では、全国的に見ても良好な状態で推移しており、3年前に比べると、三重は全体として、確実に「元気」になっていると言えます。

（くらしの安全・安心が確立された社会）

2003年（平成15年）夏に起きた三重ごみ固形燃料発電所のRDF^{注4}貯蔵槽爆発事故や、大量に放置されたままとなっている産業廃棄物の問題、フェロシルト^{注5}問題は、「環境先進県」を標ぼうしてきた県への信頼を揺るがすものとなりました。このような問題に対応するため、必要な調査・検討や対策の推進に取り組むとともに、資源循環型社会の構築をめざし、「ごみをどう処理するか」に力点を置いてきた従来のごみ政策を見直し、「ごみを出さない、なくす」といった考え方に転換して「ごみゼロ社会」の実現に向けた取組を進めてきました。

次に、近年、全国的に局所的な集中豪雨が発生し、土砂災害等による甚大な被害が生じており、県内でも、2004年に、未曾有^{みそ}の集中豪雨によって、宮川村や海山町（いずれも当時）など県南部を中心に大きな災害に見舞われました。こうした災害を受けて、その復旧対策に全力を挙げて取り組むとともに、より安全・安心な県土の形成に向けて、ソフト、ハード両面からの取組を進めました。

また、東海地震や東南海・南海地震など大規模災害対策の重要性の高まりを受け、「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、総合的な地震対策を推進しました。防災基盤や体制の整備に一定の成果があったものの、住宅等の建築物の耐震化など、成果が上がっていない対策もあります。2007年（平成19年）4月には、県中部を震源とする震度5強の地震も発生し、改めて、自助・共助を軸とした地域防災力の向上と、それを支える公助の取組を推進することの必要性を確認したところです。

防犯活動においても、子どもへの声かけ事案やひったくり、空き巣など県民の皆さんに身近な犯罪が多発する中で、刑法犯認知件数が減少し、刑法犯検挙率が向上しているにもかかわらず、県民の皆さんの体感治安度は上がっていません。警察官の増員などの取組を進めてきましたが、行政の取組だけでは限界があります。住民等による青色回転灯を用いた自主防犯パトロールの推進など、地域ぐるみで不安の解消に取り組んでいくことが、ますます重要になっています。

さらに、へき地等の地域を中心に、病院で勤務する医師および小児科、産婦人科等の医師について、不足や偏在が大きな課題となっており、看護職員についても人材の確保や離職者の増加が課題となっています。

このように、くらしの安全・安心という点では、県の内外でいろいろな事故や事件が起きており、未だ県民の皆さんが安全・安心を実感するにはいたっていません。

(助け合い、ささえあいによる絆社会)

2004年7月に、熊野古道が世界遺産に登録され、地域資源を生かした東紀州地域の取組に弾みがつきました。2006年3月には「新たな命の道」である紀勢自動車道勢和多気～大宮大台間が開通し、高速道路網が東紀州地域へと延伸しつつあります。また、2005年2月には中部国際空港が開港し、県内からも津、四日市、松阪などから複数の海上アクセス航路が開設されました。同年に開催された「愛・地球博」の影響もあって、伊勢湾地域や名古屋圏への関心が高まる中、県内でも2013年（平成25年）に向けて第62回式年遷宮の諸行事が始まるなど、「三重県観光振興プラン」に基づく事業展開とともに、観光入込客もこの3年増加に転じています。

次に、市町村合併により、県内は69市町村から29市町に再編されました。市町の規模が拡大するとともに、それぞれの市や町で、建設計画に基づき、新しいまちづくりが進められるなど、基礎自治体である市町の自立性が高まりつつあります。このような中で、県から市町への権限移譲の推進や県と市町との連携の強化、役割分担の見直しなど、県と市町の対等・協力の関係構築に向けた取組を進めてきました。一方、地域の多様な主体による協働の取組や行政に参画するしくみづくりが進むなど、「新しい時代の公」に向けた動きが活発化しています。

このように、絆社会の形成という点では、基礎自治体の体制が充実する中、交通アクセスが改善され、観光・交流に新たな動きがみられるなど、交流の基盤整備が着実に進んでいます。

以上見てきたように、第一次戦略計画に基づき、重点プログラムなどの取組を進めた結果、安全・安心の実感という点では、未だ県民の皆さんに満足いただける状況にはないものの、人と経済の元気さ、あるいは交流による絆社会の形成という面で、「県民しあわせプラン」で掲げためざすべき社会像の実現に近づきつつあるのではないかと見ています。

2 時代環境の変化と県政の課題

「県民しあわせプラン」策定時（2004年3月）には、時代環境の変化として、**人口減少社会における新しい「豊かさ」、地方分権の本格化、産業構造の変化**の三つを掲げました。こうした変化は、今なお加速し、新たな課題を伴って顕在化しており、第二次戦略計画期間中に、県政としてとらえるべき課題を改めて次の三つに整理しました。

(1) 人口減少社会の到来

日本全体では既に人口減少局面に入ったとされます。依然として出生率の低下が止まらず、人口が減る社会の到来が現実のものになりました。県内においては、外国人県民の転入による増加が自然減を補う形で微増のままに推移してきましたが、第二次戦略計画の期間内にも県民の総人口が減少に転じるものと推測されます。

人口が減少し、少子高齢化が進んでいく中で、集落機能の維持、労働力人口の確保、地域社会での次世代育成への取組、女性や「団塊の世代」など高齢者の活用、若者の格差や不平等感などの問題が指摘されています。

少子高齢化に対応するために、子育てへの支援体制を拡充するなど、企業も含めた地域社会が一体となって、子どもを産み、育てやすい環境をつくる必要があります。また、労働力人口や地域社会の担い手を確保するため、女性、高齢者、若者の就労や社会参加を進める必要があります。

また、中山間地域やまちなかにおける地域社会の担い手として「団塊の世代」の動向が注目されており、二地域居住^{注6}など交流による人口の増加策について、市町とともに引き続き取り組んでいく必要があります。さらに、集落機能が維持できなくなる「限界集落^{注7}」の実態を市町とともに把握するなど、人口減少が将来の三重県の地域社会にもたらす影響について、最新の人口推計結果等をふまえ、調査検討する必要があります。

(2) 知識集約型の産業構造への転換

構造改革が進展し、景気が長期の回復過程にある中で、一段の経済発展をめざし、人口減少に伴う諸課題や格差問題の解決をはかっていこうとする考え方が高まっています。

ものづくり産業にあっても、サービス産業にあっても、経済のグローバル化が進み、世界規模での競争が激しさを増す中で、日本には知的財産^{注8}（知的な価値）を生かしていく産業の知識集約化がますます求められています。

一方、成熟社会の中で、人びとの関心が多様化するとともに、日本のさまざまな文化やそれを生み出す日本人の感性の価値が国際的にも注目されるようになっていきます。

こうしたことから、燃料電池や高度部材^{注9}など、次世代産業の集積の芽を育てるため、研究機関の誘致や人材育成をはかるとともに、多様な主体による研究交流や共同研究などを促進し、地域の知的財産の創造・保護・活用につながる取組を充実する必要があります。また、文化施設や高等教育機関などの知の拠点としての機能を充実し、県民の皆さんの自己実現を通じて新たな知恵の創出や地域の魅力の向上につなげる必要があります。

(3) 第二期地方分権改革への対応

第二期地方分権改革がスタートし、国と地方との役割分担の見直しや、権限移譲、税源移譲を含めた地方税財源の充実強化などの課題について、議論が行われており、道州制の議論も活発化しつつあります。また、県内では、市町村合併の進展により対等・協力の関係づくりとともに、県と市町を通じた、効率的で効果的な地方行政のあり方が改

めて問われています。

一方、景気回復の動向は地域によって大きな差があり、県内でも北勢地域と東紀州地域（特に、紀南地域）とでは雇用の指標などに依然として格差があり、「平成16年度三重県の市町村民経済計算」によれば、所得ベースでの格差が拡大しています。

合併や改革が進む中で、全国的にも、裕福な自治体と、環境条件に恵まれない地域にある自治体との間で財政力などの格差拡大が指摘されています。このような中で、国においては地域の再生を大きな政策課題として認識し、体系的な政策パッケージとして提示しています。

第二期地方分権改革をしっかりと進めた上で、道州制の議論を行っていくよう、国に対して他府県等と提案していくとともに、中部圏、近畿圏など広域のブロックを念頭においた取組を進める必要があります。また、市町の自主性の確保の観点から市町の取組を支援するとともに、自立した地域社会を確立するために、経済的な基盤を整備していく必要があります。

-
- 注) 1 燃料電池：水素と酸素を電気化学的に反応させて、その反応エネルギーを電気として取り出す発電装置
- 注) 2 水素エネルギー：燃焼しても水しか発生しないことから、クリーンかつ地球温暖化防止の点で期待される新エネルギーの一つ。燃料電池のエネルギーなどとして用いられる。
- 注) 3 地産地消：地元産の農林水産物を地元で消費することに止まらず、地域の食への理解を深めたり農作業等を体験したりすることなどを通じて、地域住民が、自分たちの生活や地域のあり方などを見つめ直すこと
- 注) 4 R D F：Refuse Derived Fuel ゴミ固形化燃料。家庭等から出る可燃性のごみを破碎、乾燥し、石灰等を加え、クレヨン状に固めたもの。発熱量は1キログラムあたり約4,000～5,000キロカロリーで、暖房や発電の燃料として用いられている。
- 注) 5 フェロシルト：酸化チタン（白色顔料）の製造過程で発生する使用済み硫酸を原料として製造され、県の認定リサイクル製品であった土壌埋め戻し材
- 注) 6 二地域居住：都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期、定期的、反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係をもちつつ、都市の住居に加えた生活拠点をもつこと
- 注) 7 限界集落：65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ社会的共同生活の維持が困難になった集落のこと
- 注) 8 知的財産：発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品または役務を表示するものおよび営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報
- 注) 9 高度部材：複数の要素技術（材料創生、加工、計測・評価、製造技術等）を組み合わせ、すり合わせることで作られる、高度な機能をもつ部品・材料

第2章 第二次戦略計画の基本的な考え方

1 地域主権の社会の実現をめざして

「県民しあわせプラン」は、県民の皆さんが主役となって、それぞれの思いをもとに、主体的に自らの住む地域をつくっていくことのできる「地域主権の社会」をめざしています。この社会を実現するため、第二次戦略計画においては、「文化力」と「新しい時代の公」の考え方をもとに県政を展開していきます。

(1) 文化力

これまで、暮らしの中の経済的な豊かさや利便性を高めることに重点を置いてきましたが、あまりにもこうしたことを強調してきたため、社会や地域にさまざまなひずみをもたらしています。また、社会の成熟化に伴い、生活の質や一人ひとりの生き方、暮らしの中のしあわせ感をより大切にしている時代になっています。

そこで、県では、効率性やスピードを求めすぎた結果、顕在化してきた社会のさまざまなひずみを解消し、一人ひとりが元気で、地域が輝く社会の実現をめざす上で、文化の持つ力（「文化力」）に着目し、「みえの文化力指針」を2006年（平成18年）5月に策定しました。この中では、文化を「生活の質を高めるための人びとのさまざまな活動およびその成果」と広く定義した上で、「文化力」について、「文化の持つ、人や地域を元気にし、暮らしをより良くしていく力および人や地域が持っている人々を引きつけ、魅了する力」としています。

第二次戦略計画では、「“みえけん愛”を育む社会」を実現するための具体的な政策展開をはかっていく上で、「文化力」を政策のベースに位置づけ、経済と文化のバランスのとれた政策へと転換していくこととし、人間力、地域力、創造力からなる「文化力」の視点ですべての政策を見直しました。

(2) 新しい時代の公

県では、「新しい時代の公」の考え方や取組方向を示した『「新しい時代の公」推進方針』を2005年（平成17年）4月に策定した上で、実践提案事業などに取り組み、多様な主体と連携、協働する事業の展開方法などについて検討を行ってきました。

「新しい時代の公」は、行政だけでなく、多様な主体の参画を前提として、公共の役割をとらえ直し、みんなで一緒に「公」を担っていくことで、住みよい地域社会をつくらうとするものです。例えば、これまで行政が主導して道路、公園などの事業計画を決めることが多くありましたが、この計画づくりに地域の皆さんが主体的に参加し議論を重ねて計画を策定するといった取組や、NPO、ボランティアサークルが子育て支援や高齢者への配食サービスを自主的に行う取組など、地域の課題を解決するための県民の皆さんの自主的な取組が含まれます。

第二次戦略計画では、“しあわせ創造県”を「県民が主役となって築く」ため、引き続き「新しい時代の公」を県の仕事の進め方のベースとして取り組むこととし、多様な主体の参画を前提に、どの主体が担うべきか、県はどのような役割を果たすべきかといっ

た観点から、すべての事業を見直しました。

(3) 「文化力」と「新しい時代の公」による政策展開

「文化力」に基づく政策のめざすところは、政策の発想や視点を変えることにより県民の皆さんとともに公共サービスの質を高め、県民の皆さんの生活の質を高めることにあります。そのために、これまでの経済性、効率性を重視し、県が主体となる政策から脱却し、公共サービスを提供する多様な主体の、互いの力を認め合い、地域の資源を生かすといった視点から政策を考えていきます。

また、「新しい時代の公」については、これまでの取組をふまえて、「開く」、「結ぶ」、「創る」をキーワードに新たな取組を進めていきます。そのために、県が主体的に取り組んできた業務を開放していく取組（開く）や、多様な主体との協働を円滑に進めるためのルール（結ぶ）、多様な主体が相互に情報提供や意見交換をし、新しい取組を進める場づくり（創る）について検討していきます。

2 地域政策の考え方～県土づくりと地域づくり～

「県民しあわせプラン」策定後、地域をめぐる状況は大きく変化しました。県内では、69市町村から29市町に変わり、市町が従来に比べ広い地域の政策を担うようになりました。また、経済のグローバル化の進展を背景に、国土形成計画^{注1}の策定作業や道州制の議論が本格化する中で、経済界などを中心に、県を越えた広域的な圏域（ブロック）を志向する動きが顕著になっています。

このような状況の変化を受けて、県と市町の役割分担を意識しながら、県は中部圏、近畿圏など県境を越えた視点も含めて、より広域的な観点からその役割を果たしていく必要があります。市町にもブロック化の動きに対応できる行財政能力が求められています。

第二次戦略計画では、県域全体を対象とした「県土づくり」と、県域よりも狭いエリアを対象とした「地域づくり」の二つの方向で地域政策に取り組んでいきます。

(1) 県土づくりと地域づくり

県土は、近隣、市町、市町域を越えた地域などの重層的な集合体であり、それぞれが個性豊かでまとまりのある元気な地域となることで、全体として活力と魅力にあふれたものとなります。

このような県土を実現するため、「県土づくり」には、県域全体あるいは県域を越える視点から、県土を構成する多彩な地域が活力や魅力を十分に発揮できる取組が求められます。また、「地域づくり」には、自ら地域のもつ資源や抱える課題を認識した上で、こうした資源を活用した地域のビジョンを描き、実践していくことが求められています。

「県土づくり」においては、広域自治体としての県が行政の主な担い手となり、「地域づくり」においては、住民に最も身近な基礎自治体である市町が行政の主な担い手となります。「県土づくり」と「地域づくり」は密接に関連していることから、県は市町

との連携をより一層強めていくこととし、多様なパートナーシップにより取り組む効果的な地域づくりの推進をはかるため、「県と市町の地域づくり支援会議」を設置しました。

(2) 「県土づくり」の三つの視点

県は、県域を越えたブロック化の動きに的確に対応するとともに、活力をもった魅力的な地域を県土全体に広げるための取組と、こうした取組を促進する基盤整備という三つの視点で「県土づくり」に取り組みます。

① 県域全体または県域を越えた視点

国土形成計画の方向や道州制の議論などに的確に対応し、取組の対象や事業の効果が県土全体または県域を越えた広域に及ぶような施策、事業に取り組みます。

三重県は、国土形成計画法では中部圏に位置づけられていますが、中部圏、近畿圏の結節点に位置していることから、戦略的な産業集積や、大規模災害への対応、伊勢湾の再生など、三重県の振興や安全・安心の基盤づくりにつながる事業を、それぞれの広域地方計画に盛り込んだ上で、中部圏、近畿圏の他府県と連携した取組を進めていきます。

② 地域資源の利活用の視点

各分野で貴重な地域資源を掘り起こすとともに、「地域づくり」で培われた地域資源に着目して、これらを互いに結びつけたり、磨き、価値を高めたりして、県域全体や県域を越えて広がる取組を進めます。

地域資源の発掘や利活用にあたっては、他の地域にはなく自分たちの地域にあるものに気づくことが必要であり、地域に存在する歴史・文化資源などを生かした取組を進めます。

③ 基盤整備の視点

県域を越えた交流、連携を活発にするための高速道路網などの交通基盤等の整備や、産業や県民の皆さんのくらしを豊かにする森林などの自然環境の保全に取り組みます。また、「新しい知恵」、「独自の知恵」といった知的財産などもこれからの地域社会を支える基盤であり、保全・創造等に取り組みます。

(3) 「県土づくり」の振興方向

こうした視点から三重県の特性をみると、蓄積された技術力をもとに新産業創造に挑戦する県北部と、世界遺産登録を契機に恵まれた自然や文化を生かした取組を行おうとする県南部ではめざす方向が異なっています。そこで、「県土づくり」は「産業集積活用ゾーン」と「自然・文化活用ゾーン」の二つのゾーン（振興方向）で展開していきま

す（図1参照）。

◆産業集積活用ゾーン

県北部は、日本列島の中央部、中部圏、近畿圏の結節点に位置するなど有利な地理的条件を有しており、北勢地域を中心に、既存の自動車産業や高度部材に加え、液晶・半導体関連産業など裾野の広い産業が集積しつつあり、浜松、三河、名古屋から、京阪神地域にかけて、ものづくりの大きな集積帯が形成されています。

こうした地理的優位性や、集積のメリット（技術・ノウハウ、人材、インフラ）を生かし、さらに高めつつ、燃料電池やバイオ・メディカル関連産業等の新成長産業の集積を進め、産学官連携のもと、知識集約型への産業構造の転換を進めます。

また、新名神高速道路や東海環状自動車道の整備を促進し、伊勢湾と大阪湾のスーパー中枢港湾、中部と関西の両国際空港を東西に擁した地域として、一段ともものづくりの拠点性を高めていきます。

図1 「県土づくり」の二ゾーンのイメージ



◆自然・文化活用ゾーン

県南部は、紀伊半島の一角を占め、伊勢神宮をはじめ、奈良や京都などの古都と結び歴史街道や、自然と人間の信仰心が一体となった世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を有するとともに、近隣府県には古都の文化財などの豊かな歴史・文化資産を擁しています。

また、伊勢志摩、吉野熊野の両国立公園を中心として、大台ヶ原・大杉谷、日本一の清流である宮川、リアス式海岸など海・山・川の美しい自然の光景に恵まれています。

こうした自然・文化的資源を生かし、近隣府県と連携しながら、首都圏や東アジアなどからの誘客を促し、観光・交流の舞台としての整備を進めます。また、地域の農林水産資源の高付加価値化、ブランド化を進め、二次産業、三次産業との複合化をはかり、地域資源を生かした企業誘致や観光・交流産業の創出に取り組みます。

さらに、2013年（平成25年）の御遷宮も念頭に置いて、「新たな命の道」として紀勢自動車道等の高速道路の整備を急ぎます。

(4)「地域づくり」の支援と補完

広域ブロック化の動きに対応できる強じんな地域となることが求められる中で、市町には、地域経営の総合的な主体として、個性的で活力と魅力ある「地域づくり」を進めることが期待されています。

県は、法律等に規定された事業を行う主体として「地域づくり」に参画するとともに、県域全体に共通する課題や「県土づくり」に大きく貢献するもの、あるいは地域資源の結びつけによって、全県的な政策課題の解決につながるもの等について、市町の自発的な「地域づくり」の取組を支援、補完し、県の役割を果たしていきます。

また、都市圏から離れ、地形的にも整備が進みにくい中山間地域や過疎・離島地域などでは、人口減少や高齢化の進展などが加速し、地域の活力が低下しています。こうした条件不利地域にある市町に対しては、自立に向けた支援や市町の役割の補完などを行い、県の役割を果たしていきます。

注) 1 国土形成計画：国土の利用、整備および保全を推進するための総合的かつ基本的な計画。国土形成計画法（2005年12月施行）に基づく計画として、国において策定作業が進められている。全国計画と広域地方計画からなり、従来の国土総合開発法に基づく全国総合開発計画（第1次～第5次）に替わるもの

第3章 計画の推進にあたって

1 行政経営資源の見直し

(1) みえ経営改善プラン

県では、2006年（平成18年）3月に「みえ行政経営体系」によるさらなる経営改善策として、「みえ経営改善プラン」を取りまとめ、財政見直し、定員管理の適正化等を示しました。

その後も、厳しい財政状況と効率的で効果的な行政サービスへの要請を背景に、国と地方を通じた行財政改革の進展が求められており、「行政改革推進法（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律）」によって、地方公務員総数の減少をめざし、地方公共団体に対して厳格な管理を要請されています。さらには、「骨太の方針2006（経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006）」で示された今後5年間の歳出改革によって、地方財政の規模の抑制圧力はますます強まっています。

このような中、県として、「文化力」に基づく政策を、「新しい時代の公」にふさわしい進め方で展開し、「質の行政改革」を推進していくことによって、公共サービスの水準を維持し、さらには向上させていく必要があります。

このため、これらの状況と「みえ経営改善プラン」策定後の取組の進捗等をふまえ、具体的取組や中期財政見直しを見直した「みえ経営改善プラン（改定計画）」を、2007年（平成19年）7月に策定しました。この取組により、一層簡素・効率的で、県民の皆さんから信頼される行政運営を推進します。

(2) 計画期間中の財政見直し

県財政は、2003年度（平成15年度）から2006年度（平成18年度）までの「三位一体の改革」に伴う地方交付税の大幅削減などにより、約300億円の一般財源総額が削減されました。このことが、県の財政構造の硬直化を一層進め、事務事業の見直し等による経費削減を行っても、現在、経常的に必要な経費として一般財源収入の9割以上が費やされており、財政需要に機動的に対応できる余地が失われつつあります。

このような状況の中で、2006年7月には「骨太の方針2006」が閣議決定され、財政健全化のための今後5年間の歳出改革として「歳出・歳入一体改革」が示されました。今後、国が示す地方財政計画は、個々の地方公共団体の財政健全化取組の達成度にかかわらず、「歳出・歳入一体改革」に沿って策定されることとなります。このため、地方交付税、地方債、国庫補助金などの財源がさらに厳しく抑制されていくものと考えられます。多くの財源を国に依存する現状において、このように厳しい国の歳出削減計画に基づく地方への財源抑制は、本県にも極めて厳しい財政運営を強いることとなります。

このように、これまでにない厳しい財政運営が予想される中であっても、計画を着実に実行していく必要があります。このため、予算編成の中で事業の廃止・見直しなど、「選択と集中」を一層進めつつ、「身の丈」にあった財政運営を行っていくという基本的考え方の下、計画期間中の財政見直しを表1のとおり試算しました。

なお、国の地方財政対策や景気の動向等により、財政見直しが変わる場合があります。

表1 計画期間中の財政見通し（一般会計）

（単位：億円）

		2007年度 (H19)	2008年度 (H20)	2009年度 (H21)	2010年度 (H22)	備 考
歳 入	県 税	2,738	2,850	2,981	3,095	「日本経済の進路と戦略参考試算(H19.1.18内閣府作成)」を参考に試算
	地方交付税	1,269	1,209	1,134	1,074	県税等の伸び率を参考に試算
	国庫支出金	739	715	712	698	歳出に連動
	県 債	959	931	933	866	歳出に連動
	そ の 他	1,188	1,108	1,051	1,057	・地方消費税清算金および地方譲与税は県税の伸び率に連動 ・基金繰入金は残高見込から試算 その他は歳出に連動
	歳 入 計	6,893	6,813	6,811	6,790	
歳 出	人 件 費	2,381	2,380	2,372	2,371	・給与改定は名目成長率に連動 ・定数は定員適正化計画（削減総額は約90億円）に基づき試算
	うち退職手当	235	244	240	244	・退職手当は年齢構成から試算
	公 債 費	965	978	989	1,051	県債発行額と連動
	一般行政経費・ 投資的経費等	3,547	3,491	3,497	3,423	・投資的経費は年平均3%程度削減 ・「施策別財源配分経費」は毎年10%程度削減 ・税収関連交付金は、県税の伸び率に連動
	歳 出 計	6,893	6,849	6,858	6,845	
歳出額のうち重点的な取組にかかる事業		370	395	397	397	4か年の合計額 1,559
要調整額 (歳出－歳入)		0	36	47	55	

※ この試算は、備考欄に示した方法により算出しています。なお、今後の地方税の伸び率や名目成長率等については、2007年1月18日に経済財政諮問会議に提出された「日本経済の進路と戦略－内閣府試算」のデータを参考にしています。

2 計画の進行管理

(1) みえ行政経営体系

第二次戦略計画を着実に推進するために、「みえ行政経営体系」により、全体最適な県政運営を行います。

「みえ行政経営体系」は、経営品質向上活動、危機管理、環境マネジメントシステム（ISO14001）を「マネジメントのベース」に位置づけ、「広聴広報・情報マネジメント」により県民ニーズ等を把握、反映する中で、「戦略策定（プラン=P）」、「戦略展開（ドゥ=D）」、「評価（シー=S）」のサイクルが相互に連携して的確にマネジメントされるという五つの枠組みで構成されています（図2参照）。

戦略計画は、「戦略策定」の主要なしくみに位置づけられており、戦略計画で明らかにした施策や事業は、「率先実行取組」や「みえ政策評価システム」によって、プラン・ドゥ・シーの進行管理を行います。前年度の取組については、実績評価の結果をふまえ、「県政報告書」として取りまとめ、公表するとともに、行政経営資源が効率的・効果的に活用されているかなどの観点から成果や課題を検証し、必要な事務事業の見直しを検討します。「県政報告書」に対する県民の皆さんからの意見は、翌年度の県政運営の考え方をまとめた「県政運営方針」に反映することとしています。

(2) 評価のしくみ

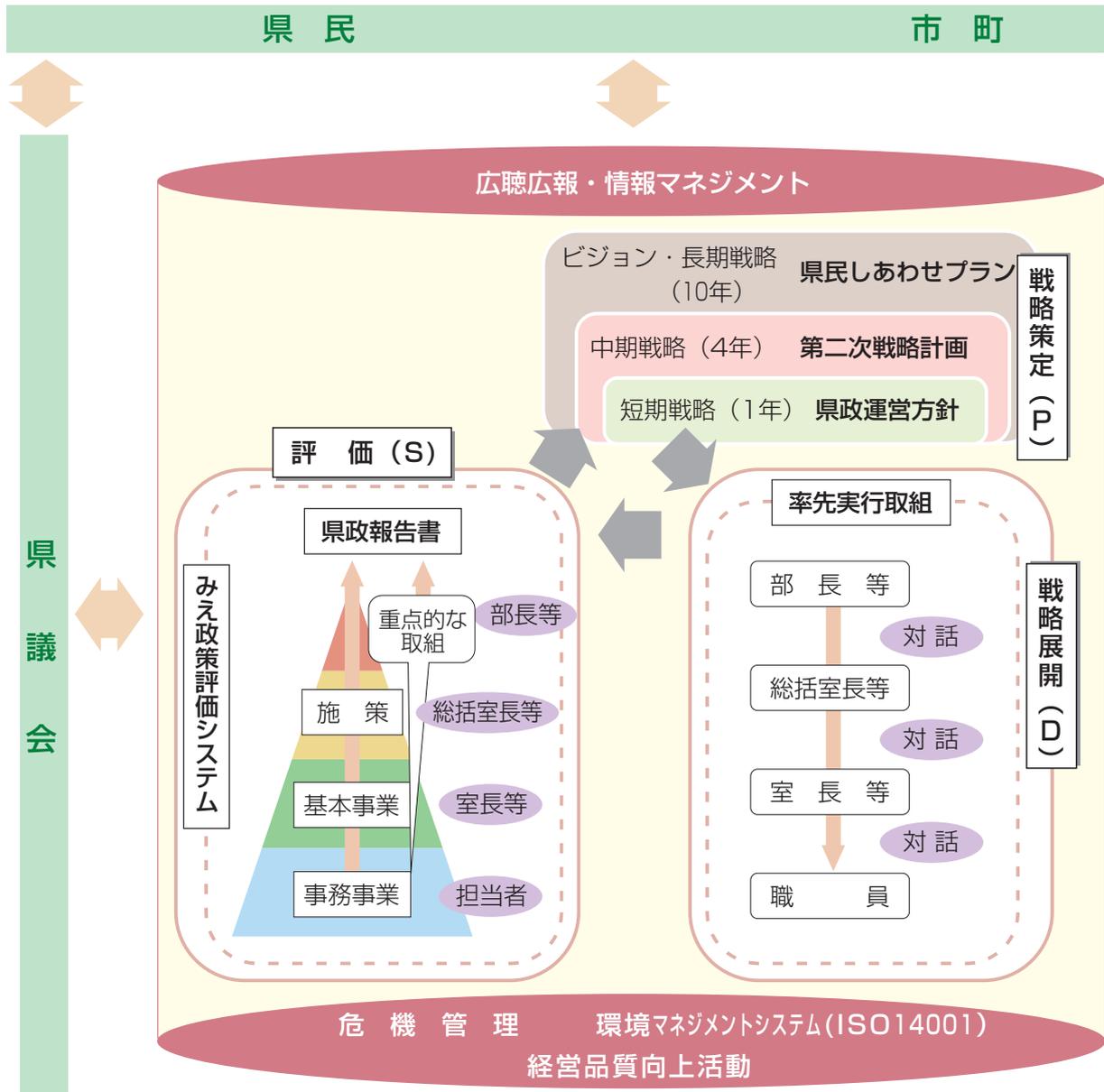
第二次戦略計画の施策や事業展開の評価を的確に行うために、「みえ政策評価システム」を運用します。

「みえ政策評価システム」は、県が取り組んだ施策や事業の成果、課題などを分析し、次の展開につなげるための行政評価のしくみです。施策、基本事業、事務事業および重点的な取組の責任者が、取り組んだ施策や事業などについて、多角的な視点から「どのような成果があったのか」「残った課題は何か」などを分析し、評価表として公表することで、県民の皆さんとの情報共有をはかりながら、いただいたご意見を今後の県政運営に生かします。

第二次戦略計画期間中の「みえ政策評価システム」の運用にあたっては、これまでのシステムを基本として、「文化力」と「新しい時代の公」の視点を反映させ、次の事業展開や行政経営資源配分などの議論にさらに活用されるよう、必要な運用上の改善を継続的に行います。

また、第二次戦略計画の<施策>には、県民の皆さんにとっての成果を表す指標に加え、県が取り組んだことの効果を表す指標を併置し、複数の数値目標を掲げました。評価にあたっては、県が<施策>等の中で取り組んだことが、どのように県民の皆さんにとっての成果につながったのかなど、数値目標の視点からもよりわかりやすく説明できるようにします。

図2 第二次戦略計画におけるみえ行政経営体系のしくみ



(3) 県政運営方針

「県政運営方針」は、「みえ行政経営体系」に位置づけられた単年度の県政運営の指針、戦略であり、職員の業務執行の拠り所となるものです。

第二次戦略計画では、「選択と集中」を明示する重点的な取組として、「重点事業」と「みえの舞台づくりプログラム」を設けています。構成する事業については、4年間の事業費等を予め示していますが、評価システムに基づく事業効果の検証や毎年度の財政状況などをふまえ、柔軟に対応して見直すものとしています。

毎年度の見直し状況については、「県政運営方針」の作成過程で考え方を示しながら、当初予算編成を経て明らかにしていきます。

3 「文化力」と「新しい時代の公」に基づく計画の推進

第二次戦略計画における県政は、職員数や予算など経営資源をとりまく大変厳しい状況の中で、「文化力」に基づく政策を、「新しい時代の公」にふさわしい進め方で展開し、「県民しあわせプラン」の基本理念の実現をめざして進めなければなりません。

県民の皆さんと「文化力」や「新しい時代の公」の考え方を共有していくために、県の広報誌やテレビ等の媒体を活用したり、講演会やシンポジウムを開催したりして、積極的な広聴広報活動を推進します。

また、総合計画に基づく県政運営に県民の皆さんに参加いただくため、第二次戦略計画の策定にあたっては、「みえの舞台づくり百人委員会」を設けたり、「一万人アンケート」を活用するなど、多様な広聴手段によって、県民意見の把握に努めてきました（巻末資料編参照）。計画の策定過程だけではなく計画を進める上でも、県民参加の機会を設けることが重要であることから、県民の皆さんからご提案をいただくための新たなしくみについて検討しています。

次に、地域での政策展開の場面を考えると、最大のパートナーである市町の理解を得た上で、市町と共に取組を進めることが大切です。「膝づめミーティング」や「県と市町の新しい関係づくり協議会」等の機会のほか、新たに設置した「県と市町の地域づくり支援会議」などにおいて、市町と県の職員同士が情報や認識を共有し、連携を強化します。

一方、県職員には、既存の制度、しくみや前例にとらわれない柔軟な対応や、コーディネート能力など多様な主体との協働の取組を進める上で必要な能力の向上が求められます。「経営品質」の取組を進めながら、NPOとの協働による実践的な研修をはじめ、さまざまな研修の機会を通じて職員の意識改革と資質向上に取り組みます。

第2編

重点的な取組



- 第1章 重点的な取組とは
- 第2章 重点事業の取組
- 第3章 みえの舞台づくりプログラムの取組

第2編 重点的な取組

第1章 重点的な取組とは

重点的な取組とは

重点的な取組は、2007年度（平成19年度）から2010年度（平成22年度）の4か年で戦略的に取り組む、県民の皆さんへの約束です。

限られた行政経営資源のもとで“しあわせ創造県”を実現していくためには、「選択と集中」が不可欠であることから、第一次戦略計画では、県民の皆さんの不安や不満を解消することを目的として、30本の重点プログラムに取り組みました。

第二次戦略計画では、県民の皆さんの不安や不満の解消に取り組んだ上で、三重県が迎えているチャンスに的確に対応し、県民の皆さんの安心や満足を築いていく必要があります。このため、第一次戦略計画の重点プログラムに替わるものとして重点的な取組を設け、「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」の実現のために「選択と集中」をはかります。

重点的な取組の種類

重点的な取組は、県の関わり方の違いから「重点事業」と「みえの舞台づくりプログラム」の二つに分けて進めます。

○ 重点事業

県民の皆さんの不安や不満を解消し、安心や満足を築く上で、特に、重要かつ緊急に対処すべき課題を整理し、その解決に貢献できる効果的で必要性の高い事業を厳選したものです。

県が主体となり、目の前にある課題に対して行政経営資源を重点的に投入することで、「第3編 政策・事業体系」に位置づけた目標を効果的に達成します。

○ みえの舞台づくりプログラム

これまでの手法では効果的に解決できないような課題や、将来に向けて新たな取組が求められているテーマに対して、発想を転換し、県のみならず他の主体の参画を得て、多様な主体が役割を分担しながら挑戦していくものです。県は、部局や分野を越えて横断的に取り組み、県としての役割を果たしながら、環境整備や参画する主体間の調整を中心に担います。

また、みえの舞台づくりプログラムは、他の主体の参画度合いなどに応じて、年々進化していく性格のものです。

重点的な取組のマネジメント

重点的な取組は、2007年度から2010年度までの4か年に目標を掲げ、目標達成のための取組を、4か年の事業内容、事業費として示しています。

県の歳出（一般会計）の中で、予算枠を確保し、重点的な取組の構成事業に優先的な財源配分や職員定数配置を行います。

重点的な取組は、主担当部長がマネジメントし、説明責任を負います。

① 進捗状況の把握

「重点事業」の進捗状況は、「重点事業」全体の数値目標および構成事業ごとに定める事業目標の達成状況をふまえて、主担当部長が把握します。

「みえの舞台づくりプログラム」の進捗状況は、プログラムを構成する事業（県の取組）の達成状況や他の主体の参画状況をふまえて、主担当部長が把握します。他の主体の参画状況については、主担当部長と構成事業の担当部が連携し、把握に努めます。

② 成果の検証と見直し

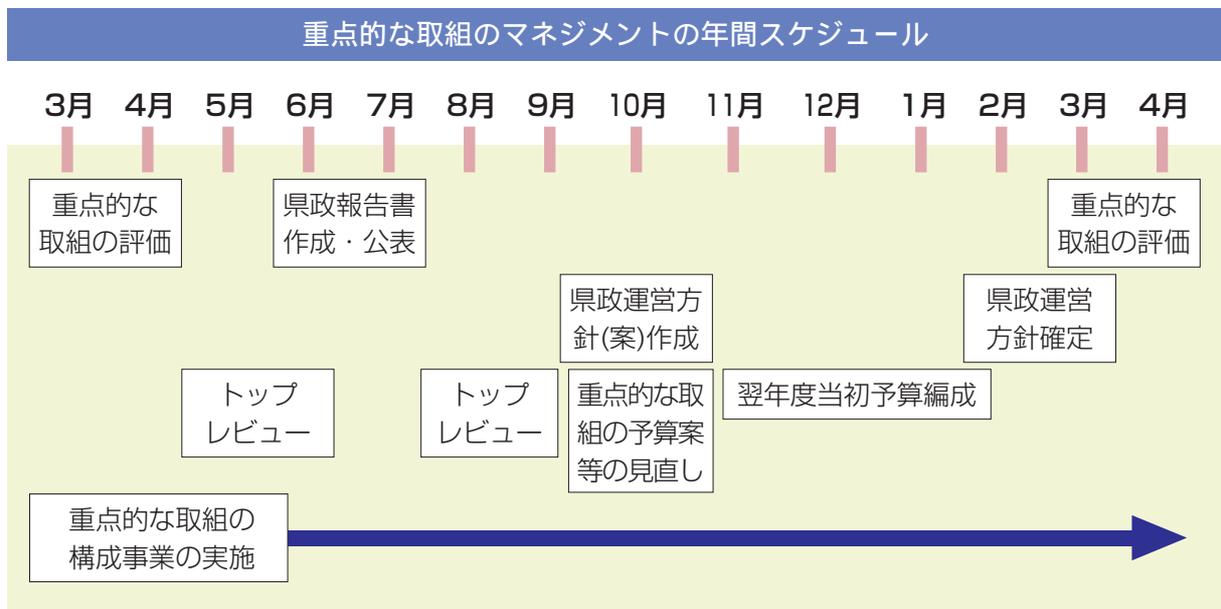
「県政報告書」に対する県民の皆さんのご意見や社会情勢の変化、他の主体の参画状況をふまえ、重点的な取組の成果について、知事と主担当部長等とのトップレビュー等の場で検証します。「県政運営方針（案）」において、重点的な取組ごとの展開方向を示します。

また、当初予算編成過程を通じて、事業内容、事業量、事業費を見直します。

特に、みえの舞台づくりプログラムについては、他の主体の参画を促しながら、プログラムの枠組みも含めて見直すこととします。

③ 実績評価と「県政報告書」による公表

重点的な取組の年度末時点の進捗状況は、実績評価として「県政報告書」にとりまとめ、県民の皆さんに公表します。



(参考) 重点的な取組の一覧

○ **重点事業** (詳しくは、27～135ページをご参照ください。)

※ 「県民しあわせプラン」のめざすべき三つの社会像に分けて、21の取組を位置づけています。

(みえの元気づくり)

- ・ 「人間力」の向上／みえの人づくり
- ・ 女性および高齢者のチャレンジ支援
- ・ 農山漁村再生への支援
- ・ 国際競争力を高める産業集積の形成
- ・ 地域の資源を活用した産業振興
- ・ 東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化

(みえのくらしづくり)

- ・ 「いのち」を守るみえの地震対策
- ・ 異常気象に備える緊急減災対策
- ・ 人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり
- ・ 安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備
- ・ 安心して子どもを産み育てられる子育て環境の整備
- ・ 児童虐待への緊急的な対応
- ・ 地域医療体制整備の促進
- ・ 高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備
- ・ 障がい者の地域における自立への支援
- ・ 不法投棄等の是正・防止対策の推進
- ・ 森林再生「三重の森林づくり」

(みえの絆づくり)

- ・ 「住んでよし、訪れてよし」の観光みえ・魅力増進対策
- ・ 地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援
- ・ みんなで進める三重の景観づくり
- ・ 交流・連携を広げる幹線道路網の整備

- **みえの舞台づくりプログラム**（詳しくは、137～209ページをご参照ください。）
※ 「県民しあわせプラン」のめざすべき三つの社会像に分けて、11の取組を位置づけています。

（みえの元気づくり）

- ・ 「地域の知の拠点」連携・創造プログラム
- ・ 若年者の自立支援プログラム
- ・ 食に学び、食を育む環境づくりプログラム
- ・ 知恵と知識を呼び込み、多様なイノベーションを生み出せる環境づくりプログラム

（みえのくらしづくり）

- ・ 企業や地域の団体とともに取り組む子育て家庭への支援プログラム
- ・ 多様な主体が連携・協働して取り組むごみゼロ社会づくりプログラム
- ・ 閉鎖性海域の再生プログラム
- ・ みんなで取り組む地球温暖化対策プログラム

（みえの絆づくり）

- ・ 多文化共生社会へのステップアップ・プログラム
- ・ ストック活用と都市基盤整備による市街地のくらし・にぎわい再生プログラム
- ・ 「こころのふるさと三重」づくりプログラム

第2章 重点事業の取組

重点事業の取組目標、構成事業の事業量、事業費等は、2007年度（平成19年度）の6月補正後の予算額、第二次戦略計画策定時点における2008年度（平成20年度）、2009年度（平成21年度）および2010年度（平成22年度）の見込み額をもとに表しています。

ただし、2008年度以降については、毎年度、重点事業の成果を検証し、事業内容や事業量、事業費の見直しを行うこととしています。また、今後の経済動向や地方分権改革の動向において県の財政状況が変化すること、県と市町の新しい関係づくりにおける権限移譲および交付金・補助金・負担金の見直し等により事業のしくみが変わる事等が予想されることから、重点事業の事業費の見込み額についても可能な限り節減をはかるなど変動することがあります。

● ● ● 重点事業一覧 ● ● ●

みえの **元気** づくり

	(主担当部)	………[ページ]
元気 1 「人間力」の向上／みえの人づくり	(教育委員会)	………30
元気 2 女性および高齢者のチャレンジ支援	(生活部)	………36
元気 3 農山漁村再生への支援	(農水商工部)	………40
元気 4 国際競争力を高める産業集積の形成	(農水商工部)	………44
元気 5 地域の資源を活用した産業振興	(農水商工部)	………50
元気 6 東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化	(政策部東紀州対策局)	………57

みえの **くらし** づくり

くらし 1 「いのち」を守るみえの地震対策	(防災危機管理部)	………64
くらし 2 異常気象に備える緊急減災対策	(県土整備部)	………72
くらし 3 人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり	(生活部)	………76
くらし 4 安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備	(警察本部)	………80
くらし 5 安心して子どもを産み育てられる子育て環境の整備	(健康福祉部)	………84
くらし 6 児童虐待への緊急的な対応	(健康福祉部)	………88
くらし 7 地域医療体制整備の促進	(健康福祉部)	………92
くらし 8 高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備	(健康福祉部)	………97
くらし 9 障がい者の地域における自立への支援	(健康福祉部)	………101
くらし 10 不法投棄等の是正・防止対策の推進	(環境森林部)	………106
くらし 11 森林再生「三重の森林づくり」	(環境森林部)	………109

みえの **絆** づくり

絆 1 「住んでよし、訪れてよし」の観光みえ・魅力増進対策	(農水商工部観光局)	………115
絆 2 地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援	(政策部)	………122
絆 3 みんなで進める三重の景観づくり	(県土整備部)	………126
絆 4 交流・連携を広げる幹線道路網の整備	(県土整備部)	………131

◆重点事業の各ページの見方

←とともに記載している文は、その項目の説明や記載事項の説明です。

社会像・番号

○○○○○○○○

「県民しあわせプラン」の三つの社会像と番号、重点事業の名称を記載しています。

(主担当部：□□□□部)

この重点事業について総括的な説明をする責任がある部名を記載しています。↑

現状と課題

↑各重点事業において対象とする事項の現状と課題を示し、県として4年間に重点的に行政経営資源を投入していく必要性を記述しています。

重点事業の目標

↑現状と課題をふまえて、2007年度（平成19年度）から2010年度（平成22年度）の4年間に、課題解決のために県として緊急に取り組むことを、重点事業の目標として示しています。

数値目標	← 重点事業全体の効果を表す数値目標の項目を示しています。			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
↑ 現在(最新の実績)の数値を示しています。 ※1	↑ 2007年度、2008年度、2009年度、2010年度における数値目標を、それぞれ示しています。※2			

[数値目標の説明]

↑ この目標項目の意味、内容、出典、用語の説明などを記載しています。

※1： 2006年度の実績が判明していないものは、計画策定時点で判明している数値を示すとともに、その年度を括弧書きで表記しています。

※2： 2011年春(5月末)までに2010年度の実績値が判明しないものについては、その時点で判明している最新の年度の数値を目標値に設定し、その年度を括弧書きで表記しています。

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
○○,○○○程度	○,○○○	○,○○○	○,○○○	○,○○○

↑
事業費欄に記載している2007年度から2010年度の事業費の合計を概算として示しています。
各構成事業の4か年の総合計とは異なる場合があります。

↑
各構成事業の予算額(6月補正後)を合計したものです。

↑
第二次戦略計画策定時点における各構成事業の所要見込み額を、それぞれ合計したものです。

重点事業の構成

↑ 重点事業を構成する事業を取組方向別に一覧として示しています。

(例)

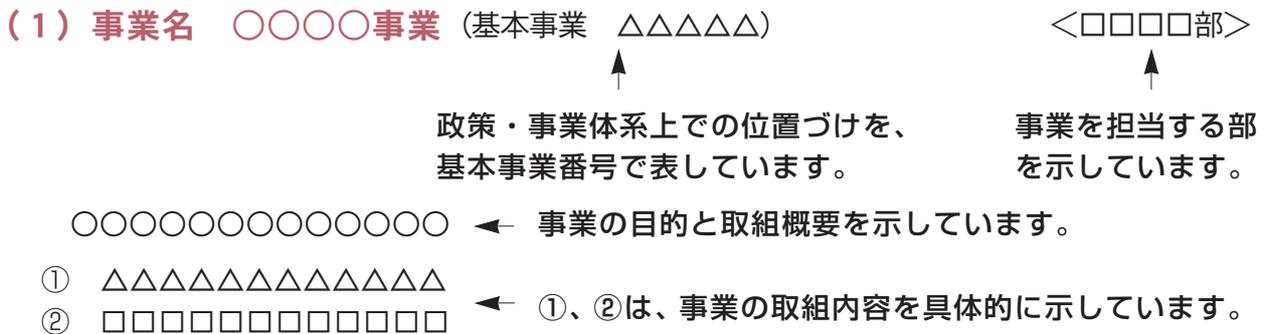
- 取組方向○ : ○○○○○○○○○○○○○○に向けて
 - (1) ○○○○事業
- 取組方向○ : ○○○○○○○○○○○○○○に向けて
 - (2) ○○○○事業
 - (3) ○○○○事業

県が他の主体に期待する取組

↑ 重点事業の目標を達成するために、県がパートナーとして他の主体に期待する内容を記載しています。

具体的な取組内容

取組方向○ ← 重点事業の目標を達成するための展開方向を示します。



年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	△△利用件数(累計)	○○件	○○件	○○件	○○件	○○件
事業内容 (項目)	①△△の実施	—	○件	○件	○件	○件
	②●●の育成	○人	○人	○人	○人	○人
事業費(千円)	4か年の合計 00,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000

- 事業目標
- ・ 4か年の事業内容を数値目標として表したものです。
 - ・ 目標値が累計を表すものは、(累計)と記載しています。
- 事業内容
- ・ 枠内の①、②は事業のそれぞれの取組内容を4か年の事業量などで示しています。
- 事業費
- ・ 事業費(4か年の合計)は、2007年度予算事業費(6月補正後)、第二次戦略計画策定時点における2008年度、2009年度、2010年度の所要見込み額を合計して、百万円未満を四捨五入しています。

元気 1

「人間力」の向上／みえの人づくり

(主担当部：教育委員会)

現状と課題

子どもたちの学力や学ぶ意欲の低下が懸念されている中、「一人ひとりに基礎・基本の学力が定着し、自ら学び、考え、判断する力が身につくこと」が求められており、少人数教育をはじめとする学力の定着・向上のための取組が必要となっています。

併せて、すべての子どもたちが学校生活を楽しく安心しておくことができるよう、さまざまな主体と連携しながら、校種間の連携を深める取組や豊かな人間関係を築くことのできる環境づくりを進めるとともに、成長段階やそれぞれの学校に応じたキャリア教育^{注)1}を一層充実させ、就学前から高校卒業までをリレーするような「一貫した人づくり」を進めることが重要です。

さらに、スポーツに親しむ機会の充実、競技力の向上への支援を通じて、世代間の交流による次世代の人づくりが求められています。

重点事業の目標

少人数教育の取組や校種間の連携、スポーツによる人づくりを通じて、次代を担う子どもたちが、基礎・基本の学力だけでなく、それを実生活のさまざまな場面で活用する力やコミュニケーション能力、公共心や規範意識などをしっかりと身につけ、それぞれの個性や能力に応じて、将来、自立した一人の人間として社会に参画し、力強く生きていけるよう、「人間力」を高めるという視点を大切にした「みえの人づくり」を進めていきます。

数値目標	学校に満足している児童生徒の割合			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
68.8%	70.5%	72.0%	73.5%	75.0%

[数値目標の説明]

- ・小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の児童生徒を対象とする「学校生活についてのアンケート(授業内容の理解、質問できる雰囲気、相談できる雰囲気、学校生活の安心感、目的意識の有無、学校施設への満足感の6項目)」の平均値から算出した、学校に満足している割合(教育委員会小中学校教育室、高校教育室調べ)

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
7,905,000程度	1,888,503	1,963,000	2,018,000	2,035,000

注)1 キャリア教育：児童生徒一人ひとりの望ましい職業観・勤労観、職業に関する知識や技能、自己の個性を理解して、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育

重点事業の構成

- **取組方向1：児童生徒の「人間力」向上に向けて**
 - (1) 30人学級をはじめとする少人数教育推進事業
 - (2) 育ちのリレー推進事業
 - (3) 特別支援教育^{注)2}総合推進事業
- **取組方向2：信頼される学校づくりに向けて**
 - (4) 信頼される教職員人材育成・自ら創る学校支援事業
- **取組方向3：スポーツによる人づくりに向けて**
 - (5) 地域スポーツ・競技スポーツサポート事業

県が他の主体に期待する取組

- 市町教育委員会および各学校が、児童生徒の学力・人間力の向上に一層取り組みます。
- 地域において、ふれあいや交流を通じ、児童生徒の規範意識や社会性を醸成します。
- 家庭や地域、関係機関が密接に連携して、児童生徒の安全確保に取り組みます。
- 家庭において、就学前から成長段階に応じて、基本的な生活習慣や学習習慣の定着をはかります。
- 県民が、ニーズに応じた総合型地域スポーツクラブ^{注)3}の設立を進め、関係団体や総合型地域スポーツクラブが、企業、NPOなどと共に地域のスポーツ振興をはかります。
- 各競技団体が、競技力の向上をはかります。

具体的な取組内容

取組方向1 児童生徒の「人間力」向上に向けて

(1) 30人学級をはじめとする少人数教育推進事業（基本事業 12202）〈教育委員会〉

児童生徒一人ひとりに応じた少人数教育を推進し、わかりやすい授業の実施、児童生徒の学習意欲の高まり、学力の定着・向上につなげます。

- ① 小学校1、2年生における30人学級（下限25人）の実施、中学校1年生における35人学級（下限25人）の弾力的な運用を継続するとともに、少人数授業の拡大をはかり、少人数教育を推進します。
- ② 市町や学校における授業方法や評価方法等の工夫改善や補習への取組を支援するとともに、県独自の学習教材を作成し、児童生徒の学力の定着・向上をめざします。

注)2 特別支援教育：従来の障がい児教育の対象（盲・聾・養護学校、小中学校における障がい児学級および通級による指導）の障がいだけでなく、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症等を含めた障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、もてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために必要な支援を行う教育

注)3 総合型地域スポーツクラブ：地域住民が主体的に運営し、多種目、多世代、競技レベルの多様性などの特徴をもつスポーツクラブ

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	授業内容を理解している小中学校の児童生徒の割合	83.8%	85.5%	87%	88.5%	90%
事業内容 (項目)	①小中学校の全学年で少人数教育が行われている割合	93%	94%	97%	98%	100%
	②指導方法等の工夫改善を行うための協議会を開催している市町数	7市町	10市町	15市町	20市町	25市町
事業費(千円)	4か年の合計 5,446,000	1,249,018	1,277,092	1,351,000	1,390,000	1,428,000

(2) 育ちのリレー推進事業

(基本事業 12103, 12201, 12202, 12203, 12205, 12206, 12207) <教育委員会>

乳幼児期から高校までの就学・進学時の校種間連携を一層深め、子どもたちの学習面、生活面での変化に伴う不安を取り除きながら、一貫した教育を推進することにより学力・人間力を高めるとともに、親の「学び」や「育ち」を積極的に支援します。

- ① 子どもたちが発達段階に応じた学校生活をおくることができるよう、子どもたちをとりまく環境の変化や学習ニーズの多様化に対応し、就学前から高校教育までの連携を深めてさまざまな課題を解決する取組を推進します。また、より実効性のある取組をめざし、学識経験者や県民の方々などからなる「三重県教育改革推進会議」を設置し、三重の教育のあり方を広い視野から検討します。
- ② 子どもたちが、将来、自立した社会人として積極的に社会参画できるよう、小学校から高等学校まで発達段階に応じた系統的なキャリア教育の取組を支援するとともに「日本版デュアルシステム^{注)4}」の推進、地域の有識者等を活用した講習会の実施、カウンセリング技能を有する人材による生徒の進路選択の支援、インターンシップの支援等を行います。
- ③ 学校と保護者が連携し、子どもたちに規範意識や社会性を育む体験活動等を実施します。また、学校の生徒指導体制の一層の充実をはかるとともに、学校に豊かな経験や専門的知識を有する人材を適時に派遣し、問題行動等に適切に対応します。
- ④ いじめや不登校における心の問題に対応する学校の相談体制を充実させるため、専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー^{注)5}を中学校および高等学校に配置します。また、総合教育センターにおいても専門的な教育相談を充実させるとともに、学校における教育相談の支援を行います。
- ⑤ 不登校対策を、未然防止、初期対応、復帰支援の視点でとらえ、教員や教育支援センター職員の資質向上に取り組むことで、適切な対応を進めます。

注)4 日本版デュアルシステム：産業界と専門高校等が連携し、企業での連続した実習や年間を通じた実習をとおりして専門的な知識や技術・技能を身につけ、望ましい勤労観や職業観を育成する職業訓練システム

注)5 スクールカウンセラー：学校における相談機能の充実をはかるため学校に配置している臨床心理士など、児童生徒の心の問題に関する専門家

- ⑥ 子どもの教育やしつけに関する親の不安や悩みを解消し、自信をもって家庭教育ができるよう、親同士の学びと交流や、地域の支援者のスキルアップと交流を推進し、親の「学び」や「育ち」を積極的に支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	育ちのリレー推進会議を開催している市町数	—	7市町	14市町	21市町	29市町
事業内容 (項目)	①学校生活に意欲的に取り組む高校生の割合	59%	61%	63%	65%	67%
	②インターンシップ等を実施する高等学校の割合	59%	70%	80%	90%	100%
	③暴力行為発生件数*	740件	710件	680件	650件	620件
	④スクールカウンセラー配置学校数	145校	155校	155校	155校	155校
	⑤指導により登校できるようになった児童生徒の割合*	30.2%	32%	33%	34%	35%
	⑥家庭教育に関する学びの機会への参加者数(累計)	—	25,000人	53,000人	81,000人	109,000人
事業費(千円)	4か年の合計 1,528,000	388,798	379,792	379,000	395,000	374,000

※ 毎年、春に把握できる速報値

(3) 特別支援教育総合推進事業 (基本事業 12204) <教育委員会>

障がいのある子ども一人ひとりの能力や可能性を伸ばす、早期からの一貫した支援体制と環境を整備します。

- ① 特別支援学校^{注)6}が地域におけるセンター的機能を発揮できるよう、自校の専門性を向上させるとともに、小中学校等の要請に応じて、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥/多動性障がい)、高機能自閉症等を含めた障がいのある子どもの「個別の教育支援計画」策定を支援します。
- ② 障がいのある子どもおよび保護者への早期からの一貫した支援体制を整備するとともに、各市町における関係機関のネットワーク構築を支援し、その連携・拡大をはかります。また、連携を具体化するため、「個別支援ファイル」を策定し、活用をはかります。
- ③ 障がいのある生徒の就労を促進し、自立や社会参加を支援するため、関係機関との連携を強化するとともに、特別支援学校と事業所との直接的な交流および職場実習を進めます。また、職業教育の充実や教育課程の見直しなどの研究を行います。

注)6 特別支援学校：児童生徒の障がいの重複化や多様化をふまえ、障がい種別を超えた学校として設置を可能とするとともに、地域において小中学校等に対する教育上の支援に取り組むなど、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う新たな学校制度およびその学校

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	個別の教育支援計画を策定している学校の割合	48.2%	60%	70%	80%	100%
事業内容 (項目)	①特別支援学校が実施する小中学校等への支援回数(1校あたりの平均)	—	70回	80回	90回	100回
	②「個別支援ファイル」を活用した連携に取り組む市町数	—	9市町	16市町	22市町	29市町
	③特別支援教育を受けている生徒の進学および就労の割合	27.4%	29%	31%	33%	34%
事業費(千円)	4か年の合計 72,000	16,249	18,112	18,000	18,000	18,000

取組方向 2 信頼される学校づくりに向けて

(4) 信頼される教職員人材育成・自ら創る学校支援事業 (基本事業 12201, 12207) <教育委員会>

教員の資質向上をはかるとともに、三重県型「学校経営品質」^{注)7}の浸透・定着により継続的な改善に取り組み、児童生徒や保護者、地域から信頼される学校づくりを推進します。

- ① 退職した教職員や地域の人材等を活用した研修やインターネットを活用した研修、市町教育委員会と連携した研修、学校内研修の支援など、多様な研修形態や研修方法を工夫・導入することにより、研修内容の充実と研修機会の拡充に努め、教職員の意欲的な研修活動の活性化をはかります。
- ② 児童生徒や保護者、地域から信頼される活力ある学校づくりを進めるため、三重県型「学校経営品質」の浸透と定着をはかり、学校自ら継続的な改善に取り組むとともに、外部評価委員による評価のあり方や、その結果を学校の支援に結びつけるシステムについて研究を行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	学校経営品質に基づき改善活動に取り組んでいる学校の割合	42%	52%	62%	72%	80%
事業内容 (項目)	①教職員一人あたりの研修への参加回数	2.43回	2.55回	2.60回	2.65回	2.70回
	②県立学校、小中学校における「学校経営品質」推進者等研修参加人数	1,931人	1,900人	1,900人	1,900人	1,900人
事業費(千円)	4か年の合計 402,000	98,387	99,259	101,000	101,000	101,000

注)7 三重県型「学校経営品質」：「日本経営品質賞」の「顧客本位の経営」「継続的な自己改善」などの基本的な考え方を大切にしながら、三重の教育に適合するようシステム全体を独自に編集したもの。8つのカテゴリー(視点)から学校経営全体の診断を行い、「強み(良い点)」と「弱み(改善点)」を明らかにし、「強み」を伸ばし、「弱み」を改めていく活動を継続的に進める。

取組方向 3

スポーツによる人づくりに向けて

(5) 地域スポーツ・競技スポーツサポート事業 (基本事業 12206, 13201, 13202)

＜教育委員会＞

県民の多様なスポーツニーズに対応するため、総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。また、競技力向上に総合的に取り組む体制のもと、各競技団体と連携して、一貫した指導を推進し、競技力の向上をはかります。

- ① 総合型地域スポーツクラブマネジャーやスポーツ指導者の養成等を行います。
- ② 一貫した指導体制のもと、競技者の発達段階に応じた適切な指導を実施する各競技団体を支援し、国内外の大会で活躍できる選手の育成と指導者の資質向上をはかります。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	総合型地域スポーツクラブ数	45か所	48か所	51か所	54か所	57か所
事業内容 (項目)	①クラブマネジャー、 スポーツ指導者養成 事業開催数	29回	29回	29回	29回	29回
	②全国大会における入 賞数	76件	76件	79件	82件	85件
事業費(千円)	4か年の合計 456,000	118,839	114,248	114,000	114,000	114,000

(主担当部：生活部)

現状と課題

景気の回復に伴い雇用情勢は改善傾向にあるものの、今後、急速な高齢化の進展や人口減少社会の到来、「団塊の世代」の定年退職等に伴い、地域経済の持続的発展が危惧されており、活力ある地域社会を引き続き維持していくためには、女性や高齢者が社会とつながりをもてる機会を提供していく必要があります。

しかし、2005年度（平成17年度）に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」や「三重県職業能力開発ニーズ調査」では、就労意欲をもつ女性や高齢者の割合は高いという結果になっているものの、実際には、自己の適性やキャリア形成等に対する不安、総合的な相談体制が十分整備されていないこと等から、就業をはじめとした社会参画に踏み出せず、意欲ある女性や高齢者が能力を十分に発揮できていない状況となっています。

社会参画への意欲をもつ女性や高齢者が抱えている事情、置かれている状況は千差万別であることから、就業をはじめとした社会参画の実現に向け、さまざまな支援が求められています。

重点事業の目標

少子高齢化が進む中、活力ある社会を維持していくためには、女性や高齢者が自己の適性・希望を客観的に見極め、意欲、能力に応じて社会のさまざまな分野で活躍できるようにすることが重要です。

このため、女性や高齢者が就業をはじめとした社会参画を通じて、自己の能力を十分発揮できるように、個人の状況に応じた支援を行います。

数値目標	県が実施するチャレンジ支援事業により支援した人数			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
-	2,200人	2,500人	2,600人	2,700人

[数値目標の説明]

- ・社会参画を希望する女性や高齢者を対象とした相談、シンポジウム、就職面接会等の事業に参加した人数（生活部男女共同参画室、勤労・雇用支援室調べ）

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
155,000程度	37,032	40,000	41,000	37,000

重点事業の構成

- 取組方向1：個人の状況に応じた支援に向けて
 - (1) チャレンジ支援ネットワーク事業
 - (2) チャレンジ支援センター事業
 - (3) 高齢者就労マッチング事業
- 取組方向2：地域における支援体制の整備に向けて
 - (4) チャレンジサポーター連携事業

県が他の主体に期待する取組

- NPO、企業や各種団体が、女性や高齢者のチャレンジへのさまざまな情報を提供するとともに、職業教育・職業訓練の実施や就業機会の確保に積極的に取り組みます。

具体的な取組内容

取組方向 1 個人の状況に応じた支援に向けて

(1) チャレンジ支援ネットワーク事業（基本事業 11201） <生活部>

女性が能力を発揮し、さまざまな分野へチャレンジすることを支援するため、「三重県チャレンジ支援ネットワーク会議（仮称）」を設置するとともに、関係機関の連携・協働による支援について総合的に検討し、効果的なチャレンジ支援を実施します。

- ① 女性のチャレンジ支援を総合的に推進するため、各支援機関等からなる「三重県チャレンジ支援ネットワーク会議（仮称）」を設置し、総合調整をはかります。
- ② 女性のチャレンジの気運醸成やチャレンジ支援にかかる理解を促進するため、シンポジウム等を開催します。
- ③ チャレンジしたい女性のため、支援機関の情報や活用の方法等を掲載したハンドブック等を作成するとともに、チャレンジ支援情報を掲載した総合サイトを開設して支援情報の一元化をはかります。また、チャレンジ支援策を効果的に進めるため、ニーズ調査や検証のための調査・研究を行うとともに、成功事例等の情報を総合サイト等で提供します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	ネットワーク参画団体数	—	20団体	25団体	30団体	30団体
事業内容 (項目)	①ネットワーク会議の開催	—	9回	9回	9回	9回
	②チャレンジシンポジウムの開催	—	1回	1回	1回	1回
	③インターネット総合サイトの開設・運用	—	開設	運用		▶
事業費(千円)	4か年の合計 19,000	—	6,584	4,000	6,000	2,000

(2) チャレンジ支援センター事業 (基本事業 11201)

〈生活部〉

意欲や能力のある女性や高齢者が就業をはじめとした社会参画を行うために、国の事業と連携し、情報提供やニーズに応じたアドバイスなど必要な支援を提供できるしくみを整備します。

- ① 女性や高齢者のチャレンジに対して、相談や情報提供等の総合的な支援を行う拠点「みえチャレンジプラザ」を設置します。
- ② チャレンジ相談員を配置し、チャレンジしたい人の意欲の具体化、本人の希望する活動への結びつけができるようなチャレンジ相談を行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	みえチャレンジプラザ利用者数	—	8,500人	10,800人	11,400人	12,000人
事業内容 (項目)	①みえチャレンジプラザの設置	—	開設・運営	運営		▶
	②チャレンジ相談員の配置	—	2人	2人	2人	2人
事業費(千円)	4か年の合計 88,000	—	19,807	24,000	22,000	22,000

(3) 高齢者就労マッチング事業 (基本事業 21102)

〈生活部〉

高齢者に適職診断やこれまでの職業生活で築かれたキャリアの分析を行うとともに、高齢者の就職面接会を開催して、就労の機会の拡大をはかります。

- ① 高齢者に適職診断を実施し、これまでの職業生活で構築されたキャリアを振り返り、分析する機会を提供することにより、希望や適性に合った仕事に就労できるように支援します。
- ② 高齢者を対象とした就職面接会を開催することにより、就労機会の拡大をはかります。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	就職面接会参加者数	—	900人	900人	900人	900人
事業内容 (項目)	①キャリアの分析、適職診断の実施	—	300件	300件	300件	300件
	②就職面接会の開催	—	6回	6回	6回	6回
事業費(千円)	4か年の合計 32,000	—	8,458	8,000	8,000	8,000

取組方向 2 地域における支援体制の整備に向けて

(4) チャレンジサポーター連携事業 (基本事業 11201)

〈生活部〉

チャレンジしたい女性に支援情報を提供するなど、地域においてチャレンジ支援を推進するチャレンジサポーターを養成し、チャレンジ支援の普及をはかります。

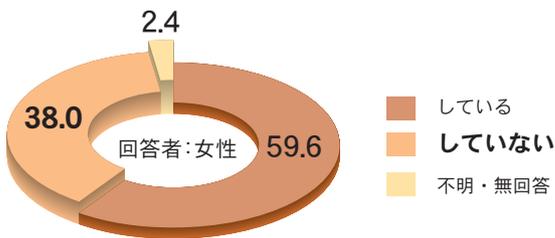
- ① チャレンジサポーターを養成し、「みえチャレンジプラザ」に来所できない女性への情報提供や助言等を行うことにより、地域におけるチャレンジ支援を推進します。また、チャレンジサポーター会議を開催し、チャレンジサポーター間のネットワークを構築します。

② セミナーの開催などにより、チャレンジサポーター、市町、県等が協働して、地域の特性に応じたチャレンジ支援の普及をはかるとともに、地域のチャレンジモデルを発掘してインタビューを実施し、事例集を作成します。

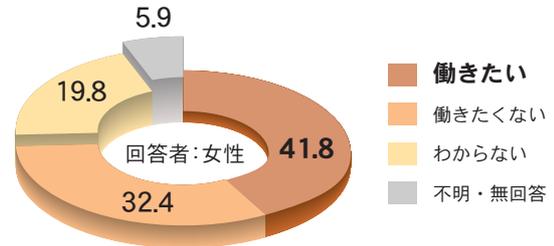
年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	チャレンジサポーターの活動件数	—	270件	810件	1,080件	1,080件
事業内容 (項目)	①チャレンジサポーター会議の開催	—	1回	2回	2回	2回
	②チャレンジインタビューの実施	—	10回	10回	15回	15回
事業費(千円)	4か年の合計 16,000	—	2,183	4,000	5,000	5,000

「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」(2006年2月調査：三重県)

Q：現在、収入を得る仕事をしていますか。(%)

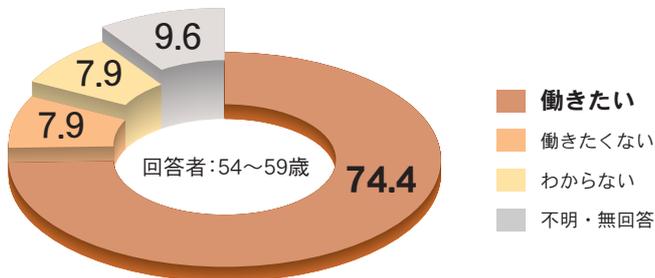


Q：(現在、収入を得る仕事をしていない人のうち) 今後、働きたいと思いますか。(%)



「三重県職業能力開発ニーズ調査」(2006年3月調査：三重県)

Q：定年後も働きたいと思いますか。(%)



元気3

農山漁村再生への支援

(主担当部：農水商工部)

現状と課題

農水産業や農山漁村が担っている洪水調整機能、環境等の保全、文化の保存などの多面的機能^{注)1}は、集落の合意形成や共同活動などの機能（以下「集落機能」という。）を基礎として維持されてきました。

しかしながら、近年、過疎化、少子高齢化、混住化、生活様式の変化などが進む中で、集落機能が著しく低下してきており、従来の産業振興施策中心の取組だけでは、多面的機能を県民に持続的に提供できない状況になりつつあると危惧されています。

このため、農水産業や農山漁村が持続的に維持・発展できるよう、農水産業者だけでなく、地域住民も含めた地域全体で取り組む体制の構築が求められています。

重点事業の目標

地域における集落機能の再生・充実をはかるため、市町や団体等との連携のもと、地域住民による「気づき」や「やる気」の醸成、集落におけるビジョンの作成などを進めます。

また、作成されたビジョンの具体化に向けて、地域住民や消費者などとの連携、協働により取り組まれる、農水産業や農山漁村のもつ多面的機能を維持・向上していくための活動を支援します。

数値目標	集落ぐるみで多様な地域活動を展開している集落数			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
59集落	360集落	470集落	510集落	550集落

[数値目標の説明]

- ・集落のもつさまざまな資源を生かし、都市との交流、環境保全、伝統・文化の伝承など、具体的な地域活動を行っている集落数（農水商工部担い手室調べ）

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
1,004,000程度	194,905	271,000	269,000	269,000

注)1 多面的機能：農林水産業が営まれることによって発揮される国土の保全機能、水源かん養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能等をさします。

重点事業の構成

- 取組方向1：地域住民の「気づき」「やる気」の醸成に向けて
 - (1) 集落機能再生「きっかけづくり」推進事業
- 取組方向2：集落の「未来図」の実現に向けて
 - (2) 都市との共生による農山漁村再生事業
 - (3) 農地・水・環境保全向上対策事業
 - (4) 離島漁業再生支援交付金事業

県が他の主体に期待する取組

- 県民・消費者が、農水産業のもつ多面的な機能を理解し、農地や農業関連施設を含めた周辺環境の保全活動に参加します。
- 生産者や生産者団体が、多面的機能発揮に向けて積極的に取り組むとともに、地域住民や都市住民との交流に取り組みます。
- 市町が、地域における農業ビジョンの明確化、ビジョン達成のための取組を積極的に展開します。
- 農協等が、生産者の合意形成機能等向上への取組を積極的に展開します。

具体的な取組内容

取組方向1 地域住民の「気づき」「やる気」の醸成に向けて

(1) 集落機能再生「きっかけづくり」推進事業 (基本事業 22402) <農水商工部>

市町や関係団体と連携をはかりながら、住民の話し合いや地域資源の掘り起こしなどを通じて、地域のリーダーづくりや集落ビジョンづくりを進め、集落機能の充実・向上につなげます。

- ① 地域住民が地域のことを考え、活動をはじめするための地域ビジョン「集落未来図」づくりを提案し、新しい時代の農山漁村づくり運動を推進します。
- ② 「集落未来図」の作成を具体的に進めようとする集落等に対し、集落点検・診断やビジョン作成をリードできる人材の育成を進めます。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	集落未来図を作成した集落数(累計)	—	40集落	80集落	120集落	160集落
事業内容(項目)	①魅力づくりフォーラム等開催数	—	8回	8回	8回	8回
	②人材の育成に取り組んだ集落数	—	40集落	40集落	40集落	40集落
事業費(千円)	4か年の合計 20,000	—	4,705	5,000	5,000	5,000

取組方向 2

集落の「未来図」の実現に向けて

(2) 都市との共生による農山漁村再生事業 (基本事業 53202) <農水商工部>

棚田や里山の風景や郷土料理など農山漁村の魅力を広く発信するとともに、遊休農地や空き家など農山漁村の資源を活用し、都市と農山漁村との交流・共生を促進します。

- ① インターネット、メールマガジンを通じたタイムリーな情報発信や、「田舎体験講座」などの開催を通じて、県内外に三重の田舎ファンを作ります。
- ② 都市との交流により農山漁村を再生しようとする市町や地域を支援するため、アドバイザーを派遣するほか、モデル的な取組を支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	心豊かな里づくりネットワーク登録地域数(累計)	50地域	60地域	70地域	75地域	80地域
事業内容(項目)	①三重の田舎ファンクラブ参加者数(累計)	—	1,000人	2,000人	3,000人	4,000人
	②農山漁村再生モデル事業実施地域数	—	5地域	5地域	5地域	5地域
事業費(千円)	4か年の合計 42,000	—	9,900	12,000	10,000	10,000

(3) 農地・水・環境保全向上対策事業 (基本事業 22301) <農水商工部>

農業が持つ洪水調整機能や生物資源の保全などの多面的な機能を維持・増進できる体制づくりを進めるため、社会共通資本である農地や農業用施設等の資源を、地域住民や学校、NPOなどの多様な主体の参画により保全する活動を支援します。

- ① 多様な主体の参画を得て農地・水等の資源の良好な保全と質的な向上に取り組む地域を支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	農村の資源保全活動組織数	7組織	200組織	300組織	300組織	300組織
事業内容(項目)	①活動対象面積	296ha	12,000ha	18,000ha	18,000ha	18,000ha
事業費(千円)	4か年の合計 890,000	3,238	167,300	241,000	241,000	241,000

(4) 離島漁業再生支援交付金事業 (基本事業 22302) <農水商工部>

条件不利地域である離島の活性化、集落機能の向上をはかるため、地域住民の共同による漁場生産力の向上活動や集落の創意工夫を生かした新たな取組などを促進します。

- ① 漁業集落が行う種苗放流、藻場の管理や漁場監視など、漁場生産力の向上に関する取組を支援します。
- ② 漁業集落が行う創意工夫を生かした漁業生産、加工および流通に関する取組を支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	支援対象離島数	2島	2島	2島	2島	2島
事業内容 (項目)	①漁場生産力の向上に関する活動数	4	4	4	4	4
	②創意工夫を生かした活動数	—	—	1	2	2
事業費(千円)	4か年の合計 52,000	12,944	13,000	13,000	13,000	13,000

(主担当部：農水商工部)

現状と課題

現在、国内経済は順調に推移しているものの、少子化に伴う人口減少社会の到来やさらなるグローバル化の進展など、先行きは不透明で予断を許さない状況にあります。

これまで三重県では、バレー構想等の成長産業分野を中心に企業誘致を進め、新産業や新事業が自律的に集積する地域の形成をめざしてきました。しかし、グローバルな競争が激化する中、今後も三重県が持続的に発展していくためには、これまでの取組に加え、国際競争力の高い川下（最終製品）産業を核に、それらと連鎖した高度な素材・部材産業等が集積する知識集約型へと、三重県の産業構造の転換を促していく必要があります。

重点事業の目標

国際競争力の核となる先端的産業や高度な研究開発機能を県内に誘致するとともに、これらを支える中小企業の技術力や経営基盤の強化、ベンチャー活動の活性化をはかり、グローバルな競争を勝ち抜ける産業構造への転換を促していきます。

また、次代の県産業を担う新産業の育成に取り組むとともに、これらの産業を担う創造性豊かで多様な人材を育成し、新たなイノベーション^{注)1}の創出を促します。

これらに重点的に取り組むことで、知識集約型産業構造への転換を促し、三重県経済の競争力を高め、新たな産業や新事業が自律的に集積する地域づくりを進めていきます。

数値目標	先端的産業分野の製造品出荷額の伸び率			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
100 (2005年度)	106 (2006年度)	112 (2007年度)	119 (2008年度)	126 (2009年度)

[数値目標の説明]

- ・三重県が集積をはかろうとする先端的産業分野（バレー構想関連分野^{注)2}および新経済成長戦略に基づく2010年の新産業群の関連分野^{注)3}）が属する産業分野（電気・電子、石油化学、一般機械、輸送）の製造品出荷額の基準年（2005年度）を100とした場合の伸び率（経済産業省「工業統計表」）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
6,056,000程度	2,320,426	2,192,000	1,012,000	532,000

注)1 イノベーション：単に「技術革新」の意味だけではなく、「これまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」をさします。

(出展：内閣府「イノベーション25」)

注)2 バレー構想関連分野：クリスタルバレー構想（フラットパネルディスプレイ産業関連分野）、シリコンバレー構想（半導体産業関連分野）、メディカルバレー構想（医療・健康・福祉産業関連分野）

注)3 新経済成長戦略に基づく2010年の新産業群の関連分野：燃料電池、情報家電、ロボット、コンテンツ関連分野

重点事業の構成

- 取組方向1：三重の活力を高める企業誘致の促進に向けて
 - (1) 知識集約型産業誘致促進補助事業
 - (2) 技術提携促進型外資系企業誘致事業
- 取組方向2：競争力のある産業用地の整備促進に向けて
 - (3) 新しい産業用地整備促進事業
- 取組方向3：先端産業の育成に向けて
 - (4) 先端産業育成事業
- 取組方向4：産業クラスターの形成に向けて
 - (5) 産業クラスター形成事業
- 取組方向5：四日市コンビナートの構造転換に向けたアクションプログラム推進に向けて
 - (6) 四日市コンビナートアクションプログラム推進事業
- 取組方向6：ベンチャー的活動の活性化に向けて
 - (7) ベンチャー企業創出促進事業

県が他の主体に期待する取組

- 地域住民が、地域で行われる産業活動について、関心と理解を深めます。
- 事業者が、CSR活動^{注)4}にも取り組み、自らの発展のみならず、地域の発展にも寄与します。
- 市町が、産業振興を重点施策と位置づけ、計画的に施策の推進に取り組みます。
- 国が、商工団体や市町、県と連携し、三重県産業の発展を支援します。

具体的な取組内容

取組方向1 三重の活力を高める企業誘致の促進に向けて

- (1) **知識集約型産業誘致促進補助事業** (基本事業 23101) <農水商工部>
 先端的産業分野の製造施設や研究開発施設など、国際競争力の源泉となる産業の集積をはかり、知識集約型の産業構造への転換に資する企業立地を促進します。
- ① 三重県の基幹産業をけん引する最先端製造施設の立地や、将来の成長が見込まれる産業分野に属する生産施設、研究開発施設の立地に対して補助金を交付します。

注)4 CSR活動：企業をとりまくさまざまな利害関係者との交流を通じて、良質な製品・サービスを提供するという本来の事業を基本に、社会規範としての法令遵守はもとより、環境保護や地域活動などに積極的に取り組むことで、企業自身のみならず環境、社会の健全で持続的な発展に寄与する企業活動

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	県内への立地や増設を決定した先端的産業分野に属する事業所数(累計)	—	5事業所	10事業所	15事業所	20事業所
事業内容(項目)	①補助の対象となる立地計画認定事業所数(累計)	1事業所	3事業所	6事業所	8事業所	10事業所
事業費(千円)	4か年の合計 4,928,000	2,069,173	*2,038,319	*1,910,000	*730,000	*250,000

※ 事業費は、交付確定分のみを計上しています。

(2) 技術提携促進型外資系企業誘致事業 (基本事業 23101) <農水商工部>

外資系企業と県内企業の技術交流を促進するなど、GNI^{注)5}や県内企業等と連携した外資系企業の誘致活動を展開し、県内産業の多様化・高度化をはかります。

- ① 海外向けのホームページを活用した情報発信やアドバイザリーボード^{注)6}を活用した外資系企業情報の収集等により、県内企業との技術提携等の取引や対内投資に対して意欲を持つ外資系企業を発掘します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	県内企業との業務提携や立地に導いた外資系企業数(累計)	—	1社	3社	5社	7社
事業内容(項目)	①県内企業との業務提携や対内投資等を希望する外資系企業の発掘件数	—	10件	10件	10件	10件
事業費(千円)	4か年の合計 66,000	—	12,000	18,000	18,000	18,000

取組方向 2 競争力のある産業用地の整備促進に向けて

(3) 新しい産業用地整備促進事業 (基本事業 23101) <農水商工部>

競争力のある産業用地の整備促進をはかるため、県の企業立地の基盤整備に関する取組方針を明らかにするとともに、市町等が取り組む産業用地開発を支援します。

- ① 競争力の高い産業用地の確保、ならびに既存産業用地の競争力強化をはかるため、県の企業立地の基盤整備に関する取組方針を明らかにする「三重県企業立地基盤整備促進プラン(仮称)」を策定します。
- ② 市町等が取り組む産業用地開発を促進するため、産業用地にかかる先行的経費に対し支援します。

注)5 GNI : Greater Nagoya Initiativeの略。名古屋を中心とした地域の産業経済をより世界にオープンなものとして、世界から優れた企業・技術やヒト・情報呼び込むために、圏内の県、市、産業界、大学、研究機関が一体となり、国際的産業交流を促進する活動

注)6 アドバイザリーボード：三重県が取り組む外資系企業誘致活動に関して、アドバイス等を行う会議(産業界関係者等で構成)

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	紹介可能な「競争力のある産業用地整備」(累計)	—	1か所	2か所	4か所	5か所
事業内容 (項目)	①三重県企業立地基盤整備促進プラン(仮称)の策定	—	プランの策定	—	—	—
	②工業団地整備に係る先行的経費への支援	2か所	2か所	1か所	1か所	1か所
事業費(千円)	4か年の合計 406,000	19,300	102,800	101,000	101,000	101,000

取組方向 3 先端産業の育成に向けて

(4) 先端産業育成事業 (基本事業 23102) <農水商工部>

高付加価値製品を生み出す産業が次々と生まれてくる産業構造にするため、大学などの研究開発機関とのネットワークの強化を通じて、先端分野における企業の研究開発を促進します。

- ① 水素エネルギー^{注)7} 社会の形成に向けた水素関連技術の開発を促進するため、県内企業等が燃料電池関連技術開発を行う際に支援をするとともに、産学官連携により、国プロジェクト等の誘致を行います。
- ② メカトロ^{注)8}・ロボットの先端技術に関する研究開発を促進するため、産学官が連携して、国プロジェクト等の誘致を行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	水素エネルギー・メカトロロボット等先端産業の関連技術を活用した研究数(累計)	46件	49件	52件	55件	58件
事業内容 (項目)	①燃料電池関連機器および活用技術開発への支援	—	2件	2件	2件	2件
	②メカトロ・ロボット研究会の開催	3回	3回	3回	3回	3回
事業費(千円)	4か年の合計 200,000	54,742	49,742	50,000	50,000	50,000

注)7 水素エネルギー：10ページをご覧ください。

注)8 メカトロ：メカトロニクスのこと。メカニクス(機械工学)とエレクトロニクス(電子工学)とを結合した技術。機械の運転・制御などにコンピュータを導入し、高性能化・自動化・省力化をはかるもの

取組方向 4

産業クラスターの形成に向けて

(5) 産業クラスター形成事業 (基本事業 23103) <農水商工部>

電気電子、自動車など国際競争力のある県内産業を支える高度部材^{注)9}の産業クラスター^{注)10}を形成するため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を活用しつつ、産学官の有機的な連携を推進するとともに、国内外に対しての情報発信や普及啓発を行い、地域の強みを生かした産業集積を促進します。

- ① 県内製造業の競争力の源泉である高度部材産業がさらに発展していくため、「高度部材産業クラスター戦略計画（仮称）」を策定し、クラスター形成のための方向性を示すとともに産学官の有機的な連携を推進します。
- ② 産業クラスターのネットワーク形成を促進するために、国が進める「産業クラスター計画」とも連携をとりながら、産学官による研究会を開催するとともに、国内外に対して情報発信や普及啓発を行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	産業クラスターへの参画企業数(累計)	—	10社	15社	20社	30社
事業内容(項目)	①「高度部材産業クラスター戦略計画(仮称)」の策定	—	策定	—	—	—
	②研究会・交流会の開催	—	—	1回	2回	2回
事業費(千円)	4か年の合計 25,000	—	9,671	5,000	5,000	5,000

取組方向 5

四日市コンビナートの構造転換に向けたアクションプログラム推進に向けて

(6) 四日市コンビナートアクションプログラム推進事業 (基本事業 23106) <農水商工部>

四日市コンビナートアクションプログラムに基づき、四日市市、地元産業界等と協働して、コンビナートの構造転換を推進します。

- ① 四日市市、地元産業界等と協働して、外資系化学企業をはじめとする企業の研究開発機能の集積をはかります。
- ② 素材産業と加工組立産業等が交流できる場を構築するとともに、環境配慮型社会システムの整備をはかるため、エコプロダクツ^{注)11}等の普及促進に向けた取組を行います。
- ③ 四日市コンビナート企業の連携・統合に向けた取組を支援するとともに、地域社会と連携した取組を促進します。

注) 9 高度部材：10ページをご覧ください。

注) 10 クラスター：クラスターは本来「ブドウの房」の意。産業クラスターは、特定分野の関連企業、大学等の関連機関等が地域で競争しつつ協力して相乗効果を生み出す状態

注) 11 エコプロダクツ：環境に与える負荷が少ない製品・サービスのこと

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	四日市コンビナートの構造転換に向けたアクションプログラム着手数（累計）	9件	18件	21件	25件	28件
事業内容（項目）	①ポートセールスと連携したセミナーの開催	1回	1回	1回	1回	1回
	②エコデザイン研修会の開催	—	4回	4回	4回	4回
	③コンビナート高度化促進会議（仮称）の開催	—	5回	5回	5回	5回
事業費(千円)	4か年の合計 32,000	1,200	7,894	8,000	8,000	8,000

取組方向 6 ベンチャー的活動の活性化に向けて

(7) ベンチャー企業創出促進事業（基本事業 23104） <農水商工部>

県内の産業構造のイノベーションの担い手として重要な役割を果たす起業家やベンチャー企業^{注)12}を育成、支援するため、支援体制の構築、補助制度など円滑な資金供給、成長段階に応じた継続的支援を進めます。

- ① 商社、金融機関などからなる「新事業創出サポート委員会」を設置し、ベンチャー企業・起業家等に対して、事業の初期段階から助言、連携、支援を提供できる体制を構築します。
- ② ベンチャー企業等の育成のため、「アイデアの実証」の段階と「製品開発」の段階を対象に助成することで、起業家等のビジネスプランをより多くの事業化につなげます。また、起業家等が必要とするマーケティング^{注)13}やハンズオン支援^{注)14}などにより、きめ細かな対応を行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	インキュベーション施設入居者数（累計）	53者	61者	72者	85者	100者
事業内容（項目）	①新事業サポート委員会会員数	—	10者	12者	14者	16者
	②スタートアップ補助事業数	—	10件	10件	10件	10件
事業費(千円)	4か年の合計 400,000	209,674	100,000	100,000	100,000	100,000

注)12 ベンチャー企業：新しい高度な技術と斬新な経営ノウハウをもって自らの力で新規事業を開拓し、設立された中小・中堅企業のこと

注)13 マーケティング：買い手のニーズや欲求を把握し、それに対応して買い手に満足してもらえるように、生産（加工）・販売はもとより事業活動全般において、一貫した理念や計画の下で能動的に行う事業展開の方法

注)14 ハンズオン支援：経営・技術・財務等の専門家の派遣や窓口相談等により、事業化の実現に向けた課題解決に取り組む育成型支援

(主担当部：農水商工部)

現状と課題

県内の経済情勢については、北中部を中心に大手企業の進出や設備投資が好調で、景気は回復基調にあります。個々の中小企業にとっては、まだまだ厳しい状況が続いています。国の「新経済成長戦略」でも、人口減少と急速に進む少子高齢化は、地方においてより加速されて進むものと推測されており、経済のグローバル化による国内外の地域間競争の激化と併せて、地域間の経済格差の拡大が懸念される中、地域経済活性化への取組が以前にも増して求められています。

国では「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」など、地域経済の活性化をめざす法律が制定されました。また、三重県では「三重県地域産業振興条例」が2006年（平成18年）4月1日に施行され、地域の特性に応じた産業の振興を計画的に推進することが求められています。

重点事業の目標

地域経済の活性化をはかるためには、競争に打ち勝つ商品・サービスの高付加価値化・高度化のほか、それぞれの地域の人材、技術、伝統技術、特色ある農林水産品やものづくり基盤などの地域資源を活用した、多様な主体による地域の取組が必要とされてきています。

そこで、県内各地域の活力を維持発展させるため、それぞれの地域資源と地域の「知恵」・「やる気」を生かした活力ある地域産業の振興をはかります。

数値目標	県内中小企業のうち製造業の付加価値額の伸び率			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
100 (2005年度)	102 (2006年度)	104 (2007年度)	106 (2008年度)	108 (2009年度)

[数値目標の説明]

- ・民間製造業のうち中小企業（従業員4～299人）の付加価値額の基準年（2005年度）を100とした場合の伸び率（経済産業省「工業統計表」により算出）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
1,109,000程度	281,116	279,000	277,000	272,000

重点事業の構成

- **取組方向1：地域中小企業の活力向上に向けて**
 - (1) オンリーワン企業育成プログラム事業
 - (2) 地域産業創出活性化事業
 - (3) 中小企業の企業力向上再チャレンジ支援事業
- **取組方向2：地域の特性を生かした産業振興に向けて**
 - (4) 地域特性を生かした産業誘致促進事業
 - (5) 地域資源ブランド化支援事業
 - (6) 地域産業振興方策実践支援事業
- **取組方向3：新しい知恵・独自の知恵の創造・展開に向けて**
 - (7) 地域資源価値創造・展開事業
 - (8) 中小企業等知的財産活用支援事業

県が他の主体に期待する取組

- 地域住民が、地域で行われる産業活動について、関心と理解を深めます。
- 事業者が、CSR活動^{注)1}にも取り組み、自らの発展のみならず、地域の発展にも寄与します。
- 経済団体が、地域経済の主導的役割をとおして、地域の活性化をはかります。
- 市町が、事業者や経済団体、県等と連携し、地域の発展をはかります。
- 生産者が、生産物の品質・商品力の向上や販売戦略の構築を行います。
- 農協、漁協、森林組合、加工流通販売業者等が、生産者への技術・ノウハウ等の積極的な支援を行います。
- 産業界が、新しい知恵・独自の知恵の創造・展開に取り組み、自ら地域産業の活力を高めます。
- 大学等が、産業界と連携して製品や技術の高度化を進め、中小企業等における知識集約化の支援を行います。

具体的な取組内容

取組方向1 地域中小企業の活力向上に向けて

- (1) オンリーワン企業育成プログラム事業** (基本事業 23201) <農水商工部>
- 県の中心産業である製造業が、国際間、地域間の競争に打ち勝ち、川下製造事業者の課題やニーズを的確に反映するための技術力の向上や新分野への展開、新商品の開発を支援することにより、中小企業の高度化、高付加価値化を促進します。
- ① 独自の技術を有する中小企業が、川下製造事業者の課題やニーズを反映しながら、オンリーワン企業をめざして取り組む研究開発や技術革新を企業の発展段階に応じて支援します。

注)1 CSR活動：45ページをご覧ください。

- ② 企業で研究、技術開発に携わった経験をもつ退職人材の豊富な経験やノウハウにより、中小企業が抱える技術課題への的確なサポートを実施します。
- ③ 中小企業に対して、大学等のシーズとのマッチングや知的財産の活用に向けた知的財産戦略づくりを支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	高度化計画策定企業数(累計)	177社	217社	267社	317社	362社
事業内容(項目)	①高度化計画に対する支援企業数(累計)	83社	104社	125社	146社	167社
	②退職人材によるサポート企業数	—	80社	80社	80社	80社
	③知的財産戦略策定支援企業数	3社	3社	3社	3社	3社
事業費(千円)	4か年の合計 431,000	97,682	93,621	112,000	112,000	113,000

(2) 地域産業創出活性化事業 (基本事業 23202) 〈農水商工部〉

伝統工芸品産業、地場産業をはじめ、地域の「人、技、伝統」などの地域資源を活用した新たな事業活動の取組を支援します。また、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」を活用し、地域産業の活性化をはかります。

- ① 伝統工芸品産業、地場産業をはじめ、地域資源を活用した新たな事業創出をはかるため、新商品開発、販路開拓、人材育成、戦略策定を支援します。
- ② 地域内の多様な主体が連携して地域の魅力・資源を発掘し、創意工夫による事業化を支援することで、地域のもつ「産業力」を高めます。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	地域資源活用事業計画策定企業数(累計)	31件	46件	61件	76件	91件
事業内容(項目)	①地域資源を活用した新規事業採択件数(累計)	28件	38件	48件	58件	68件
	②地域産業創出のためのコーディネート件数	2件	7件	10件	10件	5件
事業費(千円)	4か年の合計 102,000	24,078	24,542	26,000	26,000	25,000

(3) 中小企業の企業力向上再チャレンジ支援事業 (基本事業 23202, 23205) 〈農水商工部〉

企業経営力の向上に向け、中小企業の事業戦略の構築から課題解決、技術、融資、その他経営の安定化まで総合的に支援します。

- ① 中小企業の事業戦略の策定やその具体的な実施における課題解決をはかるために、専門家派遣によるコンサルティングを実施します。
- ② 中小企業が経営革新に取り組む気運醸成をはかるとともに、経営革新計画の構築、計画実施中のフォローアップなど総合的に支援します。
- ③ 創業、経営革新などに必要な資金の融資の円滑化を支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	経営革新承認企業数 (累計)	393社	430社	470社	510社	550社
事業内容 (項目)	①中小企業等への専門 家派遣件数	132社	90社	90社	90社	90社
	②経営革新計画相談企 業数	145社	145社	145社	145社	145社
	③創業、経営革新各資 金の利用企業数	43社	50社	50社	50社	50社
事業費(千円)	4か年の合計 152,000	46,269	38,278	38,000	38,000	38,000

取組方向 2

地域の特性を生かした産業振興に向けて

(4) 地域特性を生かした産業誘致促進事業 (基本事業 23206) <農水商工部>

県南部地域の企業進出上の不利な条件を抱えると考えられる地域に対し、その地域の特性を生かした産業の誘致活動を展開することで、地域産業を活性化し、雇用の場の確保をはかります。

- ① 立地企業に対する補助制度は、製造業のみならず地域資源を活用した新たな産業を対象業種とすることで、地域特性を生かした産業誘致を推進します。さらに、補助要件を緩和するとともに補助率を優遇し、企業の初期投資に係る負担を軽減することで、企業がより進出しやすい条件を整備します。
- ② 進出企業に安価で競争力のある産業用地を提供できるよう、市町等が行う産業用地整備に対する補助制度を整備します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	県南部の条件不利地域 への企業立地件数 (累計)	1件	2件	3件	4件	5件
事業内容 (項目)	①立地企業に対する補 助(立地計画認定数)	—	—	1件	1件	1件
	②市町等の産業用地整 備費に対する補助 (産業用地整備件数)	—	—	1件	—	1件
事業費(千円)	4か年の合計 *39,000	37,767	*28,127	*6,000	*5,000	*0

※ 事業費は、交付確定分のみを計上しています。

(5) 地域資源ブランド化支援事業 (基本事業 22202) <農水商工部>

事業者のブランド化(高付加価値化)に対する取組を「三重ブランド」として適正に評価するとともに、農林水産に関する地域資源の発掘、再評価と併せて活用する人材を育成し、ブランド化を推進します。

- ① 県内事業者のブランド化の努力を適正に評価するとともに、地域イメージ向上のための情報発信を行います。

- ② 事業者、団体・市町職員を対象として、マーケットイン^{注)2}の発想で農林水産資源の高付加価値化を戦略的に展開する人材の育成をプロジェクト単位で集中的に実施します。また、人材育成と連携したサロン、交流会の実施により、連携・協働による相乗効果の発揮を可能にするネットワーク形成を支援します。
- ③ 県内農林水産物に関する知的財産を発掘・検証し、知的財産を県内事業者が活用しやすい形にブラッシュアップ^{注)3}することにより、活用気運の醸成とともに、高付加価値化の実践と新ビジネス創出の支援を行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	地域のブランドづくりを支援する品目数(累計)	—	5品目	10品目	15品目	20品目
事業内容(項目)	①「三重ブランド」情報発信(事業者数)	39事業者	40事業者	41事業者	42事業者	43事業者
	②再評価された地域資源数	—	10個	10個	10個	10個
	③人材育成カリキュラムを受講した事業者数	—	30人	30人	30人	30人
事業費(千円)	4か年の合計 280,000	35,705	70,136	70,000	70,000	70,000

(6) 地域産業振興方策実践支援事業 (基本事業 23202) <農水商工部>

地域住民、市町、産業に携わる人びと、関係団体等、地域の関係者が主体的に行う地域における産業振興方策の実践を支援します。

- ① 地域産業振興方策の実践・策定・検証などのための話し合いの場づくりを支援します。
- ② 県内外での取組事例等を紹介する講演会・話し合いに取り組むための人材育成セミナーを開催します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	地域産業振興方策による取組実践数(累計)	—	2件	5件	7件	8件
事業内容(項目)	①地域産業振興方策に係る話し合いの主体数	4	8	8	8	8
	②講演会・人材育成セミナー等への参加者数	—	120人	120人	—	—
事業費(千円)	4か年の合計 18,000	1,200	5,000	5,000	4,000	4,000

注)2 マーケットイン：企業が生産・販売活動をする際に、消費者のニーズを満たす製品であることを最優先すること

注)3 ブラッシュアップ：商品に磨きをかけ、「売れる商品づくり」をめざすこと

(7) 地域資源価値創造・展開事業 (基本事業 22701, 22702, 22704, 23402)

〈政策部科学技術振興センター〉

地域資源を活用し地域の新商品づくりなどに直結する研究を行い、関連部局や地域の多様な主体と連携して知恵を生かした製品や技術の高度化・高付加価値化を進めます。

- ① 伊勢茶のブランド力の向上に貢献するため、品種特性に応じた栽培法や省力管理法を確立するとともに、茶園環境改善による早期成園化技術開発に取り組み、茶業界が行う「伊勢茶リフレッシュ運動」を支援します。
- ② 地域の生産者とともに、酒造適性に優れた酒造好適米の育成と安定生産に関する研究に取り組み、三重県産の酒造用原料米による地域特産酒の育成を支援します。
- ③ 牛肉の赤身に含まれるうま味成分と脂肪質の分析および味覚評価から、良好な食味を示す生産条件を検討し、おいしい牛肉の生産を可能にします。
- ④ 多様化する消費者ニーズに対応するため、地域の真珠養殖研究会や財団法人三重県水産振興事業団と連携して、新たに付加価値の高い真珠の作出技術を開発します。
- ⑤ 従来陶磁器素地や釉薬への新機能の付与、および萬古急須や伊賀焼土鍋の機能性を強化する技術開発を行い、企業と共同して新製品開発に取り組みます。
- ⑥ 鋳物産業にかかる新製品開発研究会を開催し、研究会で提案された企画を企業と共同して新製品開発に取り組みます。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	地域資源価値創造・展開のための技術開発件数 (累計)	—	4件	9件	17件	29件
事業内容 (項目)	①伊勢茶リフレッシュ支援技術開発件数	—	0件	0件	1件	3件
	②酒米新品種技術開発件数	—	2件	0件	0件	1件
	③おいしい牛肉生産条件の提示数	—	0件	2件	2件	0件
	④真珠生産に係る技術開発件数	—	0件	0件	0件	1件
	⑤陶磁器の機能性付与、強化開発件数	—	1件	2件	2件	4件
	⑥鋳物の新製品開発件数	—	1件	1件	3件	3件
事業費(千円)	4か年の合計 68,000	—	16,600	17,000	17,000	17,000

(8) 中小企業等知的財産活用支援事業 (基本事業 51302)

＜政策部科学技術振興センター＞

県内の中小企業等が、特許等の知的財産を活用し、新規事業の創出や技術の高度化を進めていくため、知的財産に関するマッチング支援や活用支援、相談窓口の充実などを行い、県内中小企業の知識集約化を促進し、地域産業の振興をはかります。

- ① 知的財産のマッチングを支援するため、特許流通アドバイザーによる相談等を通じて、県内企業の特許流通や技術導入、技術移転を進めます。
- ② 知的財産に関する研修会やセミナーを開催し、知的財産の活用に関する普及啓発や知的財産経営の実践を支援します。
- ③ 特許情報活用支援アドバイザー等による検索相談や講習会、弁理士相談会の開催など、知的財産に関する情報を得る機会、相談できる場を提供します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	知的財産のマッチング件数 (技術移転件数) (累計)	9件	19件	31件	45件	60件
事業内容 (項目)	①出前特許相談件数	409件	300件	300件	300件	300件
	②知的財産活用支援に係る研修参加人数	—	60人	60人	60人	60人
	③特許電子図書館利用・活用相談件数	504件	500件	500件	600件	600件
事業費(千円)	4か年の合計 20,000	3,383	4,812	5,000	5,000	5,000

元気 6

東紀州地域の観光や産業の振興と 地域づくりによる活性化

(主担当部：政策部東紀州対策局)

現状と課題

東紀州地域は、地理的条件もあり地域経済が停滞し、就労の場が少ないことから若年層が流出し、過疎・高齢化が進行するなど地域の活力が著しく低下しています。

基幹産業である一次産業（農業、林業、水産業）については、中小零細事業者が大部分を占めており、後継者不足も含めて厳しい状況にあります。

こうした状況の中で東紀州地域の活性化をはかっていくためには、東紀州の地域資源を活用した観光や産業の振興などを総合的に推進していくしくみとともに、集客交流の拠点施設などを十分活用しながら、持続可能な地域の自立的発展をめざしていく必要があります。また、中山間地域^{注)1}では、農林水産業の低迷により、地域活力の低下、担い手不足が深刻化し、農業・農村の生産基盤などの維持も困難になりつつあります。

重点事業の目標

東紀州地域が一体となって観光や産業の振興と地域づくりなどを総合的に推進していく「東紀州観光まちづくり公社」を設立するなど、熊野古道センターや2009年（平成21年）オープン予定の紀南中核的交流施設などの機能を最大限に生かしつつ、東紀州地域の活性化に向けた取組を進めます。

さらには、地域の基幹産業であるかんきつ農業、水産業をはじめとする一次産業の活性化に向けて、次代の担い手育成や生産基盤の整備、高品質・高付加価値化をはかるための試験研究などに取り組みます。

数値目標	東紀州地域における推定観光消費総額指数			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
100	103	105	108	110

[数値目標の説明]

- 東紀州地域の産業振興の度合いを測るため、そのけん引産業となる観光産業の進展状況を表すものとして、東紀州地域への観光入込客数と一人あたりの平均観光消費額の積を「推定観光消費総額」と定義づけ、2006年の当該数値を100として、その増減について指数化したもの（農水商工部観光局観光・交流室「観光レクリエーション入込客数推計書」および「三重県観光データ・観光客満足度評価調査事業報告書」）

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
5,243,000程度	892,436	1,428,000	1,474,000	1,449,000

注)1 中山間地域：山間地とその周辺の地理的、社会的な条件等が不利な地域

重点事業の構成

- 取組方向1：東紀州地域の観光・産業振興と地域づくりに向けて
 - (1) 東紀州観光まちづくり推進事業
 - (2) 熊野古道センター運営事業
 - (3) 中核的交流施設整備事業
 - (4) 県営中山間地域総合整備事業
- 取組方向2：東紀州地域の地域資源を活用した産業の振興に向けて
 - (5) 紀南版元気なみかんの里創生事業
 - (6) 揮発油税財源身替農道整備事業
 - (7) 畑地帯総合農地整備事業
 - (8) 東紀州地域の水産業活性化対策事業
 - (9) 養殖基地機能向上事業
 - (10) 熊野灘海域浮魚礁設置事業
 - (11) 農林水産物主産品高品質化技術開発事業

県が他の主体に期待する取組

- 東紀州地域の生産者および関連事業者が、自らの責任と努力により、地域の産業の振興および地域経済の活性化に取り組みます。
- 地域住民、民間団体やボランティアグループなどが、地域の良さに気づき、自らコミュニティ活動や地域づくりを活発に行います。
- 基礎自治体である市町が、地域住民などと連携しながら、地域づくりに関する事業に取り組みます。

具体的な取組内容

取組方向1 東紀州地域の観光・産業振興と地域づくりに向けて

(1) 東紀州観光まちづくり推進事業（基本事業 53301） <政策部東紀州対策局>

東紀州地域が一体となって観光振興、産業振興およびまちづくりの取組を総合的に推進していくための基盤として「東紀州観光まちづくり公社」を設立し、東紀州地域の経済の活性化をはかり、地域社会を健全に維持する取組を進めます。

- ① 地域の魅力発掘や熊野古道の活用などを通じて、地域資源の保護活用と観光を調和させた持続可能な新しい観光振興を推進するとともに、宿泊施設・飲食店など顧客本位の質の高い受入体制をつくり、地域の宝を生かした滞在型、体験型の広域観光を推進します。
- ② 地域の基幹産業である一次産業（農業、林業、水産業）を生かしながら、それらの地域資源を高付加価値化し、地域ブランドの確立や流通販売への展開につなげることで、地域産業を活性化させる取組を推進します。
- ③ 景観づくり、市街地の活性化など幅広いまちづくりの取組を行うとともに、地域の活力の源となる地域外からの人材受入支援や地域に残る文化・産業の保護育成など、集客交流を進めるための住みやすいまちの魅力づくりを進めます。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	東紀州観光まちづくり 公社がまちづくりなど の取組に対し、参画し た件数（累計）	2件	3件	4件	5件	5件
事業内容 (項目)	①観光振興の取組	—	地域資源・ 体験メニュー の整備・ 商品化		広域観光の 推進	→
	②産業振興の取組	—	地域産品の ブランド化 や販路開 拓／受入体 制整備によ る観光の産 業化			→
	③まちづくりの取組	—	広域的視点 に立った魅 力的なまち づくり			→
事業費(千円)	4か年の合計 112,000	—	22,176	30,000	30,000	30,000

(2) 熊野古道センター運営事業 (基本事業 53302) <政策部東紀州対策局>

熊野古道センターが、熊野古道およびその周辺地域の自然、歴史、文化などの情報発信機能、研究保存機能および地域内外の人びととの交流機能を果たすよう、地域住民、関係団体などとの連携をはかりながら、さまざまな取組を行います。

- ① 熊野古道および周辺地域の自然、歴史、文化などの情報を発信します。
- ② 地域資源の研究や保存とともに、さまざまな活動団体などとの交流を充実します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	来館者数	—	84千人	86千人	88千人	89千人
事業内容 (項目)	①講演会、企画展、体 験学習などの開催回 数	—	56回	56回	56回	56回
	②イベント参加者数	—	42千人	43千人	44千人	45千人
事業費(千円)	4か年の合計 258,000	—	65,085	65,000	64,000	64,000

(3) 中核的交流施設整備事業 (基本事業 53302) <政策部東紀州対策局>

紀南地域の振興をはかるため、2009年7月オープンをめざし中核的交流施設の整備に取り組み、集客交流を推進します。

- ① 補助事業者による中核的交流施設の整備に対し支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	施設利用者数	—	—	—	138千人	162千人
事業内容 (項目)	①紀南中核的交流施設の整備	—	詳細設計等、造成工事	建築工事	施設運営	→
事業費(千円)	4か年の合計 848,000	—	102,030	110,000	338,000	298,000

(4) 県営中山間地域総合整備事業 (基本事業 53201) <農水商工部>

東紀州の中山間地域における持続的な営農、定住化および熊野古道をはじめ地域資源の活用など農業・農村の活性化をはかるため、多様な主体の参画により、地域の特性に応じた農業生産基盤および生活環境基盤を総合的に整備し、活力ある農村づくりを行います。

- ① 多様な主体の参画により、中山間地域の総合整備計画を策定します。
- ② 農道、集落道など地域の農業生産基盤、集落環境の整備とともに、地域資源を生かした交流活性化施設などの整備を推進します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	整備計画策定および整備地区数	—	1地区	2地区	2地区	2地区
事業内容 (項目)	①整備計画の策定	—	紀北地区	紀南2期地区	—	—
	②農道、集落道等の整備	—	—	紀北地区	紀南2期地区	→
事業費(千円)	4か年の合計 390,000	—	10,000	30,000	120,000	230,000

取組方向 2 東紀州地域の地域資源を活用した産業の振興に向けて

(5) 紀南版元気なみかんの里創生事業 (基本事業 53303) <農水商工部>

遊休農地の有効利用をはかりながら、紀南地域における農業の担い手育成システムの構築を支援するとともに、消費者・量販店との情報交換・交流を深め、安定的な販売体制の確保をしながら、二次、三次産業との連携などにより、かんきつ産地の活性化をはかります。

- ① 新規就農者の確保・育成をはかるため、育成カリキュラムの作成や地域ぐるみのサポート体制の整備を進めます。
- ② かんきつの周年供給、高品質果実生産に有望な品種の発掘・導入に向けた検討を行うとともに、現在、有望視されている「みえ南紀1号」(温州みかん)等の導入促進をはかります。
- ③ かんきつを活用した加工品等の新商品開発に向けた技術習得への支援を行い、観光との連携を強化していきます。

- ④ かんきつ生産と観光の連携をはかるため、みかんマイスター^{注)2}の養成や集客交流のための企画を作成するとともに、消費者を対象とした産地見学会を実施します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	南紀みかんの三重ブランド規格構成率※	18%	24%	27%	33%	37%
事業内容 (項目)	① I J ターン新規就農者確保数(累計)	5名	12名	19名	26名	33名
	② 優良品種を導入した園地の面積(累計)	3.5ha	7.5ha	23.5ha	39.5ha	55.5ha
	③ かんきつを活用した新商品づくり研修会の開催	—	3回	3回	3回	3回
	④ みかんマイスター育成数	—	5人	5人	5人	5人
事業費(千円)	4か年の合計 28,000	—	6,500	7,000	7,000	7,000

※ 三重ブランド規格構成率：南紀みかんの全体出荷量に占める「三重ブランド」として認定している南紀みかんの高品質規格である「味」（糖度11度以上）と「あまっこ」（糖度13度以上）の出荷割合のこと

(6) 揮発油税財源身替農道整備事業（基本事業 53201） <農水商工部>
紀南地域のかんきつ産地の振興をはかるための基幹農道の整備を推進します。

- ① かんきつおよびその加工品の流通の合理化をはかるとともに、農村生活の利便性向上のため、農道を整備します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	新規供用延長	—	—	—	—	1.3km
事業内容 (項目)	① 農道の整備	—	測量設計	道路工	道路工	1.3km
事業費(千円)	4か年の合計 463,000	—	42,000	147,000	137,000	137,000

(7) 畑地帯総合農地整備事業（基本事業 22404） <農水商工部>

東紀州地域の基幹産業であるかんきつ産地のめざす「自らが守る果樹産地」、「後継者が育つ園地づくり」、「攻めの品種構成」を実現するため、園地のかんがい施設などの整備を実施することにより、生産経費の低減と高品質みかんの生産を可能にし、農業経営の安定をはかります。

- ① みかん園地の用排水施設と農道等を整備することにより、効率的な生産基盤および生産環境を確保します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	畑地かんがい面積(累計)	—	—	—	10ha	26ha
事業内容 (項目)	① 畑地かんがい整備	—	測量設計	用水路工等	10ha	16ha
事業費(千円)	4か年の合計 946,000	—	52,500	315,000	315,000	263,000

注)2 みかんマイスター：産地見学等において、南紀みかんの生まれた背景や良さを消費者に語るノウハウやみかんを活用した体験のコーディネート能力を有する人材のこと

(8) 東紀州地域の水産業活性化対策事業 (基本事業 22601)

＜農水商工部＞

東紀州地域の特性を生かしたマダイなど魚類養殖業の推進や海藻の一種であるヒロメ養殖の実用化など、養殖水産物の安定的な供給体制の確立および人工種苗の放流による沿岸水産資源の維持増大をはかります。

- ① ヒロメの複合型養殖の技術開発を行うとともに、地域が取り組むマハタの特産品化やマダイ養殖における生産情報公表JAS^{注)3}の取得を支援します。
- ② マハタ養殖に必要な種苗の生産や移動性の小さい地域魚種であるイサキの放流種苗の生産など、東紀州地域の漁業を支える種苗生産技術を確立します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	事業実施地区数	—	6地区	6地区	6地区	6地区
事業内容 (項目)	①生産情報公表JAS 取得取組地区数	—	2地区	2地区	2地区	2地区
	②種苗生産実用化技術 数	—	1件	0件	0件	1件
事業費(千円)	4か年の合計 32,000	—	8,045	9,000	8,000	7,000

(9) 養殖基地機能向上事業 (基本事業 22603)

＜農水商工部＞

養殖が盛んな漁港施設において、高齢者や新規就業者等が働きやすい養殖陸揚げ施設の整備を進めます。

- ① 荒天時においても作業船の出入港が容易となるよう外郭施設および物揚場を整備することにより、水面の静穏度を向上させ、安定した養殖水産物の品質と出荷量を確保します。
- ② 大型車の通行が可能となるよう輸送機能を向上させ、鮮度保持等による高付加価値化と流通の効率化をはかります。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	養殖施設機能向上率	74%	78%	83%	92%	100%
事業内容 (項目)	①高齢者等が作業しや すい養殖陸揚げ施設 の整備延長	650m (2006まで)	49m	73m	143m	—
	②大型車通行可能延長	2,158m (2006まで)	道路工	道路工	道路工	460m
事業費(千円)	4か年の合計 1,616,000	435,000	471,500	472,000	372,000	300,000

注)3 生産情報公表JAS：食品の生産履歴情報を消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認定する制度

(10) 熊野灘海域浮魚礁設置事業 (基本事業 22603) <農水商工部>

熊野灘沖合に浮魚礁施設を設置して、効率的にカツオ等の回遊性魚類を集めることにより、漁業生産性の向上や労働の効率化、漁獲量の増大をはかります。

- ① 熊野灘海域において、カツオ、マグロ類、シイラなどを対象とした浮魚礁施設（表層型浮魚礁4基、中層型浮魚礁4基）を設置します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	浮魚礁設置数（累計）	1基	2基	3基	4基	8基
事業内容（項目）	①浮魚礁の設置数	1基	1基	1基	1基	4基
事業費(千円)	4か年の合計 500,000	100,000	100,000	230,000	70,000	100,000

(11) 農林水産物主産品高品質化技術開発事業 (基本事業 22701, 22703, 22704)

<政策部科学技術振興センター>

農林水産業の主産品（かんきつ、尾鷲ヒノキ、クエ・マハタ）の高品質化および生産基盤強化のための研究開発を進め、生産者・事業者等への技術移転を通じ、地域の活性化に貢献します。

- ① かんきつ産業の競争力を高めるため、県育成品種の登録と普及・定着のための栽培技術の確立を進めるとともに、温州みかんや中晩生かんきつなどの主要品種について、甘くて美味しい完熟果実を生産する技術の開発に取り組みます。
- ② 「尾鷲ヒノキ」の用途拡大をはかり、ブランド価値を高めるため、強度や比重などの材質特性を把握するとともに、風合いや香りなどの性能を生かして内装材や家具等に活用するための表面強度やはっ水性を付与した機能性部材の開発に取り組みます。
- ③ 新しい養殖魚種「クエ・マハタ」を東紀州の地域ブランドとして定着させるとともに、競争力を強化するため、高品質な種苗の安定生産技術とブランド力を高める養殖技術の開発に取り組みます。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	技術開発件数（累計）	－	2件	4件	6件	13件
事業内容（項目）	①かんきつ新品種の育成および高品質果実生産技術の開発	－	1件	0件	1件	2件
	②尾鷲ヒノキの材質特性の解明および表面改質技術の開発	－	1件	1件	1件	1件
	③クエ・マハタ種苗生産および養殖技術の高度化	－	0件	1件	0件	4件
事業費(千円)	4か年の合計 52,000	－	12,600	13,000	13,000	13,000

(主担当部：防災危機管理部)

現状と課題

発生が迫っている東海地震、東南海・南海地震は過去の発生例やこれまでの研究から連動して発生する可能性が指摘されており、これらの地震が同時発生すると、三重県内において最大で死者が約4,800人、家屋全壊が約66,100棟という甚大な被害が想定されています。また、内陸の活断層を震源とする地震でも、大きな被害が想定されています。

こうした被害からの減災を実現するには、「自助」「共助」を軸とした地域における防災力の向上とそれを支える「公助」の取組を推進することが必要です。しかし、「自助」「共助」の取組はまだまだ進んでおらず、各家庭や地域において自主的な防災活動が継続して行われる気運を一層高めていくことが課題です。

また、減災に寄与する防災基盤の整備を推進するとともに、災害時における活動体制を一層強化することも必要です。

重点事業の目標

「防災風土の醸成」、「被害の軽減（減災）」、「応急体制の確立」の3つを柱とした「第2次三重地震対策アクションプログラム^{注)1}」を着実に進めるため、市町と共に、「自助」「共助」を軸とした地域における自主的な防災活動の活性化をはかるほか、減災に寄与するハード基盤の整備等、県民の皆さんの命を守ることに重点を置いた事業を推進します。さらに、発災時において救助・救援活動、医療活動、輸送手段の確保等の初動対策が迅速に実施できるよう、その基盤整備や防災関係機関等と連携した活動体制づくりを進めます。

数値目標	地震対策アクションの重点項目進捗率			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
-	36%	53%	79%	100%

[数値目標の説明]

- ・「第2次三重地震対策アクションプログラム」を構成するアクションのうち、特に重点的に実施する事業の平均進捗率（防災危機管理部地震対策室調べ）

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
20,847,000程度	5,307,405	5,364,000	5,186,000	4,990,000

注)1 第2次三重地震対策アクションプログラム：2007～2010年度を計画期間とする県の地震対策の行動計画

重点事業の構成

- **取組方向1：防災風土の醸成に向けて**
 - (1) みえの防災活力支援事業
 - (2) 地域防災力推進事業
- **取組方向2：被害の軽減（減災）に向けて**
 - (3) いのちを守る減災対策推進事業
 - (4) 待ったなし！耐震化プロジェクト事業
 - (5) 耕地施設管理事業
 - (6) 緊急津波対策海岸保全事業
- **取組方向3：応急体制の確立に向けて**
 - (7) 広域防災拠点施設整備事業
 - (8) 災害対応力強化事業
 - (9) 災害医療体制強化推進事業
 - (10) 緊急輸送道路整備事業
 - (11) 緊急輸送道路整備事業（街路）
 - (12) 災害防除施設事業（緊急輸送道路）

県が他の主体に期待する取組

- 県民一人ひとりが、住宅の耐震化をはじめとする「自助」や、防災訓練等の地域での「共助」に取り組みます。
- 自主防災組織、企業、NPO等の主体がネットワークを築き、自主的な防災対策に取り組みます。
- 市町が、避難路や避難場所の確保等、地域住民の防災対策に取り組みます。

具体的な取組内容

取組方向1 防災風土の醸成に向けて

- (1) みえの防災活力支援事業**（基本事業 31102） ＜防災危機管理部＞
- みえの防災風土を持続性あるものとして広げていくため、家庭や地域における自主的な防災活動の活性化をはかる取組を展開します。
- ① 「みえ地震防災の日」を中心に、自主防災組織等が交流し、共に学び合う場づくりを行います。
 - ② 県内各地で取り組まれている特色ある防災活動団体の表彰を行います。
 - ③ 県内各地に残る災害史を発掘し、県民の皆さんに紹介するほか、多様な主体で構成される「みえ防災調査隊」により、全国の先進事例を調査し、県民の皆さんに発信します。また、県民の皆さんの「自助」「共助」の取組を支援するため、テレビやラジオ、新聞等のメディアを活用した啓発活動を実施します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	防災に関して「自助」の取組を行っている県民の割合	39.1%	42%	45%	48%	50%
事業内容 (項目)	①自主防災組織等の交流会の開催	—	1回	1回	1回	1回
	②みえの防災大賞の表彰	6団体	6団体	6団体	6団体	6団体
	③災害史の発掘調査	1件	2件	2件	2件	2件
事業費(千円)	4か年の合計 208,000	61,629	51,601	52,000	52,000	52,000

(2) 地域防災力推進事業 (基本事業 31102) <防災危機管理部>

「自助」「共助」を軸とした地域防災力の向上をはかるため、地域の多様な主体が連携し、自主的な防災対策に取り組んでいくしくみを全県的に広げます。

- ① 地域における多様な主体が協働し、防災ネットワークを築き、地域の課題をふまえた自主的な防災対策に取り組むしくみの充実や、その活動を支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	地域防災ネットワークの構築数(累計)	3	5	5	5	5
事業内容 (項目)	①地域防災ネットワークへの初期支援(支援するネットワーク数)	3	5	2	—	—
事業費(千円)	4か年の合計 6,000	5,826	3,702	2,000	—	—

※ 地域防災ネットワークへの支援は、構築時から2か年行います。

取組方向 2 被害の軽減(減災)に向けて

(3) いのちを守る減災対策推進事業 (基本事業 31101) <防災危機管理部>

災害に強い県土づくりをめざし、減災に向けた市町の積極的な取組を促進するため、市町が実施する津波対策、孤立対策、避難所耐震化対策、災害時要援護者対策について支援します。

- ① 市町が実施する津波避難施設の整備や、津波からの避難路整備等を支援します。
 ② 大規模震災時において孤立が想定される地区の防災力の向上を目的に、市町の策定する「孤立対策推進計画」に基づき実施される事業を支援します。
 ③ 地域の避難所に指定されている集会所などの公共的な施設で、他の耐震補強補助制度の対象とならない施設について耐震化を実施する市町を支援します。
 ④ 高齢者や障がい者、外国人等の災害時要援護者対策として、市町が策定する「災害時要援護者対策推進計画」に基づき実施される事業を支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	減災に向けた市町の取組数(累計)	—	35件	69件	88件	107件
事業内容 (項目)	①津波対策事業に対する補助	—	10件	10件	10件	10件
	②孤立対策事業に対する補助	—	8件	8件	—	—
	③避難所耐震化対策事業に対する補助	—	9件	9件	9件	9件
	④災害時要援護者対策事業に対する補助	—	8件	7件	—	—
事業費(千円)	4か年の合計 380,000	—	126,000	122,000	66,000	66,000

(4) 待ったなし! 耐震化プロジェクト事業 (基本事業 31104, 54201) <県土整備部>

地震の揺れによる被害を軽減するため、2015年度(平成27年度)までに住宅の耐震化率を90%にすることをめざして、木造住宅の耐震診断、耐震補強を支援し、住まいやまちの安全性を高めます。

- ① 木造住宅の耐震診断を支援するとともに、診断結果に基づく概算補強工事費に関する情報提供を行います。
- ② 木造住宅に対する耐震補強工事を支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	木造住宅の耐震診断率	7.2%	9.2%	11.4%	13.8%	16.6%
事業内容 (項目)	①木造住宅の耐震診断の支援を実施する市町への補助	3,003戸	3,000戸	3,000戸	3,000戸	3,000戸
	②木造住宅の耐震補強の支援を実施する市町への補助	158戸	400戸	400戸	制度見直し	→
事業費(千円)	4か年の合計 384,000	72,892	157,750	158,000	34,000	34,000

※ ②は2009年度以降に制度を見直す予定であり、2009年度以降の事業費には②の費用は含んでいません。

(5) 耕地施設管理事業 (基本事業 31204) <農水商工部>

津波による浸水時間を遅らせ、避難時間を確保できるよう、津波想定区域において16か所の水門について、開閉操作の自動化を行います。

(6) 緊急津波対策海岸保全事業 (基本事業 31204) <農水商工部、県土整備部>

津波による浸水時間を遅らせ、避難時間を確保できるよう、津波想定区域において59か所の防潮扉や水門について、開閉操作の自動化を行います。

※ 農水商工部25か所、県土整備部34か所の整備を行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	防潮扉・水門自動化整備数(累計)	88か所	121か所	140か所	157か所	163か所
事業内容(項目)	(5)の事業 水門の開閉操作の自動化	1か所	7か所	3か所	3か所	3か所
	(6)の事業 防潮扉・水門の開閉操作自動化	35か所	26か所	16か所	14か所	3か所
事業費(千円)	4か年の合計 1,254,000	1,060,917	439,500	360,000	297,000	157,000

取組方向 3 応急体制の確立に向けて

(7) 広域防災拠点施設整備事業 (基本事業 31101) <防災危機管理部>

「三重県広域防災拠点施設基本構想^{注)2}」に基づき、必要な施設設備を有し、災害発生後の応急、復旧対策活動を効果的に行うための防災拠点施設を整備します。

- ① 津波による甚大な被害が想定され、災害時に孤立する危険性の高い東紀州地域および伊勢志摩地域における防災拠点施設を整備します。
- ② 救助・救援活動等を迅速に実施できるよう必要な資機材を計画的に整備します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	広域防災拠点施設設置地域数(か所数)(累計)	1地域(1か所)	2地域(3か所)	2地域(3か所)	3地域(4か所)	3地域(4か所)
事業内容(項目)	①防災拠点施設の整備 東紀州地域	用地取得造成工事	ヘリポート、備蓄倉庫整備	—	—	—
	伊勢志摩地域	—	調査設計	施設整備	→	—
	②資機材の整備	計画的に実施			→	—
事業費(千円)	4か年の合計 962,000	331,108	422,728	272,000	267,000	—

(8) 災害対応力強化事業 (基本事業 31101) <防災危機管理部>

大規模災害発生時において、広域的な初動対応を迅速かつ的確に実施できるよう、県災害対策本部の体制および機能強化をはかります。

- ① 東海地震、東南海・南海地震が連動して発生した場合を視野に入れ、国や市町、防災関係機関等と連携した救助・救援活動や医療活動、緊急輸送活動等を定めた応急対策活動要領を策定し、災害時における活動体制を強化します。

注)2 三重県広域防災拠点施設基本構想：災害発生時の応急、復旧対策等を効果的に行うための核となる防災拠点の配置エリア等を定めた構想

- ② 災害発生時における地方部の機能を確保するため、自家発電施設等の整備を実施します。また、震災時における迅速な初動対応を実施するための情報収集機能の強化として、県内に設置している震度計の次世代化を行い、再整備を進めます。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	災害対策業務の標準化 (活動計画・標準マニュアル数) (累計)	1	2	3	4	4
事業内容 (項目)	①三重県東海・東南海・南海地震災害対策活動要領策定	—	活動要領策定	マニュアル作成	→	—
	②施設・機器整備	自家発電施設整備	→	新震度計整備		→
事業費(千円)	4か年の合計 340,000	106,601	29,676	105,000	105,000	100,000

(9) 災害医療体制強化推進事業 (基本事業 31106) 〈健康福祉部〉

災害時の医療体制の充実強化をはかるため、地域の関係機関が連携した災害医療体制の構築や災害時に適切に対応できる医療従事者の育成に取り組むとともに、医療施設の耐震化を促進します。

- ① 地域の災害医療体制の構築をめざし、医療機関、市町、消防、保健所等が連携した活動のための検討や研修、訓練等を実施します。
- ② 医療従事者を対象とした災害医療セミナー、保健師および看護師を対象とした災害活動実務研修などを開催し、災害医療従事者の知識・技術の向上に取り組みます。
- ③ 災害時に地域の拠点となる医療施設の耐震化を促進します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	災害医療に関する研修等に参加した医療従事者数 (累計)	841人	1,000人	1,200人	1,400人	1,500人
事業内容 (項目)	①二次保健医療圏単位等での災害医療体制の構築	—	—	2地域	2地域	—
	②医療従事者向けの災害医療に関する研修等の開催や参加促進 (参加者数) (累計)	841人	1,000人	1,200人	1,400人	1,500人
	③災害時に地域の拠点となる医療施設を対象とした耐震化 (診断・設計・補強工事) や災害対応のための設備整備への補助	7件	5件	1件	1件	3件
事業費(千円)	4か年の合計 327,000	127,869	59,894	56,000	57,000	154,000

(10) 緊急輸送道路整備事業 (基本事業 31105, 55102) 〈県土整備部〉

震災時における地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動や生活復興の基盤となる「命の道」としての緊急輸送道路を重点的に整備します。

- ① 震災後の救助・救援活動や復興活動等が円滑に実施できるよう、緊急輸送道路に指定されている県管理道路17か所の整備を計画的に進めます。
- ② 地震に強い緊急輸送道路を確保するため、緊急輸送道路にかかる橋りょうの耐震化を進めます。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	緊急輸送道路ネットワークの整備率 (路線の整備状況)	87.9% (80/91)	89.0% (81/91)	89.0% (81/91)	90.1% (82/91)	91.2% (83/91)
事業内容 (項目)	①緊急輸送道路の整備 推進 (年度内完了箇所)	6か所 (2か所)	17か所 (1か所)	16か所 (2か所)	14か所 (2か所)	12か所 (2か所)
	②橋りょうの耐震化 (年度内完了箇所)	22か所 (22か所)	18か所 (18か所)	27か所 (27か所)	27か所 (27か所)	26か所 (26か所)
事業費(千円)	4か年の合計 9,833,000	2,320,758	2,273,554	2,457,000	2,432,000	2,670,000

(11) 緊急輸送道路整備事業(街路) (基本事業 54101) 〈県土整備部〉

人口の集中する都市部において、救助・救援活動や生活復興の基盤となる「命の道」としての緊急輸送道路を重点的に整備します。

- ① 震災後の救助・救援活動や復興活動等が円滑に実施できるよう、緊急輸送道路に指定されている県道4か所について街路事業で整備します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	緊急輸送道路(街路) の整備割合	43% (3/7)	43% (3/7)	43% (3/7)	57% (4/7)	86% (6/7)
事業内容 (項目)	①街路事業による緊急 輸送道路の整備 (年度内供用箇所)	5か所 (1か所)	4か所 (0か所)	4か所 (0か所)	4か所 (1か所)	3か所 (2か所)
事業費(千円)	4か年の合計 5,295,000	3,136,070	1,253,000	1,323,000	1,419,000	1,300,000

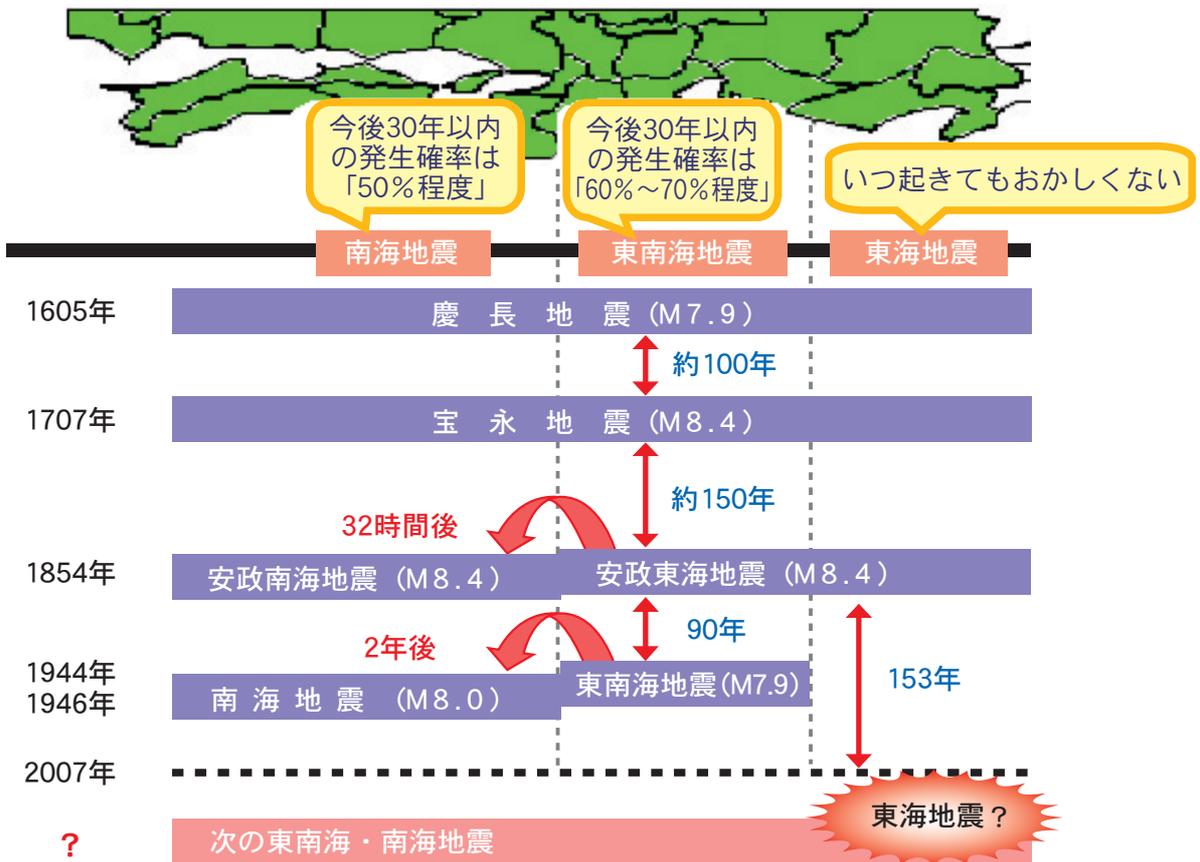
(12) 災害防除施設事業（緊急輸送道路）（基本事業 31105, 55102） <県土整備部>

震災時における地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動や生活復興の基盤となる緊急輸送道路を確保するため、道路防災総点検の結果に基づき、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の危険箇所について重点的に整備します。

① 道路防災総点検の結果に基づき、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の落石等危険箇所について法面对策等の災害防除事業を実施します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	緊急輸送道路において、対策が必要な落石等危険箇所（整備対象箇所）の整備割合	54% (47/87)	69% (60/87)	79% (69/87)	90% (78/87)	100% (87/87)
事業内容 (項目)	①道路防災総点検に基づく道路危険箇所対策の実施	11か所	13か所	9か所	9か所	9か所
事業費(千円)	4か年の合計 1,861,000	785,950	490,000	457,000	457,000	457,000

いつ起きてもおかしくない！ 東海・東南海・南海地震の切迫性！！



(主担当部：県土整備部)

現状と課題

古くから水害、土砂災害、高潮災害等の防災対策が行われてきたにもかかわらず、近年、全国各地で毎年のように災害が発生しています。特に、時間雨量100mmを超えるような集中豪雨は、近年増加傾向にあります。

三重県においても、2004年（平成16年）に県南部で観測史上最大の雨量を観測し、尊い生命や財産が失われており、今後も予想される台風の大型化や集中豪雨の増加、異常高潮などの異常気象に備え、早期に災害安全度を高めるとともに、減災体制を確立することが求められています。

重点事業の目標

今後も予想される異常気象に備え、自然災害による被害を最小化する「減災」の観点から、減災対策に寄与するハード整備に重点的に取り組むとともに、異常気象などによる災害を少なくする減災体制を早期に確立することを目的として、改正された水防法、土砂災害防止法に対応するためのソフト対策を推進します。

数値目標	風水害に対する安全度が向上した住民の数（累計）			
2006年度（現状）	2007（H19）年度	2008（H20）年度	2009（H21）年度	2010（H22）年度
—	155,000人	210,000人	230,000人	239,000人

〔数値目標の説明〕

・緊急減災対策によるハード整備やソフト対策により、新たに風水害に対する安全度が向上したと推定される住民の数（県土整備部河川・砂防室、港湾・海岸室調べ）

事業費

(千円)

4か年の合計	2007（H19）年度	2008（H20）年度	2009（H21）年度	2010（H22）年度
2,604,000程度	489,000	738,000	761,000	616,000

重点事業の構成

- 取組方向1：緊急的ハード対策の推進に向けて
 - (1) 緊急河川改修事業
 - (2) ゼロメートル地帯緊急高潮対策事業
- 取組方向2：緊急的ソフト対策の推進に向けて
 - (3) 緊急ソフト対策事業（河川）
 - (4) 緊急ソフト対策事業（砂防）

県が他の主体に期待する取組

- 市町が、ハザードマップ^{注)1}の作成や警戒避難体制の整備を行い、地域住民に避難情報を広く提供します。
- 県民一人ひとりが、日頃から各自、危険箇所や避難場所を把握し、自然災害に備えます。

具体的な取組内容

取組方向 1 緊急的ハード対策の推進に向けて

(1) 緊急河川改修事業 (基本事業 31203) <県土整備部>

今後も予想される異常気象に備え、早期に減災効果が期待できる再度災害防止事業やネック点等を解消することにより災害安全度を高めます。

- ① 2004年に被災した河川のうち、再度災害防止のために事業を継続している赤羽川および局所的な土砂堆積により安全度が低下している宮川、三戸川において、河川改修を実施して治水効果を高め再度災害を防止し、予想される異常気象に対して備えます。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	再度災害防止事業進捗率	—	11%	46%	90%	100%
事業内容 (項目)	①再度災害防止事業進捗率	—	11%	46%	90%	100%
事業費(千円)	4か年の合計 600,000	30,000	80,000	200,000	260,000	60,000

(2) ゼロメートル地帯緊急高潮対策事業 (基本事業 31203, 31204) <県土整備部>

伊勢湾沿岸におけるゼロメートル地帯の高潮対策対象地区のうち、特に緊急性を要する箇所について、その整備を重点的に進めます。

- ① ゼロメートル地帯を保全区域に持つ県管理河川のうち、高潮対策が未実施の唯一の河川である朝明川において、予想される高潮に対して安全な堤防高を確保し、ゼロメートル地帯の安全を確保します。
- ② 隣接・背後地に人家や全国的観光集客施設を持つ長島地区海岸において、特に緊急的な対策が必要な箇所が存在するため、海岸堤防の耐震化を含めた堤防改良を行い、背後地の安全を確保します。

注)1 ハザードマップ：風水害や地震時の洪水・土砂災害などによる被害を予測し、その被害範囲や避難場所などの情報を示した地図

年度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	整備延長(累計)	—	200m	530m	1,130m	1,720m
事業内容(項目)	①ゼロメートル地帯の河川高潮対策(累計)	—	200m	400m	700m	1,000m
	②ゼロメートル地帯の海岸高潮対策(累計)	—	0m	130m	430m	720m
事業費(千円)	4か年の合計 1,200,000	20,000	150,000	240,000	340,000	470,000

取組方向 2 緊急的ソフト対策の推進に向けて

(3) 緊急ソフト対策事業(河川) (基本事業 31203) <県土整備部>

緊急度および重要度の高い主要な中小河川で、洪水に対する各種ソフト対策を実施することにより警戒避難体制整備を支援し、県全体として洪水に対する減災体制の確立に寄与します。

- ① 緊急度、重要度の高い主要な中小河川のうち水位情報周知河川^{注)2}において、市町が避難情報の参考とする特別警戒水位^{注)3}を設定します。
- ② 緊急度、重要度の高い主要な中小河川において、市町のハザードマップ作成の資料となる浸水想定区域図^{注)4}を作成します。
- ③ 県が作成した浸水想定区域図をもとに、市町が作成するハザードマップに対して、財政的支援をします。
- ④ 緊急度、重要度の高い主要な中小河川のうち水位情報周知河川において、特別警戒水位を設定するため、水位観測所を設置します。

年度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	水位情報周知河川数(累計)	12河川	19河川	26河川	33河川	41河川
事業内容(項目)	①特別警戒水位の設定河川数(累計)	12河川	19河川	26河川	33河川	41河川
	②浸水想定区域図の作成河川数(累計)	42河川	49河川	56河川	60河川	60河川
	③ハザードマップ作成市町数(累計)	11市町	12市町	17市町	25市町	25市町
	④水位観測所設置数(累計)	94か所	98か所	103か所	103か所	103か所
事業費(千円)	4か年の合計 480,000	173,700	169,000	220,000	83,000	8,000

注)2 水位情報周知河川：洪水により経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川で、特別警戒水位を定めて、この水位に到達した旨の情報を提供する河川

注)3 特別警戒水位：洪水により水位が上昇し、堤防が危険な状態になりつつあることを周知し、避難行動を起こす目安となる水位

注)4 浸水想定区域図：洪水により河川が氾濫した場合に、浸水が予想される区域とその区域内の浸水の深さなどの情報を示した地図

(4) 緊急ソフト対策事業 (砂防) (基本事業 31201)

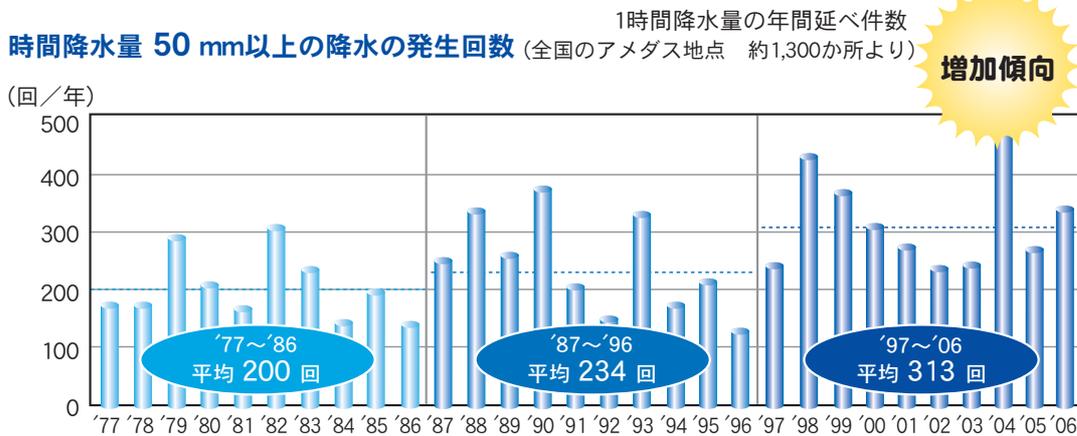
<県土整備部>

土砂災害が発生する危険性が特に高い市町で、土砂災害に対する各種ソフト対策を実施することにより警戒避難体制整備を支援し、県全体として土砂災害に対する減災体制の確立に寄与します。

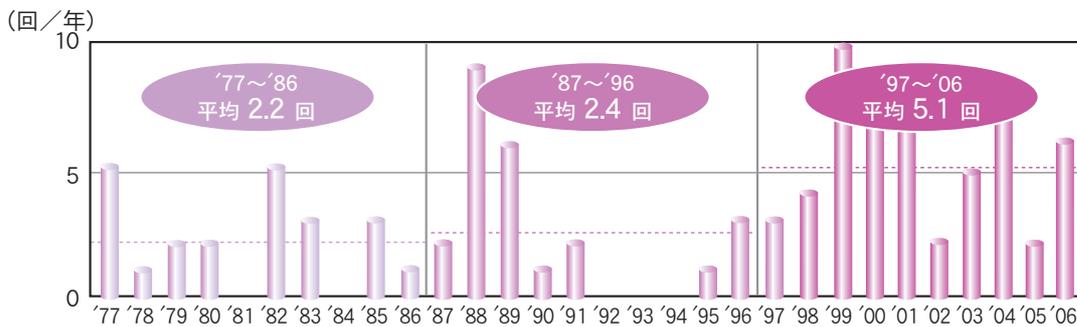
- ① 毎年のように土砂災害が発生している5市町のうち、土砂災害が発生する危険性が特に高い箇所において、特別警戒区域^{注)5}等を指定します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	危険性が特に高い箇所に対する特別警戒区域等の指定率	—	0%	28%	52%	76%
事業内容 (項目)	①特別警戒区域等の指定箇所数 (累計)	—	0か所	152か所	286か所	419か所
事業費 (千円)	4か年の合計 324,000	33,963	90,000	78,000	78,000	78,000

1時間降水量 50 mm以上の降水の発生回数 (全国のアメダス地点 約1,300か所より)



1時間降水量 100 mm以上の降水の発生回数



資料) 気象庁資料より国土交通省河川局作成

注)5 特別警戒区域：土石流や急傾斜地の崩壊などにより被害を受けるおそれがある地域のうち、住宅等が損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある地域

人命尊重の理念に基づく 交通事故のないまちづくり

(主担当部：生活部)

現状と課題

県内の交通事故死者数は減少傾向の定着化の兆しも見られるものの、依然として交通事故により多くの尊い命が失われているとともに、負傷者数や高齢者等の交通弱者の交通事故死者数が高い水準で推移するなど厳しい交通状況にあります。

また、「一万人アンケート」結果では、交通安全に関する不満意識が約4割にのぼっており、交通安全に対する現状について、県民は満足していない状況となっています。

このため、すべての県民が、交通事故の危険性を十分認識し、交通事故のない社会をめざし、交通事故を起こさない、交通事故に遭わないという意識の高揚をはかるとともに、少子高齢社会に対応した交通弱者対策を中心に、ソフト・ハードの両面から、交通事故抑止対策を推進していく必要があります。

重点事業の目標

少子高齢社会に対応し、交通弱者に焦点をあて、地域の特徴にあわせた交通安全教育や広報啓発活動を行い、交通安全意識の高揚をはかります。

また、通学路の照明灯の整備に取り組み、自転車・歩行者の安全・安心を確保するとともに、地域住民から設置要望の多い信号機の整備に取り組むことで県民の満足意識の向上をはかります。

これらの重点的な取組により、交通事故に伴う死者数の減少のみならず、交通事故そのものの減少をはかり、県民一人ひとりがそれぞれ住んでいる地域を「交通安全のまち」として実感できることをめざします。

数値目標	交通事故死傷者数			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
17,777人	17,000人	16,500人	16,000人	15,500人以下

[数値目標の説明]

- ・交通事故による死者数と負傷者数の合計人数（警察本部交通部調べ）
- ・暦年（1月～12月）で把握しています。

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
802,000程度	219,063	217,000	185,000	181,000

重点事業の構成

- 取組方向1：交通安全意識と交通マナーの向上に向けて
 - (1) 交通弱者の交通安全意識啓発事業
 - (2) 民間委託による交通安全教育・啓発活動事業
- 取組方向2：安全で快適な交通環境づくりに向けて
 - (3) ぐらしの道交通安全施設整備事業
 - (4) 自転車・歩行者の安全を確保するみちづくり事業

県が他の主体に期待する取組

- 県民一人ひとりが、それぞれの地域や団体等において、さまざまな交通安全活動に主体的に関わることにより、交通安全意識の高揚をはかります。
- 関係機関・団体、事業所、市町等が、交通安全教育・啓発活動、交通安全施設整備等の取組を行います。

具体的な取組内容

取組方向1 交通安全意識と交通マナーの向上に向けて

(1) 交通弱者の交通安全意識啓発事業 (基本事業 32101) <生活部>

高齢者等の交通弱者が、交通事故に遭わず、安全で安心できるまちづくりを進めるため、交通弱者対策の先進的な取組の紹介や「交通安全(教育)活動指導員」の育成を通じて、市町等が行う交通安全教育・啓発活動を支援します。

- ① 交通弱者対策に関する先進的な取組を調査・研究して、市町等に紹介することにより、市町等の主体的な交通安全活動を支援します。
- ② 複数名がチームを組み、交通教室や啓発活動などの交通安全活動を行う「交通安全(教育)活動指導員」を育成します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	交通安全活動チームの活動回数	—	120回	240回	360回	480回
事業内容 (項目)	①先進事例の調査・研究、紹介・普及(団体数)	—	調査研究	6団体	14団体	29団体
	②交通安全(教育)活動指導員の育成	—	300人	300人	300人	300人
事業費(千円)	4か年の合計 27,000	—	7,775	9,000	5,000	5,000

(2) 民間委託による交通安全教育・啓発活動事業 (基本事業 32101) <警察本部>

地域住民の交通安全意識を向上させるため、学校や自治会等地域のさまざまな団体等を対象として、民間のアドバイザーを活用した交通安全教育・啓発事業を展開します。

- ① 交通安全アドバイザー（民間委託）が「交通安全（教育）活動指導員」と連携して、交通安全教育・啓発活動を推進します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	交通安全教室参加者数	20,800人	21,000人	21,000人	21,000人	21,000人
事業内容 (項目)	①交通弱者を対象とした交通安全教室の開催	248回	250回	250回	250回	250回
事業費(千円)	4か年の合計 112,000	27,825	27,825	28,000	28,000	28,000

取組方向 2 安全で快適な交通環境づくりに向けて

(3) 暮らしの道交通安全施設整備事業 (基本事業 32102) <警察本部>

安全・安心で円滑な交通環境を確保するため、信号機の整備を進めます。

- ① 信号機の設置要望箇所のうち必要性、緊急性の高い交差点において、信号機を緊急に整備し、安全・安心で円滑な交通環境を確保します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	交通環境の変化等により緊急に整備が必要となる信号機の整備率	—	31.9%	57.6%	79.2%	100%
事業内容 (項目)	①信号機の整備(基数)	—	46基	37基	31基	30基
事業費(千円)	4か年の合計 623,000	—	173,463	170,000	142,000	138,000

(4) 自転車・歩行者の安全を確保するみちづくり事業 (基本事業 32102)

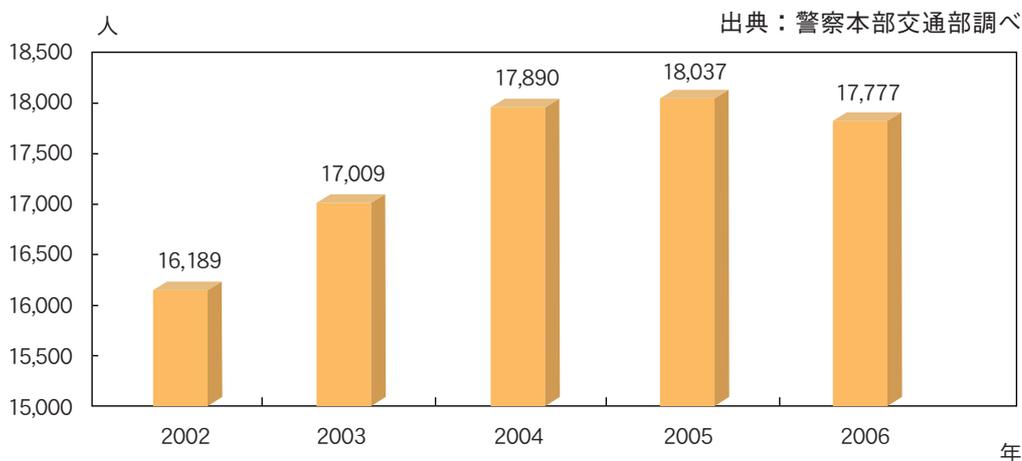
＜県土整備部＞

歩行者等の安全な通行を確保するため、関係者が行う安全対策と合わせて、県が管理する道路のうち中学生・高校生の通学路における自転車・歩行者用照明灯の整備を進めます。

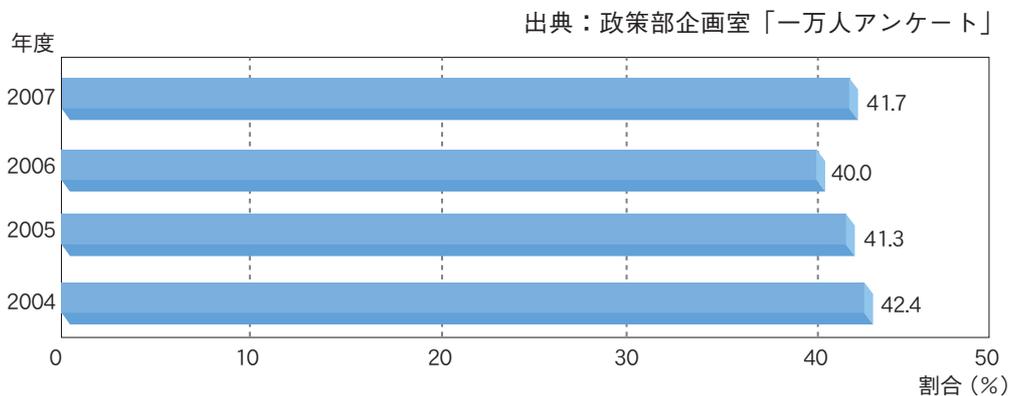
- ① 県が管理する道路のうち中学生・高校生の通学路において自転車・歩行者用照明灯を設置することにより、自転車・歩行者の安全を確保します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	通学路における自転車・歩行者用照明灯の整備率	—	25%	50%	75%	100%
事業内容(項目)	①通学路における自転車・歩行者用照明灯の整備	—	7地区	7地区	7地区	7地区
事業費(千円)	4か年の合計 40,000	—	10,000	10,000	10,000	10,000

交通事故死傷者数



一万人アンケートによる「交通安全」に関する不満足意識の割合



※ 「不満」、「どちらかといえば不満」と回答した人の合計

(主担当部：警察本部)

現状と課題

三重県における凶悪犯罪の発生件数は、2003年（平成15年）に過去10年間で最高の163件を記録した後、2006年（平成18年）においても98件の発生をみるなど、いまだ高水準で推移している現状にあります。

特に近年では、子どもや女性が被害者となる凶悪犯罪や、子どもへの声かけ事案、高齢者を狙った悪質な詐欺事件などが多発していることなどから、県民は犯罪に対する強い不安感を抱いています。

そのため、県民が「安全・安心」を実感できるよう、治安を回復していくことが喫緊の課題となっています。

重点事業の目標

県民の犯罪に対する不安を解消するためには、犯罪発生件数を減少させることはもとより、子どもから高齢者までのあらゆる人びとが、心から「安全・安心」を実感できる地域社会を実現することが求められています。

このため、県民に不安を与える凶悪犯罪等の徹底検挙や地域における犯罪抑止力を高めることなどを目的とした、ハード・ソフト両面の治安基盤整備を重点的に推進します。

数値目標	凶悪犯の検挙率			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
76.5%	77%	78%	79%	80%

[数値目標の説明]

- ・凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）について、1年間に認知した件数に占める検挙した件数の割合（三重県警察本部犯罪統計資料）
- ・暦年（1月～12月）で把握しています。

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
1,628,000程度	405,011	411,000	403,000	409,000

重点事業の構成

- 取組方向1：緊急的ハード対策の推進に向けて
 - (1) 犯罪抑止の最前線拠点整備事業
 - (2) 捜査支援システムの整備事業
- 取組方向2：緊急的ソフト対策の推進に向けて
 - (3) 生活安全センターとしての交番機能強化事業
 - (4) 犯罪のないまちづくり活動支援事業
 - (5) 犯罪被害者が安心して暮らせる環境づくり推進事業

県が他の主体に期待する取組

- 民間自主防犯団体は、防犯パトロールなどの自主防犯活動を行います。
- みえ犯罪被害者総合支援センターは、犯罪被害者やその家族への支援を行います。
- 市町、地域住民は、在住外国人との共生社会づくりを行います。

具体的な取組内容

取組方向1 緊急的ハード対策の推進に向けて

(1) 犯罪抑止の最前線拠点整備事業 (基本事業 32205) <警察本部>
 交番・駐在所の「生活安全センター」としての機能の充実をはかり、地域の犯罪抑止力を一層高めます。

- ① 高齢化が進んでいる地区、子どもや女性に対する声かけ事案が多く通学児童や学生が不安を抱えている地区などを対象に、交番・駐在所を緊急に整備します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	治安拠点の重要整備地区数(累計)	0/16地区	4/16地区	8/16地区	12/16地区	16/16地区
事業内容(項目)	①交番・駐在所の緊急整備	—	4か所	4か所	4か所	4か所
事業費(千円)	4か年の合計 607,000	—	149,577	146,000	136,000	175,000

(2) 捜査支援システムの整備事業 (基本事業 32205) <警察本部>
 県民が不安を感じる犯罪の抑止と検挙向上をはかるため、捜査支援システム^{注)1}の整備に取り組めます。

- ① 犯人をいち早く検挙し、被害者や地域住民の不安を早期に解消できるよう、犯罪が多発する地域の主要な地点に捜査支援システムを整備するとともに、適切な運用をはかります。

注)1 捜査支援システム：自動車ナンバーを読みとり、かつ、瞬時に検索するシステム。犯罪のほとんどに車が利用されている中で、強盗や強姦などの凶悪犯罪はもとより、県民の身近なところで発生する自動車盗、ひったくりなどの犯罪を早期に検挙することが可能となる。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	凶悪犯罪等を検挙するための重要整備地点数(累計)	0/14地点	4/14地点	11/14地点	12/14地点	14/14地点
事業内容(項目)	①捜査支援システムの整備(整備数)	—	4基	7基	1基	2基
事業費(千円)	4か年の合計 467,000	—	128,207	122,000	125,000	92,000

取組方向 2 緊急的ソフト対策の推進に向けて

(3) 生活安全センターとしての交番機能強化事業 (基本事業 32201) <警察本部>

交番における相談等に適切に対応し、警察官の街頭パトロール活動を強化することで、地域の犯罪抑止力を一層高めます。

- ① 地域の治安拠点となる交番に交番相談員の体制を整備します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	全交番に占める交番相談員の配置率	54.4% 31/57交番	82.5% 47/57交番	100% 57/57交番	100% 57/57交番	100% 57/57交番
事業内容(項目)	①交番相談員の増員(交番相談員数)	32人	47人	57人	57人	57人
事業費(千円)	4か年の合計 506,000	74,630	106,855	133,000	133,000	133,000

(4) 犯罪のないまちづくり活動支援事業 (基本事業 32201) <警察本部>

地域住民や自主防犯団体等に対し、地域に密着したタイムリーな犯罪分析情報を発信することで、防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化をはかります。

- ① 犯罪情勢を地図で表示するなど、地域の犯罪実態を分かりやすく分析し情報化します。
② 警察署単位の地域の犯罪実態をより広くタイムリーに住民や自主防犯団体等に提供します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	犯罪情報の発信事業整備地区数(累計)	0/18地区	5/18地区	10/18地区	14/18地区	18/18地区
事業内容(項目)	①タイムリーな犯罪分析情報の発信	—	5地区	5地区	4地区	4地区
	②犯罪抑止広報の実施	—	5地区	5地区	4地区	4地区
事業費(千円)	4か年の合計 27,000	—	8,348	7,000	6,000	6,000

(5) 犯罪被害者が安心して暮らせる環境づくり推進事業 (基本事業 32204)

〈警察本部〉

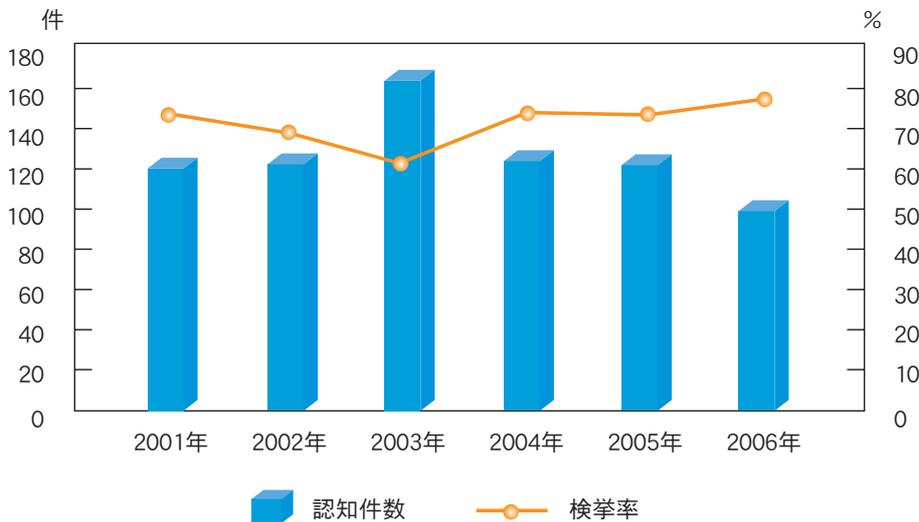
犯罪に巻き込まれた被害者やその家族・遺族が安心して暮らせるよう、地域における支援体制等の拡充をはかります。

- ① 地域で支援活動に携わる方々に対し、犯罪被害者等に関する具体的な情報を提供できるよう「犯罪被害者支援システム」を構築します。
- ② 地域において犯罪被害者等支援に携わるリーダーを育成するため、研修会を開催します。
- ③ 犯罪被害者等に対する県民の理解が深まるよう、広報啓発活動を推進します。
- ④ 犯罪被害者等支援に対する県民のニーズを把握するため、アンケート調査を実施します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	支援活動に従事した地域住民の数	25人	50人	100人	150人	200人
事業内容 (項目)	①犯罪被害者等に関連する情報の提供	54回	54回	54回	54回	54回
	②地域の支援機能を高める研修会の開催	—	1回	1回	1回	1回
	③犯罪被害者等に対する理解を深める広報啓発	—	—	イベント開催 1回	イベント開催 1回	イベント開催 1回
	④犯罪被害者等支援に対する県民意識の把握	—	アンケート調査 1回	—	—	—
事業費(千円)	4か年の合計 21,000	—	12,024	3,000	3,000	3,000

凶悪犯（殺人・強盗・放火・強姦）の認知・検挙状況

出典：三重県警察本部犯罪統計資料



安心して子どもを産み育てられる 子育て環境の整備

(主担当部：健康福祉部)

現状と課題

依然として合計特殊出生率は、人口維持に必要な数値を大きく下回り、人口も減少局面に入ったと言われています。

県民が安心して子どもを産み育てられる子育て環境を整備するためには、多様化する地域のニーズに対応した子育て支援に取り組むことが重要です。

特に、全国的に見て実施率が低位にある各種保育サービス等の拡充に取り組む市町への支援や子育てにかかる経済的な負担の軽減策などに取り組む必要があります。

重点事業の目標

保育ニーズが多様化する中、全国的に見て実施率が低位にある特別保育および放課後児童対策について、市町の取組の拡充に向けた支援を行うとともに、地域のニーズにおける多様な子育て支援の取組を支援します。

また、子どもを産み育てることを望む人たちの希望ができるだけ実現するよう、子育てにかかる経済的負担の軽減策や不妊対策を充実するなど、きめ細かな取組を行います。

数値目標	県内における各種保育（預かり）サービス事業実施率			
2006年度(現状)	2007 (H19)年度	2008 (H20)年度	2009 (H21)年度	2010 (H22)年度
57%	62%	66%	70%	75%

[数値目標の説明]

- ・ 夕刻以降の預かり（延長保育、放課後児童クラブ等）、休日・一時預かり（休日・一時保育、ファミリー・サポート・センター^{注）1}）、病児・病後児の預かり（病児・病後児保育）の市町における事業実施率（健康福祉部こども家庭室調べ）

事業費

(千円)

4か年の合計	2007 (H19)年度	2008 (H20)年度	2009 (H21)年度	2010 (H22)年度
3,582,000程度	793,591	868,000	942,000	978,000

注)1 ファミリー・サポート・センター：仕事と育児の両立と地域の子育てを支援するため、育児サービスを受けたい「依頼会員」と育児サービスを提供できる「援助会員」の双方を募り、有償で助け合うシステム。保育所への子どもの送迎、保育所の開始前や終了後に子どもを預かってもらえるなどのサービスが受けられる。

重点事業の構成

- 取組方向1：子育て支援サービスの充実に向けて
 - (1) 放課後児童対策事業
 - (2) 放課後子ども教室推進事業
 - (3) 次世代育成支援特別保育推進事業
 - (4) ファミリー・サポート・センター設置促進事業
- 取組方向2：経済的負担の緩和に向けて
 - (5) 3人目みえ応援プログラム事業
 - (6) 不妊相談・治療支援事業

県が他の主体に期待する取組

- 市町は、住民ニーズに応じた総合的な放課後児童対策の推進に向け、事業計画の策定を行うとともに、その効果的な取り組みに努めます。
- 市町は、延長保育、一時保育など多様なニーズに応えた保育サービス等に取り組みます。
- 地域の住民や団体等が放課後児童対策などのさまざまな子育て支援活動に積極的に参画することが期待されます。

具体的な取組内容

取組方向1 子育て支援サービスの充実に向けて

(1) 放課後児童対策事業 (基本事業 33201) <健康福祉部>

保護者が就労等により昼間家庭にいない主に小学校低学年児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ^{注)2}の設置、運営を支援します。

- ① 放課後児童クラブが安定的に運営されるよう、その運営費に対して助成します。
- ② 放課後児童クラブの施設整備に取り組む市町を支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	放課後児童クラブに登録する児童数	7,261人	7,704人	8,481人	9,600人	10,075人
事業内容 (項目)	①放課後児童クラブ運営費補助数	182か所	214か所	257か所	300か所	325か所
	②放課後児童クラブ整備費補助数	1か所	6か所	10か所	10か所	10か所
事業費(千円)	4か年の合計 2,061,000	276,848	439,561	486,000	549,000	586,000

注)2 放課後児童クラブ：学校の余裕教室、児童館等を利用し、保護者が昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に放課後の適切な遊びの場や生活の場を提供する事業

(2) 放課後子ども教室推進事業 (基本事業 33201) <教育委員会>

放課後や週末等に小学校内外における施設を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画を得て、スポーツ・文化活動等の体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を推進します。

- ① 放課後子ども教室^{注)3}の市町における設置を支援します。
- ② 放課後児童対策に関わるコーディネーターや安全管理員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有をはかるための研修を開催します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	放課後子ども教室の参加人数	—	1,128人	1,608人	2,088人	2,568人
事業内容 (項目)	①放課後子ども教室数	—	47か所	67か所	87か所	107か所
	②研修会開催回数	—	5回	5回	5回	5回
事業費(千円)	4か年の合計 394,000	—	72,329	90,000	107,000	125,000

(3) 次世代育成支援特別保育推進事業 (基本事業 33201) <健康福祉部>

仕事と子育ての両立支援と子育て不安の解消に向け、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育を拡充する市町を支援します。

- ① 保育所の多機能化を促進するため、新たに延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育を実施する保育所等の支援を行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育実施箇所数(特別保育実施箇所数)	230か所	263か所	291か所	319か所	346か所
事業内容 (項目)	①延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育新規実施箇所数	48か所	33か所	28か所	28か所	27か所
事業費(千円)	4か年の合計 545,000	142,472	128,752	143,000	143,000	130,000

(4) ファミリー・サポート・センター設置促進事業 (基本事業 33202) <生活部>

子育て中の勤労者等の育児不安や育児負担感を軽減し、安心して仕事と家庭を両立できる環境づくりを推進します。

- ① 地域における子育て等の相互援助組織であるファミリー・サポート・センターの設置の促進に向けた普及啓発等を行います。また、センター機能の充実に向け、育児援助を受ける人と援助を行う人の調整を行うアドバイザー等を対象にした研修等に取り組みます。

注)3 放課後子ども教室：放課後や週末等に小学校内外の施設を活用し、子どもたちに安全安心なスポーツ・文化活動、交流活動や学習活動等の場を提供する事業

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	ファミリー・サポート・センターの利用件数	19,014件	19,200件	19,400件	19,600件	19,800件
事業内容 (項目)	①アドバイザー等研修会	3回	3回	3回	3回	3回
事業費(千円)	4か年の合計 42,000	22,271	18,363	15,000	8,000	1,000

取組方向 2 経済的負担の緩和に向けて

(5) 3人目みえ応援プログラム事業 (基本事業 33201) <健康福祉部>

多子世帯の子育て支援のために、一定の保育サービス等を受けた利用者の負担軽減策を実施します。

- ① 3人以上の子どもを育てる家庭において、第3子以降の子どもが0～2歳児の間に受ける、延長保育、病児・病後児保育、休日保育等の保育サービスについて、その利用料の軽減をはかります。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	3人目みえ応援プログラム事業利用児童数	—	302人	317人	332人	348人
事業内容 (項目)	①第3子以降延長保育登録児童数	—	147人	154人	161人	169人
事業費(千円)	4か年の合計 43,000	—	9,986	10,000	11,000	12,000

(6) 不妊相談・治療支援事業 (基本事業 33203) <健康福祉部>

不妊に関する悩みに対応するため、相談支援に取り組むとともに、特定不妊治療を受けた、夫婦の経済的負担の軽減をはかります。

- ① 不妊専門相談センターにおいて、専門のカウンセラーによる不妊に関する電話・面談相談を実施します。
- ② 特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を受けた夫婦に対して不妊治療費の一部を助成します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	三重県不妊専門相談センターへの相談件数	147件	150件	155件	160件	165件
事業内容 (項目)	①三重県不妊専門相談センター相談事業実施回数	51回	50回以上	50回以上	50回以上	50回以上
	②特定不妊治療費助成件数	499件	700件	700件	700件	700件
事業費(千円)	4か年の合計 497,000	35,756	124,600	124,000	124,000	124,000

(主担当部：健康福祉部)

現状と課題

2006年度（平成18年度）に県内の児童相談所が受け付けた児童虐待相談件数は、前年度からほぼ横ばいの524件となりました。ここ4年間の相談件数は500件を越える件数で推移しています。

また、児童虐待が増加し深刻化する中、できるだけ早期に発見し、的確に対応できる体制づくりとともに、安全・安心な環境の中での保護や自立に向けた支援を早急に行うことが求められています。

重点事業の目標

複雑かつ深刻化する児童虐待を早期に発見し、的確に対応するため、医療機関によるネットワークの推進および市町を含めた関係機関の重層的、かつ密接な連携がはかれるよう相談体制の構築をはかります。

加えて、被虐待児等の自立に向け、心理的な支援基盤の確保、家庭的養育の推進、就職時の支援等に取り組みます。

数値目標	要保護児童における家庭復帰・自立児童割合			
2006年度(現状)	2007 (H19)年度	2008 (H20)年度	2009 (H21)年度	2010 (H22)年度
21%	21.5%	22%	22.5%	23%

[数値目標の説明]

- ・児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、里親に預けられている要保護児童のうち家庭復帰あるいは社会に自立した児童の割合（健康福祉部こども家庭室調べ）

事業費

(千円)

4か年の合計	2007 (H19)年度	2008 (H20)年度	2009 (H21)年度	2010 (H22)年度
647,000程度	440,345	54,000	99,000	54,000

重点事業の構成

- 取組方向1：児童虐待の早期発見対応に向けて
 - (1) 児童虐待早期発見・早期対応力向上事業
 - (2) 児童虐待防止地域相談体制強化促進事業
- 取組方向2：被虐待児の自立支援に向けて
 - (3) 家族再生支援強化事業
 - (4) 児童自立支援事業

県が他の主体に期待する取組

- 市町は、児童虐待相談における関係機関との連携強化に取り組みます。
- 医療機関等が、市町や児童相談所とともに、児童虐待防止・早期対応の強化に向けて相互に連携することが期待されます。

具体的な取組内容

取組方向 1 児童虐待の早期発見対応に向けて

(1) 児童虐待早期発見・早期対応力向上事業（基本事業 33204） <健康福祉部>
 児童虐待の早期発見・早期対応に向け、医療機関によるネットワークの構築、児童相談所の危機管理能力の向上等に取り組みます。

- ① 児童虐待の早期に発見するため、乳幼児と接する機会の多い医療機関等による児童虐待に対応したネットワークを構築するとともに、児童相談所における危機管理体制の充実をはかります。
- ② 児童の的確かつ迅速な安全確保に向け、司法的対応能力、ネグレクト^{注)1}の診断能力等の専門性を向上するため、弁護士、法医学鑑定医等の活用をはかります。
- ③ 一時保護所に入所している被虐待児童等の処遇を向上するため、保護所の増改築、心理療法職員の配置などを行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	児童虐待通告における安全確認の48時間以内の実施	100%	100%	100%	100%	100%
事業内容 (項目)	①児童虐待対応協力基幹病院設置数	—	—	—	2か所	5か所
	②困難ケースにおける弁護士相談件数	28件	30件	30件	30件	30件
	③一時保護所心理療法職員配置数	2人	2人	2人	2人	2人
事業費(千円)	4か年の合計 211,000	30,712	118,357	19,000	62,000	12,000

(2) 児童虐待防止地域相談体制強化促進事業（基本事業 33204） <健康福祉部>
 地域における相談体制の一層の強化をはかるため、児童虐待防止ネットワークの運営等を支援するとともに、県および市町ケースワーク担当職員を対象とした研修等に取り組みます。

- ① 県全体の相談体制等の向上をはかるために、県要保護児童対策協議会を開催し、関係機関との情報の共有を行うとともに、市町要保護児童対策協議会の活動支援や広域的な課題への対応を協議します。

注)1 ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置などの養育の怠慢ないし拒否

- ② 県および市町のケースワーク職員の資質の向上をはかるため、児童福祉司任用資格取得のための指定講習会等を開催します。
- ③ 「子どもを虐待から守る条例」の推進に努めるとともに、児童虐待防止の普及啓発のため、子どもを虐待から守る家等の地域支援者研修会を開催します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	児童福祉司資格者配置市町数	18市町	20市町	23市町	26市町	29市町
事業内容 (項目)	①県要保護児童対策協議会開催回数	1回	1回	1回	1回	1回
	②指定講習会受講者数	27名	20名	20名	20名	20名
	③児童虐待防止地域支援者研修会開催回数	8回	8回	8回	8回	8回
事業費(千円)	4か年の合計 60,000	15,492	14,995	15,000	15,000	15,000

取組方向 2 被虐待児の自立支援に向けて

(3) 家族再生支援強化事業 (基本事業 33204) 〈健康福祉部〉

被虐待児の家庭生活の回復をはかるため、親子関係の修復等の支援や家庭的環境の中で養育を行う里親委託を推進します。

- ① 関係者で構成する里親委託推進委員会において、取組方策の検討、里親ニーズの把握、マッチング調整等を行います。
- ② 里親委託を推進するため、里親に対する研修、里親の養育負担軽減、里親同士の交流をはかる里親相互援助事業に取り組みます。
- ③ 児童虐待にかかる親子関係の改善に向け、児童相談所を中心に関係機関が連携する総合的に取り組むことのできる体制づくりを行います。
- ④ 虐待リスクの高い要支援家庭を対象に、必要な支援を行います。また、虐待により保護された児童の家庭復帰や自立を促進するため、児童養護施設において生活能力等の訓練を行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	要保護児童に占める里親委託割合	13%	14%	15%	16%	17%
事業内容 (項目)	①里親委託推進委員会開催数	4回	4回	4回	4回	4回
	②里親研修開催数	5回	5回	5回	5回	5回
	③親子関係回復支援プログラム参加者数	5名	7名	7名	7名	7名
	④親子生活訓練参加者数	5組	5組	5組	5組	5組
事業費(千円)	4か年の合計 38,000	5,018	7,990	10,000	10,000	10,000

(4) 児童自立支援事業 (基本事業 33204, 33205)

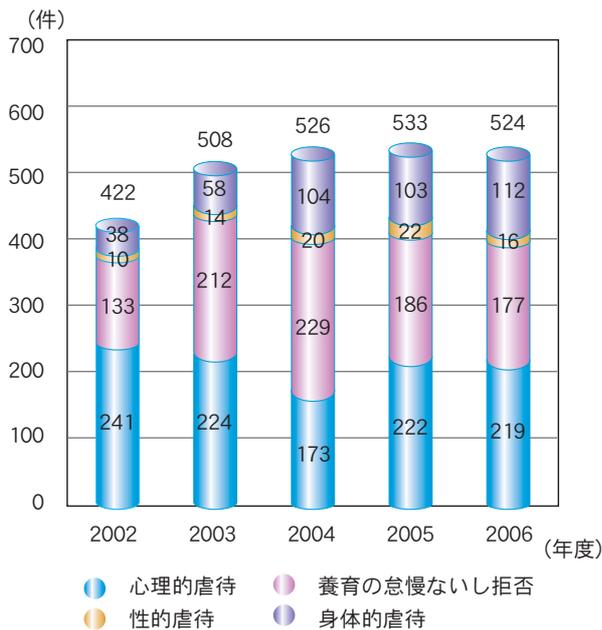
<健康福祉部>

被虐待児等の自立を支援するため、情緒障害児短期治療施設の整備に取り組むとともに、保護児童の就職等の際に必要な身元保証への支援に取り組みます。

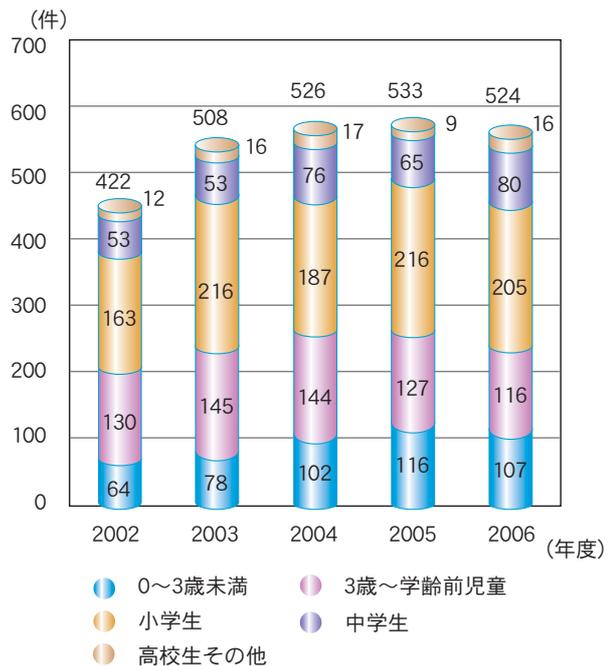
- ① 情緒障がい児に適切な治療を行い、社会的適応能力の回復をはかることを目的とした情緒障害児短期治療施設を整備します。
- ② 保護者のいない児童等が、就職やアパート等の賃借の際に身元保証人が確保できるよう、その損害保険料に対して助成します。
- ③ 児童養護施設等入所児童が、できる限り家庭的な環境の中できめ細かなケアを受けられるよう、小規模のグループによるケアを行う体制の整備を行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	要保護児童のうち小規模ケアまたは里親に養育を受けている者の割合	23%	26%	28%	30%	32%
事業内容 (項目)	①情緒障害児短期治療施設整備箇所数	—	1か所	—	—	—
	②身元保証への助成件数	—	8件	8件	8件	8件
	③児童養護施設等小規模化整備数	—	—	1か所	1か所	1か所
事業費(千円)	4か年の合計 338,000	—	299,003	10,000	12,000	17,000

三重県児童虐待相談件数
(虐待種別の推移)



三重県児童虐待相談件数
(年齢別の推移)



出典：健康福祉部こども家庭室調べ

(主担当部：健康福祉部)

現状と課題

県内の医師数は、人口10万人あたり176.8人と、全国平均の201.0人と比較して少なく、特に、へき地等の地域を中心に病院で勤務する医師および小児科・産婦人科等の医師について不足・偏在が大きな課題となっています。

また、看護職員についても、「三重県看護職員需給見通し」では、2006年（平成18年）で848人、2010年（平成22年）でも157人の不足が見込まれており、確保・離職防止対策の充実が求められています。

このように医師や看護師等の不足が大きな要因となって、地域によっては救急を含め医療体制の維持が困難となる状況が生じています。

重点事業の目標

医師、看護師不足に対応するため、その確保対策に取り組みます。また、医療資源を有効に活用するために、医療に関する情報を提供し、県民の理解と協力を得ながら、かかりつけ医のしくみの定着や、初期、二次および三次救急医療^{注1}の機能分担を進めるとともに、小児を含めた救急医療体制の充実をはかります。疾病対策の大きな柱であるがん対策について、がん診療連携拠点病院^{注2}を中心とした地域でのネットワーク構築や、診療・緩和ケア^{注3}などに関する人材育成、情報提供等に対する支援を行うとともに、患者等に対する相談体制の充実をはかります。

数値目標	地域の診療所・病院から地域医療支援病院への紹介率			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
62%	63%	64%	65%	66%

[数値目標の説明]

- ・かかりつけ医である地域の診療所・病院から専門的な医療等後方支援の役割を担う地域医療支援病院への紹介患者の割合（紹介率＝地域医療支援病院における初診患者数の中の紹介患者数の割合）（各地域医療支援病院報告）県民が安全で安心な医療を受けられるためには、地域の医療資源が有効に活用され、県民が生活の場に近いところがかかりつけ医をもち、必要な場合は地域支援病院に紹介されることが必要です。そのため、地域支援病院の紹介率の向上を取組目標としました。

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
1,916,000程度	417,163	492,000	499,000	508,000

注)1 初期、二次および三次救急医療：在宅当番医制度などによる初期救急医療体制、病院群輪番制病院などによる入院治療を必要とする重症救急患者を対象とする二次救急医療体制、救命救急センターなどによる生命の危機に直面している重篤救急患者を対象とする三次救急体制をさす。

注)2 がん診療連携拠点病院：地域においてがん診療の連携を推進するために整備される病院

注)3 緩和ケア：疼痛緩和、その他の諸症状のコントロール、心理的な苦痛、社会面の問題への対応等を中心とする医療

重点事業の構成

- 取組方向1：医師・看護師等の確保に向けて
 - (1) 医師確保対策事業
 - (2) 看護職員確保・離職防止充実事業
- 取組方向2：医療資源の有効な活用に向けて
 - (3) 医療機関機能分化推進事業
 - (4) 救急医療体制再整備・医療情報提供充実事業
- 取組方向3：がん対策の充実にに向けて
 - (5) 総合的がん対策推進事業

県が他の主体に期待する取組

- 医療機関、医師会・看護協会等関係団体、市町が、その役割を明確にし、連携・協力を強めることが期待されます。
- 県民一人ひとりが、かかりつけ医をもつなど、受診行動を見直すことが期待されます。

具体的な取組内容

取組方向1 医師・看護師等の確保に向けて

(1) 医師確保対策事業 (基本事業 34107)

〈健康福祉部〉

へき地等で勤務する医師を確保するため、医師修学資金等貸与、ドクタープール^{注)4}、みえ医師バンク^{注)5}等の制度を活用するとともに、医師の配置調整を補完する機能の充実ははかります。

- ① 県内のへき地等の医療機関に勤務しようとする医学生等に対して修学資金等を貸与し、医師が不足する地域の医療機関における医師確保をはかります。
- ② 医師を県職員として採用するドクタープール制度を活用し、へき地等の医療機関に配置します。
- ③ みえ医師バンクを有効に活用して、多様な勤務形態に応じた医師確保をはかります。
- ④ 三重大学に設置した寄附講座によって研究した成果を地域医療体制の構築に活用します。
- ⑤ 出産や育児等に伴ない退職した女性医師等に対し、個別の研修プログラムを実施することにより円滑な復帰を支援します。

注)4 ドクタープール制度：自治医科大学義務年限終了医師等を職員として一定期間採用し、へき地の医療機関へ派遣する制度

注)5 みえ医師バンク：県内で就職を希望する医師と、医師を必要とする県内の医療機関の情報をインターネット上に登録してマッチングさせるしくみ

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	へき地等の病院・診療所への支援医師数	11人	12人	13人	14人	15人
事業内容 (項目)	①医師修学資金等貸与制度利用者数	12人	19人	23人	27人	30人
	②ドクタープール制度による配置医師数(累計)	1人	2人	3人	4人	5人
	③みえ医師バンク登録医師数	9人	15人	20人	25人	30人
	④寄附講座の設置数	1	1	1	見直し	→
	⑤女性医師等復帰支援研修受講者数	—	5人	5人	5人	5人
事業費(千円)	4か年の合計 325,000	88,981	81,074	84,000	78,000	82,000

(2) 看護職員確保・離職防止充実事業 (基本事業 34107) <健康福祉部>

県内の医療機関等で不足する看護師・助産師などの確保に向けて、看護学生の県内就業率向上、新卒看護職員の離職防止、看護職員が継続して就業を続けるための支援などを行うとともに、質の高い看護職員を養成するための対策に取り組めます。

- ① 県外出身者で県内の看護系大学に在学する学生に修学資金を貸与し、県内定着率の向上をはかります。
- ② 看護職員の子育てと仕事の両立に向け、病院内保育所の設置に対して支援します。
- ③ 新卒の看護職員の離職防止をはかるため、看護師養成所へのカウンセラーの派遣、新卒看護職員同士の交流会、情報交換会等に取り組めます。また、離職防止に積極的に取り組むモデル病院にアドバイザーを派遣します。
- ④ 看護学生の産科・小児科における実習受入施設の確保対策を充実します。
- ⑤ 看護職員の資質向上をはかるため、看護教員や実習指導者を養成する講習会を開催します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	県内看護師養成施設卒業生の県内就業率	73.0%	73.5%	74.0%	74.5%	75.0%
事業内容 (項目)	①看護大学生修学資金貸与制度利用者数	17人	37人	57人	77人	80人
	②病院内保育所新設支援数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	③新卒看護職員交流会実施回数	3回	3回	3回	3回	3回
	④産科・小児科における看護実習生受入施設数	8か所	10か所	10か所	10か所	10か所
	⑤看護教員、実習指導者等講習会の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回
事業費(千円)	4か年の合計 236,000	30,486	57,814	49,000	61,000	68,000

取組方向 2

医療資源の有効な活用に向けて

(3) 医療機関機能分化推進事業 (基本事業 34103)

<健康福祉部>

限られた医療資源を有効に活用するため、関係機関と協働して「機能分化セミナー」を開催するなど啓発を行い、県民の理解と協力を得ながら医療機関の機能分化を推進します。また、安全で安心して「お産」ができる環境を確保するため、研修等によって助産師の資質向上をはかります。

- ① 各地域の医師会等と連携し、医療機関の機能分化を推進するため、適切な受診行動等について普及啓発を行います。
- ② 地域の医療のあり方を住民とともに考える環境づくりを行うため、地域住民、医療関係者、行政等が参加し、各地域の実情に応じた具体的な方策を検討するセミナー等を開催します。
- ③ 安全で安心して分娩ができる機能を確保するため、病院等に勤務する助産師に対して研修会を開催し、資質向上をはかります。
- ④ 在宅医療を推進するうえで重要な役割を担う看護職員の資質向上をはかるため、研修会等を開催します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	地域医療支援病院から地域の診療所・病院への紹介率	47%	48%	49%	50%	51%
事業内容 (項目)	①医療機能分化推進・啓発事業実施地区数	3地区	3地区	3地区	3地区	3地区
	②機能分化に関する検討会開催地区数	—	1地区	4地区	4地区	4地区
	③助産師キャリアアップ研修受講者数	—	10人	10人	10人	10人
	④地域看護力向上研修受講者数	—	50人	50人	50人	50人
事業費(千円)	4か年の合計 252,000	19,575	51,328	67,000	67,000	67,000

(4) 救急医療体制再整備・医療情報提供充実事業 (基本事業 34103)

<健康福祉部>

県内医療機関の情報をインターネット等を通じて県民に提供する「医療ネットみえ」などにより、医療に関する広報・啓発に積極的に取り組むとともに、地域における救急医療体制の充実をはかります。

- ① 「医療ネットみえ」をはじめとしたさまざまな広報手段を活用し、救急医療情報や医療機関の情報の提供に取り組みます。
- ② 広域的な初期救急医療体制を構築するため、医療機関の救急医療情報システムへの参加を促進します。
- ③ 初期、二次、三次救急医療の機能分担を的確に進めるとともに、救命救急センターの運営等を支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	医療相談件数	573件	610件	650件	690件	730件
事業内容 (項目)	①「医療ネットみえ」 アクセス数	168,360件	171,000件	174,000件	177,000件	180,000件
	②救急医療情報システム 参加医療機関数 (累計)	379機関	385機関	390機関	395機関	400機関
	③救命救急センター設 置数	2か所	2か所	2か所	3か所	3か所
事業費(千円)	4か年の合計 902,000	169,590	188,411	238,000	238,000	238,000

取組方向 3 がん対策の充実に向けて

(5) 総合的がん対策推進事業 (基本事業 34104) 〈健康福祉部〉

がん診療連携拠点病院を中心とした診療・緩和ケアネットワークの構築、院内がん登録^{注)6}、人材の育成および県民等への情報提供を推進します。また、がん検診の質の向上をはかるとともに、検診率の向上に向け啓発活動を積極的に実施します。

- ① がん患者等に対する相談支援や情報提供を行うため、患者相談窓口としてがん相談支援センター（仮称）を設置します。
- ② 患者の症状に応じた医療を提供できる体制を構築するため、おおむね二次保健医療圏ごとに緩和ケアネットワークの整備を促進します。
- ③ 地域がん登録の実施に向け、がん医療を実施している中核的な病院における院内がん登録体制の整備を促進します。
- ④ がん診療連携拠点病院等中核的な役割を担う病院の機能を強化するため、がん診療および緩和ケアに携わる従事者に対する人材育成等に対し支援します。
- ⑤ がん検診精度の向上をはかるため、マンモグラフィー^{注)7}従事者に対する研修会を開催します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	院内がん登録実施医療 機関数	4機関	6機関	7機関	8機関	9機関
事業内容 (項目)	①がん相談支援センタ ー(仮称)相談受付件 数	—	120件	600件	600件	600件
	②緩和ケアネットワー ク整備数(累計)	—	2か所	3か所	3か所	4か所
	③院内がん登録整備推 進事業助成件数	—	2件	3件	4件	2件
	④人材確保事業助成件 数	2件	2件	2件	2件	2件
	⑤マンモグラフィー検 診従事者研修受講者 数	30人	30人	30人	30人	30人
事業費(千円)	4か年の合計 201,000	16,928	38,536	54,000	55,000	53,000

注)6 院内がん登録：病院を受診したがん患者について、診断、治療、予後に関する情報を収集し、集計・分析を行うしくみ
 注)7 マンモグラフィー：乳がんを診断する方法のひとつで、乳腺・乳房専用のX線撮影

くらし8

高齢者が安心して暮らせる 介護基盤の整備

(主担当部：健康福祉部)

現状と課題

高齢化の進展にともない要介護高齢者の増加が見込まれています。真に入所を必要とする高齢者のニーズに対応するため施設サービス基盤の計画的な整備が必要です。

また、高齢者が地域で、安心して暮らせるよう介護予防マネジメントを行う市町や事業者を支援するとともに、今後増加が予想される認知症の対策の充実をはかることが必要です。

重点事業の目標

要介護状態が重くなり、在宅でのくらしが困難になった場合など、真に入所が必要な高齢者の入所が円滑に進むよう、計画的に特別養護老人ホーム^{注)1}等の整備を進めます。

一方、高齢者が要支援・要介護状態とならないように、地域における介護予防事業の効果的な取組などを支援します。

また、認知症^{注)2}の予防および認知症高齢者介護に取り組みます。

数値目標	特別養護老人ホーム整備数			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
6,303人	6,433人	6,743人	6,943人	7,143人

[数値目標の説明]

- ・年度末の特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを除く）の整備定員数（健康福祉部長寿社会室調べ）

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
4,607,000程度	1,128,370	1,429,000	1,025,000	1,025,000

注)1 特別養護老人ホーム：入所者に対し、施設のサービス計画に基づいて、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とする施設

注)2 認知症：一旦正常に発達した知的機能が、脳の器質的な障がいにより低下したり、失われたりすること。記憶力、思考力、判断力等の障がいが見られ知覚、感情、行動の異常を伴うことも多い。

重点事業の構成

- 取組方向1：施設サービス提供基盤の整備に向けて
 - (1) 介護サービス基盤整備事業
- 取組方向2：地域における包括的なケアの充実に向けて
 - (2) 地域包括ケア推進・支援事業
- 取組方向3：認知症の予防・早期発見とケアの充実に向けて
 - (3) 認知症対策研修・支援事業

県が他の主体に期待する取組

- 市町は、介護予防の推進や地域密着型サービス^{注)3}を積極的に実施します。
- 介護サービス事業者は、高齢者の自立に向けた質の高い介護サービスを提供します。
- 県民一人ひとりが、自らの介護予防の取組を行うことが期待されます。

具体的な取組内容

取組方向1 施設サービス提供基盤の整備に向けて

(1) 介護サービス基盤整備事業 (基本事業 34302) <健康福祉部>

真に施設サービスを必要とする高齢者が、円滑に入所できるように、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設^{注)4}等の整備について支援を行います。

- ① 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備について助成します。
- ② 養護老人ホームにおける、安全性の確保と介護サービスの充実に向け、改築に係る経費に対し助成します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	特別養護老人ホーム・介護老人保健施設新規整備数	450人	340人	610人	400人	400人
事業内容 (項目)	①特別養護老人ホーム新規整備数	180人	130人	310人	200人	200人
	②介護老人保健施設新規整備数	270人	210人	300人	200人	200人
	③養護老人ホームの改築施設数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
事業費(千円)	4か年の合計 4,509,000	1,134,921	1,105,168	1,404,000	1,000,000	1,000,000

注)3 地域密着型サービス：高齢者が住み慣れた身近な地域での生活を継続できるよう2006年(平成18年)4月から開始された新しいサービスの体系。保険者(市町等)がサービス事業者の指定、指導・監督を実施。主なサービスとして「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」など

注)4 介護老人保健施設：一定の医療ケアが必要な高齢者に対して、リハビリテーション、看護・介護などを提供する施設

取組方向 2

地域における包括的なケアの充実にに向けて

(2) 地域包括ケア推進・支援事業 (基本事業 34303) <健康福祉部>

市町における地域包括ケア^{注)5}の効果的な実施に向け、情報の共有、職員の資質向上のための研修会の開催等による支援を行います。

- ① 地域包括ケアに関する連絡会議において、情報の共有を行うとともに地域における高齢者の支援の在り方について検討を行います。また、関係する職員の資質向上のための研修等に取り組みます。
- ② 地域における介護予防事業の効果的な実施に向けて、介護予防の従事者に対し実技を交えた研修会を開催します。
- ③ 市町等が効果的・効率的な介護予防事業を実施できるように有識者からなる委員会を設置し、事業の評価や評価結果をフィードバックするなどの支援を行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	地域包括ケア充実に係る研修修了者数(累計)	180人	430人	680人	930人	1,180人
事業内容 (項目)	①地域包括ケア体制の支援に係る連絡会議開催数	3回	3回	3回	3回	3回
	②介護予防事業従事者向け研修会開催数	3回	3回	3回	3回	3回
	③市町の介護予防支援に係る委員会開催数	1回	2回	2回	2回	2回
事業費(千円)	4か年の合計 60,000	10,056	14,965	15,000	15,000	15,000

取組方向 3

認知症の予防・早期発見とケアの充実にに向けて

(3) 認知症対策研修・支援事業 (基本事業 34303) <健康福祉部>

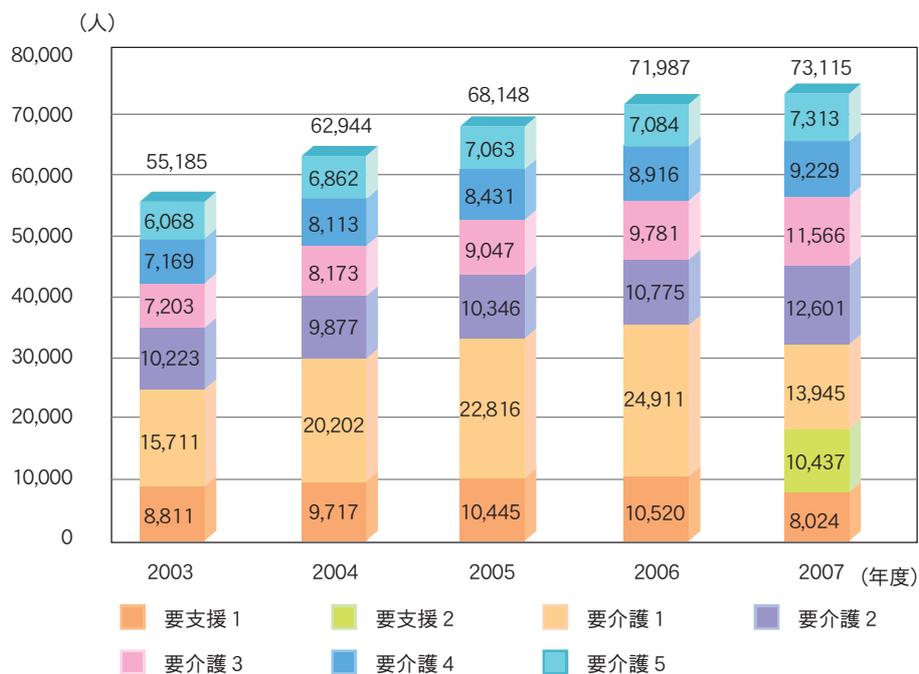
認知症の予防、早期発見、ケアの充実にに向けて、介護に係る職員等を対象とした研修を実施します。

- ① 高齢者のかかりつけ医が、認知症を早期に発見し、専門的医療機関への適切な受診誘導ができるよう、認知症高齢者への対応を向上するための研修を実施します。
- ② 介護の質の向上をはかるため、グループホーム職員等認知症高齢者介護に係る職員に対して、介護技術等の向上に向けた研修会を開催します。

注)5 地域包括ケア：個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核としたさまざまな支援が継続的かつ包括的に提供されるしくみ

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	認知症対策に係る研修 修了者数（累計）	800人	920人	1,080人	1,240人	1,400人
事業内容 (項目)	①かかりつけ医研修の 開催回数	2回	2回	2回	2回	2回
	②認知症介護実践者研 修の開催回数	3回	3回	3回	3回	3回
事業費(千円)	4か年の合計 38,000	9,686	8,237	10,000	10,000	10,000

県内の要支援・要介護認定者数（毎年度末現在）



・介護保険事業状況報告（厚生労働省調べ） 2007年度は暫定値です。

障がい者の地域における自立への支援

(主担当部：健康福祉部)

現状と課題

障がい者福祉の方向は、「施設福祉から地域福祉へ」と向かう中、障がい者の地域における自立を促進するため、2006年（平成18年）に障害者自立支援法が施行されました。

そうした中、サービス利用者の負担増やサービス提供事業者の報酬減額、新しい制度による障がい福祉のサービスへの移行が進展しないなどさまざまな問題が顕在化しています。このため、「障害者自立支援法」の理念に沿った「地域移行」や「就労支援」の取組が促進されることが課題となっています。

重点事業の目標

障がいのある人が、地域で自立した生活をおくることができるよう、相談支援体制の充実をはかるとともに、就労に向けた支援を行います。

また、障がい者の日中活動の場の確保およびグループホーム、ケアホーム^{注)1}等居住の場の確保を支援します。

数値目標	グループホーム等において、地域で自立した生活をしている障がい者数			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
653人	820人	995人	1,161人	1,292人

[数値目標の説明]

- ・グループホーム、ケアホーム等事業の利用者数（健康福祉部障害福祉室調べ）

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
2,514,000程度	534,675	759,000	631,000	589,000

注)1 グループホーム、ケアホーム：障がい者が地域生活への移行や家族からの自立を促進するため、少人数で生活する住居

重点事業の構成

- 取組方向1：相談体制の充実に向けて
 - (1) 障がい者相談支援体制強化事業
- 取組方向2：就労支援の充実に向けて
 - (2) 障がいのチャレンジ支援事業
 - (3) 障がい者委託訓練事業
- 取組方向3：地域で活動する場の確保に向けて
 - (4) 日中活動支援事業
 - (5) 通所等支援事業
- 取組方向4：くらしの場の確保に向けて
 - (6) 障がい者居住支援事業

県が他の主体に期待する取組

- 市町は、地域活動支援センターなどを積極的に活用し、障がい者の自立に向けた適切な支援を行います。
- 福祉サービス事業者は、新体系移行等にかかる事業者相互の情報交換、ノウハウの蓄積を行います。
- 企業等による障がい者の積極的な雇用がはかれることが期待されます。

具体的な取組内容

取組方向1 相談体制の充実に向けて

(1) 障がい者相談支援体制強化事業 (基本事業 34403) <健康福祉部>

障がいのある人がライフステージに応じて必要な相談支援を受けることができるよう、障がい種別にかかわらず広域的・専門的な相談体制の整備を行うとともに、精神障がい者が安心して地域で暮らせるための訪問事業および「ピアカウンセラー」、「ピアサポーター」^{注)2}の養成事業を行います。

- ① 自閉症・発達障がい、重症心身障がい、高次脳機能障害等の専門的な相談支援を、県内全域を対象に実施します。
- ② 障害保健福祉圏域^{注)3}ごとに拠点を設け、就業生活支援、障がい児療育、障がい者の地域移行等にかかる相談支援について取り組みます。
- ③ 障がい者の自立に向けた相談体制の充実をはかる中、障がいのある人自身が他の障がい者の支援にあたる「ピア・カウンセラー」や「ピア・サポーター」の養成等に取り組みます。
- ④ 単身生活をおくる精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、小規模作業所の職員等による家庭訪問を行います。

注)2 ピアカウンセラー、ピアサポーター：同じ課題や不安などを共有している当事者自身が、カウンセラーとなって相談支援活動を行うピアカウンセリングにおける相談者や支援者のこと

注)3 障害保健福祉圏域：障がい者の日常生活圏、サービス提供基盤の状況、地理的条件等を勘案し、県内を9圏域に区分したものの

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	相談支援センターへの登録者数	2,560人	2,785人	2,980人	3,175人	3,370人
事業内容 (項目)	①専門的相談機関への支援登録者数	760人	805人	820人	835人	850人
	②各圏域相談支援センターへの支援登録者数	1,800人	1,980人	2,160人	2,340人	2,520人
	③ピアカウンセラー、ピアサポーター養成事業実施圏域	—	2圏域	2圏域	2圏域	3圏域
	④精神障がい者安心サポートモデル事業実施箇所	—	2か所	2か所	—	—
事業費(千円)	4か年の合計 1,051,000	365,674	263,346	263,000	262,000	263,000

取組方向 2 就労支援の充実に向けて

(2) 障がい者のチャレンジ支援事業 (基本事業 34401) <健康福祉部>

障がい者の就労促進に向け、一般就労への移行を支援するとともに、雇用の場の確保や就職後のサポート体制の充実などに取り組みます。

- ① 就労の定着化に向けて、就労支援系事業所の職員が就職後の相談支援や職場との調整を行う障がい者就労サポート事業を実施します。
- ② 働く意欲があっても一般就労が難しい障がい者に就労機会を提供するため、障がい者の希望や障がい特性に配慮した上で仕事を紹介する障害者人材センター事業（ゴールド人材センターみえ）を実施します。
- ③ 行政機関における知的障がい者の雇用の実現に向け、県庁舎内における知的障がい者の職場実習の機会を拡大し、事例集積をはかるとともに支援のガイドづくり等を行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	一般就労へ移行した者	30人	48人	66人	84人	102人
事業内容 (項目)	①就労サポート事業での支援者数	30人	48人	66人	84人	102人
	②障害者人材センター事業登録者数	56人	80人	80人	100人	100人
	③県庁舎職場実習者数	4人	6人	8人	10人	12人
事業費(千円)	4か年の合計 160,000	22,863	30,763	37,000	43,000	49,000

(3) 障がい者委託訓練事業 (基本事業 21102) <生活部>

障がい者の就労を促進するため、障がい者の態様に応じた職業訓練の機会を提供します。

- ① 障がい者が、身近な地域において、それぞれの適性に応じた就労ができるように、さまざまな企業、NPOなどの職場での職業訓練を実施します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	障がい者委託訓練受講者の就職率	36%	50%	50%	50%	50%
事業内容 (項目)	①障がい者委託訓練受講者数	11名	50名	50名	50名	50名
事業費(千円)	4か年の合計 120,000	18,340	30,148	30,000	30,000	30,000

取組方向 3 地域で活動する場の確保に向けて

(4) 日中活動支援事業 (基本事業 34402) <健康福祉部>

「障害者自立支援法」の施行に伴う新しい事業体系に移行する間、障がい者の生活を豊かにする創作活動、軽作業、入浴等の日中活動を支援します。

- ① 創作、軽作業、入浴等の障がい者の生活を豊かにする活動の充実に取り組む市町を支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	日中活動支援事業(新しい事業体系を除く)の利用者数	370人	350人	330人	310人	290人
事業内容 (項目)	①日中活動支援事業実施数	—	48	48	48	48
事業費(千円)	4か年の合計 269,000	—	76,646	68,000	64,000	60,000

(5) 通所等支援事業 (基本事業 34401, 34402) <健康福祉部>

障がい者のサービス利用における利用者負担の軽減をはかるために、通所施設等を利用する障がい者の就労継続を支援するとともに、障がい児・者のリハビリテーション支援を行います。

- ① 市町が日中活動系サービスに通所する障がい者の就労継続を支援する場合、その経費の一部を助成します。
- ② 知的障がい児通園施設、障がい児デイサービス、自立訓練、就労移行支援の各事業の利用を希望する低所得者にリハビリテーション支援として訓練・通園経費を助成します。
- ③ 高次脳機能障がい者^{注)4}等のうち身体障がい者の入所施設において、自立訓練事業等を利用する低所得者に訓練経費を助成します。

注)4 高次脳機能障がい者：交通事故等による外傷性脳損傷などにより、言語、記憶、判断・遂行、認知などに障がいが残った状態の人

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	1,200人	2,235人	3,271人	4,307人	5,342人
事業内容 (項目)	①通所支援事業利用者数	—	1,038人	1,038人	1,038人	1,038人
	②通所による訓練経費助成者数	—	273人	273人	273人	273人
	③入所によるリハビリテーション支援者数	—	40人	40人	40人	40人
事業費(千円)	4か年の合計 144,000	—	36,272	36,000	36,000	36,000

取組方向 4 くらしの場の確保に向けて

(6) 障がい者居住支援事業（一部）（基本事業 34402） <健康福祉部>

精神障がい者や知的障がい者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム、ケアホームの基盤整備に取り組みます。

- ① グループホーム等の経営安定化に向け、定員増加のための家屋改修経費等に対して助成します。
- ② 小規模なグループホーム、ケアホームが、経営安定化に向けた定員増加の整備を行うまでの間経営が不安定となることから、事業者に対し、運営費の一部を助成します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	グループホーム・ケアホームの利用者数	427人	635人	851人	1,058人	1,230人
事業内容 (項目)	①グループホーム等の施設整備および新築数	—	13か所	42か所	25か所	20か所
	②運営支援が必要なグループホーム・ケアホームのか所数	—	0か所	72か所	30か所	5か所
事業費(千円)	4か年の合計 770,000	—	97,500	325,000	196,000	151,000

くらし10 不法投棄等の是正・防止対策の推進

(主担当部：環境森林部)

現状と課題

県内の産業廃棄物不適正処理事案の中には、大矢知・平津事案や、高濃度の硫化水素の発生が確認された内山事案（いずれも四日市市）のように、住民に不安感を与えている事案があります。

このような生活環境保全上の支障やそのおそれがある事案については、原因者等に対し支障等の除去を命じるなどの措置が必要であり、また、今後こうした重大な不適正処理事案の発生を防止するためには、市町等と協働した監視・指導により、早期発見・早期是正を進める必要があります。

一方、健全な産業活動を維持していくため、また災害廃棄物などを適正に処理するために、新たな管理型最終処分場の設置を推進する必要があります。

重点事業の目標

生活環境保全上の支障やそのおそれがある産業廃棄物の不適正処理事案について、住民の安全・安心を確保するために必要な措置を行うとともに、こうした不適正処理事案が発生しないよう監視体制を強化し、不法投棄等の未然防止をはかります。

また、県内企業の産業廃棄物や災害廃棄物を適正に処理するために必要となる管理型最終処分場の確保を推進します。

数値目標	不法投棄件数の削減率			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
— (不法投棄 件数：30件)	10%	20%	30%	40%

[数値目標の説明]

- 新たに確認された産業廃棄物不法投棄発生件数の2006年度を基準とした削減率（環境森林部廃棄物監視・指導室調べ）

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
※736,000程度	339,303	※221,000	※90,000	※86,000

※ 2008年度以降の事業費には、未定のため（3）最終処分場確保事業の事業費を含んでいません。

重点事業の構成

- 取組方向1：不法投棄等不適正処理事案の是正に向けて
 - (1) 不法投棄等の是正事業
- 取組方向2：不法投棄等の早期発見（未然防止）、早期是正に向けて
 - (2) 不法投棄等未然防止強化事業
- 取組方向3：最終処分場の確保に向けて
 - (3) 最終処分場確保事業

県が他の主体に期待する取組

- 地域の情報を把握しやすい市町や、特に不法投棄が行われやすい山林の管理を行っている森林組合などが、県との協定の中で不法投棄の早期発見やその情報の提供など、監視の一端を担っています。
- 土地や家屋の所有者等が、当該土地や家屋において、産業廃棄物の不法投棄などの違法な処理が行われないよう、適切に管理しています。
- 産業廃棄物の排出事業者や処理事業者が、適正に処理しているとともに、その処理に係る情報の公開に積極的に取り組んでいます。

具体的な取組内容

取組方向 1 不法投棄等不適正処理事案の是正に向けて

(1) 不法投棄等の是正事業（基本事業 41103） 〈環境森林部〉

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障やそのおそれがある事案について必要な措置を講じることにより、県民の安全を確保します。

- ① 不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障やそのおそれがある事案について、原因者等に支障等の除去を命じるなど、必要な措置を行います。また、継続的なモニタリングが必要な事案については、地下水等の水質調査を行います。
- ② 支障のおそれのない事案について、市町との協働による環境改善を行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	不適正処理事案に対する対応件数	9件	11件	11件	11件	10件
事業内容 (項目)	①不適正処理事案に対する対応件数	9件	11件	11件	11件	10件
	②市町との協働による環境改善件数	2件	2件	—	—	—
事業費(千円)	4か年の合計 *619,000	255,996	*237,471	*218,000	*83,000	*81,000

※ 事業費には、①のうち、既に行政代執行に着手している事案以外の支障等の除去に係る費用について計上していません。

取組方向 2

不法投棄等の早期発見（未然防止）、早期是正に向けて

(2) 不法投棄等未然防止強化事業（基本事業 41103） <環境森林部>

産業廃棄物が適正に処理・再利用されるよう、排出事業者、処理業者に対する監視指導を行い、不適正な処理を防止するとともに、不法投棄等の不適正処理を未然防止するため、機器の整備等により監視体制を強化します。

- ① 監視カメラの整備などにより、不法投棄等の重点監視を強化し、早期発見・早期是正に努めるとともに、監視・指導情報の情報管理を体系的に行い、関係機関との情報共有、連携をはかることにより不適正処理の未然防止を推進します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	監視・指導件数	3,152件	3,200件	3,200件	3,200件	3,200件
事業内容 (項目)	①監視機材、支援システム整備（監視情報データベース）	—	監視機材整備システム開発	運用開始	市町への拡張	運用
事業費(千円)	4か年の合計 24,000	—	9,482	3,000	7,000	5,000

取組方向 3

最終処分場の確保に向けて

(3) 最終処分場確保事業（基本事業 41102） <環境森林部>

県民の安全・安心の確保と健全な産業活動を支援するため、公的関与による管理型最終処分場の整備を進めます。

- ① 廃棄物処理センターが事業主体となって行う管理型最終処分場の整備を支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	新規処分場整備率	—	—	—	20%	75%
事業内容 (項目)	①最終処分場整備への支援	計画休止中 (用地確保のための資金貸付)	・関係法令 手続等開始 ・用地確保 のための 資金貸付	・関係法令 手続等継 続	・第1期建 設工事着 手	・第1期建 設工事継 続
事業費(千円)	4か年の合計 92,000	81,638	92,350	* (未定)	* (未定)	* (未定)

※ 2007年度に基本設計の見直しや実施設計を行うため、現時点では実施時期等が確定しておらず、2008年度以降の事業費は未定です。

不適正処理事案の改善事例

(撤去前)

(撤去後)



森林再生「三重の森林づくり」

(主担当部：環境森林部)

現状と課題

森林は、県土保全、水源のかん養、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止などの公益的機能を有していますが、県の森林の約6割を占める人工林は、放置すれば公益的機能が低下することから、その維持増進のためには間伐など人の手を加えることが必要です。

山村地域では、木材価格の低迷や需要の減少による林業活動の停滞、過疎化・高齢化の進行などにより、森林の適正な管理が困難になってきています。一方で、近年、地球温暖化が進み、大型台風などによる自然災害が相次いで発生していることから、森林のもつ公益的機能に対する期待は大きく、着実な森林の整備・保全、特に間伐の実施は、差し迫った重要な課題です。

このような状況の中で、森林を豊かで健全な姿で次世代に引き継ぐためには、森林所有者や行政による整備に加え、県民、NPO、企業等の多様な主体による森林づくりを進めることが必要となっています。また、国においても、京都議定書森林吸収目標の達成や国土保全につながる森林整備を幅広い国民の理解と協力のもと総合的に推進していく必要があるとしており、こうした「美しい森林づくり推進国民運動」の展開について、国と地方と一体になった取組が求められています。

重点事業の目標

森林の公益的機能^{注)1}は、すべての県民の皆さんの生活に寄与し、不可欠なものであることから、その機能の維持増進に向けた取組は、緊急かつ着実に進めなければなりません。そのため、喫緊の課題である間伐に取り組むとともに、県産材の利用拡大を進め、林業を活性化することにより、適正な森林整備・保全を推進します。

また、生活の中で森林の役割や木を使うことの意義を理解し、多様な主体がそれぞれの役割に応じて互いに協働しながら森林づくりに参画していけるよう、森林文化^{注)2}および森林環境教育の振興、森林づくりへの県民参加推進のためのしくみづくりを進めます。

数値目標	間伐実施面積 [※]			
	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
2006年度(現状)	7,452ha	8,000ha	8,000ha	8,000ha

[数値目標の説明]

・県内の民有林で行われる年間間伐実施面積（環境森林部森林保全室調べ）

※ 重点事業で取り組む間伐事業のほか、治山事業、民間独自の間伐等を含みます。

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
4,622,000程度	1,243,843	1,126,000	1,126,000	1,126,000

重点事業の構成

- 取組方向1：森林の役割を発揮させる間伐等の促進に向けて
 - (1) 環境林整備推進事業
 - (2) 生産林整備推進事業
 - (3) 林業担い手育成確保対策事業
- 取組方向2：「三重の木を使おう」の推進に向けて
 - (4) 「三重の木を使おう」推進事業
 - (5) 長伐期化に対応した森林管理・中大径材利用技術の開発事業
- 取組方向3：森林づくりへの県民参加推進のためのしくみづくりに向けて
 - (6) 多様な主体による森林づくり事業
 - (7) 「みんなで考える三重の森林」事業
 - (8) 漁民の森づくり活動推進事業
- 取組方向4：森林文化および教育の振興に向けて
 - (9) 森林とのふれあい・学び事業

県が他の主体に期待する取組

- 県民一人ひとり、企業、NPO、ボランティアが、森林の役割や木を使うことの意義を理解し、森林づくりにつながる行動を積極的に行います。
- 森林所有者、森林組合等が、森林の保全の重要性を認識し、間伐等の森林整備や木材生産を計画的かつ効率的に進めます。
- 市町が、地域の実情に即した森林整備の方針に基づき、森林の適正な管理と必要な支援を進めます。

具体的な取組内容

取組方向1 森林の役割を発揮させる間伐等の促進に向けて

(1) 環境林整備推進事業 (基本事業 42201) <環境森林部>

環境林^{注)3}において、森林の公益的機能を発揮させるため、間伐等を推進し、針広混交林^{注)4}などの多様な森林づくりを進めるとともに、居住地などの上流部に位置する保安林等で間伐を行い、災害に強い森林づくりを行います。

- ① 森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう、間伐等により、針広混交林への誘導を行うなど、多様な森林づくりを推進するとともに、居住地などの上流部に位置する保安林等において間伐を実施します。

注)1 森林の公益的機能：水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人びとの心の安らぎの場の提供など、不特定多数の人びとが享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き

注)2 森林文化：森林や木材との密接な関わりの中で育まれた、森林を保全しながらこれを有効に利用していくための知恵や技術、制度およびこれらを基礎とした生活様式

注)3 環境林：原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林のことで、森林所有者が林業生産活動に制限を受ける森林

注)4 針広混交林：針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	森林整備面積	1,500ha	2,200ha	2,200ha	2,200ha	2,200ha
事業内容 (項目)	①間伐等*の実施面積	1,500ha	2,200ha	2,200ha	2,200ha	2,200ha
事業費(千円)	4か年の合計 2,300,000	404,423	575,054	575,000	575,000	575,000

※ 間伐等には、間伐の他、植栽、下刈等を含みます。

(2) 生産林整備推進事業 (基本事業 42202) <環境森林部>

生産林^{注)5}において、森林の公益的機能を発揮させるとともに、良質な県産材を提供するため、間伐等を進めます。

- ① 伐採時期の長期化に対応するため、高齢級（36年生以上）の森林での間伐を促進するとともに、育成段階にある森林での間伐等を促進します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	森林整備面積	2,780ha	4,100ha	4,100ha	4,100ha	4,100ha
事業内容 (項目)	①間伐等*の実施面積	2,780ha	4,100ha	4,100ha	4,100ha	4,100ha
事業費(千円)	4か年の合計 2,064,000	360,993	515,691	516,000	516,000	516,000

※ 間伐等には、間伐の他、植栽、下刈等を含みます。

(3) 林業担い手育成確保対策事業 (基本事業 22502) <環境森林部>

木材生産や間伐等の森林整備を担う林業事業者の確保と育成をはかるため、新規参入者定着のための人材育成や林業作業の安全対策を推進するとともに、林業後継者の活動を支援します。

- ① 新規事業者の確保のため、財団法人三重県農林水産支援センターなどが行う、就業希望者に対するセミナーの実施などに支援するとともに、高校生を対象とした職場体験を行います。
- ② 林業従事者の技能習得や安全作業の確保を目的として、財団法人三重県農林水産支援センターが実施する技術研修の開催や労働災害防止活動を支援します。
- ③ 林業後継者育成のため、林業研究グループ^{注)6}などに対し、経営改善等に関する研修会の開催や情報提供などを行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	林業作業士研修受講者数	11人	10人	10人	10人	10人
事業内容 (項目)	①高校生職場体験実施校数	—	2校	2校	2校	2校
	②林業作業現場巡回指導実施回数	60回	65回	65回	65回	65回
	③林業後継者育成のための研修開催数	6回	7回	7回	7回	7回
事業費(千円)	4か年の合計 32,000	5,911	8,202	8,000	8,000	8,000

注)5 生産林：公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の持続的な生産を行う森林

注)6 林業研究グループ：中堅林家の林業研究活動を行う組織

(4) 「三重の木を使おう」推進事業 (基本事業 22501)

〈環境森林部〉

「木を植え、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」を進めるため、県産材や「三重の木」認証材の情報発信と「三重の木」認証材を使用する住宅建築に対する支援等を行います。

- ① 「三重の木」認証材などの使用に係る相談・説明会や木造住宅の見学会を開催します。
- ② 一定量「三重の木」認証材を使用する木造住宅建築を支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	「三重の木」認証材の製材工場からの出荷量	5,137m ³	7,000m ³	8,000m ³	9,000m ³	10,000m ³
事業内容 (項目)	①見学会開催数	23回	27回	30回	33回	36回
	②「三重の木」認証材使用の木造住宅建築への補助戸数	300戸	400戸	制度見直		▶
事業費(千円)	4か年の合計 *144,000	112,000	126,000	*6,000	*6,000	*6,000

※ ②は2008年度以降に制度を見直す予定であり、2008年度以降の事業費には②の費用は含んでいません。

(5) 長伐期化に対応した森林管理・中大径材利用技術の開発事業 (基本事業 22703)

〈政策部科学技術振興センター〉

県内のスギ、ヒノキ人工林の多くは、その生産目標を従来の伐期50年の柱材から100年生以上の中大径材に移行しています。そのため、林業経営上不可欠になる人工林の伐採時期の長期化に対応した森林管理技術の確立や生産されるスギ、ヒノキ中大径材の木造住宅建築への利用を促進する技術開発を行います。

- ① 伐採時期の長期化に対応するため、樹種別の林齢に応じた林木の樹高、直径、材積などを予測できる林分収穫表^{注)7}を作成します。
- ② 「三重の木」認証材の需要拡大につなげるため、建築設計に応じたスギ、ヒノキを選ぶことのできるスパン表^{注)8}を作成します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	長伐期化対応の森林管理・中大径材利用技術開発	—	1件	2件	2件	2件
事業内容 (項目)	①高齢人工林の成長特性解明・林分収穫表の作成	—	0件	1件	1件	1件
	②樹種別スパン表のデータ収集・作成	—	1件	1件	1件	1件
事業費(千円)	4か年の合計 8,000	—	1,500	2,000	2,000	2,000

注)7 林分収穫表：標準的な手入れをした場合、樹種別、地域別に単位面積あたりの本数、樹高、直径、材積量等を林齢別に表したもの

注)8 スパン表：木造建築において、荷重条件や支柱の間隔に応じて必要となる部材の断面寸法を示したもの

取組方向 3

森林づくりへの県民参加推進のためのしくみづくりに向けて

(6) 多様な主体による森林づくり事業 (基本事業 42203) <環境森林部>

森林づくりへの多様な主体の参画を促すため、「企業の森」の取組など活動の場の確保や指導者の育成、情報提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を支援します。

- ① 森林ボランティア指導者研修の実施や森林ボランティア初心者研修の支援をします。
- ② 「企業の森」づくりや「ボランティアの森」づくりのため、森林所有者との仲介や技術支援を行います。
- ③ 流域内の自治体、住民、企業、農業・漁業団体、NPOやボランティア団体等と協働し、流域の森林づくりについて考える場をつくります。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	森林づくりへのサポート回数	5回	5回	5回	5回	5回
事業内容 (項目)	①森林ボランティア研修会の開催数	4回	4回	4回	4回	4回
	②企業の森等の取組数	5取組	5取組	5取組	5取組	5取組
	③流域の森林を考える交流会の開催数	1回	1回	1回	1回	1回
事業費(千円)	4か年の合計 13,000	3,959	3,985	3,000	3,000	3,000

(7) 「みんなで考える三重の森林」事業 (基本事業 42203) <環境森林部>

森林に対する県民の理解を深め、森林づくりへの自主的な参画意識を高めるため、森林フォーラム、森の講座、県民集会等を開催します。

- ① 三重のもりづくり月間に、「森林フォーラム」や「森の講座」を開催します。
- ② 「これからの森林づくりを考える県民集会」を開催します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	森林フォーラム等への参加者数	650人	700人	700人	700人	700人
事業内容 (項目)	①森林の役割等についての県民理解の醸成をはかる行事の開催数	8回	8回	8回	8回	8回
	②社会全体で進めるこれからの森林づくりについての県民との意見交換会開催数	-	7回	7回	7回	7回
事業費(千円)	4か年の合計 12,000	2,740	2,740	3,000	3,000	3,000

(8) 漁民の森づくり活動推進事業 (基本事業 42203)

〈環境森林部〉

森林は、水産資源とも深い関わりをもっていることから、漁業関係者が森林整備の重要性を理解し、林業関係者との交流を通じ、荒れた森林の再生や植樹を行うことに対して支援します。

- ① 漁業関係者が実施する植栽や保育等の森林整備活動に対し支援します。

年度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	漁民の森づくり活動参加者数	220人	270人	320人	370人	420人
事業内容(項目)	①漁民の森づくり活動支援回数	1回	2回	3回	4回	5回
事業費(千円)	4か年の合計 12,000	1,000	1,730	3,000	3,000	4,000

取組方向 4 森林文化および教育の振興に向けて

(9) 森林とのふれあい・学び事業 (基本事業 42204)

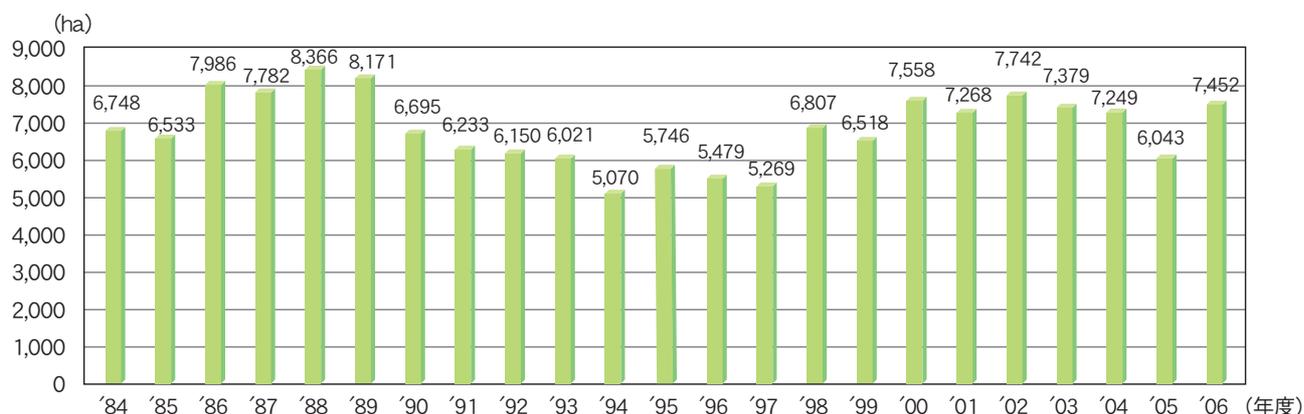
〈環境森林部〉

森林での多様な体験活動を通じて「私たちの生活と森林」との関係について学びふれあう機会を提供し、森林と木に対する理解を深めます。

- ① 森林環境教育を効果的に実施するため、指導者の育成や学校林の整備などを行い、森林をフィールドとした体験学習を進めます。
- ② 森林に対する県民の理解を深めるため、森林体験講座や木づかい作品アイデアコンテストなどを開催します。

年度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	指導者研修会の開催数	—	3回	3回	3回	3回
事業内容(項目)	①教育の森における活動数	—	7回	9回	11回	13回
	②木づかいアイデアコンテストの開催数	—	1回	1回	1回	1回
事業費(千円)	4か年の合計 38,000	—	8,941	10,000	10,000	9,000

間伐面積(民有林)の推移



「住んでよし、訪れてよし」の 観光みえ・魅力増進対策

(主担当部：農水商工部観光局)

現状と課題

「観光構造の変革」を通じた観光の発展は、広範囲にわたる産業を元気にし、また、観光・交流を通じた地域と来訪者が織りなす絆、新たな「観光文化の創造」は、活力ある社会の構築に大いに貢献するものといえます。

停滞している三重県の観光入込客数を回復させ、国内外で激化している観光地間の競争に勝ち残っていくためには、人びとを引きつける真に魅力ある地域をつくり上げる「総合力」の発揮が重要な鍵となります。

2013年（平成25年）に予定される御遷宮を、三重県観光の新たな魅力を強力に情報発信していく契機ととらえ、「住んでよし、訪れてよし」の地域づくり・観光の魅力づくりを進め、三重ファン・リピーターの増大をはかり、観光・交流産業の振興につなげていくことが喫緊の課題となっています。

重点事業の目標

多様な主体による地域づくりの取組を、地域住民や訪れる人双方の視点に立った総合的な取組にレベルアップさせ、「住んでよし、訪れてよし」の地域づくり、観光振興と地域づくりの取組の一体化を進めるため、商品造成・情報発信・誘客戦略の充実、地域づくりに対するノウハウ提供、連携支援の強化等、ソフト・ハード一体となった取組を効果的に展開していきます。

数値目標	観光地づくり連携プロジェクト数（累計）			
2006年度（現状）	2007（H19）年度	2008（H20）年度	2009（H21）年度	2010（H22）年度
79件	100件	121件	142件	163件

〔数値目標の説明〕

- ・魅力ある観光地づくりに向けて、地域が主体となって取り組むソフト・ハードのさまざまな取組へ支援を行ったプロジェクトの数（農水商工部観光局観光・交流室調べ）

事業費

(千円)

4か年の合計	2007（H19）年度	2008（H20）年度	2009（H21）年度	2010（H22）年度
1,384,000程度	322,402	352,000	360,000	350,000

重点事業の構成

- 取組方向1：戦略的情報発信・誘客推進に向けて
 - (1) 「旅ごころ誘う三重奏」誘客戦略推進事業
 - (2) 外客誘致推進事業
 - (3) 教育旅行誘致事業
 - (4) 自動車観光情報発信事業
- 取組方向2：観光の魅力づくり・人づくりに向けて
 - (5) 三重の観光プロデューサー設置事業
 - (6) 魅力ある観光地グレードアップ支援事業
 - (7) フィルムコミッション促進事業
- 取組方向3：観光客の快適性の向上に資する社会基盤整備に向けて
 - (8) 景観まちづくりプロジェクト事業
 - (9) 熊野古道シャトルバスの活用による熊野古道の魅力増進事業

県が他の主体に期待する取組

- 県民の皆さんが、地域主導で行われるさまざまな地域の魅力づくりの場に積極的に参画します。
- 事業者が、地域社会の一員として、地域の魅力づくりなどに積極的に貢献します。
- 市町が、主体性をもって事業者や県等、多様な主体と連携し、地域の魅力を高めま

具体的な取組内容

取組方向 1 戦略的情報発信・誘客推進に向けて

(1) 「旅ごころ誘う三重奏」誘客戦略推進事業 (基本事業 23301)

〈農水商工部観光局〉

式年遷宮や熊野古道等の資源を最大限に生かして、首都圏、関西圏、中部圏、県内等エリア別の情報発信・誘客戦略を展開していきます。

特に、人口および情報発信機能が集中している首都圏では、積極的・効果的な情報発信を行います。

- ① 首都圏、関西圏、中部圏等各エリアからの誘客を効果的に進めるため、三重県観光販売システムズ等と連携して、三重県に関わる旅行商品の企画・販売促進を戦略的に進めます。
- ② 最大の情報発信拠点であり、大きな潜在需要が見込まれる首都圏については、誘客活動と連動した情報発信戦略を展開し、全国へ波及する情報発信・誘客機能の充実・強化をはかります。
- ③ 県内における誘客戦略として、県民の身近にある観光資源の魅力の再発見・再認識につながる情報を発信していきます。
- ④ 式年遷宮の機会を生かして、舞台となる伊勢志摩エリアの体制強化に向け、核となる広域組織、社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構との連携を強化します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	提案旅行商品を企画・販売した旅行会社数	9社	10社	10社	10社	10社
事業内容 (項目)	①各エリアに波及する旅行会社向け旅行商品の企画提案	5件	5件	5件	5件	5件
	②首都圏におけるプロモーション	5件	4件	4件	4件	4件
	③マスコミ等を活用した県内情報発信	—	2件	2件	2件	2件
	④伊勢志摩観光コンベンションとの連携プロジェクト	1件	2件	2件	2件	2件
事業費(千円)	4か年の合計 568,000	87,391	142,000	142,000	142,000	142,000

(2) 外客誘致推進事業 (基本事業 23301) <農水商工部観光局>

多くの外国人観光客に三重県を訪れていただくため、誘客が期待できる東アジア地域を主なターゲットとして、具体的な旅行商品の造成や誘客に結びつく働きかけを行うとともに、三重県の魅力を発信していきます。

- ① 国、他府県等との広域連携を進め、外客誘致活動を強化します。
- ② 三重県への旅行商品の造成や販売を行う海外の旅行関係者へ訪問宣伝や商談等の働きかけを行い、三重県への誘客を促進します。
- ③ ホームページやパンフレット等を活用し、利用者の視点に立った利用価値の高い情報を提供していきます。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	三重県への外客訪問数	67,000人 (2005)	73,000人 (2006)	80,000人 (2007)	86,000人 (2008)	93,000人 (2009)
事業内容 (項目)	①国、他府県等との連携事業	4件	3件	4件	5件	6件
	②海外旅行関係者への誘客の働きかけ	49回	30回	35回	35回	40回
	③三重ツーリズムガイドの対応外国語	4か国	4か国	4か国	4か国	4か国
事業費(千円)	4か年の合計 138,000	46,051	28,515	37,000	37,000	35,000

(3) 教育旅行誘致事業 (基本事業 23301) <農水商工部観光局>

中長期的な視点に立った三重ファン・リピーターの確保に向けて、首都圏、関西圏からの修学旅行の誘致、近隣県・県内からの社会見学等の誘致を進めます。

- ① 県内の各地域教育委員会を対象に、県内他地域での体験観光等に係る説明会を実施し、県内からの社会見学誘致を進めます。特に、世界遺産熊野古道伊勢路への社会見学について、県内全域から誘致に努めます。
- ② 東京事務所と連携して、東京都内23区を中心とした首都圏の中学校の修学旅行を誘致します。
- ③ 三重県から日帰り圏内にある近隣府県の教育委員会等を対象に、三重県での体験観光等の説明会等を実施し、他府県からの社会見学を誘致します。また、関西圏からの修学旅行誘致に向けて、民間の取組を支援していきます。

④ 2006年度（平成18年度）に作成した体験プログラムブックを2009年度（平成21年度）に時点修正等を行い、更新・作成します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	教育旅行誘致決定校数(累計)	2校	5校	10校	15校	20校
事業内容(項目)	①県内の教育委員会等を対象とした説明会	－	7回	7回	7回	7回
	②首都圏の中学校訪問	21回	25回	25回	30回	30回
	③近隣府県の教育委員会等を対象とした説明会	－	5回	5回	5回	5回
	④体験プログラムブックの更新・作成	－	－	－	更新・作成	－
事業費(千円)	4か年の合計 8,000	5,027	1,290	1,000	5,000	1,000

(4) 自動車観光情報発信事業（基本事業 23301） <農水商工部観光局>

三重県への観光客の大勢を占める自動車を利用した観光客の利便性向上をはかるため、カーナビゲーションシステムや携帯電話等のモバイルツール^{注)1}に対応した情報発信を充実させるとともに、自動車観光に適した観光ルートの提案などを行います。

- ① 自動車でしか行けない旅行、自動車による旅行がなじむ観光スポットなど、ドライバーの視点に立った観光ルートづくりを促進します。
- ② カーナビゲーションシステムや携帯電話の普及に対応して、県内の観光スポット（観光地、ビューポイント等）の位置情報についてマップコード化調査を進め、市町等に提供することにより、観光情報のカーナビゲーションシステムとのマッチングを促進します。
- ③ ドライブ雑誌等を通じた自動車観光情報の提供、レンタカー会社等へのマップコード票の配付等を実施します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	モバイルツール等を活用した観光ルート提案数(累計)	－	1件	1件	2件	2件
事業内容(項目)	①自動車観光向けの観光ルートづくり	－	1件	1件	2件	2件
	②マップコード化調査およびその更新	－	1回	1回	1回	1回
	③ドライブ雑誌等への情報掲載	－	－	1回	1回	1回
事業費(千円)	4か年の合計 18,000	－	3,424	5,000	5,000	5,000

注)1 モバイルツール：携帯用コンピューター端末機器、携帯電話、カーナビゲーションシステム等、移動性、可動性のある電子ツール

取組方向 2

観光の魅力づくり・人づくりに向けて

(5) 三重の観光プロデューサー設置事業 (基本事業 23302) <農水商工部観光局>

観光プロデューサー^{注)2}を配置し、そのノウハウを最大限に生かして、地域の観光商品づくりの取組を支援するとともに、観光商品化のプロセスを通じた人材育成やノウハウの蓄積、交流を進めます。

- ① 観光プロデューサーのノウハウを生かして、地域が主体的に取り組む、埋もれた資源等の発掘、磨き上げ、創造、商品化の取組に対する指導・助言、核となる人材の育成支援等を行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	観光プロデュース数(累計)	56件	71件	86件	101件	116件
事業内容(項目)	①商品化の取組に対する指導・助言、核となる人材の育成支援の取組	18件	15件	15件	15件	15件
事業費(千円)	4か年の合計 44,000	10,992	10,992	11,000	11,000	11,000

(6) 魅力ある観光地グレードアップ支援事業 (基本事業 23302)

<農水商工部観光局>

魅力ある観光地に必要な、快適性・利便性・話題性を創出するため、地域が主体的に行う観光の魅力づくりの取組を支援します。

- ① 市町や広域の協議会等が実施する、観光地としての快適性・利便性・話題性を創出し、より多くの来訪者の確保につながる受け皿整備等に係るソフト・セミハード事業に支援します。
- ② 市町や広域の協議会等が実施する、地域資源を活用した観光商品づくりや新ツーリズム関連産業(医療・健康・福祉・園芸・教育等)と連携したサービスの高付加価値化に向けた取組を支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	魅力ある観光地づくり支援件数(累計)	34件	45件	56件	67件	78件
事業内容(項目)	①観光地の快適性等の創出に係る取組	13件	12件(うち新規6件)	12件(うち新規6件)	12件(うち新規6件)	12件(うち新規6件)
	②観光商品づくり等に係る取組	6件	5件	5件	5件	5件
事業費(千円)	4か年の合計 92,000	37,421	23,272	23,000	23,000	23,000

注)2 観光プロデューサー：三重県の歴史・文化・自然・産業等地域の特色を生かした観光商品づくり、観光商品のセールス、観光施策の総合プロデュースを行う専門家

(7) フィルムコミッション促進事業 (基本事業 23302) <農水商工部観光局>

三重県が映画やテレビドラマ等のロケ地となる機会を増やすことにより、その撮影地を観光資源として新たな誘客に結びつけるため、各地のフィルムコミッション^{注)3}づくりの支援と全県的なネットワークを構築していきます。

- ① 市町観光担当者、NPO等を対象に、フィルムコミッションについての実践的な研修会を行い、県内各地でのフィルムコミッション創出に向けた気運を醸成します。
- ② 映像制作者等からの問い合わせに対応し、各フィルムコミッションとの連絡・調整を行う全県的なフィルムコミッションの窓口を創設します。
- ③ 映像制作者の視点に立ったデータベース（撮影ポイント情報等）を構築し、ホームページに掲載します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	県内のフィルムコミッション数(累計)	1か所	2か所	3か所	5か所	5か所
事業内容 (項目)	①フィルムコミッションに関する研修会	—	3回	3回	3回	3回
	②全県対象フィルムコミッション窓口設置	—	準備・開設	運営		▶
	③データベース構築、ホームページ作成	—	準備	▶	開設	運営
事業費(千円)	4か年の合計 8,000	—	705	1,000	5,000	1,000

取組方向 3 観光客の快適性の向上に資する社会基盤整備に向けて

(8) 景観まちづくりプロジェクト事業 (基本事業 52301) <県土整備部>

個性豊かで魅力ある景観まちづくり^{注)4}を推進するため、三重県内の歴史・文化の豊かな街道を軸とした地域において、地域住民と行政の協働により、それぞれの地域資源を活用した景観やまち並みを創造するとともに、まちの骨格を構成する道路や河川などの県有施設において修景整備等のハード整備を実施します。

- ① 個性豊かで魅力ある県土を創造していくとともに、良好な景観の地域づくりを行うため、公共事業の構想・計画段階において、地域住民、市町とともに県道などの景観デザインの検討を行い、景観に配慮した公共事業を実施します。

注)3 フィルムコミッション：映画、テレビドラマ、CMなどの撮影に際して、ロケーション撮影での関係機関との調整をし、撮影をスムーズに進行することを目的とした機関
 注)4 景観まちづくり：自然や歴史・文化を生かした良好な景観を、住民の知恵と力を合わせ、守り、育て、あるいは新たに創造することにより、人や地域を元気にし、くらしをより良くする活動のこと。この活動では、継続的なまちづくりを通じて、地域で共有できる価値観を見出していくプロセスが重要となる。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	景観まちづくりの取組における景観に配慮した社会資本整備の実施箇所数(累計)	15か所	16か所	17か所	18か所	19か所
事業内容(項目)	①公共事業の実施に向けた景観デザインの検討および実施	7か所	1か所	1か所	1か所	1か所
事業費(千円)	4か年の合計 460,000	470,000	100,000	120,000	120,000	120,000

(9) 熊野古道シャトルバスの活用による熊野古道の魅力増進事業 (基本事業 23303)
 <農水商工部観光局>

遠隔地等からの主要玄関口となる名古屋とすべての熊野古道の登り口、拠点施設となる熊野古道センターを結ぶシャトルバスを地域等と共同運行し、旅行者の利便性・快適性の向上に寄与します。さらに、シャトルバスを活用した観光商品を地域と協働して造成し、交流人口の増大と古道を生かした地域づくりを進めます。

- ① 全国から一人でも多くの観光客に訪れていただくため、シャトルバスを活用した旅行商品を開発・造成し、旅行会社に提案します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	熊野古道シャトルバスを活用した旅行商品、イベント等の数(累計)	—	5件	8件	11件	14件
事業内容(項目)	①シャトルバスを活用した旅行商品・イベント等の提案	—	5件	5件	5件	5件
事業費(千円)	4か年の合計 48,000	12,204	12,204	12,000	12,000	12,000

※ 熊野古道シャトルバスについては、2009年度(平成21年度)以降に運営方法等を再検討します。

絆 2

地域主権社会の実現に向けた 地域づくり支援

(主担当部：政策部)

現状と課題

市町村合併の進展による市町の規模の拡大と主体的な行政改革の推進により、市町は自立に向けた行政体制を整備しつつあります。また、地域においては、住民、地域団体、NPOなど多様な主体が共に「公」を担い、地域社会を営む取組が広がってきています。

一方、厳しい財政状況を背景に、国・地方における構造改革が進展する中、今後、地域間格差が拡大し、市町の行財政運営がより厳しくなることが予測されます。

こうした中で、市町は、住民に最も身近な基礎自治体として、また、地域経営の総合的な主体として、より一層、自主性・自立性を高め、個性的で魅力ある地域づくりに取り組むことが期待されます。

また、県は、こうした状況の変化をふまえ、市町が地域の多様な主体と協働して取り組む自主的な地域づくりを支援するとともに、合併市町や条件不利地域にある市町等が地域づくりの担い手である基礎自治体として安定して機能するよう、市町の自主性・自立性の確保の観点から効率的かつ効果的な行財政運営を支援する役割を果たす必要があります。

重点事業の目標

地域主権社会においては、住民に最も身近な基礎自治体である市町が、自らの責任と判断により適切な行財政運営を推進しながら、地域経営の総合的な主体として、個性的で魅力ある地域づくりを進めていくことが期待されます。

このため、県は、市町の行財政基盤の安定に向けた取組を支援し、市町への分権を推進するとともに、住民自治の拡充による市町の主体的な地域経営や地域づくりを支援するため、「県と市町の地域づくり支援会議」を設置し、戦略性に富んだ地域づくりができるよう県と市町の連携をはかります。

数値目標	「県と市町の地域づくり支援会議」開催数（累計）			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
-	13回	35回	57回	88回

[数値目標の説明]

- ・「県と市町の地域づくり支援会議」の開催回数の累計（政策部地域づくり支援室調べ）

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
6,664,000程度	1,785,816	1,716,000	1,606,000	1,556,000

重点事業の構成

- 取組方向1：市町主体の地域づくり促進に向けて
 - (1) 地域づくり調整事業
 - (2) 過疎市町等地域づくり支援事業
- 取組方向2：市町の自主性・自立性の向上に向けて
 - (3) 地方分権推進事業
 - (4) 市町の地域づくり支援資金
 - (5) 市町合併推進事業

県が他の主体に期待する取組

- 市町は、住民参画のもと、政策形成能力を向上させ、効率的かつ効果的な行財政運営を行うとともに、地域の多様な主体と協働して、地域資源や人材を活用しながら、自主的・自立的で魅力ある地域づくりを行います。
- 住民、企業、民間団体は各々の特性を生かして、多様な地域づくりを行う活動主体の一員として、地域課題の解決や地域活性化に積極的に取り組みます。

具体的な取組内容

取組方向1 市町主体の地域づくり促進に向けて

(1) 地域づくり調整事業 (基本事業 53101) 〈政策部〉

地域の多様な主体による魅力ある地域づくりが行われるよう市町の取組を支援するとともに、戦略性に富んだ地域づくりができるよう県と市町の連携をはかります。

- ① 「新しい時代の公」に基づく地域団体の自主的な活動の促進に取り組む市町を支援します。
- ② 市町が行う地域づくりが効果的に実施できるよう情報提供を進めるとともに、「県と市町の地域づくり支援会議」を開催します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	地域づくり情報の提供数(累計)	—	40回	80回	120回	160回
事業内容(項目)	①「新しい時代の公」地域貢献促進の支援	—	20市町	20市町	—	—
	②三重のふるさとづくりガイドブック・アクセス件数	926件	1,200件	1,200件	1,200件	1,200件
事業費(千円)	4か年の合計	316,000	79,000	79,000	79,000	79,000

(2) 過疎市町等地域づくり支援事業 (基本事業 53103)

〈政策部〉

過疎・離島地域等の条件不利地域において、交流人口の拡大や定住の促進等、自立に向けて取り組む市町を支援します。

- ① 交流・定住の促進等により条件不利地域の活性化をはかる市町の地域づくりを支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	過疎・離島地域における交流人口	414.0万人	421.9万人	429.8万人	437.7万人	446.0万人
事業内容(項目)	①市町の実施する交流・定住促進事業等への支援	9件	9件	9件	9件	9件
事業費(千円)	4か年の合計 104,000	16,937	25,518	26,000	26,000	26,000

取組方向 2

市町の自主性・自立性の向上に向けて

(3) 地方分権推進事業 (基本事業 52201)

〈政策部〉

県と市町の対等・協力の関係づくりを進めるとともに、市町の主体性向上や住民の利便性向上をはかるため権限移譲を推進し、住民自治の拡充に取り組みます。

- ① 「県と市町の新しい関係づくり協議会」において、連携・協力、役割分担のあり方等の課題について検討し、対等・協力の関係づくりを進めるとともに、「三重県権限移譲推進方針」に基づき権限移譲を推進し、人的・財政的支援を行います。
- ② セミナーの開催等により分権型社会の実現に向けた普及活動を行うとともに、市町や地域住民による主体的な住民自治拡充に向けた活動を支援します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	市町への権限移譲度	208	256	261	264	296
事業内容(項目)	①県と市町の対等・協力の関係づくり取組数	6取組	3取組	3取組	3取組	3取組
	②地方分権推進に向けた普及取組回数	—	6回	6回	6回	6回
事業費(千円)	4か年の合計 24,000	2,714	6,000	6,000	6,000	6,000

(4) 市町の地域づくり支援資金 (基本事業 52203)

〈政策部〉

市町の自主性・自立性の向上をはかるため、貸付金の活用により市町の行財政基盤の強化や主体的な地域づくりに向けた取組に対して支援します。

- ① 「文化力」を活用した市町主体の地域づくりを支援するため、地域の文化資源を生かした地域活性化事業に対し低利貸付を行います。
- ② 財政力の脆弱な市町が取り組む行財政基盤の充実・強化及び財政健全化への自助努力を支援するため、行財政運営の自立性の確保等に資する市町の地域づくり事業に対し低利貸付を行います。

年度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	実質収支赤字団体数	0団体 (2005)	0団体 (2006)	0団体 (2007)	0団体 (2008)	0団体 (2009)
事業内容 (項目)	①市町の地域文化資源を 生かした地域づくり支援 のための貸付	4件	5件	5件	5件	5件
	②市町の行財政基盤充 実・強化と財政健全化 支援のための貸付	—	5件	5件	5件	5件
事業費(千円)	4か年の合計 1,600,000	100,000	400,000	400,000	400,000	400,000

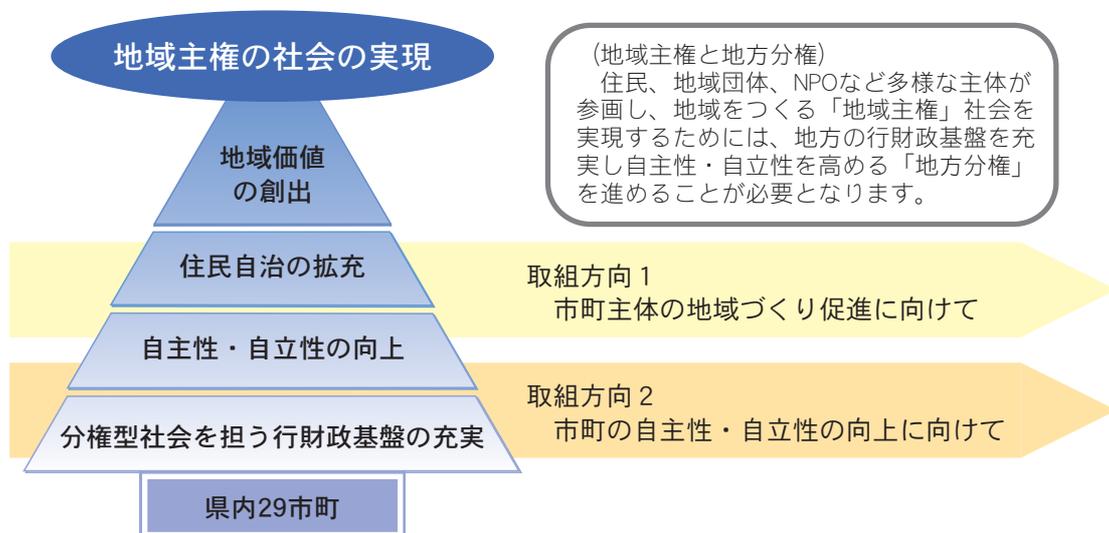
(5) 市町合併推進事業 (基本事業 52202)

<政策部>

合併市町が行う新しいまちづくりへの支援を行うとともに、自主的な合併に取り組む市町を支援します。

- ① 合併支援交付金を交付するほか、新市町建設計画に記載された県事業の推進をはかり、合併市町の新しいまちづくりを支援します。
- ② 市町の合併協議会設置に向けた動き等を勘案して、新たな市町合併の取組を支援します。

年度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	新市町まちづくり進捗度	22%	34%	46%	56%	66%
事業内容 (項目)	①合併支援交付金による まちづくり支援(交付 限度額に対する交付済 累計額比率)	35%	47%	58%	69%	79%
	②合併新法下での合併 取組支援	地域状況等を 勘案して支援				→
事業費(千円)	4か年の合計 4,620,000	1,471,815	1,275,298	1,205,000	1,095,000	1,045,000



絆 3

みんなで進める三重の景観づくり

(主担当部：県土整備部)

現状と課題

先人から受け継ぎ、また、次の世代に引き継ぐべき美しい景観は、一度損なうと修復が難しいことから、美しい景観の保全に早急に着手する必要があります。

三重県では、2004年（平成16年）6月の景観法制定を受け、景観法に基づく景観行政団体として、「三重県景観計画^{注）1}」の策定に向けた取組を行っていますが、景観計画の運用のみですぐに県内の景観が良くなるものではなく、適切な役割分担に基づく美しい景観づくりに向けた具体的な施策の展開が必要です。さらに、2013年（平成25年）の御遷宮をひかえて県内外から多くの来訪者を迎える伊勢志摩地域等において、美しい景観の保全や地域の景観を損ねている要因の排除を行うことで、美しい景観を観光振興等にもつなげていく必要があります。

重点事業の目標

「三重県景観計画」に基づく新しい届出制度の周知をはかり、円滑な運用に取り組むなど、「三重県景観計画」の着実な推進をはかることで、市町における景観計画の策定支援や景観施策の展開について、先導的な役割を果たしていきます。

さらに、御遷宮や熊野古道世界遺産登録10周年（2014年（平成26年））を迎える伊勢志摩地域や東紀州地域を重点地域として選定し、まちづくりを進める地域の団体や市町と連携し、美しい景観の保全や地域の景観を損ねている要因の排除を進めます。

数値目標	重点地域において、市町、県が制定した景観や屋外広告物に関する条例等の件数（累計）				
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度	
16件	17件	18件	18件	20件	

[数値目標の説明]

- 重点地域である伊勢志摩地域、東紀州地域において、美しい景観づくりを実践していくための指針となる景観条例や景観計画、屋外広告物に関する地区指定等の件数（県土整備部景観まちづくり室調べ）

事業費					
		(千円)			
4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度	
660,000程度	167,839	156,000	168,000	168,000	

注) 1 景観計画：景観法に基づき、都道府県や政令市等が景観行政を担う主体として策定する良好な景観の形成に関する計画

絆
みえの絆づくり

重点事業の構成

- 取組方向1：「三重県景観計画」の推進に向けて
 - (1) みえの景観計画推進事業
- 取組方向2：重点地域（伊勢志摩・東紀州地域）における良好な景観の保全に向けて
 - (2) 屋外広告物景観形成事業
 - (3) 無電柱化推進事業
 - (4) アクセス道路景観整備事業
 - (5) 日本風景街道景観形成事業

県が他の主体に期待する取組

- 市町が、景観に対する取組意識を高め、景観条例や景観計画等を制定し、地域住民との協働によりハード・ソフトの両面から計画的に景観づくり事業やまちづくり事業を実施します。
- 県民の皆さんが、社会資本整備における協働意識を高め、景観づくりやまちづくりに理解と関心を持ち、それらの取組に積極的に参画するとともに、自ら実践します。

具体的な取組内容

取組方向1 「三重県景観計画」の推進に向けて

(1) みえの景観計画推進事業（基本事業 52301） <県土整備部>

「三重県景観計画」を着実に推進するため、景観計画の解説書や景観形成を推進するための色彩に関するガイドライン等を整備します。

- ① 県の景観行政の推進や「三重県景観計画」の普及啓発等に関し専門的な意見を聴くため、三重県景観形成有識者懇談会を開催します。
- ② 景観づくりの方針や、景観形成基準および大規模建築物等を対象とする届出制度に関する解説書を作成するなど、「三重県景観計画」の着実な推進をはかるための環境を整えます。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	「三重県景観計画」に関する解説書等の作成と色彩指導者の育成(累計)	—	2件	4件	5件	6件
事業内容 (項目)	①景観形成有識者懇談会の開催	6回	3回	—	—	—
	②「三重県景観計画」に関する解説書等の作成と色彩指導者の育成(累計)	—	2件	4件	5件	6件
事業費(千円)	4か年の合計 17,000	820	9,801	5,000	1,000	1,000

取組方向 2 重点地域(伊勢志摩・東紀州地域)における良好な景観の保全に向けて

(2) 屋外広告物景観形成事業 (基本事業 52301) <県土整備部>

県道鳥羽松阪線や東紀州地域の国道311号等の沿道において、地元市町および地域団体等と連携し、「屋外広告物沿道景観地区^{注)2}制度」を活用した屋外広告物の色彩・意匠の規制・誘導を進めます。

- ① 伊勢市内の県道（度会橋から浦田橋まで）の沿道に、「屋外広告物沿道景観地区」を指定し、モデル地区として、景観風致維持基準^{注)3}とともに、地域特性等を生かした推奨モデル広告物を作成・公表します。
- ② 国道311号のうち、良好な景観が維持されている区間を「屋外広告物沿道景観地区」に指定し、屋外広告物の設置を抑制するとともに、景観に配慮した広告物となるよう景観風致維持基準を作成・公表します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	屋外広告物沿道景観地区指定数(累計)	4か所	4か所	5か所	5か所	6か所
事業内容(項目)	①屋外広告物沿道景観地区の指定と景観風致維持基準、推奨モデル広告物の作成(伊勢志摩)	—	地区検討	・地区指定 ・景観風致維持基準、推奨モデル広告物の作成・公表	周知啓発	周知啓発
	②屋外広告物沿道景観地区の指定と景観風致維持基準の作成(東紀州)	—	—	—	地区検討	・地区指定 ・景観風致維持基準の作成・公表
事業費(千円)	4か年の合計 24,000	—	4,738	5,000	7,000	7,000

(3) 無電柱化推進事業 (基本事業 54101) <県土整備部>

伊勢市駅付近の都市計画道路新国道（県道鳥羽松阪線）において、無電柱化による良好な景観形成を進めます。

- ① 伊勢神宮の玄関口である伊勢市駅付近の都市計画道路新国道において、良好な道路景観の形成や防災性の向上をはかるため、伊勢市と連携をはかりながら、地上から電柱、電線を撤去し、歩道下の地下空間に電気や通信等のケーブルを収容する電線共同溝整備による無電柱化を進めます。

注)2 屋外広告物沿道景観地区：良好な景観の形成および風致の維持を積極的に推進するために指定する道路の区間およびその両側の地区

注)3 景観風致維持基準：屋外広告物沿道景観地区内において、良好な景観および風致を維持するため、広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法について規制する基準

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	電線共同溝整備進捗率※	—	2%	16%	36%	56%
事業内容 (項目)	①電線共同溝整備延長※ 【事業費換算】	—	0.0km	0.2km	0.4km	0.6km
事業費(千円)	4か年の合計 340,000	—	14,000	86,000	120,000	120,000

※ 電線共同溝整備全体延長は約1.2kmで、当事業の完了は2012年度の予定です。
 電線共同溝整備進捗率(%)=(各年度での累計事業費)/(2007～2012年度までの全体概算事業費)
 電線共同溝整備延長(km)【事業費換算】の数値は、1.2km×電線共同溝整備進捗率(%)で算出したものです。

(4) アクセス道路景観整備事業 (基本事業 55103) <県土整備部>

伊勢自動車道伊勢西インターチェンジから伊勢神宮（外宮・内宮）にアクセスする県道伊勢磯部線において、地域の方々や伊勢市と検討を行い、歩道舗装やガードレール等の防護柵を景観に配慮するものに更新するなど、修景化を進めます。

- ① 歩道舗装について、周囲の景観と調和した修景化を行います。
- ② ガードレール等の防護柵について、周囲の景観と調和した修景化を行います。
- ③ 防草対策を実施することにより、良好な景観を維持し、また利用者の安全を確保します。
- ④ 道路照明灯等について、景観に配慮した修景化を行います。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	景観に配慮した着色舗装の整備率	—	33.3%	55.6%	77.8%	100%
事業内容 (項目)	①歩道舗装を着色舗装に更新	—	1.5km	1.0km	1.0km	1.0km
	②ガードレール等の防護柵を景観に配慮したものに更新	—	1.0km	0.7km	0.7km	0.7km
	③景観を創出する道路の防草対策	—	1.5km	0.6km	0.6km	0.6km
	④道路照明灯等を景観に配慮したものに更新	—	4基	10基	10基	10基
事業費(千円)	4か年の合計 174,000	—	53,800	40,000	40,000	40,000

(5) 日本風景街道景観形成事業 (基本事業 55103) <県土整備部>

美しい街道空間づくりを地域の活動団体や市町等と連携して行う「日本風景街道」の取組を推進するため、その地域にふさわしい道路施設の修景化等を進めます。

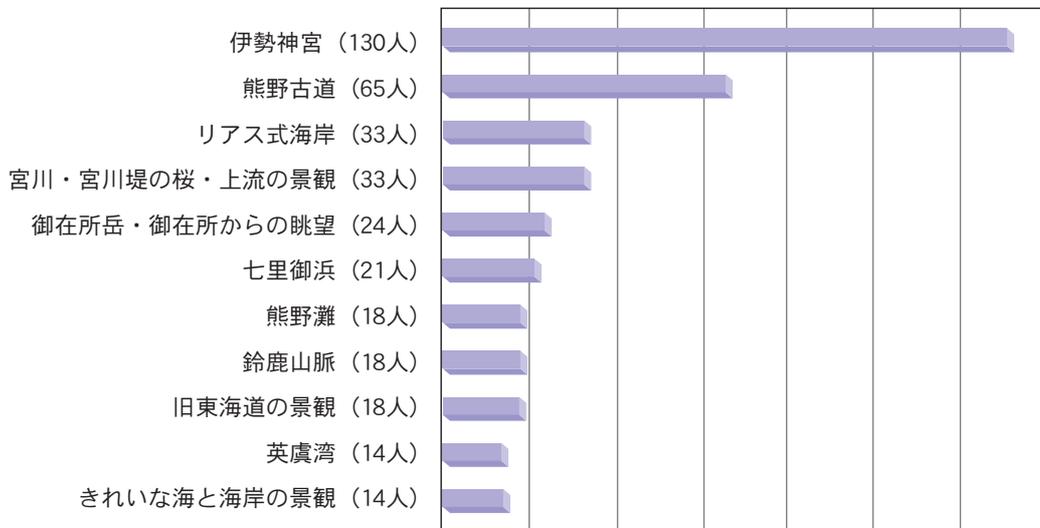
- ① 国道42号から熊野古道センターへのアクセス道路となる県道中井浦九鬼線や、熊野古道と重複する県管理道路等に、その地域にふさわしい景観に配慮した防護柵等の道路付属物を設置します。
- ② 熊野古道と重複する県管理道路等の歩道・路肩を、その地域にふさわしい景観に配慮した舗装に修景整備します。
- ③ 「とるば」注)4の指定とともに、「とるば」に誘導する案内標識の整備を行います。

注)4 とるば：美しい景色を撮影できるフォトスポットと安全に駐車できる駐車場がセットになった場所

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	景観に配慮した防護柵の整備率	—	92.0%	100%	—	—
事業内容 (項目)	①景観に配慮した防護柵設置延長	—	2.3km	0.2km	—	—
	②歩道・路肩の修景化面積	—	1,900m ²	1,000m ²	—	—
	③「とるぱ」に誘導する案内標識数	—	3か所	3か所	—	—
事業費(千円)	4か年の合計 106,000	—	85,500	20,000	—	—

「将来の子供たちに残しておきたい三重の風景」(回答上位項目)

出典：県民景観意識アンケート(2006年6月実施)



絆 4

交流・連携を広げる幹線道路網の整備

(主担当部：県土整備部)

現状と課題

道路は県民生活を支え社会経済活動を活発化させ、人と地域の交流・連携に必要な社会基盤ですが、三重県の整備状況は道半ばです。県北中部地域を中心とする好調な経済活動を支援する広域幹線道路の整備や災害時に対応できる安全・安心のためのリダンダンシー^{注)1}機能の確保等のため、骨格となる道路とこれらにアクセスする県管理道路等を含む道路ネットワークの整備が急務となっています。

また、既にお木曳き等の諸行事が始まっており、御遷宮を迎える2013年（平成25年）には県内外から多くの来訪者が予想されます。このため、伊勢への、または伊勢から世界遺産（熊野古道）を有する東紀州地域へのアクセスルートの重点的な整備をはかり、地域資産を生かした交流・連携を広げて、新しい文化の創造と地域の活性化に結びつける必要があります。

重点事業の目標

御遷宮を契機に訪れる方がさまざまな三重の文化にふれあえるよう高速道路や直轄国道、さらにこれらにアクセスする県管理道路等を道路ネットワークとして整備することにより、道路利用者の利便性が向上し、京都から伊勢までが約2時間に短縮されるなど、産業活動や地域資源を生かした文化・観光面での交流・連携がさらに広がり、三重のすばらしさの発信につながります。

また、「新たな命の道」である紀勢自動車道等の整備により東紀州地域の安全・安心の確保にもつながります。

数値目標	御遷宮に向けた幹線道路の新規供用延長（累計）			
2006年度(現状)	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
-	9.7km	27.9km	31.0km	32.1km

[数値目標の説明]

- ・ 県内の幹線道路（高速道路、直轄国道、県管理道路、基幹農道）の新規供用延長（累計）
（県土整備部高速道・道路企画室調べ）

事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
67,219,000程度	14,009,450	15,679,000	18,340,000	19,191,000

絆

みえの絆づくり

注)1 リダンダンシー：自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、あらかじめ交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段を用意すること

重点事業の構成

- 取組方向1：高速道路網の整備促進に向けて
 - (1) 高速道路に関連する用地取得対策事業
 - (2) 高速道路に関連する施設整備事業
 - (3) 高速道路網に関連する直轄道路事業
- 取組方向2：直轄国道の整備促進に向けて
 - (4) 直轄道路事業
- 取組方向3：県管理道路等の整備推進に向けて
 - (5) 県管理道路事業
 - (6) 基幹農道事業

県が他の主体に期待する取組

- 国が、道路網の骨格を形成する幹線道路の整備を行います。
- 市町が、地域生活に直結する道路整備を行います。

具体的な取組内容

取組方向1 高速道路網の整備促進に向けて

- (1) **高速道路に関連する用地取得対策事業** (基本事業 55101) <県土整備部>
 新名神高速道路、紀勢自動車道、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路の整備に必要な用地の関係者に対して、国土交通省および中日本高速道路株式会社と連携し、用地の提供について地権者の理解と協力が得られるよう調整します。
- (2) **高速道路に関連する施設整備事業** (基本事業 55101) <県土整備部>
 新名神高速道路、紀勢自動車道、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路の進捗に合わせ、関連して必要となる河川および砂防施設等を整備します。
- (3) **高速道路網に関連する直轄道路事業** (基本事業 55101) <県土整備部>
 紀勢自動車道(新直轄区間)および広域的な高速道路ネットワークを形成する東海環状自動車道、熊野尾鷲道路の整備をはかります。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	御遷宮に向けた県内の 高速道路等の新規供用 延長（累計）	—	5.0km	18.8km	18.8km	18.8km
事業内容 （項目）	(1)、(2)の事業 新名神高速道路（四日 市～滋賀県境間）の新 規供用延長（累計）	—	0km	3.3km	3.3km	3.3km
	(1)、(2)、(3)の事業 紀勢自動車道（大宮大 台～尾鷲北間）の新規 供用延長（累計）	—	0km	10.5km	10.5km	10.5km
	(1)、(2)、(3)の事業 熊野尾鷲道路（大泊～ 尾鷲南間）の新規供用 延長（累計）	—	5.0km	5.0km	5.0km	5.0km
事業費(千円)	4か年の合計 31,822,000	4,187,000	6,102,000	7,180,000	8,643,000	9,897,000

取組方向 2

直轄国道の整備促進に向けて

(4) 直轄道路事業（基本事業 55102）

<県土整備部>

県内の幹線道路網を形成する直轄国道である北勢バイパス、中勢バイパスの整備を促進します。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	御遷宮に向けた直轄国 道の新規供用延長 （累計）	—	2.8km	5.4km	6.4km	7.3km
事業内容 （項目）	御遷宮に向けた直轄国 道の新規供用延長 （累計）	—	2.8km	5.4km	6.4km	7.3km
事業費(千円)	4か年の合計 16,184,000	3,566,000	3,944,000	4,080,000	4,080,000	4,080,000

取組方向 3 県管理道路等の整備推進に向けて

(5) 県管理道路事業 (基本事業 55102) <県土整備部>

県内道路ネットワークの骨格をなす高速道路および直轄国道へのアクセス道路となる第二伊勢道路等の県管理道路の整備を進めます。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	御遷宮に向けた県管理道路の新規供用延長(累計)	—	1.5km	2.0km	2.0km	2.0km
事業内容(項目)	御遷宮に向けた県管理道路の新規供用延長(累計)	—	1.5km	2.0km	2.0km	2.0km
事業費(千円)	4か年の合計 14,280,000	2,954,000	3,185,000	3,110,000	4,070,000	3,915,000

(6) 基幹農道事業 (基本事業 53201) <農水商工部>

広域幹線道路である国道等と接続する広域農道、農免農道、ふるさと農道の整備を進めます。

年 度		2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
事業目標	御遷宮に向けた基幹農道の新規供用延長(累計)	—	0.4km	1.7km	3.8km	4.0km
事業内容(項目)	御遷宮に向けた基幹農道の新規供用延長(累計)	—	0.4km	1.7km	3.8km	4.0km
事業費(千円)	4か年の合計 4,933,000	385,650	778,450	1,309,000	1,547,000	1,299,000

三重の文化にふれる道

御遷宮を迎える2013年（平成25年）には、世界遺産「熊野古道」との相乗効果により、多くの来訪者が予想されることから、来訪者がさまざまな三重の文化にふれあえるよう周遊性の高い道路ネットワークの整備を行います。



第3章 みえの舞台づくりプログラムの取組

みえの舞台づくりプログラムの目標は、他の主体の参画度合いなど、プログラムの進展に応じて柔軟に変化する性格のものです。

また、2008年度（平成20年度）以降に県が想定している事業内容や事業費等は、プログラム進展状況や、県の財政状況をふまえて変化します。

なお、県の事業量、事業費等は、2007年度（平成19年度）の6月補正後の予算額、第二次戦略計画策定時点における2008年度（平成20年度）、2009年度（平成21年度）および2010年度（平成22年度）の見込み額をもとに表しています。

●●● みえの舞台づくりプログラム一覧 ●●●

みえの **元気**づくり

(主担当部) ……………[ページ]

- 元気 1** 「地域の知の拠点」連携・創造プログラム (政 策 部) ……………140
- 元気 2** 若年者の自立支援プログラム (生 活 部) ……………146
- 元気 3** 食に学び、食を育む環境づくりプログラム (農水商工部) ……………154
- 元気 4** 知恵と知識を呼び込み、多様なイノベーションを生み出せる環境づくりプログラム (農水商工部) ……………162

みえの **くらし**づくり

- くらし1** 企業や地域の団体とともに取り組む子育て家庭への支援プログラム (健康福祉部) ……………166
- くらし2** 多様な主体が連携・協働して取り組むごみゼロ社会づくりプログラム (環境森林部) ……………172
- くらし3** 閉鎖性海域の再生プログラム (環境森林部) ……………176
- くらし4** みんなで取り組む地球温暖化対策プログラム (環境森林部) ……………184

みえの **絆**づくり

- 絆 1** 多文化共生社会へのステップアップ・プログラム (生 活 部) ……………190
- 絆 2** ストック活用と都市基盤整備による市街地のくらし・にぎわい再生プログラム (県土整備部) ……………196
- 絆 3** 「こころのふるさと三重」づくりプログラム (政 策 部) ……………202

◆みえの舞台づくりプログラムの各ページの見方

←とともに記載している文は、その項目の説明や記載事項の説明です。

社会像・番号 ○○○○○○○○ ← 「県民しあわせプラン」の三つの社会像と番号、プログラムの名称を記載しています。

(主担当部：□□□□部)

このプログラムについて総括的な説明をする責任がある部名を記載しています。↑

プログラムの目標

↑ 多様な主体の参画によって、プログラムの取組で第二次戦略計画の4年間で実現する内容（4年後にめざす状態）を示しています。

プログラムのねらい

↑ このプログラムに取り組むことによって、中長期的にめざそうとしている方向を示しています。

プログラムの背景

↑ これまでの手法では効果的に解決できないような状況や、将来に向けて新たな取組が求められている状況など、プログラムを組み立てた背景を示しています。

プログラムの想定事業費 (千円)

4か年の合計	2007 (H19)年度	2008 (H20)年度	2009 (H21)年度	2010 (H22)年度
○○,○○○程度	○,○○○	○,○○○	○,○○○	○,○○○

↑
 想定事業費欄に記載している2007年度から2010年度の事業費の合計を概算として示しています。
 各構成事業の4か年の総合計とは異なる場合があります。

↑
 各構成事業の予算額（6月補正後）を合計したものです。

↑
 第二次戦略計画策定時点における各構成事業の所要見込み額を、それぞれ合計したものです。

プログラムの取組の全体を、フロー図で示しています。

具体的な取組内容

取組方向 ○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ← ↑ プログラムの目標を達成するための展開方向と、プログラムの中で担う役割を示しています。

県の取組内容 ← プログラムの中で県が担う役割（実施すべきと想定される事業）を示しています。

(1) 事業名 ○○○○事業 (基本事業 △△△△△) <□□□□部>

↑ ↑

政策・事業体系上での位置づけを、事業を担当する部
基本事業番号で表しています。を示しています。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ← 事業の目的と取組概要を示しています。

- ① △△△△△△△△△△△△ ← ①、②は、事業の取組内容を具体的に示しています。
- ② □□□□□□□□□□□□

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
△△利用件数（累計）	○○○件	○○○件	○○○件	○○○件	○○○件
県の事業費（千円）	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
○○○○事業	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
合計 4か年 00,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000

- ↑
- 4年間の取組** ・各構成事業において「県が想定している4年間の取組」は第二次戦略計画策定時点での想定であり、他の主体の参画度合いなど、プログラムの進展度に応じて柔軟に変化する性格のものです。
- 県の取組目標** ・県が想定している4か年の事業内容を数値目標として表したものです。
・目標値が累計を表すものは、（累計）と記載しています。
- 事業費** ・県の事業費（4か年の合計）は、2007年度予算額（6月補正後）、第二次戦略計画策定時点における2008年度、2009年度、2010年度の所要見込み額を合計して、百万円未満を四捨五入しています。

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
○○○○	プログラムの目標達成に向けて、県のパートナーとしてプログラムの取組に参画する他の主体の取組内容について、第二次戦略計画策定時点で県が期待しているものも含めて記載しています。
□□□□	

(主担当部：政策部)

プログラムの目標

県立図書館、地域の文化施設、大学等高等教育機関などの身近な施設が「地域の知の拠点」としての機能の充実に取り組むとともに、これらが連携した取組を進めることで、新たな知恵の創出や地域の魅力の向上につながる県民の皆さんの主体的な取組が生まれています。

プログラムのねらい

図書館や地域の文化施設の情報力や専門性の強化など施設そのものの魅力の創出、大学等高等教育機関の知的資源を活用した地域との交流や学びの機会の提供など、県民に身近な施設における「地域の知の拠点」としての機能充実に取り組みます。

また、地域の文化芸術に関する人材や歴史的・文化的資産（地域の歴史的・文化的資源）などに関する情報の収集・蓄積を行いストックの充実をはかります。さらに、これらのストックを県民の皆さんが発信・活用できるよう支援を行います。

このような「地域の知の拠点」が、県民の皆さんに活用されやすいよう充実に、連携することで、成熟社会の中で県民の皆さんのさまざまな自己実現に取り組む環境が整い、新たな知恵の創出や地域の魅力の向上につながります。

プログラムの背景

成熟社会を迎えて、県民の皆さんの学びや起業の意識、地域活動への参画意欲などが高まりつつある一方で、少子高齢化の進展、インターネットの普及、価値観の多様化など、図書館や地域の文化施設、大学等高等教育機関をとりまく環境は大きく変化しつつあります。

また、全国各地の図書館では、ビジネス支援や法律支援、情報サービスの充実など、それぞれの図書館の特色を生かしながら、従来の「本を借りる場所」という枠に止まらないさまざまな取組が始められています。

このため、県民の皆さんに身近な文化施設の機能や地域の貴重な資源の価値を新たな視点で見直し、新たな知恵の創出や地域の魅力を向上させる県民の皆さんの主体的な活動を促進する環境づくりに取り組むことが求められています。

プログラムの想定事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
83,000程度	17,910	23,000	21,000	21,000

「地域の知の拠点」連携・創造プログラム

背景：県民の皆さんの学びや起業の意識、
地域活動への参画意欲などの県民ニーズの高まり

取組方向 1

県立図書館の 知識と情報の拠点化に向けて

どこでも誰でも利用しやすい図書館
サービスの提供

- レファレンス機能の強化
- 多様な学習機会の提供、知の交流の推進
- ハイブリッド図書館の検討

取組方向 2

地域の歴史的・文化的資源の 保存と活用に向けて

文化芸術に
関する人材
のストック
形成



歴史的・
文化的資源
のストック
形成



ストックを県民が発信・
活用していくための支援

とりあえず
図書館で
聞いてみよう！

連携を通じての
新たな取組や機能の創造



それぞれの取組の充実

いつでもどこ
でも誰でも、
三重の文化が
生かせる！

取組方向 3

高等教育機関の知的資源の活用に向けて

高等教育機関の人材やデータなどの知的資源を地域に
還元する

- 県民の皆さんの地域活動への参画や地域
課題の解決への支援
- 地域との連携・交流の推進

地域の大学の
知恵を生かそ
う！

「地域の知の拠点」が充実し、連携することにより、県民の皆さんのさまざまな自己実現を支援します

成熟社会における自己実現と新たな知恵の創出や地域の魅力の向上

具体的な取組内容

取組方向 1 県立図書館の知識と情報の拠点化に向けて

レファレンスサービス^{注1)}の充実や多様な学習機会の提供など、さまざまな知識と情報の発信、交流を進めることにより、県民の皆さんに身近な「知識と情報の拠点」としての機能を整えます。

県の取組内容

(1) 知識・情報発信図書館整備事業 (基本事業 12101) <教育委員会>

県立図書館は、県民の皆さんのさまざまな自己実現を支援するため、課題解決に役立つ情報、交流の機会等を提供することにより、「知識と情報の拠点」としての新しい県立図書館をめざします。

- ① レファレンスサービスの充実や、大学等高等教育機関、企業、NPO、市町立図書館、行政その他関係機関等との連携をはかり、県民の皆さんの課題解決を支援します。
- ② ぐらしやビジネスに役立つ講座・研修会の開催や、交流の場の設定等、多様な学習機会を提供することにより、知の交流を推進します。
- ③ 印刷物と、デジタル情報のそれぞれのよさを最大限に生かした図書館（ハイブリッド図書館）の検討を行います。
- ④ 図書館職員のスキルアップや、経営品質向上活動への取組、県民ニーズを反映するしくみづくりを行うなど、質の高い図書館サービスを支える基本的要素を充実します。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
県立図書館のレファレンスサービス利用件数	3,885件	4,500件	5,000件	5,500件	6,000件
県の事業費 (千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
知識・情報発信図書館整備事業	1,254	7,317	7,000	8,000	8,000
合計 4か年 30,000	1,254	7,317	7,000	8,000	8,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
市 町	県立図書館をはじめ、県内の図書館との連携を深め、多くの県民の皆さんに多様な情報を発信することにより、県民の皆さんのさまざまな自己実現を支援します。
大学等高等教育機関	蓄積された専門的な知的資源を、多くの県民の皆さんが集まる図書館等と連携して提供することにより、県民の皆さんのさまざまな自己実現を支援します。
企業、NPO、その他関係機関など	県立図書館をはじめ、県内の図書館との連携を深め、多くの県民の皆さんに多様な情報を発信することにより、県民の皆さんのさまざまな自己実現を支援します。

注)1 レファレンスサービス：学習や調査・研究のために必要な資料、情報をお探しの方に対して、図書館職員が、求められている資料や情報を提供したり、探すお手伝いをしたりするサービス

取組方向 2

地域の歴史的・文化的資源の保存と活用に向けて

地域の歴史的・文化的資源をストック化し、その活用を支援することにより、「地域の知の拠点」としての機能を充実するとともに、これらが連携した取組を推進する役割を担います。

県の取組内容

(2) みえの文化蔵（「人・モノ」集積・発信・活用）事業（基本事業 13104）

＜生活部＞

地域の歴史的・文化的資源に関する情報の収集・蓄積を行うとともに、県民の皆さんが身近な文化施設を拠点として、これらの情報を効果的に発信・活用できるよう支援します。

- ① 文化芸術に関する人材や団体などについて、他分野と連携して実態調査を行い、情報を分野別・段階別に収集・蓄積し、データベース化をはかるとともに、それぞれが活発な活動を行えるよう、人材育成・支援を行います。
- ② 失われつつある地域の貴重な歴史的・文化的資産の発掘、現況調査、保存を進め、情報を蓄積し、効果的に発信・活用されるよう、これらの資産に関わる人材の育成・支援を行います。
- ③ 蓄積した人材や資産に関する情報を、県民の皆さんが継続して効果的に活用・発信していただけるよう、文化芸術団体などとの協働によりコーディネート機能の充実に努めます。そのため、主に子どもたちを対象とした本物の文化芸術にふれ親しむことができるプログラムを実施します。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
さまざまな主体が連携して取り組む文化芸術などを体験するプログラムの実施数	—	プログラムの作成	4件	6件	6件
県の事業費（千円）	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
みえの文化蔵（「人・モノ」集積・発信・活用）事業	—	8,093	13,000	10,000	10,000
合計 4か年 41,000	—	8,093	13,000	10,000	10,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
市 町	地域の歴史・文化芸術などに関する情報を活用します。
大学等高等教育機関	地域の人材や資産の発掘などに参画するとともに、蓄積された情報を活用し、県民の皆さんのさまざまな活動を支援します。
文化芸術団体など	地域の人材や資産の発掘などに参画するとともに、蓄積された情報に係るコーディネートを通じて、県民の皆さんのさまざまな活動を支援します。

取組方向 3

高等教育機関の知的資源の活用に向けて

県民の皆さんへの学びの場の提供など、大学等高等教育機関の多様な知的資源の活用を進めるとともに、「地域の知の拠点」の連携を支える役割を担います。

県の取組内容

(3) 高等教育機関との連携強化事業 (基本事業 51302) <政策部>

文化施設等を利用した地域との連携・交流の推進や県民の皆さんへの学びの場の提供など、大学等高等教育機関の主体的な取組を推進し、大学等高等教育機関の多様な知的資源を活用します。

- ① 県内15の大学等高等教育機関との連携を強化し、県民の皆さんの地域活動への参加や地域の課題の解決につながる取組を支援する多様な講座やセミナーなどを開催します。
- ② 地域の文化施設や市町等との連携をはかりながら、大学等高等教育機関の主体的な地域との連携や交流の取組を促進します。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
大学等高等教育機関の多様な知的資源を活用する講座やセミナーなどに参加・参画する県民の数	—	300人	400人	400人	400人
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
高等教育機関との連携強化事業	—	2,500	3,000	3,000	3,000
合計 4か年 12,000	—	2,500	3,000	3,000	3,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
大学等高等教育機関	三重大学をはじめ県内の大学等高等教育機関が、県民の皆さんの自己実現を支援するため、教員の派遣やデータの提供など蓄積された多様な知的資源を提供します。
市町	大学等高等教育機関の知的資源を活用し、地域の課題解決につながる取組を進めます。
地域の文化施設など	県立図書館などにおいて、大学等高等教育機関の専門的な知的資源を活用し、県民の皆さんの地域活動への参加・参画などを支援する取組を進めます。

三重県図書館情報ネットワーク“MILAI”

県立図書館、市町立図書館、大学図書館等の連携

三重県図書館情報ネットワーク“MILAI”は、誰もが、家庭や職場のインターネット端末から、県内の図書館が所蔵する資料の目録・所在情報をまとめて検索できるシステムです。

2007年（平成19年）3月末現在、加盟館は県内24市町にまたがり、大学・短大等の図書館も含んでいます。このシステムにより、加盟館は、所蔵データを提供する図書館の所蔵資料、合計約500万冊の検索のみならず、相互貸借が簡単に行えるようになりました。



県立図書館では、“MILAI”を基に、次のようなサービスも提供しています。

オンライン予約配送サービス（通称名e-Booking）

県立図書館のホームページから、県立図書館の所蔵資料の貸出を予約し、最寄りの図書館や公民館等で借受け、返却を行うことができるサービスです。2007年3月末現在、県内29市町68施設が受取場所として指定でき、県立図書館利用者を県内各地に広げることができました。このサービスは携帯電話からも利用できます。

オンラインリクエストサービス

県立図書館にない資料については、“MILAI”を使って、他の図書館から県立図書館への取り寄せを予約することができます。“MILAI”所蔵データ以外の資料は、県立図書館が県内外の図書館、国立国会図書館に問い合わせ、所在が確認できれば取り寄せることができます。

レファレンスサービス

加盟館に寄せられた解決困難なレファレンスの相談に、県立図書館が応じています。

また、県立図書館の一般利用者にも資料・情報を探すお手伝いをしています。



三重県図書館情報ネットワーク

《Mie Library Advanced Information Network System “MILAI”》

URL <http://www.milai.pref.mie.jp/>

県立図書館携帯電話サイト

URL <http://www.milai.pref.mie.jp/mie-lib/m/>



(主担当部：生活部)

プログラムの目標

若年者が自己の意欲、能力に応じて経済的かつ社会的に自立し、自己実現をはかることができるように、家庭、学校、NPO、企業、行政等の多様な主体の連携による地域全体で若年者を包括的に支援するしくみが構築されています。

プログラムのねらい

若年者の自立の遅れは、若年者本人だけの問題ではなく、社会全体の課題であるとの認識に立ち、若年者の発達段階に応じた職業観、勤労観の育成や、自立に向けて困難を抱えた若年者の支援、フリーターや無業の若年者に対する職業能力開発や就職支援、および就職した若年者の早期離職防止など、若年者の自立を包括的に支援するしくみを構築することにより、家庭、学校、NPO、企業、行政等の多様な主体が若年者の自立に向けて、それぞれの果たすべき役割を明確にし、連携しながら積極的にその役割を果たすとともに、若年者自身も自ら意欲を持ち社会に参加しようとする状態にします。

プログラムの背景

厚生労働省の「平成18年版労働経済の分析」によると、全国の15歳から34歳の若年者のうち、フリーター（パート・アルバイト）は約201万人、いわゆるニート^{注1}と呼ばれる若年無業者は約64万人と推計されており、これらの推計値から、三重県内のフリーターは約3万人、若年無業者は約9千人と試算されます。

若年者の社会的、経済的自立の遅れは、個人の問題にとどまらず、非婚化・晩婚化の影響による少子化、産業を支える人材不足等大きな社会問題になることが懸念されます。

また、若年者が自立に向けて抱えている課題は、社会経験やコミュニケーション力の不足、職業能力の未熟、働く自信や意欲の低下、心身の病気など複雑かつさまざまです。

こうしたことから、若年者の自立に向け、家庭、学校、NPO、企業、行政等が連携して、包括的、継続的な支援を実施していくことが必要です。

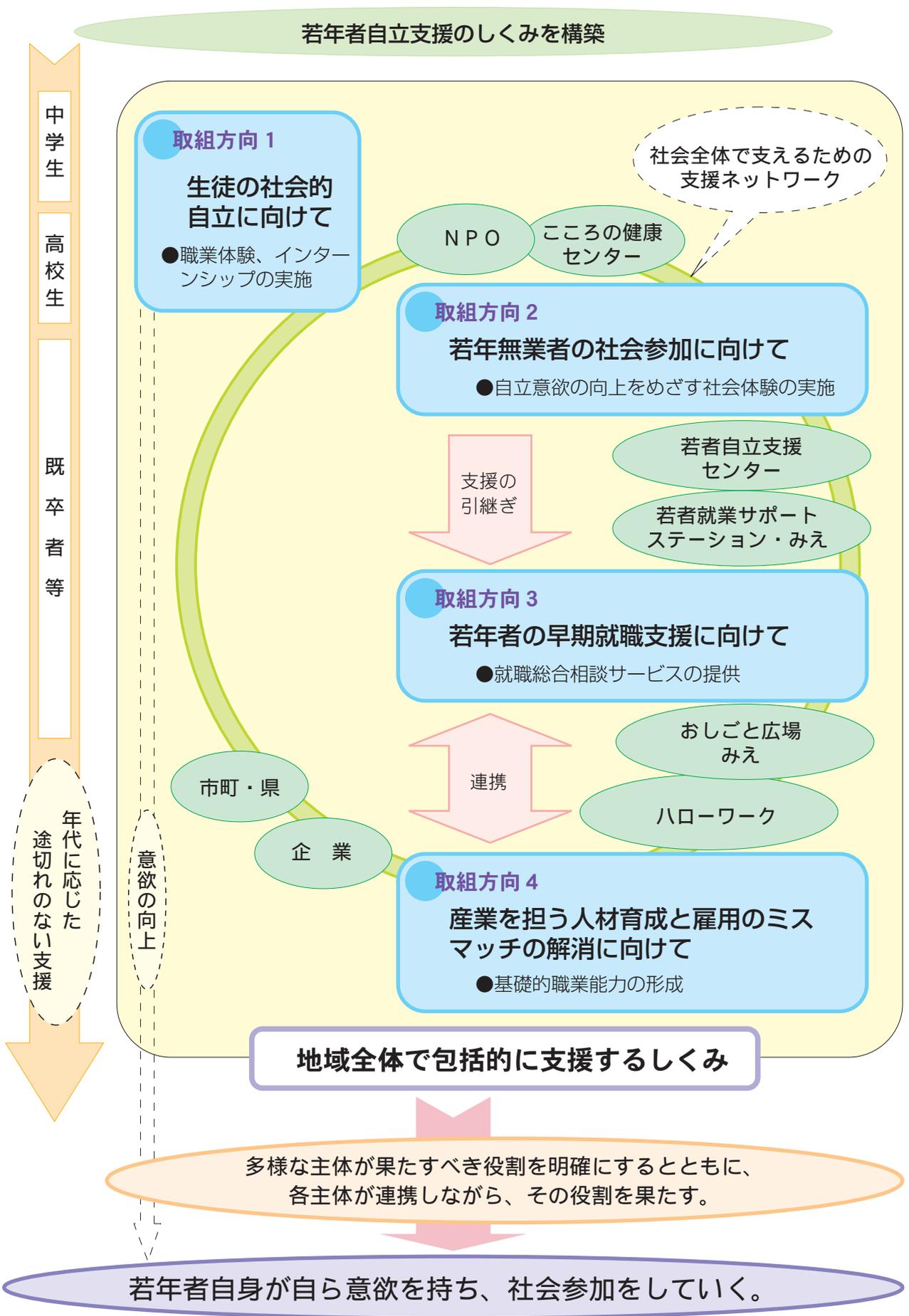
プログラムの想定事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
479,000程度	114,856	121,000	121,000	122,000

注)1 ニート：Not in Education, Employment or Training の略。就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若年者。厚生労働省では、15～34歳の、非労働力人口のうち通学も家事もしていない者と定義しています。なお、内閣府の「青少年の就労に関する研究会」（2005年）では、これらに15～34歳までの男性または未婚の女性のうち、家事従事者も加えて推計しています。

若年者の自立支援プログラム



具体的な取組内容

取組方向 1 生徒の社会的自立に向けて

中学生の職場体験や高校生のインターンシップ^{注)2}など、若年者の勤労観や職業観を醸成することにより、プログラムの中で、若年者の自立の意欲を高める役割を担います。

県の取組内容

(1) 自分発見！中学生・地域ふれあい事業 (基本事業 12301) <生活部>

中学生が、発達段階に応じた勤労観、職業観を早期に身につけ、「生きる」力を育む機会を設けるため、地域の多様な主体と連携した職場体験活動を実施します。

- ① 自分の将来の生き方や進路を模索し始める中学生を対象として、家庭、学校、地域社会が一丸となって、地域ぐるみで職場体験活動を実施します。

(2) 学校・地域との協働によるキャリア教育実践事業 (基本事業 12203) <教育委員会>

高校生が、望ましい勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力を身につけ、将来、自立した社会人として積極的に社会参画できるように、外部人材を活用した講演会等の開催やインターンシップ等を実施します。

※ 重点事業(元気1)『「人間力」の向上/みえの人づくり』の構成事業(2)育ちのリレー推進事業から、高校生のインターンシップ等に係る取組部分を一部再掲。<詳細は32、33ページをご覧ください。>

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
県内全中学校に対する事業実施校の割合	69.4%	73.3%	77.2%	81.1%	85.0%
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
自分発見！中学生・地域ふれあい事業	11,146	9,406	10,000	10,000	11,000
合計 4か年 40,000	11,146	9,406	10,000	10,000	11,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
事業所・企業	家庭、学校等と連携して、生徒の職業体験活動やインターンシップ等の機会と場を提供します。
市 町	中学生の職場体験事業を促進します。

注)2 インターンシップ：事業所等において、生徒・学生を対象に実施する短期間の職業体験

取組方向 2

若年無業者（学卒無業者、中途退学者等）の社会参加に向けて

課題を抱えた若年無業者に対する情報提供や相談対応など、個別、継続的な支援を進めることにより、プログラムの中で、早期社会参画のきっかけづくりの役割を担います。

県の取組内容

(3) 若者自立総合支援事業（基本事業 21101） <生活部>

さまざまな課題を抱えた若年者の自立を包括的に支援する体制を整備するとともに、関係者が連携し、若年者や家族に対して、個別、継続的な相談・支援をスムーズに行うためのしくみを構築します。

- ① 「こころの健康センター」等支援機関をコーディネートする「若者自立支援センター」を設置して、複合的な課題を抱える若年者に対して、課題解決に向けた総合的な支援を行います。
- ② 高等学校中途退学者や進路未定で高等学校を卒業した若年者に対して、社会との関わりを失わないように教育委員会や高等学校等と連携して、早期の社会参加に向けた支援を行います。
- ③ 市町等と連携して、自立に向けて課題を抱えた若年者を適切な支援機関へ誘導するため、支援者を養成します。

(4) ニートサポート事業（基本事業 21101） <生活部>

ニートと呼ばれる若年無業者の自立を支援するため、NPOや支援機関と連携して、就労支援ネットワークを構築するとともに、本人や家族等への支援情報や就労体験機会等を提供し、就労や社会参加につなげます。

- ① 若年者の就労を地域全体で包括的に支援するしくみをつくるため、多様な主体で構成する若者就労支援ネットワークを構築します。
- ② 就労に向けて課題を抱える若年者や家族を対象にした講演会、セミナーを開催するとともに、支援機関に関する情報を提供します。
- ③ 社会体験が十分でない若年者を対象にして、NPO、事業所、農場等における就労体験の機会を提供します。

(5) ひきこもる若者の自立支援事業（基本事業 33103） <健康福祉部>

若年者のひきこもり状態の長期化を防ぐため、相談体制を充実させるとともに、当事者や保護者等が行う自立への取組を支援します。

- ① 若年者のひきこもりの予防や長期化を防ぐために、正しい知識の普及、啓発を行うとともに、相談体制を充実します。
- ② ひきこもり状態にある若年者の自立に向け、支援機関と連携して、ひきこもりの当事者会や家族会への支援を行います。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
若者自立支援センター利用者数	—	380人	630人	870人	1,070人
講演会およびセミナー参加者数	122人	130人	140人	150人	160人
ひきこもり相談件数	199件	220件	240件	260件	280件
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
若者自立総合支援事業	—	8,732	13,000	13,000	13,000
ニートサポート事業	9,612	9,959	10,000	10,000	10,000
ひきこもる若者の自立支援事業	2,120	2,933	3,000	3,000	3,000
合計 4か年 100,000	11,732	21,624	26,000	26,000	26,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
NPO	若年者の自立支援を社会全体で行なうためのネットワークの運営に、県と連携して取り組むとともに、若年者の居場所や社会体験の場を提供します。
事業所	若年無業者に社会参加や就労体験の機会を提供します。
若年者を対象とした地域の相談機関	自立に向けさまざまな課題を抱えた若年者に対して、他の機関と連携し、適切な相談支援を行います。
市 町	地域に応じた若年者の自立のための包括的な支援体制の構築に取り組みます。

取組方向 3 若年者の早期就職支援に向けて

若年求職者に対して、職業相談やキャリアカウンセリング^{注)3}などワンストップで対応することにより早期の就職を支援し、プログラムの中で、若年者の就労による経済的自立を担います。

県の取組内容

(6) 若者就職総合サポート事業 (基本事業 21101) <生活部>

国等の関係機関と連携し、雇用関係情報の提供、職業相談、キャリアカウンセリングから職業紹介までの総合的なサービスをワンストップ^{注)4}で提供することにより、若年求職者(フリーター、学校卒業後の未就職者等)の早期就職を支援します。

- ① 若年求職者(フリーター、学校卒業後の未就職者等)への職業意識啓発、就労支援を行うため、関係機関と連携し、職業相談、カウンセリング、セミナー等を「おしごと広場みえ」を中心に実施します。
- ② 大学生等の職業意識を醸成するため、大学等の就職指導担当者と連携しながら、効果的・効率的な啓発やインターンシップ等を推進し、大学生等の就職活動の円滑化と、就職後の職場定着を促進します。

注)3 キャリアカウンセリング：求職者が各自の職業上の能力や技術等を生かして円滑に就職できるよう導くために行う専門家による職業相談

注)4 ワンストップ：ひとつの窓口ですべての用件を終わらせることができるサービス体制

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
若年者の就労に向けた支援件数	28,457件	28,500件	28,500件	28,500件	28,500件
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
若者就職総合サポート事業	36,436	22,353	22,000	22,000	22,000
合計 4か年	88,000	36,436	22,353	22,000	22,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
大学等	「おしごと広場みえ」と連携し、大学生等への情報提供につとめ、就職を支援します。
市 町	「おしごと広場みえ」の出張相談の実施などを含めて、若年者に対して、就職に関する情報を提供します。
国	県とともに、「おしごと広場みえ」の充実につとめ、若年者の就職を支援します。

取組方向 4 産業を担う人材育成と雇用のミスマッチの解消に向けて

若年求職者を対象とした教育訓練講座を開設し、企業が求める人材の育成を進めるとともに、就職した若年者の早期離職を抑制するための調査・検討を行い、プログラムの中で、産業人材育成と雇用のミスマッチの解消による若年者の雇用の安定を担います。

県の取組内容

(7) 産業人材育成事業 (基本事業 21101) <生活部>

民間就職支援企業と連携して、若年求職者（フリーター、学校卒業後の未就職者等）に対して、適性診断、就職に必要な基礎的能力を身につけるための講座、キャリアカウンセリング、インターンシップなどの一貫した就職支援を行います。

- ① 座学と実習を組み合わせた教育訓練等を実施することにより、若年求職者（フリーター、学校卒業後の未就職者等）の早期就職を支援します。

(8) 若者ワーキングサポート事業 (基本事業 21202) <生活部>

学校、企業、経済団体、労働団体等と連携し、若年労働者の早期離職の原因、理由を調査し、その分析結果をふまえた防止策を検討するとともに、就職前の高校生に対して、労働関係法令等の基本的な知識を学ぶ機会を提供します。

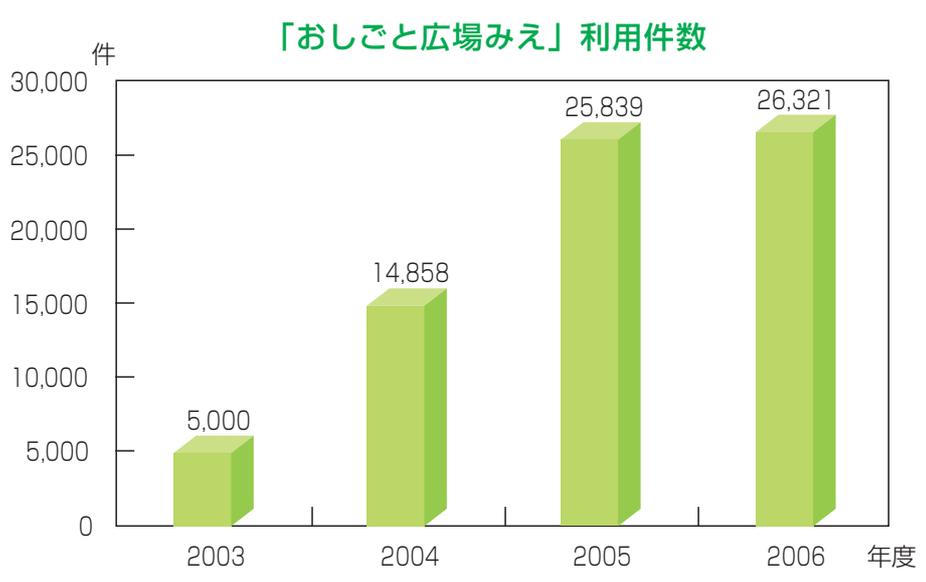
- ① 若年者の就労に関わる地域の多様な主体が連携して、地域単位で離職防止検討会を設立し、就職した若年者の早期離職を抑制するための調査、研究を行い、効果的な離職防止策を検討します。
- ② 高校生等を対象に、働くことの意義やルール等の基本的な項目を掲載したハンドブックを作成・配布して啓発等を行います。

【参考】県が想定している4年間の取組

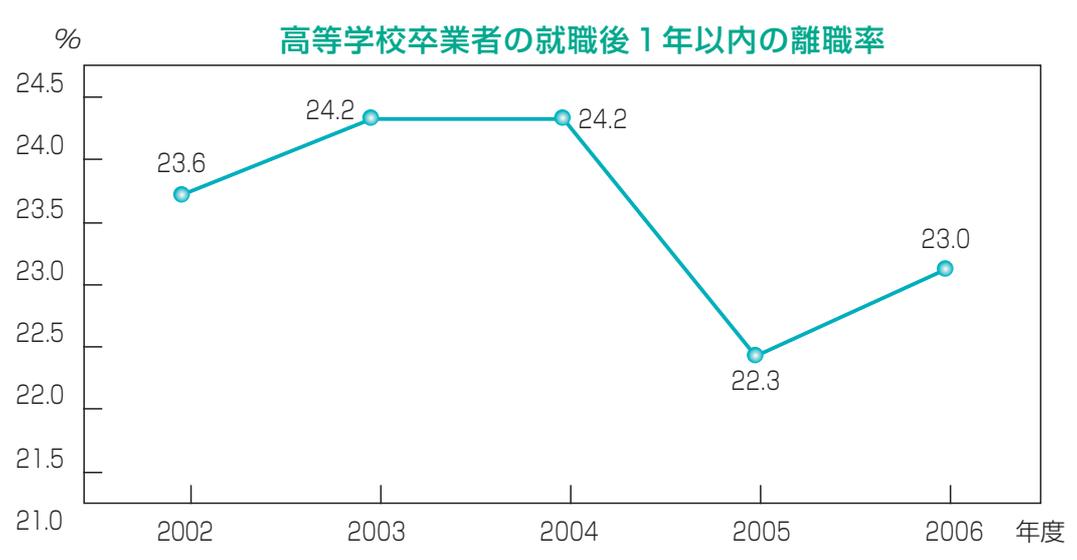
県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
教育訓練生の就職率	86.9%	87%	88%	89%	90%
高等学校卒業者の就職後1年以内の離職率	23%	23%	23%	22.5%	22%
県の事業費（千円）	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
産業人材育成事業	96,768	50,500	51,000	51,000	51,000
若者ワーキングサポート事業	—	10,973	12,000	12,000	12,000
合計	4か年 250,000	96,768	61,473	63,000	63,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
民間就職支援企業	県と連携して、若年者が就職に必要なスキルを身につけるための講座を開催します。
商工会議所	地域における離職防止検討会に参加し、効果的な離職防止策を検討します。



(出典：生活部勤労・雇用支援室調べ)



(出典：三重労働局調べ)

元気3

食に学び、食を育む環境づくりプログラム

(主担当部：農水商工部)

プログラムの目標

県民の皆さんが、三重県の食の魅力や価値を理解し、食に関する正しい知識を学ぶことにより、豊かで健全な食生活が広がるなかで、県民ニーズに応えた安全・安心で魅力ある県産食材の提供に向けた生産者などの取組が進められています。

プログラムのねらい

消費者や生産者、食品関連事業者などの知恵と工夫によって、安全・安心で質の高い農林水産物の生産や、これらを生かした魅力ある県産食材の供給が実現し、食に関する正しい知識を身につけた県民一人ひとりが、これらの「みえの食」を生かして健全で望ましい食生活を実現している地域社会を構築します。

プログラムの背景

社会情勢や生活環境の変化の中で、県民の皆さんの食に関する正しい知識の欠如や健全な食生活の喪失などが進み、生活習慣病の増加や、朝食を完全欠食している児童生徒の存在など、さまざまな課題が顕在化しています。

一方、三重県の農業・水産業の生産は継続的な減少傾向にあることから、県民の皆さんの県産食材による豊かで安全・安心な食生活や三重県の風土や歴史に培われた食文化の喪失が危惧されています。

こうしたことから、県民の皆さんの心身の健康と豊かな食生活に向けた「生産から消費までの望ましい食の循環」を構築するため、さまざまな主体が実践的に活動していくしくみづくりが必要になっています。

プログラムの想定事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
406,000程度	140,072	90,000	88,000	88,000

食に学び、食を育む環境づくりプログラム

取組方向 1

食に学ぶ環境づくり

地域住民、教育関係者、食生活指導者等が主体となり、

（豊かなみえの食を活用して、
・心身の健康づくり
・食の大切さへの理解
・食に対する感謝の念の醸成
等）に取り組みます。

取組方向 3

食を高める環境づくり

食品関連事業者、生産者等が主体となり、

（みえの食の価値を高めるため、
・県産食材の魅力づくり
・県民ニーズに応じた食の開発
・県産食材の提供促進
等）に取り組みます。

3つの取組の相互連携により、生産から消費までの望ましい食の循環を構築

取組方向 2

食を支える環境づくり

消費者、NPO、生産者等が主体となり、

（豊かなみえの食を支えるため、
・地産地消活動の実践
・安全・安心な食材の生産
・安全・安心の理解促進
等）に取り組みます。

県民一人ひとりの豊かで健全な食生活の実現

具体的な取組内容

取組方向 1 食に学ぶ環境づくりに向けて

豊かな「みえの食」を生かして、食に関する正しい知識の習得や食に対する感謝の念の醸成などを進めることによって、プログラムの中で、「食に学ぶ環境づくり」を担います。

県の取組内容

(1) 地産地消情報発信事業 (基本事業 22201) <農水商工部>

県民に対する地産地消^{注1}や食育^{注2}情報の提供により、豊かで健全な食生活の実践を促進するとともに、地域住民や団体が行う地産地消・食育推進活動を促進します。

- ① 多様化する県民のニーズに応じた地産地消・食育情報の発信を行うとともに、地域で取り組まれる地産地消・食育活動の表彰を行います。
- ② 生産・消費団体等が取り組む「食事バランスガイド」の普及などの食育の取組を支援します。

(2) 健康食育推進事業 (基本事業 33102) <健康福祉部>

幅広い世代を対象とした健康的な食習慣の形成に向けて、食事バランスに対する理解や「食事バランスガイド」を活用した取組等をはかり、多様な主体と協働した食育活動や県民のライフステージに応じた食環境づくりを推進します。

- ① 欠食幼児ゼロセミナー等を開催し、幼児期の朝食欠食を防ぎ、幼児期からの健康的な食生活の実践をはかります。
- ② 食事バランスガイド活用リーダー研修会等を開催し、地域における食育活動の活性化をはかるとともに県民への普及・啓発を進めます。
- ③ 給食施設に対する食事バランスガイド研修会等を開催し、食育の推進をはかります。

(3) 学校食育推進事業 (基本事業 12206) <教育委員会>

子どもたちが正しい食事のあり方を理解し、望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校における指導体制を充実するとともに、学校、家庭、地域および関係団体の連携・協力による学校給食への地場産物の活用や食に関するさまざまな体験活動等を推進します。

- ① 学校における食育を推進するための指導体制の充実をはかるとともに、食育の普及・啓発をはかります。
- ② 児童生徒を対象に、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産等に携わる人々の努力や食への感謝の念を育むため、地域と連携した豊かな食体験等を推進します。
- ③ 学校給食に地場産物を積極的に取り入れ指導に活用していくための方策や、学校、家庭、地域の団体が連携・協力した食育の推進に関する取組、家庭に対する効果的な働きかけの方策および食生活等の生活習慣が健康や意欲に及ぼす影響等について調査研究を行います。

注)1 地産地消：10ページをご覧ください。

注)2 食育：さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
地産地消・食育情報誌の発行回数	4回	4回	4回	4回	4回
セミナー・研修会等への参加人数	—	2,000人	2,500人	3,000人	3,000人
朝食を毎日食べる小学生の割合	88%	91%	94%	97%	100%
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
地産地消情報発信事業	16,057	12,000	12,000	12,000	12,000
健康食育推進事業	17,088	6,968	7,000	7,000	7,000
学校食育推進事業	10,871	8,504	9,000	9,000	9,000
合計	44,016	27,472	28,000	28,000	28,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
地域住民 ・NPO	学校等のさまざまな主体と連携して、食育に関わる実践活動に取り組みます。
生産者・消費者 団体	地域における食育活動を推進するとともに、普及啓発に取り組みます。
食生活・栄養指 導関係団体	講座開設や普及啓発等をとおして県民の食生活改善指導に取り組みます。
市 町	教育や普及指導をとおして児童生徒や地域住民に対する食育推進に取り組みます。

取組方向 2 食を支える環境づくりに向けて

地産地消運動の定着と食の安全・安心に対する意識向上をはかりつつ、安全・安心な食材の提供を進めることによって、プログラムの中で、「食を支える環境づくり」を担います。

県の取組内容

(4) 地域連携創造支援事業 (基本事業 22201) <農水商工部>

地域で取り組む地産地消・食育推進運動の民間活動の活性化、定着化をはかるために、地域住民が連携した実践活動を支援します。

- ① 地産地消や食育に取り組む地域住民が連携する場「地域サロン」の構築を促進するとともに、「地域サロン」において企画・実践される連携活動を支援します。
- ② 地産地消活動を活性化するために市町等が取り組む施設整備等を支援します。

(5) みえの食・安心安全確立推進事業 (基本事業 22201) <農水商工部>

生産者が安全・安心な農産物等を生産し、消費者がその農産物等を容易に選択できるシステムづくりに取り組みます。

- ① 安全・安心な県内産の農産物等を円滑に消費者に提供するための「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を推進します。
- ② 土づくり、農薬・化学肥料等の低減等の環境にやさしい農業に取り組む生産者（エコファーマー）の認定を促進します。
- ③ 県内で生産された主原料を用い、一定の基準に基づき製造された加工食品（地域特産品認証食品）の認証と普及拡大を行います。

(6) 食の安全・安心地域力向上事業 (基本事業 22201) <農水商工部>

食の安全・安心確保推進モデル地域を設定し、市町や地域の多様な主体と連携・協働しながら、食の安全・安心県民運動を推進します。

- ① 地域が一体となった食の安全・安心の取組を推進するため、学校や家庭、地域、企業等と連携し食の安全・安心について学ぶ機会や資料を提供します。
- ② 市町や地域の多様な主体と連携・協働して、食の安全・安心県民運動を推進するための人材のネットワーク化を進めるとともに、セミナーや懇談会、体験教室等によるリスクコミュニケーションを実施し、消費者と事業者の相互理解を深めます。
- ③ 地域において食の安全・安心を情報発信し、啓発活動を担う核となる消費者、事業者等の人材を養成し、その活用を進めます。

【参考】 県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
地域における連携活動の実践数(累計)	—	5件	6件	7件	8件
人と自然にやさしいみえの安心食材登録件数(累計)	421件	453件	485件	517件	550件
県の「食の安全」の取組の認知度	44%	45%	46%	47%	48%
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
地域連携創造支援事業	—	60,500	11,000	11,000	11,000
みえの食・安心安全確立推進事業	5,431	27,616	25,000	23,000	23,000
食の安全・安心地域力向上事業	1,380	3,173	3,000	3,000	3,000
合計	4か年 204,000	6,811	91,289	39,000	37,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
地域住民 ・NPO	生産者等のさまざまな主体と協働して地産地消に関わる実践活動や食の安全・安心に関する普及啓発活動等に取り組みます。
生産者・生産者 団体、食品関連 事業者	安全・安心な農林水産物や食品加工品の生産に取り組むとともに、食の安全・安心に係る情報発信や啓発活動に取り組みます。
市 町	地域における地産地消の実践活動や食の安全・安心の取組を推進します。

取組方向 3

食を高める環境づくりに向けて

地産地消や食育の考え方をふまえた物・サービスが提供される機会の拡大や県産食材の魅力づくりなどを進めることによって、プログラムの中で、「食を高める環境づくり」を担います。

県 の 取 組 内 容

(7) 「みえの食」魅力づくり応援事業（基本事業 22201） <農水商工部>

県民のニーズに応じた県産食材の魅力づくりを推進するとともに、県民がさまざまな生活の場で持続的に県産食材にふれることができる機会を創出します。

- ① 県民が求める高品質・安全・安心の食材を提供するため、意欲的な事業者が取り組む県産食材の魅力づくりを支援します。
- ② 県民が県産食材にふれることができる機会を提供する「みえ地物一番の日」の促進と給食事業者への新たな展開を行います。

(8) 新たな「みえの食材」供給促進事業（基本事業 22102） <農水商工部>

意欲ある生産者、生産者団体や事業者等と協働し、子どもや高齢者等の嗜好に合った食材や安全・安心な食材を生産、供給するシステムの構築に取り組みます。

- ① 県民ニーズの高い食材を供給するため、意欲ある事業者と協働により、生産供給システム構築のための実験活動に取り組みます。

(9) 森の恵みの価値向上事業（基本事業 22501） <環境森林部>

森の恵みであるきのこ類やたけのこについて、食の安全・安心などの付加価値を高めるための取組を生産・流通・消費段階で促進します。

また、野生きのこ類の利用価値の向上をはかります。

- ① 県産きのこ、たけのこについて、流通段階も含めて三重県版品質・衛生管理マニュアルを作成するとともに、生産者研修会を開催し、生産者等と連携しながら食の安全性を高めるなどの価値向上をはかります。
- ② 野生きのこに関する食中毒防止のパンフレットを作成・配布し、利用価値の向上をはかります。
- ③ 特用林産物^{注)3}の利用価値向上につながる情報提供や普及啓発を行います。

注)3 特用林産物：森林から産出される木材以外の産物。きのこ、たけのこ、木炭等

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
「みえ地物一番の日」の協力店舗等の数	895か所	940か所	985か所	1,030か所	1,075か所
新たな「みえの食材」生産供給システムの実験件数	—	3件	3件	3件	3件
品質・衛生管理マニュアルによる特用林産物生産割合	6.6%	10%	20%	30%	35%
県の事業費（千円）	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
「みえの食」魅力づくり応援事業	10,253	14,775	15,000	15,000	15,000
新たな「みえの食材」供給促進事業	—	3,000	3,000	3,000	3,000
森の恵みの価値向上事業	—	3,536	5,000	5,000	5,000
合計 4か年 90,000	10,253	21,311	23,000	23,000	23,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
生産者、生産者団体	県産食材の価値向上や魅力づくりに取り組むとともに、県民ニーズに応じた食材の生産供給の実験活動に取り組めます。
食品関連事業者	県産食材を用いた食品加工品の魅力づくりに取り組むとともに、「みえ地物一番の日」の取組に参加します。

食事バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？



「食事バランスガイド」は、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をイラストで示したものです。

日本でも古くから親しまれている「コマ」をイメージして編み、食事のバランスが悪くなるのを防いでしまうということ、目標（運動）することによって初めて安定すること（水分を貯めて）を表現しています。水・お茶といった水分を貯めて、食事の中で欠かさない存在であることも強調しています。

コマの中では、1日分の料理・食品の例を示しています。これは、ほとんど1日通って仕事をしている運動経験のない男性に合った例を示しています（このイラストの料理例を合わせると、おおよそ2200kcalです）。まずは、自分の食事の内容とコマの中の料理を見くらべてみてください。

コマの中のイラストは、あくまで一例です。実際に食べている料理の数を数える場合には、右側の『料理例』を参考に、いくつ（SV）とされているかを確かめることにより、1日にとる目安の数値と比べることが出来ます。

1日分	料理例
5.7 主食(ごはん、パン、麺) ごはん(中盛り)がったら4杯程度	<p>1つ分 = ごはん(盛り)1杯、おにぎり1個、食パン1枚、ロールパン2個</p> <p>15つ分 = ごはん(盛り)1杯、うどん1束、もやし1束、スシパーティー</p>
5.6 副菜(野菜、きのこ、) 野菜料理5皿程度	<p>1つ分 = 野菜サラダ、お豆腐とわかめのお味噌汁、煮たごぼう、お豆腐汁、ほうろく湯豆腐、おじろの味噌、栗、きのこステーキ</p> <p>2つ分 = 野菜の味噌汁、野菜炒め、きのこのステーキ</p>
3.5 主菜(肉・魚・卵、) 肉・魚・卵・大豆料理から3皿程度	<p>1つ分 = 炸鸡、刺身、日本焼肉一皿、焼き魚、煮たお肉、お肉のステーキ</p> <p>3つ分 = ハンバーグステーキ、煮肉のしょうゆ焼き、鶏肉のから揚げ</p>
2 牛乳・乳製品 牛乳がったら1本程度	<p>1つ分 = 牛乳(コップ半分)、チーズ1切れ、ヨーグルト(ヨーグルト)1杯、ヨーグルト(ヨーグルト)</p> <p>2つ分 = 牛乳(瓶)1本</p>
2 果物 みかんがったら2個程度	<p>1つ分 = みかん1個、りんご半分、バナナ1根、梨半分、ぶどう1房、梨1個</p>

※SVとはサービング(食事の摂取量の単位)の略

出典：厚生労働省・農林水産省決定「食事バランスガイド」

元気 4

知恵と知識を呼び込み、多様なイノベーションを生み出せる環境づくりプログラム

(主担当部：農水商工部)

プログラムの目標

知恵と知識を呼び込み、県内製造業の知識集約型産業構造への転換をリードする人材や、地域に密着したビジネスを創出できる人材など、多様なイノベーション^{注)1}を生み出せる人材が育つ環境の整備が進められています。

プログラムのねらい

企業、大学、地域住民、市町など多様な主体と連携をはかりながら、知恵と知識を呼び込み、多様なイノベーションを生み出せる人材を育成できるしくみを構築し、県内製造業の知識集約型産業構造への転換の促進や、地域に密着したビジネスの創出につなげ、人口が減少する時代にあっても持続的な経済成長を可能とする基盤づくりを進めます。

プログラムの背景

県内企業による設備投資が進み、製造品出荷額が着実な伸びを示すなど、三重県の産業は元気になりつつあります。

しかしながら、今後は、中国・インドなどアジア諸国の台頭や、人口減少・少子高齢化の進展などにより、大きな環境変化が到来することが予想されます。

このような中、引き続き、県内製造業の競争力を維持していくためには、イノベーションが次々と生まれ、より付加価値の高い製品を生み出せる知識集約型産業構造へと転換していくことが必要です。

さらに、地域産業を活性化し、魅力ある地域としていくためには、意欲ある地域が、その特性や社会環境に応じて、地域の発想や工夫により特色あるビジネスを創出していくことも必要です。

プログラムの想定事業費

(千円)

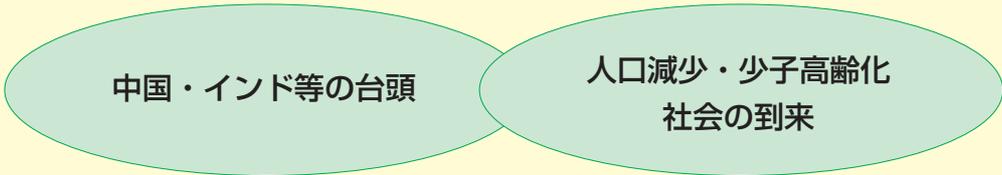
4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
2,261,000程度	1,065,637	1,005,000	104,000	86,000

注)1 イノベーション：44ページをご覧ください。

知恵と知識を呼び込み、多様なイノベーションを生み出せる環境づくりプログラム

<背景>

厳しい競争環境の到来



これらの制約を乗り越えて、さらに成長していくためには、多様なイノベーションが次々と誘発されるしくみをつくることが重要

<取組方向>

取組方向 1
 知恵と知識を呼び
 込むしくみづくり
 に向けて

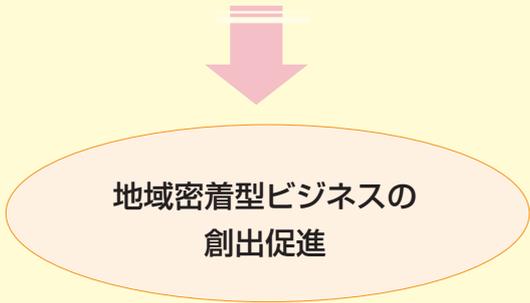
- ◇国内外の一線級研究者と連携した知的ネットワークの形成
- ◇ソリューションセンター（仮称）を核とした取組

取組方向 2
 知恵と知識を活用
 した地域ビジネス
 の創出に向けて

- ◇知恵と知識を活用した新たな地域ビジネス創出への支援

<プログラムの目標>

多様なイノベーションを生み出す人材育成・環境整備



具体的な取組内容

取組方向 1 知恵と知識を呼び込むしくみづくりに向けて

国内外の知恵と知識を呼び込み、研究開発機能の集積や企業の課題解決への支援などを進めることによって、プログラムの中で、「多様なイノベーションを生み出せる環境づくりとそれを支える人材の育成」を担います。

県の取組内容

(1) 研究開発機能集積促進事業 (基本事業 23103) 〈農水商工部〉

県内に企業等の研究開発機能を集積するとともに、大学・公設試験研究機関などの研究開発機能との連携を進めることにより、県内製造業の知識集約型産業構造への転換を促進します。

- ① 国プロジェクト等の誘致をはかるため、国内外の一線級研究者と連携した知的ネットワークの形成を進めるとともに、地元自治体や産業界と協働した取組を強化します。

(2) 産業人材育成基盤整備事業 (基本事業 23105, 23201) 〈農水商工部〉

北勢地域に集積する加工組立産業と素材・部材産業との連携によるイノベーションを誘発するため、最先端の研究開発から中小企業の課題解決支援までを1か所で行う「ソリューションセンター(仮称)」を整備することで、高度部材産業クラスター^{注)2}の核を形成します。

また、研究開発などを通じ、多様なイノベーションを生み出せる人材の育成を行います。

- ① 最先端の研究開発から中小企業の課題解決支援までを1か所で行う「ソリューションセンター(仮称)」を整備します。
- ② ものづくり産業の高度化をはかるため、財団法人三重県産業支援センター北勢支所(仮称)のものづくり支援機能の強化を行います。
- ③ イノベーションを生み出す人材を育成するため、研究開発を通じた産業人材育成の環境整備を行います。
- ④ 技術力の継承やレベルアップをはかるため、製造業の技術者や若手技能者を対象とした人材育成を進めます。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
ネットワークを活用した研究開発数	2件	3件	4件	5件	6件
育成がはかられた産業技術人材数	151人	180人	210人	240人	270人
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
研究開発機能集積促進事業	-	23,800	26,000	27,000	9,000
産業人材育成基盤整備事業	-	136,641	75,000	75,000	75,000
合計 4か年	447,000	160,441	101,000	102,000	84,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
四日市市	「ソリューションセンター(仮称)」の整備・運営に参画します。
企業・大学	「ソリューションセンター(仮称)」において、研究開発プロジェクトに取り組むとともに、研究開発を通じた人材育成を行います。

取組方向 2

知恵と知識を活用した地域ビジネスの創出に向けて

多彩な地域ビジネスの創出を促進し、地域の知恵と知識の結集・活用を進めることによって、プログラムの中で、「地域ビジネスを創出できる人材の育成」を担います。

県の取組内容

(3) みえ地域コミュニティ応援ファンド(果実運用型)事業 (基本事業 23202)

〈農水商工部〉

地域の知恵と知識を活用し、地域の特性や社会環境に応じた新たな地域ビジネスが次々と創出できる環境づくりのため、多彩なビジネスモデルの創出を促すとともに、地域の「やる気」を醸成します。

- ① 地域の特性を生かした事業や地域課題に対応した事業など、多彩なビジネスモデルの初期段階の取組を果実運用型のファンド^{注3}により資金面から支援するとともに、事業の創出を担う人材の発掘や育成を行います。

(4) コミュニティビジネス支援事業 (基本事業 23202)

〈農水商工部〉

多様な主体が、地域の特性を生かした事業や地域課題に対応した事業などを行う、コミュニティビジネス^{注4}の普及・啓発や創業を支援する体制づくりを進めます。

- ① コミュニティビジネスの創出を支援するための啓発セミナー等の開催やアドバイザーの育成を行います。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
ファンドによる新事業創出数	—	—	7件	10件	10件
アドバイザーの育成数(累計)	14件	24件	34件	34件	34件
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
みえ地域コミュニティ応援ファンド(果実運用型)事業	—	901,296	901,000	1,000	1,000
コミュニティビジネス支援事業	4,025	3,900	3,000	1,000	1,000
合計 4か年	1,813,000	4,025	905,196	904,000	2,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
市 町	ファンドに参画するとともに、地域ビジネスに関するインキュベーション機能 ^{注5} の充実をはかり、その創出支援に取り組みます。
企業、起業家	地域の特性を生かした事業や地域課題に対応した事業などを創出します。

注)2 クラスター：48ページをご覧ください。

注)3 ファンド：資金、特に運用資金のこと

注)4 コミュニティビジネス：市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決していく事業活動

注)5 インキュベーション機能：企業家に事業を行う場所を提供するとともに、企業家支援担当者により育成・成長支援を行うこと

企業や地域の団体とともに取り組む 子育て家庭への支援プログラム

(主担当部：健康福祉部)

プログラムの目標

地域における次世代育成支援の定着に向け、多くの県内企業において仕事と家庭の両立支援の取組が行われています。また、県内企業や団体等が中心となって次世代育成支援を行う「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動をはじめとして、多様な主体による協働の取組が県内各地に広がっています。

プログラムのねらい

次世代育成支援の担い手の一員である「企業」が、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けて、率先して次世代育成支援に取り組める環境づくりを推進します。

また、地域の団体が行う子育て支援の取組の一層の活性化をはかり、企業と地域の団体とが連携・協働して次世代育成に取り組むささえあいの地域社会を構築します。

プログラムの背景

子育て期の家族が子どもと過ごす時間を確保できるなど、仕事と家庭生活の両立に向けた働き方の見直しが必要です。この課題の解決に向けては、企業など多様な主体の協働による取組が有効と考えます。

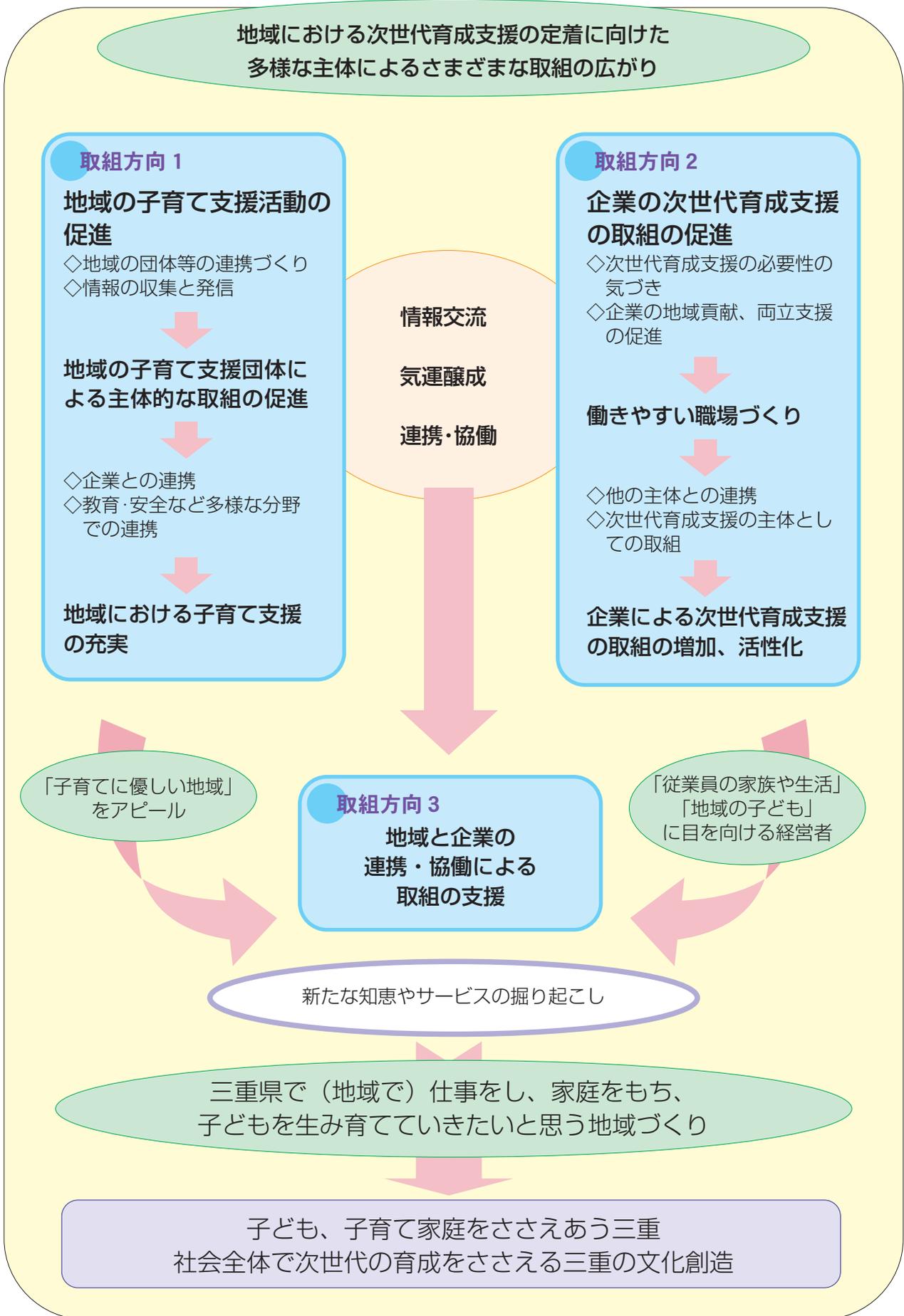
また、次世代育成が県民一人ひとりの課題として認識され、地域社会全体で子育て家庭を支援する気運の醸成が必要です。

プログラムの想定事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
161,000程度	55,690	36,000	35,000	34,000

企業や地域の団体とともに取り組む子育て家庭への支援プログラム



具体的な取組内容

取組方向 1 地域の子育て支援活動の促進に向けて

次世代育成支援に関する情報の収集・発信、地域の団体等の連携づくりを行うなど、地域の子育て支援団体による主体的な取組を促進し、地域での子育て支援の充実をはかります。

県の取組内容

(1) 子育て情報交流センター事業 (基本事業 33202) <健康福祉部>

子育て家庭、次世代育成支援に取り組む団体、企業、市町等に対して、次世代育成支援に関する情報の収集・提供を行います。また、地域子育て支援センター職員等の子育て支援者・次世代育成支援者の人材育成をはかるとともに、次世代育成支援に取り組む企業や団体、NPO等の連携・交流を支援します。

- ① 子育て支援担当者の資質向上をはかるため、研修会等を行うとともに、次世代育成に取り組む企業に対する助言や情報提供を行うアドバイザーの養成を行います。
- ② 子育て支援・次世代育成支援に関する情報を収集し、県民、地域の団体、市町等にホームページ等で情報を提供します。
- ③ 市町、子育て支援者・次世代育成支援者等に対する助言や情報の提供、企業や地域の団体等のネットワークづくり等を支援するコーディネーター（健康福祉部2名・県教育委員会1名）を配置します。

(2) ささえあいくらぶ事業 (基本事業 33202) <健康福祉部>

地域の団体や企業が行う次世代育成を支援する事業で、効果的、先進的なものを支援するとともに、その事業の成果の公表、情報の共有化により、地域での子育て家庭への支援を進めます。

- ① 地域の団体や企業から次世代育成を支援する事業の提案を募り、効果的、先進的な取組を支援します。
- ② モデル事業の実施状況をふまえ、発展的に取り組む事業に対して補助を行います。

(3) みえの地域きずな創生事業 (基本事業 12102) <教育委員会>

保護者や地域住民が子どもと一緒に取り組むコミュニケーション活動を通じて、子どもたちの規範意識の醸成や社会性を高める取組を進めます。

- ① 地域のコミュニケーション活動の充実を目的に設立された協議会の活動を支援します。また、子どもたちの規範意識等に関する調査を行い、取組に生かします。
- ② 子ども会の指導者、PTA関係者などの子どもたちに関わる人を対象に、子どもへの指導力を高めるための講座やフォーラムを開催するとともに、地域の優れた取組の事例集を作成・配布し、地域での活動の促進をはかります。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
子育て情報交流センターによる子育て支援の担い手養成人数(累計)	317人	392人	467人	542人	617人
モデル事業数	15件	14件	7件	—	—
フォーラム参加者数	—	100人	120人	140人	160人
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
子育て情報交流センター事業	7,778	11,019	8,000	8,000	8,000
ささえあいくらぶ事業	3,500	3,500	1,000	—	—
みえの地域きずな創生事業	—	2,001	2,000	2,000	2,000
合計	4か年 48,000	11,278	16,520	11,000	10,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
NPO、子育てサークル、企業、地域の団体等	次世代育成を支援する取組を実施します。
市 町	企業や団体が行う取組に、協働して取り組みます。

取組方向 2 企業の次世代育成支援の取組の促進に向けて

企業における次世代育成支援の必要性の気づきの誘発や、仕事と家庭生活の両立支援を促進する取組の支援を行うことにより、県内中小企業の次世代育成支援の取組の増加や活性化をはかります。

県の取組内容

(4) 企業の次世代育成支援促進事業 (基本事業 33202) <健康福祉部>

次世代育成支援に関心や意欲のある事業主等が互いに学びあう場を設け、次世代育成支援に取り組むモデルとなる中小企業の事業主等を育成します。また、その事業主等を通じて、経営戦略として次世代育成支援の浸透をはかるなど、中小企業の自主的な取組を促進します。

- ① 県内企業の次世代育成支援に関する意識、取組実態、従業員のニーズを把握し、分析するとともに、先進事例の収集を行います。
- ② 次世代育成支援に関心のある事業主等を対象に、先進事例の分析などを行うワークショップの開講などを行うとともに、中小企業の次世代育成支援に取り組むためのツールとして、ガイドブックの作成を行います。
- ③ 中小企業の事業主等が主体的に行う次世代育成支援に関する勉強会やさまざまな取組を支援します。

(5) 次世代育成支援のための環境整備事業 (基本事業 21202) <生活部>

事業主に対して、次世代育成支援の取組が企業のイメージや価値を高めることにつながるということを啓発し、県内中小企業における次世代育成支援の取組を促進します。

- ① 県内中小企業における次世代育成支援の取組を促進するため、関係団体等と連携し、事業所訪問による啓発を行います。
- ② 県内中小企業の事業主を対象に、次世代育成支援の取組を推進している事例紹介等を行なうシンポジウムやセミナーを開催します。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
次世代育成支援に取り組むモデル事業主等数	—	10人	30人	30人	30人
取組促進のための訪問事業所数	—	100事業所	100事業所	100事業所	100事業所
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
企業の次世代育成支援促進事業	—	15,750	2,000	2,000	1,000
次世代育成支援のための環境整備事業	—	4,629	5,000	5,000	5,000
合計 4か年 40,000	—	20,379	7,000	7,000	6,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
事業所・企業	県が行うワークショップ、シンポジウム等に積極的に参画します。
商工会議所等経済団体	会員である事業所や企業に対して、次世代育成支援の取組を啓発します。
市 町	県が行う調査研究や啓発事業に、協働して取り組みます。

取組方向 3 地域と企業の連携・協働による取組の支援に向けて

企業の子育て家庭への応援のしくみづくりや「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動を支援するなど、地域と企業の連携・協働による取組を促進することにより、次世代育成支援における新たな知恵やサービスの掘り起こしをはかります。

県の取組内容

(6) 子育て家庭応援事業 (基本事業 33202) <健康福祉部>

子育て家庭の負担感の軽減をはかり、社会全体で子育てを応援する気運を醸成するため、子育て家庭に対する地域の企業・商店等による割引やサービス提供を行うしくみをつくります。

- ① 県民に対して子育て家庭応援サービス制度の広報を行うとともに、協賛企業・商店等の募集を行います。また、サービス申込システムの開発や広域的な取組を近畿2府7県と協働し検討します。

(7) みえ次世代育成応援ネットワーク事業 (基本事業 33202) <健康福祉部>

子育て家庭や子育て支援活動を応援するため、県内の企業や子育て支援団体で構成された「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動を支援することにより、県内の多様な主体による活動を促進します。

- ① 会員拡大や取組の充実をはかるため、ホームページ等により、ネットワークの活動についての広報啓発を行います。
- ② ネットワーク参加企業や団体の連携を促進するなど、ネットワークの円滑な運営を支援します。

【参考】 県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
協賛企業・商店等数	—	100 事業者	150 事業者	200 事業者	250 事業者
ネットワーク会員数	494団体	600団体	700団体	800団体	900団体
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
子育て家庭応援事業	—	5,306	5,000	5,000	5,000
みえ次世代育成応援ネットワーク事業	—	13,485	13,000	13,000	13,000
合計	4か年 73,000	—	18,791	18,000	18,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
協賛企業・商店等	子育て家庭応援事業に協賛し、子育て家庭へのサービス提供を行います。
商工会議所等経済団体	会員である事業所や企業に対する子育て家庭応援事業への協賛促進に協力します。
関西広域機構(KU)	近畿ブロック2府7県と民間との協働により、広域的な子育て支援キャンペーン等に取り組みます。
みえ次世代育成応援ネットワーク	主体的に子育て支援の取組を実施します。
市 町	協賛店舗の募集や制度周知を行います。

多様な主体が連携・協働して取り組む ごみゼロ社会づくりプログラム

(主担当部：環境森林部)

プログラムの目標

「ごみゼロ社会」の実現に向け、ごみの減量化等の取組が、市町をはじめ住民、事業者、NPO等多様な主体の連携・協働により積極的に展開され、「ごみゼロ社会実現プラン」の短期目標（2010年度）が達成されています。

プログラムのねらい

「ごみゼロ社会」の実現に向けては、個人のライフスタイルや事業活動のあり方など、社会経済システムを変革していく必要があります。そのため、「ごみは適正に処理すれば良い」から「まずごみを出さない」という意識へ、「燃える・燃えない」から「資源化できる・できない」という分別へ、「効率性・経済性と環境保全はトレードオフ^{注1)}の関係」から「それらを両立させる」という考え方へ、「目先の利便性優先、量の豊かさ志向」から「環境への配慮優先、質の豊かさ志向」のライフスタイルへと、さまざまな意識や価値観、行動の転換を促します。

また、日本には古くから「もったいない」という、ものを大切に長く使おうとする文化があり、こうした文化を生かした実践的な取組を推進します。

住民、事業者、民間団体、行政等多様な主体がごみをなくそうとする熱意のもと、連携・協働し、地域の創意工夫によるごみを資源ととらえた地域づくりが幅広く展開される新しい社会のしくみをつくっていきます。

プログラムの背景

県では、2005年（平成17年）に「ごみゼロ社会実現プラン」を策定し、多様な主体の参画のもと、ごみの減量化等に取り組んでいるところです。

これまで「最適生産、最適消費、廃棄ゼロ」を基調とした持続可能な資源循環型社会の構築をめざし、ごみの3R（発生・排出抑制、再利用、再生利用）や広域処理システムの構築などを推進してきました。今後さらに、「ごみをどう処理するか」よりも「ごみを出さない」「ごみをなくす」ことに重点を置いた「ごみゼロ社会」の実現に向けて、新たな取組を進めることが求められています。

プログラムの想定事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
105,000程度	30,809	24,000	24,000	26,000

注)1 トレードオフ：一方を追求すれば他方を犠牲にせざるを得ないという二律背反の関係

多様な主体が連携・協働して取り組むごみゼロ社会づくりプログラム

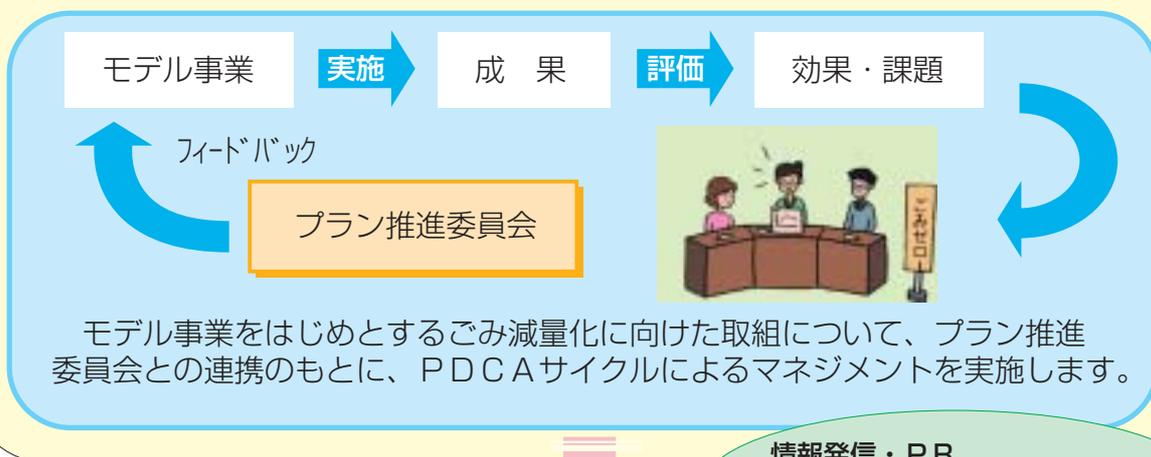
《ごみ減量化のモデル事業の実施と新たなしくみ等の提案》

モデル事業の実施とその成果の普及に向けて

「ごみゼロ社会実現プラン」に掲げるごみ減量化に効果的な取組をモデル事業として実施するとともに、これらの成果を活用し、短期目標の達成に向け県全域への展開をはかります。

市町への廃棄物会計・LCA手法等の導入検討

廃棄物会計基準やLCA手法（ごみの発生から処分までの環境負荷を総合的に評価する手法）等を活用し、市町に対し、家庭ごみ有料化制度の導入や効率的なごみ処理システム等の提案を行います。



情報発信・PR

ごみゼロキャラクター・バス広告
「ごみゼロレポート」

《プランの普及・啓発と成果の共有》

行政連絡会議の開催

市町・県：プランの共有と推進、取組に関する連携の強化と情報の共有、その他諸課題の協議等

地域ごみゼロ推進交流会の実施

住民・NPO・地域団体：住民主体のごみ減量活動促進のための啓発、情報交流、事例研修

ごみゼロフォーラム・セミナーの開催

住民・NPO・事業者・商工会議所等：各主体のごみ減量活動促進のための啓発、先進事例等に関する研修

《ごみゼロプランの数値目標》

【数値目標】

- ・ごみ排出量削減率
- ・資源としての再利用率
- ・ごみの最終処分量
- ・ものを大切に使うとする県民の率

【短期2010年度】

家庭系6%：事業系5%
21%
81,000ト
80% 等

(対2002年度比)

具体的な取組内容

取組方向 1 モデル事業の実施と成功事例の全県の展開に向けて

先駆的・実験的なモデル事業の実施など、ごみ減量化に向けた取組を進めることによって、ごみゼロプランの短期目標の着実な達成をめざします。

県の取組内容

(1) ごみゼロ社会実現推進事業 (基本事業 41101) <環境森林部>

「ごみゼロ社会実現プラン」の短期目標(2010年度)を着実に達成するため、プランに掲げる取組のなかでも戦略的に注力する取組を選択し、先駆的・実験的なモデル事業を実施し、その成功事例を積み重ねて県全域での展開をはかります。

- ① 市町等が多様な主体と連携・協働して実施するプランの基本方向に沿った、他の地域のモデルとなるごみ減量化のシステム構築に関する事業について支援します。
- ② モデル事業をはじめとするごみ減量化に向けた取組について、ごみゼロプラン推進委員会との連携のもとに、PDCAサイクル^{注)2}に基づくマネジメントを実施し、点検・評価を行うとともに成果の共有をはかります。
- ③ 市町を対象とする行政連絡会議や地域で活動される県民・NPO団体等を対象に地域ごみゼロ推進交流会を実施し、成果の共有をはかるとともに、セミナー等を開催し、ごみ減量化の啓発や情報発信を行います。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
ごみの排出量削減率 (家庭系：対2002年度比)	1%	3%	4%	5%	6%
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
ごみゼロ社会実現推進事業	20,020	25,559	19,000	19,000	26,000
合計 4か年 90,000	20,020	25,559	19,000	19,000	26,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
住民	市町が実施するごみ減量化施策等に積極的に参画します。
事業者	製品等の製造や流通、消費段階において排出する廃棄物をできる限り少なくするための工夫(環境配慮設計など)や長期にわたり使用できる製品の開発、修理体制の充実等、拡大生産者責任に基づく取組を推進します。
市町	家庭ごみの有料化、生ごみの再資源化、事業系ごみの適正な処理料金体系の検討等、ごみの減量化等に向けた施策を実施します。
自治会、NPO等民間団体	市町が実施するごみ減量化施策に積極的に参画するとともに、古紙回収や資源物回収拠点の運営等を行います。

注)2 PDCAサイクル：Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(是正)を意味し、品質向上のための体系的考え方となる。計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を点検(Check)し、不都合な点を是正(Action)した上でさらに、元の計画に反映させていくことで、品質の維持・向上や環境の継続的改善をはかろうとするものである。この考え方は、ISO9000やISO14000のマネジメントシステムに採用されている。

取組方向 2 市町ごみ処理システムの最適化に向けて

市町において廃棄物会計やLCA手法による分析評価手法の導入を進めることによって、ごみ処理システムの最適化をめざします。

県の取組内容

(2) 市町ごみ処理システムの最適化検討事業 (基本事業 41101) <環境森林部>

市町のごみ処理システムが社会経済的に効率的なものとなるため、コストや環境負荷の両面から評価するための手法の検討を実施するとともに、その普及啓発事業を行います。

- ① 市町のごみ処理システムをコストや環境負荷の両面から評価するため、廃棄物会計^{注)3}の導入促進やLCA (ライフサイクルアセスメント) ^{注)4}による分析評価手法の検討を実施します。
- ② 廃棄物会計やLCA手法、ごみ減量化施策のベストプラクティス^{注)5}などのノウハウや情報の提供を行い、市町への普及・啓発を実施します。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
市町ごみ処理システム最適化検討市町数 (累計)	5市町	11市町	17市町	23市町	29市町
県の事業費 (千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
市町ごみ処理システム最適化検討事業	6,300	5,250	5,000	5,000	—
合計	4か年 15,000	6,300	5,250	5,000	5,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
市 町	分別収集方式やごみ減量化施策も含めたごみ処理システムの再編・統合の流れが加速する中で、廃棄物会計やLCAを活用し、より効率的なごみ処理システムの構築に取り組みます。

注)3 廃棄物会計：自治体が行うごみ処理やリサイクル事業を主に経費の面からとらえ、住民等とともに共有、点検することにより、ごみ問題の解決に役立てていくためのツール。ごみ処理費用の総額だけでなく、個々の品目ごとの収集・資源化費用の内訳などのコスト情報とともに、ごみの量や収集運搬体制、資源化・処分の方法、資源化率なども含む、ごみに関するさまざまな情報を統合したもの

注)4 LCA：ライフサイクルアセスメントの略。原材料採取から製造、流通、使用、廃棄にいたるまでの製品の一生(ライフサイクル)で、環境に与える影響を分析し、総合評価する手法。製品の環境分析を定量的・総合的に行う点に特徴がある。なお、市町ごみ処理システムの最適化検討事業においては、市町の行うごみの処理(発生から最終処分までの一連の処理工程)を対象とする。

注)5 ベストプラクティス：優れた(ベストな)業務手法のこと。もしくは、優れた業務手法に学び、取り入れる改革手法のこと

(主担当部：環境森林部)

プログラムの目標

伊勢湾をはじめとする閉鎖性海域を豊かで親しめる身近な海として再生するため、県民一人ひとり、大学等研究機関、市町、三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）、国などが連携・協力して、陸域からの負荷軽減や海域の環境保全、生態系の回復などの取組が進められています。

プログラムのねらい

伊勢湾をはじめとする閉鎖性海域を豊かで親しめる身近な海として再生するため、水環境の保全・再生をはかるとともに、干潟・藻場・浅場等を保全・再生し、健全な生態系を回復します。

このため、三県一市と国、大学等研究機関などが連携して、長期的視野に立った施策の展開や研究に取り組みます。

また、県民一人ひとり、漁業者、企業、行政などのさまざまな主体が、閉鎖性海域を豊かで親しめる身近な海として実感・評価するとともに、その再生に向けた活動を連携・協力により展開していきます。

プログラムの背景

県内の代表的な閉鎖性海域である伊勢湾は、その存在自体かけがえのない資源・資産でもあります。近年、水環境の悪化、干潟・藻場・浅場の減少による自然浄化能力の低下、地場産業を支えてきた沿岸漁業の低迷、親水空間の減少等多くの課題も抱えています。

県では、これまで「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」に基づく取組を関係部が連携して進めてきましたが、2006年（平成18年）2月に三県一市と国によって「伊勢湾再生推進会議」が設立され、2007年（平成19年）3月には「伊勢湾再生行動計画」を策定し、その取組を進めているところです。

また、英虞湾においては、産学官連携により自然浄化機能の増進・活用技術の開発を進めており、伊勢湾の再生にも生かしていくことが期待されています。

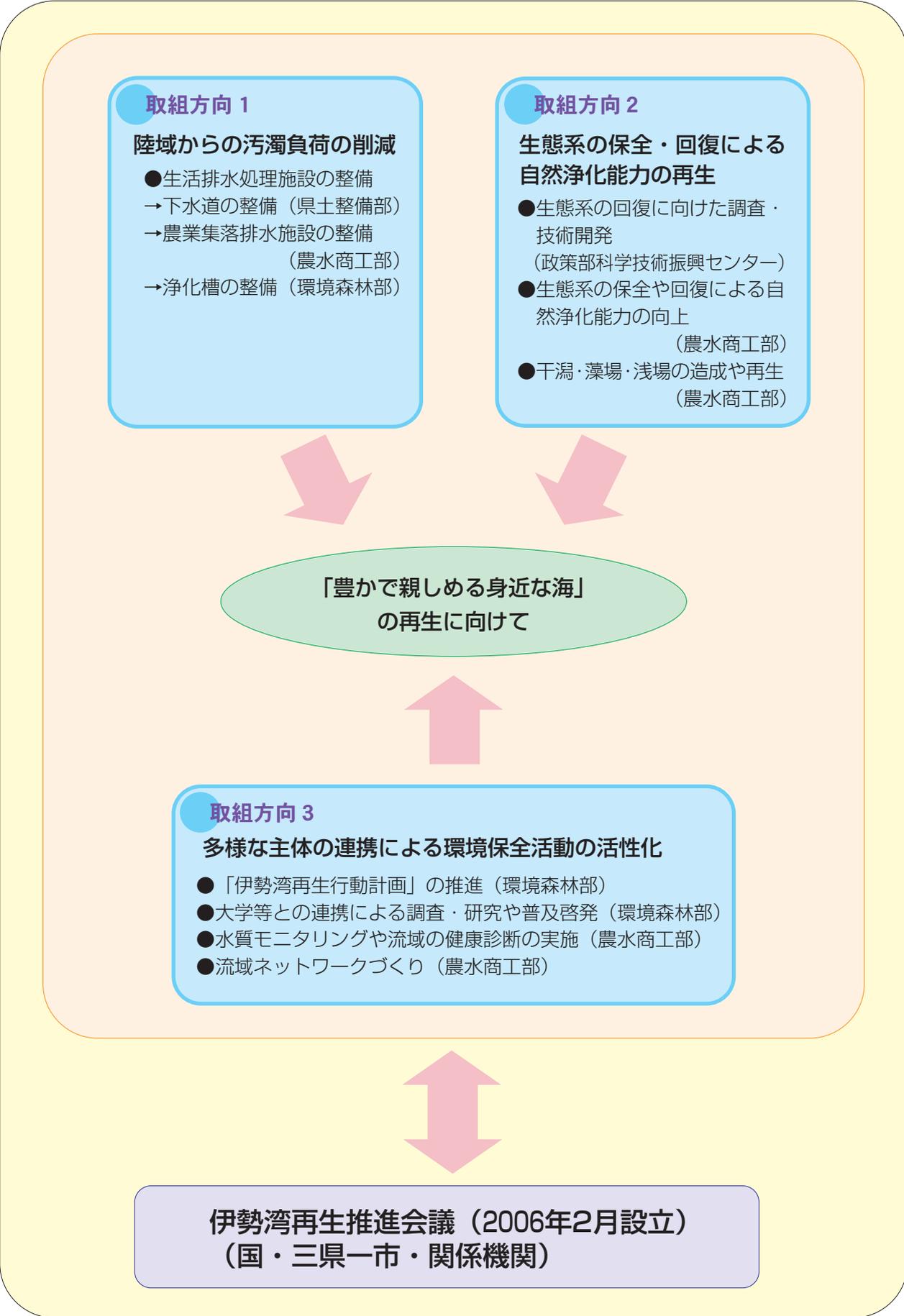
このような状況をふまえ、今後は、県民一人ひとり、市民グループ、漁業者、企業、行政等の多様な主体が共通認識をもち、新たな取組を進めることが求められています。

プログラムの想定事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
8,615,000程度	2,115,298	2,154,000	2,152,000	2,194,000

閉鎖性海域の再生プログラム



具体的な取組内容

取組方向 1 陸域からの汚濁負荷の削減に向けて

下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を進めることによって、プログラムの中で陸域からの汚濁負荷の削減に寄与します。

県の取組内容

(1) 流域別下水道整備総合計画改定 (基本事業 54102) <県土整備部>

「伊勢湾再生行動計画」および「第6次水質総量規制に係る総量削減計画」と整合をはかり、流域別下水道整備総合計画を改定するとともに、関連市町と連携し、計画的、効率的な下水道の整備を推進し、伊勢湾の水質改善に寄与します。

- ① 流域ごとの総合的な下水道整備に関する基本計画で、伊勢湾の水質環境基準を達成し維持するために策定する流域別下水道整備総合計画を社会情勢等の変化に対応するよう改定し、県が行う流域下水道および市町が行う公共下水道の効果的、効率的な整備を推進し、伊勢湾の水質改善に寄与します。

(2) 団体営農業集落排水整備事業 (基本事業 53201) <農水商工部>

農村地域における生活排水処理施設^{注1)}の整備を進め、伊勢湾の水質改善に寄与します。

- ① 汚濁が進んでいる伊勢湾の再生のため、農村地域における生活排水の処理を行うことで、負荷を軽減し水質の保全をはかります。
- ② 団体営農業集落排水整備促進事業、汚水処理施設整備交付金、村づくり交付金（農業集落排水単独事業）を行う市町の下水道債の起債償還に対して、後年度に支援を行います。

(3) 伊勢湾海域浄化槽整備重点促進事業 (基本事業 41303) <環境森林部>

集合施設の整備が困難な山間部や中小都市が散在する地域における浄化槽の整備を進め、伊勢湾の水質改善に寄与します。

- ① 住民が設置する浄化槽（個人設置型）への補助制度を実施している伊勢湾流域市町へ支援を行います。
- ② 市町が面的に浄化槽整備を行い、その後の維持管理も市町にて行う浄化槽市町村整備推進事業を実施している伊勢湾流域市町へ支援を行います。

注)1 生活排水処理施設：河川、海域等の水質汚濁の主な原因となっている台所、風呂、洗濯などで排出される汚れた水やトイレからのし尿を含めた生活排水を処理するための施設（下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）、浄化槽など）

【参考】 県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
関連流域別下水道整備総合計画改定済水域数（累計）	0	3	3	3	3
農業集落排水整備率（累計）	61%	65%	66%	66%	70%
伊勢湾流域における浄化槽整備基数	3,438基	3,500基	3,600基	3,600基	3,600基
県の事業費（千円）	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
流域別下水道整備総合計画改定	31,000	25,000	—	—	—
団体営農業集落排水整備事業	846,402	785,178	646,000	677,000	674,000
伊勢湾海域浄化槽整備重点促進事業	442,393	468,703	475,000	480,000	475,000
合計 4か年	4,706,000	1,319,795	1,278,881	1,121,000	1,157,000
				1,157,000	1,149,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
県民	身近な海の価値に気づき、生活排水対策への理解を深めます。
市町	三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）に基づき、地域の実情をふまえた下水道、集落排水、浄化槽等の事業を計画的、効率的に進めます。 円滑に生活排水処理が進むよう、住民が生活排水処理施設を設置ならびに接続する行為に対して助成します。

取組方向 2

生態系の保全・回復による自然浄化能力の再生に向けて

多様な生態系の回復に向けた調査・研究や干潟・藻場・浅場の造成・再生などを行うことによって、プログラムの中で自然浄化能力の再生に寄与します。

県の取組内容

(4) 閉鎖性海域の多様な生態系の回復に向けた調査・技術開発事業

(基本事業 41304) <政策部科学技術振興センター>

閉鎖性海域を豊かな海に再生するためには、生態系の回復（海の生物の種類・量の増加）を促進することが必要であるため、干潟・藻場の回復再生技術や赤潮の発生防止技術の開発および底泥の堆積過程の解明等について、産学官の連携により取り組みます。

- ① 沿岸遊休地の有効利用などによる生物生産性の高い干潟・藻場の回復再生技術の開発とともに、既設干潟・藻場の長期的変化の調査を行います。
- ② 自然の自己修復機能を利用した赤潮の発生防止技術の開発とともに、生態系に多大な被害を与えている貧酸素水塊^{注2}の発生原因である底泥の堆積過程の調査を進めます。
- ③ 環境汚染が深刻化している英虞湾における干潟・藻場・浅場などの自然浄化機能について研究し、新たな環境を創生するため、沿岸環境創生技術の開発、底質改善技術の開発等に取り組みます。

(5) 水産業による水質浄化機能の向上技術開発事業 (基本事業 22704)

<政策部科学技術振興センター>

ノリの品種改良や養殖不能ノリ網の再生技術およびアサリ・ヤマトシジミ・ハマグリ等の二枚貝類の斃死防止技術の開発に取り組み、二枚貝・ノリの漁獲を通じて閉鎖性海域に流入あるいは堆積した栄養塩類の除去に貢献します。

- ① 高水温や病気に耐性を持ったノリの品種改良および育苗に失敗したノリ網の再生技術等を開発します。
- ② アサリ・ヤマトシジミ・ハマグリ等の二枚貝類の資源増大に向けて、貧酸素水塊^{注2}の斃死被害低減のためのメカニズム解明と技術開発に取り組みます。
- ③ 真珠養殖の生産性向上により、周辺環境への影響が少ないアコヤガイ養殖管理マニュアルを作成し、その普及をはかります。

(6) 伊勢湾漁場環境浄化型漁業推進事業 (基本事業 22302)

<農水商工部>

アサリ、ノリなどの資源量や生産量の増大をはかるなど生態系の保全や回復により海の自然浄化能力を高め、海底に堆積するあるいは陸域から流入する栄養塩類の除去をめざします。

- ① 有機物浄化機能をもつアサリ資源の回復をはかるため、資源動態の解析や稚貝の放流効果調査等を行い、漁業者が取り組む資源管理を促進します。
- ② 水質浄化機能を有するのり養殖業が持続的に行われるよう技術的指導等により経営安定化を促進するとともに、意欲のある漁業者グループの研究実践活動を支援します。また、のり養殖業等が果たす多面的機能^{注3}について、広く県民に対して周知をはかります。

注)2 貧酸素水塊：海洋、湖沼等の閉鎖性水域で、魚介類が生存できないくらいに酸素濃度が低下した水の塊のこと。一般に、酸素濃度2ppm以下の水塊を「貧酸素水塊」と呼ぶ。

注)3 多面的機能：40ページをご覧ください。

(7) 閉鎖性海域再生のための漁場環境保全創造事業 (基本事業 22603)

＜農水商工部＞

干潟・藻場・浅場の造成や再生を行うとともに、富栄養化^{注)4}した底泥を浚渫し底質を改善することにより、海のもつ自然浄化機能や多様な生物循環機能の再生をはかります。

- ① 伊勢湾において、干潟・浅場・藻場等の造成・再生に取り組みます。
- ② 英虞湾において、底泥の浚渫による底質改善に取り組みます。
- ③ これら事業実施海域において、継続的な調査を実施するとともに、漁業者等と連携し順応的管理を実践します。

【参考】 県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)	
技術開発および解明課題数	2課題	7課題	5課題	5課題	11課題	
移転可能な開発技術件数(累計)	—	0件	0件	0件	4件	
伊勢湾漁業研究実践活動グループ数(累計)	0グループ	3グループ	6グループ	9グループ	12グループ	
閉鎖性海域での浅海域再生面積(累計)	14.6ha	22.3ha	31.3ha	39.4ha	51.0ha	
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)	
閉鎖性海域の多様な生態系の回復に向けた調査・技術開発事業	20,568	22,900	20,000	20,000	20,000	
水産業による水質浄化機能の向上技術開発事業	—	2,800	6,000	6,000	6,000	
伊勢湾漁場環境浄化型漁業推進事業	—	4,500	5,000	5,000	5,000	
閉鎖性海域再生のための漁場環境保全創造事業	365,500	790,000	985,000	952,000	1,002,000	
合計	4か年 3,852,000	386,068	820,200	1,016,000	983,000	1,033,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
県民	水質保全に関する理解を深め、藻場・干潟等の保全活動やその資源調査等に積極的に参加します。
漁業者・漁業関係者	水産業の継続、適切な資源管理、調査研究へ協力して取り組むとともに成果の活用をはかります。
大学等研究機関(三重大学、四日市大学等)	県等と連携して、干潟・藻場、貧酸素水塊等に関する調査や研究に取り組みます。
国、市町	県とともに相互に連携しながら、閉鎖性海域の再生に取り組みます。

注)4 富栄養化：外部からの栄養塩類の流入や植物プランクトン等の生産が繰り返されることなどによって、閉鎖性水域の栄養塩類濃度が増加していく現象

取組方向 3

多様な主体の連携による環境保全活動の活性化に向けて

大学等との連携による調査・研究や啓発活動、流域ネットワークづくりなど多様な主体との連携による取組を進めることによって、プログラムの中で環境保全活動の活性化に寄与します。

県の取組内容

(8) 伊勢湾行動計画推進事業 (基本事業 41303) <環境森林部>

「伊勢湾再生行動計画」を着実に進めるため、多様な主体との連携による調査・研究や普及啓発等に取り組みます。

- ① 「伊勢湾再生行動計画」を着実に進めるため、有識者、NPO等をメンバーとした「伊勢湾再生有識者検討会」を設置するなど、多様な主体との連携により取り組みます。
- ② 伊勢湾の再生に向け、大学等の研究機関など多様な主体との連携による調査・研究を行います。
- ③ 伊勢湾再生に関する関心・理解を深めてもらうため、普及啓発を行います。

(9) 「みえのうみ」環境保全活動促進事業 (基本事業 22302) <農水商工部>

「里海」伊勢湾を再生し、豊かな海の恵みを取り戻すために、県民が主体となった海の環境保全のための取組を促進します。

- ① ホームページ「みえのうみ」の充実により、流域や海域の環境情報の収集・発信を強化するとともに、漁業者、市民グループ、学校など多様な主体との連携による水質モニタリングや流域の健康診断を実施します。
- ② 浅海域（藻場・干潟）の機能再生のため、地域住民や漁業者などと協働して、アマモ場の回復に取り組むとともに、種苗放流や調査を実施します。また、藻場・干潟における環境・生態系の保全調査や保全活動への支援を実施します。
- ③ 育成した人材と協働して多様な主体が参加する流域ネットワークづくりを行い、広く自発的・主体的・継続的な環境保全活動へとつなげるとともに、学校の総合学習の場に育成した人材が関わることで、海の環境保全への理解を深め、地域活動の定着を促進します。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
伊勢湾再生連携市町数 (累計)	—	6市町	13市町	17市町	21市町
海洋の環境保全活動組織数 (累計)	4組織	5組織	6組織	7組織	8組織
県の事業費 (千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
伊勢湾行動計画推進事業	2,967	3,417	4,000	4,000	4,000
「みえのうみ」環境保全活動促進事業	3,894	12,800	13,000	8,000	8,000
合計	4か年 57,000	6,861	16,217	17,000	12,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
県民	環境保全活動への積極的な参加と資源循環型のライフスタイルへの転換に取り組めます。
市民グループ、 漁業者、企業等	環境保全活動に主体的に取り組めます。
小中学校	総合学習の時間などを利用した海や生物等に関する環境学習に積極的に取り組めます。
市町	県とともに、地域住民、市民グループ、漁業者、企業等の行う自主的な活動を支援します。
国、二県一市 (岐阜県、愛知県、 名古屋市)	県とともに相互に連携しながら、閉鎖性海域の再生に取り組めます。

みんなで取り組む地球温暖化対策 プログラム

(主担当部：環境森林部)

プログラムの目標

県民、事業者などすべての主体が地球温暖化問題を重要な環境問題として認識し、それぞれが自主的に、また、多様な主体が連携して、効果的な温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいます。

プログラムのねらい

地球温暖化^{注1}の原因とされる温室効果ガス^{注2}のより一層の排出抑制をめざし、県民、事業者、各種団体、市町等、多様な主体と連携しながら地球温暖化防止の取組を推進します。

特に、排出量の伸びの大きい商業・サービス業やオフィス等の業務部門や家庭部門等については、普及啓発活動を強力に推進し、県民等が自ら排出削減等に取り組むことをめざすほか、排出量の大幅な増加が予想される産業部門については、大規模事業者の排出抑制対策の着実な推進をはかるとともに、中小事業者への省エネ指導等を強化します。

また、太陽光発電などの新エネルギーの普及や森林吸収源対策を促進するなど総合的に地球温暖化対策を進めます。

プログラムの背景

2005年（平成17年）2月に京都議定書が発効し、日本は2008年度（平成20年度）から2012年度（平成24年度）の間に温室効果ガス排出量を基準年度（1990年度（平成2年度））比で6%削減しなければなりません。

県内の温室効果ガスの排出量は2004年度（平成16年度）で1990年度に比べて12.5%増加しており、今後、特段の対策を講じない場合には、景気の上昇等の要因もあって、県内の温室効果ガス排出量は大幅に増加する見込みです。

こうしたことから、県内の温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化を防止するためには、それぞれの主体が自主的に、また、連携して効果的な取組を進めることが求められています。

プログラムの想定事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
381,000程度	87,229	98,000	98,000	98,000

注)1 地球温暖化：大気中に含まれる微量の温室効果ガスの濃度が高くなることにより、気温が上昇する現象のこと。このことにより、人間をはじめとした生態系に深刻な影響が及ぶおそれがある。

注)2 温室効果ガス：太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつ二酸化炭素など6種類の気体

みんなで取り組む地球温暖化対策プログラム

温室効果ガスの排出抑制対策

- ・ 排出量に占める割合が大（産業部門）
- ・ 将来の排出量増の見込み（産業部門）
- ・ 増加傾向が著しい（業務、家庭部門）

取組方向 1

産業・業務部門 （環境森林部）

- ・ 大規模事業者への地球温暖化対策計画書フォローアップ調査
- ・ 中小事業者への省エネ診断
- ・ M-EMSの導入促進

取組方向 2

家庭部門（環境森林部）

- ・ 県民の省エネ活動の促進
- ・ 地球温暖化防止活動推進センター活動支援
- ・ 地球温暖化防止活動推進員の活用等
- ・ 各種団体の多様なアイデアを生かした活動への支援

県民
事業者
NPO等

連携
協働

地球温暖化防止活動推進センター
地球温暖化防止活動推進員

国、県、市町

取組方向 3

新エネルギーの導入 （政策部）

- ・ 新エネビジョンに基づく新エネルギーの導入支援、普及啓発活動
- ・ 市町への新エネビジョンの策定のはたらきかけ

森林吸収源対策 （環境森林部）

重点事業（くらし11）
「森林再生『三重の森林づくり』」で実施

「三重県地球温暖化対策推進計画」の目標達成

温室効果ガス排出量を2010年度までに1990年度比で3%削減する。（森林吸収含む）

具体的な取組内容

取組方向 1 産業・業務部門における温室効果ガスの排出抑制に向けて

省エネ診断やM-EMSの導入を促進するなど、CO₂排出抑制などの環境に配慮した事業活動を進めることによって、プログラムの中で産業・業務部門の対策を担います。

県の取組内容

(1) 温暖化防止に向けた事業活動促進事業 (基本事業 41201) <環境森林部>

県内の温室効果ガス排出量に占める割合が大きい「産業部門」や増加傾向の著しい商業・サービス業やオフィス等の「業務部門」について、事業者、各種団体、市町等の多様な主体と連携しながら、排出抑制に向けた取組を推進します。

- ① 「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき「地球温暖化対策計画書」の策定・提出を義務付けている大規模事業所等の訪問調査を実施し、計画の進捗状況の確認、温暖化対策に関する情報提供・意見交換等を行い、温室効果ガスの排出を抑制します。
- ② 中小事業者の効果的な省エネ対策を進めるため、省エネなどの取組を宣言する事業者を募集するとともに省エネ診断を実施します。

(2) 小規模事業所向けEMS導入事業 (基本事業 43101) <環境森林部>

事業者の自主的なCO₂削減取組を促進するために、県内事業所数の9割を占める小規模事業所等に対して、費用負担の少ない三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム^{注3}(M-EMS:ミームス)の普及をはかります。

- ① M-EMSについて、パンフレットの発行、地域における説明会の開催等により普及啓発活動に取り組みます。
- ② M-EMSを認証している団体(M-EMS認証事業部)との連携を強化し、事業者に対してM-EMSの導入を促進します。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
省CO ₂ 取組事業所 ^{注4} の数	253 事業所	293 事業所	507 事業所	567 事業所	647 事業所
小規模事業所向け環境マネジメントシステム導入事業所数	35事業所	40事業所	40事業所	40事業所	40事業所
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
温暖化防止に向けた事業活動促進事業	936	11,737	22,000	21,000	21,000
小規模事業所向けEMS導入事業	9,076	13,150	13,000	13,000	13,000
合計	4か年 128,000	24,887	35,000	34,000	34,000

注3 小規模事業所向け環境マネジメントシステム：従業員規模の小さい事業所などが、自主的な環境負荷削減の活動に取り組みやすく、費用負担も少ない環境マネジメントシステム
 注4 省CO₂取組事業所：地球温暖化対策計画書策定事業所と省エネ等取組宣言事業所の合計

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
事業者	自らの事業活動から排出する温室効果ガスの排出削減対策に取り組みます。M-EMSなどに取り組み、環境経営を推進します。
市町	自らの事業活動から排出する温室効果ガスの排出削減対策に取り組みます。

取組方向 2 家庭部門における温室効果ガスの排出抑制に向けて

地球温暖化についての普及啓発や手軽に取り組める活動の促進をはかるなど、県民の自発的な取組を進めることによって、プログラムの中で家庭部門の対策を担います。

県の取組内容

(3) エコライフ普及啓発推進事業 (基本事業 41201) 〈環境森林部〉

CO₂排出量の増加傾向の著しい「家庭部門」について、地球温暖化防止活動推進センターや各種団体、市町、県民等の多様な主体と連携しながら、排出抑制に向けた取組を推進します。

- ① 県民等の自主的な地球温暖化防止の取組を促進するため、地球温暖化対策地域協議会やNPO等が行う効果的な普及啓発活動の取組に対して支援します。
- ② 地球温暖化防止活動推進センターとの連携を強化しながら、地球温暖化防止活動推進員を活用して地域での普及啓発活動を進めます。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
普及啓発を実施した対象人員の数	9,156人	10,400人	11,500人	12,700人	13,700人
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
エコライフ普及啓発推進事業	18,741	12,879	14,000	15,000	15,000
合計 4か年	57,000	18,741	12,879	14,000	15,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
県民	一人ひとりが日常生活における省エネ・省資源に配慮した行動に取り組みます。
三重県地球温暖化防止活動推進センター	地球温暖化防止活動の核として、普及啓発活動に取り組みます。
NPO等各種団体	多様なアイデアのもとに地球温暖化に関する効果的な普及啓発活動を実施します。
市町	地域住民への地球温暖化対策の普及啓発活動に取り組みます。

取組方向 3 新エネルギーの導入促進に向けて

新エネルギーの普及啓発や導入支援を行うなど、家庭、事業所等での新エネルギー導入を進めることによって、プログラムの中でエネルギー由来のCO₂削減対策を担います。

県の取組内容

(4) 地球にやさしい新エネルギー導入推進事業 (基本事業 44301) <政策部>

「三重県新エネルギービジョン」に基づき、県民等への情報提供、県民自らの取組への支援、普及と一体となった導入支援などの普及啓発活動を行うとともに、市町に新エネルギービジョンの策定を働きかけ、市町と協力して普及啓発に取り組みます。

- ① 家庭への新エネルギー^{注)5}導入促進のため、設置者（県民）が普及啓発活動を行うことを条件に、設置者（県民）への住宅用太陽光発電および小型風力発電の導入に助成する市町に対して支援します。
- ② 市町や事業者等が実施する国の補助対象外の小規模新エネルギー設備については、普及啓発活動の実施を条件として、その導入に対して助成します。
- ③ 県民、事業者、市町等への情報提供活動や市町へ新エネルギービジョン策定の働きかけを行うとともに、「三重県新エネサポーター制度」等を活用して、新エネルギーの普及啓発に取り組みます。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
県全体の太陽光発電能力	25,316kW (2005)	29,000kW (2006)	38,400kW (2007)	49,100kW (2008)	61,300kW (2009)
県の事業費 (千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
地球にやさしい新エネルギー導入推進事業	42,778	49,463	49,000	49,000	49,000
合計 4か年 196,000	42,778	49,463	49,000	49,000	49,000

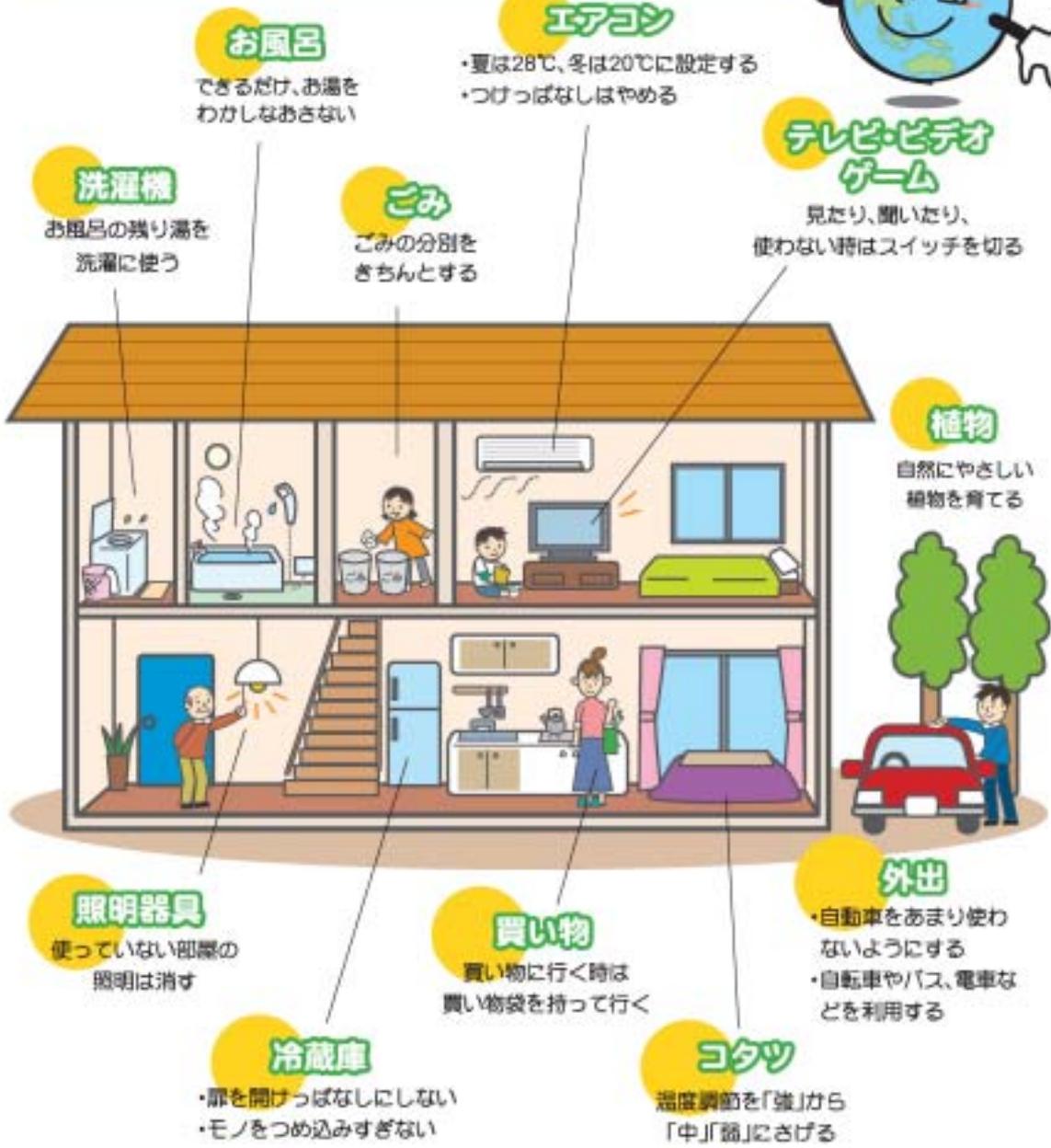
他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
県民	新エネルギーの導入や新エネルギーを利用した地域づくり・環境活動などに取り組みます。
事業者	事業活動を通じた新エネルギー利用等や新エネルギービジネスに取り組みます。
NPO等 各種団体	「市民共同発電所 ^{注)6} 」のような市民活動による新エネルギーの導入に取り組みます。
市町	市町新エネルギービジョンの策定、市町施設への新エネルギーの率先導入、地域住民等への新エネルギー普及啓発活動等に取り組みます。

注)5 新エネルギー：資源の制約がなく、環境負荷の小さいクリーンなエネルギーのことで、太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、燃料電池、バイオマスエネルギーなどがある。

注)6 市民共同発電所：市民が共同で出資や寄付などして、ビルの屋上等に太陽光発電設備等を設置し運営するもの

家庭でできる温暖化対策



絆 1

多文化共生社会への
ステップアップ・プログラム

(主担当部：生活部)

プログラムの目標

国籍や民族などの異なる人びとが、対等な関係のもとで互いの文化的な違いを認め合うとともに、外国人住民を含む県民一人ひとり、NPO、企業、市町、県、国などの多様な主体が連携・協働し、主体的に多文化共生社会づくりに取り組んでいます。

プログラムのねらい

外国人住民が年々増加している状況をふまえ、市町やNPO等と連携・協働しながら、外国人住民を取り巻く緊急性の高い課題の解決に取り組んできました。こうした取組の結果、特定の地域・分野では、ネットワークが形成されつつあります。

プログラムでは、さらにこれまでの取組を発展させ、市町を中心として「連携」をキーワードに外国人住民向けの広域的な情報提供、地域で活動する専門的なボランティア等の育成などに取り組むことにより外国人住民の生活上の課題解決をはかるとともに、異文化理解や外国人住民の人権尊重など地域社会における多文化共生に向けた意識の醸成に取り組めます。これらの取組を通じて、中長期的に地域が主体的に多文化共生社会づくりに取り組んでいく社会環境のステップアップをめざします。

プログラムの背景

三重県では、外国人住民が年々増加しており、2006年（平成18年）末における県内の外国人登録者数は、49,304人と県人口の約2.6%を占めています。この県内人口に占める外国人登録者数の割合は、全国でもトップレベルの水準にあり、少子化が進む一方で、外国人住民は一貫して増加傾向にあることから、今後もさらに大きくなることが予想されます。

こうした中、地域社会においては、言語や文化、習慣の違いなどから、生活面でのさまざまな課題が生じています。そうした課題の解決をはかり、国籍や民族が異なる人々が対等な関係のもとで互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の構成員として安心して暮らすことができる多文化共生社会づくりに向けた取組を、多様な主体とともに外国人住民の身近なところから進めることが喫緊の課題となっています。

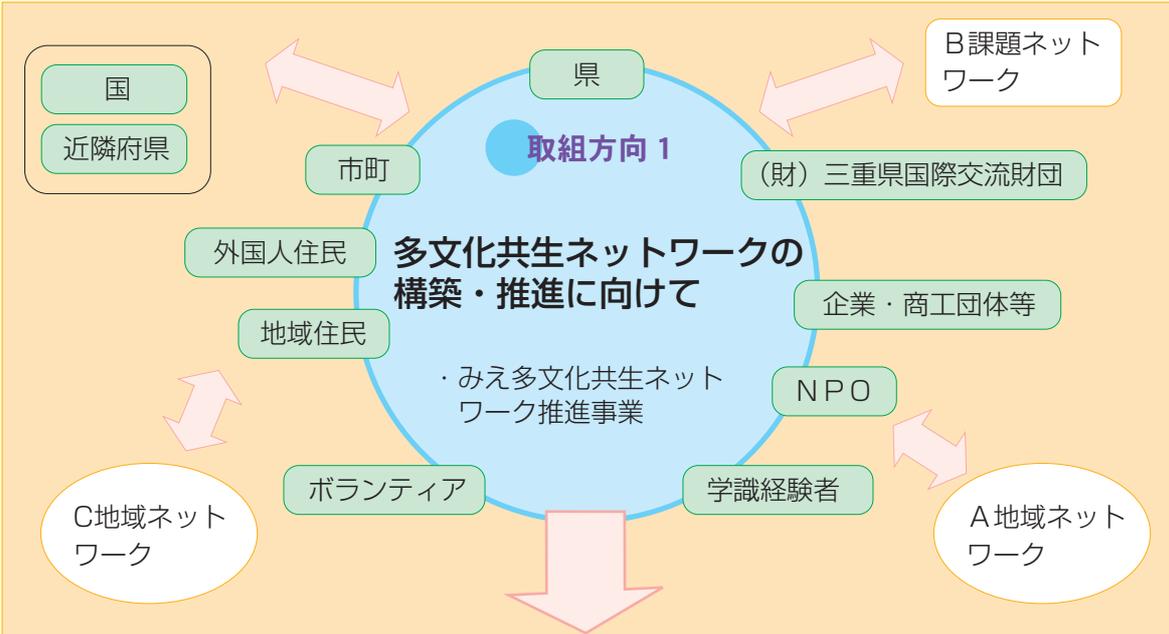
プログラムの想定事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
270,000程度	63,280	69,000	69,000	69,000

多文化共生社会へのステップアップ・プログラム

「プログラム目標」
多様な主体が連携・協働し、主体的に多文化共生社会づくりに取り組む



「連携」をキーワードに、取組の質的な向上をめざす

取組方向 2

外国人住民の生活上の課題解決に向けて

- ・外国人住民サポート事業
- ・コミュニケーション施策推進事業
- ・外国人児童生徒教育支援事業

取組方向 3

地域社会の意識の醸成に向けて

- ・多文化共生・国際理解推進事業
- ・多文化共生啓発事業
- ・外国人住民との共生社会づくり推進事業

多文化共生社会へのステップアップ

一人ひとりが対等で多様性の違いを認め合う地域社会
地域の特性に応じ地域が主体となって課題を解決する多文化共生社会

暮らしやすさ

社会参画

相互理解

意識醸成

絆

みえの絆づくり

具体的な取組内容

取組方向 1 多文化共生ネットワークの構築・推進に向けて

多文化共生ネットワークの構築など、多様な主体との連携強化をはかることによって、プログラムの中で地域が主体となって効果的に課題を解決する環境づくりを担います。

県の取組内容

(1) みえ多文化共生ネットワーク推進事業 (基本事業 51101) <生活部>

「三重県国際化推進指針」に沿って、多様な主体との連携・協働をはかり、ネットワークを構築し、多文化共生社会づくりを推進します。

- ① 「三重県国際化推進指針」に基づく事業の実施状況などの検証を行うとともに、多文化共生推進会議や同会議の部会において検討されたテーマなどに関連したシンポジウムを開催します。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
ネットワークづくりに賛同し、事業参画した主体数	—	5団体	10団体	15団体	20団体
県の事業費 (千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
みえ多文化共生ネットワーク推進事業	—	752	2,000	2,000	2,000
合計 4か年 7,000	—	752	2,000	2,000	2,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
外国人住民、NPO	地域における取組に参画するなかで、外国人住民の考え方やニーズを伝え、日本人住民と外国人住民の理解が進むよう主体的に取り組みます。
企業	働く場や地域において、他の主体と協力しながら外国人住民の生活環境の整備などに取り組みます。
市町	市町の課題に応じた地域における多文化共生社会づくりの推進に向けたネットワークや体制づくりに主体的に取り組みます。

外国人住民の日常生活の悩み事相談など、外国人住民が安心して暮らせる環境整備を進めることによって、プログラムの中の外国人住民の生活上の課題解決を担います。

県の取組内容

(2) 外国人住民サポート事業 (基本事業 51101) <生活部>

外国人住民が日常生活の中で直面する疑問や悩み事に対し、適切な相談・対応などをはかるほか、通訳ボランティアの育成やスキルアップに取り組み、災害や病気等から外国人住民が安心して暮らせる環境整備を市町とともに推進します。

- ① 外国人住民向けに、生活全般にわたるさまざまな内容に関する電話相談や県機関の行政窓口を対象とする電話通訳などを実施するほか、行政書士等の専門家による相談などを行います。
- ② 医療通訳派遣制度の普及・啓発、医療通訳ボランティアの養成・派遣等に取り組みます。
- ③ 災害から外国人住民が安心して暮らせる環境を整備するため、通訳ボランティアの育成やスキルアップのための研修等を実施します。

(3) コミュニケーション施策推進事業 (基本事業 51101) <生活部>

外国人住民が三重県で生活するうえで必要な行政・生活情報を容易に入手できる環境づくりや、日本語を学ぼうとする外国人住民への日本語学習支援は、市町にとっても大切なものです。市町との連携のもと、こうした課題解決に取り組み外国人住民とのコミュニケーションに関する課題の解決をはかります。

- ① FM放送を活用して、ポルトガル語および英語による外国人住民向けの行政・生活情報を提供します。
- ② 外国人住民の日本語学習を支援する初心者向けのボランティア入門研修、経験者向けの研修、および外国人住民を行政やNPO等の支援者へ適切に結びつけるコーディネーターの育成研修を市町と連携しながら、体系的に推進します。

(4) 外国人児童生徒教育支援事業 (基本事業 12202) <教育委員会>

外国人児童生徒が、日本語で学ぶ力を身につけ、学校生活に適應することができるよう取り組みます。

- ① 外国人児童生徒巡回相談員等を学校へ派遣し、日本語指導や教育相談を実施します。
- ② 来日間もない外国人児童生徒等を対象に一定期間集中した日本語指導や適應指導を行うほか、外国人登録窓口と教育委員会の連携を密にはかることで不就学の外国人の子どもたちの就学支援に取り組みます。
- ③ 就学・入試等に関する多言語の資料を作成し、外国人児童生徒や保護者に対する就学や高校進学などに関するガイダンスを実施します。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
外国人住民からの専門相談件数	—	190件	190件	190件	190件
日本語支援ボランティア研修会への参加者数	—	100人	100人	100人	100人
一定期間集中して日本語指導、適応指導等を行う機関の設置数	—	7か所	8か所	9か所	10か所
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
外国人住民サポート事業	4,797	16,108	17,000	17,000	17,000
コミュニケーション施策推進事業	—	10,245	11,000	11,000	11,000
外国人児童生徒教育支援事業	16,093	13,975	16,000	16,000	16,000
合計 4か年 172,000	20,890	40,328	44,000	44,000	44,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
県民、NPO	通訳ボランティアや日本語支援ボランティアとして外国人住民をサポートするとともに、市町や県の事業に参画します。
市町	県とともに日本語支援ボランティアの育成支援等に取り組みます。
市町教育委員会	来日間もない外国人児童生徒等に対して、一定期間集中した日本語指導や適応指導を行います。

取組方向 3 地域社会の意識の醸成に向けて

多文化共生・国際理解のための研修や外国人住民の人権尊重などについての啓発を進めることによって、プログラムの中で地域社会における意識の醸成を担います。

県の取組内容

(5) 多文化共生・国際理解推進事業 (基本事業 51102) <生活部>

多文化共生社会や国際貢献の推進者として期待されるNPO関係者、自治体職員および教職員等を対象とした多文化共生・国際理解研修や、海外から受け入れた技術研修員と地域住民との交流をはかることにより、地域における国際理解を進めます。

- ① NPO関係者、自治体職員、教職員等に対し、ワークショップ(参加型講習会)の手法を取り入れた多文化共生・国際理解研修を実施します。
- ② 県内の企業等と連携し、海外から受け入れた技術研修員に対し技術研修を行うとともに、地域住民と海外技術研修員との交流に取り組みます。

(6) 多文化共生啓発事業 (基本事業 51101)

＜生活部＞

地域づくりにおいて、外国人住民の人権尊重など多文化共生社会づくりに向けた地域社会全体の意識の醸成を進めることを目的に、NPOや各市町等と連携し啓発事業を実施します。

- ① 異文化理解や外国人差別問題に関する地域住民の啓発などをテーマに、多様な主体の取組や成果を広く県民一般に発表する場を提供します。
- ② 外国人住民の人権尊重などに関する講演会やシンポジウムを行い、多文化共生社会づくりに向けた意識啓発を進めます。

(7) 外国人住民との共生社会づくり推進事業 (基本事業 32201)

＜警察本部＞

外国人住民が安心して快適に暮らすことができるように、日本の法令やルールなどの情報提供に取り組みます。

- ① 外国人住民に対する遵法意識、交通安全、防犯対策等に関する研修会を開催するとともに、他の機関が開催する研修会等に協力、参画します。
- ② 外国人住民に日本の法令やルールなどを周知するため、広報ビラ、冊子等を作成し、配布します。

【参考】 県が想定している 4 年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
国際理解研修への参加者数	—	100人	100人	100人	100人
啓発イベント等への参加者数	—	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
外国人住民に対する研修会等への参加人数	2,261人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
県の事業費 (千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
多文化共生・国際理解推進事業	21,326	19,099	19,000	19,000	19,000
多文化共生啓発事業	—	1,503	2,000	2,000	2,000
外国人住民との共生社会づくり推進事業	2,078	1,598	2,000	2,000	2,000
合計	4か年 91,000	23,404	22,200	23,000	23,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
NPO、民間団体	地域住民（外国人住民を含む）向けの研修会の開催や交流事業を実施します。
企業・商工団体	外国人労働者等向けの研修会の開催や海外技術研修員を受け入れます。
市 町	外国人住民に各種情報を提供するほか、交流事業を実施します。

絆 2

ストック活用と都市基盤整備による
市街地のくらし・にぎわい再生プログラム

(主担当部：県土整備部)

プログラムの目標

熱意ある住民・地元事業者などの地域の取組、それに合わせて市町・県などの関係機関が広く連携し施策を集中的に行うことにより、中心市街地においてくらし・にぎわいの再生が進んでいます。

プログラムのねらい

市街地の拡大を計画的に行う方向から、集約型都市構造^{注1}の形成（コンパクトなまちづくり）を実現する方向へと都市政策を転換し、住民や地元事業者等の熱意と主体的な取組、地元市町の積極的な取組、これらと連携した県の効果的な取組をタイミング良く、かつ集中的に行い、中心市街地のくらし・にぎわいを再生することで、くらし・交流・文化など多様な機能を担ってきた中心市街地の価値を守り、文化・経済・環境の面から中長期的に持続可能な地域を実現します。

プログラムの背景

人口減少社会が到来し、基本的に郊外への市街地の拡大は、必要がなくなりつつあります。一方で、住宅や商業施設の郊外立地が進み、医療施設等の郊外移転がそれを加速させ、中心市街地の空洞化が進んでいます。中心市街地においては、道路・下水道等の都市基盤が一定蓄積されているにもかかわらず、地域としての魅力が薄れた結果、低・未利用地が増え、地域の活力が失われコミュニティ・文化の継承が困難になりつつあります。

このため、市町、住民の皆さん等をはじめとするまちづくりに関わる多様な主体と協働しながら、ストックを活用しつつ、都市基盤を再構築するとともに、県においても、部局間の連携を密にしながら、ソフト・ハード両面で取組を進めることが求められています。

プログラムの想定事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
1,103,000程度	62,127	69,000	430,000	542,000

注)1 集約型都市構造：さまざまな都市機能（住・職・学・遊等）が比較的小さなエリアに高密度に集中、集積されている都市構造のこと

ストック活用と都市基盤整備による市街地の暮らし・にぎわい再生プログラム

中心市街地の暮らし・にぎわいの再生の進展

従前

中心市街地 暮らし・交流・文化 多様な機能

現在

中心市街地の空洞化

低・未利用地の増加
地域活力の喪失
コミュニティ・文化の継承が困難

モータリゼーションの進展
住宅や商業施設の郊外立地
医療施設等の郊外移転

県の効果的な取組

〈計画づくりの支援〉
・まちづくり専門家派遣
・基本計画策定支援
・都市計画基礎調査
(マスタープランの改定)

〈広域的な効果の高い都市基盤整備〉
・県道の整備
(立体化、電線類地中化など)

〈まちなか再生支援〉
・人材育成、イベント等支援
・来街者、居住者の利便設備整備の支援
・空き店舗等改修支援
・修景、景観整備の支援

背景

人口減少社会の到来
郊外への市街地拡大の必要なし

地域の熱意ある取組

地元市町の積極的な取組

〈計画づくり〉
・中心市街地活性化基本計画の策定
・都市計画の変更
・交通計画の策定

〈都市基盤整備〉
・再開発等
・公共交通の利便性向上
・公共公益施設の設置

〈まちなかにぎわいづくり〉
・イベント、キャンペーン
・空き店舗等活用
・街並みの統一化等

取組方向 1

中心市街地のグランドデザインづくりに向けて

中心市街地活性化基本計画
策定主体：市町

取組方向 2

中心市街地における都市基盤の集中整備に向けて

取組方向 3

中心市街地のにぎわい支援に向けて

施策の集中

・モデル地区を選定
・タイミング良く集中的に支援

地元の熱意
取組の熟度

中心市街地の暮らし・にぎわいの再生

文化
暮らし 環境

多様な機能を担ってきた中心市街地の価値を守る

将来

まちの魅力向上

居住者・来街者の増加

文化 環境 経済

中長期的に持続可能な地域を実現

具体的な取組内容

取組方向 1 中心市街地のランドデザインづくりに向けて

多様な主体が連携・協力して中心市街地活性化基本計画を策定するなど、中心市街地のランドデザイン^{注)2}を明確にすることによって、中心市街地のくらし・にぎわい再生に向けた計画づくりを進めます。

県の取組内容

(1) まちのランドデザインづくり事業 (基本事業 23204) <農水商工部観光局>

多様な主体が連携・協力して行う中心市街地活性化基本計画の策定等に向けた取組に対して支援を行います。

- ① 中心市街地活性化基本計画の策定等を行おうとする市町に対し専門家を派遣し必要な助言を行います。
- ② 中心市街地活性化基本計画策定にかかる経費を補助します。

(2) 都市計画基礎調査事業 (基本事業 54104) <県土整備部>

都市計画基礎調査を実施するとともに、その結果に基づき、都市計画区域、線引き、用途地域など都市計画の見直しを行います。

- ① 中心市街地のくらし・にぎわいの再生が円滑に進むよう都市計画区域マスタープラン^{注)3}の改定などを行います。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
認定中心市街地活性化基本計画策定数 (累計)	—	1件	3件	4件	5件
都市計画区域マスタープランの改定状況	—	都市計画基礎調査の実施	各圏域の都市計画目標を設定	各都市計画区域の土地利用方針を決定	各都市計画区域マスタープランの改定
県の事業費 (千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
まちのランドデザインづくり事業	—	7,467	5,000	2,000	1,000
都市計画基礎調査事業	—	2,160	2,000	2,000	2,000
合計 4か年 24,000	—	9,627	7,000	4,000	3,000

注)2 グランドデザイン：全体を長期的、総合的に見渡した構想

注)3 都市計画区域マスタープラン：都市計画法に基づき、県が都市計画区域ごとに定める都市計画の基本的な方針

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
商工会議所、まちづくり会社 ^{注4} 、NPO、商店街、住民の皆さんなど	まちづくりの検討に参画し、行政と協働で中心市街地のグランドデザインづくりに取り組みます。
市 町	上記をふまえ、中心市街地活性化基本計画、市町マスタープラン、特別用途地区等の都市計画、地域公共交通に関する計画等の策定に取り組みます。

取組方向 2 中心市街地における都市基盤の集中整備に向けて

市町の各種施設整備等と、県の街路事業、道路整備事業等を連携して集中的に進めることによって、中心市街地のくらし・にぎわい再生を支える都市基盤整備を進めます。

県の取組内容

(3) 街路事業 (基本事業 54101) <県土整備部>

中心市街地において集中的に、街路事業・電線共同溝整備事業を推進し、効率的・効果的に都市基盤を整備します。

- ① 街路整備による交通円滑化や電線類の地中化による良好な都市景観形成をはかります。

※ 街路事業には、重点事業(くらし1)「『いのち』を守るみえの地震対策」の構成事業(11)緊急輸送道路整備事業(街路)で取り組む街路整備の一部再掲。<詳細は70ページをご覧ください。>

(4) 道路改築事業 (基本事業 55102) <県土整備部>

中心市街地において集中的に、道路改築事業を推進し、効率的・効果的に都市基盤を整備します。

- ① 市街地再開発事業と併せて交通混雑している交差点を含めた箇所の整備を行い、中心市街地における交通の円滑化をはかります。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)	
整備進捗率(街路)	31%	37%	46%	58%	72%	
整備進捗率(道路)	—	19%	38%	76%	100%	
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)	
街路事業※	—	0	8,000	317,000	467,000	
道路改築事業	—	50,000	50,000	100,000	63,000	
合計 4か年	1,055,000	—	50,000	58,000	417,000	530,000

※ 重点事業(くらし1)「『いのち』を守るみえの地震対策」の構成事業(11)緊急輸送道路整備事業(街路)で取り組む街路整備の一部再掲分は計上していません。

注4 まちづくり会社：良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進や商業の活性化に取り組む第3セクター形式の法人

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
市 町	市街地再開発事業やまちづくり交付金事業等により、中心市街地への都市機能の集積に取り組みます。また、公共交通の利便性向上に取り組みます。

取組方向 3 中心市街地のにぎわい支援に向けて

地元におけるまちの魅力を高める各種取組と、これらに対する県の支援などによって、中心市街地の暮らし・にぎわい再生に向けたにぎわいづくりを進めます。

県の取組内容

(5) まちなか再生支援事業 (基本事業 23204) <農水商工部観光局>

中心市街地活性化基本計画を策定または策定中の市町において、国の補助の対象とならない小規模な都市機能の市街地集約や中心市街地のにぎわい回復に向けた取組を支援します。

- ① 中心市街地活性化基本計画を策定または策定中の市町において、認定または認定申請予定の中心市街地活性化基本計画に基づく、中心市街地の活性化に資する施設整備事業（ハード事業）および活性化支援事業（ソフト事業）に支援を行います。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
まちづくり支援事業数	—	2事業	3事業	4事業	4事業
県の事業費 (千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
まちなか再生支援事業	—	2,500	4,000	9,000	9,000
合計 4か年 25,000	—	2,500	4,000	9,000	9,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
市町、商工会議所、まちづくり会社、NPO、商店街、住民の皆さんなど	主体的にまちの魅力を高めるとともに、相互に連携して、イベントやキャンペーンにより、まちのにぎわいをつくり出していきます。

まちの魅力を高める取組事例



上野城下西のしあわせ通り 灯りの細道（伊賀市）

この催しは、伊賀市の上野幸坂町界隈を、古称にちなみ「西のしあわせ通り」と呼び、ふるさと伊賀の文化と技の楽しさ、嬉しさを伝えたい、そして子どもたちの心に、喜びと夢の灯りをつけたい、との趣旨から開催されたものです。



鈴の音市（松阪市）

この催しは、松阪市内のさまざまな市民団体や商業者が互いに協力して、まちのにぎわいをつくり出そうと活動している組織「松阪まちなか街づくりネットワーク」が主催する、松阪の新しいお祭りです。

「こころのふるさと三重」づくり
プログラム

(主担当部：政策部)

プログラムの目標

住む人も訪れる人も「心の豊かさ」を実感できる「こころのふるさと三重」をめざして、特色ある地域資源を活用した地域づくりと多彩なイベント、観光振興の取組を一体的に展開することにより、地域に埋もれていた多様な魅力が再発見され、地域の魅力に触れるさまざまな体験交流活動が行われています。

また、「こころのふるさと三重」づくりを進める一環として、2014年（平成26年）に開催する「うつくし国 三重」イベント（仮称）に向け、気運が高まっています。

プログラムのねらい

住む人が自らの地域への誇りと愛着を再認識し、また、訪れる人が本当の幸せや忘れてかけていた大切なものに気づくなど、心の拠り所を見つけ、「心の豊かさ」を実感できる地が「こころのふるさと三重」です。

その実現に向けて、2013年（平成25年）の御遷宮も視野に入れて、市町を中心とした地域が主体的に取り組む特色ある地域資源を活用した地域づくりを促進し、その成果を生かして多彩なイベントを展開するとともに、地域づくりと観光振興の取組を結びつけることにより、多様な交流を創出します。

そして、地域の魅力の再発見や地域経済の活性化、地域の新たな担い手づくりなど、自立・持続的な地域づくりを進めます。

プログラムの背景

本格的な人口減少時代が到来する中で、地域社会の活力の衰退、地域文化の継承が危惧されています。

一方、式年遷宮の開始や熊野古道の世界遺産^{注1}登録、中部国際空港の開港、高速道路の整備など、三重県の魅力を広く発信し、集客交流を拡大する好機でもあります。

この機会を逃すことなく、市町をはじめとする地域の多様な主体が協働して、地域資源の持つ多面的な価値に着目し、地域に埋もれた資源の発掘・活用を進めるとともに、住む人、訪れる人の交流・連携を促進することにより、地域の魅力や価値を高めていくことが求められています。

プログラムの想定事業費

(千円)

4か年の合計	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度
112,000程度	36,012	23,000	24,000	29,000

※ イベント関連事業分については、第二次戦略計画策定時点で基本構想を策定中のため、上記想定事業費には含まれていません。

注)1 世界遺産：文化的価値の高い建造物や貴重な自然環境など、人類にとってかけがえのない共通財産として世界遺産条約に基づき登録されているもの

「こころのふるさと三重」づくりプログラム

「こころのふるさと三重」へ
～住む人も訪れる人も「心の豊かさ」を実感できる地～

多様な交流による自立・持続的な地域づくり

～地域の魅力の再発見、地域経済の活性化、地域の新たな担い手づくり～

【取組方向5】地域づくりをベースとしたイベントの展開に向けて

- イベント全体の企画運営、総合調整を行う推進組織の整備
- プレイベントの実施

→イベントを起爆剤に、多様な魅力を発信する、地域の力を結集する、地域内外のネットワークを広げる、将来につながる実験的な取組を進める……



【取組方向2～3】地域資源の多様な魅力・価値の活用に向けて

（街道）

熊野古道、歴史街道、まち並み、文化財、伝統工芸品、名物、まちかど博物館……

（農山漁村）

地産地消、食育、棚田・里山の風景、山海の幸、郷土料理、農家民泊……

→住む人が、地域の魅力・価値を再発見し、地域への誇りと愛着を醸成

【取組方向4】地域づくりと観光振興の一体化に向けて

情報発信・
誘客活動

観光商品化
の支援



魅力ある観光地に必要な快適性、利便性、話題性づくり

→訪れる人の視点から、地域づくりを促進

具体的な取組内容

取組方向 1 住む人にも訪れる人にも魅力ある地域づくりに向けて

地域の個性や自発性を引き出し、自立・持続的な活動につながるよう、県の持つさまざまな支援策とも連携しながら、魅力的な地域づくりを総合的に支援します。

県の取組内容

(1) 「こころのふるさと三重」づくり支援事業 (基本事業 53105) <政策部>

「こころのふるさと三重」づくりにつながる、市町を中心とする地域の多様な主体が協働して取り組む、特色ある地域資源を活用した地域づくりを支援します。

- ① 県と市町の地域づくり支援会議等を通じて、地域の多様な主体による魅力ある地域づくりが行われるよう、市町の取組を支援します。
- ② 「^{うま}美し国 三重」イベント(仮称)に向けて、地域の多様な主体が行う地域資源の掘り起こしや、それらを活用した地域の個性を引き出す効果的な取組を支援します。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
— (イベントの基本計画策定後に設定)	—	—	(未定)	(未定)	(未定)
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
合計 4か年 (未定)	—	—	(未定)	(未定)	(未定)

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
地域の多様な主体	住民、地域団体、NPO、企業等は、連携・協力して、住む人にも訪れる人にも魅力的な地域づくりに取り組みます。
市町	地域の多様な主体と連携・協力して、住む人にも訪れる人にも魅力的な地域づくりに取り組みます。

取組方向 2 地域資源(街道)の多様な魅力・価値の活用に向けて

古くから「おかげ参り」や「熊野詣」など人の往来でにぎわい、文化交流の舞台となってきた街道沿いに残る資源の多面的な価値に着目し、観光振興や文化財の取組等とも連携しながら、魅力的な地域づくりに生かします。

県の取組内容

(2) 世界遺産熊野古道対策推進事業 (基本事業 53302) <政策部東紀州対策局>

熊野古道の保全と活用のために策定した「熊野古道アクションプログラム」に基づき、地域住民、民間事業者、行政など多様な主体が協働してさまざまな取組を行います。

- ① 熊野古道来訪者の事故発生時の対応や未然防止策などについて、関係者で検討し、総合的な危機管理体制を整備します。
- ② 首都圏等のカルチャーセンターと共催して熊野古道伊勢路文化講座などを開催することにより、熊野古道の魅力を全国に情報発信していきます。

(3) 熊野古道伊勢路を結ぶしくみづくり事業 (基本事業 53302)

〈政策部東紀州対策局〉

伊勢と熊野の二つの文化圏を結ぶ「熊野古道伊勢路」を多くの人々がとおして歩ける環境やしくみづくりを行うことにより、地域間の連携や文化交流を活用した地域づくりを支援します。

- ① 地域の人たちや関係部局、専門家とのワークショップ、現地踏査等により、歩く人の視点に立ったサイン整備を行っていきます。
- ② 熊野古道伊勢路踏破月間（3か月程度）を設定し、参加者に踏破のための情報を提供するとともに、協賛団体と連携しながら伊勢路踏破のしくみづくりを行います。

(4) 世界遺産登録5周年記念事業 (基本事業 53302)

〈政策部東紀州対策局〉

熊野古道を含む「紀伊山地の霊場と参詣道」の価値を、世界遺産登録5周年の節目に改めて見つめ直す機会として、熊野古道センターや紀南中核的交流施設などと連携しながら、さまざまな記念行事などを開催し、文化的景観を生かしたまちづくりにつなげていきます。

- ① 熊野古道の世界遺産登録5周年にあたる2009年（平成21年）に記念事業を開催します。

(5) 歴史的・文化的資産を生かしたみえの魅力発信事業 (基本事業 13104)

〈生活部〉

街道沿いに残る歴史的・文化的資産について、簡単に操作できるGIS（地理情報システム）を活用し、情報の集積や共有化を行うとともに、広く情報を発信することにより、魅力的なまちづくりにつなげていきます。

- ① GIS（地理情報システム）を活用した「歴史街道GIS」を作成し、ホームページ上で、航空写真、古地図、ハイビジョン動画、高精細画像など、街道周辺のさまざまな情報を紹介します。

(6) 景観まちづくりプロジェクト事業 (基本事業 52301)

〈県土整備部〉

個性豊かで魅力ある景観まちづくり^{注)2}を推進するため、三重県内の歴史・文化の豊かな街道を軸とした地域において、地域住民と行政の協働により、それぞれの地域資源を活用した景観やまち並みを創造するとともに、まちの骨格を構成する道路や河川などの県有施設において修景整備等のハード整備を実施します。

※ 重点事業（絆1）『住んでよし、訪れてよし』の観光みえ・魅力増進対策』の構成事業を再掲。
〈詳細は120ページをご覧ください。〉

注)2 景観まちづくり：120ページをご覧ください。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
熊野古道の来訪者数(延べ数)	154千人	166千人	179千人	191千人	204千人
熊野古道伊勢路踏破挑戦者数(踏破手帳発行数)(累計)	—	1,500人	3,000人	4,000人	5,000人
世界遺産登録5周年記念事業への参加者数*	—	—	—	(未定)	—
歴史街道GISの作成数(累計)	1街道	2街道	3街道	4街道	5街道
県の事業費(千円)	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
世界遺産熊野古道対策推進事業	33,324	8,063	8,000	8,000	8,000
熊野古道伊勢路を結ぶしくみづくり事業	—	6,961	7,000	7,000	7,000
世界遺産登録5周年記念事業*	—	—	(未定)	(未定)	—
歴史的・文化的資産を生かしたみえの魅力発信事業	5,442	5,442	5,000	5,000	5,000
合計	4か年 80,000	38,766	20,466	20,000	20,000

※ 今後、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)をはじめ世界遺産関係団体や奈良県・和歌山県、関係市町とも調整を進め、目標値と事業費を設定していきます。

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
地域の多様な主体	住民、地域団体、NPO、企業等は、連携・協力して、街道の魅力を生かした良好な景観形成やまちづくりに取り組みます。
熊野古道関係者	紀伊半島三県をはじめとする関係者は、連携・協力して、熊野古道の魅力や価値を高める活動に取り組みます。
三重大学	県と共同で「歴史街道GIS」を作成し、情報発信します。
市町	地域の多様な主体と連携・協力して、街道の魅力を生かした活動に取り組みます。

取組方向3 地域資源(農山漁村)の多様な魅力・価値の活用に向けて

古くから「^{うま}美^みし^け国」、「御食つ国」と呼ばれた三重県の変化に富んだ豊かな自然の中で育まれてきた農山漁村のもつ多面的な価値に着目し、観光振興や地産地消^{注)3}、食育^{注)4}、環境保全の取組等とも連携しながら、魅力的な地域づくりに生かします。

県の取組内容

(7) 都市との共生による農山漁村再生事業(基本事業 53202) <農水商工部>

棚田や里山の風景や郷土料理など農山漁村の魅力を広く発信するとともに、遊休農地や空き家など農山漁村の資源を活用し、都市と農山漁村との交流・共生を促進します。

※ 重点事業(元気3)「農山漁村再生への支援」の構成事業を再掲。<詳細は42ページをご覧ください。>

注)3 地産地消: 10ページをご覧ください。

注)4 食育: 156ページをご覧ください。

(8) グリーン・ツーリズムネットワーク拡充事業 (基本事業 53202)

＜農水商工部＞

三重県の田舎（農山漁村）を県内外に広くPRし「田舎の存在意義」を発信しながら、都市と田舎との交流を大きなうねりとするため、グリーン・ツーリズム^{注)5}ネットワーク全国大会などを開催し、農山漁村の魅力を高めるネットワークの拡充をはかります。

- ① 2010年（平成22年）の全国大会開催をめざして、2007年（平成19年）に実行委員会を設立します。
- ② 2008年（平成20年）、2009年にプレイベントとして県大会を開催するとともに、2010年に全国大会を開催します。

【参考】 県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)	
グリーン・ツーリズム大会参加者数	—	—	150人	150人	700人	
県の事業費（千円）	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)	
グリーン・ツーリズムネットワーク拡充事業	—	—	3,000	4,000	9,000	
合計	4か年 16,000	—	—	3,000	4,000	9,000

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
地域住民	農山漁村の魅力を生かした地域づくりに取り組みます。
都市住民	農山漁村の住民との相互理解により、田舎ファンや田舎サポーターとして農山漁村の地域づくりに参加します。
市 町	地域の多様な主体と連携・協力して、農山漁村の魅力を生かした地域づくりに取り組みます。

取組方向 4 地域づくりと観光振興の一体化に向けて

これまで観光素材として十分活用されてこなかった地域資源にも着目し、本物志向や体験、学習、地域住民とのふれあい重視といった多様化する観光ニーズに対応した新たな観光の魅力づくりを進めるなど、訪れる人の視点から魅力的な地域づくりを促進します。

県の取組内容

(9) 「旅ごころ誘う三重奏」誘客戦略推進事業 (基本事業 23301)

＜農水商工部観光局＞

三重県の旬の魅力やまだまだ知られていない魅力を強力にアピールし、三重ファン、リピーターの増大につながるよう、式年遷宮や熊野古道等の資源を最大限に生かして、首都圏、関西圏、中部圏、県内等エリア別の情報発信・誘客戦略を展開していきます。

注)5 グリーン・ツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人びととの交流を楽しむ、滞在型の余暇活動

(10) 三重の観光プロデューサー設置事業（基本事業 23302） <農水商工部観光局>

観光プロデューサー^{注)6}を配置し、そのノウハウを最大限に生かして、地域の観光商品づくりの取組を支援するとともに、観光商品化のプロセスを通じた人材育成やノウハウの蓄積、交流を進め、観光振興と地域づくりの一体的な取組に向けた地域力の結集を後押しします。

(11) 魅力ある観光地グレードアップ支援事業（基本事業 23302）

<農水商工部観光局>

魅力ある観光地に必要な、快適性・利便性・話題性を創出するため、地域が主体的に行う観光の魅力づくりの取組を支援し、観光振興と地域づくりの一体的な取組を、「点」から「線」、「線」から「面」の取組へとつなげていきます。

※ (9)～(11)は、重点事業(絆1)「『住んでよし、訪れてよし』の観光みえ・魅力増進対策」の構成事業を再掲。<詳細は116、117、119ページをご覧ください。>

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
地域住民	地域の魅力づくりの場に積極的に参画します。
観光関連事業者	地域社会の一員として、地域の魅力づくりに積極的に貢献します。
市 町	事業者や住民、県など多様な主体を連携・協力して、訪れる人、住む人双方の視点に立った地域の魅力づくりに取り組みます。

取組方向 5

地域づくりをベースとしたイベントの展開に向けて

県内で行われる大規模な大会や記念行事とも連携しながら、地域づくりの成果を引き出すイベントを通じて、三重県の多様な魅力を広く発信するとともに、地域内外の交流・連携を深めることにより、地域づくりの一層の充実につなげていきます。

県の取組内容

<政策部>

(12) 「^{うま}美し国 三重」イベント(仮称)総合推進事業（基本事業 53105）

2014年(平成26年)に開催する「^{うま}美し国 三重」イベント(仮称)に向けて、イベント全体の企画運営や総合調整を行う推進組織を整備し、基本計画の策定などを行います。

- ① 県、市町、地域づくり関係者、企業、有識者など、多様な主体が参画する推進組織を設置し、推進組織において、イベントの基本計画、実施計画の策定や総合調整などを行います。

注)6 観光プロデューサー：119ページをご覧ください。

(13) 「^{うま}美し国 三重」イベント（仮称）開催事業（基本事業 53105）＜政策部＞

「^{うま}美し国 三重」イベント（仮称）への気運を高めていくため、2009年（平成21年）からプレイベントを展開します。

- ① 2007年に策定する基本構想をふまえ、2009年（平成21年）からプレイベントを実施します。

【参考】県が想定している4年間の取組

県の取組目標	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
— (イベントの基本計画策定後に設定)	—	(未定)	(未定)	(未定)	(未定)
県の事業費（千円）	2006(現状)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
「 ^{うま} 美し国 三重」イベント（仮称）総合推進事業	6,887	15,546	(未定)	(未定)	(未定)
「 ^{うま} 美し国 三重」イベント（仮称）開催事業	—	—	(未定)	(未定)	(未定)
合計 4か年 16,000	6,887	15,546	(未定)	(未定)	(未定)

他の主体の参画内容

参画する主体	取組内容
地域の多様な主体	住民、地域団体、NPO、企業等は、推進組織に参画・協力するとともに、各地域で実施するプレイベントに協働して取り組みます。
市 町	推進組織に参画するとともに、各地域で実施するプレイベントに主体的に取り組みます。

第3編

政策・事業体系



第1章 政策・事業体系とは

第2章 第二次戦略計画における施策・基本事業

第3編 政策・事業体系

第1章 政策・事業体系とは

政策・事業体系とは

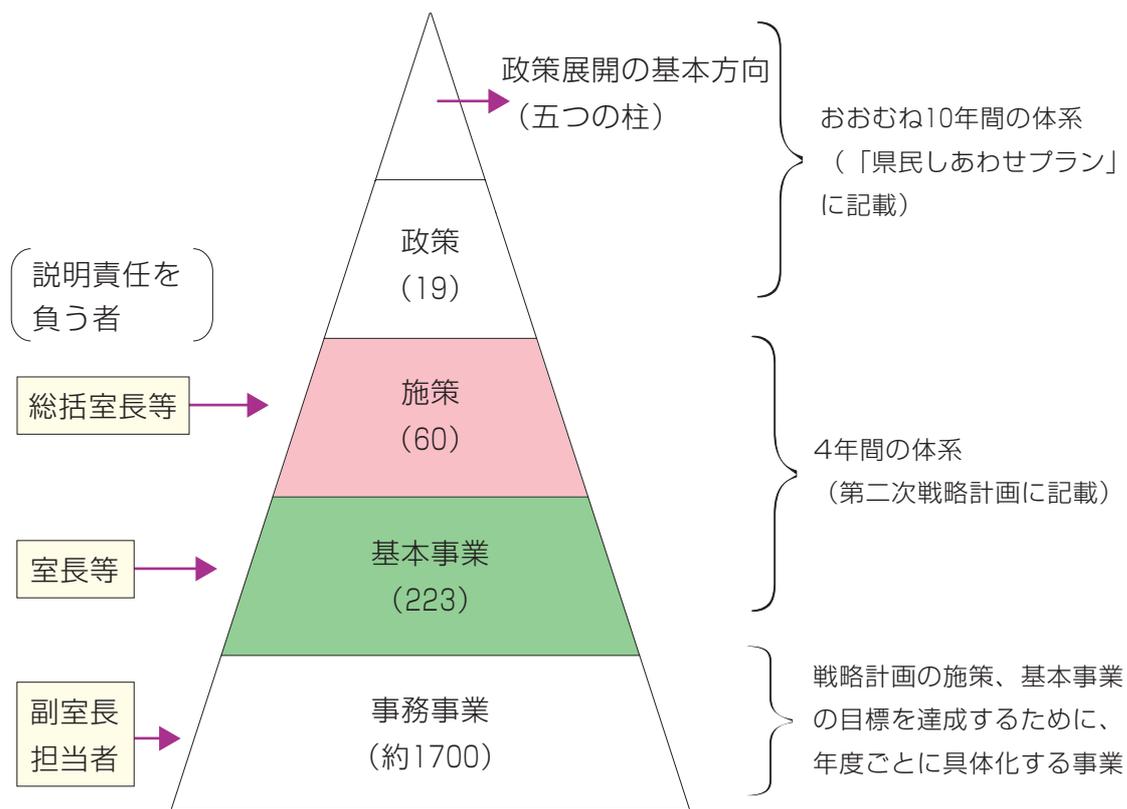
政策・事業体系は、「県民しあわせプラン」のめざすべき社会像を実現するために実施する県の取組を、目的と手段の関係で整理したものです。

県民の皆さんへの直接のサービス提供を目的としない間接事務を除くあらゆる県の取組（事業費を伴うもの）を体系化しており、＜政策展開の基本方向（五つの柱）＞のもとに、＜政策―施策―基本事業―事務事業＞で構成しています。

（参考）

- ※ ＜政策＞は、「県民しあわせプラン」で五つの柱の下に、県が展開する19の＜政策＞として位置づけ、おおむね10年後のめざすべき社会の状態や県民の状態などを掲げています。
- ※ 五つの柱および19の政策は、216、217ページの「政策・事業体系一覧」をご参照ください。

図2 第二次戦略計画の政策・事業体系



第二次戦略計画における特徴

第二次戦略計画では、「新しい時代の公」のもとでの多様な主体による役割分担と、「文化力」を高め、生かすための視点を踏まえ、＜施策＞を構成するすべての＜基本事業＞を見直しました。＜施策＞に「めざす姿」として多様な主体で取り組む内容を示した上で、60の＜施策＞の下の223の＜基本事業＞の中で県が実施する仕事をまとめています。＜施策＞には、新しい試みとして、＜施策＞のめざす姿を達成する上で「県が他の主体に期待すること」と、＜施策＞の「めざす姿」の達成に影響を与える「外部要因」を示しています。その上で、60の＜施策＞の下の223の＜基本事業＞の中で県が実施する仕事をまとめています。

政策・事業体系の推進

＜施策＞と＜基本事業＞は、対象と意図で目的を表すとともに、4年間に取り組む目標を明確にするために、数値目標を示しています。

また、数値目標の設定の考え方は、別記のとおりです。＜施策＞には県民の皆さんにとっての成果を表す指標と、県が取り組んだことの効果を表す指標を用いて、＜基本事業＞には県が取り組んだことの効果を表す指標を用いて数値目標を設定しています。

別記〔施策、基本事業の数値目標の考え方〕

○ 施策

県民の皆さんにとっての成果を表す「主（メイン）指標」と県が取り組んだことの効果分かる「副（サブ）指標」を設定しています。

「主（メイン）指標」

県民の皆さんにとっての成果を表す指標を一つ設定しています。

なお、成果を表す指標に適切なものがない場合は、県が取り組んだことの効果分かる指標を代わりに設定しています。

「副（サブ）指標」

施策で県が取り組んだことの効果分かる指標（基本事業に設定されている指標で代表的なものを含む。）を一つないしは複数設定しています。

施策を担当する者（主担当部の所管総括室長）は、主、副の数値目標の達成状況を含む当該施策の進捗状況について、説明責任を負います。

○ 基本事業

基本事業で県が取り組んだことの効果分かる指標を一つないしは複数設定しています。なお、県が取り組んだことの効果分かる指標がない場合は、予算など行政経営資源の投入効果を表す指標を設定しています。

基本事業を担当する者（主担当の室長等）は、数値目標の達成状況を含む当該基本事業の進捗状況について、説明責任を負います。

施策・基本事業等のマネジメント

＜施策＞と＜基本事業＞およびこれらを構成する＜事務事業＞の実施にあたっては、毎年その成果を確認・把握し、見直しおよび改善が行われるように、みえ政策評価システムにおけるプラン（企画）、ドゥ（実施）、シー（評価）のサイクルにおいて、的確にマネジメントします。

なお、これら60の＜施策＞を推進するために行う効果的な行政手法や簡素で効率的な組織運営手法など、内部マネジメントを中心とする間接事務と、公正中立な行政運営や権利調整などの準司法的権限に関する行政委員会の行う事務は、別に取りまとめ、第4編に掲載しています。

第2章 第二次戦略計画における施策・基本事業

以下、この章では、第二次戦略計画における〈施策〉、〈基本事業〉について、60の〈施策〉単位で記載しています。記載にあたっては、五つの〈政策展開の基本方向〉ごとに節を分けた上で、19の〈政策〉順にまとめています。

	〔ページ〕
1 一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり ……………	221
2 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり ……………	267
3 安全な暮らしの確保と安心できる生活環境の創造 ……………	339
4 持続可能な循環型社会の創造 ……………	425
5 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造 ……………	473

● 政策・事業体系一覧

〔政策展開の基本方向（五つの柱）〕 〔政策〕

〔施策〕

〔主担当部〕

I 一人ひとりの思いを支える
社会環境の創造と人づくり

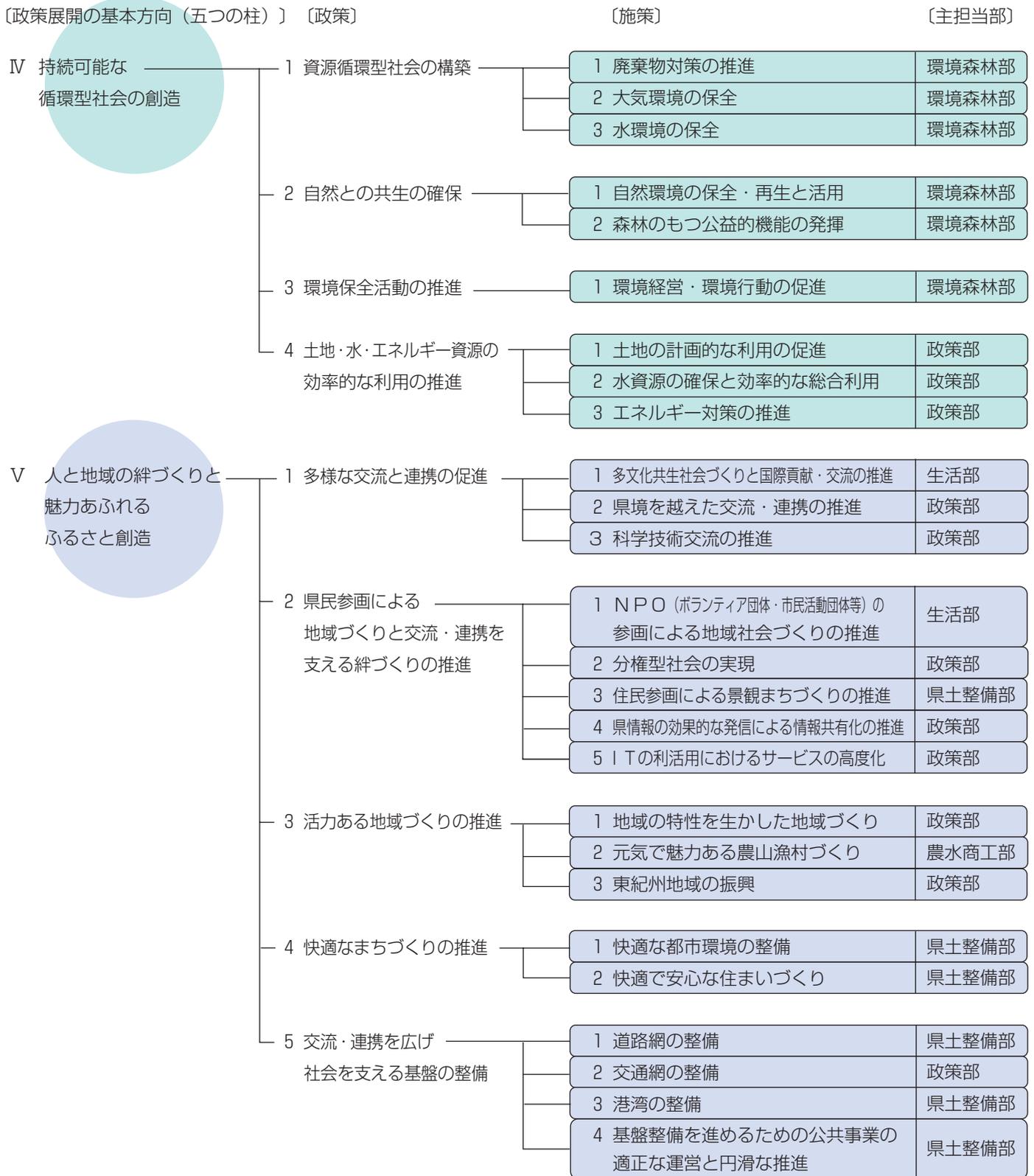
1 一人ひとりが尊重され、 誰もが参画できる社会の実現	1 人権尊重社会の実現	生活部
	2 男女共同参画社会の実現	生活部
2 豊かな個性を育む人づくりの 推進	1 生涯学習の推進	教育委員会
	2 学校教育の充実	教育委員会
	3 青少年の健全育成	生活部
3 文化・スポーツを通じた 自己実現	1 文化にふれ親しむことができる環境づくり	生活部
	2 スポーツの振興	教育委員会

II 安心を支える雇用・就業
環境づくりと
元気な産業づくり

1 安心を支える雇用と 就業環境づくりの推進	1 地域の実情に応じた多様な雇用支援	生活部
	2 職業能力の開発と勤労者生活の支援	生活部
2 安心を支える力強い 農林水産業の振興	1 安全で安心な農産物の安定的な提供	農水商工部
	2 農林水産資源の高付加価値化	農水商工部
	3 農水産業のもつ多面的機能の維持・向上	農水商工部
	4 農業を支える生産・経営基盤の充実	農水商工部
	5 安心して使える県産材等の提供	環境森林部
	6 安全で安心な水産物の安定的な提供	農水商工部
	7 農林水産業を支える技術開発の推進	政策部
3 地域経済を支える 戦略的な産業振興	1 自律的産業集積の推進	農水商工部
	2 活力ある地域産業の振興	農水商工部
	3 観光・交流産業の振興	農水商工部
	4 技術の高度化の促進	政策部

III 安全な暮らしの確保と
安心できる生活環境の創造

1 災害に強い県土づくりの 推進	1 防災対策の推進	防災危機管理部
	2 治山・治水・海岸保全対策の推進	県土整備部
2 安全な生活の確保	1 交通安全対策の推進	生活部
	2 地域安全対策の推進	警察本部
	3 安全で安心できる消費生活の確保	生活部
	4 食の安全とくらしの衛生の確保	健康福祉部
	5 感染症対策の推進	健康福祉部
3 健やかな暮らしを育む ささえあい社会の構築	1 健康づくりの推進	健康福祉部
	2 子育て環境の整備	健康福祉部
	3 地域とともに進める福祉社会づくり	健康福祉部
4 安心を支える医療・福祉の 推進	1 医療体制の整備	健康福祉部
	2 生活保障の確保	健康福祉部
	3 高齢者保健福祉の推進	健康福祉部
	4 障がい者保健福祉の推進	健康福祉部



◆施策、基本事業の各ページの見方

施策の「左ページ」は**多様な主体**で取り組む内容を、「右ページ」には**県が主体的**に取り組む内容を中心に記載しています。

1 ページ目 (左ページ)

施策



← 施策の番号と名称を記載しています。

(主担当部：□□□□□部)

この施策について、総括的な説明をする責任がある部名を記載しています。↑

目的	対象	← この施策で働きかけようとしている人やモノを示しています。	
	意図	← 働きかける対象が変化して到達している状態を示しています。	
施策目標項目 (主指標)	← この施策の数値目標のうち、県民にとっての成果を表す指標 (主指標) を示しています。	目標値	← 2010 (平成22) 年度における目標数値を示しています。※1
		現状値	← 現在 (最新の実績) の数値を示しています。※2

〔施策目標項目の説明〕

← この数値目標の意味、内容、出典、用語の説明などを記載しています。

※1：2011年春（5月末）までに2010年度の実績値が判明しないものについては、その時点で判明している最新の年度の数値を目標値に設定し、その年度を括弧書きで表記しています。

※2：2006年度の実績値が判明していないものは、計画策定時点で判明している数値を示すとともに、その年度を括弧書きで表記しています。

現状と課題

← この施策に取り組むにあたって、ふまえなければならない現在の状況や解決しなければならない課題を記載しています。

めざす姿

← 多様な主体で取り組んで実現すべき姿を記載しています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	← 施策の目的・めざす姿を達成するために、県がパートナーとして他の主体に期待する内容を記載しています。
外部要因	← 施策の目的・めざす姿を達成する上で、自然的な要因、経済的な要因、社会的な要因、制度的な要因など県や他の主体では如何ともしがたい外部要因を記載しています。主に、負の影響を与える要因を中心に記載しています。

基本事業
○○○○○



← 基本事業の番号と名称を記載しています。

(主担当：□□□□□部 □□□□□室)

↑
この基本事業について、総括的な説明をする責任がある部室名を記載しています。

目的	対象	← この基本事業で働きかけようとしている人やモノを示しています。		
	意図	← 働きかける対象が変化して到達している状態を示しています。		
基本事業の 目標項目	← この基本事業の数値 目標を示しています。	目標値	← 2010 (平成22) 年度における目標数値を示しています。※1	
		現状値	← 現在 (最新の実績) の数値を示しています。※2	
		目標値		
		現状値		
		目標値		
		現状値		

[基本事業目標項目の説明]

← これらの数値目標の意味、内容、出典、用語の説明などを記載しています。

※1：2011年春（5月末）までに2010年度の実績値が判明しないものについては、その時点で判明している最新の年度の数値を目標値に設定し、その年度を括弧書きで表記しています。

※2：2006年度の実績値が判明していないものは、計画策定時点で判明している数値を示すとともに、その年度を括弧書きで表記しています。

主な取組内容

← この基本事業の目的(対象と意図)を実現するために実施する主な取組を示しています。

一人ひとりの思いを支える 社会環境の創造と人づくり

〔政策〕	〔施策〕	〔基本事業〕	〔ページ〕
1 一人ひとりが尊重され、 誰もが参画できる社会の 実現	1 人権尊重社会の 実現	(11101~11104)	222
	2 男女共同参画社会 の実現	(11201~11204)	228
2 豊かな個性を育む人づく りの推進	1 生涯学習の推進	(12101~12103)	234
	2 学校教育の充実	(12201~12209)	240
	3 青少年の健全育成	(12301~12302)	250
3 文化・スポーツを通じた 自己実現	1 文化にふれ親しむ ことができる環境 づくり	(13101~13105)	254
	2 スポーツの振興	(13201~13203)	262

施策111 人権尊重社会の実現

(主担当部：生活部)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	くらしの中で、人権が尊重されていると感じられる社会になっている		
施策目標項目 (主指標)	一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できることに対する満足度	目標値	31.8%	
		現状値	27.8%	

[施策目標項目の説明]

・一万人アンケートにおいて、「一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できること」に対して、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した人の割合（政策部企画室「一万人アンケート」）

現状と課題

偏見等による差別意識や人権侵害は未だに解消されず、さまざまな生活の場面で現れていることから、国や市町をはじめ、NPO、地域の団体、企業等の多様な主体と連携・協働しながら、人権問題に対する総合的な取組を一層推進していく必要があります。また、県民一人ひとりが、主体的に人権問題について考え、人権感覚を身につけられるよう、人権啓発・教育をより一層効果的に推進していく必要があります。

さらに、人権センター等に寄せられる人権相談件数は依然として多く、内容も多様化・複雑化していることから、さまざまな人権相談機関の機能強化と連携が重要となっています。

めざす姿

県民一人ひとりが、さまざまな文化や多様性を認め合い、人権に対する理解と認識を深めるとともに、県民、NPO、地域の団体、企業、市町、県など多様な主体が、協働しながら、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に活動しています。また、さまざまな人権相談に迅速かつ的確に対応できる相談体制やネットワークが整備されているなど、一人ひとりのものの見方・考え方、社会の制度やしきみなどにおいて、人権尊重の視点が定着した社会が築かれています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体等、企業が、行政と連携・協働しながら、主体的に人権問題を学習し、その解決に向けて、人権尊重のまちづくりに取り組みます。 ○ 市町や小中学校等は、地域や学校における人権に関する課題を的確に把握し、それぞれの課題に応じた人権啓発・教育を推進します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得格差や精神的ストレスの増大により、他人を傷つけたり、子どもや女性などの弱者に攻撃が向きやすい状況が生じています。

県の取組方向

人権が尊重される社会を実現していくため、2005年度（平成17年度）に改定した「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」に基づき、国や市町と互いに連携と情報共有をはかりながら、計画的に取組を推進するとともに、県民、NPO、地域の団体、企業等を含めた多様な主体との連携・協働による人権が尊重されるまちづくりを進めます。

人権啓発・教育については、各種広報媒体の効果的な活用や参加型の啓発の実施により、人権問題を自らの問題として考え、適切に行動していける人づくりを進めるとともに、学校において実践の交流や地域との連携をはかる取組を行うことにより、人権尊重の学校づくり・地域づくりを進めます。

また、多様な主体との連携による人権相談ネットワークの構築など、人権が擁護される体制づくりを進めます。

こうした取組を効果的に連携させ、さまざまな人権課題の解決をはかっていきます。

なお、同和問題の解決に向けては、これまでの取組の成果や課題をふまえ、人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという広がりをもった取組として実施します。

県の取組目標項目 (副指標)	人権施策を推進するための基本計画等を策定した市町の割合	目標値	100%
		現状値	79.3%
	一万人アンケートにおける県の取組内容の認知度	目標値	62.8%
		現状値	58.8%
	人権イベント・講座等の参加者数	目標値	31,000人
		現状値	26,919人

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・県内29市町のうち、人権施策を推進するための条例または基本計画等を策定した市町の割合（生活部人権・同和室調べ）
- ・一万人アンケートにおいて、「一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できること」に対する行政の具体的な取組について、「取組の内容を知っている」「取り組んでいることは知っている」と回答した人の割合（政策部企画室「一万人アンケート」）
- ・人権が尊重される社会づくりに向けて、県が開催する各種の人権啓発イベント・講座等へ参加した人数（生活部人権・同和室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

11101	人権が尊重されるまちづくりの推進	(生活部)
11102	人権啓発の推進	(生活部)
11103	人権教育の推進	(教育委員会)
11104	人権擁護の推進	(生活部)

基本事業
11101

人権が尊重されるまちづくりの推進

(主担当：生活部人権・同和室)

目的	対象	県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体等、企業、市町、県などが		
	意図	協働しながら、人権が尊重されるまちづくりに向けた取組を進めている		
基本事業の 目標項目	人権施策を推進するための基本計画 等を策定した市町の割合	目標値	100%	
		現状値	79.3%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・ 県内 29 市町のうち、人権施策を推進するための条例または基本計画等を策定した市町の割合（生活部人権・同和室調べ）

主な取組内容

- ① 国や市町と連携した取組を進めるとともに、県の各部、地域機関で横断的な取組を推進するなど、人権尊重の視点に立った行政の推進をはかります。(生活部)
- ② 人権が尊重されるまちづくりを多様な主体で取り組むしくみづくりのための試行的な取組の推進、人材育成を行う学びの場づくりへの支援など、県民、住民組織、NPO・団体等、企業等が人権の視点で取り組む活動への支援を行います。(生活部)
- ③ 住民交流の拠点となる隣保館活動に対する支援を通じて、同和問題をはじめとする人権課題の解決とともに、自己実現がはかれる社会環境づくりを進めます。(生活部)

基本事業
11102

人権啓発の推進

(主担当：生活部人権・同和室)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会づくりのために行動している		
基本事業の 目標項目	人権イベント・講座等の参加者数	目標値	31,000人	
		現状値	26,919人	
	人権センターへの来館者数	目標値	34,000人	
		現状値	30,168人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・人権が尊重される社会づくりに向けて、県が開催する各種の人権啓発イベント・講座等へ参加した人数（生活部人権・同和室調べ）
- ・三重県人権センターの展示室入場者数、図書館利用者数、多目的ホール入場者数の合計（三重県人権センター調べ）

主な取組内容

- ① 県民の皆さんが人権について身近で重要なものであると理解していくことができるよう、「差別をなくす強調月間（毎年11月11日から12月10日まで）」における重点的な啓発活動を展開するとともに、「人権が尊重される三重をつくる条例」の普及を含め、広報媒体を活用した効果的な啓発活動を推進します。（生活部）
- ② 人権啓発の拠点施設である三重県人権センターの常設展示や図書室などの機能を有効活用した啓発を推進するとともに、感性に訴える啓発や人権に関するフォトコンテスト、メッセージ募集等の参画型啓発を実施するなど、大人から児童まで各年齢層に応じた多様な手法による啓発活動を推進します。（生活部）
- ③ 「新しい時代の公」をふまえた、行政、NPO、地域の団体、企業等の多様な主体の連携による地域特性を生かした啓発活動を実施します。（生活部）
- ④ 関係機関との連携により企業・団体等への啓発訪問を実施し、企業および団体等において、人権問題の正しい理解と認識が深まり、人権が尊重される気運が高まるよう取組を進めます。（生活部、農水商工部）
- ⑤ 同和問題をはじめとするさまざまな人権課題に対する県民の理解と認識を深めるとともに、家庭、地域、職場などで具体的な取組に結びつける啓発活動を推進します。（生活部）

基本事業
11103

人権教育の推進

(主担当：教育委員会人権・同和教育室)

目的	対象	児童生徒、教職員等教育関係者、地域住民が		
	意図	人権に対する理解と認識を深め、問題解決に向けて主体的に取り組んでいる		
基本事業の 目標項目	「人権教育推進協議会」が、保護者や地域住民を対象に人権意識を高める活動に取り組んでいる割合	目標値	75%	
		現状値	10%	
	人権問題に取り組んでいる児童生徒のサークル等の数	目標値	240サークル	
		現状値	171サークル	

[基本事業目標項目の説明]

- ・学校や地域において、校区住民を対象に人権意識を高める活動（フェスティバル等の体験的な活動、講演会・学習会等の啓発的な活動）に取り組む「人権教育推進協議会」の割合（教育委員会人権・同和教育室調べ）
- ・学校や地域で人権問題に取り組んでいる児童生徒たちの組織・サークル等の数（教育委員会人権・同和教育室調べ）

主な取組内容

- ① 各学校が策定した「人権教育推進計画」の実践や計画の見直しを支援します。（教育委員会）
- ② 学校における、差別事象などの教育課題の解決のため、学校、地域住民、行政が連携して取り組みます。（教育委員会）
- ③ 人権学習教材の活用をはかり、同和問題、子ども、女性、障がい者、外国人等の人権課題について学習できるよう取組を行います。（教育委員会）
- ④ 小中学校および県立学校の管理職等を対象に、幅広い見識の修得と資質向上をめざした研修を行い、学校における人権教育のリーダーの養成を進めるとともに、その活用をはかります。（教育委員会）
- ⑤ 各学校でのPTA活動や「人権教育推進協議会」の活動をとおして、住民が主体的に人権教育を推進する取組を支援します。（教育委員会）

基本事業
11104

人権擁護の推進

(主担当：生活部人権・同和室)

目的	対象	県民一人ひとりの人権が		
	意図	適切に擁護されている		
基本事業の 目標項目	県内における人権相談ネットワーク の数	目標値	6件	
		現状値	2件	

[基本事業目標項目の説明]

・三重県人権センターをはじめとする県や国の相談機関に加えて、市町や市民活動団体も含めた身近な地域における相談ネットワークおよび広域的なネットワークの数（三重県人権センター調べ）

主な取組内容

- ① 三重県人権センターにおいてさまざまな人権相談に対応するとともに、相談内容に応じた適切な相談機関の窓口を広報します。（生活部）
- ② 多様化・複雑化する相談内容に的確かつ迅速に対応できる体制づくりを進めるため、各種機関の相談員の資質や専門性の向上をはかる研修を実施するとともに、国、県、市町の相談機関の連携強化や地域における相談ネットワークづくりを進めます。（生活部）
- ③ インターネット上での差別事象・人権侵害の状況を把握するとともに、インターネット上の人権問題や適正な利用に関する啓発を推進します。（生活部）
- ④ 人権侵害の被害者に対する対応のための取組を進めるとともに、国、他県の動向をふまえながら、人権救済のあり方について研究します。（生活部）



平成 18 年度 人権ポスター

施策112 男女共同参画社会の実現

(主担当部：生活部)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	性別にとらわれず、それぞれの生き方や価値観を尊重し合いながら、社会のあらゆる分野で共に参画している		
施策目標項目 (主指標)	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	目標値	25.0%	
		現状値	22.3%	

【施策目標項目の説明】

- ・ 地方自治法（第202条の3）に基づき県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合（生活部男女共同参画室調べ）

現状と課題

政策・方針決定過程への男女共同参画の促進は未だ十分ではなく、性別による固定的な役割分担意識を有する人の割合も、年齢や性別により差があるものの、依然として高い傾向にあることから、男女共同参画に関する取組や意識の普及・啓発について、一層効果的に推進していく必要があります。

また、男女共同参画社会の実現には、職場、地域等における取組の充実が不可欠であることから、市町との連携により、企業、地域の自主的な取組への支援や働きかけを引き続き行っていく必要があります。

さらに、男女共同参画を阻害するドメスティック・バイオレンス（DV）^{※1}の被害件数が依然として高い傾向にあることから、被害防止に向け、きめ細かく対応していく必要があります。

めざす姿

男女が、性別にかかわらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれが多様な生き方を認められています。そして、男女が、対等な立場で家庭、学校、職場、地域などの社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一人ひとり、団体等は、男女共同参画に対する理解を深め、地域において主体的な活動を展開します。 ○ 事業者は、雇用面における男女間格差の解消や次世代育成支援に向けた取組を進めます。 ○ 市町は、男女共同参画基本計画等を策定し、地域の特性に応じた施策を推進します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非正社員に占める女性の割合が高い現状から、経済情勢が悪化すると、男女間の所得格差が拡大し、男女共同参画の理念の浸透に悪影響を与えます。

県の取組方向

さまざまな分野における男女共同参画を一層推進するため、国とも連携しながら女性のチャレンジを支援するとともに、平成19年3月に策定した「三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」に基づき、県のすべての施策、事業に男女共同参画の視点を反映させながら、審議会による評価を行いつつ、各種取組を推進します。また、市町による男女共同参画基本計画等の策定支援を進めます。

意識の普及については、三重県男女共同参画センター等を通じて、誰もが身近に感じられる効果的な啓発を展開するとともに、県民やNPO、事業者等の多様な主体と連携・協働しながら、地域等における取組に対する支援等を進めます。

さらに、DVによる被害の防止対策については、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。

県の取組目標項目 (副指標)	男女共同参画を推進するための基本計画等を策定している市町の割合	目標値	75.0%
		現状値	58.6%
	男女共同参画センター主催事業への参加者数	目標値	10,000人以上
		現状値	10,269人
	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	目標値	18.0% (2009年度)
		現状値	15.3% (2005年度)

[県の取組目標項目の説明]

- ・県内29市町のうち、男女共同参画を推進するための条例または基本計画等を策定している市町の割合（生活部男女共同参画室調べ）
- ・三重県男女共同参画センターで主催した啓発事業等への参加者の合計（生活部男女共同参画室調べ）
- ・「男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、社会全体で「男女の地位が平等である」と答えた人の割合（生活部男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

施策展開するために取り組む基本事業

11201	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	(生活部)
11202	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	(生活部)
11203	働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進	(生活部)
11204	心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組	(健康福祉部)

注) 1 DV：夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力などのこと

基本事業
11201

政策・方針決定過程への
男女共同参画の推進
(主担当：生活部男女共同参画室)

目的	対象	県民、市町、県が		
	意図	男女共同参画社会の実現に向けて協働で取り組んでいる		
基本事業の 目標項目	県の審議会等のうち男女のバランスがとれた構成の審議会等の割合	目標値	57.3%	
		現状値	49.4%	
	男女共同参画を推進するための基本計画等を策定している市町の割合	目標値	75.0%	
		現状値	58.6%	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・県の審議会等のうち、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満としない審議会等の割合（生活部男女共同参画室調べ）
- ・県内29市町のうち、男女共同参画を推進するための条例または基本計画等を策定している市町の割合（生活部男女共同参画室調べ）

主な取組内容

- ① 審議会や各種団体役員などへの男女の構成がバランスのとれた登用を進めることなどにより、地域社会における政策・方針決定の場への女性の参画の拡大を促進します。（生活部）
- ② 就業をはじめとした社会参画に意欲のある女性の能力を發揮できる環境づくりのため、女性のチャレンジを支援するネットワークや相談および情報提供等を行う拠点の整備などに取り組めます。また、地域におけるチャレンジ支援の普及を進めます。（生活部）
- ③ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」については、男女共同参画を推進する拠点施設として専門性を一層高めながら、情報提供、交流、人材育成支援、調査研究、相談対応、女性のチャレンジ支援などを進めます。（生活部）
- ④ 地域において男女共同参画を推進する人材の育成・確保や市町の円滑な事業展開に向けた支援を行い、地域住民が市町と効果的に連携しながら、男女共同参画を推進するための環境づくりを進めます。また、市町において男女共同参画に関する条例や基本計画の策定が進むよう支援します。（生活部）
- ⑤ 県において、男女の区別なく管理職への登用や配置を行うとともに、職員の意識啓発や能力開発に向けた研修等を積極的に行います。（総務部、教育委員会）
＜基本事業 61004 ②③の一部再掲、基本事業 12207 ①の一部再掲＞
- ⑥ 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、三重県男女共同参画審議会による評価を実施し、その結果については県民に公表して今後の施策に反映します。（生活部）

※ ②は、重点事業（元気2）「女性および高齢者のチャレンジ支援」を構成しています。

基本事業
11202

男女共同参画に関する意識の普及と
教育の推進

(主担当：生活部男女共同参画室)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	性別による固定的な役割分担意識を見直すなど、男女共同参画意識が普及している		
基本事業の 目標項目	男女共同参画センター主催事業への参加者数	目標値	10,000人以上	
		現状値	10,269人	
	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	目標値	18.0% (2009年度)	
		現状値	15.3% (2005年度)	

[基本事業目標項目の説明]

- ・三重県男女共同参画センターで主催した啓発事業等への参加者の合計（生活部男女共同参画室調べ）
- ・「男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、社会全体で「男女の地位が平等である」と答えた人の割合（生活部男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 男女共同参画についての理解を深めるため、「男女共同参画週間」や地域でのイベントなどあらゆる機会をとらえ、意識の普及をはかります。（生活部）
- ② 学校等において、男女共同参画の視点に立って、児童生徒の個性や能力を伸ばす教育を充実します。（教育委員会）
- ③ 社会的影響力の大きいリーダー的な立場にある人を対象としたセミナーの開催などを通じて、社会全体で男女共同参画を推進する気運を高めます。（生活部）
- ④ さまざまな分野における男女共同参画意識の効果的な浸透をはかるため、NPO、各種団体、企業等の多様な主体と連携・協働して、各主体の自主的な活動を支援します。（生活部）
- ⑤ 家庭・地域等における男性の参画を重視した広報、啓発活動を展開することにより、男性にとっての男女共同参画推進の意義等についての理解を促進します。（生活部）

基本事業
11203

働く場と家庭・地域における
男女共同参画の推進
(主担当：生活部男女共同参画室)

目 的	対 象	県民一人ひとりが		
	意 図	家庭、職場、地域において、性別にかかわらず、多様な生き方を選択できる生活を営んでいる		
基本事業の 目標項目	男女格差の是正に取り組んでいる企業の割合	目 標 値	37.0%	
		現 状 値	18.3%	
	1 農業委員会あたりの女性農業委員数	目 標 値	2人以上	
		現 状 値	1.58人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・雇用慣行や性別役割分担などが原因で男女労働者間に事実上生じている格差の是正を目的として行う措置に取り組んでいる企業の割合（生活部勤労・雇用支援室「県中小企業賃金等実態調査」）
- ・1 農業委員会あたりにおける女性農業委員の人数（農水商工部担い手室調べ）

主な取組内容

- ① 企業等における男女共同参画への取組の実態把握を行い、働く場における男女間の格差解消や女性の能力発揮、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けて就労環境整備に取り組む企業等への支援を行います。（生活部）
＜基本事業 21202 ⑤の一部再掲＞
- ② 農山漁村での男女共同参画推進の中心的なリーダーとして、農村・漁村女性アドバイザーを認定、育成するとともに、女性の地域での方針決定の場への登用、女性起業家の育成、家族経営協定^{注)1}の締結などを促進する研修会や啓発活動を行います。（農水商工部）
- ③ 多様なニーズに対応し、延長保育、一時保育等の保育サービスを充実するとともに、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター^{注)2}の充実等を一層推進します。（生活部、健康福祉部）
＜基本事業 21202 ③の一部再掲、基本事業 33201 ①の一部再掲、基本事業 33202 ⑥の一部再掲＞
- ④ 高齢者が在宅および施設で安心して生活できるよう、介護予防、介護サービスの充実をはかります。（健康福祉部）
＜基本事業 34302 ④の一部再掲、基本事業 34303 ①②の一部再掲＞
- ⑤ 地域において、防災、環境などの新たな分野を含め、あらゆる分野における男女共同参画を推進するため、市町と連携・協働して、住民が主体的に実施する地域特性を生かした取組への支援を行います。（生活部）

注)1 家族経営協定：農業経営の方針や役割分担、収益の分配方法、労働時間・休日などの就業条件、生活運営等について、家族構成員の話し合いにより取り決めて、明文化すること

注)2 ファミリー・サポート・センター：84 ページをご覧ください。

基本事業
11204

心身の健康支援と性別に基づく
暴力等への取組
(主担当：健康福祉部こども家庭室)

目的	対象	配偶者等から暴力等を受けている人が		
	意図	身近なところでDV（夫や恋人等からの暴力）に対する相談や支援を受けている		
基本事業の 目標項目	「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」項目着手率	目標値	100%	
		現状値	74%	

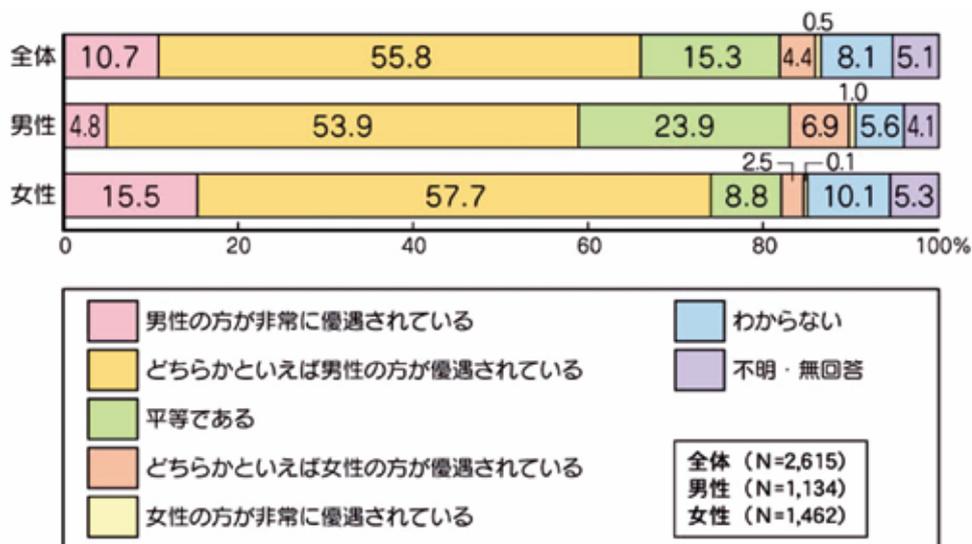
[基本事業目標項目の説明]

- ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」に掲げる「今後の方向性（具体的な取組）」項目に着手している割合（健康福祉部こども家庭室調べ）

主な取組内容

- ① 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」を推進するため、DV防止の周知・啓発、相談や一時保護の実施、調査研究などについて、関係部が特性を生かし、役割分担を明確にしながらい体的な取組を進めます。
(生活部、健康福祉部、教育委員会、警察本部)
- ② DV被害に対応するため、女性相談所等に女性相談員、心理療法職員等を配置し、相談や心理的支援の実施、一時保護などを行います。(健康福祉部)
- ③ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、関係機関との連携強化をはかるとともに、地域DV防止会議を開催し、関係機関の専門的な理解を深め、認識・情報を共有化します。(健康福祉部)
- ④ セミナーの開催等により、DVをはじめとする性別に基づく暴力等は人権を侵害する行為であり、許されないものであるという意識の浸透をはかります。(生活部)

男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（2006年2月調査：三重県）
「男女の地位」についての意識結果



施策121 生涯学習の推進

(主担当部：教育委員会)

目的	対象	県民が	
	意図	いつでも、どこでも、興味や必要に応じて学習し、その成果を生かして活動している	
施策目標項目 (主指標)	生涯学習関連講座への参加者数	目標値	318,000人
		現状値	303,955人

[施策目標項目の説明]

- ・県立生涯学習施設および市町の公民館で開催される生涯学習関連講座への参加者数（教育委員会生涯学習室調べ）

現状と課題

県民の多様化・高度化した学習ニーズに的確に対応するため、だれでも、いつでも、どこでも、興味や必要に応じて学ぶことのできる環境づくりが求められています。

また、少子化に伴う人口減少と高齢化の急速な進行、核家族や共働き家庭の増加、人間関係の希薄化などの社会の変化に対応するため、生涯学習に取り組んだ県民が、学習の成果を生かして活動することにより、地域や家庭の教育力の向上をはかることができる環境をつくる必要があります。

めざす姿

県民の多様なニーズに応えることができるよう生涯学習の場や機会が充実しています。生涯学習に取り組む県民が、学習の成果を生かして活動しています。

地域住民が、子どもたちとふれあうことで「地域の子どもは地域で育てる」という気運が醸成され、コミュニティの再生がはかられています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町が、住民のニーズに応じた生涯学習機会の提供をします。 ○ 地域が、子どもたちのためにさまざまな異世代間交流の場づくりを進めます。 ○ 高等教育機関や民間団体、NPO等が、積極的に生涯学習機会の提供をします。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 余暇、価値観の変化をはじめとするさまざまな要因により、県民の学習意欲が変化し、学習ニーズが多様化します。 ○ 国による一人ひとりの学習活動を促進するための方策、地域住民等の力を結集した地域づくり、家庭や地域社会における子どもたちの育成に関する環境改善のための方策などの進展により、生涯学習環境が変化します。

県の取組方向

県民がいつでも、どこでも学習できるよう、行政、高等教育機関、民間教育団体と連携した「みえ生涯学習ネットワーク」や情報提供システムを運営し、魅力ある学習の機会や情報を提供できる環境の整備に取り組みます。

また、図書館や美術館、博物館などの県立生涯学習施設について、学習機会の充実をはかるとともに、利用者のニーズに一層応えられるよう運用に努めます。

特に、県立図書館については、生涯学習や社会・経済活動等の情報を積極的に提供することにより、「知識と情報の拠点」となる新しい図書館をめざします。また、新博物館については、文化振興施策と連携させながら検討を進めます。

学校、家庭、地域が連携をはかりながら、子どもたちがさまざまな体験活動を通じて、自ら考え、行動する「生きる力」を育むための地域社会づくりを支援します。

子どもの教育やしつけに関する親の不安や悩みを解消し、自信をもって家庭教育ができるよう積極的に支援します。

県の取組 目標項目 (副指標)	生涯学習情報提供システムへのアクセス数	目標値	172,000件
		現状値	167,280件
	子ども体験活動クラブへの参加者数	目標値	31,500人
		現状値	19,961人
	家庭教育に関する学びの機会への参加者数(累計)	目標値	109,000人
		現状値	—

[県の取組目標項目の説明]

- ・さまざまな主体が提供する学習機会や、さまざまな分野の講師情報などを蓄積し、発信している三重県生涯学習情報提供システムへの年間アクセス数(教育委員会生涯学習室調べ)
- ・県内の各地域で組織されている、子ども体験活動クラブ^{注)1}への年間総参加者数(教育委員会生涯学習室調べ)
- ・県が作成した、家庭教育について学習するプログラムを活用した学習機会への参加者数の2007年度からの累計(教育委員会生涯学習室調べ)

施策展開するために取り組む基本事業

12101	生涯学習環境の整備	(教育委員会)
12102	地域と連携した生涯学習の充実	(教育委員会)
12103	家庭の教育力の充実	(教育委員会)

注) 1 子ども体験活動クラブ：子どもたちが、家庭や地域でさまざまな体験を通じて、豊かな心やたくましさなどの「生きる力」を育むことができるよう、市町において設置する体験活動推進のための組織

基本事業
12101

生涯学習環境の整備

(主担当：教育委員会生涯学習室)

目 的	対 象	生涯学習に取り組もうとする県民が			
	意 図	多様で充実した学習の機会や場を活用し、学んでいる			
基本事業の 目 標 項 目	県立生涯学習施設の利用者数	目 標 値	710,000人		
		現 状 値	694,466人		
	生涯学習情報提供システムへのアクセス数	目 標 値	172,000件		
		現 状 値	167,280件		
	県立図書館のレファレンスサービス利用件数	目 標 値	6,000件		
		現 状 値	3,885件		

[基本事業目標項目の説明]

- ・県立図書館、美術館、博物館、熊野少年自然の家、鈴鹿青少年センター、県生涯学習センターの年間利用者数の合計（教育委員会生涯学習室調べ）
- ・さまざまな主体が提供する学習機会や、さまざまな分野の講師情報などを蓄積し、発信している三重県生涯学習情報提供システムへの年間アクセス数（教育委員会生涯学習室調べ）
- ・県立図書館のレファレンスサービス^{注）1}のうち、所蔵調査、事実調査に関する利用件数（教育委員会生涯学習室調べ）

主な取組内容

- ① 県民がいつでも、どこでも学習できるよう、行政、高等教育機関、民間教育団体等が連携した「みえ生涯学習ネットワーク」や三重県生涯学習情報提供システムを運営し、魅力ある学習の機会や情報を提供できる環境の整備に取り組めます。（教育委員会）
- ② 県民の多様な学習ニーズに応えるため、社会教育関係職員の研修、全国的な動向の情報提供、各種研修プログラムの提供および講師紹介などを充実することで、公民館をはじめとした生涯学習施設の効果的運営と事業の充実を支援します。（教育委員会）
- ③ 図書館、美術館、博物館などの県立生涯学習施設において、多様化、高度化する県民の学習ニーズに応えられるよう環境づくりを進めるとともに、県民にとって利用しやすい施設運営を行い、所有する資源を最大限活用し、広く県民に還元できるよう取り組めます。（教育委員会）
- ④ 県立図書館について、生涯学習や社会・経済活動等の情報を積極的に提供することにより、県民の自己実現活動を支援するため、「知識と情報の拠点」となる新しい図書館をめざします。また、新博物館については、文化振興施策と連携させながら検討を進めます。（教育委員会、生活部）

※ ④の一部は、みえの舞台づくりプログラム（元気1）「『地域の知の拠点』連携・創造プログラム」を構成しています。

注）1 レファレンスサービス：142ページをご覧ください。

基本事業
12102

地域と連携した生涯学習の充実

(主担当：教育委員会生涯学習室)

目的	対象	幅広い年代の人たちが		
	意図	地域で活発に生涯学習に取り組み、学習成果を生かして活動している		
基本事業の 目標項目	子ども体験活動クラブへの参加者数	目標値	31,500人	
		現状値	19,961人	
	子ども体験活動クラブ設置数	目標値	38か所	
		現状値	24か所	
	生涯学習情報提供システムへの講師登録件数	目標値	520人	
		現状値	476人	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・県内の各地域で組織されている、子ども体験活動クラブへの年間総参加者数（教育委員会生涯学習室調べ）
- ・県内の各地域で組織されている、子ども体験活動クラブの設置数（教育委員会生涯学習室調べ）
- ・さまざまな主体が提供する学習機会や、さまざまな分野の講師情報などを蓄積し、発信している三重県生涯学習情報提供システムへの講師登録件数（教育委員会生涯学習室調べ）

主な取組内容

- ① 子どもの体験活動の場の提供や地域の教育力の向上をめざし、地域が取り組む子ども体験活動クラブの設置を支援します。（教育委員会）
- ② 県立学校の人材の活用や、施設・設備の地域への開放により、地域住民に身近な生涯学習の場を提供します。（教育委員会）
- ③ 「三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが自主的に、楽しみながら読書活動を行う環境づくりを進めます。（教育委員会）
- ④ 子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりのため、放課後や週末等に学校内外の安全な居場所において、地域の方々の参画を得て、共に勉強やスポーツ・文化活動、交流活動などを行う放課後児童対策を推進します。（教育委員会）
＜基本事業 33201 ②の一部再掲＞
- ⑤ 学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの「生きる力」を育むため、地域住民が、子どもたちに社会のルールを守る心や規範意識などを育む取組を支援します。（教育委員会）

※ ⑤は、みえの舞台づくりプログラム（くらし1）「企業や地域の団体とともに取り組む子育て家庭への支援プログラム」を構成しています。

基本事業
12103

家庭の教育力の充実

(主担当：教育委員会生涯学習室)

目的	対象	親が		
	意図	学習することにより自信をもって子育てをしている		
基本事業の 目標項目	家庭教育に関する学びの機会への参加者数(累計)	目標値	109,000人	
		現状値	—	

[基本事業目標項目の説明]

・県が作成した、家庭教育について学習するプログラムを活用した学習機会への参加者数の2007年度からの累計(教育委員会生涯学習室調べ)

主な取組内容

- ① 子育て中の親や将来親となる世代が、子育ての喜びや命の大切さ、家庭の大切さを実感することにより、子育てや家庭教育に対する理解を深めることができる学習機会を提供します。(教育委員会)
- ② 地域において親の学びや育ちをサポートする人材の育成・支援を行うとともに、連携・交流を進め、地域ぐるみで親子を支えようという気運の醸成をはかります。(教育委員会)
- ③ 家庭教育に関する情報の収集・発信を行うとともに、家庭教育に関心の薄い親に対しての啓発を進めます。(教育委員会)
- ④ 学校、家庭、地域、企業、NPO等が連携・協力し、大人の力を結集して、規則正しい子どもの生活リズムを育み、向上させるための取組を進めます。(教育委員会)

※ ①～④は、重点事業(元気1)「『人間力』の向上/みえの人づくり」を構成しています。

三重県立美術館

三重県立美術館では、三重ゆかりの美術、日本近現代美術、西洋近現代美術、スペイン美術などの作品を中心に収集し、皆さんに紹介しています。



曾我蕭白「松鷹図（旧永島家襖絵）」18世紀中期



橋本平八「猫」1922年



藤島武二
「大王岬に打ち寄せる怒濤」1932年



ムリーリョ
「アレクサンドリアの聖カタリナ」
1645-50年頃

アートカードみえ

次代を担う子どもたちが美術に親しむ機会を提供することは非常に重要なことです。

県立美術館では、所蔵作品を素材にした美術鑑賞教育支援教材「アートカードみえ」をつくり、県内の小中学校等に貸出を行っています。

鑑賞学習や、美術館の団体見学に先立つ事前学習として「アートカードみえ」を活用した「アートかるた」、「絵伝言ゲーム」、「ジェスチャーゲーム」、「お話づくり」などのアート・ゲームを行うことで、子どもたちは楽しみながら、自分なりの感じ方や解釈を身につけ、またコミュニケーション能力などを培うことができます。



施策122 学校教育の充実

(主担当部：教育委員会)

目的	対象	児童生徒が	
	意図	学校教育により、それぞれの個性や能力を伸ばすとともに、楽しく安心して学んでいる	
施策目標項目 (主指標)	学校に満足している児童生徒の割合	目標値	75.0%
		現状値	68.8%

[施策目標項目の説明]

・小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の児童生徒を対象とする「学校生活についてのアンケート（授業内容の理解、質問できる雰囲気、相談できる雰囲気、学校生活の安心感、目的意識の有無、学校施設への満足感の6項目）」の平均値から算出した、学校に満足している割合（教育委員会小中学校教育室、高校教育室調べ）

現状と課題

児童生徒の学力や学習意欲の低下が懸念されている中、学力の定着・向上をめざすとともに、身につけた知識や技能を活用できる力を育み、将来、自立した一人の県民として社会参画できる能力を育成する必要があります。

さらに、学校における暴力行為やいじめなどの問題行動や不登校などの状況が依然として厳しく、また、児童生徒の安全を脅かす事案も後を絶たないため、学校と家庭、地域、関係機関が連携して、児童生徒の健やかな心身の育成と安全の確保に取り組み、楽しく安心して学べる学校づくりを進める必要があります。

めざす姿

基礎・基本の学力を身につけたうえで、それぞれの個性や能力を伸ばしている児童生徒が増えています。

暴力行為等の問題行動の発生件数が減少するとともに、心の悩みや不安もなく、楽しく安心して学校生活をおくる児童生徒が増えています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町教育委員会および各学校が、児童生徒の学力・人間力の向上に一層取り組みます。 ○ 地域において、ふれあいや交流を通じ、児童生徒の規範意識や社会性を醸成します。 ○ 家庭や地域、関係機関が密接に連携して、児童生徒の安全確保に取り組みます。 ○ 家庭において、就学前から成長段階に応じて、基本的な生活習慣や学習習慣の定着をはかります。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少子高齢化、国際化、情報化の進展など、社会経済情勢の変化に伴って、児童生徒をとりまく環境も変化します。 ○ 国においては、教育の質の向上をめざすため、教育改革のさまざまな取組が想定されます。

県の取組方向

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かくいきとどいた教育を推進し、学力の定着・向上をめざします。また、学校教育全体を通じた一貫した人づくりの観点から、社会の中での役割や責任を自覚し、自らの生き方や学び方なども考えることができる資質や能力を育む教育を進めます。

暴力行為やいじめ、不登校などの課題に対しては、学校と家庭、地域、関係機関が連携して、児童生徒の規範意識や社会性を育むとともに、心の悩みや不安の解消に向けた取組を進めます。また、児童生徒の安全確保についても、地域等との連携を一層深めて取り組みます。

障がいのある児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、自立や社会参加ができるよう、早期からの一貫した支援体制づくりを進めるなど、特別支援教育^{注1}の推進とその充実をはかります。

児童生徒の健康を保持増進するため、家庭、地域、関係機関と連携し、食育^{注2}および体育・スポーツ活動の充実に取り組みます。

私学教育については、建学の精神を生かした特色ある教育や効率的な学校運営に積極的に取り組む学校への支援や、保護者の経済的負担を軽減するための支援などを進めます。

県の取組目標項目 (副指標)	授業内容を理解している児童生徒の割合	目標値	85.0%
		現状値	76.4%
	学校経営品質に基づき改善活動に取り組んでいる学校の割合	目標値	80%
		現状値	42%
	特別支援教育を受けている生徒の進学および就労の割合	目標値	34.0%
		現状値	27.4%

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・ 小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生にアンケートを実施し、授業内容が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した児童生徒の割合（教育委員会小中学校教育室、高校教育室調べ）
- ・ 学校経営品質^{注3} アセスメント（診断）の結果、弱み（課題）と整理された項目の改善に取り組む学校の割合（教育委員会教育改革室調べ）
- ・ 特別支援学校^{注4} 高等部の生徒の進学および就労の割合（福祉的な就労を除く）（教育委員会特別支援教育室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

12201	教育改革の推進	(教育委員会)
12202	児童生徒の基礎学力の向上	(教育委員会)
12203	特色ある教育の推進	(教育委員会)
12204	特別支援教育の推進	(教育委員会)
12205	健やかな心を育む教育の推進	(教育委員会)
12206	子どもたちの安全の確保と健康の増進	(教育委員会)
12207	教職員の資質の向上	(教育委員会)
12208	学校施設等学習環境の整備	(教育委員会)
12209	私学教育の振興	(生活部)

基本事業 12201

教育改革の推進

(主担当：教育委員会教育改革室)

目的	対象	県、市町教育委員会等の教育関係機関、教職員等の教育関係者が		
	意図	児童生徒を中心とする学習者の視点に立った教育を実践している		
基本事業の 目標項目	学校経営品質に基づき改善活動に取り組んでいる学校の割合	目標値	80%	
		現状値	42%	

[基本事業目標項目の説明]

・学校経営品質アセスメントの結果、弱み（課題）と整理された項目の改善に取り組む学校の割合（教育委員会教育改革室調べ）

主な取組内容

- ① 学習者の視点に立った教育を推進するため、市町教育委員会と協働して教職員の意識改革や学校の組織風土改革を進めるとともに、教育改革に取り組みます。（教育委員会）
- ② 三重県型「学校経営品質」の浸透・定着をはかり、継続的な改善に取り組むことにより、児童生徒、保護者、地域から信頼される学校づくりを進めます。（教育委員会）
- ③ 生徒の多様な学習ニーズと自己実現に応えるため、各高等学校のより一層の魅力化・特色化を進め、適正規模・適正配置の観点もふまえ、高等学校の再編活性化を推進します。（教育委員会）
- ④ 学校情報の発信と一層の公開を進めるとともに、学校運営協議会の設置や学校評価の適切な実施、学校評議員制度、地域教育力の活用などにより、開かれた学校づくりを推進します。（教育委員会）

※ ②～④は、重点事業（元気1）「『人間力』の向上／みえの人づくり」を構成しています。

注)1 特別支援教育：31 ページをご覧ください。

注)2 食育：156 ページをご覧ください。

注)3 (三重県型)「学校経営品質」：34 ページをご覧ください。

注)4 特別支援学校：33 ページをご覧ください。

基本事業
12202

児童生徒の基礎学力の向上

(主担当：教育委員会小中学校教育室)

目的	対象	児童生徒が		
	意図	基礎・基本の学力を確実に身につけている		
基本事業の 目標項目	授業内容を理解している小中学校の 児童生徒の割合	目標値	90.0%	
		現状値	83.8%	

[基本事業目標項目の説明]

・小学校5年生、中学校2年生にアンケートを実施し、授業内容が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した児童生徒の割合（教育委員会小中学校教育室調べ）

主な取組内容

- ① 学力調査などで児童生徒の学力の定着状況を把握し、その結果をもとに指導方法の工夫改善や個に応じた指導をすることにより、児童生徒の学力の定着・向上をめざします。（教育委員会）
- ② 基本的な生活習慣や学力のより確かな定着・向上をめざし、30人学級をはじめとするきめ細かくいきとどいた少人数教育を推進します。（教育委員会）
- ③ 各学校では、指導方法や教材の工夫改善に加え、評価のあり方についても研究し、授業の充実をはかります。（教育委員会）
- ④ 子どもたちが、就学前から一貫した教育を受けられるよう、幼稚園、保育所、小学校、中学校、保護者および地域の間での連携体制を構築します。（教育委員会）
- ⑤ 外国人児童生徒を支援するため、日本語教育および学校生活への適応指導の充実に取り組みます。（教育委員会）

※ ①～④は、重点事業（元気1）「『人間力』の向上／みえの人づくり」を構成しています。

※ ⑤は、みえの舞台づくりプログラム（絆1）「多文化共生社会へのステップアップ・プログラム」を構成しています。

基本事業
12203

特色ある教育の推進

(主担当：教育委員会高校教育室)

目 的	対 象	生徒が		
	意 図	個性と能力を伸ばし、進路希望の実現に取り組んでいる		
基本事業の 目 標 項 目	授業内容を理解している県立高等学校の生徒の割合	目 標 値	75.0%	
		現 状 値	61.3%	
	生徒のニーズにあった教育活動の改善を行う県立高等学校の数	目 標 値	全校	
		現 状 値	32校	
	新規高等学校卒業者が、就職した県内企業に、1年後定着している割合	目 標 値	90% (2009年度)	
		現 状 値	80% (2005年度)	

[基本事業目標項目の説明]

- ・高等学校2年生にアンケートを実施し、授業内容が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した生徒の割合(教育委員会高校教育室調べ)
- ・学科のより一層の魅力化、特色ある教育システムの導入、指定校事業等を実施する県立高等学校の数(教育委員会高校教育室調べ)
- ・新規高等学校卒業者が、就職した県内企業に1年後定着している割合(定着率=100-県内企業に就職した新規高等学校卒業者の1年後の進路不適応による離職率)。過去5年間の厚生労働省の雇用動向調査結果をもとに、倒産、結婚等による離職を5%と推計し、三重労働局の調査による離職率からこれを控除したものを、進路不適応による離職率とします。2010年の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 生徒が興味・関心に応じて、より深く学ぶことができるよう、社会人講師の招へいや大学等との連携授業の実施など、県内の高等学校における特色あるカリキュラム^{注)1}の実施を支援します。(教育委員会)
- ② 児童生徒が、望ましい職業観・勤労観や主体的に進路を選択する能力・態度を身につけ、将来、自立した社会人として積極的に社会参画できるよう、小学校から高等学校まで発達段階に応じたキャリア教育^{注)2}を推進します。(教育委員会)
- ③ 学校における文化・スポーツ活動を推進し、文化・芸術に親しむ心と健やかな体の育成に取り組みます。(教育委員会)
- ④ 情報教育に関する環境整備を行い、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して、情報化社会に対応できる基礎的な能力を育成します。(教育委員会)

※ ②は、重点事業(元気1)「『人間力』の向上/みえの人づくり」を構成しています。

※ ②は、みえの舞台づくりプログラム(元気2)「若年者の自立支援プログラム」を構成しています。

注)1 カリキュラム：教育課程のこと

注)2 キャリア教育：30ページをご覧ください。

基本事業
12204

特別支援教育の推進

(主担当：教育委員会特別支援教育室)

目的	対象	障がいのある児童生徒が		
	意図	一人ひとりの能力や可能性を伸ばし、自立や社会参画する力を身につけている		
基本事業の 目標項目	特別支援教育を受けている生徒の進学および就労の割合	目標値	34.0%	
		現状値	27.4%	
	特別支援学校で対応する1校あたりの教育相談件数	目標値	180件	
		現状値	132件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・特別支援学校高等部の生徒の進学および就労の割合(福祉的な就労を除く)(教育委員会特別支援教育室調べ)
- ・各特別支援学校の教育相談件数の平均数(教育委員会特別支援教育室調べ)

主な取組内容

- ① 複数の障がいに対応できる特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンター的機能を有する学校として役割を発揮できるよう、体制整備を進めます。(教育委員会)
- ② 通常の学級に在籍するLD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥/多動性障がい)、高機能自閉症等を含む障がいのある児童生徒への理解や指導の充実をはかるため、「個別の教育支援計画」の策定と活用を支援します。(教育委員会)
- ③ 市町や関係部局と連携し、早期からの一貫した発達支援が行えるよう、各地域の特性を考慮した支援体制の整備を進めます。(教育委員会)
- ④ 特別支援学校の生徒が一般就労できるよう、個々の特性やライフプランに応じた職場実習の拡大に取り組むとともに、地域の事業者、労働・福祉・教育機関のネットワークにより円滑な就労支援を進めます。(教育委員会)
- ⑤ 医療的ケアを必要とする学校に、専門的な能力をもつ職員を配置し、職員と教員による処置を実施するとともに、安全に処置が実施できるよう、研修の実施と校内体制の整備を進めます。(教育委員会)

※ ①～④は、重点事業(元気1)「『人間力』の向上/みえの人づくり」を構成しています。

基本事業
12205

健やかな心を育む教育の推進

(主担当：教育委員会生徒指導・健康教育室)

目的	対象	児童生徒が		
	意図	規範意識や社会性を身につけ、健やかな心を育てている		
基本事業の 目標項目	指導により登校できるようになった 児童生徒の割合	目標値	35.0%	
		現状値	30.2%	
	暴力行為発生件数	目標値	620件	
		現状値	740件	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・不登校児童生徒のうち、支援を行うことにより再び学校へ復帰した児童生徒の割合（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」速報値 教育委員会生徒指導・健康教育室調べ）
- ・子どもたちの暴力行為発生件数（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」速報値 教育委員会生徒指導・健康教育室調べ）

主な取組内容

- ① 児童生徒が心身共に充実した学校生活をおくれるよう、不登校の未然防止、早期発見・早期対応の取組を充実します。（教育委員会）
- ② 学校を拠点に、保護者や地域住民が子どもと一緒に取り組むコミュニケーション活動を通じて、子どもたちの規範意識の醸成や社会性を高める取組を進めます。（教育委員会）
- ③ 課題の多い学校に対して、生徒指導に関する専門的知識や豊富な経験を有する地域の人材を派遣して支援を行うとともに、深刻な問題行動に対しては、市町教育委員会や関係機関との連携により、毅然としたねばり強い対応を行います。（教育委員会）
- ④ いじめはどの学校でも、どの学級でも起こりうることから、いじめの未然防止、早期発見・早期対応についての取組を充実します。（教育委員会）
- ⑤ 子どもたちがひとりで悩みを抱えることなく、安心して学校生活をおくれるよう、スクールカウンセラー^{注1}や相談員の配置など、子どもや保護者が相談できる体制を整備するとともに、教職員の研修を進めることにより、学校のカウンセリング機能の充実をはかります。（教育委員会）
- ⑥ 教育支援センター（適応指導教室）による学校復帰に向けた指導を充実するとともに、市町教育委員会と連携して、不登校児童生徒の社会的な自立を支援します。（教育委員会）

※ ①～⑤は、重点事業（元気1）「『人間力』の向上／みえの人づくり」を構成しています。

注1 スクールカウンセラー：32ページをご覧ください。

基本事業
12206

子どもたちの安全の確保と健康の増進

(主担当：教育委員会生徒指導・健康教室)

目的	対象	児童生徒が		
	意図	安全で安心な学習環境の中で、健康の保持増進に取り組んでいる		
基本事業の 目標項目	学校安全ボランティアを組織している小学校の割合	目標値	100%	
		現状値	68.1%	
	朝食を毎日食べる小学生の割合	目標値	100%	
		現状値	87.8%	
	体力テストにおける全国平均以上の項目の割合	目標値	50.0%	
		現状値	30.4%	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・PTAを主体とした学校安全ボランティアを組織している小学校の割合（教育委員会生徒指導・健康教室調べ）
- ・朝食を毎日食べる小学生（6年生）の割合（教育委員会生徒指導・健康教室調べ）
- ・文部科学省が実施する体力テストの調査項目のうち、三重県平均が全国平均以上の項目の割合（教育委員会スポーツ振興室調べ）

主な取組内容

- ① 地域との連携を重視し、ボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる学校づくりを進めます。（教育委員会）
- ② 子どもたちが生涯にわたって望ましい食習慣を身につけ、健康を保持増進していけるよう、学校と家庭、地域が連携して、食に関する指導を推進します。また、学校給食への地域食材や郷土料理等の積極的な導入により、郷土の産業や食文化への理解を深めるとともに、食物アレルギーを有する児童生徒への個に応じた給食の提供や個別的な相談指導を推進します。（教育委員会）
- ③ 児童生徒の心身の健康問題に適切に対応するため、学校保健担当者の指導力向上をはかるとともに、学校保健委員会の活性化をはかるなど、学校と家庭、地域保健の連携の推進に取り組めます。（教育委員会）
- ④ 運動の楽しさや喜びを味わう学習を展開することにより、主体的に運動に関わろうとする児童生徒を育成し、健やかな心と体の保持増進をはかるとともに、体力の向上をめざします。（教育委員会）
- ⑤ 地域の指導者の導入を推進し、学校と地域の連携を深めることにより、学習環境を整備するとともに、運動部活動の活性化をはかります。（教育委員会）

※ ②は、みえの舞台づくりプログラム（元気3）「食に学び、食を育む環境づくりプログラム」を構成しています。

※ ⑤は、重点事業（元気1）『「人間力」の向上／みえの人づくり』を構成しています。

基本事業
12207

教職員の資質の向上

(主担当：教育委員会研修企画・支援室)

目的	対象	教職員が		
	意図	教科等の実践的な指導力を身につけている		
基本事業の目標項目	教職員一人あたりの研修への参加回数	目標値	2.70回	
		現状値	2.43回	

[基本事業目標項目の説明]

- ・教育委員会研修分野が主催・支援する研修への教職員一人あたりの年間平均参加回数（教育委員会研修企画・支援室調べ）

主な取組内容

- ① 教職員の経験や役割に応じた体系的な研修を実施するとともに、インターネットの活用など研修内容・方法の改善を行いながら教職員研修の充実をはかります。(教育委員会)
- ② 学校内研修の中核となる教職員を育成することにより、学校の教育力の向上をめざすとともに、モデルとなる重点支援校での研修実践を行い、その成果を生かして、より良い学校づくりをめざします。(教育委員会)
- ③ 校内の教育相談体制の中核となる教職員を支援するとともに、子どもたちが抱える課題に対する専門的教育相談を実施します。(教育委員会)
- ④ 指導力に課題を有する教職員への研修を実施します。(教育委員会)

※ ①、②、④は、重点事業（元気1）「『人間力』の向上／みえの人づくり」を構成しています。

基本事業
12208

学校施設等学習環境の整備

(主担当：教育委員会学校施設室)

目的	対象	学習環境が		
	意図	児童生徒、教職員にとって安全・快適になっている		
基本事業の目標項目	県立学校の耐震化整備率	目標値	92.0%	
		現状値	85.8%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・非木造2階建て以上または床面積200㎡を超える県立学校建物のうち、建築年次や耐震判定結果および耐震補強工事により、耐震性が確認された建物（棟）の割合（教育委員会学校施設室調べ）

主な取組内容

- ① 県立学校の施設について、大規模地震に備えた耐震補強整備をはじめ、老朽化した建物の改築を計画的に進めるとともに、多様なニーズにあった改修等を行います。

(教育委員会)

- ② 小中学校の施設について、大規模地震に備えた耐震補強整備をはじめ、老朽化した建物の改築や多様なニーズにあった改修等を市町が実施する場合、補助制度の活用等について積極的な情報提供と助言に努めます。(教育委員会)
- ③ 活力ある職場づくりを進めるため、教職員のメンタルケア^{注)1}を実施します。
(教育委員会)
- ④ 勉学意欲がありながら、経済的な理由により就学が困難な生徒や学生に奨学金の貸与等を行います。(教育委員会)

注)1 メンタルケア：心の病に対し医療的・心理的援助を含むサービスのこと

基本事業 12209		私学教育の振興 (主担当：生活部青少年・私学室)	
目的	対象	私立学校の児童生徒が	
	意図	私立学校の建学精神に基づく個性豊かで多様な教育を受けている	
基本事業の 目標項目	特色化教育等実施事例数	目標値	60件
		現状値	42件

[基本事業目標項目の説明]

- ・私立高等学校において、特色化教育^{注)1}等を実施している事例数(生活部青少年・私学室調べ)

主な取組内容

- ① 公教育の一翼を担う私立学校における独自の建学精神に基づく多様な教育の推進を支援するとともに、生徒の修学上の経済的負担を軽減します。(生活部)
- ② 私立学校の管理運営、活動状況等を把握するための訪問調査等を実施し、私立学校の健全な発展を支援します。(生活部)

注)1 特色化教育：国際化への対応、環境教育・キャリア教育の推進等、時代のニーズに適応した特色ある教育

施策123 青少年の健全育成

(主担当部：生活部)

目的	対象	青少年が		
	意図	自立性や社会性を身につけている		
施策目標項目 (主指標)	青少年対策活動参加者数	目標値	60,000人	
		現状値	56,646人	

[施策目標項目の説明]

・市町や関係団体の健全育成の取組や、青少年の育成活動の呼びかけに自主的に参加した県民の人数（生活部 青少年・私学室調べ）

現状と課題

家庭や地域における青少年と大人の絆が希薄化しているとともに、情報通信技術の飛躍的な発達、夜型社会への移行など、青少年が有害な環境に接する機会が多くなっています。こうした中、青少年の非行や薬物乱用をはじめ、青少年をめぐる凶悪な事件、いじめや校内暴力、児童虐待が相次いでいるなど、青少年が直面する問題は深刻な状況にあります。

このため、家庭や地域における多様な主体が連携・協働しながら、青少年が社会の一員として生きていくために必要な社会規範やルール、自立性や社会性を身につけるさまざまな体験機会の提供や有害環境から青少年を守るための取組を一層推進していく必要があります。

めざす姿

家庭、学校、地域、NPO、行政などの多様な主体の連携が進み、地域の特性に応じた青少年健全育成や非行防止の活動が地域主体で活発に実施されています。こうした取組や青少年自らが青少年育成活動の担い手となる取組を通じて、青少年が社会の一員として必要な社会規範や自立性を身につけています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭は、子どもとの関係を大切にし、ふれあいを深め、社会性や規範意識を育みます。 ○ 青少年健全育成市町民会議やNPO等の関係団体は、連携しながら、主体的に健全育成活動を推進します。 ○ 市町は、関係機関・団体とのネットワークを拡大・強化しながら、地域の特性に応じた健全育成活動を実施します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の家庭以外の子どもへの無関心や個人主義の広がりや、健全な青少年の育成に悪影響を与えます。 ○ 深夜営業施設の増加、青少年へのインターネットや携帯電話の普及等が、健全育成に影響を与えます。

県の取組方向

青少年の規範意識や社会性を醸成し、健全な育成をはかるため、「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、市町民会議をはじめとした家庭、学校、地域、NPO、関係団体、市町など多様な主体と連携・協働し、家庭や地域における青少年と大人との絆を強めていきます。また、地域自らが取り組む、青少年がさまざまな体験や活動を行える機会や場の提供の充実と定着をはかるとともに、青少年、特に中・高・大学生が、自ら青少年育成の担い手となる活動を支援します。

さらに、青少年に有害な環境の浄化を進めるため、関係業界の協力を得ながら、青少年健全育成条例の適正な運用をはかるとともに、青少年に身近な地域団体、学校、警察などの連携を一層強化して、多様な非行防止活動および青少年が被害者となる事件や事故の未然防止活動を推進する体制づくりと情報発信を行います。

県の取組 目標項目 (副指標)	青少年対策活動団体数	目標値	385団体
		現状値	320団体
	青少年健全育成協力店数	目標値	1,700店
		現状値	1,354店
	青少年の社会活動・地域活動参加者数	目標値	18,200人
		現状値	16,145人

[県の取組目標項目の説明]

- ・県の支援する青少年の健全育成に関わる活動に参加した団体数（生活部青少年・私学室調べ）
- ・青少年健全育成協力店として登録のあった営業店舗数（生活部青少年・私学室調べ）
- ・県の支援する社会活動や地域活動に参加した青少年の人数（生活部青少年・私学室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

12301	地域における青少年健全育成の推進	(生活部)
12302	青少年非行防止・保護対策の推進	(生活部)

基本事業
12301

地域における青少年健全育成の推進

(主担当：生活部青少年・私学室)

目的	対象	青少年健全育成に関わる地域の活動者や担い手となる青少年が		
	意図	地域において連携しながら健全育成の取組を推進している		
基本事業の 目標項目	青少年対策活動団体数	目標値	385団体	
		現状値	320団体	
	青少年の社会活動・地域活動参加者数	目標値	18,200人	
		現状値	16,145人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県の支援する青少年の健全育成に関わる活動に参加した団体数（生活部青少年・私学室調べ）
- ・県の支援する社会活動や地域活動に参加した青少年の人数（生活部青少年・私学室調べ）

主な取組内容

- ① 青少年の健全な育成を推進するため、知事部局、教育委員会、警察本部で構成する「三重県青少年対策推進本部」において、関係機関との連絡調整をはかり、総合的施策を協議・実施します。（生活部）
- ② 地域ぐるみで取り組む中学生の職場体験の支援など、家庭、学校、地域社会が一体となって、「地域の子どもは地域で育てる」という気運の醸成をはかります。（生活部）
- ③ 青少年が社会規範やルールを身につけるため、青少年を活動や事業の参加者としてだけでなく、積極的に企画・運営の担い手として位置づけ、青少年自らも社会の一員として地域の大人と共に、健全育成・非行防止活動を行う環境づくりを進めます。（生活部）
- ④ 「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」、「全国青少年健全育成強調月間」、「青少年非行防止活動強化期間」等において、関係機関、団体等と連携しながら、非行防止のためのさまざまな啓発活動や健全育成活動を推進します。（生活部、健康福祉部、警察本部）
- ⑤ 財団法人三重こどもわかもの育成財団において、青少年健全育成について県民総ぐるみで取り組むという考え方のもと、地域とのネットワーク化を進めるとともに、情報提供、人材育成等の地域活動の支援を行います。（生活部）
- ⑥ 地域で青少年の健全育成活動を推進していく専門的知識を持った人材を養成し、地域・学校等へ派遣し、住民自らが地域の健全育成を推進する体制をつくりまします。（生活部）

※ ②は、みえの舞台づくりプログラム（元気2）「若年者の自立支援プログラム」を構成しています。

基本事業
12302

青少年非行防止・保護対策の推進

(主担当：生活部青少年・私学室)

目的	対象	青少年の非行防止対策に関わる活動者が		
	意図	相互に連携しながら青少年の非行や被害を未然に防止している		
基本事業の 目標項目	非行防止活動参加者数	目標値	33,000人	
		現状値	30,866人	
	立入調査活動数	目標値	2,500回	
		現状値	2,364回	
	青少年健全育成協力店数	目標値	1,700店	
		現状値	1,354店	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県の支援する非行防止・保護に関わる活動に参加した人数（生活部青少年・私学室調べ）
- ・県内の立入調査員の立入調査の年間延べ活動回数（生活部青少年・私学室調べ）
- ・青少年健全育成協力店として登録のあった営業店舗数（生活部青少年・私学室調べ）

主な取組内容

- ① 「三重県青少年健全育成条例」に基づく有害図書類などの指定、非行を助長する行為や深夜外出等への対応について、関係業界の自主規制や協力を得て適正に実施します。（生活部）
- ② インターネットの急速な進展に伴う問題に対応するため、正しくインターネットを使うためのルール・マナーやその利活用等について、青少年や保護者を対象に情報発信や啓発活動を行います。（生活部）
- ③ 児童買春事犯を誘引する出会い系サイト等の有害環境からの被害防止をはかるほか、少年の福祉や心身に有害な影響を与える犯罪に対する取締りを推進します。（警察本部）
- ④ 警察本部および四日市南、津、伊勢、名張警察署に設置している「少年サポートセンター」を中心に、少年相談活動を推進するほか、関係機関・団体と連携し、児童虐待等の被害少年や非行少年の立ち直り支援、その保護者等に対する支援を行います。（警察本部）
- ⑤ 街頭補導活動等の強化により非行にいたる前の不良行為少年を早期に発見し、補導措置を講じるとともに、非行防止教室を開催するなどして、青少年の健全育成をはかります。（警察本部）

施策131 文化にふれ親しむことができる環境づくり

(主担当部：生活部)

目的	対象	県民が		
	意図	多様な文化芸術にふれ親しみ、地域の歴史や文化を大切にしている		
施策目標項目 (主指標)	音楽、美術などのさまざまな芸術や文化と直接ふれ親しめる機会が多いことに対する満足度	目標値	19.0%	
		現状値	17.9%	

[施策目標項目の説明]

・一万人アンケートにおいて、「音楽、美術などのさまざまな芸術や文化と直接ふれ親しめる機会が多いこと」に対して、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した人の割合（政策部企画室「一万人アンケート」）

現状と課題

「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へという言葉に象徴されるように、人びとの価値観は、一人ひとりの生き方、癒しや心の充実感、歴史・伝統、自然、文化芸術を重視する方向に変化してきています。

こうした社会変化やニーズの変化に対応するには、長期的な視点から、従来より幅広い文化振興策を展開していくことが求められています。

また、長年にわたって保存・継承されてきた文化財や風習などを、県民自らが、地域の誇りとして大切にしていくための支援や取組も必要となっています。

さらに、多様な主体による文化芸術活動の活発な展開を促進するための支援を行っていくことも重要となっています。

めざす姿

県民の誰もが多様な文化芸術を享受でき、文化芸術活動に参画・参加しているとともに、地域の歴史や文化に愛着を感じ、守り伝えていこうとする意識が高まっています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一人ひとり、団体等は、主体的に文化芸術の振興や文化財等の保存・継承等に取り組めます。 ○ 企業は、企業市民としての貢献活動の一環として、文化芸術の振興に主体的に参画します。 ○ 住民に身近な市町においては、地域に密着した文化芸術の振興や文化財等の保存・継承等の取組を推進します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 余暇時間、所得の変動など社会・経済情勢の変化や個人の価値観の多様化に伴い、文化芸術に関するニーズが変化します。

県の取組方向

県民が多様な文化芸術にふれ親しみ、文化芸術活動に参画・参加できるとともに、それぞれの活動の文化芸術性を自ら高めていくことができる環境づくりを推進するため、さまざまな文化芸術活動への支援、顕彰制度の運用や質の高い文化芸術の発表の場づくりを行います。

また、歴史的・文化的資産等の保存・継承・活用をはかるため、国・県の指定文化財としての指定や、地域の貴重な文化財の修復と活用により、魅力的な地域づくりをめざす、自主的な地域活動を支援します。また、地域住民や関係機関との連携による世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存・活用に取り組むとともに、「三重県史」の編さんを進めます。史跡や埋蔵文化財については、県民の貴重な資産としての保存と学校教育や生涯学習を通じた地域の歴史学習での活用、国史跡齋宮跡の史跡整備や齋宮歴史博物館等を通じた地域における歴史学習の場の提供に取り組みます。

さらに、文化芸術に係る人材や地域資源等の情報の収集、整理、集積、活用に向けた取組や他地域、他分野との連携・交流をはかるとともに、拠点施設である三重県総合文化センター機能の充実に努めます。

また、長期的な視点から文化振興策の検討を行い、併せて新博物館のあり方についても検討します。

県の取組 目標項目 (副指標)	三重県総合文化センター利用者数	目標値	650,000人以上
		現状値	666,002人
	「活かそう地域文化提案事業」参加者数	目標値	15,000人
		現状値	9,516人
	文化芸術情報アクセス件数	目標値	18,800件/月
		現状値	16,749件/月

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・三重県文化会館、三重県生涯学習センター、三重県男女共同参画センターの利用者数の合計人数（生活部文化振興室調べ）
- ・「活かそう地域文化提案事業」で開始された文化財活用行事への参加者数（教育委員会文化財保護室調べ）
- ・文化振興室が管理運営する、インターネットのホームページ「三重の文化」への月平均アクセス件数（生活部文化振興室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

- | | | |
|-------|---------------------------|---------|
| 13101 | 文化芸術の裾野の拡大と頂点の伸長 | (生活部) |
| 13102 | 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用 | (教育委員会) |
| 13103 | 埋蔵文化財の保存・継承・活用 | (教育委員会) |
| 13104 | 文化芸術を通じた他地域、他分野との連携・交流と発信 | (生活部) |
| 13105 | 文化芸術活動支援のための体制整備 | (生活部) |

基本事業
13101

文化芸術の裾野の拡大と頂点の伸長

(主担当：生活部文化振興室)

目的	対象	県民が		
	意図	多様な文化芸術活動に参画・参加し、それぞれの活動の文化芸術性を自ら高めている		
基本事業の 目標項目	県展出品数	目標値	1,110点	
		現状値	1,000点	
	文化芸術活動への助成件数	目標値	30件	
		現状値	33件	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・美術に対する理解を深めるとともに、県民の皆さんの創作意欲を高め、美術水準の向上をはかることを目的に開催している「県展」への出品数（生活部文化振興室調べ）
- ・県民の皆さんの多様な文化活動を支援するために県が交付した「県文化振興基金活用事業補助金」の件数（生活部文化振興室調べ）

主な取組内容

- ① 県民がさまざまな文化芸術活動に参画・参加できる環境を充実するため、地域における文化芸術団体の活動を支援します。（生活部）
- ② パブリックスペース（県有施設）を活用して、優れた県民の文化芸術活動の成果を身近にふれ親しむことができる場づくりを進めます。（生活部）
- ③ これまでの文化芸術活動の成果の発展、継承に向けて、「芸術性の高い舞台芸術」や「優れた生活文化」などを一体的に発表する場として「みえ文化芸術祭」を開催します。（生活部）
- ④ 県民がそれぞれの文化芸術活動を高めていくうえで、ひとつの目標となる文化芸術に係る顕彰制度を運用するとともに、三重県総合文化センターにおいて、芸術性の高い文化にふれる機会を提供します。（生活部）
- ⑤ 長期的な視点から、関係領域を視野に入れた文化振興策の検討を行うこととし、併せて新博物館のあり方についても検討します。（生活部）

基本事業
13102

歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用

(主担当：教育委員会文化財保護室)

目的	対象	県民が		
	意図	歴史的資産等を発掘し、地域の誇りとして大切にし、保存・継承・活用している		
基本事業の 目標項目	「活かそう地域文化提案事業」参加者数	目標値	15,000人	
		現状値	9,516人	
	「三重県史」の刊行割合	目標値	81%	
		現状値	61%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・「活かそう地域文化提案事業」で開始された文化財活用行事への参加者数（教育委員会文化財保護室調べ）
- ・「三重県史」全30巻36冊の計画における編集完了冊数の割合（生活部文化振興室調べ）

主な取組内容

- ① 「三重県史」の編さん・刊行を進めるとともに、地域の貴重な歴史的・文化的資産に関する情報等の収集・整理を行い、これらの資産が適切に保存・活用される体制を整えます。（生活部）
- ② 県内の重要な文化財を調査研究し、国・県の指定文化財に指定することにより保存・継承をはかるとともに、学校教育や生涯学習における地域学習の資料として活用されるように公開に努めるなど、積極的に情報発信を行います。（教育委員会）
- ③ 文化財の保護状況について巡視活動を行うとともに、市町および管理者が行う指定文化財などの保護・管理について支援を行います。（教育委員会）
- ④ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存され、次世代へ継承されるよう、和歌山県、奈良県および関係市町と連携し、保存、管理を行うとともに、子どもたちが地域の魅力についての理解を深めるための学習への活用を支援します。（教育委員会）
- ⑤ 地域の貴重な文化財の修復と活用により、魅力的な地域づくりをめざす、自主的な地域活動を支援します。（教育委員会）

基本事業
13103

埋蔵文化財の保存・継承・活用

(主担当：教育委員会文化財保護室)

目的	対象	代表的な史跡や埋蔵文化財が		
	意図	保存・継承され、地域学習で生かされている		
基本事業の 目標項目	調査研究成果の活用者数	目標値	135,000人	
		現状値	126,544人	

[基本事業目標項目の説明]

・ 斎宮歴史博物館、三重県埋蔵文化財センターが行う調査研究成果に基づく、展覧会、現地説明会、公開講座、体験講座への参加者数と斎宮歴史博物館入館者数およびいつきのみや歴史体験館利用者数合計（教育委員会文化財保護室調べ）

主な取組内容

- ① 国史跡斎宮跡の学術的な発掘調査の計画的・継続的な実施による史跡の解明、斎宮歴史博物館を中心とした展示・普及体験事業の推進を通じて、その保護と地域文化振興の向上に努めるとともに、史跡がサイトミュージアム（史跡博物館）として地域学習に活用されるよう、史跡東部を中心とした整備を進めます。（教育委員会）
- ② 三重県埋蔵文化財センターにおいて、技術研修や文化財保護講座を開催することにより埋蔵文化財保護に向けた体制を充実します。（教育委員会）
- ③ 市町との協働により、埋蔵文化財の適切な保存に努めるとともに、埋蔵文化財や文献等の調査研究を実施し、その成果の公開・発信を通じて、学校での地域学習などへの活用をはかります。（教育委員会）

基本事業
13104

文化芸術を通じた他地域、
他分野との連携・交流と発信
(主担当：生活部文化振興室)

目的	対象	県民が		
	意図	他地域、他分野と連携・交流を深め、地域の文化を再認識し発信している		
基本事業の 目標項目	文化芸術情報アクセス件数	目標値	18,800件/月	
		現状値	16,749件/月	
	文化ボランティア等が行った指導、 実演の受講者・受講生徒数	目標値	6,900人	
		現状値	5,954人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・文化振興室が管理運営する、インターネットのホームページ「三重の文化」への月平均アクセス件数（生活部文化振興室調べ）
- ・地域コーディネーター（地域文化推進員）の活動を通じて行われた、文化ボランティアおよび俳句インストラクターによる指導・実演の受講者・受講生徒数（生活部文化振興室調べ）

主な取組内容

- ① 三重の芸術文化や歴史文化に関する情報を、インターネットやGIS（地理情報システム）を活用して魅力的に情報発信するとともに、歴史街道やまちかど博物館等の地域の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくり活動を支援します。（生活部）
- ② 文化芸術に関する人材・団体等の情報や、地域の歴史的・文化的資産に関する情報を蓄積するとともに、県民が蓄積された情報を生かし、主体的な活動を促進する体制を整えます。（生活部）
- ③ 地域の文化芸術活動の連携・交流促進をはかるため、主に子どもを対象とした文化芸術の体験を行うプログラムの開発や、文化ボランティア等による文化芸術活動のコーディネート機能の充実をはかります。（生活部）
- ④ 県境を越えた文化芸術活動の広域連携等を通じて、三重の文化を広く情報発信していきます。（生活部）
- ⑤ 言葉による表現を大切にしてきた三重の文化を発信し、継承していくために、全国俳句募集や学校への俳句インストラクターの派遣を行います。（生活部）

※ ①の一部は、みえの舞台づくりプログラム（絆3）「『こころのふるさと三重』づくりプログラム」を構成しています。

※ ②、③は、みえの舞台づくりプログラム（元気1）「『地域の知の拠点』連携・創造プログラム」を構成しています。

基本事業
13105

文化芸術活動支援のための体制整備

(主担当：生活部文化振興室)

目的	対象	県民の文化芸術活動を支援するための体制が		
	意図	整っている		
基本事業の 目標項目	三重県総合文化センター利用者数	目標値	650,000人以上	
		現状値	666,002人	
	三重県総合文化センター施設利用率	目標値	71.0%以上	
		現状値	73.7%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・三重県文化会館、三重県生涯学習センター、三重県男女共同参画センターの利用者数の合計人数（生活部文化振興室調べ）
- ・三重県総合文化センターのホール、会議室、研修室の開館日数に対する利用日数の割合（生活部文化振興室調べ）

主な取組内容

- ① 県の文化芸術の拠点施設である三重県総合文化センターの機能の充実をはかり、さまざまな文化芸術にふれ親しむ機会の提供や、将来の文化芸術を担う人材を育成するための取組を行います。（生活部）
- ② 三重県総合文化センターと市町の文化施設等との連携を進め、市町文化施設担当職員のレベルアップに向けた支援を行います。また、文化芸術団体等とのネットワークの構築および連携した取組を進めます。（生活部）
- ③ 三重県総合文化センターと地域の多様な文化芸術の主体との連携・協働により、地域の文化施設や学校等において文化芸術にふれ親しむ機会の提供を行い（アウトリーチ活動^{注）1}）、県民の文化芸術活動を支援します。（生活部）
- ④ 文化芸術活動を支援する中核的文化団体の育成・連携に努めるとともに、企業等の社会的貢献の促進をはかります。（生活部）

注）1 アウトリーチ活動：アウトリーチ (Outreach) とは、英語で「手を伸ばすこと」を意味し、文化施設や芸術の観点では、学校や福祉施設等で出張公演を行うこと

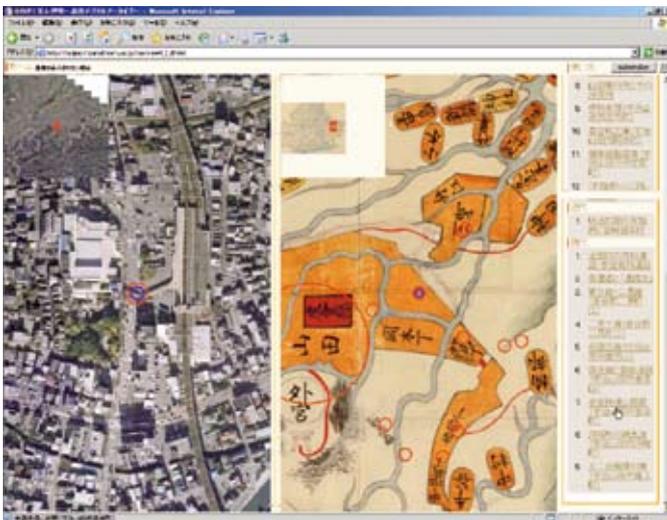


第12回みえ県民文化祭総合フェスティバル（2006年9月3日開催）



国史跡齋宮跡では、発掘調査結果をもとに10分の1の模型による齋宮の復元を行い、平安時代の齋宮を再現しています。

三重県埋蔵文化財センターでは、発掘調査現場を県民に公開し、参加者に調査結果を説明する日を設けています。



「歴史街道GIS」
現代（航空写真）、明治期（100年前の写真等）、江戸期（約200年前の古地図等）といった時代の流れを見ることができる地図情報をインターネットで紹介しています。
<http://culgeo.i-portal.mie-u.ac.jp/>

施策132 スポーツの振興

(主担当部：教育委員会)

目的	対象	県民が	
	意図	それぞれの好み、年齢や体力等に応じて、スポーツに親しんでいる	
施策目標項目 (主指標)	公立スポーツ施設の利用者数	目標値	6,970,000人
		現状値	6,612,131人

[施策目標項目の説明]

・県営スポーツ施設（教育委員会所管外の施設も含む）および市町のスポーツ施設の年間利用者数の合計（教育委員会スポーツ振興室調べ）

現状と課題

健康志向の高まり、生活の利便化による余暇時間の増大などにより、県民の生涯を通じたスポーツに対する関心が高まる中、県民一人ひとりがそれぞれの好み、年齢や体力等に応じて、多様なスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりが求められています。

また、国民体育大会を中心とする三重県のスポーツの競技水準は、一部の競技を除いて全国的に低位にあることから、今後も競技力向上に計画的に取り組むことが求められています。

さらに、県営スポーツ施設がより多くの県民に利用されるよう、利用者のニーズに応じた整備・運営に取り組むことが必要です。

めざす姿

子どもから高齢者までが活動できる総合型地域スポーツクラブ^{※1}の活動が広がり、誰もがスポーツに親しめる環境が整っているとともに、県、市町、ボランティア等の協働が進み、スポーツを行う、みて楽しむ、支援する機会や場が増えています。

県とスポーツ団体等が協働し、各種目の指導者の資質が向上するとともに、国内外の大会等で選手が活躍することによって県民の郷土愛が育まれています。

スポーツ施設の利用環境が改善され、多くの県民に利用されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民がニーズに応じた総合型地域スポーツクラブの設立を進め、関係団体や総合型地域スポーツクラブが、企業、NPOなどととも地域スポーツ振興をはかります。 ○ 各競技団体が、競技力の向上をはかります。 ○ 市町が利用者のニーズに応じたスポーツ施設の整備・運営に取り組みます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 余暇、価値観の変化をはじめとするさまざまな要因により、県民のスポーツ意欲が変化し、ニーズも多様化します。 ○ 健康志向の高まりにより、地域スポーツに対するニーズがますます高まります。

県の取組方向

県民の多様なスポーツニーズに対応できるよう、地域の人びとが主体となって運営する総合型地域スポーツクラブの育成を支援するなど、これまで運動の機会が少なかった年代をはじめ、誰もが、スポーツに親しむことのできる機会や場を提供します。また、広く県民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会の充実に努めます。

国内外の大会等で活躍できる選手の育成と、各種目の指導者の養成に取り組みます。

県民のスポーツへの関心を高めるとともに、みるスポーツに対するニーズや、ボランティアとして参加するなどの支援活動に対する意欲に応えるため、「2009年第29回世界新体操選手権三重大会」や「日本スポーツマスターズ2010」三重県大会を開催します。

県営スポーツ施設が、より多くの県民にスポーツを楽しむ場、競技力を向上させる場として利用されるよう、指定管理者^注2と協議しながら効率的な施設運営とサービス向上を進めていくなど、利用者のニーズに応じた整備・運営に努めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	総合型地域スポーツクラブの会員数	目標値	26,700人
		現状値	21,171人
	全国大会における入賞数	目標値	85件
		現状値	76件

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・県内に設立されている総合型地域スポーツクラブの会員数（教育委員会スポーツ振興室調べ）
- ・国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会における入賞数の合計（教育委員会スポーツ振興室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

13201	地域スポーツの推進	(教育委員会)
13202	競技スポーツの充実	(教育委員会)
13203	スポーツ施設の整備・運営	(教育委員会)

注)1 総合型地域スポーツクラブ：31ページをご覧ください。

注)2 指定管理者（制度）：2003年9月の地方自治法の改正により新たに導入された制度で、「公の施設」の管理・運営について、直営のほか、これまで政令で定めた出資法人等に限定していたものを、株式会社など民間事業者でも行うことができるようにされたもの

基本事業
13201

地域スポーツの推進

(主担当：教育委員会スポーツ振興室)

目的	対象	スポーツに親しみたい県民が		
	意図	それぞれの好み、年齢や体力等に応じてスポーツに取り組んでいる		
基本事業の 目標項目	総合型地域スポーツクラブの会員数	目標値	26,700人	
		現状値	21,171人	
	総合型地域スポーツクラブ数	目標値	57か所	
		現状値	45か所	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県内に設立されている総合型地域スポーツクラブの会員数（教育委員会スポーツ振興室調べ）
- ・県内に設立されている総合型地域スポーツクラブ数（教育委員会スポーツ振興室調べ）

主な取組内容

- ① 広域スポーツセンター^{注)1}を設置し、県、市町、関係団体等との連携を強化して、総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援します。（教育委員会）
- ② スポーツ振興審議会や各種地域スポーツ研修会の開催および県立学校体育施設の開放等をとおして、地域スポーツの振興を支援します。（教育委員会）
- ③ みえスポーツフェスティバルの開催をとおして、地域においてスポーツに親しむ機会を広げます。（教育委員会）
- ④ 全国スポーツ・レクリエーション祭への選手派遣をとおして、各種競技の普及をはかります。（教育委員会）
- ⑤ 「2009年第29回世界新体操選手権三重大会」および「日本スポーツマスターズ2010」三重県大会を開催します。（教育委員会）

※ ①は、重点事業（元気1）「『人間力』の向上／みえの人づくり」を構成しています。

注)1 広域スポーツセンター：主に総合型地域スポーツクラブの設立・育成に係る支援やクラブ間および関係団体等との連絡調整を行う機関

基本事業
13202

競技スポーツの充実

(主担当：教育委員会スポーツ振興室)

目的	対象	より多くの県民が		
	意図	国内外の大会等での三重県選手の活躍により、スポーツへの関心が高まっている		
基本事業の目標項目	全国大会における入賞数	目標値	85件	
		現状値	76件	

[基本事業目標項目の説明]

・国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会における入賞数の合計（教育委員会スポーツ振興室調べ）

主な取組内容

- ① 子どもたちの発育・発達に応じた適切な指導を、計画的、継続的に実施し、競技力の向上をはかるとともに、初心者からトップレベルの競技者までのさまざまなニーズに応えられるよう、各競技団体の一貫指導の理念に基づいた取組を支援します。（教育委員会）
 - ② 国民体育大会を中心とした三重県のスポーツの競技力向上のため、各競技団体の活動を支援するとともに、競技力の充実をめざした県民のスポーツ大会のあり方について検討します。また、「2009年第29回世界新体操選手権三重大会」の開催に向け、競技の普及、指導者の育成、選手強化等に取り組めます。（教育委員会）
 - ③ 国民体育大会および国民体育大会東海大会への選手派遣を支援します。（教育委員会）
- ※ ①は、重点事業（元気1）『『人間力』の向上／みえの人づくり』を構成しています。

基本事業
13203

スポーツ施設の整備・運営

(主担当：教育委員会スポーツ振興室)

目的	対象	スポーツに親しみたい県民が		
	意図	県営スポーツ施設を利用し、多様な活動をしている		
基本事業の 目標項目	県営スポーツ施設利用者数	目標値	612,900人	
		現状値	540,185人	
	スポーツイベント等開催数	目標値	1,600回	
		現状値	1,236回	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県営スポーツ施設（県営鈴鹿スポーツガーデン、県営総合競技場、県営松阪野球場、県営ライフル射撃場）の年間利用者数の合計（教育委員会スポーツ振興室調べ）
- ・県営スポーツ施設（県営鈴鹿スポーツガーデン、県営総合競技場、県営松阪野球場、県営ライフル射撃場）が大会、教室等のイベントに利用された回数の合計（教育委員会スポーツ振興室調べ）

主な取組内容

- ① 県営スポーツ施設を、県民がスポーツを楽しむ場、競技力を向上させる場として整備・運営し、県民の利用促進をはかります。（教育委員会）
- ② 県営スポーツ施設の管理運営については、指定管理者制度の導入によるメリットを生かしながら、県民サービスの向上に努めます。（教育委員会）
- ③ 県営総合競技場の陸上競技場が、第1種公認陸上競技場としての機能が維持できるよう、設備・備品等の整備を行います。（教育委員会）

安心を支える雇用・ 就業環境づくりと元気な産業づくり

〔政策〕	〔施策〕	〔基本事業〕	〔ページ〕
1 安心を支える雇用と就業環境づくりの推進	1 地域の実情に応じた多様な雇用支援	(21101~21103)	268
	2 職業能力の開発と勤労者生活の支援	(21201~21202)	274
2 安心を支える力強い農林水産業の振興	1 安全で安心な農産物の安定的な提供	(22101~22102)	278
	2 農林水産資源の高付加価値化	(22201~22202)	282
	3 農水産業のもつ多面的機能の維持・向上	(22301~22302)	286
	4 農業を支える生産・経営基盤の充実	(22401~22404)	290
	5 安心して使える県産材等の提供	(22501~22502)	296
	6 安全で安心な水産物の安定的な提供	(22601~22603)	300
	7 農林水産業を支える技術開発の推進	(22701~22704)	306
3 地域経済を支える戦略的な産業振興	1 自律的産業集積の推進	(23101~23106)	312
	2 活力ある地域産業の振興	(23201~23206)	320
	3 観光・交流産業の振興	(23301~23303)	328
	4 技術の高度化の促進	(23401~23403)	334

施策211 地域の実情に応じた多様な雇用支援

(主担当部：生活部)

目的	対象	働く意欲のある人が		
	意図	就労している		
施策目標項目 (主指標)	県内失業率	目標値	2.4%	
		現状値	2.7%	

[施策目標項目の説明]

- ・15歳以上の就業が可能な人口のうち、仕事を探している人および求職活動の結果を待っている人の割合
(総務省「労働力調査(都道府県別モデル推計値)」)

現状と課題

雇用情勢は回復傾向にあるものの、地域別にみると、有効求人倍率が依然として1.0倍を下回る地域があることから、これらの地域の実情に応じた雇用支援策が重要です。

また、求人・求職のミスマッチ^{※1}等雇用に係る実態感には依然として厳しいものがあります。特に、若年者では、高校や大学新卒者の就業後3年以内の高い離職率、フリーターや無業者数が高い水準で推移している等の課題があり、勤労観や職業観の醸成、キャリア形成^{※2}能力の向上等を進めていく必要があります。

さらに、高齢化の急速な進展等により、働く意欲のある高齢者の安定した就業機会を確保する必要があるとともに、障害者自立支援法の施行により、障がい者の就業を前提とした自立支援システムの確立が求められており、法定雇用率達成に向けた取組の充実が必要となっています。

雇用施策は、NPO、経済団体、市町等が果たす役割も大きいことから、地域の多様な主体が協働し、地域の実情に応じた雇用支援の取組が必要です。

めざす姿

地域の多様な主体が、地域の実情に応じたきめ細かな雇用支援を展開し、求職者の年齢や障がいの有無に関係なく個性、特性を尊重しながら、その能力を引き出すことで、働く意欲のある人が就労しています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、学校、地域が、若年者の勤労観や職業観の醸成、キャリア形成能力を向上させる取組を行います。 ○ 企業が、安定した雇用の継続と採用の拡大を行います。 ○ 市町が、NPO、経済団体等と連携して、地域の実情に応じたきめ細かな雇用支援策を実施します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済情勢等により、雇用状況が変動します。 ○ 非正社員化・間接雇用の増加により、求人・求職のミスマッチが拡大します。

県の取組方向

若年者の雇用対策では、勤労観や職業観の醸成、キャリア形成能力の向上をはかる取組を中心に、職業相談、雇用関係情報の提供、職業紹介等をワンストップ^{注3}で提供する「おしごと広場みえ」を拠点にきめ細かく対応していきます。若年無業者等に対しては、NPO等と連携して支援の輪を拡げ、本人やその家族等が支援機関へ相談しやすい環境づくりを進め、職業的自立への支援に取り組めます。

また、中高年齢者の雇用対策では、再就職に向けた情報提供や職業相談の実施、シルバー人材センターの機能充実に向けた支援に取り組むことで、就労機会の拡大をはかります。

障がい者の雇用対策では、事業主への啓発、障がい者とその家族への就労に向けた自立意識の醸成、就職に有効な職業訓練機会の提供、公共工事の簡易型総合評価方式の評価項目における障がい者雇用実績の導入のPR等により、雇用の促進に努めます。

地域の実情に応じたきめ細かな雇用支援策を実施するため、NPO、経済団体、市町等地域の多様な主体と連携・協働して雇用施策を進めます。

県の取組目標項目 (副指標)	県の雇用対策事業により支援した人の就職率	目標値	37.1%
		現状値	31.7%
	県が実施する若年者の雇用対策事業により支援した若年者の数	目標値	33,000人
		現状値	32,925人
	県の障がい者雇用対策事業により支援した障がい者の就職率	目標値	58.3%
		現状値	52.6%

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・県の雇用対策事業により支援した人の3か月以内の就職率（生活部勤労・雇用支援室調べ）
- ・「おしごと広場みえ」における職業紹介・職業相談やカウンセリングなど雇用に関するワンストップサービス、インターンシップ^{注4}、雇用関係のセミナー等の推進により県が支援した若年者の数（生活部勤労・雇用支援室調べ）
- ・県が実施する障がい者の雇用対策事業により支援した障がい者の就職率（生活部勤労・雇用支援室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

21101	若年者の雇用支援	(生活部)
21102	高齢者、障がい者等の雇用支援	(生活部)
21103	雇用施策の地域展開	(生活部)

注)1 求人・求職のミスマッチ：労働市場で求職者の求めるニーズと求人側の求めるニーズとの較差

注)2 キャリア形成：個人が職業能力を身につけていくこと。関連した職務経験の連鎖をとおして職業能力を形成していくこと

注)3 ワンストップ：150ページをご覧ください。

注)4 インターンシップ：148ページをご覧ください。

基本事業
21101

若年者の雇用支援

(主担当：生活部勤労・雇用支援室)

目的	対象	働く意欲のある若年者が		
	意図	就労している		
基本事業の 目標項目	県が実施する若年者の雇用対策事業 により支援した若年者の数	目標値	33,000人	
		現状値	32,925人	
	若年者の就職率	目標値	9.6%	
		現状値	9.2%	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・「おしごと広場みえ」における職業紹介・職業相談やカウンセリングなど雇用に関するワンストップサービス、インターンシップ、雇用関係のセミナー等の推進により県が支援した若年者の数（生活部勤労・雇用支援室調べ）
- ・有効求職者数のうち、若年者の常用雇用の就職者数の割合（三重労働局調べ）

主な取組内容

- ① 若年者の雇用支援を行う拠点として国と県で一体的に運営している「おしごと広場みえ」の機能を充実し、総合的なサービスをワンストップで提供していきます。（生活部）
- ② 若年求職者の職業観・勤労観の醸成をはかり、就職活動のノウハウを高める講座やカウンセリングで構成するセミナー、座学と実習を組み合わせた教育訓練を実施し、早期就職に向けた支援を行います。（生活部）
- ③ 児童生徒が、望ましい職業観・勤労観や主体的に進路を選択する能力・態度を身につけ、将来、自立した社会人として積極的に社会参画できるよう、小学校から高等学校まで発達段階に応じたキャリア教育^{注1}を推進します。（教育委員会）＜基本事業12203②の再掲＞
- ④ 求職者、事業主等が、雇用関連情報を迅速かつ手軽に入手できるよう、インターネットや各種広報媒体を活用した情報提供を推進します。（生活部）
- ⑤ さまざまな課題を抱え、自立が困難な若年者を包括的に支援する体制を整備するとともに、専門機関を含めた多様な主体が、ネットワークを構築するなど連携して、適切な相談・支援をスムーズに行うためのしくみを構築します。（生活部）

※ ①～③、⑤は、みえの舞台づくりプログラム（元気2）「若年者の自立支援プログラム」を構成しています。

注1 キャリア教育：30ページをご覧ください。

基本事業
21102

高齢者、障がい者等の雇用支援

(主担当：生活部勤労・雇用支援室)

目的	対象	働く意欲のある高齢者、障がい者等が		
	意図	就労している		
基本事業の 目標項目	県の障がい者雇用対策事業により支援した障がい者の就職率	目標値	58.3%	
		現状値	52.6%	
	シルバー人材センターの会員数	目標値	12,400人	
		現状値	11,069人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県が実施する障がい者の雇用対策事業により支援した障がい者の就職率（生活部勤労・雇用支援室調べ）
- ・社団法人シルバー人材センター連合会へ加入しているシルバー人材センターの会員数（社団法人シルバー人材センター連合会調べ）

主な取組内容

- ① シルバー人材センターの機能充実に向けた支援に取り組むとともに、関係機関と連携した就職面接会を開催することにより、高齢者の就業促進をはかります。（生活部）
- ② 再就職に向けた情報提供や職業相談を実施し、高齢者の就労をはじめとした社会参画への支援に取り組むとともに、適職診断とキャリアの分析等を通じて高齢者の就業を促進します。（生活部）
- ③ 障がい者の雇用促進に向けて、三重労働局、社団法人三重県雇用開発協会と連携して、PR活動等を進めるとともに、公共工事の簡易型総合評価方式の評価項目への障がい者雇用実績の導入PRや多くの障がい者を雇用している企業に対する県の物品等の発注を優遇する制度の推進をはかります。（生活部）
- ④ 特別支援学級・特別支援学校等の障がいのある生徒に、就職への不安解消と円滑な職業選択が可能となるよう職業体験の機会を提供することにより、卒業後の就業を促進します。（生活部）
- ⑤ すぐには雇用されることが困難な障がい者に対して、身近な地域でさまざまな職業訓練の機会を提供し、就業を促進します。（生活部）

※ ①の一部、②は、重点事業（元気2）「女性および高齢者のチャレンジ支援」を構成しています。

※ ⑤は、重点事業（くらし9）「障がい者の地域における自立への支援」を構成しています。

基本事業
21103

雇用施策の地域展開

(主担当：生活部勤労・雇用支援室)

目的	対象	地域における多様な主体が		
	意図	地域の実情に応じた雇用施策を展開している		
基本事業の 目標項目	雇用対策を実施している市町の割合	目標値	50.0%	
		現状値	17.2%	

[基本事業目標項目の説明]

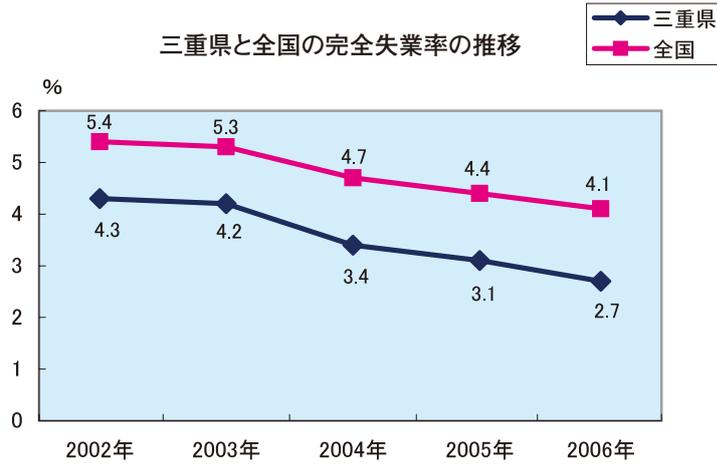
・県内全市町のうち、「雇用対策事業（企業立地を除く）を実施している」または「国や県と連携した雇用対策事業を実施している」市町の割合（生活部勤労・雇用支援室調べ）

主な取組内容

- ① 有能な人材を登録し、地元企業の求人情報と結びつけるため、求人・求職者情報をホームページで提供し、経済団体と連携をはかりながら県内企業の人材確保や県内への人材誘致につなげます。（生活部）
- ② 地域で若年者を対象とした職業相談を実施するとともに、地域で働きたい求職者と人材不足の状況にある企業との相互理解を深め、早期就職をはかるため、就職面接会を開催します。（生活部）
- ③ さまざまな課題を抱え、自立が困難な若年者を包括的に支援する体制を整備するとともに、専門機関を含めた多様な主体が、ネットワークを構築するなど連携して、適切な相談・支援をスムーズに行うためのしくみを構築します。（生活部）
＜基本事業21101 ⑤の再掲＞
- ④ 高校生を対象としたインターンシップの支援や、働くことの意義やルールの周知、労働関係法令の啓発等を実施し、勤労観や労働者の権利意識の醸成に取り組むとともに、若年者の就労に関わる地域の多様な主体と連携して、早期離職防止策の調査・研究に取り組めます。（生活部）＜基本事業21202②の再掲＞
- ⑤ 国や地域の雇用施策の成果をより高めるために、関係機関、各種団体、市町等の雇用行政に対する理解を深め、国の支援制度も利用しながら、さまざまな主体が連携・協働した雇用支援策が地域で展開される体制を整備します。（生活部）

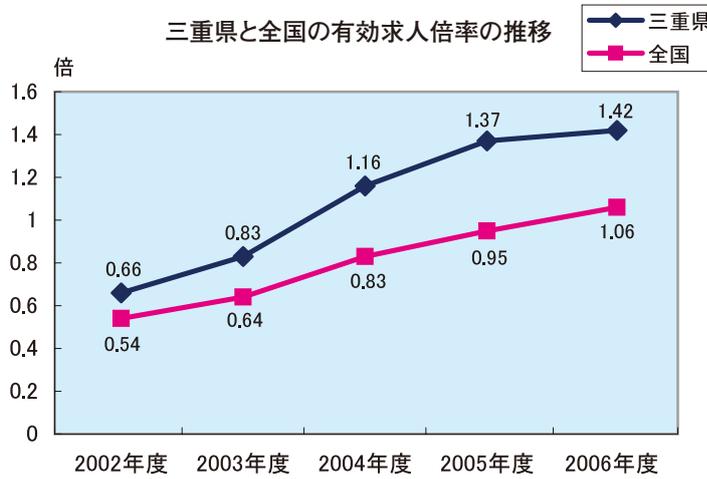
※ ②～④は、みえの舞台づくりプログラム（元気2）「若年者の自立支援プログラム」を構成しています。

三重県と全国の完全失業率の推移



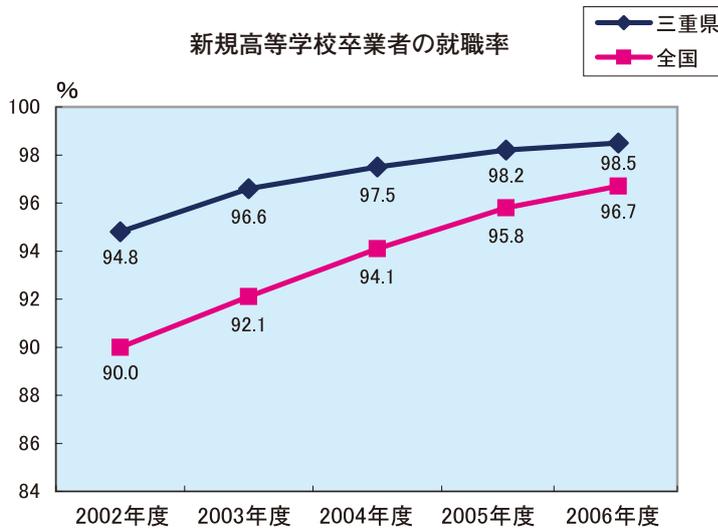
出典：総務省「労働力調査」

三重県と全国の有効求人倍率の推移



出典：厚生労働省調べ

新規高等学校卒業者の就職率



出典：厚生労働省調べ

施策212 職業能力の開発と勤労者生活の支援

(主担当部：生活部)

目的	対象	働く意欲のある人が	
	意図	産業の高度化や職務の多様化に対応した職業能力開発に取り組み、就労環境が整備された職場でいきいきと働いている	
施策目標項目 (主指標)	職業能力開発機会を提供している事業所の割合	目標値	66.0%
		現状値	55.9%

〔施策目標項目の説明〕

- ・中小企業のうち自発的な職業能力の開発を目的とした研修等を実施している事業所の割合（生活部勤労・雇用支援室「中小企業賃金等実態調査」）

現状と課題

労働者に対して高い労働生産性が求められており、働く意欲のある人が自発的に資格等を取得し専門的な知識・技能を習得することで、達成感を得て働きがいを高めていくキャリア形成^{※1}能力の向上への支援が必要です。また、近年の社会情勢や産業構造の変化、熟練技能者の高齢化、団塊の世代の大量退職、若年者のものづくり離れ等により、円滑な技術・技能の継承が課題となっています。

さらに、経済のグローバル化の影響により企業の合理化・効率化が進み、非正社員の増加が顕著となり、生涯賃金が大幅に低下するなど、収入の減少等により、勤労者の生活の格差が拡大する中で、労働にかかる諸制度の整備・充実に加え、労使が協働して就労環境の整備に向け取り組むことが必要とされています。また、少子高齢化の進展に伴い、高齢者の継続雇用、次世代育成を支援するための仕事と家庭の両立、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に対する支援も求められています。

めざす姿

働く意欲のある人が、社会情勢の変化や産業構造の変化に対応した多様な職業能力開発に取り組み、子育て、家庭生活、地域社会での生活、個人の趣味や学習などの広い活動を含む「仕事と生活の調和の取れた働き方」を実現し、就労環境が整備された職場で能力を発揮しています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 求職者自らが、職業能力の開発・向上をはかります。 ○ 事業者が、従業員のために、福利厚生、人材育成制度の充実や就労環境面の整備、充実をはかります。 ○ 国が、労働関係法制度の整備・充実をはかります。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非正社員、間接雇用等の増加により、勤労者の不安が増加します。 ○ 企業経営の合理化等に伴う賃金制度の見直し、福利厚生制度等の縮小により、勤労者の就労環境が大きく変化します。

県の取組方向

県立津高等技術学校において、企業ニーズに合った教育・訓練を推進するとともに、多様な職業訓練機会を提供する再就職訓練や在職者の能力向上訓練を進めます。

また、技能検定制度の周知・実施により技能者の地位や働きがいの向上に努めるとともに、熟練技能者による技能体験講座の実施、民間の職業能力開発施設への支援等を通じて円滑な技能継承に取り組めます。

いきいきと働くことができる就労環境づくりのため、労使コミュニケーション診断の受診を促すとともに、働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を表彰し、受賞企業の優れた事例等を広く紹介します。また、労働・生活相談機能の充実をはかるとともに、関係機関等と連携し、法令に基づく適正な労働条件、就労環境等の整備に向けた広報・啓発等に取り組めます。

さらに、仕事と家庭を両立できる環境づくりのため、地域における子育ての相互援助組織であるファミリー・サポート・センター^{注)2}の市町による設置促進や機能の充実を支援するとともに、労働者数300人以下の事業所において、次世代育成支援対策の行動計画の策定と取組が推進されるよう啓発等に取り組めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	県が実施または支援する職業訓練への参加者数	目標値	2,650人
		現状値	2,433人
	就労環境整備のための県の取組に参加している事業所数	目標値	390事業所
		現状値	190事業所

[県の取組目標項目の説明]

- ・県が実施している職業訓練および県が財政支援等をしている民間職業訓練への参加者数（生活部勤労・雇用支援室調べ）
- ・「労使コミュニケーション診断受診事業所数」「男女がいきいきと働いている企業表彰の応募企業数」「みえ次世代育成応援ネットワーク会員企業のうち、就労環境整備に取り組む事業所数」の合計数（生活部勤労・雇用支援室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

- | | | |
|-------|-----------------------|-------|
| 21201 | 多様な職業能力開発の推進と技能の継承 | (生活部) |
| 21202 | いきいきと働くことができる就労環境等の整備 | (生活部) |

注)1 キャリア形成：269ページをご覧ください。

注)2 ファミリー・サポート・センター：84ページをご覧ください。

基本事業
21201

多様な職業能力開発の推進と
技能の継承

(主担当：生活部勤労・雇用支援室)

目的	対象	働く意欲のある人が		
	意図	職業能力開発の機会を得るとともに、技能の重要性の理解を深め、その円滑な継承に努めている		
基本事業の 目標項目	県が実施または支援する職業訓練への参加者数	目標値	2,650人	
		現状値	2,433人	
	技能検定合格者数	目標値	4,000人	
		現状値	3,354人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県が実施している職業訓練および県が財政支援等をしている民間職業訓練への参加者数（生活部勤労・雇用支援室調べ）
- ・県が実施する技能検定試験の合格者数（生活部勤労・雇用支援室調べ）

主な取組内容

- ① 県立津高等技術学校において、多様な職業訓練を実施するとともに、訓練受講者の就職活動を支援します。（生活部）
- ② 若年者、高齢者、女性、障がい者等を対象に、民間人材育成会社、専門学校等を活用した職業訓練を実施します。（生活部）
- ③ 雇用保険受給資格がなく、かつ公共職業安定所の受講指示を受けて公共職業能力開発施設で訓練を受ける障がい者等が容易に訓練機会を得られるように支援します。（生活部）
- ④ 民間の職業能力開発施設に対して、効果的な訓練を促進させるための各種支援を行います。（生活部）
- ⑤ 三重県職業能力開発協会と連携して、技能検定の実施や、ビジネスキャリア^{注）1}制度の普及・啓発をはかるとともに、熟練技能者の表彰等を行います。（生活部）
- ⑥ 技能振興の重要性・必要性についての啓発を行うとともに、技能・技術の向上・継承をはかるため、熟練技能者による技能体験講座等を実施します。（生活部）

注）1 ビジネスキャリア：企業において、人事・労務・法務・財務経理・経営戦略能力を評価するために厚生労働省が認定する公的資格制度（ビジネスキャリア検定試験）

基本事業
21202

いきいきと働くことができる
就労環境等の整備
(主担当：生活部勤労・雇用支援室)

目的	対象	中小企業で働く勤労者が		
	意図	仕事と家庭の両立がはかられ、就労環境が整備された職場でいきいきと働いている		
基本事業の 目標項目	就労環境整備のための県の取組に参加している事業所数	目標値	390事業所	
		現状値	190事業所	
	中小企業の一般事業主行動計画の策定・届出数	目標値	150事業所	
		現状値	43事業所	

[基本事業目標項目の説明]

- ・「労使コミュニケーション診断受診事業所数」「男女がいきいきと働いている企業表彰の応募企業数」「みえ次世代育成応援ネットワーク会員企業のうち、就労環境整備に取り組む事業所数」の合計数（生活部勤労・雇用支援室調べ）
- ・300人以下の労働者を雇用する事業主が、次世代育成支援対策を実施するための「一般事業主行動計画」を策定し、届け出た数（三重労働局調べ）

主な取組内容

- ① 労働に関する相談窓口である「三重県労働・生活相談室」の機能を充実し、事業者等を対象とした啓発・研修および企業診断（労使コミュニケーション診断）を実施します。（生活部）
- ② 高校生を対象としたインターンシップ^{注）1}の支援や、働くことの意義やルールの周知、労働関係法令の啓発等を実施し、勤労観や労働者の権利意識の醸成に取り組むとともに、若年者の就労に関わる地域の多様な主体と連携して、早期離職防止策の調査・研究に取り組めます。（生活部）
- ③ 子育て中の勤労者等の不安や負担感を軽減し、仕事と家庭生活との両立を支援するため、地域における子育ての相互援助組織であるファミリー・サポート・センターの設置と機能の強化を支援します。（生活部）
- ④ 300人以下の労働者を雇用する事業主が、「一般事業主行動計画」を策定・届出することを啓発することで、次世代育成支援対策を推進します。（生活部）
- ⑤ 雇用・就労面における男女間格差の解消や女性の能力発揮、仕事と家庭の両立支援、次世代育成支援に積極的に取り組んでいる企業を表彰し、取組事例等を紹介することで、県内企業に対する啓発に努めます。（生活部）
- ⑥ 勤労者が、生活や労働環境の変化等に的確に対応し、安全で安心して働きつづけるための法律等の知識・情報を得るための機会を積極的に提供します。（生活部）

- ※ ②は、みえの舞台づくりプログラム（元気2）「若年者の自立支援プログラム」を構成しています。
- ※ ③は、重点事業（暮らし5）「安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備」を構成しています。
- ※ ④は、みえの舞台づくりプログラム（暮らし1）「企業や地域の団体とともに取り組む子育て家庭への支援プログラム」を構成しています。

注)1 インターンシップ：148ページをご覧ください。

施策221 安全で安心な農産物の 安定的な提供

(主担当部：農水商工部)

目的	対象	県民が		
	意図	安全で安心な農産物の提供を安定的に受けている		
施策目標 項目 (主指標)	食料自給率(カロリーベース) ^{注)1}	目標値	46% (2009年度)	
		現状値	42% (2005年度)	

[施策目標項目の説明]

・県民が食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合(農林水産省「三重農林水産統計年報」などにより算出)。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の概算値により測ることとします。

現状と課題

BSE^{注)2}や高病原性鳥インフルエンザ^{注)3}、食品の不正表示など、食にまつわるさまざまな問題の発生を契機として、食の安全・安心に対する消費者の信頼感は低下し、その確保に対する関心が高まっています。また、食の多様化が進む中で、高度化する消費者のニーズに応えた、消費者に支持される高品質で安心な農産物を安定して提供することが求められています。

めざす姿

行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視指導が行われる一方、生産者による自主衛生管理が定着するとともに、効率的な生産体制の下で多様化する消費者や実需者のニーズに的確に対応した生産が行われるなど、消費者に信頼される農産物を安定的に提供するための生産・流通体制が整備されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産者が、栽培履歴記帳や自主衛生管理の導入など、安全で安心な農産物を提供したり、消費者ニーズに応じた農産物を生産し、環境に配慮した持続的な経営を展開する一方、地域・産地での相互連携の必要性を認識します。 ○ 消費者が、安全・安心な農産物を積極的に選択します。 ○ 農協等が、市町と連携をとりつつ、安全・安心に取り組む生産者等への技術・経営・販売等の積極的な支援や、消費者への情報等の積極的な発信・提供を行います。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな感染症^{注)4}の流行などが、食の安全性に対する消費者の不安感を増大します。 ○ 異常気象や天候不順、野生動物による被害などが、県内農業へ大きく影響します。 ○ WTO^{注)5}・EPA^{注)6}交渉の進展による海外からの輸入農産物の増加が、県内農業へ大きく影響します。

県の取組方向

農産物の生産から流通・販売にいたる過程での衛生管理や農薬等の生産資材の適正な流通・使用などについて、監視指導を行います。また、試験研究機関等と密接に連携しつつ、人と環境にやさしい生産技術、HACCP^{注)7}方式のシステム、新しい品種や鳥獣害防除手法の導入など、安全で安心な、地域特性に応じた生産振興を進めます。これらの取組により、既存産地の充実や新たな産地の育成をはかるとともに、生産者間や異業種、消費者とのネットワークを広げ、消費者に支持される農産物の安定的な提供の取組を進めます。

県の取組目標項目 (副指標)	品質・衛生管理導入経営体数	目標値	800 経営体
		現状値	499 経営体
	近隣府県の農業産出額に占めるシェア	目標値	12.4% (2009年度)
		現状値	11.4% (2005年度)

(県の取組目標項目の説明)

- ・三重県産農産物品質・衛生規範や畜産物HACCP方式等に基づく品質・衛生管理手法等を導入している組織・経営体数（農水商工部農水産物安全室調べ）
- ・流通形態を勘察した中京、近畿圏の9府県（岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の農業産出額（茶や花き・花木など、食料自給率ではほ捉できない農業生産を含む）に占めるシェア（「農林水産統計年報」などにより算出）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年の実績数値により測ることとします。

施策展開するために取り組む基本事業

22101 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保（農水商工部）
22102 消費者ニーズに応えた農畜産物の安定供給（農水商工部）

- 注)1 食料自給率（カロリーベース）：供給熱量換算した食料自給率のことで、食料として供給された熱量に占める国産供給熱量の比率。供給熱量は供給数量に単位あたり栄養分量を乗じて算出
- 注)2 BSE：Bovine Spongiform Encephalopathyの略。1986年に英国で初めて報告された牛の病気。BSEにかかると、脳の組織が海綿状（スポンジ状）になることから、牛海綿状脳症と名付けられた。
- 注)3 高病原性鳥インフルエンザ：ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスの感染症で、感染した鳥（鶏、七面鳥、うずら等）が高率で死亡したり、全身症状を発症するなど、特に強い病原性を示すもの
- 注)4 感染症：ウイルス、細菌、線虫などの病原菌（感染や感染症を引き起こす能力を持つ微生物）が体内に侵入し、発症した病気全般
- 注)5 WTO：World Trade Organizationの略。各国が自由にモノ・サービスなどの貿易ができるようにするためのルールを決める国際機関
- 注)6 EPA：Economic Partnership Agreementの略。経済連携協定。2か国以上の国の間で、自由貿易協定（FTA）を基礎に、人の移動、投資、競争政策など、より幅の広い分野で自由化・円滑化をはかろうとするもの
- 注)7 HACCP：食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法の一つ。食品の製造業者が原材料の受け入れから最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、これを防止するためのポイントを重点的に管理するもの

基本事業
22101

農畜産物の生産・流通における
安全・安心の確保
(主担当：農水商工部農水産物安全室)

目的	対象	消費者が		
	意図	安全で安心な農畜産物を購入している		
基本事業の 目標項目	監視指導により改善を必要とする率	目標値	10%	
		現状値	20%	
	品質・衛生管理導入経営体数	目標値	800経営体	
		現状値	499経営体	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・監視・指導や調査を行った1年間の店舗等のうち、改善を要する指導・指示等を行った店舗等の割合（農水商工部農水産物安全室調べ）
- ・三重県版農産物品質・衛生規範や畜産物HACCP方式等に基づく品質・衛生管理手法等を導入している組織・経営体数（農水商工部農水産物安全室調べ）

主な取組内容

- ① 食品表示の適正化をはかるための監視指導を進めます。（農水商工部、健康福祉部）
＜一部は基本事業 32401 ①の再掲＞
- ② 生鮮食料品の安定供給の基本となる卸売市場、食肉公社等の経営基盤強化をはかります。（農水商工部）
- ③ 農薬・肥料の適正な流通・使用の監視指導を実施するとともに、農用地土壌中の有害物質の実態把握に取り組みます。（農水商工部）
- ④ 鳥獣類の生態に基づいた、集落ぐるみの鳥獣害防止の取組を促進し、鳥獣類による農作物の被害軽減をはかります。（農水商工部）
- ⑤ 病害虫の発生動向に即した適期的確な防除対策や防除技術の普及、推進を行います。（農水商工部）
- ⑥ 家畜伝染病の発生予防業務を行うとともに動物用医薬品や飼料の適正な流通・使用の監視指導を実施します。（農水商工部）
- ⑦ 生産履歴の記帳やHACCP手法の考え方等に基づく自主衛生管理の定着を推進します。（農水商工部）
- ⑧ 土づくりの励行や環境負荷を低減する生産管理方法の導入などに取り組むエコファーマーの育成を進めます。（農水商工部）

基本事業
22102

消費者ニーズに応えた農畜産物の
安定供給

(主担当：農水商工部農畜産室)

目的	対象	農畜産物生産者が		
	意図	消費者ニーズにあった農畜産物を安定的に供給している		
基本事業の 目標項目	近隣府県の農業産出額に占める シェア	目標値	12.4% (2009年度)	
		現状値	11.4% (2005年度)	

[基本事業目標項目の説明]

・流通形態を勘案した中京、近畿圏の9府県（岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の農業産出額（茶や花き・花木など、食料自給率では捉えきれない農業生産を含む）に占めるシェア。農林水産省「三重農林水産統計年報」などにより算出。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 農畜産物の安定供給や食料自給率の向上をはかるため、意欲的な生産者や産地に対し、効率的な生産体制の整備や生産コストの削減に向けた支援を行い、高品質化や安全・安心など、消費者や実需者のニーズに対応した生産振興を進めます。また、農産物のもつ伝統性や園芸福祉などの新たな視点からの産地づくりなどを進めます。（農水商工部）
- ② 三重県農業の基幹をなす水田農業について、「三重の米（水田農業）」戦略に基づき優良種子の県内生産供給体制を強化するとともに、米政策改革推進対策^{注1}や品目横断的経営安定対策^{注2}に的確に対応しつつ、需要に応じた米・麦・大豆の生産とその定着を進めます。（農水商工部）
- ③ 野菜の価格安定制度を実施するとともに、機械化体系の確立や高齢化に対応した省力化技術の導入等生産体制の強化や少量多品目、加工業務用の需要確保への取組を進めていきます。また、果樹の低コスト高品質生産技術の向上と新たな品種への取組を進めます。（農水商工部）
- ④ 茶関係者が推進する「伊勢茶リフレッシュ運動」を支援するなど、茶の品質向上対策等に取り組み、伊勢茶のブランド化を進めます。花き・花木については、その消費動向をふまえた高品質生産を生産者団体と連携して推進するとともに、新たな需要の喚起や消費拡大のための情報発信を行います。（農水商工部）
- ⑤ 経営感覚に優れた生産性の高い畜産経営体を育成するため、指導支援体制を整備するとともに、情報提供および経営・飼養管理改善指導を進めます。また、稲ワラ等の自給飼料利用を促進するとともに、畜産経営の課題である環境保全と堆肥利用を推進するため、耕種農家と連携した資源循環型畜産の確立をはかります。（農水商工部）

※ ①の一部は、みえの舞台づくりプログラム（元気3）「食に学び、食を育む環境づくりプログラム」を構成しています。

注) 1 米政策改革推進対策：望ましい水田農業の生産構造を実現するため、需要に応じた売れる米づくりや農業者等による自主的な需給調整の推進とともに、転作作物の産地づくりに対する支援などを行う対策

注) 2 品目横断的経営安定対策：対象農家を限定しない米・麦・大豆等の品目別の価格安定対策から、認定農業者および集落営農組織の経営全体に着目した、所得安定対策への転換をはかる対策

施策222 農林水産資源の高付加価値化

(主担当部：農水商工部)

目的	対象	県内外の消費者が	
	意図	付加価値の高い県産農林水産物を認知しているとともに、その提供を受けている	
施策目標項目 (主指標)	「三重ブランド」として認定された農林水産品目の認定事業者数	目標値	43事業者
		現状値	39事業者

[施策目標項目の説明]

・ブランド化された農林水産品目の認定事業者数(三重ブランド認定委員会の審議を経て知事が認定したもの)

現状と課題

農林水産物輸入の増大と国内産地間の競争の激化等に対応し、三重県の農林水産業の競争力の強化をはかるためには、県民や消費者の満足度を高め、その支持を得るための農林水産物の付加価値向上が求められています。また、消費者の多様なニーズに対応した加工食品の高付加価値化のためにも、農林水産業と食品産業との一層の連携が必要になってきています。一方で、地域の農林水産物やその加工品、農山漁村の文化・風土などに由来するサービスの消費・享受を通じ、地域のあり方や個人の生活様式を再考する「地産地消^{注1)}運動」や「食育^{注2)}基本法」の成立など、国民運動としての食育推進機運の高まりなどへの対応が求められています。

めざす姿

地域の魅力や価値を生かした「三重ブランド」に代表される競争力の高い農林水産物が充実し、消費者に提供されています。

新しい知恵やしゅくみを生かして、農林水産業と連携した食品産業が振興されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者および地域住民が、県産品への理解を深め産品・サービスを消費したり、食に関する正しい知識を習得します。 ○ 生産者が、消費者・地域住民との積極的な対話・交流を行ったり、生産物の品質・商品力の向上や販売戦略の構築、生産物等に関する情報発信を行います。 ○ 生産者、農協、漁協、森林組合等が、マーケティング^{注3)}に基づく戦略的な産地づくりを行います。 ○ 農協、漁協、森林組合、加工流通販売業者等が、県内産品に関する情報を積極的に発信し、生産者への技術・ノウハウ等の積極的な支援を行ったり、食に関する正しい知識を提供します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他地域産品のブランド化や輸入品の増加が、県産品の価値や競争力を低下させます。 ○ 景気の動向が、付加価値の高い農林水産物への消費者の嗜好^しに影響します。

県の取組方向

事業者が新しい知恵やしくみを生かし、同業種、異業種間の連携により、地域における農林水産資源を活用した個性ある高付加価値化、ブランド化戦略を主体的に展開する環境整備を行います。また、地域の特色に応じた実践活動等による「地産地消運動」の定着を進めるとともに、健全な食生活の実現や食をとおした心身の健全な育成をはかるための食育や安全・安心な食材の提供を推進します。

県の取組 目標項目 (副指標)	県内産品を意識的に購入する人の割合	目標値	50%
		現状値	34%
	「三重ブランド」として認定された農林水産品目数	目標値	12品目
		現状値	9品目
	「三重ブランド」ホームページアクセス数	目標値	20,000件
		現状値	18,016件

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・消費者が農林水産物等を購入する際に県内産を意識して選択する割合（農水商工部マーケティング室調べ）
- ・ブランド化された農林水産品目数（三重ブランド認定委員会の審議を経て知事が認定したもの）
- ・県が管理運営している「三重ブランド」のインターネットホームページアクセス数（政策部電子業務推進室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

22201	地産地消・食育の推進	(農水商工部)
22202	農林水産資源のブランド化の推進	(農水商工部)

第2節

安心を支える雇用・
就業環境づくりと元気な産業づくり

- 注) 1 地産地消：10ページをご覧ください。
注) 2 食育：156ページをご覧ください。
注) 3 マーケティング：49ページをご覧ください。

基本事業
22201

地産地消・食育の推進

(主担当：農水商工部マーケティング室)

目的	対象	県民が		
	意図	県内産の農林水産物やその加工品を積極的に購入するとともに、農林水産資源を活用したサービスを楽しむなどしている		
基本事業の 目標項目	県内産品を意識的に購入する人の割合	目標値	50%	
		現状値	34%	
	地域食材を積極的に学習や体験に活用している小学校・保育園等の数	目標値	422か所	
		現状値	302か所	

[基本事業目標項目の説明]

- ・消費者が農林水産物等を購入する際に県内産を意識して選択する割合（農水商工部マーケティング室調べ）
- ・地域で生産された農林水産物や地域での農林漁業体験を学習等に活用している小中学校、保育園、幼稚園の数（農水商工部マーケティング室調べ）

主な取組内容

- ① 地産地消運動を県民活動として定着させるため、「地産地消ネットワークみえ」の自立に向けた体制整備をはかるとともに、地域の特色に応じた地産地消運動の実践と食育の推進、これを支える人材の育成に取り組みます。（農水商工部）
- ② 県民のニーズに応じた県産食材やそれらを用いた関連商品の魅力づくりを支援するとともに、県民がより多くの機会に県産食材にふれることができる環境づくりに取り組みます。（農水商工部）
- ③ 安全・安心な県産食材が持続的に生産され、県民に広く提供される環境を整備するとともに、食育をとおして食の安全・安心県民運動を市町や地域の多様な主体と連携・協働しながら推進します。（農水商工部、環境森林部）＜基本事業 22501 ④の一部再掲＞

※ ①～③は、みえの舞台づくりプログラム（元気3）「食に学び、食を育む環境づくりプログラム」を構成しています。

基本事業
22202

農林水産資源のブランド化の推進

(主担当：農水商工部マーケティング室)

目的	対象	競争力のある農林水産物が		
	意図	三重県産品として広く認知されている		
基本事業の 目標項目	全国ベスト5に入る農林水産品目数	目標値	31品目 (2009年度)	
		現状値	28品目 (2005年度)	
	「三重ブランド」ホームページアクセス数	目標値	20,000件	
		現状値	18,016件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・全国に出荷している農林水産物の中で、生産量、生産額、単価のいずれかが全国ベスト5に入る品目数（農林水産省「三重農林水産統計年報」などにより把握）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年の実績数値により測ることとします。
- ・県が管理運営している「三重ブランド」のインターネットホームページアクセス数（政策部電子業務推進室調べ）

主な取組内容

- ① 地域資源を活用しブランド化に成功した品目と事業者を適正に評価し、モデルとして積極的に情報発信を行います。（農水商工部）
- ② 地域資源を活用し高付加価値化、ブランド化する上でのノウハウ・スキルの向上をめざす人材育成のプログラムを実施するとともに、その素材となる生物系知的財産^{注）1}について調査・評価し、事業者の積極的な活用を促します。（農水商工部）
- ③ 意欲ある生産者や産地が、個性的な種苗、生産システム等の知的財産を活用し、高付加価値化プログラムを策定し実践するモデル的な取組を支援し、産地の改革、再生活動の活発化を促進します。（農水商工部）

※ ①、②は、重点事業（元気5）「地域の資源を活用した産業振興」を構成しています。

注）1 生物系知的財産：地域の独自性が発揮されており、高付加価値の要素となり得る農林水産物の品種および特徴的な農林水産物やその加工品の名称、デザイン、生産・加工技術等のこと

施策223 農水産業のもつ多面的機能の維持・向上

(主担当部：農水商工部)

目的	対象	農業・農村、水産業・漁村のもつ多面的機能が	
	意図	活発な農水産業活動や積極的な環境保全等の取組により維持・向上している	
施策目標項目 (主指標)	資源保全活動組織数	目標値	308組織
		現状値	11組織

[施策目標項目の説明]

- ・農水産業のもつ多面的機能^{注1}の重要性を理解し、地域の農地や海洋環境等の保全活動を実施する組織数（農水商工部農業基盤室、水産室調べ）

現状と課題

農業・水産業は、洪水調整機能や海洋環境の保全、憩いの場の提供など、多面的な機能を担っており、こうした役割を将来にわたり持続的に維持、向上していくことが求められています。しかしながら、高齢化や過疎化による農水産業の担い手不足などにより、耕作放棄地の増加やため池、農業用水路などの生産基盤、漁場環境の維持が困難になりつつあります。このため、多様な主体による積極的な保全活動が必要となっています。

めざす姿

農業・水産業の持続的な活動が行われつつ、生産者と県民との連携による多面的機能発揮への活動が活発化することで、その機能が十分発揮され、地域の魅力や価値を高めています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民・消費者が、農水産業のもつ多面的な機能を理解し、農地や農業関連施設、山・川・海の保全活動に参加します。 ○ 市町が、適正・計画的に農地等を管理します。 ○ 生産者や生産者団体が、自ら多面的機能発揮にむけて積極的に取り組むとともに、地域住民や都市住民との交流に取り組みます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開発等による自然環境の変化が、県内農業・水産業がもつ多面的機能の発揮に大きく影響します。

県の取組方向

農業・水産業がもつ洪水調整機能や生物資源の保全などの多面的な機能の維持・向上をはかるため、地域住民や都市住民、学校、NPOなど多様な主体の連携により、社会共通資本である農地・農業用水等の地域資源を維持・保全・発展させることや、新たな産消連携^{注)2}などのしくみづくりを進めるとともに、漁場環境の改善、普及・啓発等により海洋環境の保全をはかります。

また、水産業や漁村のもつ多面的機能を維持するため、離島における漁場生産力の向上に関する取組や創意工夫を生かした取組を支援するとともに、水質浄化機能を有する貝類、海藻類の資源量や生産量の維持増大をはかります。

県の取組 目標項目 (副指標)	資源保全対象面積	目標値	18,000ha
		現状値	296ha

[県の取組目標項目の説明]

- ・農業のもつ多面的機能の重要性を理解し、多様な主体が参加する地域の農地・農業用水等の保全活動により、維持・向上する農地面積（農水商工部農業基盤室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

22301 農業の多面的機能の発揮 (農水商工部)
22302 水産業の多面的機能の発揮 (農水商工部)

注)1 多面的機能：40ページをご覧ください。

注)2 産消連携：消費者と生産者等事業者の交流を通じ、互いの理解を深める取組を進めることにより、地場産品の活用促進をはかることをさします。三重県では、地場産品の活用促進に加え、農水産業のもつ多面的機能の活用などによる新たな産消連携を進めようとしています。

基本事業
22301

農業の多面的機能の発揮

(主担当：農水商工部農業基盤室)

目 的	対 象	農業・農村のもつ多面的機能が	
	意 図	県民の保全活動により維持増進されている	
基本事業の 目 標 項 目	農村の資源保全活動組織数	目 標 値	300組織
		現 状 値	7組織

[基本事業目標項目の説明]

- ・農業のもつ多面的機能の重要性を理解し、多様な主体が参画する地域の農地・農業用水等の保全活動を実施する組織数（農水商工部農業基盤室調べ）

主な取組内容

- ① 農業・農村がもつ洪水調整機能や生物資源の保全などの多面的な機能の維持・増進をはかるため、地域住民や都市住民、学校、NPOなどの多様な主体が連携し、社会共通資本である農地、農業用水等を適切に維持・保全・発展させることや、新たな産消連携などのしくみづくりを行います。（農水商工部）
- ② 中山間地域^{注1}の条件不利農地について、耕作放棄未然防止活動を促進するとともに、都市住民との交流、学校教育との連携を促進します。（農水商工部）
- ③ 市町やNPO、農山漁村地域住民、都市住民と連携し、農山漁村の文化、景観の維持創造活動を行います。（農水商工部）＜基本事業53202⑤の再掲＞

※ ①～③は、重点事業（元気3）「農山漁村再生への支援」を構成しています。

注) 1 中山間地域：57ページをご覧ください。

基本事業
22302

水産業の多面的機能の発揮

(主担当：農水商工部水産室)

目的	対象	水産業・漁村のもつ多面的機能が		
	意図	海洋環境の保全や県民参加による活動により維持増進されている		
基本事業の 目標項目	海洋の環境保全活動組織数	目標値	8組織	
		現状値	4組織	
	伊勢湾漁業研究実践活動グループ数	目標値	12グループ	
		現状値	0グループ	

[基本事業目標項目の説明]

- ・流域や海域において、住民と行政の間に立って環境保全活動等を行う市民グループの設立延べ数（農水商工部水産室調べ）
- ・伊勢湾において、のり養殖業やあさり漁業等におけるさまざまな研究実践活動を実施している漁業者グループの数（農水商工部水産室調べ）

主な取組内容

- ① 豊かな海の恵みを取り戻すために、流域に関する情報収集・発信や、多様な主体と連携した流域の健康診断および保全策を実施するとともに、地域で活動の核として行動できる人材育成や多様な主体が参加する流域ネットワーク^{注1}づくりを行い、県民が主体となった海の環境保全に向けた取組を促進します。（農水商工部）
- ② 漁業や漁村のもつ多面的機能を維持するため、資材調達、輸送、販売などで、特に不利な条件にある離島の漁業の再生に向けて、漁場生産力の向上や創意工夫を生かした取組などを支援します。（農水商工部）
- ③ 有機物浄化機能をもつ伊勢湾のアサリ資源の回復をはかるため、資源動態の解析や稚貝の放流効果調査等を行い、漁業者が取り組む資源管理を促進します。また、水質浄化機能を有するのり養殖業が持続的に行われるように、育成環境情報の提供や技術的指導等により経営の安定化をはかるとともに、意欲ある漁業者グループが行うあさり漁業やのり養殖業等に関する研究実践活動等を支援します。（農水商工部）
- ④ 水産資源の生息環境である干潟・浅場・藻場の造成および再生を行うとともに、^{しゅんせつ}浚渫などの底質改善を行うことによって、水産業や漁村のもつ多面的機能である生態系の保全をはかります。（農水商工部）＜基本事業 22603 ②の一部再掲＞

※ ②は、重点事業（元気3）「農山漁村再生への支援」を構成しています。

※ ①、③、④は、みえの舞台づくりプログラム（くらし3）「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成しています。

注) 1 流域ネットワーク：人と自然双方がささえあい、山～川～里～海のつながりを大切にするにより、豊かな海を取り戻すことを目的として作られた、多様な主体が知恵を寄せ合うネットワーク

施策224 農業を支える生産・経営基盤の充実

(主担当部：農水商工部)

目的	対象	農業を職業として選択する人が	
	意図	魅力を持って挑戦できる環境のもと、自立した経営体として活発に農業活動を行っている	
施策目標項目 (主指標)	農業経営体数（認定農業者数および特定農業団体等数）	目標値	2,700経営体
		現状値	2,136経営体

[施策目標項目の説明]

- ・積極的に経営改善や規模拡大をはかろうとする農業経営体（認定農業者および特定農業団体等）の数（農水商工部担い手室調べ）

現状と課題

三重県は、温暖な気候、南北に延びる細長い地形、海と山に囲まれた多様な自然の中で、京阪神、中京等の大消費地が近いという地理的条件のもと、多様な農業が営まれてきました。一方、県内には中規模都市が点在しており、他産業への就業機会にも恵まれていることから若者の流出が進み、農家の兼業化が進んでいます。加えて、農家の高齢化もあり、農村では農業の担い手不足が深刻になっています。

また、ライフスタイルの変化や国際化の進展などにより農産物価格の低迷が依然続いています。

このような中、県民が安全・安心な食を安定的に享受できるとともに、農業に魅力を感じ、自らの職業として選択し挑戦していくことができる環境を確立していくためには、経営支援のための体制整備のほか、集落営農^{注1}組織の構築など、農業を支える経営力のある多様な担い手の確保・育成や、環境と調和した効率的で高度な生産基盤の整備が必要となっています。

めざす姿

元気な担い手の確保・育成、農業経営体の安定的経営、農協等の健全な運営が行われるとともに、農業の生産基盤が整備されることで、効率的な生産が行われつつ、地域の特性を生かした営農や農家と消費者の交流などが活発に行われています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産者を含めた地域住民が、集落機能の向上に向け積極的に参画します。 ○ 市町が、地域における農業ビジョンの明確化、ビジョン達成のために積極的に取り組みます。 ○ 農協等が、経営ノウハウ、生産技術等の向上への支援、生産者の合意形成等に積極的に取り組みます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ WTO^{注2}交渉の進展による海外からの輸入農産物の増加が、県内農業へ大きく影響します。 ○ 異常気象や天候不順が県内農業へ大きく影響します。

県の取組方向

農業を支える担い手の経営力強化など、自立した経営体の確保・育成をはかるため、財団法人三重県農林水産支援センター等と連携して、新規就業希望者等へのサービスや支援の充実、担い手の経営規模拡大に向けた支援を行うとともに、集落単位での持続的な農業経営を進めるため、集落営農組織の構築や運営を支援します。また、担い手の経営や産地の強化・充実を支援する農協等の健全な運営と活発な活動を促進するとともに、環境と調和した生産や流通の低コスト化、高度化に対応できる農業生産基盤の整備を進め、農地や農業用水等の地域の資源を有効に活用し、元気な三重の農業づくりに取り組みます。

県の取組 目標項目 (副指標)	認定農業者等の農用地利用集積率	目標値	33.0% (2009年度)
		現状値	21.9% (2005年度)

[県の取組目標項目の説明]

- ・認定農業者等の自立経営体に集積された農用地面積が県内の農用地面積に占める比率（農水商工部担い手室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

施策展開するために取り組む基本事業

22401	次代を支える担い手の確保・育成	(農水商工部)
22402	農業経営体の自立と集落機能向上への支援	(農水商工部)
22403	生産・経営支援機能の充実	(農水商工部)
22404	農業生産基盤の整備	(農水商工部)

注) 1 集落営農：集落などの地縁的にまとまりのある一定地域内の農家の合意に基づき、多様な手法で行う営農。
例えば、①転作田の団地化、②機械の共同利用、③担い手農家への農地や作業の集積、④生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じた多様な形態や取組のこと

注) 2 WTO：279ページをご覧ください。

基本事業
22401

次代を支える担い手の確保・育成

(主担当：農水商工部担い手室)

目的	対象	農業へ就業を希望する人が		
	意図	必要な情報提供や技術支援等を十分に受けることができる		
基本事業の 目標項目	農林水産支援センター利用者数	目標値	1,400人	
		現状値	1,327人	
	新規就農(業)者数	目標値	80人	
		現状値	70人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・財団法人三重県農林水産支援センターを農地流動化、就業支援、6次産業化^{注)1}支援事業の相談等で利用した人の数(農水商工部担い手室調べ)
- ・県内で農業を始めた人の数(農水商工部担い手室調べ)

主な取組内容

- ① 財団法人三重県農林水産支援センターと連携して、農業への就業希望者に対する相談活動、情報の提供、研修の実施、資金の貸付など総合的な対策を進めます。(農水商工部)
- ② 地域における関係者と積極的に連携し、新規就業希望者への受入体制の充実をはかります。(農水商工部)
- ③ 担い手の育成機関として、農業大学校におけるカリキュラムの充実、研修期間の多様化、施設の整備を進め、定年帰農者も含め幅広く優れた農業後継者の確保・育成に努めます。(農水商工部)

注)1 6次産業化：1次産業(農林水産業)が2次産業や3次産業と連携・異業種交流して経営の複合化・多角化を進めること。

基本事業
22402

農業経営体の自立と集落機能向上への支援

(主担当：農水商工部担い手室)

目的	対象	農業経営体が		
	意図	効率的で安定した経営を行っている		
基本事業の 目標項目	認定農業者等の農用地利用集積率	目標値	33.0% (2009年度)	
		現状値	21.9% (2005年度)	
	集落営農実施集落数	目標値	400集落	
		現状値	190集落	

[基本事業目標項目の説明]

- ・認定農業者等の自立経営体に集積された農用地面積が県内の農用地面積に占める比率（農水商工部担い手室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。
- ・集落の合意に基づき多様な手法で土地利用型農業に取り組んでいる集落数（農水商工部担い手室調べ）

主な取組内容

- ① 普及指導機関の活動や機能を充実・強化し、経営の高度化や自主衛生管理の強化に取り組む意欲ある農業経営体への技術支援や情報提供を実施し、三重県農業をリードする自立経営体を育成します。（農水商工部）
- ② 市町や関係団体と連携し、地域の実情に即した機械・施設の導入、農地流動化の促進、融資制度の利用促進などを進め、認定農業者等が地域農業の相当部分を担う農業構造の実現に努めます。（農水商工部）
- ③ 関係機関、関係団体との連携により、法人化、6次産業化などの取組を支援し、農業経営体の自立やさらなる発展を支援します。（農水商工部）
- ④ 三重県農業の基幹をなす水田農業については、集落機能の充実・強化のもと、集落内の合意形成を基本とした集落営農を促進し、稲・麦を中心とした土地利用型農業の定着をめざします。（農水商工部）

※ ④の一部は、重点事業（元気3）「農山漁村再生への支援」を構成しています。

基本事業
22403

生産・経営支援機能の充実

(主担当：農水商工部団体支援室)

目的	対象	農業団体が		
	意図	地域の農業の発展を支える組織として活発に活動している		
基本事業の 目標項目	経営健全性を維持する総合農協の割合	目標値	100%	
		現状値	100%	
	農業共済組合等の畑作物共済（大豆）の引受率	目標値	65.0%	
		現状値	56.5%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・健全経営の目安となる自己資本比率（バーゼルⅡ対応）80%以上の総合農協の割合（農水商工部団体支援室調べ）
- ・畑作物（大豆）作付面積のうち畑作物共済引受面積の割合（農水商工部団体支援室調べ）

主な取組内容

- ① 農業団体の健全な運営と活発な活動を確保するため、業務や会計の状況について検査・監督を行うとともに、法令等に基づく適正な運営ができるよう指導・支援を行います。（農水商工部）
- ② 総合農協の経済事業改革を推進するとともに、信用事業の健全な運営を指導します。（農水商工部）
- ③ 農業経営の安定化と農業の持続的発展のため農業災害補償制度の円滑な運営を支援します。（農水商工部）

基本事業
22404

農業生産基盤の整備

(主担当：農水商工部農業基盤室)

目的	対象	農業の生産基盤が		
	意図	効率的な生産を行えるように整備されている		
基本事業の 目標項目	ほ場整備率	目標値	84.0%	
		現状値	83.4%	
	パイプライン化率	目標値	25.8%	
		現状値	21.2%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・農振農用地区域内の農地で、区画整理や道路、用水路、排水路などの農業生産基盤が整備されている面積の割合（農水商工部農業基盤室調べ）
- ・用水管理の省力化と水資源の有効利用を可能にする用水路のパイプライン化を実施した農地面積の割合（農水商工部農業基盤室調べ）

主な取組内容

- ① 食料の安定供給をめざし、農業経営体の規模拡大と生産経費の低減をはかるため、地域農業の立地条件に即した農業用排水施設整備や大区画ほ場整備など農業生産の基礎となる水資源の確保や農地の整備を、環境に配慮して推進します。（農水商工部）
- ② 農村生活環境の整備、農地・農村の防災・保全、農業用施設の維持管理等を計画的・効率的に実施します。（農水商工部）
- ③ 食料の安定供給と国土の保全を行うため計画的な農地利用、農業振興地域整備計画の適切な推進、土地改良施設の計画的、効率的管理を実施します。（農水商工部）
- ④ 高潮、津波、波浪等による被害から県民の生命と財産を守るため、農地海岸保全施設の維持管理を適切に行い、施設の機能が低下しないように海岸保全施設の整備を進めます。（農水商工部）＜基本事業31204①②③の一部再掲＞

※ ①の一部は、重点事業（元気6）「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成しています。

※ ④の一部は、重点事業（くらし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成しています。

施策225 安心して使える 県産材等の提供

(主担当部：環境森林部)

目的	対象	県産材等が		
	意図	安定的に供給され、県民の暮らしの中で積極的に利用されている		
施策目標項目 (主指標)	県産材(スギ・ヒノキ丸太)の需給量	目標値	324千m ³	
		現状値	319千m ³	

[施策目標項目の説明]

・三重県内で生産されるスギ・ヒノキ丸太の製材所等における年間需要量(丸太の供給量)(農林水産省「木材需給報告書」)

現状と課題

森林は「木を植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環を通して守り育てられ、林業は山村地域の生活、経済を支える産業として重要な役割を担ってきましたが、木材価格の低下や需要の減少などにより、生産活動が停滞しています。一方、木材の生産、加工、流通は小規模かつ分散的で、とりわけ流通は多段階を経過する構造となっており、また、品質や規格が明確にされた製品に対する需要が高い中での対応も十分にできていません。さらに、他産業に比べ林業の収益性は低く、労働環境が厳しいことなどから、林業従事者の減少および高齢化が進むとともに新規就業者の定着率が低く、事業体の経営基盤も脆弱で、機械化や合理化が遅れています。

めざす姿

林業・木材産業の関係者が、森林の整備・保全や木材の利用促進に努めるとともに、林業・木材産業の課題解決に連携して取り組み、生産性の向上や合理化を進めて活発に生産活動を行って、消費者が求める県産材等を的確に供給しています。

また、安心して使える県産材等が安定して提供されることで、県民生活の中で県産材等の利用が進み、木の文化^{※1}の振興にもつながっています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の皆さんが、木を使うことの意義を理解し、県産材製品を優先して使用します。 ○ 森林所有者や木材等の生産・加工業者等が連携して、安心して使える県産材等を消費者に安定提供するとともに、経営基盤の強化や担い手の育成・確保を行います。 ○ 大工、工務店等が、人や環境に優しい木材の情報発信を行い、住宅建築において県産材を活用します。 ○ 市町が、公共施設の木造化や公共土木工事における県産材の利用を進めるとともに、林業や木材産業への支援や県産材のPRを積極的に行います。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国産材の需給動向や住宅着工戸数の動きなどの社会経済情勢の変化に影響されます。

県の取組方向

県産材の利用を進めるには、消費者が求める品質や規格の明確な製品を安定して提供することが重要なことから、地形や作業内容に応じた林道整備や高性能林業機械の導入等による生産性の向上や生産・加工・流通間の連携を強化して計画的に県産材を供給するしくみづくりを進めるとともに、「三重の木」認証制度の定着等に取り組みます。加えて、きこの等の表示の適正化などに取り組み、安全安心な特用林産物^{注)2}の提供を進めます。さらに、こういった取組が円滑に進むよう、地域内外の業種間の連携を進めます。

また、林業の生産活動が将来にわたり継続して行えるよう、技術向上研修の開催等による森林づくりの担い手の育成や融資制度の整備、経営指導等により、意欲ある林業事業者等の育成強化をはかります。

県の取組 目標項目	「三重の木」認証材の製材工場からの 出荷量	目標値	10,000m ³
		現状値	5,137m ³

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・三重県産の丸太を使用し、一定の規格基準に適合した木材製品である認証材「三重の木」の製材工場からの年間出荷量（環境森林部森林振興室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

22501	県産材等の安定供給の推進	(環境森林部)
22502	林業・木材産業の担い手の育成	(環境森林部)

注)1 木の文化：くらしと森林や木材が深く関わり、森林から供給される木材を、工夫を凝らし愛着を持って住宅や家具、日用品などさまざまな形で生活に巧みに取り入れること

注)2 特用林産物：159ページをご覧ください。

基本事業
22501

県産材等の安定供給の推進

(主担当：環境森林部森林振興室)

目的	対象	品質や規格の明確な県産材等が		
	意図	健全な林業・木材産業により安定的に生産供給されている		
基本事業の 目標項目	「三重の木」認証材の製材工場からの 出荷量	目標値	10,000m ³	
		現状値	5,137m ³	

[基本事業目標項目の説明]

- ・三重県産の丸太を使用し、一定の規格基準に適合した木材製品である認証材「三重の木」の製材工場からの年間出荷量（環境森林部森林振興室調べ）

主な取組内容

- ① 林道・作業道の整備や高性能林業機械の導入を促進するとともに、生産・流通面での効率化をはかるしくみづくりなどを進め、県産材を計画的に安定して生産する体制構築に取り組みます。（環境森林部）
- ② 安心して使用できる県産材製品を提供するため、品質や規格の明確な「三重の木」認証材をさらに普及するとともに、松阪木材コンビナートをはじめとする木材産業の生産性の向上と競争力の強化をはかります。（環境森林部）
- ③ 木材を利用することが森林の整備につながること等について、広く県民に普及啓発を行うとともに、住宅や公共施設への県産材の利用を促進します。（環境森林部）
- ④ 消費者に安全で安心な特用林産物を提供するため、品質・衛生管理の向上や安定した供給体制の構築に取り組みます。（環境森林部）

※ ②の一部、③の一部は、重点事業（くらし11）「森林再生『三重の森林づくり』」を構成しています。

※ ④の一部は、みえの舞台づくりプログラム（元気3）「食に学び、食を育む環境づくりプログラム」を構成しています。

基本事業
22502

林業・木材産業の担い手の育成

(主担当：環境森林部林業経営室)

目的	対象	林業、木材産業が		
	意図	担い手の育成確保がはかられ、効率的な活動を行っている		
基本事業の 目標項目	高度な技能を有する林業従事者数	目標値	178人	
		現状値	138人	
	新規林業従事者数	目標値	40人 (累計160人)	
		現状値	29人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県が実施する林業作業士研修等を修了した林業従事者の累計（環境森林部林業経営室調べ）
- ・林業事業体への新規就業者数（環境森林部林業経営室調べ）

主な取組内容

- ① 新規就業者の確保のため、財団法人三重県農林水産支援センターが行う、就業希望者に対するセミナーや就業資金の貸付等を支援します。（環境森林部）
- ② 林業従事者の技能や安全作業の確保を目的として財団法人三重県農林水産支援センター等が実施する、技術研修や労働災害防止活動を支援します。（環境森林部）
- ③ 林業従事者が安心して働けるよう、森林組合などの林業事業体等に対して、資金の貸付を行うとともに、雇用や経営の改善への取組を支援します。（環境森林部）
- ④ 森林所有者等に対し、経営改善に関する研修会の開催や情報提供などを行い、林業後継者の育成に取り組みます。（環境森林部）
- ⑤ 林業団体の健全な運営と活発な活動を確保するため、業務や会計の状況について検査・監督を行うとともに、適正な運営ができるよう助言・指導を行います。（環境森林部）

※ ①の一部、②の一部、③は、重点事業（くらし11）「森林再生『三重の森林づくり』」を構成していません。

第2節

安心を支える雇用・
就業環境づくりと元気な産業づくり

施策226 安全で安心な水産物の 安定的な提供

(主担当部：農水商工部)

目的	対象	県民が		
	意図	安全で安心な水産物の提供を安定的に受けている		
施策目標 項目 (主指標)	漁業総生産量の全国に占める割合	目標値	3.4% (2009年度)	
		現状値	3.4% (2005年度)	

[施策目標項目の説明]

・海面漁業と内水面漁業の総生産量の全国シェア（農林水産省「三重農林水産統計年報」などにより算出）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績値により測ることとします。

現状と課題

三重県は全国でも有数の漁獲高を誇る県であり、県民や多くの観光客に新鮮な魚介類を提供しています。しかしながら、漁獲量の減少や魚価の低迷、就業者の高齢化等に加え、「食の安全」対策など、三重県水産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

水産業は、安全で安心な食の提供のほか、地域経済の活性化や雇用の創出など、県民の生活や地域経済の発展に貢献しています。これらのことから、水産物を安定的に提供するため、資源の持続的な利用をはかりつつ、自主衛生管理の促進や生産・流通体制の整備を進める必要があります。また、各海域の特性に応じた漁業を持続的に担うことができる効率的かつ安定的な経営体を確保・育成するとともに、水産基盤整備ならびに漁場環境の保全・創造をはかる必要があります。

めざす姿

地域それぞれの特色に応じ、力強い漁業経営体が、経営基盤の充実により、資源の持続的な利用をはかりつつ、地域の強みを伸ばしながら漁業活動を行うとともに、新たな担い手が意欲的に参入できる環境ができています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産者が、安全安心な水産物や消費者ニーズに応じた水産物の提供、環境に配慮した持続可能な経営に取り組みます。 ○ 漁協等が、生産者に対して、技術・経営面で支援するほか、合併に向け積極的に取り組むとともに、意欲ある後継者の確保育成等に積極的に取り組みます。 ○ 消費者が、県産品への理解を深めるとともに、産消連携や海洋環境の保全へ積極的に参画します。 ○ 市町が、県と協働し、漁港施設等を適正に管理します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異常気象や天候不順が、県内漁業へ大きく影響します。 ○ 食生活全般の変化による魚介類の消費量の減少が、県内漁業へ大きく影響します。 ○ 海外からの輸入水産物の増加が、県内漁業へ大きく影響します。

県の取組方向

県民に安全で安心な水産物を安定的に提供するため、生産・流通体制づくりを促進するとともに、生産履歴の記帳など指導の充実や人と環境にやさしい生産技術の導入など、水産物の安全性および品質の確保をはかります。あわせて、漁獲量の管理などによる漁業者の自主的な資源管理への支援や漁業許可、漁業権免許などによる水面の秩序ある総合的高度利用を推進するとともに、試験研究機関との連携を密にしつつ、資源の悪化が懸念される消費者ニーズの高い魚介類の種苗を生産・放流し、積極的な漁業資源の維持増大に取り組みます。

また、持続的に漁業を担うことができる担い手を確保・育成するとともに、それを支援する水産団体の健全な運営と活発な活動を促進します。さらに、効率的かつ安定的な漁業生産を持続していくため、漁港・漁場等の基盤整備ならびに漁場環境の保全・創造を進めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	沿岸沖合漁業および海面養殖業の生産量	目標値	150,000t (2009年度)
		現状値	142,545t (2005年度)

[県の取組目標項目の説明]

- ・ 県内の沿岸沖合漁業および海面養殖業の生産量（農林水産省「三重農林水産統計年報」などにより算出）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績値により測ることとします。

施策展開するために取り組む基本事業

22601	水産資源の持続的利用と安全・安心の確保	(農水商工部)
22602	水産経営基盤の確保・充実	(農水商工部)
22603	水産生産基盤の整備	(農水商工部)

基本事業
22601

水産資源の持続的利用と
安全・安心の確保
(主担当：農水商工部水産室)

目的	対象	消費者が		
	意図	良好な海洋環境の下で、安全で安心な水産物を安定的に購入している		
基本事業の 目標項目	水産物安全基準違反件数	目標値	0件	
		現状値	0件	
	沿岸沖合漁業および海面養殖業の生産量	目標値	150,000t (2009年度)	
		現状値	142,545t (2005年度)	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県内産養殖魚の水産用医薬品の残留基準違反および貝毒による食中毒の発生件数（農水商工部水産室調べ）
- ・県内の沿岸沖合漁業および海面養殖業の生産量（農林水産省「三重農林水産統計年報」などにより算出）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる最新のデータである2009年度の実績値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 水面の秩序ある総合的高度利用をはかるため、漁業に関する調整および漁業取締業務などを行うとともに、漁業と海洋性レクリエーションとの調整をはかります。また、水産物を持続的、安定的に提供するため、漁獲可能量制度的確な運用、小型魚の保護や漁獲努力量の削減など漁業者の自主的な資源管理を支援します。（農水商工部）
- ② 地域特性を生かした持続的養殖の推進や経営の合理化等をはかることにより、養殖水産物の安定的な供給体制を確立します。（農水商工部）
- ③ 人工種苗の安定的な生産と効果的な放流を促進し、沿岸の水産資源の維持増大をはかります。（農水商工部）
- ④ 生産履歴の記帳など漁業者の自主的な取組を支援し、消費者が求める安全・安心な水産物を供給します。（農水商工部）
- ⑤ 内水面資源の有効活用等を通じて、内水面域の振興や河川環境の保全をはかります。（農水商工部）

※ ②の一部、③の一部、④の一部は、重点事業（元気6）「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成しています。

基本事業
22602

水産経営基盤の確保・充実

(主担当：農水商工部団体支援室)

目的	対象	水産業を支える担い手や漁業経営体が		
	意図	必要な情報提供や経営および技術支援を受け、効率的な経営を行っている		
基本事業の 目標項目	認定漁協割合	目標値	43.7%	
		現状値	12.1%	
	漁協青年・女性グループ設置率	目標値	93.7%	
		現状値	41.4%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・沿海地区漁協数に占める認定漁協数の割合（農水商工部団体支援室調べ）
- ・沿海地区漁協数に占める青年または女性グループ設置漁協数（農水商工部団体支援室調べ）

主な取組内容

- ① 水産団体の健全な運営と活発な活動を確保するため、業務や会計の状況について検査・監督を行うとともに、法令等に基づく適正な運営ができるよう指導・支援を行います。（農水商工部）
- ② 漁協の経営基盤を充実させるため広域合併を支援します。（農水商工部）
- ③ 漁業経営の安定化と水産業の持続的発展のため漁業共済制度の円滑な運営を支援します。（農水商工部）
- ④ 財団法人三重県農林水産支援センターと連携して、漁業への就業活動を通じ、希望者に相談・研修等を行うことで、漁業就業者の確保・育成に努めます。（農水商工部）
- ⑤ 経営の高度化に取り組む意欲ある漁業者に対して、関係機関・関係団体と協働して、担い手の協業化・法人化への支援、普及指導の充実・強化、融資制度の利用促進を通じて、水産業を支える担い手の経営力強化をはかります。（農水商工部）

第2節

安心を支える雇用・
就業環境づくりと元気な産業づくり

基本事業
22603

水産生産基盤の整備

(主担当：農水商工部水産基盤室)

目的	対象	水産業の生産基盤が		
	意図	持続的な生産を行えるように整備されている		
基本事業の 目標項目	安全係船岸充足率	目標値	53.0%	
		現状値	46.7%	
	広域漁場整備達成率	目標値	94.3%	
		現状値	90.7%	
	閉鎖性海域での浅海域再生面積	目標値	51.0ha	
		現状値	14.6ha	

[基本事業目標項目の説明]

- ・係留・陸揚げができる岸壁の延長のうち、荒天時に安全に利用できる岸壁の延長の割合（農水商工部水産基盤室調べ）
- ・伊勢湾口部以南の水深100mまでの沿岸域における整備の割合（農水商工部水産基盤室調べ）
- ・伊勢湾における干潟・藻場等の造成・再生面積および英虞湾における底質改善面積の累計（農水商工部水産基盤室調べ）

主な取組内容

- ① 水産物の安定供給をはかるための陸揚げ場としての機能に加え、つくり育てる漁業の基地としての漁港を整備します。（農水商工部）
- ② 水産資源の持続的利用と、水産物の安定的な提供をはかるための漁場整備、水産資源の生息環境を保全・創造していくための藻場・干潟の造成・再生、底質改善等、ならびに漁業経営の改善や衛生管理強化のための漁業関連施設の整備を進めます。（農水商工部）
- ③ 高波、津波、波浪等による被害から県民の生命と財産を守るため、既存施設の維持管理を適切に行い施設の機能が低下しないように海岸保全施設の整備を進めます。（農水商工部）＜一部は基本事業31204①②の再掲＞
- ④ 漁村地域において市町が実施する集落排水施設の整備に対し支援を行い、生活環境の改善と公共用水域の水質保全をはかります。また、漁港および集落環境の整備を総合的に行い、水産業の振興と漁村の生活環境の向上をはかります。（農水商工部）
＜一部は基本事業53201①の再掲＞

- ※ ①の一部、②の一部は、重点事業（元気6）「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成しています。
- ※ ②の一部は、みえの舞台づくりプログラム（くらし3）「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成しています。
- ※ ③の一部は、重点事業（くらし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成しています。



〔魚類養殖場〕



〔生簀いけすの中を泳ぐマダイ〕

全国第3位の生産量を誇るまだい養殖業



〔養殖開始時〕

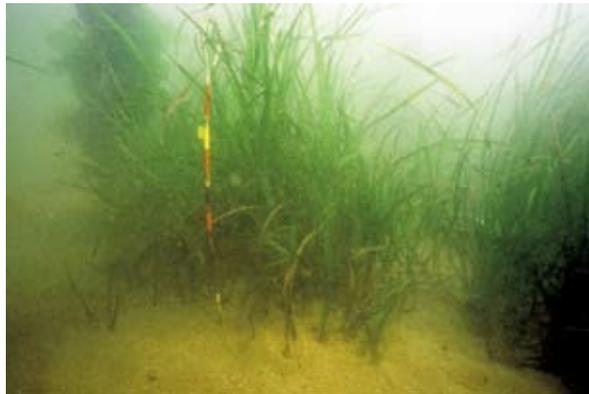


〔約5か月後〕

普及指導の一環で取り組むヒジキ養殖試験



〔神島漁港〕



〔造成されたアマモ場〕

持続的な生産を支える水産生産基盤の整備

第2節

安心を支える雇用・
就業環境づくりと元気な産業づくり

施策227 農林水産業を支える 技術開発の推進

(主担当部：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	農林水産業者が	
	意図	開発された技術を有効利用して、生産活動を行っている	
施策目標 項目 (主指標)	研究成果が活用された件数	目標値	127件
		現状値	127件

[施策目標項目の説明]

・過去5年間の研究事業から生み出された研究成果のうち、次の3項目のいずれかに該当する、研究成果が活用された件数 ①技術移転、②特許等の実施許諾、③研究成果の製品・商品化（政策部科学技術振興センター調べ）

現状と課題

農林水産業における地域間競争が激化する中、地域の農林水産業をけん引する新しい特産物の開発や「三重ブランド」の創出・発展等、競争力を高めるための技術開発が求められています。

また、消費者の安全・安心に対する関心の増大や地球温暖化の影響等による農林水産物の生産環境の変化への対応、さらには環境に配慮した生産活動等が求められており、農林水産物の高品質化のみならず、安全性の確保や生産活動の持続性・安定性・効率性を高めるための技術開発、環境保全や資源循環型の技術開発ニーズが一層高まっています。

めざす姿

農林水産物の高品質化・ブランド化、安全・安心の確保、生産活動の持続性・安定性・効率性の向上、さらには環境負荷の低減等の技術開発による成果の移転が進み、農林水産業者がそうした技術を有効利用して生産活動を行っています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産者や関係団体等が、新品種や新技術の開発に向けた実証レベルの試験に協働して取り組みます。 ○ 独立行政法人、高等教育機関等が、それぞれの地域や技術力に応じた情報提供を行うとともに、技術開発に取り組みます。 ○ 企業が、技術の実用化と低コスト化をめざして研究開発に取り組みます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化の影響による気候変動等が、農林水産物の生産に大きな影響を及ぼします。 ○ 農林水産物の食の安全・安心に対する消費者の関心の高まり等、消費者ニーズが生産活動に変化をもたらします。

県の取組方向

農林水産物の競争力を高めるために、水稻、かんきつ、野菜、きのこ等の新品種・地域特産物の開発に取り組むとともに、松阪牛、伊勢茶、真珠等の「三重ブランド」の創出・発展に向けて農林水産物の高品質化をめざします。

安全・安心確保のために、農薬使用量の低減をめざす技術開発や薬剤に頼らない飼養管理技術の開発に取り組むとともに、貝毒発生防止のための調査を進めます。

また、農林水産物の生産を支えるために、生産者ニーズや消費者の動向をふまえた持続性・安定性・効率性の向上をめざす基盤的技術の開発や、病虫害・獣害防除技術の開発、県産材の用途を開拓する技術の開発、および水産資源の維持管理の調査研究に取り組みます。

さらに、環境保全や循環型社会の実現に貢献するために、耕畜連携^{注)1}による家畜ふん堆肥の循環利用や、粗飼料生産と乳牛への給与技術の開発に取り組むとともに、木質資源の利用拡大に関する技術開発に取り組みます。

県の取組 目標項目 (副指標)	技術支援件数	目標値	1,336件
		現状値	1,305件

[県の取組目標項目の説明]

- ・当該年度における事業に基づく技術支援や、生産者・関係団体等からの技術相談、診断・検査等に対応した件数（政策部科学技術振興センター調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

22701	農業を支える技術開発の推進	(政策部科学技術振興センター)
22702	畜産業を支える技術開発の推進	(政策部科学技術振興センター)
22703	林業を支える技術開発の推進	(政策部科学技術振興センター)
22704	水産業を支える技術開発の推進	(政策部科学技術振興センター)

注) 1 耕畜連携：畜産農家が米・野菜等を生産する耕種農家へ家畜ふん堆肥を供給し、耕種農家がそれを利用して作物を栽培する一方、その余剰である稲わらや転作作物である飼料イネなどの飼料作物を畜産農家に供給するなど、相互に協力して生産活動を行うこと

基本事業
22701

農業を支える技術開発の推進

(主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	農業を支える技術が		
	意図	開発され、技術移転されている		
基本事業の 目標項目	農業を支える技術開発件数	目標値	23件	
		現状値	23件	
	研究成果公表件数	目標値	210件	
		現状値	210件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・農業を支えるために開発し、生産者等へ提供した技術の件数（政策部科学技術振興センター調べ）
- ・農業に関する研究成果の外部への公表件数（政策部科学技術振興センター調べ）

主な取組内容

- ① 産地間競争力を高め、地域資源を活用した農業振興に貢献するため、水稻、茶、果樹、野菜、花きなど新品種の育成・導入や、地域特産物の高付加価値化技術ならびにマーケティング^{注1}手法の開発を進めます。（政策部科学技術振興センター）
- ② 安全・安心を確保するため、病害虫の天敵利用技術をはじめ、化学合成農薬の使用低減や土壌中の重金属による汚染防止などの研究開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ③ 持続性・安定性・効率性を高めるため、より高品質、低コストで省力的に農作物を安定生産できる栽培技術の開発・改良とともに、栽培技術の体系化と経営評価に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ④ 環境保全のため、地下水の硝酸性窒素などの低減や、生分解性プラスチックの有効利用など、農業生産活動によって生じる環境負荷を低減する技術開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ⑤ 循環型社会の実現に貢献するため、畜産廃棄物など有機性廃棄物を有効活用する技術開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）

※ ①の一部は、重点事業（元気5）「地域の資源を活用した産業振興」を構成しています。

※ ①の一部は、重点事業（元気6）「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成しています。

注1 マーケティング：49ページをご覧ください。

基本事業
22702

畜産業を支える技術開発の推進

(主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	畜産業を支える技術が		
	意図	開発され、技術移転されている		
基本事業の 目標項目	畜産業を支える技術開発件数	目標値	9件	
		現状値	9件	
	研究成果公表件数	目標値	40件	
		現状値	35件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・ 畜産業を支えるために開発し、生産者等へ提供した技術の件数（政策部科学技術振興センター調べ）
- ・ 畜産業に関する研究成果の外部への公表件数（政策部科学技術振興センター調べ）

主な取組内容

- ① 産地間競争力を高めるため、おいしい牛肉・霜降り豚肉の生産技術の開発や、みえ特産鶏の地域特産品化に取り組むとともに、性判別技術やクローン技術^{注)1}を用いた高品質な牛受精卵の生産技術の開発に取り組み、畜産物の高品質化・高付加価値化技術の開発をめざします。（政策部科学技術振興センター）
- ② 安全・安心を確保するため、薬剤に頼らない畜産物の生産技術の開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ③ 環境保全と循環型社会の実現に貢献するため、耕畜連携による家畜ふん堆肥の循環利用や、自給粗飼料を用いた乳牛用飼料の調製・給与技術、肉牛用粗飼料を県内自給するための技術開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）

※ ①の一部は、重点事業（元気5）「地域の資源を活用した産業振興」を構成しています。

注)1 クローン技術：発生工学、遺伝子工学によって一つの細胞から遺伝子的に同じ細胞を作り出す技術

基本事業
22703

林業を支える技術開発の推進

(主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	林業を支える技術が		
	意図	開発され、技術移転されている		
基本事業の 目標項目	林業を支える技術開発件数	目標値	5件	
		現状値	5件	
	研究成果公表件数	目標値	18件	
		現状値	18件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・林業を支えるために開発し、生産者等へ提供した技術の件数（政策部科学技術振興センター調べ）
- ・林業に関する研究成果の外部への公表件数（政策部科学技術振興センター調べ）

主な取組内容

- ① 産地間競争力を高めるため、きのこの生産力と尾鷲ヒノキのブランド力向上のための技術開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ② 持続性・安定性・効率性を高めるために、林業生産における新しい森林管理技術、病虫害や獣害を防除する研究、および県産材の用途を開拓する技術の開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ③ 循環型社会の実現に貢献するため、木質資源の利用拡大に向けた技術開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）

※ ①の一部は、重点事業（元気6）「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成しています。

※ ②の一部は、重点事業（くらし11）「森林再生『三重の森林づくり』」を構成しています。

基本事業
22704

水産業を支える技術開発の推進

(主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	水産業を支える技術が		
	意図	開発され、技術移転されている		
基本事業の 目標項目	水産業を支える技術開発件数	目標値	4件	
		現状値	4件	
	研究成果公表件数	目標値	65件	
		現状値	65件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・水産業を支えるために開発し、生産者等へ提供した技術の件数（政策部科学技術振興センター調べ）
- ・水産業に関する研究成果の外部への公表件数（政策部科学技術振興センター調べ）

主な取組内容

- ① 産地間競争力を高めるため、高品質真珠やノリ生産技術、マハタ、クエなど新しい魚種の生産技術、イセエビ、アワビなど三重ブランドの維持発展のための増殖技術など、三重の水産物の魅力を高める技術開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ② 安全・安心を確保するため、貝毒発生防止にかかる調査を行います。（政策部科学技術振興センター）
- ③ 持続性・安定性・効率性を高めるため、資源管理型漁業の推進に関する調査研究や人工衛星による海洋環境情報の提供等により、水産資源の持続的利用と漁業生産の安定に寄与するとともに、養殖漁業の餌料費等の低コスト化をはかる技術開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ④ 環境保全と漁場の持続的な利用のため、英虞湾等養殖漁場の環境動態に関する調査研究と情報提供を行うとともに、赤潮の対策に関する研究、淡水域生物の多様性保全に関する研究を行います。（政策部科学技術振興センター）
- ⑤ 閉鎖性海域を対象として、負荷量の削減と同時に、養殖業等の経済活動等を行いつつ、海域の自然浄化機能を増進・活用することによって、新たな環境を創生するための技術開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）<基本事業41304①の再掲>

※ ①の一部は、重点事業（元気5）「地域の資源を活用した産業振興」、重点事業（元気6）「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成しています。

※ ①の一部、④の一部、⑤は、みえの舞台づくりプログラム（くらし3）「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成しています。

施策231 自律的産業集積の推進

(主担当部：農水商工部)

目的	対象	時代を先導する産業分野の企業や意欲ある経営を行う事業者等が		
	意図	地域の特色を生かした自律的な産業集積を構築し、活発に事業を展開している		
施策目標項目 (主指標)	製造品出荷額の全国順位	目標値	9位 (2009年度)	
		現状値	10位 (2004年度)	

[施策目標項目の説明]

・県内の第2次産業の活動実績を示す指標となる製造品出荷額の相対的な位置を示す全国順位(経済産業省「工業統計表」)。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

現状と課題

三重県を取り巻く環境は、国外においては、中国・インドをはじめとするアジア経済の台頭などグローバル経済が急速な拡大をする一方、国内では人口減少や高齢化が急速に進展するなど、大きな変化を迎えています。

このような中、引き続き、県内産業が力強く発展していくためには、産学官のネットワークを強化するなど、地域にイノベーション^{注1}を誘発するしくみを構築していくことが重要です。

そのために核となる企業を戦略的に誘致し、県内産業の高度化、高付加価値化を促進させるとともに、技術革新や新たなビジネスモデルを提供するベンチャー企業等が次々と創出する環境を整備することが求められているとともに、それらの産業を支える人材の育成・活用が必要となっています。

めざす姿

先端的産業の誘致が進み、幅広い産業のクラスター^{注2}が形成されることによって、集積が新たな集積を呼び、ベンチャー等が次々と創出される自律的産業集積^{注3}が進んでいます。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民が、地域で行われる産業活動について、関心と理解を深めます。 ○ 事業者が、CSR^{注4}活動にも取り組み、自らの発展のみならず、地域の発展にも寄与します。 ○ 市町が、計画的に産業振興の推進に取り組みます。 ○ 国が、商工団体や市町、県と連携し、三重県産業の発展を支援します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少子高齢化と人口減少社会の到来が技術人材の確保を困難にします。 ○ グローバル経済の進展により国内生産拠点の再編・統合の可能性がります。

県の取組方向

先端的産業などの企業誘致を戦略的に進めることで、地域経済の新たな核となる企業の集積を進めます。

さらに、クリスタルバレー構想^{注)5}、シリコンバレー構想^{注)6}により集積が進んだ国際的競争力を有する加工組立型産業と、それを支える高度な素材・部材産業との連携を促進することによって、より付加価値の高い製品を生み出す知識集約型産業への転換を促進します。

一方、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」などを活用しながら、地域のポテンシャルを生かした産業クラスターを形成するとともに、燃料電池^{注)7}やメカトロ^{注)8}・ロボットなどの次世代産業分野への取組を進め、これらの分野の研究開発の促進、技術人材の育成・活用などを行います。

また、ベンチャー企業等を創出するため、起業家の育成を進めるとともに、その成長段階に応じたきめ細かな支援を行います。

県の取組 目標項目 (副指標)	工業集積度	目標値	230 (2009年度)
		現状値	201 (2004年度)
	企業等の研究開発費の伸び率	目標値	112
		現状値	100

[県の取組目標項目の説明]

- ・工業の集積の程度を土地、人口等の資源に対する工業生産活動の割合で表した、全国を100とする指標（経済産業省「工業統計表」、住民基本台帳などにより算出）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。
- ・県内で研究開発機能をもつ主要な企業に対して毎年アンケート調査を行い、推計した県内企業の研究開発費の基準年（2006年度）を100とした場合の伸び率（農水商工部産業集積室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

23101	戦略的な企業誘致	(農水商工部)
23102	新産業の創造	(農水商工部)
23103	産業クラスターの形成	(農水商工部)
23104	戦略的なベンチャー企業の育成	(農水商工部)
23105	産業人材の育成等基盤整備	(農水商工部)
23106	四日市コンビナートの活性化	(農水商工部)

注)1 イノベーション：44ページをご覧ください。

注)2 クラスター：48ページをご覧ください。

注)3 自律的な産業集積：一定の産業集積が進むとそれが自律的に運動を始め、集積自体がさらなる集積を呼び込むなど、さまざまな好循環を引き起こす成長過程に入った状態の産業集積という意味

注)4 CSR活動：45ページをご覧ください。

注)5 クリスタルバレー構想：県では、産学官民が協働し、21世紀の成長産業である、液晶をはじめとするフラットパネルディスプレイ（FPD）産業の世界的集積地を三重県に構築しようとする構想を推進しています。

注)6 シリコンバレー構想：県では、県内の大学や研究機関、企業、サービス事業者などによる半導体産業の有機的なネットワーク（産業クラスター）を形成し、競争力のある産業構造への転換を促すとともに、新事業やベンチャー企業を連鎖的に生み出し、さらには新たな産業集積をめざしています。

注)7 燃料電池：10ページをご覧ください。

注)8 メカトロ：47ページをご覧ください。

基本事業
23101

戦略的な企業誘致

(主担当：農水商工部企業立地室)

目的	対象	時代を先導する産業分野の企業が	
	意図	産業集積の進展につながるよう、県内に生産施設や研究開発施設等の新規立地あるいは増設を行っている	
基本事業の目標項目	先端的産業企業誘致件数	目標値	38件
		現状値	26件

[基本事業目標項目の説明]

・県と立地協定を締結したバレー構想^{注1}等先端的産業の誘致企業件数（農水商工部企業立地室調べ）

主な取組内容

- ① 地域経済の核となる産業を集積するため、クリスタルバレー構想、シリコンバレー構想、メディカルバレー構想^{注2}関連など国内外の時代を先導する産業分野の企業誘致活動に取り組みます。（農水商工部）
- ② 先端製造施設や研究開発施設の立地に対する補助金等の優遇制度を整備し、知識集約型の産業構造への転換に資する企業立地を促進させます。（農水商工部）
- ③ 外資系企業と県内企業の技術提携等の交流を促進させ、本県への対内直接投資を促進させます。（農水商工部）
- ④ 企業立地ニーズに対応するため、市町等と連携し、競争力の高い産業用地の整備促進をはかります。（農水商工部）
- ⑤ メディカルバレー構想を推進するため、産学官民連携強化をはじめとする基盤整備に取り組むとともに、バイオ産業の創出や人材育成などのリーディングプロジェクトを展開します。（健康福祉部）
- ⑥ 地域の強みを生かした企業立地や産業集積を推進するため、国が定める「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の枠組みに基づいて、市町とともに基本計画を策定します。（農水商工部）＜基本事業23103⑤の再掲＞

※ ①～④は、重点事業（元気4）「国際競争力を高める産業集積の形成」を構成しています。

注1 バレー構想：県では、県内の大学や研究機関、企業、サービス事業者などによる有機的なネットワーク（産業クラスター）を形成し、競争力のある産業構造への転換を促すとともに、新事業やベンチャー企業を連鎖的に生み出し、さらには新たな産業集積をはかることをめざしています。

注2 メディカルバレー構想：バレー構想の一つで、医療・健康・福祉産業の創出と集積をめざしています。

基本事業
23102

新産業の創造

(主担当：農水商工部産業集積室)

目的	対象	燃料電池やロボットをはじめとした新たな技術に取り組む企業等が	
	意図	新産業や新成長分野への展開をはかっている	
基本事業の 目標項目	各種研究会への参加企業数	目標値	300社
		現状値	160社

[基本事業目標項目の説明]

- ・燃料電池やその他成長分野に関する研究会への県内企業の参加数（農水商工部産業集積室調べ）

主な取組内容

- ① 水素エネルギー^{注1}社会の形成に向けた水素関連技術の開発を促進するため、県内企業等が燃料電池関連技術開発を行う際に支援をするとともに、産学官連携により、国プロジェクト等の誘致を行います。（農水商工部）
- ② メカトロ・ロボットの先端技術に関する研究開発を促進するため、産学官が連携して、国プロジェクト等の誘致を行います。（農水商工部）

※ ①、②は、重点事業（元気4）「国際競争力を高める産業集積の形成」を構成しています。

注)1 水素エネルギー：10ページをご覧ください。

基本事業
23103

産業クラスターの形成

(主担当：農水商工部産業集積室)

目的	対象	技術の高度化や高付加価値化をめざす企業等が		
	意図	互いに連携し、新しいイノベーションを起こしている		
基本事業の 目標項目	産業クラスターへの参画企業数	目標値	30社	
		現状値	0社	

[基本事業目標項目の説明]

- ・三重県がめざす「高度部材産業クラスター」形成のための取組に参画する企業数（農水商工部産業集積室調べ）

主な取組内容

- ① 県内製造業の競争力の源泉である高度部材^{注1}産業がさらに発展していくため、「高度部材産業クラスター戦略計画（仮称）」を策定し、クラスター形成のための方向性を示すとともに産学官の有機的な連携を推進します。（農水商工部）
- ② 産業クラスターのネットワーク形成を推進するために、国が進める「産業クラスター計画」とも連携をとりながら、産学官による研究会を開催するとともに、国内外に対して情報発信や普及啓発を行います。（農水商工部）
- ③ 研究開発機能等の集積をはかるため、企業等が行う高度部材の研究開発に対する支援を行います。（農水商工部）
- ④ 国プロジェクト等の誘致をはかるため、国内外の一線級研究者と連携した知的ネットワークの形成を進めるとともに、地元自治体や産業界と協働した取組を強化します。（農水商工部）
- ⑤ 地域の強みを生かした企業立地や産業集積を推進するため、国が定める「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の枠組みに基づいて、市町とともに基本計画を策定します。（農水商工部）

※ ①、②は、重点事業（元気4）「国際競争力を高める産業集積の形成」を構成しています。

※ ③、④は、みえの舞台づくりプログラム（元気4）「知恵と知識を呼び込み、多様なイノベーションを生み出せる環境づくりプログラム」を構成しています。

注1 高度部材：10ページをご覧ください。

基本事業
23104

戦略的なベンチャー企業の育成

(主担当：農水商工部産業支援室)

目的	対象	起業家、ベンチャー企業等が	
	意図	活動を活発化し、技術革新による新たな製品やビジネスモデルの革新による新たなサービスを提供している	
基本事業の 目標項目	インキュベーション施設入居者数	目標値	100者
		現状値	53者

[基本事業目標項目の説明]

・県内のインキュベーション施設^{注1}の入居企業等数（累計）（農水商工部産業支援室調べ）

主な取組内容

- ① 商社、金融機関などからなる「新事業創出サポート委員会」を設置し、ベンチャー企業・起業家等に対して、事業の初期段階から助言、連携、支援を提供できる体制を構築します。（農水商工部）
- ② ベンチャー企業等の育成のため、「アイデアの実証」の段階と「製品開発」の段階を対象に助成することで、起業家等のビジネスプランをより多くの事業化につなげます。また、起業家等が必要とするマーケティング^{注2}やハンズオン支援^{注3}などにより、きめ細かな対応を行います。（農水商工部）

※ ①、②は、重点事業（元気4）「国際競争力を高める産業集積の形成」を構成しています。

注1 インキュベーション施設：創業間もない個人・企業に負担の少ない入居費用で賃貸スペースを提供するとともに、専門スタッフが経営的、技術的課題を解決するための適切なアドバイスなどを行うことにより、独り立ちを支援する施設

注2 マーケティング：49ページをご覧ください。

注3 ハンズオン支援：49ページをご覧ください。

基本事業
23105

産業人材の育成等基盤整備

(主担当：農水商工部産業集積室)

目的	対象	技術の高度化や高付加価値化をめざす企業等が		
	意図	少子高齢化と人口減少、グローバル化と国際競争の激化、個人化や知識経済化といった大きな構造変化に適切に対応している		
基本事業の 目標項目	人材育成プロジェクト設置数	目標値	3件	
		現状値	1件	

[基本事業目標項目の説明]

・県内企業における各種人材を育成するためのプロジェクト数（農水商工部産業集積室調べ）

主な取組内容

- ① 最先端の研究開発から中小企業の課題解決支援までを1か所で行う「ソリューションセンター（仮称）」を整備することで、高度部材産業クラスターの核を形成します。
（農水商工部）
- ② ものづくり産業の高度化をはかるため、財団法人三重県産業支援センター北勢支所（仮称）のものづくり支援機能の強化を行います。（農水商工部）
- ③ イノベーションを生み出す人材を育成するため、研究開発を通じた産業人材育成の環境整備を行います。（農水商工部）
- ④ 技術力の継承やレベルアップをはかるため、製造業の技術者や若手技能者を対象とした人材育成を進めます。（農水商工部）

※ ①～④は、みえの舞台づくりプログラム（元気4）「知恵と知識を呼び込み、多様なイノベーションを生み出せる環境づくりプログラム」を構成しています。

基本事業
23106

四日市コンビナートの活性化

(主担当：農水商工部産業集積室)

目的	対象	四日市コンビナートが		
	意図	地域のもつ化学技術の強みを生かして、国際競争力のある自律的發展可能な産業構造への転換をはかっている		
基本事業の 目標項目	四日市コンビナートの構造転換に向けたアクションプログラム着手数	目標値	28件	
		現状値	9件	

[基本事業目標項目の説明]

・四日市コンビナートの再生に向けて、2005年度に策定した「四日市コンビナートの構造転換に向けたアクションプログラム」に基づく取組に、産業界・地元市等と連携して着手した数（農水商工部産業集積室調べ）

主な取組内容

- ① 四日市市、地元産業界等と協働して、外資系化学企業をはじめとする企業の研究開発機能の集積をはかります。(農水商工部)
- ② 素材産業と加工組立産業等が交流できる場を構築するとともに、環境配慮型社会システムの整備をはかるため、エコプロダクツ^{注)1}等の普及促進に向けた取組を行います。(農水商工部)
- ③ 四日市コンビナート企業の連携・統合に向けた取組を支援するとともに、地域社会と連携した取組を促進します。(農水商工部)

※ ①～③は、重点事業(元気4)「国際競争力を高める産業集積の形成」を構成しています。

注)1 エコプロダクツ：48ページをご覧ください。



構造転換に向けた取組が進む「四日市コンビナート」



固体高分子形燃料電池実証試験
(四日市市)



直接メタノール形燃料電池実証試験
(鈴鹿市)

水素エネルギー社会の形成に向けて取り組まれている、さまざまな燃料電池実証試験

施策232 活力ある地域産業の振興

(主担当部：農水商工部)

目的	対象	中小企業等が		
	意図	地域経済の活性化等を支える主体として、活発に企業活動を行っている		
施策目標項目 (主指標)	中小企業の製造品出荷額の全国順位	目標値	15位 (2009年度)	
		現状値	15位 (2004年度)	

〔施策目標項目の説明〕

- ・ 民間製造業のうち中小企業（従業員4～299人）の製造品出荷額の全国順位（経済産業省「工業統計表」）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

現状と課題

県内経済は、輸出産業を中心に好況の中にあるものの、少子高齢化に伴う人口減少社会の到来やグローバル化の激化など、大きな社会の変化に着実に対応していくことが求められています。

そのため、地域の資源・特色を生かした産業構造の構築をめざして、それを支える中小企業の経営基盤や経営力を強化するとともに、中小企業におけるイノベーション^{注1}を促していく必要があります。

また、一人ひとりの能力を高め、生産性の向上をはかるほか、創造性豊かな多様な人材を育成することが重要となっています。

さらに、地域経済を支える重要な柱であるサービス産業の強化をはかるとともに、人口減少社会、高齢化社会の進展に伴い、今後、一層重要性を増す中心市街地の活性化や都市計画と連動した広域的な地域づくりの推進が求められています。

めざす姿

県内の中小企業者が地域の資源・特性を生かし、いきいきとした事業活動を展開することで、競争力を高め、新たな市場を切り開いています。また、地域住民が働きがいを感じる就業の場の提供や地域の課題解決への取組などにより、活力ある地域の維持・発展に貢献しており、街にはにぎわいがあります。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民が、地域で行われる産業活動について、関心と理解を深めます。 ○ 事業者が、CSR活動^{注2}にも取り組み、自らの発展のみならず、地域の発展にも寄与します。 ○ 経済団体が、地域経済の主導的役割をとおして、地域の活性化をはかります。 ○ 市町が、事業者や経済団体、県等と連携し、地域の発展を促進します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済の動向や金融環境の変化に加え、少子高齢化等といった社会構造の変化が、県内商工業に大きく影響します。 ○ 企業倫理や環境問題に対する社会的な関心の高まりが、県内商工業に大きく影響します。

県の取組方向

三重県のものづくり産業を支える中小企業が取り組む新技術の開発や新分野への進出や地場産業・伝統産業の新商品開発、コミュニティビジネス^{注)3}の創業などを支援します。

そして、これら地域産業の活性化を担う人材の育成をはかるとともに、円滑な資金調達制度により県内企業の経営基盤強化をはかるほか、企業立地の進まない地域においては地域資源等を活用した企業等の誘致を促進します。

また、地域の特性・強みを生かした地域経済の活性化をめざす「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」などをふまえながら、地域特性に応じた産業振興のためのしくみづくりに取り組みます。

商工団体等の経営支援機能の強化をはかり、中小企業者に対してきめ細やかな支援を行える体制を整備するとともに、商工団体と地域の多様な主体との連携による地域経済を活性化する取組を支援します。

さらに、地域が自ら取り組む中心市街地活性化に資する活動を支援し、まちづくりに関わる人材の発掘・育成を進め、地域の資源を最大限活用することで、中心市街地のにぎわいの回復に努めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	県内中小企業のうち製造業の付加価値額の伸び率	目標値	108 (2009年度)
		現状値	100 (2005年度)

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・ 民間製造業のうち中小企業（従業員4～299人）の付加価値額の基準年（2005年度）を100とした場合の伸び率（経済産業省「工業統計表」により算出）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

施策展開するために取り組む基本事業

23201	ものづくり産業の高度化	(農水商工部)
23202	地域産業の活性化	(農水商工部)
23203	経営支援機能の充実	(農水商工部)
23204	中心市街地と商業の活性化	(農水商工部)
23205	経営基盤の強化	(農水商工部)
23206	地域資源を生かした産業誘致	(農水商工部)

注)1 イノベーション：44ページをご覧ください。

注)2 CSR活動：45ページをご覧ください。

注)3 コミュニティビジネス：165ページをご覧ください。

基本事業
23201

ものづくり産業の高度化

(主担当：農水商工部産業支援室)

目的	対象	中小企業者が		
	意図	新技術の開発や新分野への進出を活発に行い、企業体力を高めている		
基本事業の 目標項目	高度化計画策定企業数	目標値	362社	
		現状値	177社	

[基本事業目標項目の説明]

・オンリーワン企業育成プログラム事業の応募企業数（農水商工部産業支援室調べ）

主な取組内容

- ① 中小企業者等の取り組む新製品や新技術に関する研究開発を支援することで、中小企業の高度化・高付加価値化を推進し、オンリーワン企業の育成をめざします。
(農水商工部)
- ② 中小企業が知的財産を経営資源として戦略的に活用できるように、中小・ベンチャー企業の知財創出のためのネットワークづくり、企業と研究者等のマッチングによる共同研究の創出など産学官連携・協働の取組を促進します。(農水商工部)
- ③ 豊かな知識やノウハウを持つ退職人材の経験を活用することで、中小企業が抱える技術課題や人材育成への的確なサポートを実施します。(農水商工部)
- ④ 県内企業の海外取引や海外進出などの国際化について、日本貿易振興機構（ジェトロ）と連携しながら、セミナーの開催や必要な情報の収集・提供などの支援を行います。
(農水商工部)

※ ①～③は、重点事業（元気5）「地域の資源を活用した産業振興」を構成しています。

基本事業
23202

地域産業の活性化

(主担当：農水商工部産業支援室)

目的	対象	地域産業（地場産業等）の中小企業者等が		
	意図	地域の経営資源を生かした経営改革やビジネス創出を活発に行い、地域が活性化している		
基本事業の 目標項目	経営改革に取り組む企業数	目標値	380社	
		現状値	160社	

[基本事業目標項目の説明]

・地域産業活性化支援事業に応募のあった企業数と経営革新計画承認企業数の合計企業数（農水商工部産業支援室調べ）

主な取組内容

- ① 伝統工芸品産業、地場産業をはじめ、地域の「人・技・伝統」などの地域資源を活用した、新商品開発、販路開拓、人材育成、戦略策定などを支援し、地域産業の活性化をはかります。(農水商工部)
- ② 地域資源を活用した新商品等の開発・事業化を支援するため「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づく基本構想を策定し、中小企業の新たな取組を掘り起こすことにより地域産業の創出につなげます。(農水商工部)
- ③ 経営革新の取組を支援するとともに、経営力向上に向けた事業戦略の構築や課題解決のための相談窓口、専門家派遣などを行うとともに、ハンズオン支援^{注)1}により、開発した新商品、新技術の市場性を高めるためのブラッシュアップ^{注)2}等を支援します。(農水商工部)
- ④ 多様な主体が、地域の人材や資源を活用して行うコミュニティビジネスの啓発や人材の育成を行います。また、地域の多彩なビジネスの創出を資金面から支援します。(農水商工部)
- ⑤ 地域の特性に応じた産業の振興をはかるため多様な主体が連携し、地域資源を活用した新たな価値創造を行うことにより、地域の活力を高める取組を支援します。(農水商工部)
- ⑥ 地域資源を活用しブランド化に成功した品目と事業者を適正に評価し、モデルとして積極的に情報発信を行います。(農水商工部) <基本事業22202①の再掲>
- ⑦ 地域資源を活用し高付加価値化、ブランド化する上でのノウハウ・スキルを向上する人材育成のプログラムを実施するとともに、その素材となる生物系知的財産^{注)3}について調査・評価し、事業者の積極的な活用を促します。(農水商工部)
<基本事業22202②の再掲>
- ⑧ 地域の強みを生かした企業立地や産業集積を推進するため、国が定める「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の枠組みに基づいて、市町とともに基本計画を策定します。(農水商工部) <基本事業23103⑤の再掲>

※ ①、③の一部、および⑤の一部は、重点事業（元気5）「地域の資源を活用した産業振興」を構成しています。

※ ④は、みえの舞台づくりプログラム（元気4）「知恵と知識を呼び込み、多様なイノベーションを生み出せる環境づくりプログラム」を構成しています。

注)1 ハンズオン支援：49ページをご覧ください。

注)2 ブラッシュアップ：54ページをご覧ください。

注)3 生物系知的財産：285ページをご覧ください。

基本事業
23203

経営支援機能の充実

(主担当：農水商工部産業支援室)

目的	対象	地域の総合経済団体である商工団体等が		
	意図	中小企業者に対する経営支援活動と地域の特性をふまえた産業振興の取組を活発に行っている		
基本事業の 目標項目	専門資格（中小企業診断士）をもった職員が関与した指導件数比率	目標値	20%	
		現状値	7%	
	商工団体等が経営支援機能の強化および地域産業振興のために取り組む新たな事業数	目標値	90事業	
		現状値	29事業	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・専門資格（中小企業診断士）をもった職員が関与した指導件数比率（農水商工部産業支援室調べ）
- ・商工団体等が経営支援機能の強化および地域産業振興のために取り組む新たな事業数（延べ件数）（農水商工部産業支援室調べ）

主な取組内容

- ① 商工会・商工会議所が取り組む経営改善普及事業を支援することにより、商工団体の経営支援機能の充実をはかります。（農水商工部）
- ② 商工会、商工会議所の合併・広域連携の推進と、人事・組織制度の改革の取組を支援し、地域の総合経済団体としての機能強化をはかります。（農水商工部）
- ③ 中小企業団体中央会が取り組む事業協同組合等に対する窓口相談・巡回指導等を支援することにより、組合運営の適正化と競争力の強化をはかります。（農水商工部）
- ④ 商工団体の職員を対象に、中小企業診断士等の専門資格の取得を進め、的確な経営支援を行えるよう、商工団体の指導力の向上をはかります。（農水商工部）

基本事業
23204

中心市街地と商業の活性化

(主担当：農水商工部観光局観光・交流室)

目的	対象	中心市街地が		
	意図	商業をはじめ、くらしや交流、文化など、まちが本来持つ多様な機能を発揮し、にぎわっている		
基本事業の目標項目	認定中心市街地活性化基本計画数	目標値	5	
		現状値	0	

[基本事業目標項目の説明]

・2006年度に改正された「改正中心市街地活性化法」に基づく国の認定を受けた基本計画の策定数（農水商工部観光局観光・交流室調べ）

主な取組内容

- ① 地域が主体となる中心市街地活性化の取組を支援するため、地域がまちづくりを考えるための体制づくり、まちづくりの主役である人づくりなどを行います。（農水商工部）
- ② 市町、商工会議所、まちづくり会社^{注)1}、商店街、NPOなどによるまちの活性化に向けた取組、商業者の経営革新の取組を支援します。（農水商工部）
- ③ まちづくり3法^{注)2}の改正をふまえ、人口減少社会、高齢社会を見据えたコンパクトなまちづくりを進めるため、関係部局との連携を強め、都市計画と連動した中心市街地の活性化を推進します。（農水商工部）
- ④ ホームページなどを活用し、商業者や関係機関、地域住民などを対象に、まちづくりや商業活性化に関する情報を提供し、まちの活性化を促進します。（農水商工部）
- ⑤ 大規模小売店舗立地法にもとづき、大規模店舗周辺的生活環境を適切に保持します。（農水商工部）

※ ③は、みえの舞台づくりプログラム（絆2）「ストック活用と都市基盤整備による市街地のくらし・にぎわい再生プログラム」を構成しています。

注)1 まちづくり会社：199ページをご覧ください。

注)2 まちづくり3法：「中心市街地活性化法」、「都市計画法」、「大規模小売店舗立地法」の3法のこと

基本事業
23205

経営基盤の強化

(主担当：農水商工部金融室)

目的	対象	中小企業が		
	意図	事業活動の維持・発展に必要な経営基盤を確保・確立している		
基本事業の目標項目	製造業に係る中小企業の付加価値額の全国対比	目標値	106.5 (2009年度)	
		現状値	105.6 (2004年度)	

[基本事業目標項目の説明]

・中小企業（製造業）の従業員1人あたり付加価値額の全国平均を100とした場合の三重県数値（経済産業省「工業統計表」により算出）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 中小企業等の需要に応じた設備投資、運転資金等の融資を行い、経営基盤の確立強化を促進します。（農水商工部）
- ② 財団法人三重県産業支援センターを通じ、設備資金の貸付を行い、小規模企業者等の創業、経営基盤強化に必要な設備機器類の導入促進をはかります。（農水商工部）
- ③ 事業協同組合等への高度化資金の貸付を行い、経営の体質改善、環境変化への対応を促進します。（農水商工部）
- ④ 県内企業・団体の経営品質賞への取組を支援し、事業環境や市場の変化に即応した経営能力の向上をはかります。（農水商工部）

基本事業
23206

地域資源を生かした産業誘致

(主担当：農水商工部企業立地室)

目的	対象	地域内外の企業が		
	意図	地域の資源等を活用した新たな企業活動を展開している		
基本事業の目標項目	県南部の条件不利地域への企業立地件数	目標値	5件	
		現状値	1件	

[基本事業目標項目の説明]

・県南部等において、第1次産業など地域の活性化を促進していく主産業と連携して、地域の特性を引き出す企業の立地件数（農水商工部企業立地室調べ）

主な取組内容

- ① 企業立地の進まない地域への産業誘致を促進させるため、魅力ある地域資源の発掘、情報発信を進め、企業立地につなげるとともに、企業立地に対する企業や市町への支援をはかります。（農水商工部）

※ ①は、重点事業（元気5）「地域の資源を活用した産業振興」を構成しています。

三重の伝統的工芸品(国指定)



よっかいちばんこやき
四日市萬古焼



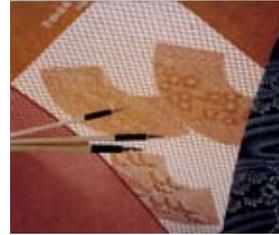
すずかすみ
鈴鹿墨



いがくみひも
伊賀くみひも



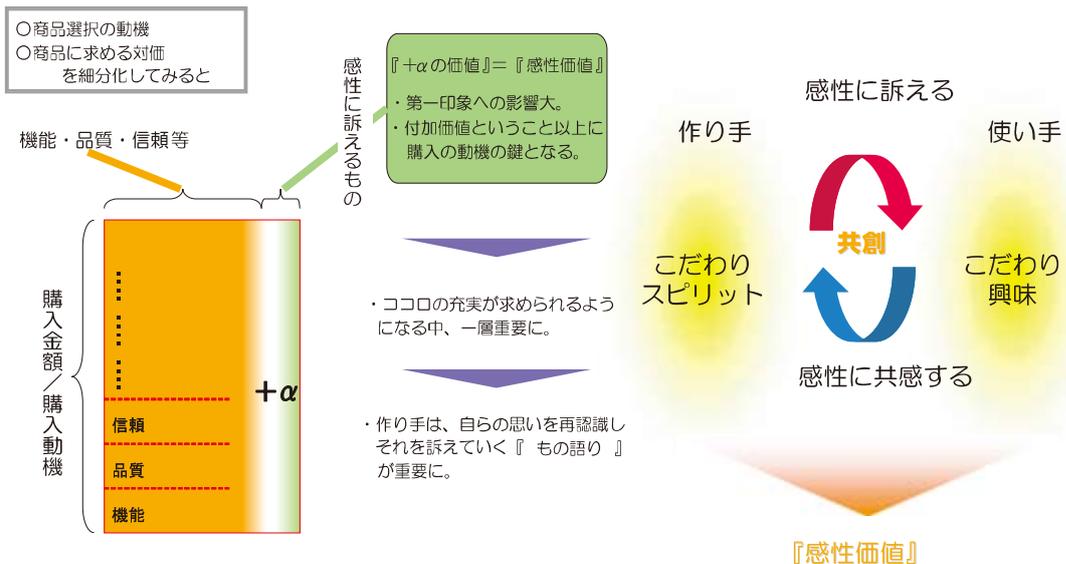
いがやき
伊賀焼



いせかたがみ
伊勢形紙

『ものづくり』に新しく加わる戦略 ～ 感性の価値 (感性価値) ～

感性価値とは、消費者の感性に働きかけ、感動や共感を得ることによって顕在化する経済価値です。つまり、感性は多様で、それ自身を定義することは困難ですが、感性価値は一つの経済価値として定義できます。感性価値を実現できれば、高機能、信頼性、低価格といった要素を超えた「 $+α$ の価値」を提供することになり、それに見合う対価を得て、同時に、ものやサービスに対する愛着や固定的な購買層を獲得することができます。機能、信頼性、価格を超える第四の価値軸が「感性価値」です。



「感性価値創造イニシアティブ」(2007年5月 経済産業省)を参考に作成

施策233 観光・交流産業の振興

(主担当部：農水商工部観光局)

目的	対象	県民が	
	意図	活発な観光・交流産業の活動を通じて、「住んでよし、訪れてよし」の魅力ある、個性的な地域づくりを進め、地域に誇りと愛着を持ち、豊かな生活を営んでいる	
施策目標項目 (主指標)	観光レクリエーション入込客数	目標値	3,400万人
		現状値	3,292万人

【施策目標項目の説明】

- ・1年間に観光レクリエーション等の目的で県内の観光地を訪れた人数について、全国観光統計基準に基づき集計した推計値（農水商工部観光局観光・交流室「観光レクリエーション入込客数推計書」）

現状と課題

三重県の観光については、近年、2004年（平成16年）の熊野古道（伊勢路）世界遺産登録、2013年（平成25年）の御遷宮に向けた諸行事の開催（2005年～）などが全国的に注目を集めているほか、中部国際空港の開港（2005年2月）、中国全土への団体観光ビザ発給開始（2005年7月）等の環境変化も加わり、国内外からの誘客を増大するチャンスが高まる一方で、激化する国内外の観光地間競争への対応を迫られる状況にあります。

三重県がこのチャンスを生かし、厳しい観光地間競争に勝ち残り、観光・交流の振興を地域活性化につなげていくためには、訪れる人の視点と地域住民の視点の双方にたった地域づくり、観光振興と地域づくりの一体化、魅力ある地域をつくりあげる「総合力」の発揮が重要な鍵となります。

このため、2004年（平成16年）11月に策定した「三重県観光振興プラン」に基づき、多様な主体と協働した総合的な取組を着実に展開していくことが必要です。

めざす姿

地域資源の魅力が最大限に生かされ、訪れる人びとが満足し、地域住民にとって誇りが持てる、魅力的で個性的な観光地づくりを通じて、多様で魅力ある観光・交流が進められ、新たな観光文化が創造されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一人ひとりが、地域主導で行われるさまざまな地域の魅力づくりの場に積極的に参画します。 ○ 事業者が、地域社会の一員として、地域の魅力づくりなどに積極的に貢献します。 ○ 市町が、主体性をもって事業者や県等、多様な主体と連携し、地域の魅力を高めます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済状況の悪化に伴う投資意欲の減退が、魅力ある観光地づくりへの取組を停滞させます。 ○ 国内外の厳しい観光地間競争が、県内観光・交流産業をとりまく環境に大きな影響を与えます。

県の取組方向

「三重県観光振興プラン」に基づき、4つの基本姿勢（「現場主義の徹底」「選択と集中」「もてなしの心の醸成」「本物志向の追求」）に立ち、3つの観光構造の変革（「新しいツーリズムへの対応」「観光産業の高付加価値化への対応」「多様な主体による観光地づくりへの対応」）をめざします。そのために6つの戦略（「イメージ戦略」「情報発信・誘客戦略」「観光地の魅力づくり戦略」「社会基盤整備戦略」「人づくり戦略」「推進体制戦略」）を展開します。

具体的には、①大都市圏を中心とした戦略的な情報発信・誘客と販路拡大など三重県観光の新たなイメージづくりと情報発信・誘客戦略、②旬や体験・テーマ性を生かした本物志向の観光資源づくりや商品開発の支援、ホスピタリティ^{注）}醸成やエンタテインメント能力の向上、観光地を総合的にマネジメントする人材の育成支援など多様な主体による観光の魅力づくり・人づくり、③美しいまちなみ景観やにぎわいを創出する空間・アクセス整備など観光客の快適性の向上に資する社会基盤整備を進めていきます。

県の取組 目標項目 (副指標)	観光客満足度	目標値	75.0%
		現状値	73.1%

〔県の取組目標項目の説明〕

・県内主要ポイントで実施する観光客の満足度調査（「大変満足」「満足」の回答割合）（農水商工部観光局観光・交流室「観光客実態調査報告書」）

施策展開するために取り組む基本事業

- 23301 三重県観光の新たなイメージづくりと情報発信・誘客戦略の推進（農水商工部観光局）
- 23302 多様な主体による観光の魅力づくり・人づくり（農水商工部観光局）
- 23303 観光客の快適性の向上に資する社会基盤整備（農水商工部観光局）

注) 1 ホスピタリティ：一般的には「もてなしの心」と訳されるが、「まごころ」や「思いやり」等を含む、訪問者を受け入れる側の心構えを示す広い概念

基本事業
23301

三重県観光の新たなイメージづくり
と情報発信・誘客戦略の推進
(主担当：農水商工部観光局観光・交流室)

目的	対象	県内のさまざまな観光情報が		
	意図	国内外に発信され、多くの人の関心を集めている		
基本事業の 目標項目	観光ホームページへのアクセス件数	目標値	4,300,000件	
		現状値	3,813,502件	

[基本事業目標項目の説明]

・「観光みえ」ホームページへの年間アクセス件数（農水商工部観光局観光・交流室調べ）

主な取組内容

- ① 三重県観光販売システムズ、社団法人三重県観光連盟等の民間のノウハウを積極的に活用し、首都圏、関西圏、中部圏、県内等、エリア別の情報発信・誘客戦略を展開します。（農水商工部、政策部）
- ② 国が策定した「グローバル観光戦略」に呼応し、国、他府県および観光事業者等の関係団体と連携を強化し、三重県への外客誘致を促進します。（農水商工部）
- ③ 中長期的な視点に立った三重ファン・リピーターの確保に向けて、首都圏、関西圏からの修学旅行誘致、近隣県・県内からの社会見学の誘致・交流を進めます。（農水商工部）
- ④ 三重県への観光客の大勢を占める自動車を利用した観光客の利便性向上をはかるため、カーナビゲーションシステムや携帯電話等のモバイルツール^{注1}に対応した情報発信を充実させるとともに、自動車観光に適した観光ルートの提案などを行います。（農水商工部）
- ⑤ 情報発信拠点として新たな時代に応じた役割を担う、社団法人三重県観光連盟との連携を強化します。（農水商工部）

※ ①の一部、②、③は、重点事業（絆1）『「住んでよし、訪れてよし」の観光みえ・魅力増進対策』を構成しています。

※ ①の一部は、みえの舞台づくりプログラム（絆3）『「こころのふるさと三重」づくりプログラム』を構成しています。

注1 モバイルツール：118ページをご覧ください。

基本事業
23302

多様な主体による観光の
魅力づくり・人づくり
(主担当：農水商工部観光局観光・交流室)

目的	対象	観光地ならびに観光・交流産業に携わる人びとが	
	意図	多くの観光客を惹きつける魅力にあふれ、質の高いサービスを提供している	
基本事業の 目標項目	観光プロデュース数	目標値	116件
		現状値	56件

[基本事業目標項目の説明]

- ・地域が主体となつて行う観光資源の発掘・磨き上げ・創造の取組を支援し、観光商品化に向け、ノウハウの提供、地域の連携強化、人材育成などを行ったプロデュース件数（農水商工部観光局観光・交流室調べ）

主な取組内容

- ① 地域資源の魅力を最大限に引き出し、「歴史・文化」、「食」、「体験」、「グリーン・ツーリズム^{注1}」、「エコツーリズム^{注2}」、「産業観光^{注3}」など多様なニーズに対応した観光の魅力づくりを進めるため、地域が主体的に行う資源の発掘・磨き上げ・創造の取組を支援します。（農水商工部）
- ② 観光プロデューサー^{注4}を配置し、そのノウハウを最大限に生かして、地域の観光商品づくりの取組を支援するとともに、観光商品化のプロセスを通じた人材育成やノウハウの蓄積、交流を進めます。（農水商工部）
- ③ 三重県が映画やテレビドラマ等のロケ地となる機会を増やすことにより、その撮影地を観光資源とした新たな交流機会を創出していくため、各地のフィルムコミッション^{注5}づくりの支援と全県的なネットワークづくりを行っていきます。（農水商工部）

※ ①～③は、重点事業（絆1）『「住んでよし、訪れてよし」の観光みえ・魅力増進対策』を構成しています。

※ ①、②は、みえの舞台づくりプログラム（絆3）『「こころのふるさと三重」づくりプログラム』を構成しています。

注1 グリーン・ツーリズム：207ページをご覧ください。

注2 エコツーリズム：自然環境や歴史・文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つ観光のあり方

注3 産業観光：モノづくりの中にある文化に光をあて、それを知り、楽しむため、産業博物館、企業資料館、工場・工房などのモノづくりの現場を巡る観光

注4 観光プロデューサー：119ページをご覧ください。

注5 フィルムコミッション：120ページをご覧ください。

基本事業
23303

観光客の快適性の向上に資する
社会基盤整備

(主担当：農水商工部観光局観光・交流室)

目的	対象	観光地ならびにそこにいたるまでの景観やアクセス等が	
	意図	利便性と快適性に優れたものとなっている	
基本事業の 目標項目	観光まち並み空間づくり地区数	目標値	35地区
		現状値	19地区

[基本事業目標項目の説明]

・観光地の快適性を高める、景観やまち並み等の整備地区数（農水商工部観光局観光・交流室調べ）

主な取組内容

- ① 個性豊かで魅力ある景観まちづくり^{注1}を推進するため、三重県内の歴史・文化の豊かな街道を軸とした地域において、地域住民と行政の協働により、それぞれの地域資源を活用した景観やまち並みを創造するとともに、まちの骨格を構成する道路や河川などの県有施設において修景整備等のハード整備を実施します。（県土整備部）
＜基本事業52301①の再掲＞
- ② 熊野古道など主要観光地へのアクセス改善、交通拠点から観光スポットへの2次交通の整備等、観光客の利便性の向上をはかります。（農水商工部）
- ③ 広域的な高速道路ネットワークを形成する東海環状自動車道や熊野尾鷲道路等の整備促進をはかります。（県土整備部）＜基本事業55101③の再掲＞
- ④ 「新道路整備戦略^{注2}」に基づき重点的、効率的投資を行い、広域的な道路ネットワークの形成をめざし、第二伊勢道路等の県管理道路の整備を推進します。（県土整備部）
＜基本事業55102①の再掲＞
- ⑤ 地域が実施する外国人旅行者や高齢者など誰もが安心して観光できる「わかりやすく、やさしい観光地」づくり等、旅行者の利便性、快適性の向上に資する取組を支援していきます。（農水商工部）＜基本事業 23302 ①の一部再掲＞

※ ①、②は、重点事業（絆1）『住んでよし、訪れてよし』の観光みえ・魅力増進対策を構成しています。

注1 景観まちづくり：120ページをご覧ください。

注2 新道路整備戦略：県が管理する国道・県道の新設や拡幅事業についての実施計画

地域資源の魅力を生かした三重県の観光キャンペーン



「平成 19 年観光 P R ポスター」

第2節

安心を支える雇用・
就業環境づくりと元気な産業づくり

施策234 技術の高度化の促進

(主担当部：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	県内企業が		
	意図	研究機関の研究成果や研究基盤を活用して、新技術の開発や基盤的技術の高度化を進めている		
施策目標項目 (主指標)	企業で活用された研究成果件数	目標値	66件	
		現状値	63件	

[施策目標項目の説明]

- ・過去5年間の研究事業から生み出された研究成果のうち、次の3項目のいずれかに該当する、研究成果が活用された件数 ①技術移転、②特許等の実施許諾、③研究成果の製品・商品化（政策部科学技術振興センター調べ）

現状と課題

県内の産業界は、国際間、地域間競争や急激な技術革新に直面しており、県内企業が産業競争力を高めるためには、新産業分野への展開や新産業の創出、地域産業の高度化を促進していく必要があります。

このことから、産学官の連携を一層強化して、企業における独創的な技術開発を促進し、技術の高度化をはかっていくことが重要となっています。

また、同時に、企業ニーズに応じた技術支援の充実や、企業における技術人材の育成などが求められています。

めざす姿

県内企業の技術開発力が高まり、先端的な新産業分野や市場ニーズの拡大に対応した産業分野への事業展開が広がるとともに、地域産業における新製品の開発や高付加価値化、低コスト化や、資源の有効活用がはかられ、地域産業の競争力が高まり、県内の産業界が活性化されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業、高等教育機関等が独自の技術開発を進めるとともに、産学官連携を強化し、共同して技術開発に取り組みます。 ○ 業界団体が、研究成果や普及情報など企業支援のための情報を提供し、企業の技術開発を促進します。 ○ TLO^{注1}（技術移転機関）が、大学等の研究成果の特許化や技術移転の取組を推進します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済状況や世界的な技術革新の動向が、県内企業の技術開発や生産活動に影響を及ぼします。 ○ 多様化する消費者・市場ニーズの動向が、県内企業の技術開発や生産活動に変化をもたらします。

県の取組方向

県内企業の新産業分野への展開や市場ニーズの拡大に対応する分野への展開につなげるため、産学官の連携を推進して、燃料電池^{注)2}の要素技術開発や天然資源を有効活用するための技術開発などに取り組みます。

また、地域産業の高度化をはかるため、機械部品の生産技術の高度化や鋳物・陶磁器製品のブランド化、コンクリート・プラスチック材料などの有効活用を促進する技術開発に取り組みます。

さらに、中小企業における知的財産権の導入・活用の支援を行うとともに、技術相談をはじめとする、研究基盤を生かした依頼試験や機器開放などの技術支援の充実や、中小企業の技術力向上のために技術人材の育成に取り組みます。

県の取組 目標項目 (副指標)	技術支援件数	目標値	12,000件
		現状値	11,859件

[県の取組目標項目の説明]

- ・企業等からの技術的要求に対応した、以下の項目に該当する件数の合計 ①技術相談（企業訪問時を含む）、②規程に基づく技術支援、③依頼試験、④機器開放、⑤技術者育成講座等の受講者数（政策部科学技術振興センター調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

- 23401 新分野への展開をはかる技術開発の推進
(政策部科学技術振興センター)
- 23402 地域産業を支援するための技術開発の推進
(政策部科学技術振興センター)
- 23403 県内企業への技術支援の推進 (政策部科学技術振興センター)

注)1 TLO: Technology Licensing Organization の略。大学等の研究成果としての特許を民間企業が利用することを可能にするための仲介機関（技術移転機関）のこと

注)2 燃料電池：10ページをご覧ください。

基本事業
23401

新分野への展開をはかる
技術開発の推進
(主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	県内企業が		
	意図	新しい分野への展開につながる新製品・新技術などの技術開発を活発に行っている		
基本事業の 目標項目	新分野への展開をはかる技術開発件数	目標値	11件	
		現状値	11件	
	共同研究件数	目標値	11件	
		現状値	11件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県内企業の新分野への展開のために開発し、企業等へ提供した技術の件数（政策部科学技術振興センター調べ）
- ・企業や大学等高等教育機関と共同研究契約を締結して実施した共同研究の件数（政策部科学技術振興センター調べ）

主な取組内容

- ① 21世紀の成長産業である薄型ディスプレイ産業の集積をめざし、情報家電分野における多様なディスプレイ技術の開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ② 次世代エネルギーの主役として期待されている燃料電池の構成部材の性能向上や低コスト製造技術の開発などに取り組むとともに、高温炉の熱の有効活用をはかるエネルギー変換材料の技術開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ③ 県民の健康で安全・安心な生活の確保、高齢化社会への対応など、医療・健康・福祉分野における市場ニーズの拡大をめざした技術開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ④ 環境社会に調和した資源利用をめざし、植物に含まれる機能性成分を活用した技術開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）

基本事業
23402

地域産業を支援するための技術
開発の推進

(主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	県内企業が		
	意図	地域産業の技術の高度化につながる技術開発を積極的に行っている		
基本事業の 目標項目	地域産業を支援するための技術開発 件数	目標値	8件	
		現状値	7件	
	共同研究件数	目標値	10件	
		現状値	9件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・地域産業の高度化のために開発し、企業等へ提供した技術の件数（政策部科学技術振興センター調べ）
- ・企業や大学等高等教育機関と共同研究契約を締結して実施した共同研究の件数（政策部科学技術振興センター調べ）

主な取組内容

- ① 地域ブランドの創出や、独自の魅力を持った製品開発による地域産業の活性化をはかるため、陶磁器や鋳物製品、食品の高付加価値化をはかる技術開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ② 機械・電子部品などの生産技術の高度化をはかる技術開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ③ コンクリート・プラスチック材料などの資源の有効活用を推進する技術開発に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）

※ ①の一部は、重点事業（元気5）「地域の資源を活用した産業振興」を構成しています。

基本事業
23403

県内企業への技術支援の推進

(主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	県内企業が		
	意図	新たな技術開発につながる必要な知識の修得や、公設試験研究機関の研究基盤を活用して技術開発を行うなどにより、技術力を向上させている		
基本事業の 目標項目	技術相談件数	目標値	3,000件	
		現状値	2,959件	
	技術講座等参加者数	目標値	700人	
		現状値	371人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・電話、メール、面談による技術相談（企業訪問時の相談を含む）に対応した件数（政策部科学技術振興センター調べ）
- ・ものづくり技術者育成講座や研究発表会、および関連団体支援による講座等への参加者数（政策部科学技術振興センター調べ）

主な取組内容

- ① 積極的に企業を訪問し、技術ニーズの把握に取り組みます。
（政策部科学技術振興センター）
- ② 県内産業界の技術上の課題を解決するために、依頼試験や機器開放等による技術支援に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ③ 陶磁器・鋳物業界の技術者等が、ものづくりに必要な知識・技術を向上するための技術人材の育成に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ④ 中小企業の技術者が基盤技術を習得するための研修講座や、最新の技術情報・知識を習得するセミナーを開催し、県内中小企業の技術力向上をはかります。
（政策部科学技術振興センター）
- ⑤ 県内の中小・ベンチャー企業^{注）1}の知的財産活用を支援するために、企業や研究機関等が保有する特許等技術の移転を促進するとともに、総合相談機能の充実や知的財産に関するセミナー、研修等を実施します。（政策部科学技術振興センター）
<基本事業51302 ②の再掲>

注）1 ベンチャー企業：49ページをご覧ください。

安全なくらしの確保と 安心できる生活環境の創造

〔政策〕	〔施策〕	〔基本事業〕	〔ページ〕
1 災害に強い県土づくりの 推進	1 防災対策の推進	(31101~31108)	340
	2 治山・治水・海岸保 全対策の推進	(31201~31204)	348
2 安全な生活の確保	1 交通安全対策の推進	(32101~32103)	354
	2 地域安全対策の推進	(32201~32205)	360
	3 安全で安心できる消 費生活の確保	(32301~32302)	368
	4 食の安全とくらしの 衛生の確保	(32401~32406)	372
	5 感染症対策の推進	(32501~32503)	378
3 健やかなくらしを育む ささえあい社会の構築	1 健康づくりの推進	(33101~33106)	382
	2 子育て環境の整備	(33201~33205)	388
	3 地域とともに進める 福祉社会づくり	(33301~33305)	394
4 安心を支える医療・福祉 の推進	1 医療体制の整備	(34101~34108)	400
	2 生活保障の確保	(34201~34203)	408
	3 高齢者保健福祉の 推進	(34301~34304)	412
	4 障がい者保健福祉の 推進	(34401~34405)	418

施策311 防災対策の推進

(主担当部：防災危機管理部)

目的	対象	多様な主体が	
	意図	災害等に対して安全で安心できる基盤や体制づくりに取り組み、地域防災力を向上させている	
施策目標項目 (主指標)	過去1年の間に地域における防災活動に参加した人の割合	目標値	36%
		現状値	26.2%

[施策目標項目の説明]

- ・過去1年の間に、自分が暮らす地域で実施された防災訓練や研修等の活動に参加した人の割合（「防災に関する県民意識調査」防災危機管理部地震対策室調べ）

現状と課題

東海地震、東南海・南海地震、内陸直下型地震や、台風、集中豪雨等による大きな被害が危惧される中、誰もが安心できる災害に強い地域社会を築いていくことが求められています。そのためには、県民の皆さんをはじめとする多様な主体による取組が必要であり、県民の皆さんの防災への関心が高まっている今、それを「自助」「共助」の活動につなげていくことが課題です。

また、大規模地震や台風等による災害からの減災を実現するためには、建築物の耐震化や緊急輸送道路の整備等、災害に強い県土の基盤づくりとともに、災害発生時における救助・救援活動、医療活動、輸送手段の確保等の初動対策を的確に実施できる防災体制の整備が必要です。

さらに、国民保護計画^注1については、県および市町の計画が作成されたことから、今後は研修、訓練等を通じて避難、救援方法等の検討を行い、市町、防災関係機関と連携し、計画を実効性あるものにしていくことが求められています。

めざす姿

県民の皆さんが正しい防災知識を身につけ、各家庭や地域において「自助」「共助」の活動が展開され、地域の絆が強まり、みえの防災風土が広がっています。

また、大規模地震や台風等による災害からの減災を実現する県土の基盤が整備されるとともに、県、市町、防災関係機関、自主防災組織、企業、NPO等が連携した防災対策の一層の充実がはかられています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一人ひとりが住宅の耐震化をはじめとする「自助」や、防災訓練等の地域での「共助」に取り組んでいます。 ○ 自主防災組織、企業、NPO等の主体がネットワークを築き、自主的な防災対策に取り組んでいます。 ○ 市町が、避難路や避難場所の整備・確保等、地域住民の防災対策を推進しています。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少子高齢化が進むなど、社会構造の変化の中で、自主的な防災活動を担う人材が減少していくことが考えられます。 ○ 国、地方公共団体の財政状況の変化により、防災基盤の整備が進まないことが考えられます。

県の取組方向

県民の皆さんや市町、防災関係機関とともに、大規模地震や台風等による災害に対する備えを推進します。特に、発生が危惧されている大規模地震への対策については、「防災風土の醸成」、「被害の軽減（減災）」、「応急体制の確立」を柱とする「第2次三重地震対策アクションプログラム^{注)2)}」に基づき、「自助」「共助」「公助」による総合的な地震対策を行います。その中で、地域の多様な主体と協働して防災啓発活動の推進、自主防災組織の活性化の促進、津波対策、孤立対策、避難所耐震化対策、災害時要援護者対策に取り組み、災害に強い地域社会づくりを一層進めます。

また、災害に強い県土の基盤や体制づくりとして、減災に大きく寄与する建築物の耐震化、災害時における情報伝達体制の充実、広域防災拠点施設の整備、緊急輸送道路等の整備を進めます。さらに、地域の災害医療体制の構築に取り組みとともに、医療施設の耐震化、医薬品等の備蓄体制の充実、災害医療従事者の知識・技術の向上を進めます。

消防力向上のため、市町の消防体制について一層の充実・強化をはかる観点から広域化を推進します。

国民保護計画については、市町や防災関係機関と連携し、具体的な避難、救援方法等の検討を進めます。

県の取組目標項目 (副指標)	第2次三重地震対策アクションプログラムの進捗率	目標値	100%
		現状値	—
	自主防災組織の訓練等実施率	目標値	85%
		現状値	75.4%

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・第2次三重地震対策アクションプログラムを構成する取組の平均進捗率（防災危機管理部地震対策室調べ）
- ・自主防災組織のうち、1年の間に訓練や研修会等の活動を実施している組織の割合（防災危機管理部地震対策室調べ）

施策展開するために取り組み基本事業

31101	防災体制の整備	(防災危機管理部)
31102	防災風土の醸成	(防災危機管理部)
31103	防災情報の共有化	(防災危機管理部)
31104	災害に強い建築物の確保	(県土整備部)
31105	緊急輸送ルート of 整備	(県土整備部)
31106	災害時医療体制の整備・被災者対策の推進	(健康福祉部)
31107	消防力向上の支援	(防災危機管理部)
31108	高圧ガス等の保安の確保	(防災危機管理部)

注) 1 国民保護計画：国民保護法に基づき、武力攻撃事態等から国民の生命、身体および財産を保護し、武力攻撃等に伴う被害の最小化等の対策を実施することを目的とした計画

注) 2 第2次三重地震対策アクションプログラム：64ページをご覧ください。

基本事業
31101

防災体制の整備

(主担当：防災危機管理部防災対策室)

目的	対象	県、市町、防災関係機関が		
	意図	防災計画に基づき防災力を強化している		
基本事業の 目標項目	第2次三重地震対策アクション プログラムの進捗率	目標値	100%	
		現状値	-	

[基本事業目標項目の説明]

・第2次三重地震対策アクションプログラムを構成する取組の平均進捗率（防災危機管理部地震対策室調べ）

主な取組内容

- ① 市町や防災関係機関等と実践的な防災訓練を実施し、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するとともに、関係機関が連携した災害対応力の向上をはかります。
(防災危機管理部)
- ② 大規模災害発生時において、効果的な応急、復旧対策活動を迅速に実施するため、県災害対策本部機能の強化をはかるとともに、「三重県広域防災拠点施設基本構想^{注)1}」に基づき、備蓄機能や空輸機能等を有した広域防災拠点施設の整備を進めます。
(防災危機管理部)
- ③ 災害警備活動が迅速、的確に実施できるよう、実践的な訓練に取り組み、車両、装備資機材を整備するほか、災害時に防災拠点となる警察施設の耐震化をはかります。
(警察本部)
- ④ 大規模災害発生時の二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士^{注)2}や被災建築物応急危険度判定士^{注)3}を養成するとともに、市町職員を中心に応急危険度判定コーディネーター^{注)4}を養成します。(県土整備部) <基本事業 54201 ③の再掲>
- ⑤ ライフライン企業等と協力し、災害時における効果的な連携方策や迅速な復旧対策の構築に取り組みます。(防災危機管理部)
- ⑥ 市町が実施する津波対策、孤立対策、避難所耐震化対策、災害時要援護者対策等を支援し、地域防災力の向上をはかります。(防災危機管理部)
- ⑦ 「三重県国民保護計画^{注)5}」に基づき、市町や防災関係機関等と連携し、図上訓練等を実施するほか、具体的な避難、救援方法の検討を進めます。(防災危機管理部)

※ ①の一部、②、⑥は、重点事業（暮らし1）『『いのち』を守るみえの地震対策』を構成しています。

注)1 三重県広域防災拠点施設基本構想：68ページをご覧ください。

注)2 被災宅地危険度判定士：大規模な地震や大雨などにより、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全確保をはかるため、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地の危険度の判定を行う者

注)3 被災建築物応急危険度判定士：大規模な地震災害発生後、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し住民の安全確保をはかるため、建築物の被害の状況を調査し、危険性の判定・表示等を行う者

注)4 応急危険度判定コーディネーター：被災地における被災建築物の応急危険度判定実施のために県内外からの判定士の受け入れや判定業務の指導・支援を行う者

注)5 三重県国民保護計画：国民保護法に基づき、三重県が作成した国民保護計画

基本事業
31102

防災風土の醸成

(主担当：防災危機管理部地震対策室)

目的	対象	県民、地域コミュニティが		
	意図	防災に関する正しい知識を持ち、災害発生時に的確な行動を行える		
基本事業の 目標項目	防災に関して「自助」の取組を行っている県民の割合	目標値	50 %	
		現状値	39.1 %	
	自主防災組織の訓練等実施率	目標値	85 %	
		現状値	75.4 %	

[基本事業目標項目の説明]

- ・非常持ち出し袋の準備や家具固定など、「自助」の取組を行っている人の割合（「防災に関する県民意識調査」防災危機管理部地震対策室調べ）
- ・自主防災組織のうち、1年の間に訓練や研修会等の活動を実施している組織の割合（防災危機管理部地震対策室調べ）

主な取組内容

- ① 「自助」「共助」の取組を一層進めるため、マスメディアを活用した正しい防災知識の普及・啓発を行うとともに、「みえ防災コーディネーター^{注)1}」の活動支援や地域防災教育センターでの研修等をとおして、地域における自主的な防災活動を支援します。
(防災危機管理部)
- ② 「みえ地震防災の日」を中心に、地震防災シンポジウムや県内各地で自主的な防災活動を行っている団体の表彰、交流の場づくりを行い、県民運動の気運を高めていくとともに、防災活動事例や災害史などの防災情報の発信・啓発を行います。(防災危機管理部)
- ③ 自主防災組織、企業、NPO等、地域における多様な主体がネットワークを築き、地域課題をふまえた自主的な防災対策に取り組むしくみを全県的に広げ、災害に強い地域社会づくりを支援します。(防災危機管理部)

※ ①の一部、②、③は、重点事業（くらし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成しています。

注) 1 みえ防災コーディネーター：平常時は地域や企業等で防災リーダーとして啓発活動等を行い、災害時は復旧・復興活動を支援・指導するために必要な知識・技術を持った者として県が開講した育成講座（平成16～18年度）を終了した人たち

基本事業
31103

防災情報の共有化

(主担当：防災危機管理部防災対策室)

目的	対象	県民、市町、防災関係機関が		
	意図	防災情報を迅速・的確に入手できるようになっている		
基本事業の 目標項目	県ホームページ防災情報への年間 アクセス数	目標値	860,000件	
		現状値	580,000件	

[基本事業目標項目の説明]

・県の防災情報ホームページ「防災みえ.jp」への年間アクセス件数（防災危機管理部防災対策室調べ）

主な取組内容

- ① 県民が災害時において迅速な対応が行えるよう、携帯電話、インターネット、ケーブルテレビ、ラジオ、テレビ等、多様な手段を活用し、気象情報や防災情報等を提供します。（防災危機管理部）
- ② 県の防災情報ホームページ「防災みえ.jp」について、より多くの人に親しまれるよう、見やすいホームページづくりを進めます。（防災危機管理部）
- ③ 情報収集・伝達体制が確実に確保できるよう県防災行政無線の維持管理を的確に行うとともに、詳細な気象情報の提供を行い、市町や防災関係機関の防災対策を支援します。また、関係機関の連携により災害関連情報の共有に努めます。（防災危機管理部）
- ④ 流域住民が安全かつ迅速に避難できるよう、雨量、河川水位等の情報をインターネット等によって提供するとともに、県民と行政機関が、土砂災害に関する情報を共有できるシステムの整備に取り組みます。（県土整備部）
＜基本事業 31201 ②および 31203 ③の一部再掲＞
- ⑤ ヘリコプターの効率的な運用に努め、災害発生状況の迅速な収集と情報の正確な把握を行い、救出・救助活動の充実をはかります。（警察本部）

基本事業
31104

災害に強い建築物の確保

(主担当：県土整備部建築開発室)

目的	対象	建築物が		
	意図	地震などの災害に対して安全性が確保されている		
基本事業の 目標項目	特殊建築物維持管理の適合率	目標値	80.7% (2009年度)	
		現状値	74.4% (2005年度)	
	木造住宅の耐震診断率	目標値	16.6%	
		現状値	7.2%	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・不特定多数の人が利用するホテル・病院・店舗などの特殊建築物で、一定規模以上の建築物の定期報告における適法な建築物の割合。現状値および目標値は過去3年間の平均（県土整備部建築開発室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。
- ・1980年以前の木造住宅が、行政の支援する無料耐震診断を受けた割合（県土整備部住宅室調べ）

主な取組内容

- ① 緊急車両等の通行する道路を確保し、災害時における迅速な初動対策を実施できるよう、緊急輸送道路沿いの建築物を調査し、耐震化を促進します。（県土整備部）
- ② 「自助」「共助」による耐震化の気運を高めるため、木造住宅の耐震診断、耐震改修を支援する制度を普及促進し、住宅の耐震性向上をはかります。（県土整備部）
＜基本事業 54201 ①の再掲＞
- ③ 新築建築物等の完了検査の徹底および多数の人が利用し対外的責務を有する既存特殊建築物の定期報告における適正な維持管理への指導・助言を行うことで、安全・安心な建築物の確保を計画的に進めます。（県土整備部）＜基本事業 54204 ②の再掲＞
- ④ 地震に対して安全で安心できる建築物を確保するため、「三重県耐震改修促進計画^{注）1}」に基づき、減災に寄与する建築物の耐震化を促進します。（県土整備部）
＜基本事業 54204 ④の再掲＞

注）1 三重県耐震改修促進計画：三重県内の建築物の耐震診断および耐震改修の促進をはかるための計画

基本事業 31105	緊急輸送ルートの整備 （主担当：県土整備部道路整備室）
-----------------------------	---------------------------------------

目 的	対 象	道路輸送ルートが	
	意 図	災害発生時に確保できている	
基本事業の 目標項目	緊急輸送道路ネットワークの 整備率（路線の整備状況）	目 標 値	91.2%
		現 状 値	87.9%

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・災害時に人員や物資等の輸送を確保するための緊急輸送道路（第1次および第2次緊急輸送道路91路線）の整備状況（県土整備部道路整備室調べ）

主な取組内容

- ① 災害発生時の円滑な救助・救援活動や物資の輸送を確保するため、緊急輸送道路の整備を重点的に進めます。（県土整備部）＜基本事業 55102 ①の一部再掲＞
- ② 県管理の緊急輸送道路における橋りょうの耐震対策を重点的に進めます。（県土整備部）＜基本事業 55102 ①の一部再掲＞
- ③ 道路防災総点検結果に基づき、危険箇所対策および施設の補修を行うとともに、定期点検を行い道路の安全性を向上させます。（県土整備部）
＜基本事業 55102 ②の一部再掲＞
- ④ 災害発生時における緊急輸送道路を確保するため、交通情報板等の整備、信号機の系統化など交通管制機能の高度化を推進します。（警察本部）

基本事業
31106

災害時医療体制の整備・
被災者対策の推進
(主担当：健康福祉部健康福祉総務室)

目的	対象	被災者が		
	意図	必要な援護や医療を受けている		
基本事業の 目標項目	災害医療に関する研修等に参加した 医療従事者数（累計）	目標値	1,500人	
		現状値	841人	

[基本事業目標項目の説明]

・県が実施する災害医療セミナーや国が実施する災害医療の知識、技術を習得するための研修等を受講した災害医療従事者（医師・看護師・保健師等）の累計数（健康福祉部健康福祉総務室調べ）

主な取組内容

- ① 地域の災害医療体制の構築をめざし、医療機関、市町、消防、保健所等が連携した活動のための検討や研修・訓練等を実施します。（健康福祉部）
- ② 医療従事者を対象とした災害医療セミナー、保健師および看護師を対象とした災害活動実務研修などを開催し、災害医療従事者の知識・技術の向上に取り組みます。（健康福祉部）
- ③ 災害時に地域の拠点となる医療施設の耐震化等を促進します。（健康福祉部）
- ④ 大規模な災害により被害が発生した場合は、災害救助法に基づき、災害弔意金等の補助や災害援護資金等の貸付けなど被災者を支援します。（健康福祉部）
- ⑤ 災害用医薬品の備蓄・供給体制を確保するとともに、毒物劇物使用・保有施設等の把握、指導等を実施し、激甚災害時等における毒物劇物の保健衛生上の危険発生を防止します。（健康福祉部）

※ ①～③は、重点事業（くらし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成しています。

基本事業
31107

消防力向上の支援
(主担当：防災危機管理部消防・保安室)

目的	対象	消防機関、消防関係団体が		
	意図	相互に連携しつつ、消防職員・消防団員によって迅速かつ的確な消防活動を行っている		
基本事業の 目標項目	消防力の充足率	目標値	90 %	
		現状値	86.2 %	

[基本事業目標項目の説明]

・総務省消防庁の基準に基づいて県内市町が算定した消防設備および消防水利の整備目標数に対する現有数の割合（「消防施設整備計画実態調査」防災危機管理部消防・保安室調べ）

主な取組内容

- ① 県内の消防体制について一層の充実・強化をはかる観点から消防広域化推進計画を策定し、消防本部の広域化を推進します。(防災危機管理部)
- ② 市町の消防力の向上をはかるため、消防施設、消防車両、消防機材等の整備を支援します。(防災危機管理部)
- ③ 県消防学校の管理・運営を行い、消防職員や消防団員の資質や技術の向上をはかるための訓練や研修を実施します。(防災危機管理部)
- ④ 市町や関係団体と連携し、消防団員の確保や活性化に取り組みます。(防災危機管理部)
- ⑤ 大規模災害時における県内消防機関の応援体制を強化するため、緊急消防援助隊の訓練を支援します。(防災危機管理部)

基本事業
31108

高圧ガス等の保安の確保

(主担当：防災危機管理部消防・保安室)

目的	対象	高圧ガス等の取扱者が	
	意図	事故発生を未然に防いでいる	
基本事業の 目標項目	事故発生防止率	目標値	100%
		現状値	99.7%

[基本事業目標項目の説明]

・許認可をしている高圧ガス等施設において事故が防止された施設の割合 (防災危機管理部消防・保安室調べ)

主な取組内容

- ① 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類を取り扱う事業者に対して、保安検査・立入検査等を実施し、適正な保安の確保をはかるとともに、事業所の自主保安の取組を支援します。(防災危機管理部)
- ② 高圧ガス等による事故を防止するため、ハザード低減対策講習会^{注)1}や研修会を実施するとともに、高圧ガス等取扱者の資質の向上をはかるため、保安講習等を実施します。(防災危機管理部)
- ③ 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、危険物、電気工事関係の免状交付等を行うとともに、免状交付者等に対して法定の講習を実施し、保安の確保をはかります。(防災危機管理部)

注)1 ハザード低減対策講習会：高圧ガス等事業所の保安担当者を対象に、三重県高圧ガス安全協会、社団法人三重県エルピーガス協会、三重県冷凍設備保安協会および三重県火薬類保安協会と共同で開催する講習会

施策312 治山・治水・海岸保全 対策の推進

(主担当部：県土整備部)

目的	対象	県民の生命・財産が		
	意図	洪水や高潮、土砂災害などによる被害から守られている		
施策目標 項目 (主指標)	自然災害から守られる人家等の資産 額	目標値	7兆4,485億円	
		現状値	7兆2,067億円	

[施策目標項目の説明]

・河川、砂防、海岸において、自然災害を防止するための施設整備を実施することで、守られる人家および家財の推定資産額（県土整備部河川・砂防室、港湾・海岸室調べ）

現状と課題

2004年（平成16年）に三重県南部に甚大な被害をもたらした台風21号や全国的に頻発している局地的な集中豪雨による災害などにより、県民の自然災害に対する不安が高まっています。厳しい財政状況の中で、県民の尊い生命・財産を災害から守っていくためには、被害を最小化するという「減災」という観点から、より一層、重点的、効率的なハード対策とハザードマップ^{注1}の作成などにより住民に適切な情報を提供するソフト対策を市町と連携して進めていく必要があります。

また、古くから山、川や海は、日本の産業や文化の形成に役立ってきましたが、近年は自然災害に対する防災機能に加え、親水性や自然豊かな水辺空間、憩いの森林空間の整備、多様な景観の保全などの付加価値が求められています。

めざす姿

重点的な施設整備などのハード対策に加え、ハザードマップや土砂災害に関する情報の共有等のソフト対策を市町と連携し、効率的に実施することにより、県民の生命・財産が洪水や高潮、土砂災害などの自然災害による被害から守られています。また、災害に関する情報などを提供・共有することにより、自らの身は自らで守るという県民意識の向上がはかられています。

さらに、社会資本整備を実施することにより、防災対策のみでなく、親水性や自然豊かな水辺空間の創出、多様な景観の保全が行われ、新たな価値が創造されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民やNPOなどが、河川海岸管理（除草・清掃等）に参画します。 ○ 市町がハザードマップを作成し、地域住民に避難情報を広く提供します。 ○ 県民一人ひとりが、日頃から各自、避難場所を確認し、自然災害に備えます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化^{注2}の影響等による台風の大型化や局地的な集中豪雨の増加など、異常気象に伴う自然災害の増加および被害の拡大の恐れがあります。

県の取組方向

土砂災害対策は、県内各地に土砂災害危険箇所が多数あることから、市町と連携して土砂災害防止法に基づく特別警戒区域^{注)3}等の指定や土砂災害に関する情報の行政と住民との共有化を進め、施設整備と合わせて被害の軽減に努めます。

治山対策は、山地災害の復旧および予防対策を進めるとともに、森林の機能が低下している保安林について、間伐等による森林整備を実施し、森林の公益的機能の回復をはかります。

洪水防止対策は、治水施設の整備状況が、今なお低い状況にあるため、「三重県河川整備戦略^{注)4}」に沿った堤防整備などのハード対策の推進や浸水想定区域図^{注)5}の提供などのソフト対策を実施し、効果的・効率的な河川整備を進め、自然災害に対する安全の確保をはかります。

海岸保全対策は、高潮・波浪等による被害のおそれがある海岸において施設整備を進め、災害に対する安全性の向上をはかります。津波に対しては、避難啓発看板設置等のソフト対策や大型防潮扉の自動化を進め、被害の軽減に努めます。

また、施設整備をすることにより、防災機能の向上だけでなく、自然豊かな水辺空間の創出や河川や海岸の景観・環境の保全に努めます。さらに、各市町や地域住民と連携し、防災訓練等のソフト対策を実施し、地域の防災力の向上をはかります。

県の取組 目標項目 (副指標)	土砂災害保全率	目標値	25.6%
		現状値	24.4%
	河川整備率	目標値	38.7%
		現状値	37.4%
	海岸整備率	目標値	65.2%
		現状値	63.6%

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・土砂災害危険箇所において、施設整備により土砂災害から守られている人家戸数の割合（県土整備部河川・砂防室調べ）
- ・県管理河川の中で、河川整備の必要延長に対する整備済み延長の割合（県土整備部河川・砂防室調べ）
- ・海岸保全施設整備の必要延長に対する整備済み延長の割合（県土整備部港湾・海岸室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

31201	土砂災害対策の推進	(県土整備部)
31202	治山対策の推進	(環境森林部)
31203	洪水防止対策の推進	(県土整備部)
31204	海岸保全対策の推進	(県土整備部)

注)1 ハザードマップ：73ページをご覧ください。

注)2 地球温暖化：184ページをご覧ください。

注)3 特別警戒区域：75ページをご覧ください。

注)4 三重県河川整備戦略：県が管理する河川を対象に2007年度から15年間のハード対策、ソフト対策を記載した中長期計画

注)5 浸水想定区域図：74ページをご覧ください。

基本事業
31201

土砂災害対策の推進

(主担当：県土整備部河川・砂防室)

目的	対象	土砂災害危険区域内に住む県民の生命・財産が		
	意図	土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から守られている		
基本事業の 目標項目	土砂災害保全率	目標値	25.6%	
		現状値	24.4%	
	土砂災害情報共有率	目標値	95.0%	
		現状値	70.8%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・土砂災害危険箇所において、施設整備により土砂災害から守られている人家戸数の割合（県土整備部河川・砂防室調べ）
- ・県内の土砂災害危険箇所における土砂災害に関する情報を住民と行政が共有できた割合（県土整備部河川・砂防室調べ）

主な取組内容

- ① 県民の生命と財産を守るため、砂防堰堤^{えんてい}や擁壁工^{ようへきこう}の整備により土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害を未然に防止します。（県土整備部）
- ② 土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定や土砂災害に関する情報を行政と住民が共有するシステム整備などのソフト対策により、市町が整備する警戒避難体制を支援し、土砂災害に対する減災体制を早期に確立します。（県土整備部）

※ ②の一部は、重点事業（くらし2）「異常気象に備える緊急減災対策」を構成しています。

基本事業
31202

治山対策の推進

(主担当：環境森林部森林保全室)

目的	対象	山地災害が予想される区域内に住む県民の生命・財産が		
	意図	山崩れや土石流などの山地災害から守られている		
基本事業の 目標項目	山地災害保全率	目標値	56.6%	
		現状値	54.6%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・山地災害危険地区が存在する集落（字単位）周辺の森林において、施設整備等により山地災害から守られている集落数の割合（環境森林部森林保全室調べ）

主な取組内容

- ① 治山事業により、集落に近接する荒廃山地の復旧・整備を行い、山崩れや土石流などの山地災害から生命・財産を保全し、安全で安心な生活を確保します。（環境森林部）
- ② 森林の管理が十分に行われていないこと等により機能の低下した保安林を対象に、公益的機能の回復をはかります。（環境森林部）

基本事業
31203

洪水防止対策の推進

(主担当：県土整備部河川・砂防室)

目的	対象	洪水被害が予想される区域内に住む県民の生命・財産が		
	意図	洪水等による災害から守られている		
基本事業の 目標項目	河川整備率	目標値	38.7%	
		現状値	37.4%	
	浸水想定区域図作成数（累計）	目標値	60河川	
		現状値	42河川	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県管理河川の中で、河川整備の必要延長に対する整備済み延長の割合（県土整備部河川・砂防室調べ）
- ・市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成河川数（県土整備部河川・砂防室調べ）

主な取組内容

- ① 「三重県河川整備戦略」に沿って、堤防や護岸の整備、河川横断構造物の改築など、河川整備の推進や直轄河川事業の促進をはかります。なお、整備にあたっては、自然豊かな水辺空間の創出や河川景観・環境の保全に努めます。（県土整備部）
- ② 洪水をダムで貯留し、下流域の洪水被害の軽減をはかるためのダム建設を進めます。（県土整備部）
- ③ 洪水時に流域住民が安全かつ迅速に避難できるよう、雨量・水位等の情報をインターネット等を通じ提供します。また、特別警戒水位^{注)1}を設定するとともに浸水想定区域図を作成・提供することにより、市町が早期に洪水ハザードマップ^{注)2}を作成できるよう支援します。（県土整備部）
- ④ 洪水被害を軽減するため、河川管理施設の維持管理を的確に進めるとともに、老朽化している施設の補修や改築、河床に堆積した土砂の除去など適切な管理を進めます。（県土整備部）

※ ①、③の一部は、重点事業（くらし2）「異常気象に備える緊急減災対策」を構成しています。

注)1 特別警戒水位：74ページをご覧ください。

注)2 洪水ハザードマップ：風水害時に洪水による被害を予測し、その被害範囲や避難場所などの情報を示した地図

基本事業
31204

海岸保全対策の推進

(主担当：県土整備部港湾・海岸室)

目的	対象	高潮、波浪等による災害が予想される海岸域に住む県民の生命・財産が	
	意図	高潮、波浪等による災害から守られている	
基本事業の 目標項目	海岸整備率	目標値	65.2%
		現状値	63.6%

[基本事業目標項目の説明]

・海岸保全施設整備の必要延長に対する整備済み延長の割合（県土整備部港湾・海岸室調べ）

主な取組内容

- ① 海岸域住民の安全・安心を確保するため、堤防や護岸等の海岸保全施設の改築や耐震化を進めます。なお、整備にあたっては、景観・環境の保全に努めます。
(農水商工部、県土整備部)
- ② 既存の海岸保全施設の維持管理を適切に行うことにより、施設の機能が低下することを防ぎ、災害に対する安全性の向上をはかります。(農水商工部、県土整備部)
- ③ 津波による被害を軽減させるため、避難誘発看板設置等のソフト対策および大型防潮扉や水門の開閉操作の自動化を進めます。(農水商工部、県土整備部)

※ ①の一部は、重点事業（くらし2）「異常気象に備える緊急減災対策」を構成しています。

※ ③の一部は、重点事業（くらし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成しています。

施策321 交通安全対策の推進

(主担当部：生活部)

目的	対象	県民一人ひとりが	
	意図	自ら交通安全意識を高め、安全で安心な交通社会の中で活動している	
施策目標項目 (主指標)	交通事故死者数	目標値	130人以下
		現状値	167人

[施策目標項目の説明]

・交通事故発生から24時間以内の死者数（警察本部交通部調べ）

現状と課題

2006年（平成18年）における、県内の交通事故死者数は167人と4年連続して200人を下回るなど、減少傾向の定着化の兆しもみられるものの、依然として多くの尊い命が失われているとともに、交通事故総件数、負傷者数は高い水準で推移しています。

特に、高齢社会が一層進展している中で、高齢者が当事者となる事故が増加傾向にあります。

このため、交通事故に伴う死者数の一層の減少に取り組むことに併せ、交通事故そのものの減少や死傷者数の減少に向けて、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備など地域の交通安全力を高めるため、ソフト・ハード両面からの対策をより一層積極的に推進することが必要です。

めざす姿

交通死亡事故を抑止するため、信号機などの交通安全施設が整備された環境のもとで、県民一人ひとりが自ら交通安全意識を高めている状態を構築することとしますが、究極的には人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会をめざします。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一人ひとりが、それぞれの地域や団体等において、さまざまな交通安全活動に主体的に関わることにより、交通安全意識の高揚をはかります。 ○ 関係機関・団体、事業所、市町等が、交通安全教育・啓発活動、交通安全施設整備等の取組を行います。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許保有者数、車両台数等の増加により、交通事故総発生件数が増加します。 ○ 夜型社会の進展などにより社会環境が変わり、夜間の交通事故が増加するなど、交通事故の発生状況が変化します。

県の取組方向

市町を基盤として、地域住民や団体・事業所等が主体的に交通安全活動等に参加できる体制の充実を促進するとともに、地域住民の多様な知恵と創造力を生かした交通安全教育・啓発活動を推進します。特に、子どもや高齢者などの交通弱者が安全で安心して生活できる交通環境の形成に向けた交通安全対策を推進するとともに、地域の主体的な交通安全活動を支援します。

通学路や新設道路については、信号機の新設・改良、歩道等の整備、交差点改良などを計画的に推進するとともに、生活道路等における交通事故多発箇所等の解消に向けた重点的な整備を推進します。

交通ルールの遵守とマナーの向上をはかるため、飲酒運転などの悪質・危険な違反やシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底に重点を置いた取締りや啓発を推進します。

県の取組 目標項目 (副指標)	無事故・無違反をめざす県事業の参加者数	目標値	43,700人
		現状値	38,520人
	シートベルトの着用率	目標値	95.0%
		現状値	91.5%
	交通事故死傷者数	目標値	15,500人以下
		現状値	17,777人

[県の取組目標項目の説明]

- ・ 5人1チームで123日間の無事故・無違反にチャレンジする県事業への参加者数（生活部交通安全室調べ）
- ・ 一般道路における運転者のシートベルト着用率（警察本部交通部調べ）
- ・ 交通事故による死者数と負傷者数の合計（警察本部交通部調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

- 32101 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進
(生活部)
- 32102 安全で快適な交通環境の整備
(警察本部)
- 32103 交通秩序の維持
(警察本部)

基本事業
32101

交通安全意識と交通マナーの向上に
向けた啓発・教育の推進

(主担当：生活部交通安全室)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	安全で安心な交通社会の形成に向け、自ら交通安全意識等を高めている		
基本事業の 目標項目	無事故・無違反をめざす県事業の参加者数	目標値	43,700人	
		現状値	38,520人	

[基本事業目標項目の説明]

・ 5人1チームで123日間の無事故・無違反にチャレンジする県事業への参加者数（生活部交通安全室調べ）

主な取組内容

- ① 交通安全意識と交通マナーの向上をはかるため、交通安全運動や無事故・無違反にチャレンジする事業の取組等を通じて、交通安全に関する広報・啓発を推進します。
（生活部）
- ② 幼児から高齢者まで、すべての道路利用者を対象に、「交通安全教育指針」に基づく、交通安全教育を段階的かつ体系的に推進します。（警察本部）
- ③ 交通弱者を重点対象として、知識・経験・ノウハウ等を有する「交通安全アドバイザー」による参加・体験・実践型の交通安全教育・啓発活動を推進します。（警察本部）
- ④ 交通弱者対策の先進的な取組の紹介や交通安全活動を行う人材育成を通じて、市町等の主体的な交通安全教育・啓発活動を支援します。（生活部）
- ⑤ 交通事故相談を通じて、交通事故の被害者対策を推進します。（生活部）

※ ③、④は、重点事業（くらし3）「人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり」を構成しています。

基本事業
32102

安全で快適な交通環境の整備

(主担当：警察本部交通部)

目的	対象	信号機などの交通安全施設が	
	意図	歩行者や運転者にとって、安全で快適に通行ができるように整備されている	
基本事業の 目標項目	交通環境の変化等により緊急に整備が必要となる信号機の整備率	目標値	100%
		現状値	—
	既存の道路敷地を利用した路肩整備率	目標値	100%
		現状値	—
	通学路における自転車・歩行者用照明灯の整備率	目標値	100%
		現状値	—

[基本事業目標項目の説明]

- ・道路が新設され交差点となるか所、幼児や高齢者、障がい者等の交通弱者の利用が多い経路および交通事故多発箇所等、緊急性、必要性のある信号機の整備率（警察本部交通部調べ）
- ・県が管理する道路のうち歩道設置の必要性が高く、かつ道路敷地等に余裕がある箇所の路肩整備率（県土整備部道路保全室調べ）
- ・県が管理する道路のうち中学生・高校生の通学路で、道路照明がなく下校時の安全確保の必要性が高い区間における照明灯の整備率（県土整備部道路保全室調べ）

主な取組内容

- ① 交通事故を防止し、安全で快適に通行できる道路交通環境を確保するため、信号機やLED（発光ダイオード式）灯器、道路標識等の交通安全施設の整備などを推進します。（警察本部）
- ② 安全・快適で、環境にやさしい交通社会の実現をめざし、交通情報提供システム（AMIS）をはじめとする新交通管理システム（UTMS）の整備をはかるなどIT^{注）1}化、高度化を推進します。（警察本部）
- ③ 安全かつ円滑な交通を確保するため、車をスムーズに走行させる系統制御化やプログラムの多段化など、信号機の高度化改良を推進します。（警察本部）
- ④ 歩行者等の安全を確保するため、通学路や生活道路などくらしの道における道路交通環境を整備します。（県土整備部）

※ ①の一部、④の一部は、重点事業（くらし3）「人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり」を構成しています。

注) 1 IT：情報通信技術。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語

基本事業
32103

交通秩序の維持

(主担当：警察本部交通部)

目的	対象	歩行者、運転者が		
	意図	安全で快適な道路等を通行できるように交通マナーを守っている		
基本事業の 目標項目	シートベルトの着用率	目標値	95.0%	
		現状値	91.5%	

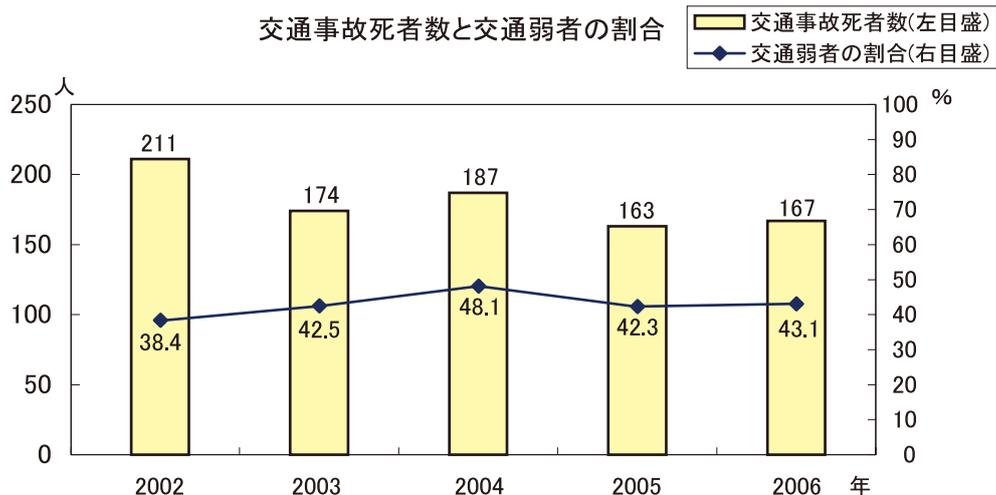
[基本事業目標項目の説明]

- ・一般道路における運転者のシートベルト着用率（警察本部交通部調べ）

主な取組内容

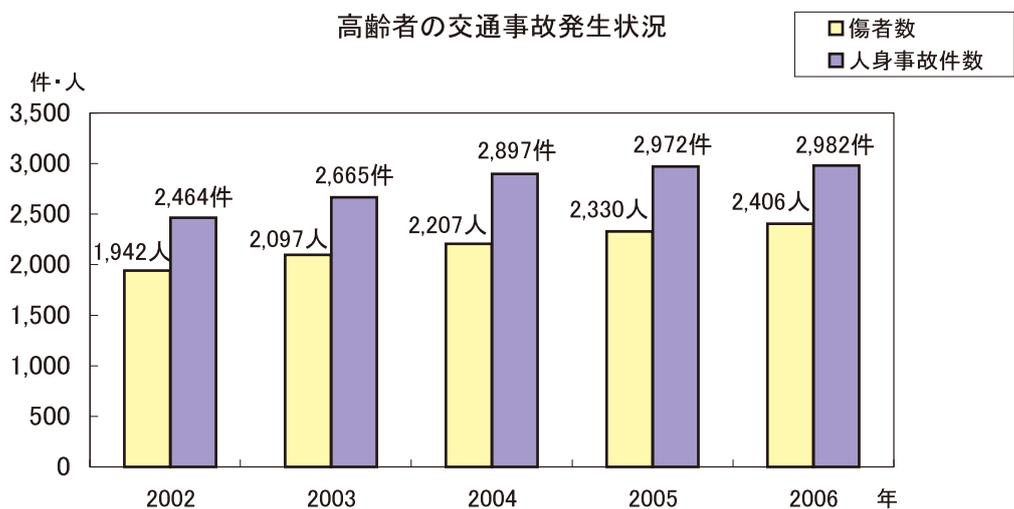
- ① 飲酒・無免許運転、信号無視等の重大事故に直結する悪質・危険な違反に重点を置いた取締りやシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底など、交通ルールの遵守と交通マナー向上のための取締りや啓発を行います。（警察本部）
- ② 県民の脅威となる暴走族等による危険、迷惑行為等に対する取締りを行います。（警察本部）
- ③ ひき逃げ事件等の悪質な交通事故事件の早期検挙、解決をめざした捜査活動を行います。（警察本部）
- ④ 効果的な交通指導取締りを推進するため、各種装備資器材の整備・充実をはかります。（警察本部）

交通事故死者数と交通弱者の割合



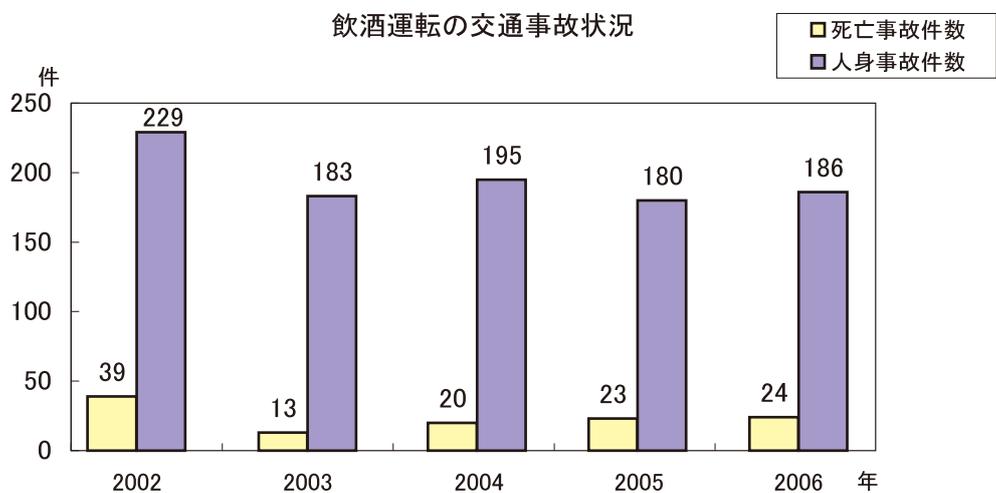
(出典:警察本部交通部調べ)

高齢者の交通事故発生状況



(出典:警察本部交通部調べ)

飲酒運転の交通事故状況



(出典:警察本部交通部調べ)

施策322 地域安全対策の推進

(主担当部：警察本部)

目的	対象	県民が	
	意図	犯罪や事故に対する不安を感じることなく、安心して暮らしている	
施策目標項目 (主指標)	刑法犯認知件数	目標値	24,000件
		現状値	28,103件

〔施策目標項目の説明〕

・刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷および危険運転致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数（三重県警察本部犯罪統計資料）。暦年（1月～12月）で把握しています。

現状と課題

県内の刑法犯認知件数は、2002年（平成14年）をピークに4年連続して減少するなど、数的には減少傾向が定着化しつつありますが、その総数は依然として高水準であるほか、ひったくりなどの街頭犯罪、空き巣などの侵入犯罪、振り込め詐欺など県民の身近で発生する犯罪や来日外国人等による組織犯罪が多発するなど、県民の体感治安に大きな影響を与えている現状にあります。

このような治安情勢を反映して、警察に寄せられる相談は、その内容も複雑・多様化しており、また、被害者支援等の要望が大幅に増加するなど、より迅速・的確かつきめ細かな対応が求められています。

このような現状において、犯罪の減少傾向を一層定着化させ、県民が「安全・安心」を実感できるかたちで治安を回復させることが、喫緊の課題です。

めざす姿

県民の身近で発生する街頭犯罪、侵入犯罪等や、悪質・凶悪犯罪、組織犯罪が減少して治安が回復し、県民が不安を感じることなく安全で安心な地域社会の中で暮らしています。また、犯罪被害に遭われた場合の支援体制や相談体制が充実しています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間自主防犯団体は、防犯パトロールなどの自主防犯活動を行います。 ○ 社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター^{注1}は、被害者支援を行います。 ○ 市町、地域住民は、外国人住民との共生社会づくりを行います。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景気の動向が犯罪の増減等に影響します。 ○ 地域コミュニティのあり方や規範意識の変化が犯罪の増減に影響します。

県の取組方向

犯罪が多発する地区を重点とした街頭パトロールや検挙活動を強化するとともに、地域住民、関係機関・団体等と一体となったさまざまな犯罪抑止対策を推進することにより、県民に不安感を与える街頭犯罪、侵入犯罪等の発生を抑止します。

また、業務の合理化・効率化の推進による警察力の現場へのシフト、警察の活動基盤である交番等の整備、捜査支援システム^{注)2}や装備資機材の充実など警察活動の補完措置を推進することにより、第一線警察力の強化をはかり、悪質・凶悪犯罪、組織犯罪の検挙向上をめざします。

さらに、自主防犯活動への積極的な支援、犯罪情報等の効果的な発信などを行うとともに、複雑・多様化する相談・要望に適切に対応するための体制の充実、民間の被害者支援団体が行う活動への積極的な支援など、県民の多様なニーズを的確に反映した警察活動を推進し、治安に対する県民の安心感を高めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	凶悪犯の検挙率	目標値	80.0%
		現状値	76.5%

[県の取組目標項目の説明]

- ・凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）について、1年間に認知した件数に占める検挙した件数の割合（三重県警察本部犯罪統計資料）。暦年（1月～12月）で把握しています。

施策展開するために取り組む基本事業

32201	みんなで進める安全・安心まちづくり総合対策の推進	(警察本部)
32202	犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化	(警察本部)
32203	組織犯罪対策の推進	(警察本部)
32204	犯罪被害者支援対策の充実	(警察本部)
32205	県民の安全を守る活動基盤の整備	(警察本部)

注)1 社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター：犯罪の被害者やその家族・遺族に対して、精神的なケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚をはかり、被害者の社会復帰や精神的被害の軽減に資することを目的に設立された機関

注)2 捜査支援システム：81ページをご覧ください。

基本事業
32201

みんなで進める安全・安心
まちづくり総合対策の推進
(主担当：警察本部生活安全部)

目的	対象	警察、自治体、地域住民、ボランティア団体などが	
	意図	それぞれ連携した防犯活動を行い、安全で安心な暮らしが実感できる地域社会をつくっている	
基本事業の目標項目	街頭犯罪等の発生件数	目標値	4,500件
		現状値	5,301件

[基本事業目標項目の説明]

・街頭犯罪等（路上強盗、ひったくり、車上ねらい、自動車盗、強制わいせつ、強姦、略取誘拐、空き巣、忍込み）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数（三重県警察本部犯罪統計資料）。暦年（1月～12月）で把握しています。

主な取組内容

- ① 安全な公共空間を確保するため、関係機関・団体等と連携し、防犯機能の高い公共施設や住宅、機器の普及をはかるための啓発活動を行うなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくりに努めます。（警察本部）
- ② 犯罪から子どもを守るため、地域住民、関係機関・団体、企業と連携して、学校、通学路および子どもの集まる場所の見守り活動を進めるほか、不審者等の情報を提供するシステムの構築を進めます。（警察本部）
- ③ 地域における自主防犯活動の育成支援等のため、関係機関・団体等と連携した防犯懇話会等の開催、防犯パトロール活動の促進および防犯情報の発信など自主防犯意識の高揚をはかります。（警察本部）
- ④ 地域住民の安全・安心の確保と要望に応えるため、交番相談員を適正に配置して、警察官の不在時における相談や届出等の受理体制の充実をはかるとともに、地域警察官によるパトロール活動を強化します。（警察本部）
- ⑤ 地域住民などが行う外国人住民との共生社会づくり活動に支援・参画するとともに、地域住民と外国人住民との共生意識の向上をはかります。（警察本部）
- ⑥ 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けて、地域住民等が主体的に取り組む気運の醸成をはかりながら、住民による防犯活動への支援や地域における官民一体となった防犯活動をはじめとする総合的な取組を推進します。（生活部）

※ ②～④は、重点事業（くらし4）「安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備」を構成しています。

※ ⑤は、みえの舞台づくりプログラム（絆1）「多文化共生社会へのステップアップ・プログラム」を構成しています。

基本事業
32202

犯罪の徹底検挙と抑止のための
活動強化

(主担当：警察本部刑事部)

目的	対象	複雑化、多様化する犯罪が	
	意図	検挙その他の各種対策の強化により解決され、被害の拡大防止がはかられている	
基本事業の 目標項目	重要窃盗犯の検挙人員	目標値	300人
		現状値	222人

[基本事業目標項目の説明]

・重要窃盗犯（侵入盗、自動車盗、すり、ひったくり）について、1年間に検挙した人数（三重県警察本部犯罪統計資料）。暦年（1月～12月）で把握しています。

主な取組内容

- ① 複雑化・多様化する犯罪情勢に応じた的確に捜査力をシフトするなど、効果的かつ効率的な捜査活動を行います。（警察本部）
- ② 振り込め詐欺等の匿名性の高い知能犯罪、環境犯罪、ストーカー事案^{注1}、サイバー犯罪^{注2}をはじめとする新たな形態の犯罪等、県民に不安を与える各種犯罪に対しては、的確な捜査を行うとともに被害防止対策を推進します。（警察本部）
- ③ 先端テクノロジーを導入した「通信指令システム^{注3}」の運用により、的確な110番通報の受理、迅速な緊急配備等を行い、初動活動を充実させて早期の犯人検挙等に努めます。（警察本部）
- ④ 国際テロをはじめとする国内外のテロ情勢をふまえた警戒警備等の諸対策を推進し、不法事案の未然防止に努めるとともに、関係機関との連携による合同訓練により不測の事態に対処できる態勢と能力の醸成に努めます。（警察本部）

注)1 ストーカー事案：一般的に恋愛感情などを満たす目的で、「つきまとい」、「待ち伏せ」、「面会の強要」などの行為を反復して行うこと

注)2 サイバー犯罪：コンピュータ技術やそのネットワークを利用して行われる犯罪

注)3 通信指令システム：通信指令室の電子計算機とオンラインで接続された端末装置において、緊急通報等に関する受理および指令、各種情報の伝達または検索を行うシステム

基本事業
32203

組織犯罪対策の推進

(主担当：警察本部刑事部)

目的	対象	暴力団犯罪、来日外国人犯罪、銃器・薬物犯罪など、主に組織を背景にして敢行される犯罪が		
	意図	検挙その他各種対策の強化や関係機関・団体等と連携した活動の推進によって減少している		
基本事業の目標項目	暴力団検挙人員	目標値	350人	
		現状値	227人	

[基本事業目標項目の説明]

・暴力団構成員および準構成員等を1年間に検挙した人数(三重県警察本部犯罪統計資料)。暦年(1月～12月)で把握しています。

主な取組内容

- ① 暴力団の取締り、暴力団排除活動、暴力団対策法に基づく行政命令の発出、資金源獲得の阻止等を推進するなど、総合的な暴力団犯罪対策に取り組みます。(警察本部)
- ② 凶悪・広域・組織化する来日外国人犯罪に対応するため、効果的な情報収集と実態解明を行うとともに、関係機関等と連携し、来日外国人犯罪対策に取り組みます。(警察本部)
- ③ 覚せい剤の末端乱用者やけん銃所持者等の検挙、関係機関等との共同捜査等による銃器・薬物の密輸・密売の解明を進め、銃器・薬物事犯の検挙向上に努めます。(警察本部)
- ④ 銃器・薬物の危険性や反社会性についての県民意識と暴力団排除気運を高めるため、関係機関・団体等と連携し、薬物・銃器、暴力団の排除に向けた広報啓発活動を推進します。(警察本部)

基本事業
32204

犯罪被害者支援対策の充実

(主担当：警察本部警務部)

目的	対象	犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族、遺族などが	
	意図	犯罪被害等に関する総合相談や支援活動によって、さまざまな問題が解決し、安心感を持って暮らしている	
基本事業の 目標項目	被害者相談の満足度	目標値	85%
		現状値	—

[基本事業目標項目の説明]

・被害者から見た相談対応の充実度合いについてのアンケート調査結果（警察本部警務部調べ）。暦年（1月～12月）で把握しています。

主な取組内容

- ① 県民や犯罪被害者等が安心して相談できる施設の整備、相談受理体制の充実など、気軽に相談できる環境をつくるほか、相談者からの多様な相談やニーズに適切に対応していくため、担当者のカウンセリング能力等の向上をめざします。（警察本部）
- ② 社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと連携した犯罪被害者等の精神的なケアをはじめとする各種支援活動を推進するとともに、支援体制の整備に努めます。（警察本部）
- ③ 犯罪被害者等が置かれている状況や生活の平穩への配慮に対する理解が深まるよう、民間支援団体に対して人材育成等の支援を行うとともに、関係機関との連携による広報・啓発活動を行います。（生活部、警察本部）
- ④ 犯罪の被害者やその家族となった子どもたちが、ひとりで悩みを抱えることなく、安心して学校生活がおくれるよう、スクールカウンセラー等による学校のカウンセリング機能の充実をはかります。（教育委員会）＜基本事業 12205 ⑤の一部再掲＞
- ⑤ 若年者、高齢者、女性、障がい者等を対象に、民間人材育成会社、専門学校等を活用した職業訓練を実施します。（生活部）＜基本事業 21201 ②の一部再掲＞
- ⑥ DV^{注)1}被害に対応するため、女性相談所等に女性相談員、心理療法職員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行います。（健康福祉部）
＜基本事業 11204 ②の一部再掲＞
- ⑦ 虐待により保護された児童の家庭復帰や自立を促進するため、家族再生支援や里親への委託促進、就職等に際して必要となる身元保証などの取組を行います。（健康福祉部）
＜基本事業 33204 ③の一部再掲＞
- ⑧ 犯罪被害者等の居住の安定をはかるよう、公営住宅への入居についてDV被害者を優先入居の対象とするなど、特別の配慮を行います。（県土整備部）
＜基本事業 54202 ②の一部再掲＞

※ ①～③は、重点事業（くらし4）「安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備」を構成しています。

注)1 DV：229ページをご覧ください。

基本事業
32205

県民の安全を守る活動基盤の整備

(主担当：警察本部警務部)

目的	対象	捜査支援システムや警察署、交番・駐在所等の拠点など県民の安全な生活を守る活動基盤が		
	意図	多様化・複雑化かつ、高水準で推移する犯罪に対応できるように整備されている		
基本事業の 目標項目	凶悪犯の検挙率	目標値	80.0%	
		現状値	76.5%	
	交番・駐在所施設の充実度（相談室・バリアフリー）	目標値	42.0%	
		現状値	39.9%	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）について1年間に認知した件数に占める検挙した件数の割合（三重県警察本部犯罪統計資料）。暦年（1月～12月）で把握しています。
- ・交番・駐在所のうち、相談室が設置され、かつ、バリアフリー化された施設の占める割合（警察本部警務部調べ）

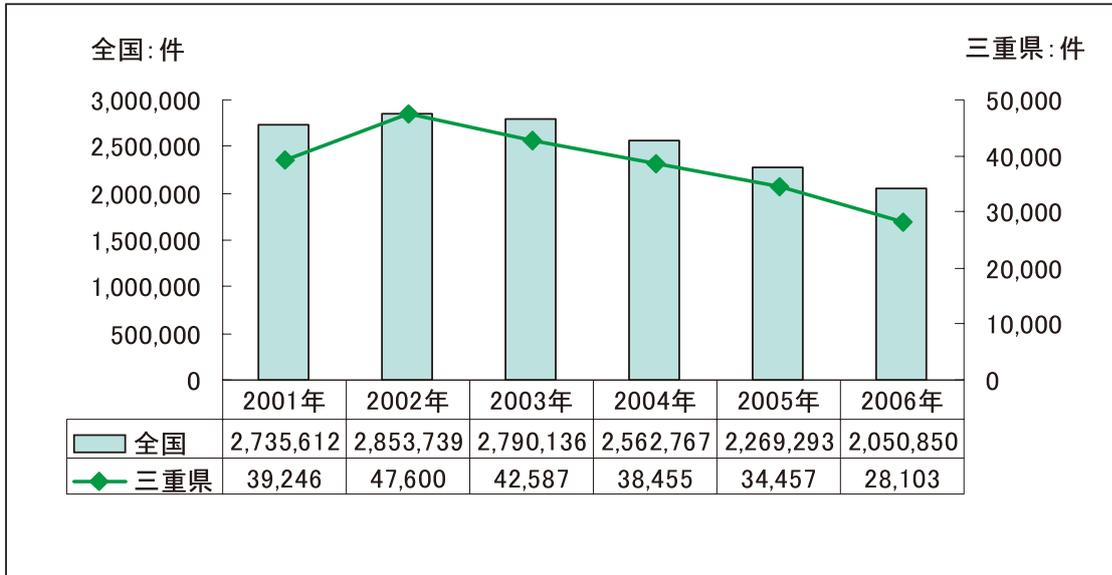
主な取組内容

- ① 広域・凶悪化、組織化する犯罪などに的確に対応するため、警察活動の強化に必要な各種捜査支援システムや装備資機材等の整備・充実をはかります。（警察本部）
- ② 地域における治安、防災活動の拠点である警察署と生活安全センターである交番・駐在所が十分な機能を発揮するとともに、県民のニーズに対応した施設とするため、被害者対策室、相談室等の設置や、施設のバリアフリー化等に配慮しつつ、建て替え、改修を進めます。（警察本部）
- ③ 現場活動における活用や地域住民が必要とする安全・安心に関する情報を積極的に提供するため、警察署、交番・駐在所へIT^{注1}機器を整備します。（警察本部）

※ ①、②は、重点事業（くらし4）「安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備」を構成しています。

注1 IT：357ページをご覧ください。

刑法犯認知件数



刑法犯認知件数は、刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷および危険運転致死傷を除く。以下同じ）について、被害の届出や告訴・告発を受理等した件数です。

（出 典） 警察庁「犯罪統計資料」
三重県警察本部「犯罪統計資料」

施策323 安全で安心できる消費生活の確保

(主担当部：生活部)

目的	対象	県民一人ひとりが	
	意図	安全で安心できる消費活動を行っている	
施策目標項目 (主指標)	消費生活事業利用者数	目標値	51,800人
		現状値	44,903人

[施策目標項目の説明]

- ・消費生活にかかる相談窓口や講座、研修会、情報提供事業の年間利用者数（生活部消費生活室調べ）

現状と課題

消費者である県民と事業者との間には、情報の質および量ならびに交渉力等に格差があり、また、規制緩和や高度情報化、国際化の進展などにより、商品やサービスおよび商取引の多様化・複雑化が進み、県民の消費活動を取りまく環境は大きく変化しています。この変化に伴い、新しい消費者トラブルが次々と発生しており、特に、高齢者がトラブルに巻き込まれるおそれが高くなっています。

また、「消費者基本法」においては、消費者の権利の尊重と自立の支援を消費者施策の基本理念としており、適正かつ迅速な情報提供や消費生活相談の実施など、県民の消費活動の自立に向けた支援の充実が必要です。

さらに、高齢者等の消費者トラブルの未然防止をはかるため、消費者団体、自治会、民生委員・児童委員などの地域の住民が市町等と連携し、地域の実情に応じた取組を進めることが必要となってきています。

めざす姿

安全で安心な商品やサービスが提供され、県民一人ひとりが、消費生活に関する正しい知識や情報を得て、商品や役務に関しての事業者とのトラブルを回避し、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一人ひとりが、自主的に消費生活に関する正しい知識や必要な情報を得て、自立した消費活動を行います。 ○ 事業者が、消費者に対し良質な商品・サービス、情報を提供するとともに、相談窓口の充実をはかります。 ○ 地域住民が、市町等と連携し、地域の実情に応じた消費者トラブルの未然防止、解決への取組を行います。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費活動における安全・安心を脅かす事件の発生により、県民が不安を抱えます。 ○ 社会経済状況の変化に伴い、商品やサービスおよび商取引が多様化、複雑化します。

県の取組方向

県民一人ひとりの自立した消費生活を支援するため、講座の開催や広報媒体の効果的な活用により、消費生活に関する必要な知識や情報の提供を行います。特に、高齢者等の消費者被害の防止対策については、地域で支援活動を行っている消費者団体、民生委員・児童委員、介護職員の方などを対象に研修会を実施するなど、地域の住民による取組を支援します。

また、多様化・複雑化する相談内容に的確に対応するため、住民に身近な市町や国民生活センターおよび日本司法支援センターなどと連携し、相談体制の充実をはかります。

さらに、商品などの安全性および適正な規格・表示については、情報収集や必要な調査を行い、県民への的確な情報提供を行うとともに、悪質な商取引については、関係機関や警察との連携により、取引の適正化をはかります。

県の取組 目標項目 (副指標)	事前に消費者トラブルを回避するように助言した割合	目標値	16.0%
		現状値	15.5%
	消費生活講座参加者数	目標値	7,500人
		現状値	7,036人
	消費生活相談における「自主交渉に向けた助言」の割合	目標値	85.1%
		現状値	80.0%

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・消費生活相談において、契約する前の段階で消費者トラブルを回避するように助言した割合（生活部消費生活室調べ）
- ・県が実施している消費生活に係る啓発事業のうち、「一日講座」、「青少年講座」の年間参加者数の合計人数（生活部消費生活室調べ）
- ・消費生活相談において、事業者との自主交渉を行うための助言をした割合（生活部消費生活室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

32301	消費者の自立のための支援	(生活部)
32302	消費者被害の防止・救済	(生活部)

基本事業
32301

消費者の自立のための支援

(主担当：生活部消費生活室)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	自立した消費活動を行うための正しい知識、情報を得ている		
基本事業の 目標項目	消費生活講座参加者数	目標値	7,500人	
		現状値	7,036人	
	ホームページアクセス件数	目標値	38,000件	
		現状値	29,701件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県が実施している消費生活に係る啓発事業のうち、「一日講座」、「青少年講座」の年間参加者数の合計人数（生活部消費生活室調べ）
- ・県が消費生活に関して設けているホームページへのアクセス件数（生活部消費生活室調べ）

主な取組内容

- ① 県民一人ひとりが自立した消費活動ができるように、「一日講座」や「青少年講座」などの講座を開催するとともに、ホームページ、情報紙、パンフレットおよび各種マスメディアを通じて迅速な情報提供を行うなど、消費生活に関する教育・啓発活動に取り組みます。（生活部、教育委員会）
- ② 高齢者等がトラブルに巻き込まれないようにするため、地域リーダーを養成し、地域において主体的に啓発活動を推進します。（生活部）
- ③ 食の安全・安心に関して、ホームページや情報紙、パンフレットなどを活用しながら、必要な情報を迅速に提供します。（生活部、健康福祉部、農水商工部）
＜基本事業 32401 ⑤の一部再掲＞

基本事業
32302

消費者被害の防止・救済

(主担当：生活部消費生活室)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	自主的に事業者との消費トラブルを回避、または解決している		
基本事業の 目標項目	消費生活相談における「自主交渉に向けた助言」の割合	目標値	85.1%	
		現状値	80.0%	
	事業者立入検査・調査件数	目標値	80件	
		現状値	52件	

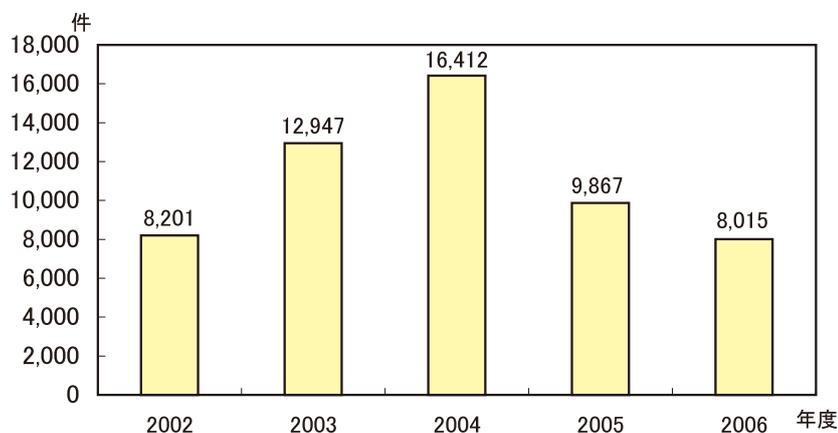
[基本事業目標項目の説明]

- ・消費生活相談において、事業者との自主交渉を行うための助言をした割合（生活部消費生活室調べ）
- ・「家庭用品品質表示法」、「消費生活用製品安全法」に基づく立入検査、「不当景品類及び不当表示防止法」に基づく調査件数（生活部消費生活室調べ）

主な取組内容

- ① 多様化、複雑化する消費者取引と急増する消費者トラブルに対応するため、消費生活センターの相談機能を充実し、適切な助言、あっせん、情報提供を行います。（生活部）
- ② 商品・サービスの適切な表示、安全性の確保をはかるため、事業者に対する立入検査、調査および指導を行います。（生活部）
- ③ 食品表示の適正化をはかるための監視指導を進めます。（健康福祉部、農水商工部）
＜基本事業 22101 ①の再掲、基本事業 32401 ①の一部再掲＞
- ④ 取引または証明に使用される計量器に対して、「計量法」に基づく検定・検査を実施することによって、その正確さを確保し、計量における適正な商取引が行われるようになります。（農水商工部）

消費生活センター相談件数



(出典：生活部消費生活室調べ)

施策324 食の安全と くらしの衛生の確保

(主担当部：健康福祉部)

目的	対象	県民一人ひとりが	
	意図	安全・安心な食生活や衛生的な生活を営んでいる	
施策目標項目 (主指標)	食品の検査件数に対する不適合食品の割合	目標値	5.1%
		現状値	5.6%

[施策目標項目の説明]

- ・「食品衛生法」に規定されている食品、添加物等の規格基準および県の食品指導基準不適合率（健康福祉部業務食品室調べ）

現状と課題

食の安全については、BSE^{注1}問題などを契機に、従来の「食品衛生行政」から国民の健康保護を目的とした消費者重視の「食品安全行政」への転換が進んでいます。県では、2003年（平成15年）に策定した「食の安全・安心確保基本方針」に基づき、生産から消費にいたるまでの一貫した監視指導や検査体制の強化、事業者や消費者への情報提供等に取り組んできましたが、食の安全に対する消費者の不安は依然根強く、消費者、事業者、行政等の連携による総合的な食の安全確保が求められています。

医薬品等の安全確保については、製造および品質管理に関する基準（GMP）により、製造施設に対する査察を行っていますが、販売や使用後の副作用対策にいたるすべての過程での適正な安全対策を講じることが必要です。また、無承認無許可医薬品や違法ドラッグ^{注2}に対する不安が増大していることから、監視体制の強化や県民への正確な情報提供を行う必要があります。

めざす姿

消費者、事業者、行政等の協働により、食品の安全確保に向けた取組が進んでいます。また、食の安全に関する情報が共有され、県民意見が反映できるシステムの構築がはかれるなど、食の安全を県民が実感できています。

医薬品等の安全確保、薬物乱用防止、人と動物の共生などについて県民の意識が高くなり、くらしの衛生の確保に向けた取組が進んでいます。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品関係団体等は、食品の安全確保対策を積極的に推進します。 ○ 薬業関係団体等は、医薬品等の安全性確保に向けた取組を積極的に推進します。 ○ 市町が、動物の適正飼育に係る普及啓発に積極的に取り組むことが期待されます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際間の食の安全に対する意識の差が顕在化しています。 ○ 海外旅行やインターネットによる乱用薬物の入手機会が増加しています。

県の取組方向

食品による事故発生の未然防止に向けた効率的な監視体制を充実するとともに、HACCP^{注)3}の考え方に基づいた自主衛生管理を推進し、製造・流通から消費にいたる食の安全の確保に取り組みます。

食肉衛生検査および収去検査をISO9001^{注)4}に基づき的確に実施するとともに、残留農薬・動物用医薬品等のポジティブリスト制度^{注)5}等に対応できるよう検査体制の充実をはかります。また、検査結果は安全情報としてホームページ等を通じて積極的に公表します。

医薬品製造販売業者等に対する監視指導および県民に対する医薬品等の正しい知識の普及啓発に取り組みます。

青少年の薬物乱用を防止するため、民間団体、国、警察などの関係機関とともに、薬物乱用を許さない社会環境づくりに取り組みます。

動物の適正飼育など、動物愛護思想の普及啓発をはかるとともに、人と動物が共生できる社会をめざして、市町、団体等との協働を進めていきます。

食の安全とくらしの衛生の確保のための調査研究、試験検査に取り組みます。

県の取組目標項目 (副指標)	食品の製造・加工の工程検査（ATP等）の実施件数	目標値	1,100件
		現状値	1,062件

[県の取組目標項目の説明]

- ・食品の製造・加工工程における汚染状況を把握する衛生検査（ATP検査^{注)6}による拭き取り検査等）の実施件数（健康福祉部薬務食品室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

32401	食の安全・安心の確保	(健康福祉部)
32402	生活衛生営業の衛生水準の確保	(健康福祉部)
32403	医薬品等の安全確保	(健康福祉部)
32404	薬物乱用防止対策の充実	(健康福祉部)
32405	人と動物との共生環境づくりの推進	(健康福祉部)
32406	食の安全とくらしの衛生の確保のための調査研究・試験検査の推進 (政策部科学技術振興センター)	

注)1 BSE：279ページをご覧ください。

注)2 違法ドラッグ：興奮、多幸福感などを高める目的で違法に販売、使用され、健康被害も多く発生している薬物

注)3 HACCP：279ページをご覧ください。

注)4 ISO9001：品質管理および品質保証のための国際標準モデルで、品質方針、品質目標を設定し、その目標を達成するためのシステム

注)5 残留農薬・動物用医薬品等のポジティブリスト制度：食品中に残留する農薬、飼料添加物および動物用医薬品が一定の量を超えた場合に、当該食品の販売等を原則禁止する制度

注)6 ATP検査：動物、植物、微生物（細菌）などに含まれるATP（アデノシン三リン酸）を測定し、食品に残った汚れや微生物を検査・測定する検査方法。食品製造環境での清浄度管理に用いる。

基本事業
32401

食の安全・安心の確保

(主担当：健康福祉部薬務食品室)

目的	対象	食品製造業者や流通業者が		
	意図	安全・安心な食品を提供している		
基本事業の 目標項目	自主衛生管理（HACCP手法）導 入取組品目数	目標値	220品目	
		現状値	161品目	

[基本事業目標項目の説明]

- ・食品の製造・加工工程にHACCPの考え方に基づいた自主衛生管理システムを導入した食品品目数（健康福祉部薬務食品室調べ）

主な取組内容

- ① 食品の製造、流通および販売にいたる各段階で、食中毒の発生頻度や食品の広域流通性等の視点で危害発生リスクが高いと考えられる施設の重点監視、指導および検査を実施することにより、県民一人ひとりの食の安全確保をはかります。（健康福祉部）
- ② 食品の製造、加工施設に対し、HACCP手法の導入を促進します。（健康福祉部）
- ③ 安全な食肉を供給するため、BSE検査を含めたと畜検査の実施と、生産から流通にいたる一貫した衛生的な取扱いを指導します。（健康福祉部）
- ④ 県民の食の安全への理解を深めるため、消費者、事業者および生産者へのリスクコミュニケーション^{注）1}を充実します。（健康福祉部、農水商工部）
- ⑤ 食の安全・安心確保のため、消費者、事業者および行政が連携を強めながら、協働して県民運動を推進します。（健康福祉部、農水商工部）

注）1 リスクコミュニケーション：送り手に都合の良い情報だけでなく、マイナス情報などを含め、事故等の発生する可能性について正確に伝えること。ここでは、食品の安全性に関する情報を公開し、消費者や事業者等の関係者が意見を表明する機会を確保することにより、消費者や事業者等と“双方向の”対話をはかること

基本事業
32402

生活衛生営業の衛生水準の確保

(主担当：健康福祉部薬務食品室)

目的	対象	生活衛生営業業者が		
	意図	安全・安心な生活衛生サービスを提供している		
基本事業の 目標項目	循環式浴場の監視施設におけるレジ オネラ対策自主管理定着率	目標値	76%	
		現状値	36% (2003年度)	

[基本事業目標項目の説明]

- ・循環式浴場を運営する事業者の自主管理システムが定着している割合（健康福祉部薬務食品室調べ）
現状値は、2003年度（平成15年度）に実施された全国調査の数値による。

主な取組内容

- ① 生活衛生営業^{注)1}の衛生水準の向上と自主管理体制の促進をはかるため、生活衛生営業指導センター^{注)2}による経営相談等を行います。(健康福祉部)
- ② 生活衛生営業業者に対して自主管理技術を指導し、特に循環式浴場におけるレジオネラ^{注)3}感染症に対する自主管理体制の促進をはかります。(健康福祉部)

注)1 生活衛生営業：日常生活に深い関係のある理容・美容、クリーニング、公衆浴場等の営業

注)2 生活衛生営業指導センター：生活衛生営業業者の経営指導等を行うために指定された財団法人

注)3 レジオネラ：レジオネラ属菌は土壌、河川、湖沼など広く自然界に存在するものであるが、循環式浴槽、加湿器などの設備の管理が不適切な場合、レジオネラ属菌が繁殖し感染症の原因となることがある。

基本事業
32403

医薬品等の安全確保

(主担当：健康福祉部薬務食品室)

目的	対象	医薬品の製造業者や薬局等販売業者が	
	意図	安全・安心な医薬品等を提供している	
基本事業の目標項目	医薬品等違反率	目標値	0%
		現状値	0%

[基本事業目標項目の説明]

- ・ 医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合 (健康福祉部薬務食品室調べ)

主な取組内容

- ① 医薬品の製造施設等に対して、GQP（製造所に対する品質管理基準）、GVP（市販後安全対策）およびGMP（製造管理及び品質管理に関する基準）に基づく査察等を計画的に実施します。また、医薬品および家庭用品の安全性を確保するため、県内製造医薬品等の収去検査および家庭用品の試買検査を行います。(健康福祉部)
- ② 薬局・医薬品販売施設等の監視指導の充実や自主管理体制の促進をはかるとともに、無承認無許可医薬品や違法ドラッグ対策に取り組みます。(健康福祉部)
- ③ 医薬品等の適正使用を推進するため、県民への医薬品等の情報提供に取り組むとともに、三重県薬事情報センターの薬の相談テレホンにおいて医薬品の副作用等の相談に応じます。(健康福祉部)
- ④ 県内で必要な血液を確保するため、「愛の血液助け合い運動」をはじめとするキャンペーンの開催や献血思想の普及啓発等に取り組みます。(健康福祉部)
- ⑤ 毒物劇物製造施設等の監視指導を実施し、毒物劇物の安全な取扱いを推進するとともに事故の発生防止に努めます。(健康福祉部)

基本事業
32404

薬物乱用防止対策の充実

(主担当：健康福祉部薬務食品室)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	薬物の乱用などを行っていない		
基本事業の 目標項目	薬物乱用防止啓発事業参加者数	目標値	4,000人	
		現状値	3,705人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・薬物乱用防止キャンペーン等の啓発事業参加者数（健康福祉部薬務食品室調べ）

主な取組内容

- ① 「三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、各機関が連携して、青少年に対する啓発、取締りおよび乱用防止の総合的な対策に取り組みます。
(生活部、健康福祉部、教育委員会、警察本部)
- ② 薬物の乱用を防止するため、民間団体と協働で「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動等の啓発活動を行います。(健康福祉部)
- ③ 自生する大麻・けしについて、県民に対する情報の提供を行うとともに、民間団体等と協働してその発見、除去に取り組みます。(健康福祉部)
- ④ 医療機関、麻薬小売業者等への立入検査を実施し、麻薬および向精神薬の適正使用と適正な管理を指導します。(健康福祉部)
- ⑤ 薬物相談、家族教室の開催等により薬物依存者の社会復帰を支援するとともに、職員の研修および薬物相談ネットワーク^{注)1}の充実をはかります。(健康福祉部)

注) 1 薬物相談ネットワーク：薬物乱用者の再乱用防止および社会復帰等を支援するためにこころの健康センターを中核とした医療機関、民間団体等で構成するネットワーク

基本事業
32405

人と動物との共生環境づくりの推進

(主担当：健康福祉部薬務食品室)

目的	対象	動物を飼育する人が		
	意図	適正に管理を行っている		
基本事業の 目標項目	動物の引取り数	目標値	5,250頭	
		現状値	5,719頭	

[基本事業目標項目の説明]

- ・やむを得ず飼養できなくなって保健所へ引き取られるか、飼い主不明として保健所に持ち込まれた犬、ねこの頭数（財団法人三重県小動物施設管理公社報告）

主な取組内容

- ① 狂犬病の発生予防とまん延防止および犬による危害発生防止のため、野犬等の捕獲を行います。(健康福祉部)
- ② 小中学生の動物愛護の絵・ポスター展の開催等により動物愛護精神の高揚をはかるとともに、犬による危害発生を防止するため、正しい接し方の勉強会を開催します。(健康福祉部)
- ③ 学校、地域等で、命の大切さや動物の適正飼養についての普及啓発を行うとともに、ホームページ、広報等で終生飼養等、飼い主の責任についての啓発を行います。(健康福祉部)
- ④ 動物取扱業者の監視を実施し、施設および動物の取扱いの適正化をはかり、安易な動物の販売を防ぐとともに適正飼養の推進をはかります。(健康福祉部)
- ⑤ 人と動物との共生について、動物愛護関係団体と協働して県民に理解を得るための活動を行います。(健康福祉部)

基本事業
32406

食の安全とくらしの衛生の確保のための調査研究・試験検査の推進 (主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	調査研究や試験検査の成果等が	
	意図	食の安全やくらしの衛生の確保に向けた取組等に活用されている	
基本事業の 目標項目	調査研究成果件数	目標値	6件
		現状値	8件
	試験検査実施件数	目標値	1,200件
		現状値	1,380件

[基本事業目標項目の説明]

- ・学会発表、学術論文等により成果を公表した件数(政策部科学技術振興センター調べ)
- ・科学技術振興センターが食の安全やくらしの衛生の確保のために実施した平時および緊急時の対応検体数(政策部科学技術振興センター調べ)

主な取組内容

- ① 食品中に残留する農薬、医薬品成分および飲料水成分を、迅速かつ正確に試験分析する方法を開発するとともに、食品、医薬品、水等の試験検査および環境放射能検査を実施します。(政策部科学技術振興センター)
- ② 安全で安心できる農産物を生産するため、薬剤に頼らない農畜産物の生産技術や、農産物に含まれる農薬および有害物質を減らす栽培技術を開発します。(政策部科学技術振興センター)
- ③ 保健福祉事務所、市町等が取り組む試験検査に対する技術支援を行います。(政策部科学技術振興センター)

施策325 感染症対策の推進

(主担当部：健康福祉部)

目的	対象	県民一人ひとりが	
	意図	感染症の被害から守られている	
施策目標項目 (主指標)	一、二、三類感染症の集団発生事例数	目標値	0件
		現状値	0件

[施策目標項目の説明]

・県内における一、二、三類感染症^{注1}の集団発生事例の数（健康福祉部健康危機管理室調べ）

現状と課題

感染症対策については、これまで「三重県感染症予防計画」および「三重県結核対策基本計画」に基づき実施してきたところですが、新しい感染症の出現や輸入感染症^{注2}の発生に備えた対策の充実とともに、今後増加が予想される抵抗力の弱い高齢者への対応が求められています。

特に、発生時の迅速な拡大防止対策が重要であることから、感染症に関する情報収集、調査研究、病原体検出能力向上など危機管理対策の充実が課題です。

また、感染症は他人に「うつる」病気としての意識が強いことから、患者の人権を尊重した対応が重要です。

めざす姿

新たな感染症等の発生についての確かな情報収集と提供により、感染の拡大防止に向けた対策が迅速に行われ、県民の主体的な取組による自己防衛が適切に行われています。

感染症対策の関係者等による一層の啓発活動が行われ、県民一人ひとりに感染症に関わる人権意識が醸成されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関による第一種感染症指定医療機関の設置や第二種感染症指定医療機関の増床等、感染症患者受入体制の整備に向けた取組が期待されます。 ○ 医療機関は感染症発生情報の迅速な提供に協力します。 ○ 社会福祉施設や学校は、感染症情報を積極的に活用し、まん延防止に取り組めます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外渡航者が増加し、感染症の流入機会が増加しています。 ○ 高齢化の進展により、抵抗力の弱い高齢者が増加しています。

県の取組方向

新たな感染症等に対応するため、迅速な情報収集と提供を目的とした「感染症危機管理システム」の充実をはかります。

感染症発生後の対策として指定医療機関の確保に向けて関係機関と調整を行います。

新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練、研修を実施するとともに、防疫用薬品や資材を備蓄し、発生時の対応が的確に行えるようにします。

引き続き感染症に関する調査研究および試験検査を行うとともに、感染症や感染症予防対策などの正しい情報を三重県感染症情報センターから提供します。

また、地域のボランティアと協働して行う世界エイズデーや結核予防週間等の啓発活動を通じて、患者等の人権尊重をはかります。

県の取組 目標項目 (副指標)	感染症情報提供登録者数	目標値	1,100件
		現状値	1,031件
	H I V抗体検査件数	目標値	984件
		現状値	884件

[県の取組目標項目の説明]

- ・ 感染症情報をインターネットメール、FAXにより受けるための登録を行った市町保健センター、医師、医療機関、集団生活施設等の数（三重県感染症情報センター調べ）
- ・ 保健所においてH I V^{注）3}抗体検査を行った件数（健康福祉部健康危機管理室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

32501	感染症危機管理体制の確保	(健康福祉部)
32502	感染症予防および治療体制の充実	(健康福祉部)
32503	感染症対策のための調査研究・試験検査の推進	(政策部科学技術振興センター)

注) 1 感染症：279ページをご覧ください。

注) 2 輸入感染症：海外旅行等で国内に持ち込まれる感染症

注) 3 H I V：エイズの原因となるウイルス

基本事業
32501

感染症危機管理体制の確保

(主担当：健康福祉部健康危機管理室)

目的	対象	感染症発生情報が		
	意図	感染症対策のため行政、医療機関、集団生活施設や県民に提供され活用されている		
基本事業の目標項目	感染症情報提供登録者数	目標値	1,100件	
		現状値	1,031件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・感染症情報をインターネットメール、FAXにより受けるための登録を行った市町保健センター、医師、医療機関、集団生活施設等の数（三重県感染症情報センター調べ）

主な取組内容

- ① 感染症のまん延を防止するため、三重県感染症情報センターが感染症情報を収集・分析し、ホームページ、インターネットメール等により情報提供します。（健康福祉部）
- ② 感染症の発生に的確に対応するため、職員の教育・訓練を行うとともに、新型インフルエンザ対策としての抗インフルエンザウイルス剤「タミフル」、アイソレーター^{注）1}、マスクなど防疫用薬品・資材を備蓄します。（健康福祉部）
- ③ 感染症の原因を迅速かつ的確に究明するため、検査機能を強化します。（健康福祉部）
- ④ 感染症のまん延を防止するため、感染症指定医療機関の施設整備、運営等を支援します。（健康福祉部）

注) 1 アイソレーター：感染症患者を搬送する器具

基本事業
32502

感染症予防および治療体制の充実

(主担当：健康福祉部健康危機管理室)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	感染症を予防しながら生活を営んでいる		
基本事業の目標項目	HIV抗体検査件数	目標値	984件	
		現状値	884件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・保健所においてHIV抗体検査を行った件数（健康福祉部健康危機管理室調べ）

主な取組内容

- ① エイズのまん延を防ぐため、相談・検査体制の充実をはかります。（健康福祉部）
- ② 結核を予防するため、各地域の実情に応じた効果的な対策を総合的に実施します。（健康福祉部）

- ③ 結核患者の早期発見・早期治療をはかるため、私立学校や社会福祉施設が行う結核定期健康診断に要する経費を補助します。(健康福祉部)
- ④ 結核患者の治療に対して公費負担を行います。(健康福祉部)
- ⑤ 三重県予防接種センターに委託し、予防接種に関する相談に応じるとともに、予防接種時に注意が必要な方への接種を行います。(健康福祉部)

基本事業 32503	感染症対策のための調査研究・ 試験検査の推進 (主担当：政策部科学技術振興センター)
-----------------------------	--

目的	対象	調査研究や試験検査の成果等が		
	意図	感染症対策に活用されている		
基本事業の 目標項目	調査研究成果件数	目 標 値	4 件	
		現 状 値	5 件	
	試験検査実施件数	目 標 値	1,800 件	
		現 状 値	1,620 件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・学会発表、学術論文等により成果を公表した件数 (政策部科学技術振興センター調べ)
- ・科学技術振興センターが感染症対策のために実施した平時および緊急時の対応検体数 (政策部科学技術振興センター調べ)

主な取組内容

- ① 感染症の発生予防とまん延防止および感染症の患者に対する適切な医療を科学的・技術的に推進するため、感染症の流行要因の解明と予測、リスク評価のための調査研究を行います。(政策部科学技術振興センター)
- ② 平時はもとより、健康危機発生時の適切な対応を科学的・技術的に支えるため、感染症対策のための調査研究や試験検査を行います。(政策部科学技術振興センター)

施策331 健康づくりの推進

(主担当部：健康福祉部)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	健康づくりに取り組んでいる		
施策目標項目 (主指標)	健康づくり推進事業者数	目標値	576事業者	
		現状値	425事業者	

[施策目標項目の説明]

- ・県内の事業者のうち、健康づくり推進条例に基づき県が認定した、禁煙など健康づくりを推進する取組を行っている事業者数(健康福祉部健康づくり室調べ)

現状と課題

県においては、「三重県健康づくり推進条例」に基づき、関係団体との協働により、三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」を推進しています。2005年度(平成17年度)の中間評価においては、こころの健康づくりの推進の重要性や運動、受動喫煙防止等の取組の遅れが明らかになっています。

健康づくりの推進に向けては、生活習慣病の予防が重要であり、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)などの予防対策や運動・禁煙などの適正な生活習慣の定着に向けた個人の主体的な努力を、家庭・地域・学校・職場といった社会全体が、それぞれの場で適切に支援することが求められています。

めざす姿

県民一人ひとり・企業・学校・団体・行政といったあらゆる主体の協働により、個人の健康づくりの支援に向けた取組が展開されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一人ひとりや健康づくりに取り組む団体は、適正な生活習慣形成につながるウォーキングや食生活の改善を実践します。 ○ 企業(特に中小企業)は、働く世代の健康づくり促進に積極的に取り組みます。 ○ 市町は、地域での生活習慣病健診やがん検診に積極的に取り組みます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「食育基本法」が制定され、健全な食生活に関する県民意識も高まっています。 ○ うつや自殺予防などこころの健康に関する積極的な取組が求められるなか、自殺対策基本法が制定されました。 ○ 不適正な生活習慣などを原因とするメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対象者が増加しています。

県の取組方向

「ヘルシーピープルみえ・21」の中間評価に基づき、NPO、企業、学校、市町、関係団体等との協働の場づくり、人材育成、情報提供、調査研究など県の役割を明確にした健康づくりを一層推進します。

特に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防をはじめとして、産業保健と連携した働く世代の健康づくり、ウォーキングなどの身体活動の環境整備、うつ・自殺予防対策などのこころの健康づくり、三重の食文化を活用した食環境の整備、受動喫煙防止の環境整備等を推進していきます。

また、市町や市民団体など多様な主体と協働して、がん検診の受診率向上のための普及啓発を進めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	地域職域連携推進協議会設置地域数	目標値	9地域
		現状値	2地域
	リスナー（心の健康づくりをサポートできる人）指導者養成数（累計）	目標値	200人
		現状値	124人

[県の取組目標項目の説明]

- ・健康づくり運動に地域産業と連携して取り組む地域職域連携推進協議会を設置している地域数（健康福祉部健康づくり室調べ）
- ・こころの健康づくりをサポートできる人をさらに指導できる人の養成数（健康福祉部健康づくり室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

33101	健康づくり活動の推進	(健康福祉部)
33102	食環境の整備	(健康福祉部)
33103	こころの健康づくりの推進	(健康福祉部)
33104	歯と口の健康づくりの支援	(健康福祉部)
33105	健診・相談等サービス体制の整備	(健康福祉部)
33106	県民の健康づくりのための調査研究・技術支援の推進	(政策部科学技術振興センター)

基本事業
33101

健康づくり活動の推進

(主担当：健康福祉部健康づくり室)

目的	対象	住民、企業、学校、市町等が		
	意図	協働して健康づくり活動を推進している		
基本事業の 目標項目	健康カンパニー事業者数	目標値	30事業者	
		現状値	16事業者	
	健康づくりのための公認ウォーキングコースの歩行者数	目標値	1,000人	
		現状値	113人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・健康づくり推進条例に基づき県が認定した、社員等の健康づくりに積極的に取り組んでいる事業者数（健康福祉部健康づくり室調べ）
- ・イヤーラウンド（通年）ウォーキングコース（日本市民スポーツ連盟が認定している10km以上20km以下のウォーキングコース）の年間延べ歩行者数（健康福祉部健康づくり室調べ）

主な取組内容

- ① 三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、健康づくりに関する普及啓発を行うとともに、市民団体、企業、市町等と連携し、県民が健康づくりに取り組むための環境整備を行います。（健康福祉部）
- ② 地域保健活動推進のため、専門職種の人材確保、資質向上をはかります。（健康福祉部）
- ③ 企業等の健康づくりへの取組を促進するため、積極的に健康づくり運動に取り組んでいる事業者を公表します。（健康福祉部）
- ④ 働く世代や若い世代の健康づくり環境の充実に向け、「たばこの煙の無い飲食店」の認定、適度な飲酒等の啓発活動を行います。（健康福祉部）
- ⑤ 県民の運動不足の解消のため、パンフレット「ウォーキングのすすめ」による普及啓発、ウォーキングコースの設定等を行い、歩く習慣の定着を進めます。（健康福祉部）

基本事業
33102

食環境の整備

(主担当：健康福祉部健康づくり室)

目的	対象	県民が		
	意図	栄養バランスのとれた食生活を営んでいる		
基本事業の 目標項目	「健康づくりの店」協力店舗数	目標値	400店	
		現状値	330店	
	巡回指導を行った給食施設数	目標値	420施設	
		現状値	292施設	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・健康づくり推進条例に基づき県が認定した、顧客の健康管理の一助とするために栄養成分を表示する店舗数（健康福祉部健康づくり室調べ）
- ・健康増進法に基づき、栄養管理等の巡回指導を行った給食施設数

主な取組内容

- ① 生活習慣病予防に向け、健康的な食生活が実践できるよう、「みえの食生活指針」等による啓発、栄養に関する指導者等の人材育成などの食育^{注)1}推進に取り組みます。
（健康福祉部、農水商工部）
- ② 給食施設を運営する事業者や「健康づくりの店」等と協働して、健康に配慮した食の提供を行うなど、食環境の整備を進めます。（健康福祉部、農水商工部）
- ③ 市町栄養士の育成をはかるとともに、食に関するボランティアの育成とネットワークづくりを行い、地域に根ざした栄養改善活動を行います。（健康福祉部）
- ④ 食生活、生活習慣病等に関する調査を実施します。（健康福祉部）

※ ①～③は、みえの舞台づくりプログラム（元気3）「食に学び、食を育む環境づくりプログラム」を構成しています。

注) 1 食育：156ページをご覧ください。

基本事業
33103

こころの健康づくりの推進

（主担当：健康福祉部健康づくり室）

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	こころの健康づくりに取り組んでいる		
基本事業の目標項目	リスナー（心の健康づくりをサポートできる人）指導者養成数（累計）	目標値	200人	
		現状値	124人	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・こころの健康づくりをサポートできる人をさらに指導できる人の養成数（健康福祉部健康づくり室調べ）

主な取組内容

- ① こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域全体でうつ・自殺予防対策を進めていくための体制を整備します。（健康福祉部）
- ② 身近なところで、こころの健康づくりに取り組むことができるよう企業、学校等と協働して支援体制を整備するとともに、リスナー指導者を養成します。（健康福祉部）
- ③ 地域の精神保健福祉活動を進めるため、市町に対して専門的な技術指導、支援を行います。（健康福祉部）
- ④ ひきこもりの予防や長期化の防止に向け、相談体制の充実、合同研修会の開催などにより関係機関との連携を強化します。（健康福祉部）
- ⑤ 災害時等に発生するこころの健康障害に対応するため、相談支援体制を充実します。（健康福祉部）

※ ④は、みえの舞台づくりプログラム（元気2）「若年者の自立支援プログラム」を構成しています。

基本事業
33104

歯と口の健康づくりの支援

(主担当：健康福祉部健康づくり室)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	歯と口の健康を維持している		
基本事業の 目標項目	80歳以上で自分自身の歯を20本以上残している人の数	目標値	194人	
		現状値	174人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・80歳以上で自分自身の歯を20本以上残している「いい歯の8020コンクール」応募者数の直近5か年平均(健康福祉部健康づくり室調べ)

主な取組内容

- ① 県民の口腔衛生意識の高揚と歯科疾患の予防の取組を進めるため、関係機関と連携し、積極的な啓発活動を行います。(健康福祉部)
- ② 県民の歯と口の健康を考え、歯科保健を推進していくため、市町における歯科保健推進計画の策定および実践を支援します。(健康福祉部)
- ③ 歯科保健関係者および高齢者福祉関係者と協働し、市町における高齢者の口腔機能向上をめざした取組を支援します。(健康福祉部)

基本事業
33105

健診・相談等サービス体制の整備

(主担当：健康福祉部健康づくり室)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	適切な健診・相談を受けている		
基本事業の 目標項目	がん検診啓発公開講座参加者数	目標値	1,100人	
		現状値	595人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・がん検診啓発に関する公開講座やイベント等の参加者数(健康福祉部健康づくり室調べ)

主な取組内容

- ① 壮年期からの健康づくりと生活習慣病予防、疾病の早期発見のため、市町等が実施する生活習慣病健診、がん検診等の保健事業に対する支援を行います。(健康福祉部)
- ② 2008年度(平成20年度)から各医療保険者が主体となって実施する特定健診・保健指導実施が円滑に進むよう、新たに設置する地域職域連携推進協議会などを活用し、保健事業の情報交換、健康情報の分析、研修会等での人材育成を行います。(健康福祉部)
- ③ 乳がん、子宮がん等に関する県民公開講座等の開催により、がん検診の重要性や正しい知識を広く周知し、早期発見、早期治療につながるよう普及啓発を行います。(健康福祉部)

基本事業
33106

県民の健康づくりのための
調査研究・技術支援の推進
(主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	調査研究の成果が		
	意図	健康づくりの推進に活用されている		
基本事業の 目標項目	調査研究成果件数	目標値	2件	
		現状値	2件	

[基本事業目標項目の説明]

・学会発表、論文発表等により成果を公表した件数（政策部科学技術振興センター調べ）

主な取組内容

- ① 健康づくりの推進を科学的・技術的に支えるため、健康寿命の経年推移等を算定・評価し、データベースシステムにより関係機関に情報提供するとともに、さらなる算定精度向上のための研究に取り組みます。（政策部科学技術振興センター）
- ② 保健福祉事務所、市町等が実施する健康づくり事業の効果的な推進のため、情報処理・疫学統計に関する技術支援を行います。（政策部科学技術振興センター）



三重県では、受動喫煙防止対策として、2006年より、三重県内の終日完全禁煙のお店を「たばこの煙の無いお店」として知事名で認定し、県民に情報提供する取組を行っています。

*上記は「たばこの煙の無いお店」認定プレートです。このプレートを掲げているお店は終日完全禁煙となっています。

施策332 子育て環境の整備

(主担当部：健康福祉部)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	子育てに不安を感じることなく、安心して子どもを生み育てている		
施策目標項目 (主指標)	県内における各種の保育（預かり）サービス事業実施率	目標値	75%	
		現状値	57%	

[施策目標項目の説明]

・夕刻以降の預かり（延長保育、放課後児童クラブ^{注1}等）、休日・一時預かり（休日・一時保育、ファミリー・サポート・センター^{注2}）、病児・病後児の預かり（病児・病後児保育）の市町における事業実施率（健康福祉部こども家庭室調べ）

現状と課題

依然として低下を続けている合計特殊出生率は、人口維持に必要な数値を大きく下回り、2005年（平成17年）をピークに人口も減少局面に入ったと言われています。今後も少子化は進行すると考えられ、経済や産業、地域社会への影響も懸念されています。

一方、児童虐待相談をはじめ、児童相談所が受理する相談件数は依然増加傾向にあり、保護を必要とする子どもは増加しています。

こうした中、各市町に子育て支援に関する事業の一部が移管され、児童相談の窓口が設置されるなど、子育て環境の整備に関する市町の役割が大きくなっていることから、今後は特に市町との協働による施策の推進が求められています。

また、子どもを生み育てることに夢や希望が持てる地域社会の形成のために、子育てを社会全体でささえる気運の醸成をはかるとともに、県民一人ひとり、NPO、企業、市町、県などが連携、協働した取組を一層推進していくことが必要です。

めざす姿

多様な子育てサービスが提供され、保護を必要とする子どもたちも安心して暮らせる環境が整っています。また、次世代育成支援に関する県民の関心が高まることによって、児童虐待防止ネットワークなどの連携が強まるとともに、子育てをささえあう多様な主体による活動や取組が、活発に展開されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、住民ニーズに応じた子育て支援や児童虐待相談における関係機関との連携強化に取り組みます。 ○ 企業による次世代育成支援の取組が期待されます。 ○ NPO、企業、関係者による多様な子育て支援活動の展開が期待されます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族観、結婚観、ライフスタイルなどについての県民の意識や地域社会のあり方が変化しています。 ○ 経済的支援をはじめ、国の次世代育成支援施策が打ち出されています。

県の取組方向

安心して子どもを生み育てられる環境づくりに向け、多機能保育所、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター等サービス基盤のさらなる確保を促進するとともに、人材養成や情報共有のための研修・交流を推進します。

「健やか親子いきいきプランみえ」に沿った母子保健対策の推進や周産期医療^{注)3}体制の整備をはかるとともに、不妊相談・治療支援体制の充実に取り組みます。

児童虐待防止等に関しては、「子どもを虐待から守る条例」等に沿って「発生予防」、「早期発見対応」、「保護・自立支援」といった各段階において関係者・関係団体と連携した支援の充実をはかるとともに、保護を必要とする子どもへの適切な対応を進めます。

子育てを社会全体でささえる地域づくりをめざし、気運の醸成をはかるとともに、県民一人ひとり、NPO、企業、市町など多様な主体による取組の促進、活性化に向けた支援などを行います。

県の取組 目標項目 (副指標)	子育て情報交流センターによる子育て支援の担い手養成人数(累計)	目標値	617人
		現状値	317人
	市町が行う出産前後の支援(マタニティマークの普及、育児支援家庭訪問、ペリネイタルビジット)の実施事業数	目標値	45事業
		現状値	11事業

[県の取組目標項目の説明]

- ・子育て情報交流センターによる研修受講者数(健康福祉部こども家庭室調べ)
- ・市町におけるマタニティマーク^{注)4}の普及、育児支援家庭訪問、ペリネイタルビジット^{注)5}の実施事業数(健康福祉部こども家庭室調べ)

施策展開するために取り組む基本事業

33201	保育・放課後児童対策等の充実	(健康福祉部)
33202	地域における子育て支援	(健康福祉部)
33203	母子保健対策の推進	(健康福祉部)
33204	児童虐待防止等総合対策の推進	(健康福祉部)
33205	児童と一人親家庭の自立の支援	(健康福祉部)

注)1 放課後児童クラブ：85ページをご覧ください。

注)2 ファミリー・サポート・センター：84ページをご覧ください。

注)3 周産期医療：周産期とは妊娠満22週以後、出生後7日未満の時期をいう。この時期に母体、胎児、新生児に対し提供する総合医療

注)4 マタニティマーク：妊産婦が外出時に身につけ、周囲の方が妊産婦への配慮を示しやすくするなど妊産婦にやさしい環境づくりを推進するマーク

注)5 ペリネイタルビジット：小児科医師がお産前から育児に関する相談指導を行い、お産後の子育て不安の軽減のため産婦人科医師と連携する出産前後保健指導

基本事業
33201

保育・放課後児童対策等の充実

(主担当：健康福祉部こども家庭室)

目的	対象	子育て家庭が		
	意図	保育所や放課後児童クラブ等の利用による必要なサービスを受けている		
基本事業の 目標項目	特別保育実施箇所数	目標値	346か所	
		現状値	230か所	
	放課後児童対策実施数	目標値	375校区	
		現状値	176校区	

[基本事業目標項目の説明]

- ・延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育所等の合計（健康福祉部こども家庭室調べ）
- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室^{注1}を行っている小学校区数（健康福祉部こども家庭室調べ）

主な取組内容

- ① 仕事と家庭の両立や子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育などの特別保育を実施する市町の支援を行います。（健康福祉部）
- ② 地域社会における放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置促進など「放課後子どもプラン^{注2}」に基づく総合的な取組を行います。（健康福祉部、教育委員会）
- ③ 地域の実情にあった保育事業が実施されるよう、施設の運営に対する支援を行います。（健康福祉部）

※ ①の一部、②は、重点事業（くらし5）「安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備」を構成しています。

注1 放課後子ども教室：86ページをご覧ください。

注2 放課後子どもプラン：放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、文部科学省および厚生労働省において2007年度（平成19年度）から取り組む総合的な放課後対策

基本事業
33202

地域における子育て支援

(主担当：健康福祉部こども家庭室)

目的	対象	多様な主体が		
	意図	地域において子どもや子育て家庭を支えている		
基本事業の 目標項目	子育て情報交流センターによる子育て支援の担い手養成人数（累計）	目標値	617人	
		現状値	317人	

〔基本事業目標項目の説明〕

・子育て情報交流センターによる研修受講者数（健康福祉部こども家庭室調べ）

主な取組内容

- ① 次世代育成支援に関する啓発や地域の団体と企業による「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動を通じて、子どもたちや子育て家庭を社会全体でささえる地域づくりを進めます。（健康福祉部）
 - ② 仕事と家庭生活との両立を支援するため、ファミリー・サポート・センターの設置、機能強化などの取組を支援します。（生活部）＜基本事業 21202 ③の再掲＞
 - ③ 県内の次世代育成支援の情報について、収集および発信を行います。（生活部、健康福祉部、教育委員会）
 - ④ 地域や企業において、次世代育成支援を担う人材の育成とネットワークづくりを行います。（健康福祉部）
 - ⑤ 地域において親の学びや育ちをサポートする人材の育成・支援を行うとともに、連携・交流を進め、地域ぐるみで親子を支えようという気運の醸成をはかります。（教育委員会）＜基本事業 12103 ②の再掲＞
 - ⑥ 子育て家庭の育児不安等に対する相談指導や子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援センターの運営支援を行います。（健康福祉部）
 - ⑦ 子育て家庭の経済的負担の軽減をはかるため、市町が実施する乳幼児の医療費助成事業を支援します。（健康福祉部）
- ※ ①、③、④は、みえの舞台づくりプログラム（くらし1）「企業や地域の団体とともに取り組む子育て家庭への支援プログラム」を構成しています。
- ※ ②は、重点事業（くらし5）「安心して子どもを産み育てられる子育て環境の整備」を構成しています。

基本事業
33203

母子保健対策の推進

(主担当：健康福祉部こども家庭室)

目的	対象	子どもを持つ親やこれから親になろうとする人が		
	意図	質の高い母子保健サービスを受けている		
基本事業の 目標項目	発達障がい児の把握に適したシステムで乳幼児健診を実施している市町数	目標値	15市町	
		現状値	1市町	
	市町が行う出産前後の支援（マタニティマークの普及、育児支援家庭訪問、ペリネイタルビジット）の実施事業数	目標値	45事業	
		現状値	11事業	

[基本事業目標項目の説明]

- ・健診に集団観察を取り入れるなど発達障がい児の把握に適したシステムで乳幼児健診を実施している市町数（健康福祉部こども家庭室調べ）
- ・市町におけるマタニティマークの普及、育児支援家庭訪問、ペリネイタルビジットの実施事業数（健康福祉部こども家庭室調べ）

主な取組内容

- ① 発達障がい児の早期発見や幼児期から青年期までのとぎれのない総合的な支援を行うため、市町と共に相談体制の整備や人材育成などを進めます。（健康福祉部）
- ② 「健やか親子いきいきプランみえ」に基づき、総合的な母子保健対策を関係者や関係機関と連携して推進するとともに、周産期医療体制の整備をはかります。（健康福祉部）
- ③ 生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問など、市町が行う出産前からの親子支援対策を支援します。（健康福祉部）
- ④ 不妊に関する悩みに対応するため、電話相談を実施するとともに、特定不妊治療（体外受精および顕微受精）費用の一部助成を行い、経済的負担の軽減をはかります。（健康福祉部）

※ ④は、重点事業（くらし5）「安心して子どもを産み育てられる子育て環境の整備」を構成しています。

基本事業
33204

児童虐待防止等総合対策の推進

(主担当：健康福祉部こども家庭室)

目的	対象	虐待を受けている児童や虐待をしている親が		
	意図	適切な支援を受けられる環境が整っている		
基本事業の 目標項目	要保護児童における家庭復帰・自立児童割合	目標値	23%	
		現状値	21%	
	児童福祉司資格者配置市町数	目標値	29市町	
		現状値	18市町	

[基本事業目標項目の説明]

- ・児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、里親に預けられている要保護児童のうち家庭復帰あるいは社会で自立した児童の割合（健康福祉部こども家庭室調べ）
- ・児童福祉司の資格を有する職員を配置している市町の数（健康福祉部こども家庭室調べ）

主な取組内容

- ① 地域における児童に関する相談体制を強化するため、要保護児童対策地域協議会などを充実するとともに、市町が行う児童家庭相談について支援します。（健康福祉部）
- ② 児童虐待に対する早期発見・早期対応を行うため、医療機関ネットワークを構築するとともに、児童相談所の専門性の向上に向け、法医学鑑定医等専門家の活用をはかります。（健康福祉部）
- ③ 虐待により保護された児童の家庭復帰や自立を促進するため、家族再生支援、里親への委託促進、就職等に際して必要となる身元保証などの取組を行います。（健康福祉部）

※ ①～③は、重点事業（くらし6）「児童虐待への緊急的な対応」を構成しています。

基本事業 33205	児童と一人親家庭の自立の支援 （主担当：健康福祉部こども家庭室）
-----------------------------	--

目的	対象	児童と一人親家庭が	
	意図	自立できるよう必要な支援を受けている	
基本事業の 目標項目	要保護児童のうち小規模ケアまたは里親に養育を受けている者の割合	目標値	32%
		現状値	23%
	母子家庭自立支援給付金の給付者数	目標値	30人
		現状値	6人

[基本事業目標項目の説明]

- ・乳児院、児童養護施設への入所児童数および里親委託児童数に対する地域小規模児童養護施設、児童養護施設小グループケアならびに児童養護施設分園への入所児童数および里親委託児童数の割合（健康福祉部こども家庭室調べ）
- ・母子家庭自立支援給付金を受給した人数（健康福祉部こども家庭室調べ）

主な取組内容

- ① 児童養護施設等入所児童が、できる限り家庭的な環境の中できめ細かなケアを受けられるよう、ケア形態の小規模化を推進します。（健康福祉部）
- ② 児童虐待により心理的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるよう環境を整備します。（健康福祉部）
- ③ 母子及び寡婦福祉資金貸付金や母子家庭自立支援給付金事業による自立の助長および児童扶養手当の支給による経済的支援を行います。（健康福祉部）

※ ①は、重点事業（くらし6）「児童虐待への緊急的な対応」を構成しています。

施策333 地域とともに進める 福祉社会づくり

(主担当部：健康福祉部)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	地域で助け合い、福祉サービスを支える行動をしている		
施策目標 項目 (主指標)	ボランティア登録人数	目標値	64,300人	
		現状値	51,781人	

[施策目標項目の説明]

・県・市町ボランティアセンターに登録している人数（三重県社会福祉協議会調べ）

現状と課題

少子高齢化の進展等により、日常生活に支援を要する高齢者や障がい者などの福祉的サービスに対する需要が増大かつ多様化する中で、さまざまな主体による介護事業などの多様なサービスが、利用者との契約により提供されています。一方で、地域社会は近隣同士のささえあいなど、かつての相互扶助機能を失っています。

福祉サービスが適切に提供されるためには、福祉事業者による社会福祉施設等の適正な運営とサービス水準の確保に向けた取組が必要となっています。

また、多様化、複雑化している福祉ニーズに対応するため、市町や各種団体との連携を強め、県民が主体的に地域の一員として活動するなど地域社会全体でささえあう地域福祉のしくみづくりが重要です。

さらに、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらずすべての人が、社会のあらゆる分野に参加できる機会を確保するユニバーサルデザイン^{※1}の推進は、ささえあう地域社会づくりに向けた重要な取組であることから、その拡充をはかることが必要です。

めざす姿

社会福祉施設等において質の高いサービスが提供されるとともに、ボランティア活動等地域住民によるささえあいの活動が広がり、地域において福祉サービスを必要とする人びとが安心して暮らせる社会に向かっていきます。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一人ひとりが、ボランティアなど地域での活動に積極的に参加することが期待されます。 ○ 社会福祉協議会等の各種団体が、相互に連携して地域福祉推進のための効果的な取組を行います。 ○ 社会福祉施設等は、より質の高いサービスの提供に取り組みます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会における相互扶助機能が減退しています。

県の取組方向

地域福祉の推進に向け、市町との連携や関係団体等との協働を進めるとともに、県民のボランティア参加の促進や活動を支援します。

福祉サービスを提供する社会福祉法人等の適正な事業経営とサービスの質の確保のため、効果的な指導監査等の実施および課題を抱える法人等に対する指導を重点的に行うとともに、福祉サービスの内容についての情報提供や評価の公表等を促進します。

また、安心して福祉サービスの利用ができるよう、的確な情報提供や社会福祉施設等における相談体制の充実をはかるなど、利用者へのさまざまな援助を行うとともに、質の高いサービスを提供できる福祉人材の養成を行います。

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、県民や関係団体との協働により、その理念の普及と地域での活動を促進します。

県の取組 目標項目 (副指標)	民生委員・児童委員研修参加率	目標値	86.0%
		現状値	74.3%
	ユニバーサルデザインアドバイザー 数(累計)	目標値	1,025人
		現状値	785人

[県の取組目標項目の説明]

- ・県が主催した民生委員・児童委員の研修に対する参加率（健康福祉部地域福祉室調べ）
- ・ユニバーサルデザインアドバイザー^{注2}養成研修を修了した人の数（健康福祉部地域福祉室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

33301	地域福祉活動の推進	(健康福祉部)
33302	ユニバーサルデザインのまちづくりの総合啓発	(健康福祉部)
33303	福祉サービスの適正な確保	(健康福祉部)
33304	福祉サービス利用援助の充実	(健康福祉部)
33305	福祉分野の人材確保・養成	(健康福祉部)

注) 1 ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように、あらかじめ、施設、製品、制度、サービス等をデザインすること。「UD」と省略する場合もある。

注) 2 ユニバーサルデザインアドバイザー（UDアドバイザー）：ユニバーサルデザインのまちづくりが住民のくらしと結びついて各地域で展開されるよう、基本的な考え方、ハードの整備基準、介添えのノウハウなどの知識について研修を受け、地域の啓発活動におけるリーダー的な役割を担う。

基本事業
33301

地域福祉活動の推進

(主担当：健康福祉部地域福祉室)

目的	対象	地域住民が		
	意図	主体的に地域福祉活動に参加している		
基本事業の 目標項目	ボランティアコーディネーター養成 数(累計)	目標値	290人	
		現状値	207人	

[基本事業目標項目の説明]

・ボランティアコーディネーター^{注1}養成研修を修了した人の数(三重県社会福祉協議会調べ)

主な取組内容

- ① 多様な福祉ニーズに対応するため、必要な情報提供や研修等を実施するとともに、住民参加の地域づくりに取り組む市町への支援などを通じて地域福祉を推進します。
(健康福祉部)
- ② 地域福祉を推進する中心的な役割を担う社会福祉協議会(県・市町)との連携を深め、住民が互いにささえあう地域社会づくりを支援します。(健康福祉部)
- ③ 県民がボランティア活動に参加できるよう、ボランティアコーディネーターの養成等を実施するボランティアセンター(県・市町)の活動を支援します。(健康福祉部)
- ④ 住民の身近なところで福祉サービスを必要とする人の立場に立って相談・支援を行う民生委員・児童委員の活動を促進するため、適正な配置を確保するとともに、資質向上のための研修を行います。(健康福祉部)

注1 ボランティアコーディネーター：ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要としている人の双方にそれぞれの活動や希望する内容などの情報提供を行うとともに、相談や助言を実施する人材

基本事業
33302

ユニバーサルデザインの
まちづくりの総合啓発
(主担当：健康福祉部地域福祉室)

目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	ユニバーサルデザインのまちづくり活動を地域で自主的に展開している		
基本事業の 目標項目	ユニバーサルデザインアドバイザー 数(累計)	目標値	1,025人	
		現状値	785人	

[基本事業目標項目の説明]

・ユニバーサルデザインアドバイザー養成研修を修了した人の数(健康福祉部地域福祉室調べ)

主な取組内容

- ① ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例や推進計画の趣旨を広く県民に理解してもらうため、さまざまな広報媒体の活用や小中学校、企業などを対象にした講座等を通じて、広く普及啓発を行います。(健康福祉部)
- ② 県民の視点で、地域や職場でのユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインアドバイザーを養成するとともに、自主的な活動を行う団体や市町等多様な主体によるネットワークの構築をめざします。(健康福祉部)
- ③ ユニバーサルデザインのまちづくりについて積極的な活動を行っている団体や施設等を表彰するとともに、ユニバーサルデザインに基づいた行政を推進するため、「おもいやり駐車区画^{注)1}」の推進や職員への普及啓発セミナー等を行います。(健康福祉部)

注)1 おもいやり駐車区画：車いす使用者のように車のドアを全開にする必要はないものの、視覚障がい者、高齢者、妊娠している人、ベビーカー使用者など、建物の入口近くに駐車が必要な方を対象として設置する駐車区画

基本事業
33303

福祉サービスの適正な確保

(主担当：健康福祉部監査室)

目的	対象	社会福祉法人等が		
	意図	適切なサービスを提供し、利用者の需要が満たされている		
基本事業の目標項目	優良な社会福祉法人の割合	目標値	78.0%	
		現状値	75.3%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・社会福祉法人に対して原則として年1回実施する指導監査において問題があるとされた法人を除いた法人の割合（健康福祉部監査室調べ）

主な取組内容

- ① 課題のある社会福祉法人等に対して、継続して指導・監査を行います。（健康福祉部）
- ② 社会福祉法人が監査資料を活用し、自己点検および評価を行うことにより、福祉サービスの向上がはかれるよう指導を行います。（健康福祉部）
- ③ 指導監査台帳を活用し、効率的かつ効果的な監査を実施します。（健康福祉部）
- ④ 監査職員の資質向上をはかるため、専門家による研修を実施します。（健康福祉部）
- ⑤ 福祉サービスの内容について専門的な第三者機関が行う評価のしくみを充実させ、サービスを利用しようとする人に情報を提供するとともに、福祉サービスの質の向上をはかります。（健康福祉部）

基本事業
33304

福祉サービス利用援助の充実

(主担当：健康福祉部地域福祉室)

目的	対象	福祉サービス利用者が		
	意図	適切にサービスを利用している		
基本事業の目標項目	福祉サービスの利用援助を活用する人数	目標値	903人	
		現状値	543人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・三重県地域福祉権利擁護センターで把握する福祉サービス利用援助の年度末の契約人数（三重県社会福祉協議会調べ）

主な取組内容

- ① 判断能力に課題のある高齢者や障がい者が地域で自立して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや助言など日常生活の支援を行う「三重県地域福祉権利擁護センター」の活動を支援します。（健康福祉部）
- ② 安心して福祉サービスの利用ができるよう、的確な情報提供や社会福祉施設等における相談体制の充実をはかることを目的として「三重県福祉サービス運営適正化委員会」の活動を支援し、福祉サービスの適正な利用を確保します。（健康福祉部）

基本事業
33305

福祉分野の人材確保・養成

(主担当：健康福祉部地域福祉室)

目的	対象	福祉サービスを提供するものが		
	意図	必要な人材を確保し、その能力を活用している		
基本事業の 目標項目	社会福祉施設職員研修参加率	目標値	50.0%	
		現状値	43.3%	

[基本事業目標項目の説明]

・三重県社会福祉協議会が開催する職員研修への社会福祉施設職員の参加率（三重県社会福祉協議会調べ）

主な取組内容

- ① 福祉サービスを提供する人材を確保するため、福祉人材センターにおいて福祉サービスへの理解や関心を高めるとともに、登録、あっせんを通じてその人の適性にあった福祉職場への就労を促進します。（健康福祉部）
- ② 社会福祉施設職員の質の向上をはかるため、業種別や課題別の研修など専門的知識を習得する研修を支援します。（健康福祉部）
- ③ 社会福祉法人の適正かつ安定した経営を確保するため、社会福祉施設の経営についての相談・指導・情報提供を行うとともに、経営者などの研修を充実します。（健康福祉部）

ユニバーサルデザインのまちづくり

ユニバーサルデザインのまちづくりは、事業者や行政などのつくり手と、地域住民やUDアドバイザーなどすべての人が参画し、推進することが重要です。



ユニバーサルデザインのシンボルマーク

壁をとおりにこして、お互いがわかりあい、協力しあおうと、手を握りあっている様子を表しています。

施策341 医療体制の整備

(主担当部：健康福祉部)

目的	対象	県民一人ひとりが	
	意図	必要とする適切な医療を受けている	
施策目標項目 (主指標)	地域の診療所・病院から地域医療支援病院への紹介率	目標値	66%
		現状値	62%

[施策目標項目の説明]

・かかりつけ医である地域の診療所・病院から専門的な医療等後方支援の役割を担う地域医療支援病院への紹介患者の割合（紹介率＝地域医療支援病院における初診医療の中の紹介診療の割合）（各地域医療支援病院報告）

現状と課題

良質で効率的な医療提供体制の整備が強く求められる中、県内の病院に勤務する医師・看護師の不足・偏在や救急医療およびへき地医療の整備が大きな課題となっています。また、がん対策については、がん診療連携拠点病院^{注1}を中心とした診療・緩和ケア^{注2}ネットワークの構築、院内がん登録^{注3}機能の向上、がん診療のための人材育成、県民への情報提供の充実などが求められています。

さらに、難病^{注4}患者等への支援として、療養支援や生活支援、骨髄バンク等の普及啓発を進めるとともに、適切な情報提供等患者本位の医療提供体制に取り組む必要があります。

県立病院は、さらなる経営改善に取り組むとともに、次期経営計画の策定にあたり、そのあり方をさらに見直す必要があります。

また、医療保険制度については、国の医療制度改革の動向をふまえつつ、制度の安定化に向けた指導、助言を行っていく必要があります。

めざす姿

県民一人ひとり、医療関係者、行政等の協働による医療提供体制の整備や受診行動の見直しにより、医療機関の適切な役割分担が行われています。また、へき地等における医師・看護師の不足・偏在の状況が改善され、良質で効率的な医療が提供されています。

がん対策については、がん診療連携拠点病院を中心に、県民等に対する情報提供が適切に行われています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関や医師会・看護協会等関係団体と市町がその役割を明確にし、連携・協力を強めることが期待されます。 ○ 県民一人ひとりが、かかりつけ医をもつなど、受診行動を見直すことが期待されます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2008年度（平成20年度）に医療制度改革が本格的に実施されます。 ○ 2007年度（平成19年度）にがん対策基本法が施行されました。

県の取組方向

地域における医療体制、医療安全などについて、県民と関係者がともに考える機会を確保するとともに、救急医療等にかかる情報を県民に提供し、初期・二次医療機能の分担を促進します。医師や看護師の確保対策を積極的に進めるとともに、医療従事者の資質向上をはかります。がん診療連携拠点病院を中心に相談支援、情報提供体制を充実します。難病相談支援センターや難病医療連絡協議会との連携をはかり、治療や相談に的確に対応できる体制を確立します。また、2008年度に本格的に実施される医療制度改革に的確に対応します。

県の取組 目標項目 (副指標)	地域医療支援病院から地域の診療所・ 病院への紹介率	目標値	51%
		現状値	47%
	難病相談支援センター登録患者数	目標値	930人
		現状値	731人
	医療相談件数	目標値	730件
		現状値	573件

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・地域医療支援病院における急性期の治療が終わった患者を、地域の診療所・病院へ紹介する割合（地域医療支援病院報告）
- ・三重県難病相談支援センターにおける相談のための登録患者数（健康福祉部健康づくり室調べ）
- ・医療安全支援センターにおける相談件数（健康福祉部医療政策室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

34101	患者本位の医療の推進	(健康福祉部)
34102	県立病院の医療サービス提供	(病院事業庁)
34103	救急・へき地医療体制の整備	(健康福祉部)
34104	がん診療体制の整備	(健康福祉部)
34105	骨髄バンク、臓器移植等の推進	(健康福祉部)
34106	難病患者等の支援	(健康福祉部)
34107	医療分野の人材確保	(健康福祉部)
34108	適正な医療保険制度の確保	(健康福祉部)

注)1 がん診療連携拠点病院：92ページをご覧ください。

注)2 緩和ケア：92ページをご覧ください。

注)3 院内がん登録：96ページをご覧ください。

注)4 難病：原因不明、治療方法が未確立で、後遺症のおそれが少ない疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病

基本事業
34101

患者本位の医療の推進

(主担当：健康福祉部医療政策室)

目的	対象	医療関係者や医療従事者が		
	意図	患者の立場に立った医療提供を行っている		
基本事業の 目標項目	医療ネットみえ（ホームページ）アクセス数	目標値	180,000件	
		現状値	168,360件	

[基本事業目標項目の説明]

・県民がさまざまな条件で医療機関を検索できるホームページ「医療ネットみえ」へのアクセス件数（健康福祉部医療政策室調べ）

主な取組内容

- ① かかりつけ医に関する理解を深めるため、シンポジウムやセミナーの開催など普及啓発事業を実施します。（健康福祉部）
- ② 医療機関への立入検査等を行うとともに、施設整備に対して支援を行います。（健康福祉部）
- ③ 公衆衛生および歯科衛生の普及推進を行うとともに、医療従事者の資質向上をはかります。（健康福祉部）
- ④ 障がい者（児）の歯科医療提供体制を整備します。（健康福祉部）
- ⑤ 医療安全を推進するため、研修会の開催等を行うとともに、医療に関する苦情、相談等に適切に対応します。（健康福祉部）
- ⑥ 県民一人ひとりが自ら医療機関を選択できるよう、救急医療情報や医療機関の情報提供を進めます。（健康福祉部）

※ ①、⑥は、重点事業（くらし7）「地域医療体制整備の促進」を構成しています。

基本事業
34102

県立病院の医療サービス提供

(主担当：病院事業庁県立病院経営室)

目的	対象	医療を必要とする人が	
	意図	県立病院の役割に沿った良質で満足度の高い医療の提供を受けている	
基本事業の 目標項目	県立病院患者満足度	目標値	80.0%
		現状値	71.3%

〔基本事業目標項目の説明〕

・アンケート「自分の親しい友人や家族が病気になったとき、この病院を推薦しますか」に「推薦する」または「どちらかといえば推薦する」と答える患者の比率。ただし、県立4病院のうち、最も低い病院の数値（病院事業庁県立病院経営室調べ）

主な取組内容

2004年度（平成16年度）から3か年を対象に策定した現行の「三重県病院事業中期経営計画」を2007年度（平成19年度）に見直し、県立病院として果たすべき役割・機能に基づき、良質な医療サービスの提供とともに健全な病院経営を進めます。（病院事業庁）

【各県立病院の主な取組内容】

- ① 総合医療センター
高度医療体制の整備、高次救命救急センター^{注1}機能や地域医療支援機能の充実、基幹災害医療センター^{注2}機能発揮など、医療行政施策の推進拠点として県の医療政策をリードしていきます。
- ② こころの医療センター
精神科救急医療の拠点病院として整備充実するとともに、患者や地域関係機関等からのニーズに対応するため精神科専門医療を充実し、患者と共にバリアフリー社会をめざすべく県全体のこころの医療をリードしていきます。
- ③ 一志病院
高齢化社会における医療提供モデルを構築するため、地域の診療所、病院、施設、市町等と連携し、地域包括医療モデル等の取組を進めます。
- ④ 志摩病院
地域における中核病院として急性期機能^{注3}を充実するとともに、災害医療、へき地医療、救急医療に係る広域的な支援機能の整備を進めます。また、県の地域医療提供体制再編モデルの中核病院として、地域の医療機関との機能分担、連携強化を進めます。

注)1 高次（高度）救命救急センター：生命の危機に直面している救急患者に原則24時間体制で対応できる施設であり、特に広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の患者に対応できる救命救急センター

注)2 基幹災害医療センター：災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能および要員の訓練・研修機能等を有する病院

注)3 急性期機能：病気の発症直後や症状の変化の激しい時期の患者に対する医療を提供し、必要に応じて高度で専門的な医療も提供できる機能

基本事業
34103

救急・へき地医療体制の整備

(主担当：健康福祉部医療政策室)

目的	対象	医療を必要としている人が		
	意図	場所や時間を問わず適切な医療を受けている		
基本事業の 目標項目	救急医療情報システム参加医療機関 数	目標値	400機関	
		現状値	379機関	

[基本事業目標項目の説明]

・県の救急医療情報システムに参加登録している医療機関数（健康福祉部医療政策室調べ）

主な取組内容

- ① 地域住民に対する救急医療を確保するため、市町と協働して初期、二次および三次救急医療^{注1}体制を整備・充実します。（健康福祉部）
- ② へき地での医療を確保するため、へき地医療支援機構^{注2}による代診医の派遣、研修会の実施等を行い、へき地診療所等で勤務する医師の支援を行います。（健康福祉部）
- ③ 病院（二次医療）と診療所（初期医療）との機能分化を推進するため、地域住民に対する啓発等を進めます。（健康福祉部）
- ④ 消防本部が国家資格を持った救急救命士^{注3}を養成することを支援します。（防災危機管理部）
- ⑤ 救急業務の高度化および救急救命士の処置範囲が拡大されたことに伴い、消防学校における救急教育体制を強化するとともに、医療機関と連携して各種講習会や病院実習等を実施し、高度な処置ができる救急救命士を養成します。（防災危機管理部）

※ ①、③は、重点事業（くらし7）「地域医療体制整備の促進」を構成しています。

注1 初期、二次および三次救急医療：92ページをご覧ください。

注2 へき地医療支援機構：へき地診療所等への代診支援（診療所医師が不在の場合に代替りの医師を派遣）の調整など、へき地における医療対策の支援を行うしくみ

注3 救急救命士：救急現場や救急車内において、気道の確保、心拍の回復など救急救命措置に関する医療行為を、医師の指示のもとで行うことができる厚生労働大臣の免許を有する者



基本事業 34104	がん診療体制の整備 (主担当：健康福祉部医療政策室)
-----------------------------	--------------------------------------

目的	対象	がんの治療を必要としている人が		
	意図	適切な医療提供を受けている		
基本事業の 目標項目		専門研修参加医療従事者数	目標値	11人
			現状値	7人

[基本事業目標項目の説明]

・がん診療連携拠点病院の医療従事者が先進医療施設への研修等に参加した人数(健康福祉部医療政策室調べ)

主な取組内容

- ① 「三重県がん対策戦略プラン」に基づき、がん診療連携拠点病院を中心に、地域におけるがん医療提供体制の整備を進めます。(健康福祉部)
- ② 緩和ケアを含め、がん診療に携わる医師等医療従事者の人材育成を進めます。(健康福祉部)
- ③ 患者等のQOL(生活の質)の向上をはかるため、相談支援体制の強化、情報提供機能等の充実をはかります。(健康福祉部)
- ④ がん検診の質の向上をはかるとともに、検診率の向上に向け啓発活動を積極的に実施します。(健康福祉部)

※ ①～④は、重点事業(くらし7)「地域医療体制整備の促進」を構成しています。

基本事業 34105	骨髄バンク、臓器移植等の推進 (主担当：健康福祉部医療政策室)
-----------------------------	---

目的	対象	骨髄移植等を必要としている人が		
	意図	適切な医療提供を受けている		
基本事業の 目標項目		骨髄提供希望登録者数	目標値	4,200人
			現状値	3,662人

[基本事業目標項目の説明]

・骨髄移植に同意し、骨髄提供希望者登録を行った人数(骨髄移植推進財団「マンスリーレポート」)

主な取組内容

- ① 骨髄移植や骨髄バンク制度について普及啓発するとともに、骨髄提供希望者の登録活動を推進します。(健康福祉部)
- ② 県民の臓器移植に対する理解と協力を求めるため、啓発事業を行うとともに、三重県角膜・腎臓バンク協会の活動を支援します。(健康福祉部)



基本事業
34106

難病患者等の支援

(主担当：健康福祉部健康づくり室)

目的	対象	難病患者等が		
	意図	適切な医療提供・療養支援を受けている		
基本事業の 目標項目	難病相談支援センター登録患者数	目標値	930人	
		現状値	731人	

[基本事業目標項目の説明]

・三重県難病相談支援センターにおける相談を行うための登録患者数（健康福祉部健康づくり室調べ）

主な取組内容

- ① 難病患者および原爆被爆者への医療費助成や福祉サービスの支援を行います。（健康福祉部）
- ② 難病相談支援センター事業を難病患者団体との協働で進め、生活相談・療養相談等を行うことにより、難病患者とその家族のQOL（生活の質）の向上をはかります。（健康福祉部）
- ③ 重症難病患者とその家族が、安心して在宅療養生活をおくることができるよう支援します。（健康福祉部）
- ④ ハンセン病回復者に対する支援を行います。（健康福祉部）

基本事業
34107

医療分野の人材確保

(主担当：健康福祉部医療政策室)

目的	対象	医療機関が		
	意図	必要な人材を確保している		
基本事業の 目標項目	修学資金の新規貸付者数、ドクター プール活用医師数	目標値	74人	
		現状値	67人	

[基本事業目標項目の説明]

・医学生、看護学生等に対する修学資金新規貸与者数とドクタープール制度^{注1}を活用して県内の医療機関に勤務している医師数の合計（健康福祉部医療政策室調べ）

主な取組内容

- ① へき地等で勤務する医師および小児科、産婦人科など医師不足が深刻な特定診療科の医師の確保を進めます。（健康福祉部）
- ② 医師と医療機関のニーズを的確にマッチングさせることにより、医療現場における多様な勤務形態を可能にし、医師の確保と定着をはかります。（健康福祉部）
- ③ 医療機関等に勤務する看護師や助産師を確保するため、再就業の促進、病院内保育に

- 対する支援、新卒の看護職員の定着促進等に取り組みます。(健康福祉部)
- ④ 医療サービスの充実をはかるため、看護職員への研修の実施等により資質向上に取り組みます。(健康福祉部)
 - ⑤ 県内の看護師等養成施設に在学し、卒業後、県内の医療機関等に就業しようとする学生に修学資金を貸与します。(健康福祉部)
 - ⑥ 県民に質の高い看護サービスを提供するため、2009年(平成21年)4月を目途に、県立看護学校の地方独立行政法人化を進めます。(健康福祉部)

※ ①～⑥は、重点事業(くらし7)「地域医療体制整備の促進」を構成しています。

注)1 ドクタープール制度:93ページをご覧ください。

基本事業		適正な医療保険制度の確保	
34108		(主担当:健康福祉部生活保障室)	
目的	対象	国民健康保険の被保険者(加入者)および老人医療受給対象者が	
	意図	必要な保険給付を受けている	
基本事業の目標項目		財政安定保険者率	目標値
			現状値
			67.0% (2009年度)
			55.2% (2005年度)

[基本事業目標項目の説明]

- ・市町国民健康保険のうち、一般会計から赤字補填のない保険者の割合(健康福祉部生活保障室調べ)
- 2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 国民健康保険および老人医療事業の運営が健全に行われるよう、保険者および市町に対して必要な支援・指導を行います。(健康福祉部)
- ② 後期高齢者(75歳以上)を対象とする新しい医療制度が2008年度(平成20年度)に実施されることから、その運営を行う広域連合について必要な支援・指導を行います。(健康福祉部)

施策342 生活保障の確保

(主担当部：健康福祉部)

目的	対象	生活保障を必要とする人が		
	意図	扶助や支援を受け、自立に向けて安心して暮らしている		
施策目標項目 (主指標)	保護廃止世帯における自立率	目標値	65.4%	
		現状値	62.1%	

【施策目標項目の説明】

- ・生活保護廃止世帯数に対する、自立により生活保護廃止となった世帯数の割合(死亡、失踪、施設入所を除く)
(健康福祉部生活保障室調べ)

現状と課題

生活保護の動向は全国的に保護率、被保護人員とも緩やかではあるものの、依然として上昇を続けています。また、被保護世帯に占める高齢者世帯の割合は年々増加してきています。必要なときに必要な援助が受けられるよう生活保護の適正な運用と、それぞれの世帯の状況に応じた自立の支援を行う必要があります。

戦傷病者や戦没者の援護事業については、対象者の高齢化に伴い、よりきめ細かな配慮のもとでの実施が求められています。

また、障がい認定を受ける高齢者の増加、一人親家庭の増加、障害者自立支援法の施行など、障がい者や一人親家庭をとりまく環境が変化している中、安心できる生活の確保のため、福祉医療費助成制度の持続的運用が求められています。

めざす姿

生活の困窮に陥った世帯への適切な生活保護の実施と自立に向けた支援、戦傷病者への援護、障がい者・一人親家庭への医療費助成など、必要な支援の実施により、安心できる生活が確保されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護実施機関である市は、適正な保護を実施し、自立支援に向けた積極的な取組を行います。 ○ 市町が、福祉医療費助成制度について、積極的に情報の共有やあり方の検討に参加することが期待されます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景気の動向により、生活保護の状況の変化が予想されます。 ○ 高齢化のさらなる進展により、要保護者に占める高齢者の割合が増加しています。 ○ 2008年(平成20年)から、医療制度改革が本格的に実施されます。

県の取組方向

生活保護の適正な実施や被保護世帯の状況に応じた自立を支援するため、関係機関等との連携、自立支援マニュアルの作成・活用、職員の対応能力向上など、保護実施機関の組織的対応能力の向上をはかります。

戦傷病者および戦没者遺族に係る支援については、対象者が高齢化していることに配慮し、引き続き援護事業を行うこととします。

福祉医療費助成制度については、さまざまな環境変化をふまえたより適切で持続性のある制度を、制度の実施主体である市町との協議により構築します。

県の取組 目標項目 (副指標)	生活保護受給者等就労支援事業の導入世帯数	目標値	50世帯
		現状値	65世帯

[県の取組目標項目の説明]

- ・就労支援プログラム^{注)1}（就労支援事業）を導入している「母子世帯」と「その他世帯」の合計世帯数（「生活保護受給者等就労支援事業実績」健康福祉部生活保障室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

34201	公的扶助の適正な運用	(健康福祉部)
34202	戦傷病者等の支援	(健康福祉部)
34203	適正な福祉医療の確保	(健康福祉部)

第3節

安全な暮らしの確保と
安心できる生活環境の創造

注) 1 就労支援プログラム：福祉事務所と就労斡旋を行うハローワークとが連携・協働し、各生活保護世帯の実情に合わせた就労支援を行う取組

基本事業
34201

公的扶助の適正な運用

(主担当：健康福祉部生活保障室)

目的	対象	生活に困窮する世帯が		
	意図	生活保障と自立のための必要な支援を受けている		
基本事業の 目標項目	自立助長推進対象世帯の目標達成率	目標値	35.0%	
		現状値	36.4%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・自立助長推進ケースとして選定した世帯のうち、自然廃止や死亡等を除いて自立を達成した世帯の割合
(生活保護法施行事務監査の実施結果報告「自立助長の推進状況」)

主な取組内容

- ① 生活困窮者に対し、「生活保護法」に基づく生活保障を行うとともに、その自立を助長するため、それぞれの世帯の実情に応じた指導、助言を行います。(健康福祉部)
- ② 生活保護が適正に実施されるよう、県および市の福祉事務所に対して、監査および必要な支援、助言を行います。(健康福祉部)
- ③ 就労支援プログラム等を活用して、世帯に応じた自立を支援します。(健康福祉部)
- ④ 在宅生活が困難な要保護者、被保護者を救護施設に入所させ、適切な保護を行います。(健康福祉部)

基本事業
34202

戦傷病者等の支援

(主担当：健康福祉部生活保障室)

目的	対象	戦傷病者、戦没者遺族が		
	意図	国家補償ならびに傷病者等の自立に必要な支援を受けている		
基本事業の 目標項目	支援事業への参加率	目標値	96.7%	
		現状値	96.7%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・戦傷病者、戦没者遺族のための各種支援事業の目標参加者数に対する参加実績割合 (健康福祉部生活保障室調べ)

主な取組内容

- ① 戦傷病者および戦没者遺族に対して、国家保障の精神に基づいて実施される援護制度をはじめとするさまざまな支援や相談を行います。(健康福祉部)
- ② 戦傷病者の社会参加を促進するため、戦傷病者保養訓練への助成等、各種支援事業を実施します。(健康福祉部)
- ③ 戦争犠牲者の冥福を祈り、平和を祈念するため、三重県戦没者追悼式を開催するとともに、全国戦没者追悼式や各種慰霊事業への参加を支援します。(健康福祉部)

基本事業
34203

適正な福祉医療の確保

(主担当：健康福祉部生活保障室)

目的	対象	心身障がい者、一人親家庭が		
	意図	必要な医療を受けられる環境が整っている		
基本事業の 目標項目	県民医療費伸び率の近似度	目標値	1.000±0.020 (2009年度)	
		現状値	0.967 (2005年度)	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県民一人あたりの医療費（国民健康保険および老人保健）の伸び率に対する心身障がい者、一人親家庭の助成対象者一人あたりの医療費の伸び率の近似度（国民健康保険及び老人・福祉医療事業状況調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 所得に比べて医療費負担の大きい心身障がい者、一人親家庭の父母およびその児童の健康の保持・増進をはかるため、市町が実施するこれらの対象者に対する医療費助成事業を支援します。（健康福祉部）
- ② 医療費助成事業が円滑に行われるよう、市町に対して調査および必要な指導、助言を行います。（健康福祉部）

施策343 高齢者保健福祉の推進

(主担当部：健康福祉部)

目的	対象	高齢者が	
	意図	必要な介護・福祉サービスを身近な地域で利用している	
施策目標項目 (主指標)	在宅介護サービス利用率	目標値	60.0%
		現状値	57.7%

[施策目標項目の説明]

・要介護および要支援者のうち、在宅介護サービスを利用している者の割合（厚生労働省「介護保険事業状況報告」速報値 健康福祉部長寿社会室調べ）

現状と課題

高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加が著しく、特に軽度の要介護者は介護保険制度開始から6年間で約2.8倍と急増していることから、高齢者ができるだけ要支援・要介護の状態とならないよう、介護予防事業や地域包括支援センター^{注1}事業等が適切かつ円滑に実施されることが重要となっています。

一方、特別養護老人ホーム^{注2}をはじめとする基盤整備については、県としても重点的に進めてきましたが、入所申込者は依然として増加傾向にあります。今後は、市町が地域密着型サービス^{注3}を進める中で取り組む基盤整備と合わせ、ニーズに応じた整備を行うことが必要です。

また、高い専門性を有する介護サービス事業者等による、質の高いサービス提供が求められています。

めざす姿

介護予防事業の推進により、高齢者全体に占める要支援・要介護高齢者の割合や要介護度の重度化の進行が抑制されています。

真に施設サービスを必要とする高齢者のための介護サービス基盤整備や、高齢者ができるだけ身近な地域で暮らすことのできる環境づくりが進んでいます。

高齢者が、専門性の高い介護サービス事業者から質の高いサービスを受けつつ、住み慣れた地域でその人らしい生活をおくることができている環境が整っています。

また、高齢者が、その豊富な知識・経験を生かし、「ささえあいの地域社会」の担い手となって活躍しています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、介護予防の推進や地域密着型サービスを積極的に実施しています。 ○ 介護サービス事業者は、高齢者の自立に向けた質の高い介護サービスを提供します。 ○ 県民一人ひとりが、自らの介護予防への取組を行うことが期待されます。 ○ 高齢者の、積極的な社会貢献活動への参加が期待されます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2008年度(平成20年度)から、医療制度改革が本格的に実施されます。

県の取組方向

介護予防事業を効果的に実施するため、関係機関と協働して事業の検証等を行い、市町による地域包括支援センターの円滑な運営や地域密着型サービスの効果的な実施のための助言を行うとともに、資質向上研修等の支援を行います。

真に施設サービスを必要とする高齢者のニーズに対応するため、引き続き介護サービス基盤の整備を支援します。

質の高い介護サービスの提供のため、ケアマネジャー（介護支援専門員）^{注）4}の育成および体系的な研修を実施するとともに、積極的に介護サービス情報を公表します。

また、元気な高齢者が、生きがいを持って地域社会で活動できるよう、社会貢献活動への参加促進に向けた支援等を行います。

県の取組目標項目 (副指標)	介護予防サービス利用率	目標値	53.5%
		現状値	46.3%
	特別養護老人ホーム整備数（累計）	目標値	7,143人
		現状値	6,303人

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・要支援1・2のうち、介護予防サービスを利用している者の割合（厚生労働省「介護保険事業状況報告」速報値（健康福祉部長寿社会室調べ）
- ・年度末の特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを除く）整備定員数（健康福祉部長寿社会室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

34301	介護保険制度の円滑な運営	（健康福祉部）
34302	介護基盤の整備促進とサービスの質の向上	（健康福祉部）
34303	在宅生活支援体制の充実	（健康福祉部）
34304	高齢者の社会参加環境づくり	（健康福祉部）

注) 1 地域包括支援センター：高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを3人の専門職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）が担う地域包括ケアの中核機関。各市町に設置されている。

注) 2 特別養護老人ホーム：97ページをご覧ください。

注) 3 地域密着型サービス：98ページをご覧ください。

注) 4 ケアマネジャー（介護支援専門員）：要介護者等からの相談に応じて、要介護者等がその心身の状況に応じて適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、保険者（市町等）・事業者・施設などとの連絡調整を行う者

基本事業
34301

介護保険制度の円滑な運営

(主担当：健康福祉部長寿社会室)

目的	対象	要支援・要介護高齢者が		
	意図	介護保険による必要なサービスを利用している		
基本事業の 目標項目	介護予防サービス利用率	目標値	53.5%	
		現状値	46.3%	

[基本事業目標項目の説明]

・要支援1・2のうち、介護予防サービスを利用している者の割合（厚生労働省「介護保険事業状況報告」速報値 健康福祉部長寿社会室調べ）

主な取組内容

- ① 市町が介護保険制度を円滑に運営できるよう助言等を行います。（健康福祉部）
- ② 介護給付の適正化対策の推進および基金の貸付等を実施し、市町の安定した介護保険財政運営を支援します。（健康福祉部）
- ③ 市町や社会福祉法人と協働して、介護サービス等を利用する低所得者の負担軽減のための支援を行います。（健康福祉部）
- ④ 「三重県高齢者保健福祉計画」および「三重県介護保険事業支援計画」について、2009年度（平成21年度）からの新しい計画を策定します。（健康福祉部）

基本事業
34302

介護基盤の整備促進とサービスの
質の向上

(主担当：健康福祉部長寿社会室)

目的	対象	介護サービスの必要な高齢者が		
	意図	専門性の高い事業者から、質の高いサービスを受けている		
基本事業の 目標項目	特別養護老人ホーム整備数（累計）	目標値	7,143人	
		現状値	6,303人	
	主任ケアマネジャー登録数	目標値	430人	
		現状値	43人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・年度末の特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを除く）整備定員数（健康福祉部長寿社会室調べ）
- ・年度末現在の主任ケアマネジャー^{注）1}登録数（健康福祉部長寿社会室調べ）

主な取組内容

- ① 適正な介護サービスが実施されるよう、介護サービス事業者の指導等を行うほか、利用者からの苦情処理について、関係機関と協働して対応します。（健康福祉部）
- ② 質の高い介護サービスが提供されるよう、職員の資質向上にかかる研修会を開催するほか、介護サービス情報の公表を進め、高齢者がより良いサービスを選択できる環境づくりを進めます。（健康福祉部）
- ③ 介護保険制度の根幹となる人材の育成および資質向上をはかるため、ケアマネジャー（介護支援専門員）および認定調査員等に係る研修を関係機関と協働して実施します。（健康福祉部）
- ④ 「三重県高齢者保健福祉計画」および「三重県介護保険事業支援計画」に基づき、真に介護が必要な高齢者のための施設サービス等の基盤整備を支援します。（健康福祉部）

※ ④は、重点事業（くらし8）「高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備」を構成しています。

注) 1 主任ケアマネジャー：通常のケアマネジャーとしての業務のほか、他のケアマネジャーに対する助言、指導等を行い、地域におけるケアマネジメントの中核となる。

基本事業
34303

在宅生活支援体制の充実

(主担当：健康福祉部長寿社会室)

目的	対象	支援を必要とする在宅高齢者が		
	意図	安心して生活できる環境が整っている		
基本事業の 目標項目	介護予防後の中重度の要介護認定者 数割合	目標値	9.5%	
		現状値	9.3%	
	介護予防サービス事業所数	目標値	1,560事業所	
		現状値	1,337事業所	

[基本事業目標項目の説明]

- ・第1号被保険者（65歳以上高齢者）のうち、中重度の要介護認定（要介護2～5）を受けている者の割合（厚生労働省「介護保険事業状況報告」速報値 健康福祉部長寿社会室調べ）
- ・介護予防サービス（居宅サービスのみ）事業所の指定件数（毎年度3月1日時点）（健康福祉部長寿社会室調べ）

主な取組内容

- ① 市町における介護予防事業の円滑な実施について助言等を行うため、関係機関と協働して事業の検証・評価を行います。（健康福祉部）
- ② 地域包括支援センターの広域的なネットワークづくりを、市町および関係団体と協働で実施するほか、専門職の資質向上に向けた研修を行います。（健康福祉部）
- ③ 高齢者が地域の中で尊厳をもって暮らせるよう、認知症^{注1}予防や介護現場での認知症ケアに係る研修を行うほか、高齢者虐待防止、権利擁護活動等の研修を行います。（健康福祉部）

※ ③の一部は、重点事業（くらし8）「高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備」を構成しています。

注1 認知症：97ページをご覧ください。

基本事業
34304

高齢者の社会参加環境づくり

(主担当：健康福祉部地域福祉室)

目的	対象	高齢者が		
	意図	意欲や能力に応じて社会参加をしている		
基本事業の 目標項目	社会的貢献のための事業を実施する 老人クラブの割合	目標値	8.0%	
		現状値	5.3%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・ボランティア活動等地域貢献活動事業への補助金の交付申請をした老人クラブの全老人クラブに占める割合
(健康福祉部地域福祉室調べ)

主な取組内容

- ① 高齢者を中心としたスポーツや文化の祭典であるねんりんピックへの参加、文化作品展への出展など高齢者の生きがいと健康づくりを推進します。(健康福祉部)
- ② ボランティア活動などの地域貢献活動を行う老人クラブおよび県・市町老人クラブ連合会の活動を支援します。(健康福祉部)
- ③ 高齢者の知識や活力が地域の課題解決のための社会貢献活動に生かされるよう、活動に必要な情報提供を行うとともに、地域での社会貢献活動を支援します。(健康福祉部)



三重県では、高齢者の生きがいと健康づくりを進めるため、シニアスポーツ交流大会を開催しています。(写真はグラウンドゴルフ競技の様子)

施策344 障がい者保健福祉の推進

(主担当部：健康福祉部)

目的	対象	障がいのある人が	
	意図	自立に向けた支援やサービスを身近な地域で受けている	
施策目標項目 (主指標)	グループホーム等において、地域で自立した生活をしている障がい者数	目標値	1,292人
		現状値	653人

[施策目標項目の説明]

・グループホーム、ケアホーム^{※1}等事業の利用者数（健康福祉部障害福祉室調べ）

現状と課題

障がい者福祉の方向は、「施設福祉から地域福祉へ」と向かう流れの中にあり、障がい者の地域での自立が重要な課題となっています。2006年度（平成18年度）には、障害者自立支援法が施行され、障がいの種別によらず障がいのある人が、必要とするサービスを安定的に利用できるよう、障がい者福祉制度の改革が行われたところです。

障がいのある人が、障害者自立支援法によるサービスを適切に利用するには、障がい程度区分が的確に認定されるなど、新しい制度の円滑な運用が必要です。また、障がい者福祉サービスの基盤整備やライフステージに応じた適切な相談支援体制の確保が必要です。

また、精神障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、精神科救急医療システム^{※2}などのより適切な運用が求められています。

めざす姿

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らせる共生社会の実現に向かっていきます。

障がい者が地域生活に移行できるよう、生活の場の確保、相談支援体制の充実など環境が整備され、また、自立に向けた就労が進んでいます。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、相談支援などを積極的に実施し、障がい者の自立に向けた適切な支援を行います。 ○ 福祉サービス事業者は、新体系移行等にかかる事業者相互の情報交換、ノウハウの蓄積を行います。 ○ 企業等で、障がい者の積極的な雇用がはかられています。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者保健福祉にかかる制度見直しが考えられます。

県の取組方向

障がいのある人が障がい者福祉サービスを適切に利用して自立生活ができるよう、新たな事業体系への移行を円滑に進めるとともに、福祉サービス従事者の人材育成等を行います。

「みえ障害者福祉プラン」に基づき、グループホーム等サービスの提供基盤の整備・充実をはかります。

障がいのある人がライフステージに応じた必要な相談支援を受けられるよう、障がい種別にかかわらない広域的・専門的な相談支援体制を障害保健福祉圏域^{注)3}ごとに整備します。

精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、在宅福祉サービスや居住系サービスの整備をはかるとともに、24時間精神医療相談等の精神科救急医療システム^{注)2}の円滑な運用を進めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	一般就労へ移行した障がい者数	目標値	102人
		現状値	30人

[県の取組目標項目の説明]

- ・一般就労へ移行し、就労サポート事業で支援を行った障がい者数（健康福祉部障害福祉室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

34401	障害者自立支援法制度の円滑な推進	(健康福祉部)
34402	障がい者福祉サービス提供基盤の整備促進	(健康福祉部)
34403	障がい者の相談支援体制の整備	(健康福祉部)
34404	精神障がい者の保健医療の確保	(健康福祉部)
34405	障がい者の社会参加環境づくり	(健康福祉部)

注)1 グループホーム、ケアホーム：101ページをご覧ください。

注)2 精神科救急医療システム：休日・夜間における緊急的医療を必要とする精神障がい者の救急医療体制を確保するため、受入先の病院輪番制を設定し、また、24時間精神医療相談（電話）を行うシステム

注)3 障害保健福祉圏域：102ページをご覧ください。

基本事業
34401

障害者自立支援法制度の円滑な推進

(主担当：健康福祉部障害福祉室)

目的	対象	障がいのある人が		
	意図	障害者自立支援法制度による必要なサービスを利用している		
基本事業の 目標項目	一般就労への移行に向けて支援を行った障がい者数	目標値	140人	
		現状値	27人	
	一般就労へ移行した障がい者数	目標値	102人	
		現状値	30人	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・一般就労への移行に向けて就労移行支援を行った障がい者数（健康福祉部障害福祉室調べ）
- ・一般就労し、就労サポート事業で支援した障がい者数（健康福祉部障害福祉室調べ）

主な取組内容

- ① 地域で暮らす障がい者が、ホームヘルプサービス^{注1}等の訪問系サービスおよび生活介護等の日中活動系サービスを適切に利用できるよう支援します。（健康福祉部）
- ② 障がいのある人の社会復帰に向け、障がいを軽減するための医療を提供するとともに、機能障がいを補う補装具などの交付を支援します。（健康福祉部）
- ③ 障がいのある人が、施設で自立訓練や機能訓練、居住支援サービスを必要に応じて受けられるよう支援します。（健康福祉部）
- ④ 障がいのある人の就労促進に向け、就労移行を支援するとともに、就労サポート事業、障害者人材センターの運営、県庁舎での職場実習等に取り組みます。（健康福祉部）

※ ③、④は、重点事業（くらし9）「障がい者の地域における自立への支援」を構成しています。

注1 ホームヘルプサービス：介護を必要とする高齢者、障がい者（児）、難病患者などの居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の世話や相談・助言を行うことで、利用者ができるだけその居宅で、自立した生活を送れるよう援助を行うサービス

基本事業
34402

障がい者福祉サービス提供基盤の
整備促進

(主担当：健康福祉部障害福祉室)

目的	対象	障がいのある人が		
	意図	地域で活動できる環境が整っている		
基本事業の 目標項目	障がい者の日中活動を支援する事業 の利用者数	目標値	5,342人	
		現状値	1,200人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・ 障害者自立支援法施行後の新事業体系における日中活動系サービスの利用者数（健康福祉部障害福祉室調べ）

主な取組内容

- ① 障がいのある人のくらしの場を確保するため、グループホーム等の整備を進めます。（健康福祉部）
- ② 障がいのある人が地域で利用する日中活動系サービスの施設整備を促進します。（健康福祉部）
- ③ 福祉サービス事業者が障害者自立支援法に基づく新体系に円滑に移行できるよう、支援を行います。（健康福祉部）
- ④ 障がいのある人が地域で活動する場を確保するため、通所施設および市町が行う日中活動支援事業、小規模作業所事業等への支援を行います。（健康福祉部）
- ⑤ 三重県身体障害者総合福祉センターにおいて、障害者自立支援法に基づく新体系事業および高次脳機能障がい者^{注）1}の生活支援等を行います。（健康福祉部）

※ ①は、重点事業（くらし9）「障がい者の地域における自立への支援」を構成しています。

注）1 高次脳機能障がい者：104ページをご覧ください。

基本事業
34403

障がい者の相談支援体制の整備

(主担当：健康福祉部障害福祉室)

目的	対象	障がいのある人が		
	意図	ライフステージに応じた相談支援を受けている		
基本事業の 目標項目	相談支援センターへの登録者数	目標値	3,370人	
		現状値	2,560人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・各圏域相談支援センターや専門的な相談機関に支援を希望して登録している障がい者数（健康福祉部障害福祉室調べ）

主な取組内容

- ① 障害保健福祉圏域に相談支援センターを設け、就業・生活支援、障がい児療育、障がい者の地域移行等にかかる相談支援について取り組みます。（健康福祉部）
- ② 自閉症や発達障がい、交通事故等による高次脳機能障がいおよび重症心身障がい等の障がいに関する専門的な相談支援を実施するとともに、発達障がいの早期発見ととぎれのない支援体制を地域で整えるための支援を行います。（健康福祉部）
- ③ 障がいのある人に対するケアマネジメント^{注）1}の質の向上をはかるため、施設や地域でケアマネジメントを行うサービス管理責任者および相談支援専門員の研修を行います。（健康福祉部）

※ ①、②の一部は、重点事業（くらし9）「障がい者の地域における自立への支援」を構成しています。

注）1 ケアマネジメント：生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法

基本事業
34404

精神障がい者の保健医療の確保

(主担当：健康福祉部障害福祉室)

目的	対象	精神障がいのある人が		
	意図	地域で安心して暮らしている		
基本事業の 目標項目	24時間精神医療相談が対応し入院に いたらなかった比率	目標値	92.0%	
		現状値	88.4%	

[基本事業目標項目の説明]

・精神科救急医療システムが対応した相談者のうち、入院にいたらなかった比率（健康福祉部障害福祉室調べ）

主な取組内容

- ① 「24時間精神医療相談」を実施し、必要に応じた精神科医療機関の紹介や受診指導を行います。（健康福祉部）
- ② 休日および夜間における精神疾患の急性発症等に対応するため、精神科病院の輪番制による精神科救急医療体制を確保します。（健康福祉部）
- ③ 精神保健福祉法に基づく精神障がい者の適切な医療および保護を行います。（健康福祉部）
- ④ 自立支援医療費制度（精神通院医療公費負担）により、在宅精神障がい者の適切な通院医療の普及をはかります。（健康福祉部）
- ⑤ 在宅の精神障がい者およびその家族への訪問活動等を通じて、精神障がい者の自立や社会参加の促進をはかります。（健康福祉部）

基本事業
34405

障がい者の社会参加環境づくり

(主担当：健康福祉部地域福祉室)

目的	対象	障がいのある人が		
	意図	意欲や能力に応じて社会参加をしている		
基本事業の 目標項目	手話通訳者および要約筆記者登録数	目標値	357人	
		現状値	283人	

[基本事業目標項目の説明]

・県および市町に手話通訳者として登録した者および要約筆記奉仕員養成研修を修了して登録した者（健康福祉部地域福祉室調べ）

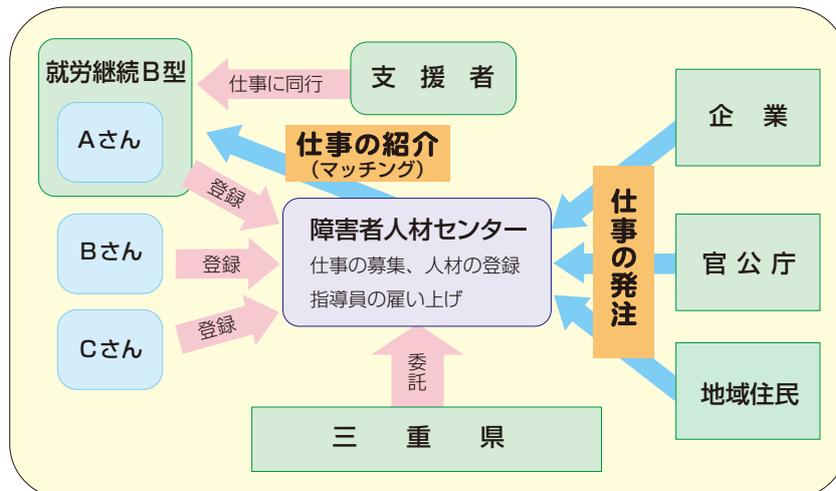
主な取組内容

- 障がい者の自立と社会活動への参加が可能となるよう、生活訓練、手話通訳者などの養成、身体障がい者補助犬^{注1}の育成、スポーツ・レクリエーション活動の支援など、障がい者のニーズに応じた事業を三重県障害者社会参加推進センター^{注2}と連携して総合的に行います。（健康福祉部）
- 視覚障がい者の自立を支援するため、点字図書の貸出・製作、点訳・朗読のボランティアの育成・活動支援、生活相談などを行う三重県視覚障害者支援センターの機能を充実します。（健康福祉部）

注1 身体障がい者補助犬：身体に障がいのある人を補助する犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の総称

注2 三重県障害者社会参加推進センター：身体・知的・精神の三障がいにわたる社会参加促進事業を総合的に実施し、地域における自立生活と社会参加を推進するための拠点施設として、県が設置したもの

障害者人材センター（ゴールド人材センター）



障害者人材センターとは、働く意志があっても障がいのため一般就労が困難な障がい者のために、本人の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を提供することにより、障がい者の自立と社会参加を支援するものです。

持続可能な 循環型社会の創造

〔政策〕	〔施策〕	〔基本事業〕	〔ページ〕
1 資源循環型社会の構築	1 廃棄物対策の推進	(41101~41104)	426
	2 大気環境の保全	(41201~41205)	432
	3 水環境の保全	(41301~41304)	438
2 自然との共生の確保	1 自然環境の保全・再生と活用	(42101~42104)	444
	2 森林のもつ公益的機能の発揮	(42201~42204)	450
3 環境保全活動の推進	1 環境経営・環境行動の促進	(43101~43103)	456
4 土地・水・エネルギー資源の効率的な利用の推進	1 土地の計画的な利用の促進	(44101~44102)	460
	2 水資源の確保と効率的な総合利用	(44201~44202)	464
	3 エネルギー対策の推進	(44301~44302)	468

施策411 廃棄物対策の推進

(主担当部：環境森林部)

目的	対象	県民、事業者、行政が		
	意図	廃棄物の発生を極力抑制し、分別の徹底など廃棄物の減量化への取組を一体となって進め、どうしても処理しなければならない廃棄物を適正に処理している		
施策目標項目 (主指標)	廃棄物の最終処分量	目標値	208千トン	一般廃棄物 81千トン 産業廃棄物 127千トン
		現状値	215千トン	一般廃棄物 82千トン 産業廃棄物 133千トン

[施策目標項目の説明]

- ・最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量（環境森林部廃棄物対策室・ごみゼロ推進室調べ）

現状と課題

限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り減らす循環型社会へ移行していくためには、廃棄物の減量化などの取組が重要であり、今後、多様な主体が「廃棄物の発生抑制と循環利用」を自らの課題として認識し、より連携して取り組むことと、これらの取組をいかに県全体に広めるかが課題となっています。

また、産業廃棄物の不適正処理が問題となっている状況の中で、県民の安全・安心を確保するために、不適正処理事案への対応や、地域と連携するなど県における監視体制の充実がますます重要となっています。

さらに、企業活動から生じる産業廃棄物や、東海、東南海地震等により大量に発生することが予想される災害廃棄物の処理体制づくりが必要となっています。

めざす姿

事業活動や私たちの生活において、廃棄物の発生抑制やリサイクル等の減量化への取組が、県民、事業者、NPO等多様な主体の連携により積極的に展開され、より充実していきます。

また、「もったいない」等で表される3R^{注1}に対する先人の知恵をふまえながら、日常生活において環境に対する意識がより一層高まり、それぞれの地域に根ざした活動が活発化しています。

さらに、どうしても処理しなければならない廃棄物の処理に必要な受皿が確保され、また多様な主体との連携による取組により、廃棄物が適正に処理されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者や市町などが、廃棄物の受皿として必要とする処理施設（リサイクル施設を含む。）を設置します。 ○ 県民一人ひとり、事業者、市町などの多様な主体が、それぞれの役割を理解し、その役割に応じて連携をはかりながら廃棄物の3Rに積極的に取り組みます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会経済情勢や個人のライフスタイルの変化、人口動態が廃棄物発生の増減要因になります。 ○ 災害等の発生で廃棄物が一時的に増加します。

県の取組方向

「ごみゼロ社会実現プラン」の短期目標（2010年度（平成22年度））の達成に向けて、市町等と協働して実践的なモデル事業を実施し、成功事例を積み上げ、その取組の輪を広げていくとともに、市町等が実施する一般廃棄物処理施設の整備、維持管理等に対して技術的支援を行い、一般廃棄物の適切な処理を推進します。

産業廃棄物の適正処理や減量化については、排出事業者が自覚と責任を持って進める必要があることから、産業廃棄物の多量排出事業者が策定する適正管理計画の充実、自主情報公開を一層進めるとともに、研究開発等の支援を行います。

また、廃棄物の適正処理に向けて、引き続き広域的な廃棄物処理に取り組むほか、企業活動から生じる産業廃棄物や災害時に発生する廃棄物の処理に不可欠な管理型最終処分場の設置促進をはかります。

さらに、産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止や、初期段階での機動的な対応を進めるため、市町等との情報交換や監視等での連携をはかりつつ、県においても引き続き監視・指導を徹底していくとともに、産業廃棄物の不適正処理事案については、地域住民の安全・安心を確保していくため、継続的な水質調査や生活環境保全上の支障等の除去など、必要な措置を行うこととします。

県の取組 目標項目 (副指標)	多量排出事業者における資源化率	目標値	39.5% (2009年度)
		現状値	37.5% (2005年度)
	ごみの排出量削減率（家庭系）	目標値	6.0%
		現状値	1.0%

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・多量排出事業者（産業廃棄物排出量が500t/年以上の排出事業者等）における廃棄物の資源化率（環境森林部廃棄物対策室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

資源化率（%）＝再生利用量（t）／発生量（t）×100

- ・ごみの排出量削減率＝（2002年度における県内家庭系総ごみ排出量－目標年度における県内家庭系総ごみ排出量）／2002年度県内家庭系総ごみ排出量×100（環境森林部ごみゼロ推進室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

- | | | |
|-------|--------------------------------|-----------------|
| 41101 | ごみゼロ社会づくりの推進 | （環境森林部） |
| 41102 | 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進 | （環境森林部） |
| 41103 | 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の是正・未然防止の推進 | （環境森林部） |
| 41104 | 廃棄物の減量化や環境危機対応のための調査研究・試験検査の推進 | （政策部科学技術振興センター） |

注1 3R:Reduce(リデュース=ごみをできるだけ出さない)、Reuse(リユース=使えるものは繰り返し使う)、Recycle(リサイクル=再び資源として利用する)のこと

基本事業 41101

ごみゼロ社会づくりの推進

(主担当：環境森林部ごみゼロ推進室)

目的	対象	住民・事業者・市町等が		
	意図	ごみの発生抑制に努めるとともに、資源として循環的に利用している		
基本事業の 目標項目	ごみの排出量削減率（家庭系）	目標値	6.0%	
		現状値	1.0%	

[基本事業目標項目の説明]

・ごみの排出量削減率＝（2002年度における県内家庭系総ごみ排出量－目標年度における県内家庭系総ごみ排出量）/2002年度県内家庭系総ごみ排出量×100（環境森林部ごみゼロ推進室調べ）

主な取組内容

- ① 「ごみゼロ社会実現プラン」の短期目標（2010年度（平成22年度））を達成するため、これまでの家庭系ごみの有料化や生ごみの再資源化などのモデル事業に加え、プランに掲げる廃棄物会計^{注1}等を活用した市町ごみ処理システムの最適化や事業系ごみの再資源化など、戦略的に注力する取組を選択・実施し、県全域にその成果の普及をはかります。（環境森林部）
- ② 市町等が実施する一般廃棄物処理施設の整備、維持管理等に対する技術的支援を行います。（環境森林部）
- ③ 認定リサイクル製品の品質および安全性を確保するとともに、その品質および安全性等について広く情報提供を行い、リサイクル製品の利用促進をはかります。（環境森林部）

※ ①は、みえの舞台づくりプログラム（くらし2）「多様な主体が連携・協働して取り組むごみゼロ社会づくりプログラム」を構成しています。

注)1 廃棄物会計：175ページをご覧ください。

基本事業
41102

産業廃棄物の適正処理・
再生利用の推進

(主担当：環境森林部廃棄物対策室)

目的	対象	事業者、産業廃棄物処理業者、行政が		
	意図	産業廃棄物の減量化・適正処理を行っている		
基本事業の 目標項目	多量排出事業者における資源化率	目標値	39.5% (2009年度)	
		現状値	37.5% (2005年度)	

[基本事業目標項目の説明]

・多量排出事業者（産業廃棄物排出量が500 t / 年以上の排出事業者等）における廃棄物の資源化率（環境森林部廃棄物対策室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

資源化率（%）＝再生利用量（t）／発生量（t）× 100

主な取組内容

- ① 産業廃棄物の減量化を促進するため、多量排出事業者が策定する適正管理計画^{注)1}を充実させるとともに、産業廃棄物の処理に対する県民の理解と信頼を確保するため、その情報を事業者自らが公開することを進めます。（環境森林部）
- ② 廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業等の許認可事務を適正に行うとともに、「三重県生活環境の保全に関する条例」等の制度の見直しを行います。（環境森林部）
- ③ 県内の産業廃棄物排出事業者が行う産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルのための研究開発や設備機器の導入を支援するとともに、産業廃棄物の管理型最終処分場の整備の促進をはかるため、その周辺環境の改善に対し支援します。（環境森林部、農水商工部、政策部科学技術振興センター）
＜基本事業 41104 ①の一部再掲＞
- ④ 廃棄物処理センターの安定的・継続的な運営が行えるよう支援するとともに、公的関与による管理型最終処分場の設置を進めます。（環境森林部）

※ ④は、重点事業（くらし10）「不法投棄等の是正・防止対策の推進」を構成しています。

注)1 適正管理計画：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と三重県の「産業廃棄物適正管理推進マニュアル」に基づき、事業者等自らが産業廃棄物の排出抑制や適正処理などの取組について明らかにする計画

基本事業
41103

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理
の是正・未然防止の推進

(主担当：環境森林部廃棄物監視・指導室)

目的	対象	産業廃棄物の不適正処理が	
	意図	是正されているとともに、その未然防止がされている	
基本事業の 目標項目	不法投棄件数の削減率	目標値	40%
		現状値	— (不法投棄件数：30件)

[基本事業目標項目の説明]

・新たに確認された産業廃棄物不法投棄件数の2006年度を基準とした削減率（環境森林部廃棄物監視・指導室調べ）

主な取組内容

- ① 産業廃棄物の不適正な処理を防止するため、排出事業者や処理事業者に対する監視・指導を行います。（環境森林部）
- ② 産業廃棄物の再資源化業者等を重点的に監視・指導し、リサイクルと称する廃棄物の不適正処理の是正をはかります。（環境森林部）
- ③ 産業廃棄物の不法投棄等の重点監視を強化し、不適正処理の未然防止、早期発見・早期是正を進めるため、監視カメラの整備や監視記録のデータベース化を行います。（環境森林部）
- ④ 生活環境保全上の支障等が懸念される不適正処理事案（11か所）を対象に実施した安全性確認調査により、継続的なモニタリングが必要とされる事案については、引き続き地下水等の水質調査を行います。
また、生活環境保全上の支障等が懸念される事案が新たに確認された場合には、速やかに調査等を行い、必要な措置を講じます。（環境森林部）
- ⑤ 安全性確認調査や監視活動により、生活環境保全上の支障やそのおそれが確認された事案については、原因者等に対して支障等の除去を命じるなど、必要な措置を講じます。
また、生活環境保全上の支障等がない場合であっても、景観等を改善するために市町が自主的に実施する取組に対して支援します。（環境森林部）

※ ③～⑤は、重点事業（くらし10）「不法投棄等の是正・防止対策の推進」を構成しています。

基本事業
41104

廃棄物の減量化や環境危機対応の
ための調査研究・試験検査の推進

(主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	調査研究や試験検査の成果等が		
	意図	廃棄物の減量化や再生利用、環境危機対応のための取組に活用されている		
基本事業の 目標項目	調査研究成果件数	目標値	8件	
		現状値	8件	
	試験検査実施件数	目標値	500件	
		現状値	547件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・学会発表、学術論文等により成果を公表した件数（政策部科学技術振興センター調べ）
- ・科学技術振興センターが環境保全のために実施した平時および緊急時の対応検体数（政策部科学技術振興センター調べ）

主な取組内容

- ① 廃棄物対策を推進するため、産業廃棄物の発生抑制技術、リサイクル技術を開発します。また、県内企業との共同研究により技術課題の解決をはかり、事業化を促進します。（政策部科学技術振興センター）
- ② 事業所から排出される廃棄物や、不法投棄などの環境危機発生時における検体を分析します。（政策部科学技術振興センター）

施策412 大気環境の保全

(主担当部：環境森林部)

目的	対象	県民が	
	意図	よりよい大気環境のもとで健康的な生活を営んでいる	
施策目標項目 (主指標)	環境測定地点において環境基準を達成している地点の割合	目標値	96%
		現状値	75%

[施策目標項目の説明]

・県内の大気環境測定地点（測定局）において、二酸化硫黄^{注1}、二酸化窒素^{注2}、浮遊粒子状物質^{注3}のすべてが環境基準を達成している地点の割合（環境森林部地球温暖化対策室調べ）

現状と課題

地球温暖化^{注4}の原因である温室効果ガス^{注5}の大部分を占める二酸化炭素の排出量は、ここ数年減少傾向にありましたが、国際的な基準年である1990年（平成2年）に比べると大きく増加しており、特に商業・サービス業やオフィス等の業務部門や家庭部門での増加が著しいことや、産業部門についても今後増加が見込まれることから、これまでも増して地球温暖化防止に対する取組を進めていく必要があります。一方、工場等の発生源を原因とする大気環境は改善傾向にあるものの、北勢地方では自動車排出ガスの影響により幹線道路周辺では、なお厳しい状況が続いており、引き続き対策を講じる必要があります。

また、有害化学物質が事業活動の中で環境中へ排出される量を的確に把握し、化学物質に起因する環境リスク^{注6}を低減させるとともに、建物解体時におけるアスベスト飛散防止対策が必要です。

めざす姿

身の回り的大気環境が環境基準を達成していることや、すべての活動主体が、化学物質やアスベストを適正に管理していることにより、県民が安全で安心な生活を営んでいます。

すべての住民や事業者が、地球温暖化について理解し、温室効果ガスの排出抑制に、取り組んでいます。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者がそれぞれの事業活動からの大気汚染物質や化学物質の排出抑制に取り組めます。 ○ 事業者や市町などが、それぞれの事業活動から排出する温室効果ガスの抑制に取り組めます。 ○ 県民一人ひとりが、地球温暖化問題を認識し、日常生活において、省エネ等に取り組めます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会経済情勢の変化が、企業の生産活動等に大きく影響し、大気汚染物質、化学物質、温室効果ガスの排出量に変動を与えます。 ○ 大気環境は気象状況に左右されることがあります。

県の取組方向

地球温暖化防止対策については、2006年度（平成18年度）に改定した「三重県地球温暖化対策推進計画」^{注）7}に基づいて温室効果ガスの排出抑制対策を進めるため、住民、事業者、市町等と連携して取組を積極的に進めるほか、県内の二酸化炭素排出量の6割を占める産業部門については県内事業所の大半を占める中小企業の省エネ対策に取り組みます。

また、安全で安心な生活を確保するため、大気環境の監視や工場等の固定発生源の監視・指導、自動車排出ガス対策やアスベストの飛散対策を引き続き行うとともに、大気保全のための調査研究や試験検査に取り組みます。

さらに、化学物質に起因する環境リスクを低減するため、事業者の自主的な化学物質の適正管理や情報公開等がなされるよう働きかけを行います。

県の取組 目標項目 (副指標)	工場・事業場の排ガス排出基準適合率	目標値	100 %
		現状値	100 %
	NO _x ・PM法の対策地域内に登録されている車両の基準適合車の割合	目標値	85 % (2009年度)
		現状値	59.3 % (2005年度)

[基本事業目標項目の説明]

- ・工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙が大気汚染防止法等の排出基準に適合している施設の割合（環境森林部地球温暖化対策室調べ）
- ・NO_x・PM法の対策地域内に登録される車両のうち基準に適合している割合（環境森林部地球温暖化対策室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

施策展開するために取り組む基本事業

- 41201 地球温暖化防止の推進（環境森林部）
- 41202 大気汚染物質削減の推進（環境森林部）
- 41203 自動車環境対策の推進（環境森林部）
- 41204 化学物質に起因する環境リスクの低減の推進（環境森林部）
- 41205 大気環境の保全のための調査研究・試験検査の推進
（政策部科学技術振興センター）

注) 1 二酸化硫黄：石油、石炭などの硫黄を含んだ燃料の燃焼に伴って発生する物質。高濃度では人の呼吸器や植物等に悪影響を及ぼすほか、酸性雨の原因にもなる。

注) 2 二酸化窒素：石油、ガス、石炭等燃料の燃焼に伴って発生する物質。酸性雨や光化学スモッグの原因となり、高濃度で人の呼吸器に悪影響を及ぼす。

注) 3 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粉じんのうち粒径が10 μ m（1mmの100の1）以下のもの。大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

注) 4 地球温暖化：184ページをご覧ください。

注) 5 温室効果ガス：184ページをご覧ください。

注) 6 環境リスク：人間活動によって、環境に加えられる負荷が、健康や生態系等に及ぼす危険性

注) 7 三重県地球温暖化対策推進計画：三重県における地球温暖化対策を進めるための基本となる2010年度までの計画

基本事業
41201

地球温暖化防止の推進

(主担当：環境森林部地球温暖化対策室)

目的	対象	県民や事業者が		
	意図	地球温暖化問題について理解し、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいる		
基本事業の 目標項目	温室効果ガス排出量の基準年度比	目標値	+ 3.3% (2008年度)	
		現状値	+ 12.5% (2004年度)	

[基本事業目標項目の説明]

- ・地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度総排出量との比率（環境森林部地球温暖化対策室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2008年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 県内の温室効果ガス排出量に占める割合が大きい産業部門や、増加傾向の著しい商業・サービス業やオフィス等の業務部門については、中小事業者への省エネ指導や大規模事業者の排出抑制対策の指導など、排出量の抑制に向けた取組を推進します。（環境森林部）
- ② 温室効果ガスの排出量の増加傾向の著しい家庭部門については、地球温暖化防止活動推進員等を活用した普及啓発活動を実施するとともに、三重県地球温暖化防止活動推進センター等の各種団体、市町、県民等の多様な主体と連携して、日常生活における省エネ・省資源に配慮した行動を促進します。（環境森林部）
- ③ 市町の地球温暖化対策計画の策定を積極的に働きかけるとともに、二酸化炭素の吸収源である森林整備の促進に取り組めます。（環境森林部）
＜基本事業 42201②③、42202①の一部再掲＞
- ④ 地球温暖化の原因物質の一つであるフロン類の回収・処理を促進します。（環境森林部）
- ⑤ 新エネルギービジョンに基づき、県民等への情報提供、住民自らの取組への支援、普及と一体となった導入支援などの普及啓発活動に注力するとともに、市町と協力して普及啓発に取り組むため、市町に新エネルギービジョンの策定を積極的に働きかけます。（政策部）＜基本事業44301①～③の再掲＞

※ ①、②、⑤は、みえの舞台づくりプログラム（くらし4）「みんなで取り組む地球温暖化対策プログラム」を構成しています。

基本事業
41202

大気汚染物質削減の推進

(主担当：環境森林部地球温暖化対策室)

目的	対象	工場・事業場が		
	意図	排出基準値を遵守している		
基本事業の 目標項目	工場・事業場の排ガス排出基準適合率	目標値	100%	
		現状値	100%	

[基本事業目標項目の説明]

・工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙が大気汚染防止法等の排出基準に適合している施設の割合（環境森林部地球温暖化対策室調べ）

主な取組内容

- ① 大気環境の状況を常時監視測定するとともに、工場・事業場から排出される大気汚染物質について、監視・指導を行います。（環境森林部）
- ② 自動車交通騒音、航空機騒音の状況を監視するとともに、工場・事業場に対して、騒音、振動、悪臭の防止についての指導・啓発を行います。（環境森林部）
- ③ 大気中の有害化学物質の濃度について引き続き調査を行います。また、有害化学物質の使用事業者に対し監視を行うとともに排出抑制を促します。（環境森林部）
- ④ 光化学スモッグ^{注）1}等の緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止をはかります。また、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の原因物質の一つとされる揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制を促します。（環境森林部）
- ⑤ アスベストを使用している建築物の解体現場の立入検査・環境調査を実施します。また、県内各地における大気環境中のアスベストの状況をモニタリングします。（環境森林部）

注）1 光化学スモッグ：自動車や工場などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線を受けて光化学反応により生成されるオゾン、アルデヒドなどの有害オキシダント（酸化力の強い物質の総称）が大気中に滞留しスモッグ状になること

基本事業
41203

自動車環境対策の推進

(主担当：環境森林部地球温暖化対策室)

目的	対象	住民、事業者、行政が		
	意図	自動車環境対策に取り組んでいる		
基本事業の 目標項目	NOx・PM法の対策地域内に登録されている車両の基準適合車の割合	目標値	85%	(2009年度)
		現状値	59.3%	(2005年度)
	三重県内のエコカーの割合	目標値	33%	(2009年度)
		現状値	11.8%	(2005年度)

[基本事業目標項目の説明]

- ・NOx・PM法の対策地域内に登録される車両のうち基準に適合している割合（環境森林部地球温暖化対策室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。
- ・三重県内に登録されている車両に占めるエコカー（国土交通省が低排出ガス（平成17年排出ガス基準を50%以上低減、新☆☆☆以上）として認定し、かつ低燃費（省エネ法に基づき定められた平成22年度燃費基準達成以上）として公表している自動車および電気自動車等）の割合（環境森林部地球温暖化対策室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 北勢地域の自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に基づき、自動車排出ガス対策を進めるとともに、その進捗状況を把握するための調査を実施します。（環境森林部）
- ② NOx・PM法の対策地域内の事業者に対して自動車使用管理計画の的確な実施の指導を行うとともに、エコカー等の導入を促進することにより窒素酸化物および粒子状物質の削減を進めます。（環境森林部）
- ③ 自動車排出ガス中の窒素酸化物等を削減するため、天然ガス自動車の購入、排出ガス低減装置の装着および排出基準非適合車の適合車への買い換えなどの導入支援を行うとともに、アイドリングストップやエコカーの普及啓発を推進します。（環境森林部）

基本事業
41204

化学物質に起因する
環境リスクの低減の推進

(主担当：環境森林部地球温暖化対策室)

目的	対象	化学物質が		
	意図	適正に管理または処理されている		
基本事業の 目標項目	工場・事業場のダイオキシン類に関する排出基準適合率	目標値	100%	
		現状値	100%	
	届出化学物質排出量	目標値	7,600トン	(2009年度)
		現状値	8,342トン	(2005年度)

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・工場・事業場への立入検査において、大気または水域へ排出されるダイオキシン類^{注1}が排出基準に適合している施設の割合（環境森林部地球温暖化対策室調べ）
- ・P R T R法に基づき工場・事業場から届出された化学物質の排出量（環境森林部地球温暖化対策室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 大気環境や公共用水域中のダイオキシン類の汚染実態を把握するとともに、廃棄物焼却施設等の発生源に対し適正な管理を指導します。（環境森林部）
- ② 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」に基づき、対象となる化学物質の移動量、排出量を把握するとともに、その情報の事業者自らの公開を促進し、環境リスクの低減を進めます。（環境森林部）
- ③ 大気環境や公共用水域、地下水中の有害化学物質の濃度を引き続き調査するとともに、有害化学物質を使用する事業者に対し、その排出抑制を促します。（環境森林部）
 <基本事業41202③、41301①の一部再掲>

注)1 ダイオキシン類：一般に、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称

基本事業 41205	大気環境の保全のための調査研究・ 試験検査の推進 （主担当：政策部科学技術振興センター）
-----------------------------	--

目的	対象	調査研究や試験検査の成果等が	
	意 図	大気環境の保全や環境危機に対応する取組に活用されている	
基本事業の 目標項目	調査研究成果件数	目 標 値	2 件
		現 状 値	2 件
	試験検査実施件数	目 標 値	500 件
		現 状 値	556 件

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・学会発表、学術論文等により成果を公表した件数（政策部科学技術振興センター調べ）
- ・科学技術振興センターが大気環境保全のために実施した平時および緊急時の対応検体数（政策部科学技術振興センター調べ）

主な取組内容

- ① 大気環境保全のため、大気中浮遊粒子状物質のうち特に微小な粒子や、微量化学物質による地域の汚染状況等について調査します。（政策部科学技術振興センター）
- ② 規制対象事業場等のばい煙および大気環境危機発生時における検体を分析します。また、有害大気汚染物質の定期モニタリング等を実施します。（政策部科学技術振興センター）

施策413 水環境の保全

(主担当部：環境森林部)

目的	対象	河川・海域が		
	意図	水遊びできる水質に維持または改善されている		
施策目標項目 (主指標)	水遊びや水遊びができる水質 (BOD 2mg/L 以下) の河川の割合	目標値	93%	
		現状値	81% (2002~2006年度)	

〔施策目標項目の説明〕

- ・ 県内の河川水域 (2006年度末現在62水域) のうち、河川の水質が水浴びや水遊びができる程度にきれいに維持または改善されている (生物化学的酸素要求量 (BOD)^{注1} 2mg/L 以下) 水域の割合。
 なお、河川のBODは降雨等の気象による影響を受けることがあるので、現状値は、過去5年間の平均値としています。(三重県公共用水域水質測定結果)

現状と課題

河川の水質については向上傾向にあるものの、海域の水質は横ばい状態であり、公共用水域の水質向上のため、汚濁負荷の一層の削減が必要です。水質汚濁の主な要因である生活排水の対策について、地域の実情に応じた整備を一層進める必要があります。

また、閉鎖性水域である伊勢湾については、第5次伊勢湾水質総量規制^{注2}において、工場・事業場等の排水の化学的酸素要求量 (COD)^{注3}、窒素およびりん^{注4}の削減に努めてきましたが、環境基準の達成率が悪く、伊勢湾再生に向けては、三重県における対策の強化に加え、県境を越えた広域での取組を進める必要があります。

めざす姿

「三重県生活排水処理施設整備計画 (生活排水処理アクションプログラム)」に基づき、地域の実情に応じた生活排水処理施設^{注4}が整備され、河川・海域の水質が水浴びや水遊びができる状態になっています。

伊勢湾を健全な状態で次世代に引き継ぐため多様な主体が連携して取り組んでいます。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町と住民がより一層連携して、河川・海域の水質汚濁の主な要因である生活排水の対策に取り組むとともに、生活排水処理施設整備の向上をはかります。 ○ 県民一人ひとり、NPO、関係自治体、国等が一体となって、伊勢湾再生に取り組みます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川・海域の水質は、降水量・日射量等の気象条件に左右されることがあります。

県の取組方向

河川・海域の水質等の監視や調査研究を実施するとともに、工場・事業場排水の監視・指導を引き続き行います。

また、生活排水対策については、2006年（平成18年）に改定した「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」に基づき、浄化槽の設置促進など、それぞれの地域の実情にあった生活排水処理施設の整備を進めます。

伊勢湾の水質改善については、第6次伊勢湾水質総量規制に基づき工場等の排水のCOD、窒素、りん総量削減など水質の保全・改善に向けた取組を進めます。

さらに、伊勢湾の再生に向け、国を含めた関係自治体で構成する「伊勢湾再生推進会議」において策定した「伊勢湾再生行動計画（2006年度（平成18年度）」）を推進するため、多様な主体と連携して取り組んでいきます。

県の取組 目標項目 (副指標)	生活排水処理施設の整備率	目標値	76.5%
		現状値	71.6%

[県の取組目標項目の説明]

- ・下水道、集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合。
整備率(%) = 生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口 / 住民基本台帳人口(全県) × 100 (環境森林部水質改善室、農水商工部農山漁村室、水産基盤室、県土整備部下水道室調べ)

施策展開するために取り組む基本事業

41301	水環境における汚濁負荷の削減の推進	(環境森林部)
41302	生活排水対策の推進	(環境森林部)
41303	伊勢湾の再生	(環境森林部)
41304	水環境の保全のための調査研究・試験検査の推進	(政策部科学技術振興センター)

注)1 生物化学的酸素要求量(BOD):河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量

注)2 伊勢湾水質総量規制:外洋との海水交換が悪く、汚濁物質が蓄積しやすい閉鎖性水域である伊勢湾の水質を改善するため、汚濁物質の総量を削減する制度

注)3 化学的酸素要求量(COD):海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を化学薬品(酸化剤)によって分解させた時に消費される酸素の量

注)4 生活排水処理施設:178ページをご覧ください。

基本事業
41301

水環境における
汚濁負荷の削減の推進
(主担当：環境森林部水質改善室)

目的	対象	河川・海域の水質が		
	意図	環境基準を達成している		
基本事業の 目標項目	河川における環境基準（BOD）達成率	目標値	92%	
		現状値	82% (2002~2006年度)	
	海域における環境基準（COD）達成率	目標値	63%	
		現状値	28% (2002~2006年度)	
	河川・海域における人の健康の保護に関する環境基準達成率	目標値	100%	
		現状値	95%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県内の河川水域（2006年度末現在62水域）のうち、BODの環境基準を達成した水域の割合。
なお、河川のBODは降雨等の気象による影響を受けることがあるので、現状値は、過去5年間の平均値としています。（三重県公共用水域水質測定結果）
- ・県内の海域水域（2006年度末現在8水域）のうち、CODの環境基準を達成した水域の割合。
なお、海域のCODは降雨等の気象による影響を受けることがあるので、現状値は、過去5年間の平均値としています。（三重県公共用水域水質測定結果）
- ・河川（2006年度末現在48河川53水域）および海域（同年度末4海域8地点）において人の健康の保護に関する環境基準を達成した水域または地点の割合（三重県公共用水域水質測定結果）

主な取組内容

- ① 公共用水域および地下水の水質を常時監視するとともに、工場・事業場排水の監視・指導を行い、水質保全に取り組みます。（環境森林部）
- ② 水質総量規制に基づき、伊勢湾のCODなど汚濁負荷量低減に取り組みます。（環境森林部）
- ③ 有害物質により汚染された土壌の必要な措置を行います。（環境森林部）
- ④ 北勢地域の地盤沈下を防止するため、水準測量や地下水位の観測を行うとともに、地下水の揚水制限を行います。（環境森林部）

基本事業
41302

生活排水対策の推進

(主担当：環境森林部水質改善室)

目的	対象	生活排水が		
	意図	適正に処理されている		
基本事業の 目標項目	生活排水処理施設の整備率	目標値	76.5%	
		現状値	71.6%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・下水道、集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合。
 整備率(%) = 生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口 / 住民基本台帳人口(全県) × 100 (環境森林部水質改善室、農水商工部農山漁村室、水産基盤室、県土整備部下水道室調べ)

主な取組内容

- ① 「三重県生活排水処理施設整備計画」に基づき、下水道、集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進します。
 (環境森林部、農水商工部、県土整備部) <基本事業53201①、54102①②の一部再掲>
- ② 住民、事業者、市町等との連携・協働のもとで、日常生活における生活排水対策について普及啓発を行います。(環境森林部)
- ③ 浄化槽の適正な維持管理に関する指導・啓発を実施するとともに、既設の単独処理方式の浄化槽から合併処理方式の浄化槽への転換を進めます。(環境森林部)

基本事業
41303

伊勢湾の再生

(主担当：環境森林部水質改善室)

目的	対象	伊勢湾が	
	意図	誰もが身近な存在として愛着を持てるように、水質の保全・改善などの取組が進められている	
基本事業の 目標項目	伊勢湾の環境基準（COD）達成率	目標値	63%
		現状値	48% (2002~2006年度)

[基本事業目標項目の説明]

・伊勢湾内の水域（2006年度末現在16水域）のうち、CODの環境基準を達成した水域の割合。

なお、海域のCODは降雨等の気象による影響を受けることがあるので、現状値は、過去5年間の平均値としています。（三重県公共用水域水質測定結果）

主な取組内容

- ① 伊勢湾に流入する生活排水の汚濁負荷量を削減するため、浄化槽をはじめとする生活排水処理施設の整備に重点的に取り組みます。（環境森林部、農水商工部、県土整備部）
＜基本事業 53201①、54102①②の一部再掲＞
- ② 国と三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）等で組織する「伊勢湾再生推進会議」において策定した「伊勢湾再生行動計画」を着実に進めるため、大学の研究機関など多様な主体との連携による調査・研究を行うとともに、県内で伊勢湾再生に向けた取組が広がるよう、シンポジウムの開催などによる普及啓発に取り組みます。
（環境森林部、政策部）

※ ①、②は、みえの舞台づくりプログラム（くらし3）「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成しています。

基本事業
41304

水環境の保全のための調査研究・
試験検査の推進

(主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	調査研究や試験検査の成果等が		
	意図	水環境の保全や環境危機に対応する取組に活用されている		
基本事業の 目標項目	調査研究成果件数	目標値	6件	
		現状値	6件	
	試験検査実施件数	目標値	400件	
		現状値	433件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・学会発表、学術論文等により成果を公表した件数（政策部科学技術振興センター調べ）
- ・科学技術振興センターが水環境の保全のために実施した平時および緊急時の対応検体数（政策部科学技術振興センター調べ）

主な取組内容

- ① 閉鎖性海域を対象として、負荷量の削減と同時に、養殖業等の経済活動を行いつつ、海域の自然浄化機能を増進・活用することによって、新たな環境を創生するための技術開発を行います。（政策部科学技術振興センター）
- ② 水環境の保全のため、バイオディーゼル燃料^{注）1}を製造する際に発生する排水を浄化処理する方法や、土壌中の水銀を吸収除去する方法を検討します。
（政策部科学技術振興センター）
- ③ 規制対象事業場等の排水や土壌および水環境危機発生時における検体を分析します。
（政策部科学技術振興センター）

※ ①の一部は、みえの舞台づくりプログラム（くらし3）「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成しています。

注）1 バイオディーゼル燃料：家庭および食堂等の事業所から排出される植物性油脂（食用油、廃食用油など）等を化学反応によって加工したディーゼルエンジン用の再生燃料で、黒煙粒子の排出が少ない燃料として注目されている。

施策421 自然環境の保全・再生と活用

(主担当部：環境森林部)

目的	対象	県民が	
	意図	自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて保全・再生・活用している（地域の自然的社会的条件に応じて保全・再生・活用された自然環境に囲まれ、生活を営んでいる）	
施策目標項目（主指標）	多様な自然環境の保全面積	目標値	53,535 ha
		現状値	53,485 ha

〔施策目標項目の説明〕

- ・「自然公園特別地域^{注1}面積」、 「自然環境保全地域特別地区^{注2}面積」、 「里地里山保全活動計画認定^{注3}面積」の合計面積（環境森林部自然環境室調べ）

現状と課題

県民の自然環境に対する認識の高まりに伴い里地里山^{注4}など身近な自然の大切さが見直されていることから、県民やNPOなど多様な活動団体が主体となった保全活動がより一層重要になっています。

また、開発などに伴う環境への負荷の増加により、野生動植物の生息環境が悪化しているなど、野生動植物の保護が喫緊の課題となっていることから、自然環境保全のための調査や情報の整理、さらに開発などを行う際には自然環境への影響の低減に配慮して野生動植物の保護をはかる必要があります。

めざす姿

住民や事業者などの全ての活動主体が、人も生態系の一員であることを理解し、それぞれの立場で多様な自然環境の保全や生物の多様性の確保などに取り組み、人と自然が共生しています。

また、原生的な自然などの優れた自然環境や多様な野生動植物の生息、生育環境が保全されるとともに、里地里山や水辺などの身近な自然環境についても、地域の特性に応じて適正に保全・回復されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一人ひとりが自然や希少野生動植物を守るため、自主的に保全活動に取り組みます。 ○ 開発事業者が自主的に保全対策を行います。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象状況や外来生物による生態系への影響があります。 ○ 自然環境への県民の価値観や社会的ニーズの変化が、自然環境の保全・活用に影響します。

県の取組方向

多様な自然環境を保全するため、三重県自然環境保全地域などの管理や、里地里山などの身近な自然を保全する県民による活動を支援します。また、「三重県レッドデータブック2005」^{注)5}で明らかになった希少野生動植物を保全するための普及啓発を行うとともに、特に保護が必要として県が指定した希少野生動植物の保全活動を県民と協働して行い、生物の多様性を確保します。

自然公園などの豊かな自然と県民とのふれあいを促進するため、自然公園などの施設の整備や維持管理を行います。

また、河川や海岸の整備を進め、潤いある自然豊かな水辺空間を創出します。さらに、森林の有する多面的機能が高度に発揮される森林管理手法や野生生物との共生をはかりつつ、森林被害を軽減するための研究などを進めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	里地里山保全活動計画認定団体およびみんなで自然を守る認証団体累計数	目標値	47団体
		現状値	21団体

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・里地里山保全活動計画認定団体数およびみんなで自然を守る認証団体^{注)6}数の合計累計数（環境森林部自然環境室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

42101	野生動植物保全活動の推進	(環境森林部)
42102	自然とのふれあいの確保	(環境森林部)
42103	河川、海岸の保全・再生	(県土整備部)
42104	自然環境保全の研究の推進	(政策部科学技術振興センター)

注)1 自然公園特別地域：自然公園の風致を守るための自然公園法に基づく地域指定で、特別保護地区、第一種特別地域、第二種特別地域および第三種特別地域の4つに区分され、それぞれの特性に応じて開発行為が規制される。

注)2 自然環境保全地域特別地区：三重県自然環境保全条例に基づき、自然公園区域外で自然環境を保全することが特に必要な地区を指定

注)3 里地里山保全活動計画認定：三重県自然環境保全条例に基づく里地里山における自然環境の保全活動に関する計画で知事が認定

注)4 里地里山：居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取、農業などさまざまな人間の働きかけをとおりして自然環境が維持・形成されてきた地域のこと。樹林地、農地、湿地等で構成されており、多様な野生動植物の生息・生育場所になっている。

注)5 「三重県レッドデータブック2005」：絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップし、現状および保護対策をまとめた報告書

注)6 みんなで自然を守る認証団体：身近な自然の保全活動を実施する団体で、「みんなで自然を守る活動認証事業要綱」に基づき、知事が認証するもの

基本事業
42101

野生動植物保全活動の推進

(主担当：環境森林部自然環境室)

目的	対象	多様な動植物の生息環境が		
	意図	県民の活動で守られている		
基本事業の 目標項目	里地里山保全活動計画認定団体およびみんなで自然を守る認証団体累計数	目標値	47団体	
		現状値	21団体	
	県指定希少野生動植物種の保護管理計画策定累計数	目標値	8種	
		現状値	0種	

[基本事業目標項目の説明]

- ・里地里山保全活動計画認定団体数およびみんなで自然を守る認証団体数の合計累計数（環境森林部自然環境室調べ）
- ・県指定希少野生動植物種の保護管理計画を策定する種の累計数（環境森林部自然環境室調べ）

主な取組内容

- ① 生物多様性を確保するため、「三重県レッドデータブック 2005」に登載された絶滅危惧種で県指定希少野生動植物種のうち、早急に保護を必要とする種について、保護管理計画を策定し、その保護に取り組みます。
また、自然環境の保全等に関わる情報の提供や外来種の放逐禁止等の啓発活動などを行い、希少野生動植物の生息環境を保全します。（環境森林部）
- ② 学術上価値の高い動植物やその生息・生育地を、国あるいは県の天然記念物として指定し、保護します。（教育委員会）＜基本事業13102②の一部再掲＞
- ③ NPOやボランティア団体による里地里山の保全活動などに対して支援を行い、自然環境の保全活動の促進をはかります。（環境森林部）
- ④ 一定規模以上の開発に対して届出制度の適正な運用をはかり、開発行為における自然環境への配慮を確保します。（環境森林部）
- ⑤ 鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区等を設定するとともに、農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲や狩猟の適正化を促進します。（環境森林部）

基本事業
42102

自然とのふれあいの確保

(主担当：環境森林部自然環境室)

目的	対象	自然とふれあう場や機会が		
	意図	確保されている		
基本事業の 目標項目	自然とのふれあいの場の満足度	目標値	64点	
		現状値	57点	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県内の国立、国定公園等を利用した県民を対象にアンケート調査を実施し、回答結果に配点を行い加重平均値として算出（環境森林部自然環境室アンケート調査）

主な取組内容

- ① 優れた自然の風景地を県民の資産として継承するため、自然公園の適正な保護、管理を行うとともに、その利用を促進します。（環境森林部）
- ② 自然歩道や休憩所などの自然公園施設の整備や維持管理を行い、県民が豊かな自然に親しみ、ふれあう機会の増大をはかります。（環境森林部）
- ③ 自然とのふれあい活動の拠点施設である三重県民の森および上野森林公園において、自然観察会などを開催し、自然とふれあう機会を提供します。（環境森林部）
- ④ 貴重な自然資源である温泉の保護と利用の適正化をはかります。（環境森林部）

基本事業
42103

河川、海岸の保全・再生

(主担当：県土整備部河川・砂防室)

目的	対象	河川、海岸が		
	意図	自然豊かな水辺空間として整備されている		
基本事業の 目標項目	多自然護岸延長	目標値	66km	
		現状値	51km	

[基本事業目標項目の説明]

・多自然に配慮した河川の護岸整備済みの延長（県土整備部河川・砂防室調べ）

主な取組内容

- ① 河川が本来持っている豊かな自然環境を保全、整備することにより、生物の多様性や生育空間を確保するとともに、潤いのある水辺空間を創出します。（県土整備部）
- ② 自然の消波機能と生態系が存在する場である海浜を保全、復元することにより、水と親しむことができる自然豊かな水辺空間を創出します。（県土整備部）
- ③ 地域住民やNPO等の参画による除草・清掃活動等に対して支援するなど、県民との協働による河川・海岸の管理を行います。（県土整備部）

基本事業
42104

自然環境保全の研究の推進

(主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	自然環境の保全に関する研究課題が		
	意図	解決され、その情報が的確に提供されている		
基本事業の 目標項目	自然環境の保全のための技術開発件数	目標値	1件	
		現状値	1件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・自然環境の保全のために開発し、公表した技術の件数（政策部科学技術振興センター調べ）

主な取組内容

- ① 森林のもつ水源かん養機能、土砂の流出防止機能などの評価や、機能が高度発揮される森林の管理方法を検討します。（政策部科学技術振興センター）
- ② 野生動物との共存をはかりつつ、森林被害を軽減するための研究を行います。（政策部科学技術振興センター）



施策422 森林のもつ公益的機能の発揮

(主担当部：環境森林部)

目的	対象	県民が		
	意図	森林の公益的機能を楽しんでいる		
施策目標項目 (主指標)	間伐実施面積	目標値	8,000ha	
		現状値	7,452ha	

[施策目標項目の説明]

- ・県内の民有林で行われる年間の間伐実施面積（環境森林部森林保全室調べ）

現状と課題

森林は、おいしい水やきれいな空気など私たちの生活にとってかけがえのない多くの恩恵をもたらしています。これまで三重県の森林は、林業生産活動による「木を植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環をとおして守り育てられてきましたが、木材価格の低下や需要の減少等により林業生産活動が停滞し、手入れ不足から森林の荒廃や公益的機能の低下が懸念されています。

森林の恩恵は広く県民に享受されていることから、今後の森林づくりにおいては、多様な主体による「木を使う」「森林を守る」などの森林づくりにつながる具体的な行動を広めるとともに、林業経営をとおした森林の保全を進めるなど、社会全体で森林づくりを支えるしくみづくりが課題となっています。

めざす姿

森林の役割や木を使うことの意義が社会で認識され、県民、事業者、森林所有者等および国、県、市町が、それぞれの役割に応じて互いに協働しながら森林の保全を進め、それによって森林の公益的機能^{※1}が発揮されています。

また、県民の皆さんをはじめとする多様な主体が、森林や木とふれあい、身近な森林づくり活動に積極的に参加し、生活の中に木材を積極的に取り入れています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一人ひとり、企業、NPO、ボランティアが、森林の役割や木を使うことの意義を理解し、森林づくりにつながる行動を積極的に行います。 ○ 森林所有者、森林組合等が、森林の保全の重要性を認識し、間伐等の森林整備や木材生産を計画的かつ効率的に進めます。 ○ 市町が、地域の実情に即した森林整備の方針に基づき、森林の適正な管理と必要な支援を進めます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国産材の需給動向や住宅着工戸数の動きなど、社会経済情勢の変化や自然災害に影響されます。 ○ 県民の価値観や森林に対する社会的ニーズの変化に影響されます。

県の取組方向

2006年（平成18年）3月に策定した「三重の森林づくり基本計画」に沿って、県民一人ひとりおよび事業者、森林所有者、行政などが互いに協働しながら森林づくりを進めます。

環境林^{注)2}では、針広混交林^{注)3}への誘導などにより、森林のもつ公益的機能が継続的に発揮される森林づくりを公的に進めます。

また、生産林^{注)4}では、林業生産活動をとおした森林の公益的機能の発揮をはかるため、森林の多くを占める林齢の高い森林の間伐を特に促進するなど適切な森林管理を進めます。

さらに、県民の皆さんの森林に対する理解を深めて森林づくりへの参画意識の醸成をはかり、「森林は大切」という意識を「森林を守る」という具体的な行動に結びつけるとともに、地域内の連携や地域間の交流を活性化して多様な主体による森林づくりを進めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	森林づくり参加者数	目標値	15,000人
		現状値	11,596人

[県の取組目標項目の説明]

- ・県民、NPO、企業など多様な主体の森林づくりに関する活動や催しへの年間の参加者数（環境森林部林業経営室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

42201	環境林整備の推進	(環境森林部)
42202	生産林整備の推進	(環境森林部)
42203	森林づくりへの県民参画の推進	(環境森林部)
42204	森林文化および森林環境教育の振興	(環境森林部)

注)1 森林の公益的機能：110ページをご覧ください。

注)2 環境林：110ページをご覧ください。

注)3 針広混交林：110ページをご覧ください。

注)4 生産林：111ページをご覧ください。

基本事業
42201

環境林整備の推進

(主担当：環境森林部森林保全室)

目的	対象	環境林が		
	意図	公的な森林整備により公益的機能を高度に発揮している		
基本事業の 目標項目	環境林間伐実施面積	目標値	3,300ha	
		現状値	2,478ha	

[基本事業目標項目の説明]

- ・環境林で実施される年間の間伐実施面積（環境森林部森林保全室調べ）

主な取組内容

- ① 森林の多面的機能^{注1}の効果的な発揮をはかるため、森林GIS^{注2}を活用して「環境林」と「生産林」の区分に応じた森林整備の方針を定めます。（環境森林部）
- ② 「環境林」に区分された森林において、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐などにより針葉樹と広葉樹の混交林への誘導を行うなど、多様な森林づくりを行います。（環境森林部）
- ③ 居住地などの上流部に位置する環境林や管理が十分に行われていない環境林内の保安林において、災害に強い森林づくりのための間伐を実施するとともに、公益的機能の回復をはかるための治山事業を進めます。（環境森林部）＜基本事業31202②の一部再掲＞

※ ②、③の一部は、重点事業（くらし11）「森林再生『三重の森林づくり』」を構成しています。

注1 森林の多面的機能：地球温暖化防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材生産機能の森林がもつ機能の総称

注2 森林GIS：森林の管理のため、地図情報や属性情報など森林に関する多様な情報がおさめられているGIS（地理情報システム）のこと

基本事業
42202

生産林整備の推進

(主担当：環境森林部森林保全室)

目的	対象	生産林が		
	意図	緑の循環を通じて公益的機能を高度に発揮している		
基本事業の 目標項目	生産林間伐実施面積	目標値	4,700ha	
		現状値	4,974ha	

[基本事業目標項目の説明]

- ・生産林で実施される年間の間伐実施面積（環境森林部森林保全室調べ）

主な取組内容

- ① 生産林において、森林所有者等による間伐などの森林整備や獣害対策を支援することにより、林業生産活動をととした森林の適正管理を進め、森林の公益的機能の発揮をはかります。（環境森林部）
- ② 県行造林において、経営計画に沿って計画的で健全な経営をめざすとともに、木材生産と環境保全を調和させた森林づくりを進めます。（環境森林部）
- ③ 森林整備を効率的に進めるため、森林組合等と連携して森林施業の集約化を促進します。（環境森林部）
- ④ 森林の管理が十分に行われていない生産林内の保安林において、間伐等により公益的機能の回復をはかる治山事業を進めます。（環境森林部）＜基本事業 31202 ②の再掲＞
- ⑤ 林道・作業道の整備等による県産材の安定供給と利用の拡大や森林づくりを支える担い手の育成・確保、林業団体等の基盤強化などをおして緑の循環を進め、森林の適正な管理をはかります。（環境森林部）
＜基本事業 22501 ①～③、基本事業 22502 ①～⑤の再掲＞

※ ①は、重点事業（くらし11）「森林再生『三重の森林づくり』」を構成しています。

基本事業
42203

森林づくりへの県民参画の推進

(主担当：環境森林部林業経営室)

目的	対象	県民が		
	意図	森林づくりにつながる行動に積極的に取り組んでいる		
基本事業の 目標項目	森林づくり参加者数	目標値	15,000人	
		現状値	11,596人	

[基本事業目標項目の説明]

・県民、NPO、企業など多様な主体の森林づくりに関する活動や催しへの年間の参加者数（環境森林部林業経営室調べ）

主な取組内容

- ① 森林づくりへの県民、企業、NPOなどの多様な主体の参画を促進するため、「企業の森」等への取組に対し、活動の場の確保や情報提供等を行うとともに、漁民による森林づくり活動を支援します。（環境森林部）
- ② 身近な緑化活動や緑の募金活動に取り組む団体等と連携して、県民の緑化意識の高揚をはかります。（環境森林部）
- ③ 健全な森林づくりにつながる県民の行動が社会全体に広がるよう、三重のもりづくり月間（毎年10月）を中心にフォーラムを開催するなど、県民の森林づくり意識の醸成をはかります。（環境森林部）
- ④ 森林を身近な自然とのふれあいの場として活用するため、市町や自治会、ボランティア等の多様な主体による放置竹林の整備などを支援します。（環境森林部）
- ⑤ 森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画のもとに、地域の実情に応じた森林づくり計画等を策定します。（環境森林部）＜基本事業42201①の再掲＞

※ ①、③は、重点事業（くらし11）「森林再生『三重の森林づくり』」を構成しています。

基本事業
42204

森林文化および森林環境教育の振興

(主担当：環境森林部林業経営室)

目的	対象	県民が		
	意図	森林および林業、木材を利用することについて良く理解し、森林や木とふれあっている		
基本事業の 目標項目	森林文化 ^{注)1} ・森林環境教育指導者数	目標値	400人	
		現状値	270人	
	森林文化・森林環境教育指導者の活動回数	目標値	1,600回	
		現状値	1,105回	

[基本事業目標項目の説明]

- ・2006年から取り入れている県のデータベースに登録された指導者数とその年間活動回数（環境森林部林業経営室調べ）

主な取組内容

- ① 森林体験講座や木工教室等を開催して、県民に森林や木とふれあう機会を提供し、森林に対する県民理解を深めます。（環境森林部）
- ② 森林環境教育を効果的に実施するため、指導者の育成や学校林の整備などを行い、森林をフィールドとした体験学習を進めます。（環境森林部）
- ③ 豊かな自然や森林の持つ魅力を生かして、都市と山村との体験交流等を進めます。（環境森林部）
- ④ NPOやボランティア団体による里山の保全活動などに対して支援を行い、自然環境の保全活動の促進をはかります。（環境森林部）＜基本事業42101③の一部再掲＞

※ ①、②は、重点事業（くらし11）「森林再生『三重の森林づくり』」を構成しています。

注)1 森林文化：110ページをご覧ください。

施策431 環境経営・環境行動の促進

(主担当部：環境森林部)

目的	対象	県民や事業者などが	
	意図	日常生活や事業活動のあらゆる場面で、環境に配慮した取組を行っている	
施策目標項目 (主指標)	環境マネジメントシステム ^{注1} 導入事業所数	目標値	1,275事業所
		現状値	908事業所

[施策目標項目の説明]

・ISO14001^{注2} 認証取得事業所数と三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム^{注3} 導入事業所数の合計（環境森林部環境活動室調べ）

現状と課題

地球温暖化問題をはじめとする環境問題が一層深刻化するなか、県民が環境保全活動へ参加することや、事業者が環境経営に取り組むことなど、あらゆる主体に環境保全活動への積極的な参画が求められています。さらに、「持続可能な社会の構築」に向けて多様な主体が連携・協働して取り組むことが重要となっています。

これまで、事業者によるISO14001や三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS：ミームス）の認証取得、県民等のさまざまな環境保全活動への参加などを促進してきましたが、今後も引き続き一層の取組を進めていく必要があります。また、環境保全活動への参加のきっかけづくりとなる環境教育や、環境情報の発信も、その充実をはかるとともに、地球規模の環境保全に対応するため地方自治体レベルにおける国際協力に取り組む必要があります。

めざす姿

多くの事業者が、「企業の社会的責任」の一つとして環境経営に取り組み、事業活動における環境負荷削減や地域社会における環境保全活動への参加等の社会貢献など、成果をあげています。また多くの県民が、グリーン購入^{注4}など環境に配慮したライフスタイルへと大きく転換するとともに、環境教育に参加するなど環境に配慮した行動を実践しています。さらに、「持続可能な社会の構築」に向けて、各主体が各々の取組を進めるだけでなく、多様な主体が連携・協働して取り組んでいます。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一人ひとりやNPO、事業者、行政など多様な主体が、それぞれの役割に応じた環境保全活動に自主的に取り組みます。 ○ 多様な主体が有機的・機能的な連携・協働により、それぞれの取組では限界がある環境保全活動に積極的に取り組みます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会経済情勢の変化が、事業者や県民の環境保全活動に影響します。

県の取組方向

「持続可能な社会の構築」に向けて、環境経営の理念の一層の普及をはかるとともに、事業活動における環境負荷を低減するため、小規模事業者が取り組みやすい環境マネジメントシステム(M-EMS:ミームス)の普及をはかります。また、「企業環境ネットワーク・みえ」^{注)5}「みえ・グリーン購入倶楽部」^{注)6}と連携・協働して、日本環境経営大賞^{注)7}を受賞した優れた取組事例等の紹介を行うなど、環境経営の普及に取り組みます。

また、事業者の地域社会における環境保全活動への参加を促すとともに、環境学習情報センターを拠点として将来を担う子どもたちへの環境教育の一層の充実や、ホームページ「三重の環境と森林」を通じた環境情報の提供を行い、県民の環境保全活動を促進します。

さらに、三重県に蓄積された環境保全技術を中国河南省をはじめアジア地域等へ技術移転するなど、国際的な環境保全への協力と貢献を推進します。

県の取組 目標項目 (副指標)	環境教育参加者数	目標値	22,500人
		現状値	20,508人

[県の取組目標項目の説明]

- ・環境学習情報センターの指導者養成講座や環境講座、体験教室、社会見学、イベント等の環境教育に参加した人数（環境森林部環境活動室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

43101	環境経営の促進	(環境森林部)
43102	環境行動の促進	(環境森林部)
43103	国際的な環境保全への協力・貢献の推進	(環境森林部)

注)1 環境マネジメントシステム：環境に関する経営方針・計画を立て、実施、点検、是正するというサイクルを体系的、継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するためのしくみ

注)2 ISO14001：環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構(International Organization for Standardization)が定めた国際規格

注)3 小規模事業所向け環境マネジメントシステム：186ページをご覧ください。

注)4 グリーン購入：製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への配慮から、環境負荷の少ないものを優先して購入すること

注)5 企業環境ネットワーク・みえ：三重県内のISO14001認証取得企業や環境問題に熱心に取り組む企業を中心としたネットワーク組織(2000年11月設立)

注)6 みえ・グリーン購入倶楽部：県内の事業者、行政などでつくる、グリーン購入を進めるためのネットワーク組織(2003年1月設立)

注)7 日本環境経営大賞：「持続可能な社会の構築」をめざし、全国の企業、NPO、団体等あらゆる組織の優れた環境経営の取組を全国表彰する制度(2002年度より実施)

基本事業 43101

環境経営の促進

(主担当：環境森林部環境活動室)

目的	対象	事業者が		
	意図	環境経営に取り組んでいる		
基本事業の 目標項目	環境経営ネットワーク参加事業所数	目標値	560事業所	
		現状値	412事業所	

[基本事業目標項目の説明]

- ・「企業環境ネットワーク・みえ」と「みえ・グリーン購入倶楽部」に参加している事業所数の合計（環境森林部環境活動室調べ）

主な取組内容

- ① 事業所の環境経営を促進するため、費用負担が少なく取り組みやすい、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS：ミームス）の普及をはかります。（環境森林部）
- ② 事業所の優れた環境経営の取組を顕彰するとともに、それによって得られた先進的な取組事例を広く紹介するなど、環境経営の普及をはかります。（環境森林部）
- ③ 環境経営に取り組む事業所の一層の向上をはかるため、業種の枠を超えた事業所間の連携・協働を促進します。（環境森林部）
- ④ 「三重県環境影響評価条例」や三重県環境調整システムの運用等により、大規模開発事業等における環境配慮を確保します。（環境森林部）

※ ①は、みえの舞台づくり（くらし4）「みんなで取り組む地球温暖化対策プログラム」を構成しています。

基本事業 43102

環境行動の促進

(主担当：環境森林部環境活動室)

目的	対象	県民が		
	意図	環境に配慮した行動を実践している		
基本事業の 目標項目	環境教育参加者数	目標値	22,500人	
		現状値	20,508人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・環境学習情報センターの指導者養成講座や環境講座、体験教室、社会見学、イベント等の環境教育に参加した人数（環境森林部環境活動室調べ）

主な取組内容

- ① 環境保全活動を促進するため、県民や地域団体、学校等での環境保全に向けた優れた取組を表彰するとともに、その活動内容を広く情報発信します。(環境森林部)
- ② 学校、事業者、地域団体、行政などの多様な主体による環境学習プログラムの実践活動を通じて、地域における環境保全活動の体制づくりに取り組みます。(環境森林部)
- ③ 子どもたちの環境保全活動への参加を促進するため、環境学習情報センターを拠点として、参加・体験型環境講座や環境学習指導者養成講座などを実施します。(環境森林部)
- ④ ホームページ「三重の環境と森林」を通じて、三重県における最新の環境情報を提供します。(環境森林部)

基本事業

43103

国際的な環境保全への協力・ 貢献の推進

(主担当：環境森林部環境活動室)

目的	対象	開発途上国の環境が		
	意図	三重県からの環境技術の移転などにより改善している		
基本事業の 目標項目	研修満足度	目標値	90%	
		現状値	85%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・環境保全技術移転の研修生を対象とした、研修内容の満足度に関するアンケート調査結果を100点満点に換算して算出(環境森林部環境活動室調べ)

主な取組内容

- ① 財団法人国際環境技術移転研究センターを活用して、三重県の友好提携先である中国河南省をはじめとするアジア諸国などの自治体職員を対象とした公害防止技術や規制手法など環境保全技術の研修を行い、環境技術の移転を進めるとともに、環境保全に関する啓発や環境改善のための事業を実施するなど、国際的な環境保全への活動を進めます。(環境森林部、政策部)
- ② 国際的な環境保全等への貢献を推進するため、財団法人国際環境技術移転研究センターが海外受入研修をとおしてこれまでに形成してきたアジア諸国等とのネットワークを活用し、海外での環境保全技術の研修をはじめ、産業や住民交流を含めた交流研修会を開催するなど、アジア諸国等における国際協力事業を多様な主体と連携・協働して進めます。(政策部)

施策441 土地の計画的な利用の促進

(主担当部：政策部)

目的	対象	県土が		
	意図	総合的かつ計画的に利用されている		
施策目標項目 (主指標)	県土に占める自然的土地利用面積の 計画値との乖離割合	目標値	0% (2009年度)	
		現状値	0% (2005年度)	

[施策目標項目の説明]

・県土に占める自然的土地利用（農用地、森林、原野、水面等）面積の三重県国土利用計画値との乖離割合（政策部土地・資源室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

現状と課題

今後、少子高齢化の一層の進展や人口減少が進み、担い手の減少に伴い農山漁村の荒廃や都市の空洞化など、利用されなくなる土地が増加することが予測されます。このような中、低・未利用地の有効な利用の促進を含め、環境に配慮し、将来の世代により良い状態で県土を継承するためにも「三重県国土利用計画」および「三重県土地利用基本計画」を基本に土地利用関連諸施策が適切に行われる必要があります。

また、土地の基本情報である地籍について、三重県の地籍調査は全国と比較して大きく遅れていることから、地籍調査の未着手や休止の市町に対して積極的な働きかけなどを行い、土地利用が円滑に行える基盤づくりをする必要があります。

めざす姿

県土は、将来における県民のための限られた資源であり、生活、生産活動等諸活動の基盤であることから、県土の利用を長期的な視野に立って計画された「三重県国土利用計画」等を基本とし、県および市町で実施する土地利用関連諸施策が適切に行われ、望ましい県土の有効な利用が進んでいます。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県国土利用計画を受け、市町が県民の意見を取り入れた市町国土利用計画の策定を進めています。 ○ 市町が地籍調査を実施しています。 ○ 土地所有者から、土地政策の理解と協力が得られ、計画的な土地利用が行われています。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少子高齢化の進行、産業構造の変化等により、空き地面積や耕作放棄地といった低・未利用地の増大が予測されます。

県の取組方向

自然環境の保全をはかりつつ、都市と農山漁村がパートナーとして共存するなど、地域の特色を生かし、都市、森林、農業地域等の各計画と連携をはかり、「三重県国土利用計画」等の土地利用関連諸施策が適切に行われるよう取り組みます。

地籍調査の未着手や休止の市町に対し引き続き着手に向けた積極的な働きかけを行っていくとともに、説明会や講習会等の機会を通じ、事業の進捗に向け取り組みます。併せて、県民にはホームページや県政だよりを通じて事業の必要性を理解していただくよう取り組みます。

また、地籍調査は、県や市町における公共事業の用地調査および財産管理の負担軽減にもなることから、関連部局と連携をはかり実施していきます。

県の取組 目標項目 (副指標)	国土利用計画を策定している市町 の数	目標値	20市町
		現状値	18市町
	地籍調査の実施市町数	目標値	25市町
		現状値	20市町

[県の取組目標項目の説明]

- ・ 国土の利用についての長期目標、構想を示した計画を策定している市町の数（政策部土地・資源室調べ）
- ・ 地籍調査を実施している市町の数（政策部土地・資源室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

- 44101 土地の有効利用 (政策部)
- 44102 土地の基礎調査の推進 (政策部)

基本事業
44101

土地の有効利用

(主担当：政策部土地・資源室)

目的	対象	県土が		
	意図	環境面で配慮され、かつ県民の健康で文化的な生活環境が確保されるよう計画的、合理的に利用されている		
基本事業の 目標項目	国土利用計画を策定している市町の数	目標値	20市町	
		現状値	18市町	
	土地利用基本計画の変更案件の調整達成度	目標値	100%	
		現状値	100%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・国土の利用についての長期目標、構想を示した計画を策定している市町の数（政策部土地・資源室調べ）
- ・「国土利用計画法」に基づく土地利用基本計画の変更案件のうち、国土利用計画審議会です承された件数の割合（政策部土地・資源室調べ）

主な取組内容

- ① 三重県国土利用計画（第四次）については、国の国土利用計画を基本として、関係部局と連携し総合的な調整をはかりながら、策定に向け取り組んでいきます。
また、「三重県国土利用計画」等の土地利用関連諸施策が適正に行われるよう取り組みます。（政策部）
- ② 「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」等、個別法に基づく諸計画の上位計画である「三重県土地利用基本計画」の適切な管理、運営を行うことにより、諸計画間の総合調整を行い、計画的な土地利用を促進します。（政策部）
- ③ 投機的な土地取引の防止や県土の有効利用を促進するため、「国土利用計画法」に基づく土地取引の監視、届出・勧告制度などの適切な運用をはかります。（政策部）
- ④ 廃道、廃川、廃浜敷等の県有普通財産の適正な管理と有効活用を行うとともに、国土交通省所管法定外公共用財産の適正な管理を行います。（県土整備部）

基本事業
44102

土地の基礎調査の推進

(主担当：政策部土地・資源室)

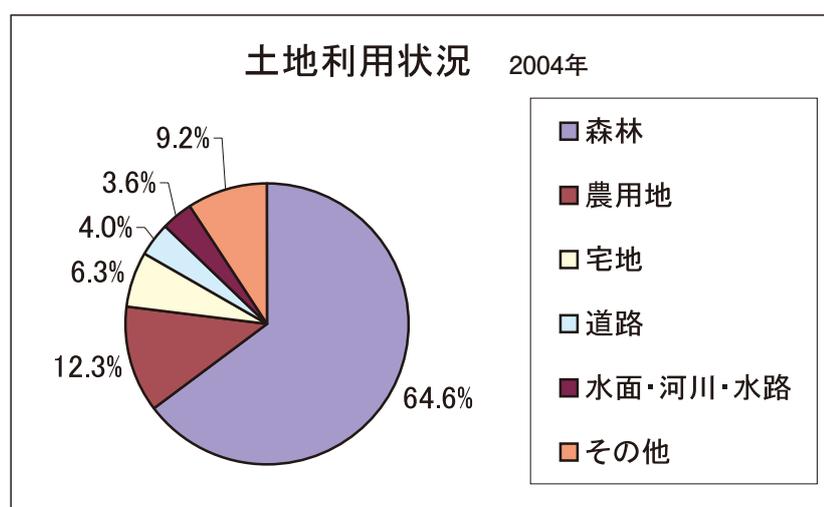
目的	対象	市町が		
	意図	地籍調査に着手し計画的な土地利用に役立てている		
基本事業の 目標項目	地籍調査に着手している市町の割合	目標値	100%	
		現状値	90%	
	地籍調査の整備面積	目標値	420.0km ²	
		現状値	392.2km ²	

[基本事業目標項目の説明]

- ・地籍調査を実施したことのある市町の割合（政策部土地・資源室調べ）
- ・地籍調査実施済み面積（政策部土地・資源室調べ）

主な取組内容

- ① 遅れている地籍調査の推進については、未着手や休止の市町に対して積極的に働きかけを行うとともに、技術的支援や講習会、説明会等多くの機会を捉えて事業の推進に向け取り組みます。また、県民には事業の必要性と理解が得られるよう広報等による取組を進めます。（政策部）
- ② 地価調査結果や土地利用計画等土地に関する情報は、ホームページや広報等により県民に分かりやすく速やかに提供できるよう取り組みます。（政策部）



自然的土地利用は、「森林」「農用地」「水面・河川・水路」の合計
(政策部土地・資源室調べ)

施策442 水資源の確保と 効率的な総合利用

(主担当部：政策部)

目的	対象	県民が	
	意図	いつでも安心して水を安定的に使用することができる	
施策目標 項目 (主指標)	飲料水の供給に対する満足度	目標値	60.0%
		現状値	57.1%

[施策目標項目の説明]

- ・日常生活に欠かせない飲料水が安心して飲め、安定的に供給されることに対して、「満足」あるいは「どちらかといえば満足」と回答した県民の割合（政策部企画室「一万人アンケート」）

現状と課題

近年の水資源の状況は、少雨化に加えて雨の降り方が大きく変化してきていることから、水源の供給能力が低下してきており、渇水が頻発するようになってきています。また、水質面では、改善されつつあるものの、生活排水等による河川・湖沼の汚濁、富栄養化等の問題が依然として課題となっています。

一方、県民からは、飲料水について、安全性、快適性、安定供給が求められています。このため、水源の汚濁対策に万全を期し、より安全な水の確保に向けた取組や、渇水時や地震等の非常時においても、可能な限りその影響を最小に抑え安定して水を供給するための取組が必要となっています。県内人口がまもなく減少に転じることが推測され、水需要の伸びは見込めない状況の中で、水道事業については施設の更新時期を迎えるなどその経営環境は厳しさを増してきており、今後需要者の要求に的確に応えていくためには、より一層の経営の効率化と基盤の強化に取り組む必要があります。

めざす姿

県民生活や産業活動の要である水の貴重さや、水資源開発等の重要性について関心と理解が深まり、また、県民がいつでも安心して水を安定的に使用することができます。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水資源機構や国土交通省は、低廉で良質な水源の安定した供給や柔軟な水利用の協力をしています。 ○ 県民一人ひとり、市町や開発事業者等は、水源となる河川やダムの水質保全への協力をしています。 ○ 市町の水道事業者は、県民へ安全・安心な水の安定供給を行っています。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象条件の変化等により渇水が頻発し、社会経済活動に影響を受けます。 ○ 社会経済情勢の変化や水使用の合理化などにより水需要の伸びは期待できない状況であり、水道事業者にとって経営が厳しくなっています。

県の取組方向

県民に満足していただけるような安全な水を安定的に供給するために、老朽化対策や震災対策等の施設整備を計画的、効率的に推進し、災害に強い施設づくりを進めるとともに、水質事故等の対応を含めた危機管理体制を強化し、非常時にも安定して水の供給が行える体制を確保します。

また、「水道水質検査計画」に基づき水質基準の全項目検査を行い、水道水の安全性を確保します。

「企業庁のあり方に関する基本的方向（平成19年2月）」に沿って、水道事業について関係市との役割分担について協議を進めるとともに、工業用水道事業とあわせて技術管理業務の包括的な民間委託の導入を進めます。

長良川河口堰等の未利用水源については、需要開拓や用途間転用、湯水に強い地域づくりに向けた利水安全度^{注)1}の向上等多方面から検討し、有効利用に向けた取組を進めていきます。また、現在建設中の川上ダムについては、早期完成に向け関係機関と連携し取り組んでいきます。

工業用水道については、地域振興に欠かせない産業基盤として、産業政策と連携した施設整備に取り組みます。

日常生活の中で、水の大切さや水源保全の必要性について意識していただけるよう、県民への情報提供等を積極的に行います。

県の取組 目標項目 (副指標)	水道普及率	目標値	99.2% (2009年度)
		現状値	99.1% (2005年度)

[県の取組目標項目の説明]

- ・県民総人口に占める上水道、簡易水道、専用水道により給水されている人の割合（環境森林部水質改善室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

施策展開するために取り組む基本事業

44201 水資源の確保と有効利用

(政策部)

44202 水の安全・安定供給

(企業庁)

注) 1 利水安全度：水需要に対して必要な水量を安定的に供給できる確実性のこと

基本事業
44201

水資源の確保と有効利用

(主担当：政策部土地・資源室)

目的	対象	必要な水資源が	
	意図	確保され、効率的に利用されている	
基本事業の 目標項目	水道普及率	目標値	99.2% (2009年度)
		現状値	99.1% (2005年度)

[基本事業目標項目の説明]

・県民総人口に占める上水道、簡易水道、専用水道により給水されている人の割合（環境森林部水質改善室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 水資源の確保と安定供給の拡充のため開発した水源の有効利用をはかるとともに、長良川河口堰等の未利用水源について需要開拓、環境用水^{注)1}の可能性、利水安全度の向上等多方面からの検討を加え、可能なものから効率的な利用方策の取組を進めていきます。(政策部)
- ② 水資源の適正かつ合理的な利用をはかるため、水道事業者（市・町）の実状に応じて水道の広域的な施設整備を進めます。(環境森林部)
- ③ 川上ダムについては、計画変更之际に見直すべきものは見直しコスト縮減に努めるとともに、適正な需要予測のもとに、適正な範囲で水源開発を進めるよう関係機関と調整を進めます。(政策部、環境森林部、企業庁)

注)1 環境用水：河川維持用水をはじめ、河川環境を良好な状態に維持、保全するための用水のこと

基本事業 44202

水の安全・安定供給

(主担当：企業庁水道事業室)

目的	対象	水道用水、工業用水が		
	意図	安全で安定的に供給されている		
基本事業の 目標項目	安全・安定給水の障害発生件数	目標値	0件	
		現状値	1件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・企業庁の管理に起因して住民（受水市町のうち用水供給から給水を受けている住民）や企業への給水に支障が生じた水質事故や漏水等の件数（なお、異常湯水や震災等、不可抗力による給水障害は対象としません。）
（企業庁水道事業室調べ）

主な取組内容

- ① 水道用水、工業用水の安定給水および効率的な事業運営をはかるため、既存施設の更新や改良工事を進めるとともに、耐震化工事などを計画的に実施します。（企業庁）
- ② 市町の水需給計画に基づき、水道用水供給事業の建設を的確かつ効率的に推進します。（企業庁）
- ③ 水道用水の安全確保対策として、「三重県水道水質管理計画」を環境森林部と連携して推進するとともに、「水道水質検査計画」に基づき水質基準の全項目検査を行います。また、突発的な水質異常時にも即応できる水質検査体制を維持します。（企業庁）
- ④ 「安全で安心な水道用水」および「良質な工業用水」を安定して供給するため、ISO9001(品質マネジメントシステムの国際規格)を活用することにより、品質管理の徹底と業務の継続的改善に取り組みます。（企業庁）
- ⑤ 企業誘致に伴う工業用水の需要に対して迅速・的確に対応します。（企業庁）
- ⑥ 水道用水供給事業の市の水道事業への一元化について、関係市との協議を行います。（環境森林部、企業庁）
- ⑦ 水道用水供給事業、工業用水道事業について、民間企業の成熟度を見極めながら、技術管理業務の包括的な民間委託の導入に向けた取組を進めます。（企業庁）

施策443 エネルギー対策の推進

(主担当部：政策部)

目的	対象	地域資源であるさまざまなエネルギーが	
	意図	適切な組み合わせのもとに利用され、安定的に供給されている	
施策目標項目 (主指標)	新エネルギーの導入量（原油換算）	目標値	278,000kl (2009年度)
		現状値	206,257kl (2005年度)

[施策目標項目の説明]

・県内における新エネルギー^{※1}導入による従来型一次エネルギー（石油・石炭等）の原油換算削減量（政策部土地・資源室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

現状と課題

エネルギーの安定供給の確保、地球環境問題への対応、これらの課題を考慮したうえでの、効率的なエネルギー供給システムの確保の要請が強まっています。

新エネルギーや水力発電は、エネルギー自給率を向上させるとともに、発電過程において二酸化炭素の排出がない、あるいはほとんど排出されない、地球温暖化対策に貢献するエネルギーとして期待されています。また、これらのエネルギーは地域の特性と密接な関係にある資源であることから、それぞれの地域の実情に応じた導入や利用を計画的に進めることが必要です。

しかしながら、新エネルギーは、出力の不安定性や高コスト等の課題があることから、その導入を更に促進するには、県民、事業者、市町の新エネルギーに対する理解を一層深めていくことが必要です。

また、エネルギーの安定供給や資源の有効利用の観点から、既存水力発電所の効率的な運営、および三重ごみ固形燃料発電所の安全で安定した運転を行っていく必要があります。

めざす姿

県民等の新エネルギーに対する理解が深まり、県内において新エネルギービジョンの導入目標である原油換算で27万8千kl（キロリットル）の新エネルギーが導入されています。安全で安定して、かつ効率的にエネルギーの供給が行われています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町が、新エネルギービジョン策定、県民への普及啓発等、新エネルギーの率先導入に取り組んでいます。 ○ 県民や事業者が、積極的に新エネルギーを導入し、県民自ら市民共同発電等の活動に取り組んでいます。 ○ エネルギー供給事業者が、安全で安定して、かつ効率的にエネルギーを供給しています。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新エネルギーは設備の価格が高いことなどから、採算を合わせることが大変難しい状況です。 ○ 電力の自由化等による売電価格の低下に対応するため、一層のコストダウンが求められています。

県の取組方向

新エネルギービジョンに基づき、県民等への情報提供、県民自らの取組への支援、普及と一体となった導入支援など、普及啓発活動に注力します。また、市町と協力して普及啓発に取り組むため、市町に新エネルギービジョンの策定を積極的に働きかけます。

水力発電事業については、安定した電力供給の維持に努めるとともに、「企業庁のあり方に関する基本的方向（平成19年2月）」に沿って民間譲渡に向けて取り組みます。

三重ごみ固形燃料発電所については、引き続きRDF^{注)2}に対する安全対策に取り組み、安全で安定した運転に努めるとともに、水力発電事業を民間譲渡する場合は企業庁で実施する位置づけがなくなることから、事業の運営方法について関係市町と協議を進めます。

その他の、地域にあるエネルギー資源についても情報収集等を行い、有効活用がはかれるよう取り組みます。

県の取組 目標項目 (副指標)	新エネルギービジョン策定市町数 (累計)	目標値	22市町
		現状値	10市町
	水力発電の年間供給電力目標の達成率	目標値	100%
		現状値	94.5%

[県の取組目標項目の説明]

- ・新エネルギービジョンを策定している県内市町数（累計）（政策部土地・資源室調べ）
- ・県（企業庁）が水力発電により1年間に供給する電力量として設定した、電力目標の達成率（企業庁電気事業室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

44301	地球にやさしいエネルギー対策の推進	(政策部)
44302	電力・エネルギーの安定供給	(政策部)

注)1 新エネルギー：188ページをご覧ください。

注)2 RDF：10ページをご覧ください。

基本事業
44301

地球にやさしいエネルギー対策の
推進

(主担当：政策部土地・資源室)

目的	対象	県民、事業者、市町、県が		
	意図	新エネルギーの導入の促進に協働で取り組んでいる		
基本事業の 目標項目	県全体の太陽光発電能力	目標値	61,300kW (2009年度)	
		現状値	25,316kW (2005年度)	

[基本事業目標項目の説明]

・県、市町、民間等の太陽光発電システム最大出力合計値 (kW) (政策部土地・資源室調べ)。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 家庭への新エネルギー導入促進のため、県民への補助事業を実施する市町に対して家庭用新エネルギー普及支援事業を実施します。(政策部)
- ② 新エネルギーの導入促進と普及啓発のため、市町、民間企業等が行う特に普及効果が高い新エネルギー設備導入事業に対し、その経費の一部を補助します。(政策部)
- ③ 新エネルギーや地域にあるエネルギー資源の有効活用に向け、県民や市町等の理解を深めるため、普及啓発事業の実施や情報収集等に取り組めます。(政策部)

※ ①～③は、みえの舞台づくりプログラム (くらし4) 「みんなで取り組む地球温暖化対策プログラム」を構成しています。

基本事業
44302

電力・エネルギーの安定供給

(主担当：政策部土地・資源室)

目的	対象	水力発電、RDF焼却・発電による電気が		
	意図	安全で安定的に供給されている		
基本事業の 目標項目	いっすい 溢水電力量	目標値	6,000MWh	
		現状値	14,616MWh	
	RDF外部処理委託量	目標値	0t	
		現状値	659t	

[基本事業目標項目の説明]

- ・発電機等を停止しなければ発電できたであろう電力量 (MWh) (企業庁電気事業室調べ)
 - ・県内で製造されたRDFを発電所で焼却せず、外部処理した量 (t) (企業庁電気事業室調べ)
- 発電機の法定点検 (4年ごと) の際に必ず必要となる外部処理委託量 (約650t) は除きます。

主な取組内容

- ① 水力発電事業の民間への譲渡に向けて取り組みます。(政策部、企業庁)
- ② 水力発電事業の安定的な供給を維持するため、施設の適切な管理運営と計画的な改良改築工事の実施および危機管理体制の強化を行います。(企業庁)
- ③ RDF焼却・発電事業については、引き続きRDFの安全対策に取り組み、安全で安定した運転を行うとともに、水力発電事業を譲渡する場合の運営方法について関係市町と協議を進めます。(環境森林部、企業庁)
- ④ 市町が行う発電施設・石油貯蔵施設周辺地域の公共施設の整備に交付金を交付することにより、電力・エネルギーの安定供給に対する理解を深めていきます。(政策部)

新エネルギーの一つ『太陽光発電』

『太陽光発電』は、地球にやさしい無尽蔵のエネルギーです。

- ・発電時に大気汚染物質や騒音を発生しない、環境負荷の少ない発電です。
- ・石油の消費を減らすことができます。
- ・エネルギー源がクリーンで無尽蔵です。
- ・家庭用から大規模施設まで、その施設にあったシステムを自由に設置することができます。



- ・太陽電池に、太陽などの光が当たると電気が発生します。
- ・この太陽光発電は、太陽の光エネルギーを直接電気に変換するものです。
- ・太陽電池は、直流の電気を発生させます。それをインバータで、家庭などで使用している交流の電気に変換します。
- ・発電した電気が余れば電力会社に電気を売ることができます。

出典：財団法人新エネルギー財団パンフレットより作成

人と地域の絆づくりと 魅力あふれるふるさと創造

〔政策〕	〔施策〕	〔基本事業〕	〔ページ〕
1 多様な交流と連携の促進	1 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進	(51101~51103)	474
	2 県境を越えた交流・連携の推進	(51201~51202)	478
	3 科学技術交流の推進	(51301~51304)	482
2 県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進	1 NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）の参画による地域社会づくりの推進	(52101~52102)	488
	2 分権型社会の実現	(52201~52203)	492
	3 住民参画による景観まちづくりの推進	(52301~52302)	498
	4 県情報の効果的な発信による情報共有化の推進	(52401~52403)	502
	5 ITの利活用におけるサービスの高度化	(52501~52504)	506
3 活力ある地域づくりの推進	1 地域の特性を生かした地域づくり	(53101~53105)	512
	2 元気で魅力ある農山漁村づくり	(53201~53202)	518
	3 東紀州地域の振興	(53301~53303)	522
4 快適なまちづくりの推進	1 快適な都市環境の整備	(54101~54105)	528
	2 快適で安心な住まいづくり	(54201~54204)	534
5 交流・連携を広げ社会を支える基盤の整備	1 道路網の整備	(55101~55103)	540
	2 交通網の整備	(55201~55203)	544
	3 港湾の整備	(55301~55302)	548
	4 基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進	(55401~55404)	552

施策511 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進

(主担当部：生活部)

目的	対象	県民が	
	意図	お互いを尊重し合う多文化共生社会の中で暮らし、国際社会の一員として活発に国際貢献・交流活動を行っている	
施策目標項目 (主指標)	財団法人三重県国際交流財団および市町国際交流協会の会員数	目標値	2,850人・団体
		現状値	2,706人・団体

[施策目標項目の説明]

・県域をカバーする中核的民間国際交流組織である財団法人三重県国際交流財団と地域の中核的民間国際交流組織である市町国際交流協会の会員数の合計（生活部国際室調べ）

現状と課題

三重県では、外国人登録者数が年々増加しており、2006年（平成18年）末で49,304人と県人口の約2.6%を占めています。このことから、地域社会において、外国人住民の生活面でのさまざまな課題が生じているため、その解決をはかるとともに、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

また、国際化の進展に伴い、県民の国際貢献への関心や理解を深め、県民主体の国際貢献活動が活発に行われる環境づくりが求められています。

さらに、地域における草の根国際交流を促進するため、NPOやNGO^{注1}などの民間部門の多様な国際交流活動を支援する必要があります。

めざす姿

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の構成員として安心して快適に暮らしています。また、県民やNPO、地域の団体、企業、行政等の多様な主体が、それぞれの知識や技術、経験等を生かした国際貢献や国際交流活動を活発に行っています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一人ひとは、異なる文化や習慣などを相互に理解し、日常生活の身近なところから多文化共生社会づくりに取り組みます。 ○ NPO・企業等は、自らの知識や経験等を生かして、活発に多文化共生社会づくりや国際貢献活動に取り組みます。 ○ 市町は、基礎自治体として、外国人住民を直接支援する主体としての取組や住民等への啓発活動を推進します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 言語、文化、習慣、価値観等の違いが、外国人住民と日本人住民との相互理解の進展に影響しています。

県の取組方向

多文化共生社会づくりについては、市町との役割分担を考慮しつつ、地域住民、NPO、企業等との連携・協働により、通訳ボランティアなどの人材育成や活用、多言語での情報提供を進めるなど外国人住民の日常生活におけるさまざまな課題の解決に向けた取組を推進します。

国際貢献については、その重要な担い手である県民の参加意識の醸成をはかるとともに、県民、NPO、企業等の民間団体の国際貢献活動への支援やネットワーク化に取り組むなど、県民一人ひとりが国際貢献活動に取り組みやすい環境づくりや人材育成を進めます。

国際交流については、地域における草の根の交流を一層活発化させていくため、市町と連携をはかりつつ、県民、NPO等の民間団体などさまざまな活動主体への支援やネットワーク化に取り組むなど、県民の活動しやすい環境づくりや人材育成を進めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	多文化共生施策を推進するための指針・計画等を策定した市町数	目標値	9市町
		現状値	1市町
	外国人相談窓口数	目標値	27か所
		現状値	22か所
	発展途上国から県事業で受け入れた海外技術研修員の人数	目標値	247人
		現状値	223人

[県の取組目標項目の説明]

- ・多文化共生施策を推進するための指針や計画等を策定した市町の数（生活部国際室調べ）
- ・NPOなどのボランティア団体や行政が設置している外国人住民支援のための生活上の相談や情報提供を行う窓口の数（生活部国際室調べ）
- ・県内企業等が、県事業でこれまでに受け入れた海外技術研修員の人数（累計）（生活部国際室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

51101	多文化共生社会づくりの推進	(生活部)
51102	多様な資源を活用した国際貢献の推進	(生活部)
51103	県民主体の多様な国際交流活動への支援	(生活部)

第5節

人と地域の絆づくりと
魅力あふれるふるさと創造

注) 1 NGO：非政府組織。平和・人権問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織

基本事業
51101

多文化共生社会づくりの推進

(主担当：生活部国際室)

目的	対象	県民が		
	意図	お互いを尊重し合う多文化共生社会の中で暮らしている		
基本事業の 目標項目	多文化共生施策を推進するための指針・計画等を策定した市町数	目標値	9市町	
		現状値	1市町	
	外国人相談窓口数	目標値	27か所	
		現状値	22か所	
	外国人住民に日本語を指導するボランティア数	目標値	600人	
		現状値	500人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・多文化共生施策を推進するための指針や計画等を策定した市町の数（生活部国際室調べ）
- ・NPOなどのボランティア団体や行政が設置している外国人住民支援のための生活上の相談や情報提供を行う窓口の数（生活部国際室調べ）
- ・財団法人三重県国際交流財団のホームページに掲載している、外国人住民のための日本語教室で活動しているボランティアの人数（財団法人三重県国際交流財団調べ）

主な取組内容

- ① 外国人住民が三重県で生活する上で必要となる行政情報や生活情報を容易に入手できる環境づくりを進めるため、メディアを活用し、多言語による行政・生活情報の提供に取り組めます。（生活部）
- ② 外国人住民に日本語を指導しているボランティアへの研修を体系的に実施するとともに、地域社会において外国人住民とNPO、行政、関係機関等との橋渡し役を担う多文化共生コーディネーターの育成に取り組めます。（生活部）
- ③ 外国人住民が日常生活の中で直面する疑問や悩み事に対し、適切な相談対応をはかるため、多言語による生活相談を行うとともに、外国人住民を取り巻く課題を効果的に解決するために、庁内をはじめ庁外の多様な主体との連携強化に取り組めます。（生活部）
- ④ 災害や病気等から外国人住民が安心して暮らせる環境を整備するため、通訳ボランティアの育成やスキルアップのための研修を実施するとともに、制度の普及や啓発などに取り組めます。（生活部）
- ⑤ 外国人児童生徒を支援するため、日本語教育および学校生活への適応指導の充実に取り組めます。（教育委員会）＜基本事業12202⑤の再掲＞
- ⑥ 外国人住民の人権尊重など地域社会全体の意識啓発を進めます。（生活部）
- ⑦ 県民、学校、NPOおよび企業等における国際理解を促進し、多文化共生や国際貢献活動の人材育成などにつなげるため、ワークショップ（参加型講習会）の形式を取り入れた研修や海外技術研修員の受入事業を実施します。（生活部）
＜基本事業51102①の再掲＞

※ ①～⑦は、みえの舞台づくりプログラム（絆1）「多文化共生社会へのステップアップ・プログラム」を構成しています。

基本事業
51102

多様な資源を活用した国際貢献の推進

(主担当：生活部国際室)

目的	対象	県民が		
	意図	多様な国際貢献活動を行っている		
基本事業の 目標項目	青年海外協力隊員等国際貢献活動者数	目標値	60人	
		現状値	49人	
	発展途上国から県事業で受け入れた海外技術研修員の人数(累計)	目標値	247人	
		現状値	223人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・独立行政法人国際協力機構および財団法人自治体国際化協会などの国際貢献事業に係る県内出身の派遣者数の合計(生活部国際室調べ)
- ・県内企業等が、県事業でこれまでに受け入れた海外技術研修員の人数(累計)(生活部国際室調べ)

主な取組内容

- ① 県民、学校、NPOおよび企業等における国際理解を促進し、多文化共生や国際貢献活動の人材育成などにつなげるため、ワークショップの形式を取り入れた研修や海外技術研修員の受入事業を実施します。(生活部)
- ② 「みえ国際協力大使」として委嘱した県出身の青年海外協力隊員等を通じて、三重県の紹介やPRを行うとともに、赴任国で必要とされる物資等を県民等から募集し送付する草の根レベルの国際貢献活動を進めます。(生活部)

※ ①は、みえの舞台づくりプログラム(絆1)「多文化共生社会へのステップアップ・プログラム」を構成しています。

基本事業
51103

県民主体の多様な国際交流活動への支援

(主担当：生活部国際室)

目的	対象	県民が		
	意図	多彩な国際交流活動を展開している		
基本事業の 目標項目	国際交流活動による外国への派遣および外国からの受入人数	目標値	1,000人	
		現状値	952人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県、市町、財団法人三重県国際交流財団および市町交流協会が、国際交流を目的に外国へ派遣した人数および受け入れた人数の合計数(生活部国際室調べ)

主な取組内容

- ① ブラジル・サンパウロ州、中国・河南省、スペイン・バレンシア州およびパラオ共和国の4つの姉妹・友好提携先との友好交流事業について、民間の参画を促進します。(生活部)
- ② 県および市町に外国人指導助手や国際交流員を招致することにより、学校での語学指導や国際理解教育、地域による生涯学習や国際交流事業を促進します。(生活部)

施策512 県境を越えた交流・連携の推進

(主担当部：政策部)

目的	対象	三重県と近隣府県等が		
	意図	県境や圏域を越えた交流・連携によって課題の解決に向けて取り組んでいる		
施策目標項目 (主指標)	近隣府県等との間で新たに実施する交流・連携事業の数(累計)	目標値	12	
		現状値	-	

[施策目標項目の説明]

- ・知事会議等の機会を活用して、三重県が近隣府県等との間で検討・協議を進め新たに実施するにいたった、県境を越えた地域間の交流や政策課題の解決のための事業数の累計(政策部地方分権・広域連携室調べ)

現状と課題

人びとの生活や経済活動が県境を越えて拡大する中で、県単独では解決することが難しい課題が増えており、複数の府県等が連携して取り組むことによって、より効率的・効果的に解決していく広域連携の取組強化が求められています。現在、近隣府県等との間で各種の事業に取り組んでいますが、新たな政策課題を的確に把握し、課題解決に向けた効果的な取組を実施していくことが課題です。

人口減少、産業の空洞化などによる地域活力の低下が指摘されており、東京一極集中を是正し、個性豊かな地域社会を創造していくことが重要な課題となっています。また、国土形成計画の策定、道州制の議論などを背景として、中部・近畿の両圏域ではブロックへの意識が強まっており、三重県が独自性を発揮しながら主体的に関わり、県のポテンシャル向上と県土づくりの方向をふまえて、二つの圏域の相乗的な発展をめざしていくことが求められています。

めざす姿

中部圏や近畿圏、あるいは、環伊勢湾や紀伊半島地域などの近隣府県と連携し、広域防災対策、伊勢湾の再生や環境対策、熊野古道の保全と活用など多様な分野で県境や圏域を越えて広域的に取り組む、県単独では解決が難しい課題への対応を進めています。

中部圏や近畿圏との交流ネットワークの形成が進展し、両圏域の近接性や優良な資源を生かした連携のもと、個性と魅力にあふれ、活力ある地域社会が築かれています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の皆さんが、人と人、地域と地域をベースに県境を越えて身近な問題に取り組み、政策課題を提起します。 ○ 市町が、関係府県と対等、協力して共通の政策課題に取り組むことで、より効果的に対応します。 ○ 経済団体等が、単独または関係府県等と連携して政策課題に取り組んだり、政策提言したりします。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権の進展等に伴い、道州制など今後の都道府県のあり方についての議論が、国や地方自治体、経済界等で活発化します。

県の取組方向

中部圏、近畿圏、環伊勢湾や紀伊半島地域などの関係府県等との間で、共通の政策課題に対応すべく多様な分野の交流・連携事業に積極的に取り組むことにより、有益な県民サービスの提供につながる環境整備を進めます。特に、新しい課題に対しては、経済界等多様な主体とともに、有効な解決策を検討して、課題解決に取り組めます。

また、今後の県土づくりの面から、中部圏と近畿圏の双方に不可欠な役割を担いながら、両圏域をつなぐ活動を展開することが必要であり、三重県の有する両圏域とのネットワークを生かし両圏域の広域連携を進めます。首都機能移転については、三重・畿央地域関係3府県との連携を機軸に、地元、中部圏や近畿圏の行政・経済界のみならず、他候補地とも連携して、国会等への働きかけを中心に粘り強く取り組めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	三重県提案により近隣府県等との間で新たに実施する交流・連携事業の数(累計)	目標値	4
		現状値	—

[県の取組目標項目の説明]

- ・知事会議等の機会を活用して、三重県が提案して近隣府県等との間で検討・協議を進め新たに実施するにいたった、県境を越えた地域間の交流や政策課題の解決のための事業数の累計(政策部地方分権・広域連携室調べ)

施策展開するために取り組む基本事業

- | | | |
|-------|---------------------|-------|
| 51201 | 中部・近畿圏との交流ネットワークの形成 | (政策部) |
| 51202 | 近隣府県等との連携強化 | (政策部) |

基本事業
51201

中部・近畿圏との交流
ネットワークの形成
(主担当：政策部地方分権・広域連携室)

目的	対象	三重県と中部・近畿圏の各府県等が		
	意図	交流・連携のネットワークによって、課題の解決に向けて取り組んでいる		
基本事業の 目標項目	三重県提案により検討に着手した中部・近畿圏等での広域連携に関する取組の数（累計）	目標値	5	
		現状値	—	

[基本事業目標項目の説明]

・知事会議等の機会を活用して、三重県が提案して近隣府県等との間で検討・協議に着手した、県境を越えた地域間の交流や政策課題の解決のための取組数の累計（政策部地方分権・広域連携室調べ）

主な取組内容

- ① 中部圏と近畿圏の連携が強化された交流ネットワークの形成に向けて、両圏域の知事会や協議会等に参画し、交流・連携事業や国への政策提言活動の実施、政策課題の調査研究などに取り組めます。（政策部）
- ② 関西の自治体と経済界が一体となって関西の総合力の向上をめざす関西広域機構において、文化・観光振興、環境、広域防災などの政策課題について、調査研究や企画立案を行います。（政策部）
- ③ 中部圏と近畿圏の結節点に位置する共通の条件を有する三重、福井、岐阜、滋賀の4県連携（「日本まんなか共和国」）を進めるとともに、両圏域をつなぐ活動に取り組めます。（政策部）

基本事業
51202

近隣府県等との連携強化

(主担当：政策部地方分権・広域連携室)

目的	対象	三重県と共通の課題を持つ近隣府県等が		
	意図	交流・連携によって、地域的な課題や特定の政策課題の解決に向けて取り組んでいる		
基本事業の 目標項目	三重県提案により検討に着手した環伊勢湾、紀伊半島等での広域連携に関する取組の数（累計）	目標値	7	
		現状値	—	

[基本事業目標項目の説明]

・知事会議等の機会を活用して、三重県が提案して近隣府県等との間で検討・協議に着手した、県境を越えた地域間の交流や政策課題の解決のための取組数の累計（政策部地方分権・広域連携室調べ）

主な取組内容

- ① 環伊勢湾の地域共同体として、東海三県一市が、伊勢湾の再生や環境対策、産業施策の推進など共通の政策課題について、多様な主体とともに組織を設けるなど、共同の取組を行います。（政策部）
- ② 紀伊半島地域の三県において、地域の持つ豊かな自然や歴史、文化資源を生かした地域振興、類似する地理的条件による課題への対応などに、共同して取り組みます。（政策部）
- ③ 共通の政策課題を持った関係府県等との研究会に参画し、地方からの主体的な政策提言や情報発信を行います。（政策部）
- ④ 首都機能移転について、三重・畿央地域の関係府県、地元、中部圏や近畿圏の行政・経済界や他の移転先候補地など多様な主体とともに、国会等への働きかけや移転の意義・必要性のアピールのための活動を実施します。（政策部）

施策513 科学技術交流の推進

(主担当部：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	県民、企業、高等教育機関、公設試験研究機関などが		
	意図	科学技術に関する理解や交流を深め、連携している		
施策目標項目 (主指標)	産学官連携共同研究件数	目標値	50件	
		現状値	50件	

[施策目標項目の説明]

- ・科学技術振興センターと県内企業、高等教育機関等との研究プロジェクトおよび共同研究の件数（政策部科学技術振興センター調べ）

現状と課題

社会や環境の急激な変化が進展する中で、科学技術の振興により県民生活の向上や産業の高度化を進めるためには、科学技術を育み発展させる風土や文化の形成が必要です。このためには、多様な主体の「知恵のであい（マッチング）」の場づくりや分野横断的なネットワークづくりを進め、研究交流や共同研究を推進するとともに、知的財産の創造・保護・活用につながる取組を充実していく必要があります。

さらに、科学技術の振興には県民の理解と参画が不可欠であることから、県民への情報発信などを通じ、コミュニケーションの充実をはかることが重要です。

また、こうした課題に取り組むためには、その基盤となる人材の育成や研究施設等の整備を進めていくことが重要です。

めざす姿

多様な主体が参画した研究交流が活発に行われ、持続的・発展的な産学官連携システムの構築や共同研究・プロジェクト等の連携が計画的かつ戦略的に推進されています。

また、この連携の推進が、科学技術の振興や知的財産の創造・保護・活用の展開につながり、「新しい知恵」、「独自の知恵」を生かした地域課題の解決や産業の知識集約化などにも結びついています。

さらに、県民の科学技術に対する関心が高まり、科学技術を育む風土や知的財産を大切にしている環境が整っています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業や高等教育機関等が、産学官連携を一層推進し、共同研究等への取組を積極的に展開します。 ○ 企業や高等教育機関等が、「新しい知恵」や「独自の知恵」を生かして、地域課題の解決や産業の知識集約化につながる取組を行います。 ○ 企業、高等教育機関、市町、NPO等が、県民の科学技術の関心を増進する取組を行います。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際間・地域間競争の激化や地球環境問題の顕在化などが、科学技術の果たす役割に影響を与えます。 ○ 県民、とりわけ子どもの理科離れ、科学離れが、地域の科学技術を育む風土や文化の形成に影響を与えます。

県の取組方向

持続的・発展的な産学官連携システムを構築するため、多様な交流の場を設定し、産業界・高等教育機関等の研究者など多様な主体のネットワークづくりを進めます。同時に、計画的かつ戦略的な研究連携を行うため、研究コーディネート機能や研究企画・立案力を一層強化し、共同研究・プロジェクトの推進や国等の競争的研究資金の獲得をめざします。

また、2005年度（平成17年度）に策定した「三重県知的財産戦略ビジョン」に基づき、知的財産を大切に、関心を高める環境づくりや、産学民官の協働による知的財産の創造・保護・活用の取組の推進により、「新しい知恵」、「独自の知恵」を活用した地域課題の解決や産業の知識集約化につなげます。

さらに、県民の科学技術に対する興味や関心を高めるため、「子ども科学体験教室」や科学技術に関するセミナーの開催、インターネット等を活用した科学技術情報の提供などを行います。

なお、科学技術の交流の基盤である研究人材の育成や施設・設備等の整備にも計画的に取り組めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	産学官連携研究会数	目標値	10グループ
		現状値	10グループ
	一般公開講座等への参加者数	目標値	11,000人
		現状値	10,771人

[県の取組目標項目の説明]

- ・共同研究等の立案に向けて、企業・行政のニーズと大学・公設試験研究機関等の研究シーズのマッチングの場となる研究会の設置数（政策部科学技術振興センター調べ）
- ・科学技術振興センターが実施する一般公開講座、施設公開、子ども科学体験教室、出前科学体験教室等への参加者数（政策部科学技術振興センター調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

51301	研究交流の推進	(政策部科学技術振興センター)
51302	知的財産に取り組む環境づくり	(政策部科学技術振興センター)
51303	科学技術への関心の増進	(政策部科学技術振興センター)
51304	科学技術基盤の整備	(政策部科学技術振興センター)

基本事業
51301

研究交流の推進

(主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	企業、高等教育機関、公設試験研究機関などが		
	意図	活発に交流し、連携が進んでいる		
基本事業の 目標項目	産学官連携研究会数	目標値	10グループ	
		現状値	10グループ	
	競争的研究資金への応募数	目標値	55件	
		現状値	54件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・共同研究等の立案に向けて、企業・行政のニーズと大学・公設試験研究機関等の研究シーズのマッチングの場となる研究会の設置数（政策部科学技術振興センター調べ）
- ・科学技術振興センターが単独あるいは共同で国等の競争的研究資金へ応募した数（政策部科学技術振興センター調べ）

主な取組内容

- ① 県政や科学技術に関する今後の重点研究分野や地域の課題になる分野において、研究会を組織して研究立案を進めます。（政策部科学技術振興センター）
- ② 多様な交流の場を設定し、産業界、高等教育機関等の研究者など多様な主体のネットワークづくりを進め、連携を強化します。（政策部科学技術振興センター）
- ③ 産学官の研究者やコーディネーター等の連携を促進し、新たな共同研究・プロジェクト等の立案・実施や競争的研究資金の獲得をめざします。（政策部科学技術振興センター）
- ④ 企業ニーズに基づく共同研究を実施し、「新しい知恵」や「独自の知恵」の創造や活用に努めます。（政策部科学技術振興センター）

基本事業
51302

知的財産に取り組む環境づくり

(主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	県民、企業、高等教育機関、公設試験研究機関などが		
	意図	知的財産の創造・保護・活用に取り組んでいる		
基本事業の 目標項目	知的財産活用に関する相談件数	目標値	920件	
		現状値	913件	
	知的財産のマッチング件数 (技術移転件数)(累計)	目標値	60件	
		現状値	9件	
	知的財産に関する講演会・研修会等 への参加者数	目標値	800人	
		現状値	797人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・三重県知的所有権センターが知的財産の創造・保護・活用に関する相談を受けた件数（三重県知的所有権センター調べ）
- ・三重県知的所有権センターが中小・ベンチャー企業等へ技術移転した件数（累計）（三重県知的所有権センター調べ）
- ・三重県知的所有権センターが実施する、知的財産に関する意識や理解を深め、知的財産の普及啓発をはかるための講演会・研修会等への参加者数（三重県知的所有権センター調べ）

主な取組内容

- ① 2005年度（平成17年度）に策定した「三重県知的財産戦略ビジョン」に基づき、知的財産の環境づくり・創造・保護・活用を推進し、三重県の産業や社会の活性化につなげます。（政策部科学技術振興センター）
- ② 県内の中小・ベンチャー企業^{注)1}の知的財産活用を支援するために、企業や研究機関等が保有する特許等技術の移転を促進するとともに、総合相談機能の充実や知的財産に関するセミナー、研修等を実施します。（政策部科学技術振興センター）
- ③ 大学等高等教育機関の有する知的資源を活用するため、県内15高等教育機関との連携を強化します。（政策部）

※ ②は、重点事業（元気5）「地域の資源を活用した産業振興」を構成しています。

※ ③は、みえの舞台づくりプログラム（元気1）「『地域の知の拠点』連携・創造プログラム」を構成しています。

注)1 ベンチャー企業：49ページをご覧ください。

基本事業
51303

科学技術への関心の増進

(主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	県民が		
	意図	科学技術への関心を高めている		
基本事業の 目標項目	一般公開講座等への参加者数	目標値	11,000人	
		現状値	10,771人	
	ホームページアクセス件数 (訪問者数)	目標値	270万件	
		現状値	249万件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・科学技術振興センターが実施する一般公開講座、施設公開、子ども科学体験教室、出前科学体験教室等への参加者数（政策部科学技術振興センター調べ）
- ・科学技術振興センターが開設しているホームページへのアクセス件数（訪問者数）（政策部科学技術振興センター調べ）

主な取組内容

- ① みえサイエンス・アカデミー^{注1}を運営し、科学技術に関する県民ニーズや地域課題の情報収集・把握に努めます。（政策部科学技術振興センター）
- ② 試験研究機関の一般公開やセミナーを行うとともに、ホームページの充実をはかり、県民が科学技術への関心を高める機会を提供します。（政策部科学技術振興センター）
- ③ 子どもたちを対象にした科学体験教室等の開催により、科学技術に親しめる機会を充実します。（政策部科学技術振興センター）

注1 みえサイエンス・アカデミー：科学技術に関する県民のニーズや地域課題の把握などを行うための組織のこと

基本事業
51304

科学技術基盤の整備

(主担当：政策部科学技術振興センター)

目的	対象	研究や技術支援機能が		
	意図	充実して、研究開発・技術開発の基盤が整備されている		
基本事業の 目標項目	科学技術振興センターが保有する特許等実施許諾件数（累計）	目標値	26件	
		現状値	22件	
	大学・独立行政法人等の研究機関へ派遣した研究員数（累計）	目標値	17人	
		現状値	13人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・科学技術振興センターが保有する特許、実用新案、意匠、品種登録等を企業等に実施許諾した件数（累計）（政策部科学技術振興センター調べ）
- ・最先端の研究分野での研究能力を身につけるために、大学・独立行政法人等の研究機関へ派遣した科学技術振興センターの研究員数（累計）（政策部科学技術振興センター調べ）

主な取組内容

- ① 県民の視点に立った研究成果を生み出すため、外部人材を活用した研究評価委員会を設置し、研究の企画、実施、終了の段階で評価を行う研究評価システムの的確な運営をはかります。（政策部科学技術振興センター）
- ② 企業等が安心して使えるよう、研究成果に基づく特許等の取得を推進し、技術移転をはかります。（政策部科学技術振興センター）
- ③ 大学・独立行政法人等の研究機関へ研究員を派遣し、専門技術を習得させることにより、高度で独創的な研究開発能力の向上をはかります。（政策部科学技術振興センター）
- ④ 老朽化した研究施設の整備や耐震化対策、また、研究設備の購入・更新を計画的に実施し、効率的かつ安全に試験研究が行える環境づくりを進めます。（政策部科学技術振興センター）

施策521 NPO(ボランティア団体・市民活動団体等)の参画による地域社会づくりの推進

(主担当部：生活部)

目的	対象	NPOが		
	意図	ネットワークを形成し、他の主体とも協働しながら地域づくり活動を行っている		
施策目標項目(主指標)	NPO(ボランティア団体・市民活動団体等)の数	目標値	1,900団体	
		現状値	1,522団体	

[施策目標項目の説明]

・県が、地域の市民活動センターとも連携して把握している県内のNPOの数(生活部NPO室調べ)

現状と課題

ボランティア活動や市民活動に対する社会的関心が高まるにつれて、法人格を取得するNPOが増加するとともに、各地域に市民活動団体等を支援する民間のNPO支援組織が育ち、各市町においては市民活動センターが設立されるようになってきました。その一方で、活動基盤の脆弱なNPOが多くみられます。

また、公共分野におけるNPOと行政との協働関係の構築や質の向上が求められていることから、協働のルールや協働を検証するしくみを一層普及・浸透させていく必要があります。さらに、NPOがNPO支援組織と共に地域社会づくりに取り組むことができる環境づくりを進めるため、NPO支援組織の基盤強化に向けた支援を行っていく必要があります。

めざす姿

NPO(ボランティア団体・市民活動団体等)が他の主体とも連携・協働しながら、自主的に地域社会づくりに参画し、社会に貢献しています。中でも法人格を持つNPOが増加し、県民からの信頼を得て、公益の増進に継続的に寄与するとともに、その活動を発展させています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一人ひとりには、NPO活動に対する理解を深め、地域社会を支える社会貢献活動に積極的に参加します。 ○ 市町は、市民活動センターの設置をはじめ、地域におけるボランティア・市民活動の活発化に向けて支援します。 ○ NPOは、県民からの信頼と支持を獲得するように努力します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定NPO法人制度(寄附に対する優遇税制制度)の認定要件は2005年度(平成17年度)の税制改正で緩和されたものの、NPO法人の寄附による資金調達割合が全体に低い状態であるため、認定数が伸び悩んでいます。

県の取組方向

NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）が、他の主体とともに実施した協働事業について、NPOと行政との間で対等かつ相互信頼に基づいた協力関係が構築されたかどうか等をお互いに確認する、ふりかえり（検証）会議を実施し、協働のルールに基づいた事業の推進や協働事業を検証するしくみの一層の普及と定着化をはかります。

また、「みえ市民活動ボランティアセンター」における市民活動の場や交流の機会の提供、NPO活動に関する情報の受発信などのNPO支援機能を充実させるとともに、市町と連携をはかりながら、各地域に設立されたNPO支援組織が活動基盤を確立し、地域の活動拠点として機能を果たすため、職員の資質向上や組織間の交流機会の提供などの支援を行います。

県の取組目標項目 (副指標)	ふりかえり（検証）会議を行った協働事業数	目標値	35事業
		現状値	17事業
	ふりかえり（検証）会議コーディネーター（調整者）の人数	目標値	50名
		現状値	35名

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・県からコーディネーター（調整者）を派遣、またはチェックシートを活用して、ふりかえり（検証）会議を行った協働事業数（生活部NPO室調べ）
- ・協働事業の各過程において、ふりかえり（検証）会議を開催する際に、第三者的立場から会議をコーディネーター（調整）する役割を果たす者の人数（生活部NPO室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

52101	NPOと行政との協働の推進	(生活部)
52102	県民の社会参画活動への支援	(生活部)

第5節

人と地域の絆づくりと
魅力あふれるふるさと創造

基本事業
52101

NPOと行政との協働の推進

(主担当：生活部NPO室)

目的	対象	NPOと行政が		
	意図	協働のルールへの理解を深め、それぞれの役割に応じて「公」を担っている		
基本事業の 目標項目	ふりかえり（検証）会議を行った協働事業数	目標値	35事業	
		現状値	17事業	
	ふりかえり（検証）会議コーディネーター（調整者）の人数	目標値	50名	
		現状値	35名	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・県からコーディネーター（調整者）を派遣、またはチェックシートを活用して、ふりかえり（検証）会議を行った協働事業数（生活部NPO室調べ）
- ・協働事業の各過程において、ふりかえり（検証）会議を開催する際に、第三者的立場から会議をコーディネート（調整）する役割を果たす者の人数（生活部NPO室調べ）

主な取組内容

- ① 協働に対する職員の理解を深めるための研修を実施します。（生活部）
- ② 県民等と行政の役割分担の考え方や効果的で効率的な協働の普及、定着を推進するため、NPO等からの協働事業の提案募集を実施します。（生活部）
- ③ 協働やその検証のしくみの定着をはかるため、事業の企画から実施にいたる段階でのさまざまな対話の場の設定や情報共有に努めるとともに、県や市町が実施した協働事業について、コーディネーター（調整者）を交えた、ふりかえり会議の実施を促進します。（生活部）

基本事業
52102

県民の社会参画活動への支援

(主担当：生活部NPO室)

目的	対象	県民が		
	意図	NPO活動やボランティア活動など社会貢献活動への理解を深め、参画している		
基本事業の 目標項目	NPO法人数	目標値	590団体	
		現状値	427団体	
	NPO支援組織の数	目標値	35団体	
		現状値	30団体	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県が認証したNPO法人の累計数（ただし、所轄庁の変更法人および解散法人を除く）（生活部NPO室調べ）
- ・県内にあるNPO支援組織の数（生活部NPO室調べ）

主な取組内容

- ① NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）の発展を支援するため、「みえ市民活動ボランティアセンター」において、県民の多様な活動や交流の促進をはかるとともに、情報誌やホームページ等による情報の受発信の充実をはかります。（生活部）
- ② 特定非営利活動（NPO）法人の認証、監督および運営の相談を行います。（生活部）
- ③ 地域の活動拠点である県内各地のNPO支援組織の交流を促進し、NPO支援機能の向上をはかります。（生活部）

施策522 分権型社会の実現

(主担当部：政策部)

目的	対象	市町・県が	
	意図	役割分担を明確にして自主性、自立性を高め、住民参画を進めつつ、連携しながら効率的かつ効果的な行政運営を行っている	
施策目標項目 (主指標)	市町への権限移譲度	目標値	296
		現状値	208

[施策目標項目の説明]

・年度末までに確定した1市町あたりの権限移譲^{注1}事務数（政策部地方分権・広域連携室調べ）

現状と課題

市町は、合併による規模の拡大や主体的な行政改革により、自立的な行政体制の整備を進めています。分権型社会の実現には、住民に最も身近な基礎自治体^{注2}である市町が、地域経営の総合的な主体として、地域課題に対応することが求められています。

県は、市町との対等・協力の関係づくりと役割分担の明確化と適正化を進めるとともに、自治能力向上のための市町への支援を強化する必要があります。

また、今後、市町の行財政運営がより厳しくなることが予測される中、県は、合併市町や条件不利市町等が基礎自治体として自主性、自立性を確保し、効率的で効果的な行財政運営が行えるよう支援する必要があります。

地方分権改革や道州制をめぐる議論が活発化してきており、真の地方分権の実現に向け、適切に対応していく必要があります。

めざす姿

県は、対等・協力の関係づくりと基礎自治体優先の考え方にに基づき、市町との適切な役割分担と連携・協力のもとで、県民サービスの向上に取り組んでいます。

市町は、住民に最も身近で総合的な地方自治体として、住民参画のもと自治能力を向上させ、効率的かつ効果的な行財政運営を行っています。

市町、住民、団体等が、住民自治のまちづくりに向けた役割を果たしています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、県や市町村への権限移譲を進め、分権に向けた行財政改革や市町村合併への支援を行います。 ○ 市町は、住民参画のもと、政策形成能力を向上させ、効率的かつ効果的な行財政運営を行います。 ○ 住民は、地域課題に主体的に取り組みます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の行財政改革は、地方行財政に大きく影響します。 ○ 地方分権改革推進法に伴う改革が、国・県・市町の役割分担や事務の進め方に大きく影響することが予想されます。 ○ 人口減少、少子高齢化の進展とともに、地域のつながりの弱まりが懸念されます。

県の取組方向

基礎自治体優先の考え方に基づき、役割分担と連携・協力のあり方を検討し、「権限移譲推進方針」に基づき市町への権限移譲を進めます。地方分権改革については、住民に身近な事務は地方が担うとの観点から、地方の自主性・自立性向上に取り組むとともに、中長期的課題として道州制についても、地域の視点、住民の視点をふまえながら検討を深めます。また、市町や住民の主体的な住民自治の取組を支援します。

合併市町のまちづくりが円滑に進むよう、必要な支援を行うとともに、新たな合併に向けた地域の動向をふまえ、自主的な市町合併を支援します。

厳しい財政状況のもとでも市町が安定した財政運営を確保できるよう、地方交付税や地方債に関する適切な助言・支援を行うとともに、市町の「集中改革プラン」に代表される行財政改革の取組について、市町の自主性、自立性の確保の観点から適切な助言・支援を行います。また、行政の効率化や住民サービスの向上に資する市町の行財政運営の刷新が円滑に進むよう、必要な支援を行います。

県の取組目標項目 (副指標)	県と市町の対等・協力の関係づくり 取組数(累計)	目標値	31
		現状値	19
	経常収支比率 ^{注)3} 優良度	目標値	2.2ポイント以上 (2009年度)
		現状値	2.2ポイント (2005年度)
	実質収支 ^{注)4} 赤字団体数	目標値	0団体 (2009年度)
		現状値	0団体 (2005年度)

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・県と市町の対等・協力の関係づくりのために設置する協議の場の累計数（政策部地方分権・広域連携室調べ）
- ・各年度の全国市町村の経常収支比率平均値から県内市町の経常収支比率平均値を差し引いた値（総務省「市町村別決算状況調査」、政策部市町行財政室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。
- ・各年度の県内市町決算における赤字団体の数（総務省「地方財政状況調査」）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

施策展開するために取り組む基本事業

52201	地方分権の推進	(政策部)
52202	市町合併の推進	(政策部)
52203	市町行財政運営の支援	(政策部)

注)1 権限移譲：県の事務権限を市町事務権限にすること。「三重県の事務処理の特例に関する条例」によって移譲する場合と法令の規定に基づいて移譲する場合がある。

注)2 基礎自治体：市町村が、住民に身近な事務を総合的に行う地方自治体であることを表す時に用いられる表現。都道府県は、基礎自治体を包括する広域自治体と表す。

注)3 経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合

注)4 実質収支：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支（歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額）から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

基本事業
52201

地方分権の推進

(主担当：政策部地方分権・広域連携室)

目的	対象	市町・県が		
	意図	対等・協力の関係のもと、自主性・自立性の高い地方自治体になっている		
基本事業の 目標項目	県と市町の対等・協力の関係づくり 取組数（累計）	目標値	31	
		現状値	19	

[基本事業目標項目の説明]

・県と市町の対等・協力の関係づくりのために設置する協議の場の累計数（政策部地方分権・広域連携室調べ）

主な取組内容

- ① 地方分権改革を進めるため、地方税財源の充実強化、国から地方への権限移譲、国の法令による義務付け・関与の廃止・縮小等の課題について、全国知事会・近隣府県と連携しながら、積極的に提言や働きかけを行います。なお、道州制については、政府や政党における議論の動向を見据えながら検討を深めます。（政策部）
- ② 市町の自主性、自立性を高め、県と市町の対等・協力の関係づくりを進めるため、県と市町の新しい関係づくり協議会において、連携・協力、役割分担、専門性強化などの共通する課題について検討します。（政策部）
- ③ 市町の主体性向上や住民の利便性向上をはかるため、「三重県権限移譲推進方針」に基づき、権限移譲を推進し、移譲した事務権限については、事務処理に要する経費として特例処理事務交付金を交付するなど、必要な人的・財政的支援を行います。（政策部）
- ④ セミナーの開催等により分権型社会の実現に向けた普及活動や職員の意識改革を行うとともに、市町や地域住民による主体的な住民自治拡充に向けた活動を支援します。（政策部）

※ ②～④は、重点事業（絆2）「地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援」を構成しています。

基本事業
52202

市町合併の推進

(主担当：政策部市町行財政室)

目的	対象	市町が	
	意図	合併により自治能力を高め、自らの責任と判断で住民ニーズを反映した行政運営を行っている	
基本事業の目標項目	新市町まちづくり進捗度	目標値	66%
		現状値	22%

[基本事業目標項目の説明]

- ・新市町ごとの建設計画期間（10年間）における普通建設事業費の総額（推計値）に対する当該年度までの実績累計額の割合（政策部市町行財政室調べ）

主な取組内容

- ① 合併支援交付金を交付するほか、新市町建設計画に記載された県事業の推進をはかり、合併市町の新しいまちづくりを支援します。（政策部）
- ② 市町の合併協議会設置に向けた動き等を勘案して、新たな市町合併の取組を支援します。（政策部）
- ③ 合併市町が円滑に行政運営を行えるよう、必要な助言、情報提供等の支援に努めるとともに、合併特例債の発行や地方交付税の合併算定替について合併市町の安定的な財政運営を確保する観点から適切な助言・支援を行います。（政策部）

※ ①、②は、重点事業（絆2）「地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援」を構成しています。

基本事業
52203

市町行財政運営の支援

(主担当：政策部市町行財政室)

目 的	対 象	市町が		
	意 図	自主性、自立性を高め、行政事務を適正かつ的確に処理するとともに、安定的に財政運営を行っている		
基本事業の 目 標 項 目	経常収支比率優良度	目 標 値	2.2ポイント以上 (2009年度)	
		現 状 値	2.2ポイント (2005年度)	
	実質収支赤字団体数	目 標 値	0 団体 (2009年度)	
		現 状 値	0 団体 (2005年度)	
	地方債発行許可団体数	目 標 値	1 団体	
		現 状 値	2 団体	

[基本事業目標項目の説明]

- ・各年度の全国市町村の経常収支比率平均値から県内市町の経常収支比率平均値を差し引いた値（総務省「市町村別決算状況調」、政策部市町行財政室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。
- ・各年度の県内市町決算における赤字団体の数（総務省「地方財政状況調査」）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。
- ・収支の赤字や公債費が多いこと等の理由で、地方債発行にあたり県の許可が必要となる市町の数（政策部市町行財政室調べ）

主な取組内容

- ① 市町が適正かつ効率的な行政運営を行えるよう、地方自治制度、地方公務員制度、住民基本台帳制度等について、必要な助言、情報提供等の支援を行います。また、市町の「集中改革プラン」に代表される行財政改革について、市町の自主性・自立性の確保の観点から適切な支援を行います。（政策部）
- ② 市町の財政の健全化をはかり、安定的な財政運営を確保するため、市町の地方交付税事務、起債事務、決算統計事務等について、必要な助言、情報提供等の支援を行います。（政策部）
- ③ 税源移譲の実施をふまえ、市町の税務事務が適正かつ効率的に行えるよう、市町の賦課徴収事務や固定資産評価等について、必要な助言、情報提供等の支援を行うとともに、市町の税収確保について取組を支援します。（政策部）
- ④ 市町の行財政運営の透明性をより高めるため、市町の公会計の整備や資産・債務管理について必要な助言、情報提供等の支援を行います。また、団体間で比較可能な市町の財政情報や行政情報等の公表を行います。（政策部）
- ⑤ 国・地方における構造改革に伴う厳しい財政状況のもとで、市町の行財政運営の自主性・自立性の向上をはかるため、財政健全化や自主性・自立性の向上に向けた自助努力を行なっている市町の地域づくりや行財政基盤の強化について、貸付金の活用等により必要な支援を行います。（政策部）

- ⑥ 地方債をめぐる環境の変化や地方債協議制度への移行をふまえ、住民参加型市場公募債の発行など、市町の資金調達が多様化について必要な助言、情報提供等を行います。
(政策部)
- ⑦ 市町が取り組む行財政運営の刷新が円滑に進むよう、県と市町の協働による研究会や研修会を開催し、行財政運営の先進的な取組について情報共有と普及啓発を行います。
(政策部)
- ⑧ 住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、市町における行政事務の効率化や住民サービスの向上をはかるため、住民基本台帳カードの普及促進やセキュリティの確保について、必要な助言、情報提供等の支援を行います。(政策部)

※ ⑤は、重点事業（絆2）「地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援」を構成しています。

施策523 住民参画による 景観まちづくりの推進

(主担当部：県土整備部)

目的	対象	地域住民、市町、県が		
	意図	地域の個性を生かし、魅力ある美しい生活空間を備えた景観まちづくりを参画と協働で進めている		
施策目標項目 (主指標)	県民の参画と協働により景観まちづくりや社会資本整備に取り組んだ地区数(累計)	目標値	120地区	
		現状値	76地区	

[施策目標項目の説明]

・県民の参画と協働で景観まちづくりや社会資本整備を実践した地区数(県土整備部景観まちづくり室調べ)

現状と課題

地域の自然や歴史・文化に根ざした美しいまち並みや良好な景観に対する県民の意識が高まりつつある中、2005年(平成17年)6月に景観法が全面施行されました。

県は景観法に基づく景観行政団体として、広域的な行政主体の立場から、長期的、総合的視野に立った「三重県景観計画^{注)1}」を策定し、景観づくりの目標や基本方針、景観計画区域内における行為の制限の基準等を定めるとともに、2013年(平成25年)の御遷宮に向けて県内外から多くの来訪者を迎える中で、「三重県景観計画」に基づく取組を着実に実施するなど、県民や市町とともに、美しい景観づくり、景観を生かしたまちづくりを県内全域で展開していくことが求められています。

また、地域の個性を生かした、魅力ある景観まちづくり^{注)2}を進めるためには、景観づくりとともに、まちの骨格を構成する社会資本整備においても、県民の創意工夫やニーズを反映させるなど、県民の参画と協働による取組を広く実施していくことが必要となっています。

めざす姿

「三重県景観計画」や市町による景観条例、景観計画等に基づく景観づくりが展開され、また、県民の参画と協働による社会資本整備が広く実践されることで、地域の個性を生かした、魅力ある美しい景観まちづくりが県内全域で推進されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町が、景観に対する取組意識を高め、景観条例や景観計画を制定し、地域住民との協働により、ハード・ソフトの両面から計画的に景観づくり事業やまちづくり事業を実施するとともに、地域住民の参画と協働により社会資本整備を実践します。 ○ 県民が、社会資本整備における協働の意識を高め、景観づくりやまちづくりに理解と関心を持ち、それらの取組に積極的に参画するとともに、自ら実践します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が多発した場合に、時間的な制限により県民の参画と協働による手法が取れなくなります。

県の取組方向

「三重県景観計画」で定める景観づくりの目標や基本方針に基づき、豊かな自然や歴史・文化的景観等の保全、景観に配慮した社会資本整備や屋外広告物対策などを積極的に実施するとともに、周囲に調和した建築物に誘導するなど、美しいみえの景観づくりに向けた取組を進めます。

また、県民や市町への良好な景観形成に対する普及啓発や支援により、市町による景観条例や景観計画の制定を促すとともに、県民の参画と協働により、地域の自然や歴史・文化など地域の個性を生かした景観づくりや、多彩なネットワーク、地域住民・来訪者の一人ひとりの気づきや、専門家の意見を生かしたまちづくりを進めます。

さらに、これまでの行政主導の社会資本整備から、県民の参画と協働による社会資本整備をより一層展開することにより、県民の創意工夫やニーズを反映した住民満足度の高い社会資本の整備を進めます。

県の取組目標項目 (副指標)	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)	目標値	29件
		現状値	20件

[県の取組目標項目の説明]

- ・美しい景観づくりを実践していくための指針となる景観条例や景観計画等の件数(県土整備部景観まちづくり室調べ)

施策展開するために取り組む基本事業

52301	美しい景観づくり	(県土整備部)
52302	住民参画のまちづくり	(県土整備部)

注) 1 景観計画：126 ページをご覧ください。

注) 2 景観まちづくり：120 ページをご覧ください。

基本事業
52301

美しい景観づくり

(主担当：県土整備部景観まちづくり室)

目的	対象	地域住民、市町、県が		
	意図	地域の個性を生かしたまちづくり、景観づくりを積極的に進めている		
基本事業の 目標項目	県民の参画と協働により景観まちづくりに取り組んだ地区数（累計）	目標値	16地区	
		現状値	12地区	
	景観まちづくりの取組における景観に配慮した社会資本整備の実施箇所数（累計）	目標値	19か所	
		現状値	15か所	
	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数（累計）	目標値	29件	
		現状値	20件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県民の参画と協働で景観まちづくりを実践した地区数（県土整備部景観まちづくり室調べ）
- ・県民の参画と協働で景観まちづくりを実践している地区において、景観に配慮した社会資本整備を実施した箇所数（県土整備部景観まちづくり室調べ）
- ・美しい景観づくりを実践していくための指針となる景観条例や景観計画等の件数（県土整備部景観まちづくり室調べ）

主な取組内容

- ① 個性豊かで魅力ある景観まちづくりを推進するため、三重県内の歴史・文化の豊かな街道を軸とした地域において、地域住民と行政の協働により、それぞれの地域資源を活用した景観やまち並みを創造するとともに、まちの骨格を構成する道路や河川などの県有施設において修景整備等のハード整備を実施します。（県土整備部）
- ② 「三重県景観計画」を着実に推進するため、景観計画の解説書等の整備を行うとともに、三重県が施行する公共事業や公共施設が景観に配慮したものとなるよう指針の整備を行います。（県土整備部）
- ③ 県民や市町とともに美しい景観づくりを推進するため、景観シンポジウムやセミナーを開催するとともに、市町の景観条例や景観計画の策定を支援します。（県土整備部）
- ④ 屋外広告物については、「三重県屋外広告物条例」に基づく規制および違反広告物に対する是正指導を行うとともに、「屋外広告物沿道景観地区^{注）1}制度」を活用した取組により、良好な景観形成をはかっていきます。（県土整備部）

- ※ ①は、重点事業（絆1）『住んでよし、訪れてよし』の観光みえ・魅力増進対策を構成しています。
- ※ ②、④の一部は、重点事業（絆3）『みんなで進める三重の景観づくり』を構成しています。
- ※ ①は、みえの舞台づくりプログラム（絆3）『こころのふるさと三重』づくりプログラムを構成しています。

注）1 屋外広告物沿道景観地区：128ページをご覧ください。

基本事業
52302

住民参画のまちづくり

(主担当：県土整備部景観まちづくり室)

目的	対象	地域住民、市町、県が		
	意図	参画と協働で社会資本整備を進めている		
基本事業の 目標項目	県民の参画と協働による社会資本整備の 実践地区数（累計）	目標値	104地区	
		現状値	64地区	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県が実施する社会資本整備において、協働手法を検討し、情報提供や対話の場を設定することにより、社会資本整備を実践した地区数（県土整備部景観まちづくり室調べ）

主な取組内容

- ① 住民満足度の高い社会資本整備を実現していくため、住民参画の基盤づくりとして住民参画を担える行政職員を養成するとともに、実践をとおして住民参画手法などの検証を行います。（県土整備部）
- ② 地域住民との対話や意見交換の場づくりを積極的に行い、社会資本整備における住民参画の環境づくりを進めていくとともに、地域住民、市町が主体のまちづくりを支援していきます。特に、東紀州地域において国土交通省の日本風景街道の制度を生かしたまちづくりを支援していきます。（県土整備部）
- ③ 社会資本整備の各段階（事業の構想、計画、実施および維持管理）において住民参画手法を取り入れ、社会資本整備を実践することにより、県民の創意工夫やニーズを反映した住民満足度の高い社会資本整備の実現をめざします。（県土整備部）

施策524 県情報の効果的な発信による情報共有化の推進

(主担当部：政策部)

目的	対象	三重県をよりよくする有益な情報が		
	意図	効果的に県内外に発信され、多様な主体の間で共有されている		
施策目標項目 (主指標)	県からの情報提供や情報公開などを通じて、県からの情報が県民に十分に伝わっていると感じている人の割合	目標値	60.0%	
		現状値	46.5%	

[施策目標項目の説明]

- ・県が行っている情報提供や情報公開などの広聴広報活動を通じて、県からの情報が十分に伝わっていると感じている県民の割合（政策部広聴広報室調べ）

現状と課題

「県民が主役の県政」の実現には、県民生活のさまざまな領域において、県民が自らの意思で主体的に、各種の活動に参画することのできる多様なしくみづくりが求められています。県政への参画や「新しい時代の公」の実現のためには、多様な主体の間で十分な情報共有がはかられることが必要です。

このことから、県民等の個人情報の保護に留意しつつ、情報技術の進展に合わせた県全体の広聴広報機能の充実強化をはじめ、県が保有する情報的確な提供など多様な主体間での情報共有や、情報公開の取組がこれまでも増して重要となってきます。

めざす姿

県民等の個人情報を適正に管理しつつ、県政情報が適切に受発信され、県民、企業、市町、県などとの間で共有されるとともに、これらの多様な主体の間で双方向のコミュニケーションが円滑に進んでいます。

そのことによって、多様な主体が「新しい時代の公」を担い、それぞれの役割において、三重県の魅力や三重県への関心を高めています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民が、県の課題を共有し、その解決に向けた議論や意見の提言など、県政に活発に参画しています。 ○ 県民一人ひとりや企業などが、地域や県の情報を積極的に県内外に発信しています。 ○ 市町における情報公開制度および個人情報保護制度が的確に運用されています。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権の進展に伴い、地域主権の考え方が普及することにより、今まで以上にさまざまな情報の共有化が求められます。 ○ 個人情報の保護に関する県民の意識が高まり、より適切な情報提供、情報公開のあり方が求められます。

県の取組方向

「県政だより」「新聞」「ラジオ・テレビ」「ホームページ」「デジタル放送」などさまざまな媒体の特性を生かし、適時かつ的確に、県政運営に係る情報や課題等を発信し、県民との情報の共有を進めるなど、県民のニーズや情報技術の進展に合わせた多様な手法で広報活動を展開します。

また、地域間の交流、連携がより一層はかられることをめざし、地域に埋もれた資源や地域の文化などの三重県の魅力について、県内はもとより県外にも積極的に情報発信を行います。

加えて、県民等の個人情報 を適正に管理しつつ、県政運営の情報や各種統計情報を積極的かつ正確に、わかりやすく提供するとともに、情報公開制度などの的確な運営や適切な広聴活動を実施することにより、県民など多様な主体の間で双方向の情報共有を進めます。

県の取組目標項目 (副指標)	資料提供した県政情報が新聞各紙に掲載された掲載率	目標値	30.0%
		現状値	27.6%
	県のホームページへのアクセス件数	目標値	153万件
		現状値	119万件
	公文書や個人情報の開示決定における開示・非開示判断の適正度	目標値	55%以上
		現状値	44%

[県の取組目標項目の説明]

- ・県の各部署から資料提供される県政情報のうち、新聞各紙（6紙）に掲載された率（政策部広聴広報室調べ）
- ・県のホームページへの月間アクセス数（訪問者数）（年度内における月平均件数）（政策部情報政策室調べ）
- ・公文書開示請求の開示決定等および個人情報の開示決定等に対する開示請求者等（県民等）からの不服申立てについて、三重県情報公開審査会、三重県個人情報保護審査会が行政機関の決定が適正（一部認容は含まない）であると判断した割合（生活部情報公開室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

52401	効果的な広聴広報の推進	(政策部)
52402	統計情報データの効果的な発信と活用の促進	(政策部)
52403	行政情報の積極的な公開と個人情報の適正な保護	(生活部)

基本事業
52401

効果的な広聴広報の推進

(主担当：政策部広聴広報室)

目的	対象	県の情報を知りたい県民が		
	意図	県の情報を手軽に得ることができるとともに、県政に対して気軽に意見等を言うことができる		
基本事業の 目標項目	県政だよりの満足度	目標値	80.0%	
		現状値	79.6%	
	県のホームページへのアクセス件数	目標値	153万件	
		現状値	119万件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・各戸に配布している県の広報紙「県政だより みえ」が、「役に立つ」、「少しは役に立つ」と感じている県民の割合（政策部企画室「一万人アンケート」）
- ・県のホームページへの月間アクセス数（訪問者数）（年度内における月平均件数）（政策部情報政策室調べ）

主な取組内容

- ① 県民参加型、問題提起型の広報紙「県政だより みえ」を発行するとともに、新聞、テレビ・ラジオ、ケーブルテレビ等について、各媒体の有する特性を生かし、県民生活の利便性を高める情報や県政の課題に対する意見広告をはじめ、地域に埋もれた資源や地域の文化などについても、県内外に情報発信を行います。（政策部）
- ② 誰もが見やすく利用しやすいホームページをめざして、ウェブアクセシビリティ^{注1}に対応したページづくりを進めるとともに、県情報を文字だけでなく、映像や音声で提供できる県インターネット放送局を活用し、誰もがわかりやすい行政情報の提供を行います。（政策部）
- ③ 災害等緊急時の安全・安心情報の迅速な提供をはじめ、報道機関に対するパブリシティ^{注2}の積極的かつ効果的な活用をはかります。（政策部）
- ④ 首都圏や関西圏における情報発信をより効果的なものとするため、行政機関、関係団体、経済界、報道機関等との人的ネットワークの拡大充実をはかります。（政策部、農水商工部）
- ⑤ 県の事業等について県民の皆さんと意見交換する取組をはじめ、「一万人アンケート」等による県民ニーズの把握、県政への意見や提案、相談等の受付やインターネットの特性を生かした広聴事業などさまざまな手法を活用した広聴活動を展開し、県民の皆さんの県政への参画を進めます。（政策部）＜基本事業62002③の再掲＞

注)1 ウェブアクセシビリティ：ホームページ等を利用しているすべての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、ホームページ等で提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できること

注)2 パブリシティ：報道記事として取り扱われるよう報道機関に対して働きかける広報活動のこと

基本事業 52402

統計情報データの効果的な発信と 活用の促進

(主担当：政策部統計室)

目的	対象	統計情報に関心のある県民が		
	意図	統計情報をいつでもどこでも必要なときに参照したり、自由に加工・分析し、政策形成や各種研究などさまざまな意思決定に活用している		
基本事業の 目標項目	統計情報利用件数（アクセス件数）	目標値	390,000件	
		現状値	306,444件	

[基本事業目標項目の説明]

・県の統計情報のインターネット上の総合窓口となっている「みえ Data Box」への年間のアクセス件数（訪問者数）（政策部統計室調べ）

主な取組内容

- ① 統計情報を、いつでもどこでも誰もが、参照したり自由に加工するなど、活用しやすいように提供します。（政策部）
- ② 提供する統計情報の鮮度を維持し、内容を充実します。（政策部）
- ③ 統計情報の利活用に関し、統計や分析の相談・助言等支援を進めます。（政策部）
- ④ 統計調査の実施にあたり、市町とも連携のうえ、迅速かつ正確なデータ収集、精査により、精度の高い結果が得られるよう取り組みます。（政策部）

基本事業 52403

行政情報の積極的な公開と 個人情報の適正な保護

(主担当：生活部情報公開室)

目的	対象	県民が		
	意図	知りたい県政情報を入手できるとともに、個人情報に適正に保護されている		
基本事業の 目標項目	公文書や個人情報の開示決定における開示・非開示判断の適正度	目標値	55%以上	
		現状値	44%	

[基本事業目標項目の説明]

・公文書開示請求の開示決定等および個人情報の開示決定等に対する開示請求者等（県民等）からの不服申立てについて、三重県情報公開審査会、三重県個人情報保護審査会が行政機関の決定が適正（一部認容は含まない）であると判断した割合（生活部情報公開室調べ）

主な取組内容

- ① 「三重県情報公開条例」を的確に運用することにより、県の保有する行政情報を可能な限り公開するとともに、情報提供施策を積極的に進めます。（生活部）
- ② 「三重県個人情報保護条例」を適正に運用することにより、県政の適正かつ円滑な運営をはかりつつ、個人の権利と利益を保護します。（生活部）
- ③ 開示等に係る県民等からの不服申立てについては、三重県情報公開審査会および三重県個人情報保護審査会の答申をふまえて的確に対応します。（生活部）
- ④ インターネットを活用して行政情報が請求できる手続きを運用し、県民が簡単、迅速に情報が入手できる制度を充実します。（生活部）

施策525 | ITの利活用におけるサービスの高度化

(主担当部：政策部)

目的	対象	県民一人ひとりが	
	意図	いつでも、どこでも、ITを安全に安心して利活用することで、さまざまな行政サービスが利用できるとともに、時間や場所に制約されない情報発信や交流・連携を行っている	
施策目標項目 (主指標)	ITの利活用や地域における交流・連携の基盤となる情報通信環境の整備状況	目標値	92.5%
		現状値	75.4%

[施策目標項目の説明]

・情報化推進にあたって、次代の情報通信環境である地上デジタル放送の整備状況と今後必要とされる超高速大容量ブロードバンドの整備状況との複合指標（「地上デジタル放送視聴可能世帯の割合×1/2」＋「超高速ブロードバンド世帯カバー率×1/2」）（総務省等調査および政策部電子業務推進室調べ）

現状と課題

ブロードバンド（高速大容量）ネットワークの進展とともに、多機能な携帯電話やデジタルテレビなどの新たな情報通信技術の普及などによって、IT^{注1}の利活用環境は広がっています。

今後は、このような情報通信技術を安全に安心して、だれもが、いつでも、どこでも利活用することで、容易に情報の受発信を行うことができるなど、県民生活の利便性を向上させる取組が求められています。

また、行政においては、情報セキュリティに配慮しながらITを利活用することで、積極的な情報提供や情報交流を進め、さまざまな行政サービスの提供を行なうとともに、簡素で効率的な行政運営を実現することが重要な課題となっています。

めざす姿

県民のだれもが、いつでも、どこでも、安全に安心してITを利活用し、さまざまな行政サービスを受け、県民生活の利便性が向上しています。また、ITを「文化力」や「新しい時代の公」を推進するコミュニケーション手段として活用するなど、ITを利活用した地域の自発的な県民活動や交流・連携が活発化しています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町が、情報システム等の共同化を推進するとともに、業務の標準化に取り組みます。 ○ 県民一人ひとりやNPO等多様な主体が、ITを利活用することで情報交流や連携を強め、地域づくりに主体的に参画しています。 ○ 情報通信事業者等が、地域格差なく情報通信が利用できる環境を整備していきます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報の漏洩など情報セキュリティに関する不安に配慮する必要があります。 ○ 技術革新などITを取り巻く環境変化が急速であり、中長期的な予測が困難な状況にあります。

県の取組方向

市町や事業者等と連携して、携帯電話の利用可能地域の拡大や地上デジタル放送の視聴エリアの拡大など、県民のIT環境を改善するとともに、情報交流などの手段としての利活用を促進するため、多様な主体と協働して、地域情報の発信などITを主体的に利活用できる県民の情報リテラシー^{注)2}の向上に取り組めます。

また、個人情報の保護など情報セキュリティの確保に配慮し、行政手続きのオンライン化やGIS（地理情報システム）など、ITを利活用した行政サービスの向上をはかるとともに、効率的な情報化推進のため、情報システムの再構築や市町との共同化を推進します。

県の取組目標項目 (副指標)	過疎地域等での携帯電話の不通話地域の解消数（累計）	目標値	30か所
		現状値	17か所
	電子申請等利活用件数	目標値	50,000件
		現状値	34,584件
	M-GISのダウンロード件数	目標値	60,000件
		現状値	26,250件

[県の取組目標項目の説明]

- ・2005年度以降の過疎地域等での携帯電話不通話地域の解消数（累計）。
なお、2005年度に市町に対して実施した調査による過疎地域等での携帯電話不通話地域は40か所ありますが、不通話地域数は変動することが見込まれます。（政策部電子業務推進室調べ）
- ・ITを活用した行政サービスの代表的なシステムである電子申請システムの申請数および様式ダウンロード件数（年間）（政策部情報政策室調べ）
- ・県が無料で提供し、県民、市町、学校、企業等のだれもが、利用可能なM-GIS（簡易型地理情報システム）のダウンロード件数（年間）（政策部情報政策室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

- 52501 情報セキュリティに配慮した効果的・効率的な情報化の推進
(政策部)
- 52502 ITを利活用した行政サービスの提供と行政情報化の推進
(政策部)
- 52503 情報ネットワークの整備と適正な運用
(政策部)
- 52504 情報格差の是正と情報リテラシーの向上
(政策部)

注)1 IT：357ページをご覧ください。

注)2 情報リテラシー：情報の収集、判断、評価、発信などの情報を使いこなす知識、能力のこと

基本事業
52501

情報セキュリティに配慮した
効果的・効率的な情報化の推進
(主担当：政策部情報セキュリティ・利活用プロジェクト)

目 的	対 象	県、市町が		
	意 図	安全で安心な環境のもとに、情報システムを効果的・効率的に開発運用している		
基本事業の 目 標 項 目	情報システム等共同化事業着手数（累計）	目 標 値	6事業	
		現 状 値	1事業	
	情報システムの効率化に向けた評価・見直し件数（累計）	目 標 値	250件	
		現 状 値	39件	
	情報セキュリティに係るチェックを行った件数（累計）	目 標 値	250件	
		現 状 値	34件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県と市町あるいは市町間で、情報システム共同化のみでなく、情報に関する共同化の事業に着手した延べ件数（政策部情報政策室調べ）
- ・情報システムの適正な調達・運用のための評価・支援を行うとともに、システムの統合やサーバの共通化など、効果的な運用・管理のための見直しを行った件数（政策部情報セキュリティ・利活用プロジェクト調べ）
- ・情報システムに関して、情報セキュリティ監査・セルフチェック・脆弱性診断等の情報セキュリティに係るチェックを行った件数（政策部情報セキュリティ・利活用プロジェクト調べ）

主な取組内容

- ① 情報システムの構築・運用にあたって、外部専門家の支援を活用しながら予算の編成および契約・調達に必要な審査、支援を行い、調達管理の適正化に取り組みます。（政策部）
- ② 情報システムの統合・連携や共通基盤の構築などについて検討し、県の情報システム全体の効果的な利活用に取り組みます。（政策部）
- ③ 県や市町が効果的なITの利活用をはかるため、情報システムの共同化を進めるとともに、効果的な利活用方策等について広く情報共有を行うことにより、県、市町の情報化を推進します。（政策部）
- ④ 行政WAN^{注1}等のウィルス対策や不正アクセス防止など、情報システムのセキュリティ対策に取り組むとともに、研修や監査の実施を通じて職員の情報セキュリティ意識の向上をはかるなど、情報セキュリティポリシー^{注2}の定着化をめざします。（政策部）

注1 行政WAN：庁内の情報システムの基盤である情報ネットワーク

注2 情報セキュリティポリシー：県においては「三重県電子情報安全対策基準」。県が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に組みまとめたもの

基本事業
52502

ITを活用した行政サービスの
提供と行政情報化の推進

(主担当：政策部情報政策室)

目的	対象	県民が		
	意図	ITの活用により必要な行政情報や行政サービスの提供を受けている		
基本事業の 目標項目	電子申請等利活用件数	目標値	50,000件	
		現状値	34,584件	
	M-GISのダウンロード件数	目標値	60,000件	
		現状値	26,250件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・ ITを活用した行政サービスの代表的なシステムである電子申請システムの申請数および様式ダウンロード件数（年間）（政策部情報政策室調べ）
- ・ 県が無料で提供し、県民、市町、学校、企業等のだれもが、利用可能なM-GIS（簡易型地理情報システム）のダウンロード件数（年間）（政策部情報政策室調べ）

主な取組内容

- ① 電子申請等の行政手続きの電子化については、住民や企業がより使いやすくするためのシステム改善を行うとともに、利用促進をはかります。（政策部）
- ② 県と市町で整備する共同のデジタル地図の更新を着実に進めます。また、GIS（地理情報システム）を活用することで、住民との情報共有や情報交流を進めるとともに、業務の効率化などに活用していきます。（政策部）
- ③ 総合文書管理システムやグループウェア等の情報システムの安定運用に努め、庁内における情報共有や事務処理の効率化をはかります。（政策部）

基本事業
52503

情報ネットワークの整備と
適正な運用
(主担当：政策部電子業務推進室)

目的	対象	県民や行政が		
	意図	情報ネットワークが安定運用されることで、多様なサービスの提供や情報交流が活発化するとともに、行政運営の効率化がはかられている		
基本事業の 目標項目	超高速ブロードバンドの世帯カバー率	目標値	90.0%	
		現状値	63.7%	
	県情報ネットワーク停止時間	目標値	20分	
		現状値	43分	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・CATVインターネット、FTTH^{注1}等、上り下り30Mbps級以上のブロードバンドの利用可能世帯の割合（政策部電子業務推進室調べ）
- ・県民に支障を及ぼす行政WAN等の基幹ネットワークの年間停止時間（メンテナンスを除く）（政策部電子業務推進室調べ）

主な取組内容

- ① ITを活用した行政運営の効率化や行政サービスの充実などの基盤となる県情報ネットワークについて、ITの利活用の進展に対応した再構築に取り組みます。（政策部）
- ② ネットワークの運用については、情報セキュリティや安定運用を確保しつつ、維持管理コストの削減など効率的な運用をはかります。（政策部）
- ③ 市町、県、国を結ぶ総合行政ネットワーク（LGWAN）の安定運用や利用業務の拡大に努め、県、市町等の業務の効率化をはかります。（政策部）
- ④ 県内の情報通信環境の向上のため、CATVインターネットやFTTHサービス等、より多様で高速のブロードバンドの提供エリアの拡大に向け、市町等と連携して通信事業者へ働きかけます。（政策部）

注1 FTTH：光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービス

基本事業
52504

情報格差の是正と
情報リテラシーの向上
(主担当：政策部情報政策室)

目的	対象	県民が		
	意図	情報格差なくITの利活用が可能となっている		
基本事業の 目標項目	過疎地域等での携帯電話の不通話地域の解消数（累計）	目標値	30か所	
		現状値	17か所	
	地上デジタル放送の視聴可能世帯の割合	目標値	95.0%	
		現状値	87.1%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・2005年度以降の過疎地域等での携帯電話不通話地域の解消数（累計）。
なお、2005年度に市町に対して実施した調査による過疎地域等での携帯電話不通話地域は40か所ありますが、不通話地域数は変動することが見込まれます。（政策部電子業務推進室調べ）
- ・地上波による地上デジタル放送の視聴可能世帯の割合（地上デジタル放送視聴可能世帯数 / アナログ放送視聴可能世帯数）（総務省調べ）

主な取組内容

- ① 地上デジタル放送への円滑な移行をめざし、放送事業者や国、市町等と連携して普及促進に取り組むとともに、地上デジタル放送の特性を生かした活用方を検討します。（政策部）
- ② 携帯電話の不通話地域は、市町の意向や各地域の実情を考慮しながら、国、市町や通信事業者と連携し、計画的な解消に取り組めます。（政策部）
- ③ 大学、NPO、民間企業等の多様な主体と連携し、ITの新しいしくみなどを活用した効果的な情報発信、県民の情報交流などの手法について調査、検討を進めます。（政策部）
- ④ ITの便利さ、豊かさを実感できる社会をめざして、どこでもITが利活用できる情報通信環境の整備を促進するとともに、NPOや団体等と連携し、だれもがITを利活用できるよう、情報リテラシーの向上に取り組めます。（政策部）
- ⑤ 職員が、さまざまな行政課題に対してITを有効に活用するため、職務に応じた情報活用研修や最新情報を得るセミナーなどを開催して、職員の情報化資質の向上をはかります。（政策部）

施策531 地域の特性を生かした地域づくり

(主担当部：政策部)

目的	対象	自治体、住民等が	
	意図	協働して地域づくりを行い、地域の総合的な活力が向上している	
施策目標項目 (主指標)	地域の活動などに参加している住民の割合	目標値	20.0%
		現状値	17.6%

〔施策目標項目の説明〕

- ・ 一万人アンケートの「地域の人のつながりと活動に関する意識」についての調査で、NPOやボランティア、地域の活動などへの参加状況について、「積極的に参加している」、「お付き合いで参加している」と答えた人の割合（政策部企画室「一万人アンケート」）

現状と課題

人口減少時代を迎えるなか、地域の活力を向上させていくためには、地域固有の資源を積極的に活用するとともに、多様な交流・連携を進めることにより、地域の魅力や価値を高めていくことが重要になります。

これまで県が主導的な形で進めてきた生活創造圏づくりについては、市町村合併の進展や多様な主体が共に「公」を担う取組が広がってきていることを背景に、県は地域が主体となった取組を尊重し、これを支援、補完する役割を担っていくことから、これからは市町が中心となった地域づくりへと見直していく必要があります。

また、地方拠点都市等の特定地域の振興については、関係機関との連携のもと、時代の変化への対応もふまえた見直しを行いながら、地域のニーズに合った利活用を進めていく必要があります。

過疎・離島・半島地域^{注1}等においては、集落機能の維持・増進をはかり、新たな地域資源の発掘や活用により、自立した地域づくりを進めていく必要があります。

さらに、流域圏づくりとして、宮川流域ルネッサンス事業の取組を生かして、他の一級河川6流域をはじめとする県内の流域に広げていく必要があります。

めざす姿

「新しい時代の公」に基づき、市町が中心となって、地域の住民・企業や地域のNPOとのネットワークを拡げ、地域の自然環境、伝統や文化など地域資源や地域の特性を生かして活力と魅力ある自立した地域づくりが進められています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、地域の多様な主体と協働して、地域資源や人材を活用しながら、自主的・自立的で魅力ある地域経営を行います。 ○ 住民、企業、民間団体は、それぞれの特性を生かして、多様な地域づくりを行う活動主体の一員として、地域課題の解決や地域活性化に積極的に取り組みます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少子高齢化がますます進展し、地域づくりの担い手が減少すると見込まれます。 ○ 国の行財政改革、過疎化の進行等によりさまざまな面で地域間格差が広がる傾向にあります。

県の取組方向

県主導の地域づくりから市町を中心とした地域主体の地域づくりに移行するとともに支援、補完します。

また、特定地域の振興策としては、関係機関と連携した企業誘致や既存機能等の集積を生かした地域づくりを支援するとともに、木曾岬干拓地については当面の利用に向けた整備を進め、併せて将来の都市的土地利用方策の検討を行います。

過疎・離島・半島地域等の自立促進にあたっては、地域資源の発掘と活用による地域の活性化等戦略的で効果的な施策の展開をめざします。

宮川流域ルネッサンス事業では「第3次実施計画（平成19年度～平成22年度）」に基づき、その実現に向けた支援を行うとともに、宮川以外の流域圏づくりについても、ホームページ等を活用した連携を促進します。

住む人も訪れる人も「心の豊かさ」を実感できる「こころのふるさと三重」づくりに向けて、特色ある地域資源を活用した地域づくりを支援するとともに、その成果を生かした多彩なイベントを展開することにより、地域の魅力や価値を高め、多様な交流を促進します。

県の取組 目標項目 (副指標)	特定地域の利用率	目標値	43.0%
		現状値	28.7%
	きれいな水質を保持している 一級河川の割合	目標値	91.0% (2009年度)
		現状値	88.5% (2005年度)

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・中勢北部サイエンスシティ（オフィス・アルカディア）、上野新都市（産業用地）、鈴鹿山麓リサーチパーク、桑名ビジネスリサーチパークのうち分譲した面積および木曾岬干拓地のうち施設整備した面積の割合（政策部地域づくり支援室調べ）
- ・県内の一級河川水系の水質調査で、過去10か年平均値が、環境基準に定めるAランク以上を達成している地点の割合（国土交通省河川局「全国一級河川の水質現況」等）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

施策展開するために取り組む基本事業

53101	多様な主体の参画による地域づくり	(政策部)
53102	特定地域の活性化	(政策部)
53103	過疎・離島・半島地域の振興	(政策部)
53104	流域圏づくりの推進	(政策部)
53105	「こころのふるさと三重」づくりの推進	(政策部)

注) 1 過疎地域：人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能および生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域。離島地域：「離島振興法」により、離島振興対策実施地域として指定されている地域。半島地域：産業基盤および生活環境等の整備について、他の地域に比較して低位にある地域で、「半島振興法」により、半島振興対策実施地域に指定されている地域

基本事業
53101

多様な主体の参画による地域づくり

(主担当：政策部地域づくり支援室)

目的	対象	市町が		
	意図	多様な活動主体と協働して自主的・自立的で魅力のある地域づくり活動を展開している		
基本事業の目標項目	地域づくり情報の提供数（累計）	目標値	160回	
		現状値	-	

[基本事業目標項目の説明]

・市町が地域づくりに活用できる情報の提供数の累計（政策部地域づくり支援室調べ）

主な取組内容

- ① 地域の多様な活動主体による魅力ある地域づくりが行われるよう市町の取組を支援するとともに、戦略性に富んだ地域づくりができるよう県と市町の連携をはかります。（政策部）
- ② 市町自らが地域づくりに関する施策を主体的に選択できるよう、情報提供を進めます。（政策部）

※ ①、②は、重点事業（絆2）「地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援」を構成しています。

基本事業
53102

特定地域の活性化

(主担当：政策部地域づくり支援室)

目的	対象	特定の地域（中勢北部サイエンスシティ等）が		
	意図	企業や住民の用に供され、当地域が活性化している		
基本事業の目標項目	特定地域の利用率	目標値	43.0%	
		現状値	28.7%	

[基本事業目標項目の説明]

・中勢北部サイエンスシティ（オフィス・アルカディア）、上野新都市（産業用地）、鈴鹿山麓リサーチパーク、桑名ビジネスリサーチパークのうち分譲した面積および木曾岬干拓地のうち施設整備した面積の割合（政策部地域づくり支援室調べ）

主な取組内容

- ① 中勢北部サイエンスシティ、上野新都市、鈴鹿山麓リサーチパークおよび桑名ビジネスリサーチパークへの企業等誘致を促進します。（政策部）
- ② 木曾岬干拓地については、環境に配慮しつつ防災上の観点から盛土を行う等当面の利用に向けた整備を進め、併せて将来の都市的土地利用方策の検討を行います。（政策部）

基本事業
53103

過疎・離島・半島地域の振興

(主担当：政策部地域づくり支援室)

目的	対象	過疎・離島・半島地域が		
	意図	地域のもつ豊かな地域資源を生かし、活力ある地域社会を形成している		
基本事業の 目標項目	過疎・離島地域における交流人口	目標値	446万人	
		現状値	414万人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・過疎市町のうち、熊野市、大台町、南伊勢町、大紀町および紀北町と県内6離島への入込客合計延べ数（農水商工部観光局観光・交流室「観光レクリエーション入込客数推計書」、鳥羽市「数字で見る離島のすがた」および国土交通省「離島統計年報」）

主な取組内容

- ① 過疎地域自立促進計画の着実な推進をはかります。(政策部)
- ② 過疎地域等における交流・定住等を促進します。(政策部)
- ③ 離島振興計画を着実に推進し、離島の生活環境や利便性の維持改善をはかります。(政策部)
- ④ 紀伊地域半島振興計画に基づき、活力と魅力に富んだ施策の推進をはかります。(政策部)

※ ②は、重点事業（絆2）「地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援」を構成しています。

基本事業
53104

流域圏づくりの推進

(主担当：政策部地域づくり支援室)

目的	対象	一級河川7流域をはじめとする県内の流域が		
	意図	流域全体で地域の環境を大切にして、活性化している		
基本事業の 目標項目	流域圏づくり関係団体数	目標値	194団体	
		現状値	182団体	

[基本事業目標項目の説明]

- ・流域圏づくりに寄与している活動団体として把握している関係団体数（政策部地域づくり支援室調べ）

主な取組内容

- ① 流域の多様な主体が協働して、具体的な取組を推進し、地域住民、市町との協働をより一層進めるため、宮川流域ルネッサンス事業「第3次実施計画」に基づき、関係市町とも協議・連携して、その実現に向けて支援します。(政策部)
- ② 宮川流域エコミュージアム事業については、流域の住民、市町を核とした具体的な取組を進めます。宮川以外の流域圏についても、情報交換会や情報提供を行うとともに、流域圏づくりのホームページを活用した連携を促進します。(政策部)

基本事業
53105

「こころのふるさと三重」づくりの
推進

(主担当：政策部企画室)

目的	対象	市町を中心とする地域の多様な主体が		
	意図	住む人にも訪れる人にも魅力的な地域づくりに向けた多彩な取組を展開している		
基本事業の 目標項目	-	(イベントの基本計画策定後に設定)	目標値	-
			現状値	-

[基本事業目標項目の説明]

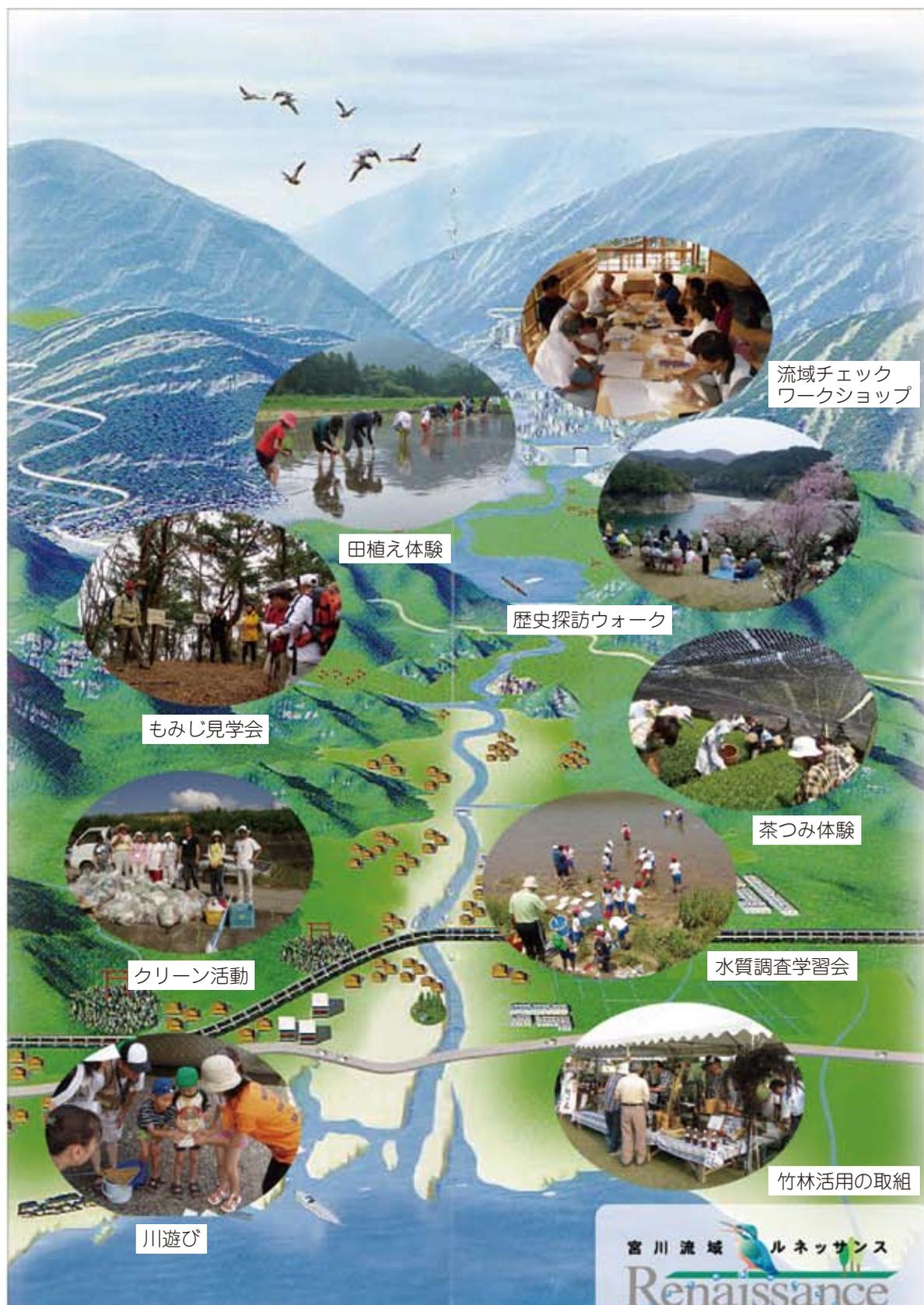
- ・現在、イベントの基本構想を策定中であり、基本構想をふまえた基本計画が確定し次第、基本事業の目標項目、目標値を設定します。

主な取組内容

- ① 「こころのふるさと三重」づくりにつながる、市町を中心とする地域の多様な主体が協働して取り組む、特色ある地域資源を活用した地域づくりを支援します。(政策部)
- ② 「こころのふるさと三重」づくりを進める一環として、2014年(平成26年)に開催する「^{うま}美し国 三重」イベント(仮称)に向けて、推進組織を整備するとともに、気運を高めていくためのプレイベントを2009年(平成21年)から実施します。(政策部)

※ ①、②は、みえの舞台づくりプログラム(絆3)「『こころのふるさと三重』づくりプログラム」を構成しています。

宮川流域圏の取組



第5節

人と地域の絆づくりと
魅力あふれるふるさと創造

施策532 元気で魅力ある 農山漁村づくり

(主担当部：農水商工部)

目的	対象	農山漁村地域の住民が		
	意図	多様な地域資源を生かした元気で魅力ある地域に誇りと愛着をもち、交流が活発で心豊かな生活を営んでいる		
施策目標項目 (主指標)	農山漁村地域の主要交流施設利用者数	目標値	3,679,100人 (2009年度)	
		現状値	3,541,856人 (2005年度)	

〔施策目標項目の説明〕

・農山漁村地域において、農山漁村のくらしや食文化、農林漁業等を身近に体験することのできる主要な施設の利用者数（農水商工部農山漁村室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

現状と課題

社会情勢の変化に伴い、農山漁村地域では過疎化、高齢化が進むとともに、地域の基幹産業である農林水産業の低迷により、地域活力の低下、担い手不足が深刻化しています。特に、中山間地域^{注1}では過疎化、高齢化の進展が著しく、集落機能の低下、耕作放棄地や荒廃森林が増加するとともに、地域が有する多面的機能^{注2}の維持も困難になりつつあります。

一方、心の豊かさへの志向などを反映して、美しい景観や伝統文化に恵まれた農山漁村に「ゆとり」や「やすらぎ」などの多面的な機能への期待感が高まっています。

めざす姿

農山漁村地域の快適性や利便性、生産性が高まるとともに、その地域に暮らす人びとが元気になることにより、豊かな地域の資源を生かした都市住民等との交流が活発に行われ、地域の魅力を高めています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町が、農山漁村地域の元気なむらづくりの取組に対して、積極的に支援します。 ○ 地域住民が、地域資源の発掘および交流等への活用を主体的に検討し、実施します。 ○ 都市住民が、農山漁村づくりに関心をもち、交流・共生活動に参画します。 ○ NPOが、地域資源の活用を通じた交流・共生活動に取り組みます。 ○ 企業が、交流・共生活動に参画します。 ○ 大学等が、新たな交流・共生システムづくりに協力します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過疎化・高齢化の進行が集落機能を低下させ、耕作放棄地や荒廃森林を増加させることで、地域の魅力が減退します。 ○ 余暇活動の減少や消費意欲の低迷等が、都市住民の交流意欲を減退させます。

県の取組方向

農山漁村地域の快適性、利便性、生産性の向上に向け、農山漁村地域の生活環境や生産基盤の整備に総合的に取り組み、地域の魅力が発揮できるむらづくりを進めます。

また、自然、文化、生産物等の豊かな地域資源を生かした多様な都市と農山漁村の交流を促進し、地域住民や訪れた人びとが満足できる魅力的な地域づくりや、地域に密着した産業の活性化など、元気なむらづくりを進めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	心豊かな里づくりネットワーク登録 地域数	目標値	80地域
		現状値	50地域

[県の取組目標項目の説明]

- ・地域の資源を活用した取組など、心豊かな里づくりを進める地域の登録数（農水商工部農山漁村室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

53201	魅力が発揮できるむらづくり	(農水商工部)
53202	都市との交流・共生による元気なむらづくり	(農水商工部)

注) 1 中山間地域：57ページをご覧ください。

注) 2 多面的機能：40ページをご覧ください。

基本事業
53201

魅力が発揮できるむらづくり

(主担当：農水商工部農山漁村室)

目的	対象	農山漁村地域の住民が		
	意図	快適で便利になった生活を実感しながら、魅力が発揮できるむらづくりを進めている		
基本事業の 目標項目	集落排水整備率	目標値	65.5%	
		現状値	56.5%	
	生活環境を整備する農山漁村集落数	目標値	20集落	
		現状値	5集落	

[基本事業目標項目の説明]

- ・「三重県生活排水処理施設整備計画（三重県生活排水処理アクションプラン）」に沿って整備を進めている、農業集落排水と漁業集落排水を合わせた集落排水の整備率（農水商工部水産基盤室、農山漁村室調べ）
- ・農山漁村集落内の道路、排水路、防火水槽等の生活環境の整備を行う集落数（農水商工部農山漁村室調べ）

主な取組内容

- ① 「三重県生活排水処理施設整備計画」に基づき、市町と連携して計画的な集落排水事業を推進するとともに、農山漁村地域の生活環境の改善と水質の改善をはかります。（農水商工部）
- ② 中山間地域における持続的な営農や定住化のため、基盤整備による省力化と、集落道路、防火水槽等の生活環境基盤の整備を推進します。（農水商工部）
- ③ 家庭や食品産業、畜産業などから発生する有機性未利用資源、さらには地域に存在する未利用資源の利活用など資源循環の取組を促進します。（農水商工部）
- ④ 農村における農道網を整備し、農村住民や農村を訪れる都市住民の利便性を高めるとともに、地震等災害時の緊急輸送路や避難路の確保をはかり、農村での安全対策を強化します。（農水商工部）

※ ①の一部は、みえの舞台づくりプログラム（くらし3）「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成しています。

※ ②の一部、④の一部は、重点事業（元気6）「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成しています。

※ ④の一部は、重点事業（絆4）「交流・連携を広げる幹線道路網の整備」を構成しています。

基本事業
53202

都市との交流・共生による
元気なむらづくり
(主担当：農水商工部農山漁村室)

目的	対象	農山漁村地域の住民が		
	意図	多様で特色あるむらづくりや都市との交流を活発に行っている		
基本事業の 目標項目	心豊かな里づくりネットワーク登録 地域数	目標値	80地域	
		現状値	50地域	
	むらの風景保全活動地域数	目標値	19地域	
		現状値	11地域	

[基本事業目標項目の説明]

- ・地域の資源を活用した取組など、心豊かな里づくりを進める地域の登録数（農水商工部農山漁村室調べ）
- ・農林漁業を営むことにより維持されてきた風景を、地域住民の活動により保全している地域数（農水商工部農山漁村室調べ）

主な取組内容

- ① 市町や多様な団体が行う農林漁業の振興、都市との交流促進、生活環境の整備および就業機会の拡大等を支援します。（農水商工部）
- ② 市町や多様な団体が行う都市と農山漁村の交流活動の促進、交流拠点の整備等を支援します。（農水商工部）
- ③ 都市住民が豊かな自然や文化などに彩られた農山漁村を訪問し、そこで暮らすような旅「田舎流スローツーリズム^{注1}」を楽しむことができる広域的・先導的な取組を、市町やNPO、農山漁村地域と連携して実施します。（農水商工部）
- ④ 農林水産物直売所、農家・漁家レストラン、体験民宿など、市町や農山漁村地域が主体的に取り組む農山漁村の地域資源を活用したコミュニティビジネス^{注2}を支援します。（農水商工部）
- ⑤ 市町やNPO、農山漁村地域住民、都市住民と連携し、農山漁村の文化、景観の維持創造活動を行います。（農水商工部）
- ⑥ 中山間地域の条件不利農地について、耕作放棄未然防止活動の促進を行うとともに、都市住民との交流、学校教育との連携を促進します。（農水商工部）
＜基本事業22301②の再掲＞

※ ③、④は、重点事業（元気3）「農山漁村再生への支援」を構成しています。

注1 田舎流スローツーリズム：田舎のゆったりとしたくらしや風景、文化の魅力を享受しながら、ゆっくりじっくり楽しむ手づくりの旅

注2 コミュニティビジネス：165ページをご覧ください。

施策533 東紀州地域の振興

(主担当部：政策部東紀州対策局)

目的	対象	東紀州地域が	
	意図	地域の自然や歴史とともに生きるくらしを大切にしながら、地域経済を活性化し地域社会を健全に維持している	
施策目標項目 (主指標)	東紀州地域にかかる一人あたりの観光消費額	目標値	35,100円
		現状値	33,434円

[施策目標項目の説明]

- ・東紀州地域において観光客が消費する一人あたりの平均利用額（農水商工部観光局観光・交流室「三重県観光データ・観光客満足度評価調査事業報告書」）

現状と課題

東紀州地域は、地理的条件もあり地域経済が停滞し、就労の場が少ないことから若年層が流出し、過疎・高齢化が進行するなど地域の活力が著しく低下しています。このままでは県内他地域との経済的な格差がますます拡大するだけでなく、地域社会そのものが維持できないことも危惧される状況にあります。

一方、1993年度（平成5年度）の東紀州地域活性化調査以降、東紀州体験フェスタ（1999年度（平成11年度））、熊野古道の世界遺産^{※1}登録（2004年度（平成16年度））、海洋深層水など新たな地域資源の開拓、高速道路網整備の進展など、これまでのさまざまな取組の成果が着実に表れ始めており、そういった現状分析のうえにたち、県政の最重要課題の一つである東紀州地域の振興を進めていく必要があります。

めざす姿

東紀州地域は多様で豊かな自然や歴史風土の中で、豊かでゆとりのあるくらしが実現できる地域です。地域の人びとだけでなく、都市部の人びとにとっても魅力的な地域として、誇りを持って生きがいのある生活がおくれる持続可能な地域づくりをめざし、地域の自然や歴史とともに生きるくらしを大切にしながら、地域経済が活性化され、地域社会が健全に維持されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民、民間団体やボランティアグループなどが地域の良さに気づき、自らコミュニティ活動や地域づくりを活発に行っています。 ○ 基礎自治体である市町が地域住民などと連携しながら、地域づくりに関する事業に取り組んでいます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近い将来、発生のおそれがある東南海地震等、台風、豪雨などの自然災害による影響が危惧されます。 ○ 景気の著しい変動が、第一次産業をはじめ観光・交流産業などに著しい影響を与えます。

県の取組方向

東紀州地域の自然と文化を大切にしながら、地域の自立的な発展を進めるための基盤を整備することが必要です。そのため、高速道路網等を整備するとともに、地域が一体となって総合的に観光振興、産業振興およびまちづくりを推進する新しいしくみをつくります。また、集客交流の拠点である熊野古道センターや2009年（平成21年）7月オープン予定の紀南中核的交流施設を十分活用しながら、さまざまな活性化の取組を推進します。

東紀州地域は、世界遺産である熊野古道をはじめ自然、歴史、文化など観光に生かせる優れた資源を有しています。これらの地域の宝を磨いていくことが、地域の誇りを高めるとともに、宿泊業や飲食業など観光に関連する産業、農林水産業など地域に根ざした産業の振興につながります。そのために、地域の宝に気づき、守り、生かしていく集客交流の取組を推進します。

東紀州地域の主要産業である第一次産業は社会経済情勢の変化により長く低迷していますが、高速道路網整備の進展や観光振興の推進により、これら産業を活性化するチャンスが生まれています。地域資源を生かしながら高付加価値化を進めるなど、地域の底力を高める産業振興を促進します。

県の取組 目標項目 (副指標)	東紀州地域への観光入込客数	目標値	150万人
		現状値	143万人

[県の取組目標項目の説明]

- ・1年間に観光などの目的で、東紀州地域（5市町および熊野古道）の観光地を訪れた人数について、全国観光統計基準に基づき集計した推計値（農水商工部観光局観光・交流室「観光レクリエーション入込客数推計書」）

施策展開するために取り組む基本事業

- 53301 持続可能な自立した地域の基盤づくりの推進
(政策部東紀州対策局)
- 53302 地域の宝に気づき、守り、生かす集客交流の推進
(政策部東紀州対策局)
- 53303 地域資源を生かし、地域の底力を高める産業振興の推進
(政策部東紀州対策局)

注) 1 世界遺産：202ページをご覧ください。

基本事業
53301

持続可能な自立した地域の
基盤づくりの推進
(主担当：政策部東紀州対策局東紀州対策室)

目的	対象	地域の自立的な発展を進めるための基盤が		
	意図	整備されている		
基本事業の 目標項目	東紀州観光まちづくり公社がまちづくりなどの取組に対し、参画した件数(累計)	目標値	5件	
		現状値	2件	
	東紀州地域にかかる高規格幹線道路、県管理道路等の整備率	目標値	39.8%	
		現状値	19.0%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・東紀州観光まちづくり公社が、多様な主体により実施される日本風景街道「伊勢熊野みち」のまちづくりなどの取組に対し、参画した件数(累計)(政策部東紀州対策局東紀州対策室調べ)
- ・高規格幹線道路(紀勢自動車道および熊野尾鷲道路)、直轄国道(42号紀宝バイパス)および高速道路等へのアクセス道路である県管理道路の事業計画延長に対する供用道路延長の割合(県土整備部高速道・道路企画室、道路整備室調べ)

主な取組内容

- ① 東紀州地域が一体となって観光振興、産業振興およびまちづくりの取組を総合的に推進していくため「東紀州観光まちづくり公社」を設立し、地域の自立的な発展を進めるための基盤を整備することで、地域経済の活性化をはかります。(政策部東紀州対策局)
- ② 広域的な高速道路ネットワークを形成する紀勢自動車道等の整備促進をはかるとともに、高速道路等へのアクセス道路の整備を推進します。(県土整備部)
＜基本事業 55101 ③、基本事業 55102 ①の一部再掲＞
- ③ 地域住民との対話や意見交換の場づくりを積極的に行い、社会資本整備における住民参画の環境づくりを進めていくとともに、地域住民、市町が主体のまちづくりを支援していきます。特に、東紀州地域において国土交通省の「日本風景街道」の制度を生かしたまちづくりを支援していきます。(県土整備部)＜基本事業 52302 ②の再掲＞
- ④ 熊野古道センターにアクセスする県管理道路等について、地域の活動団体や市町等と連携して行う「日本風景街道」の取組を推進するため、地域にふさわしい道路施設の修景化等を進めます。(県土整備部)＜基本事業 55103 ④の一部再掲＞

※ ①は、重点事業(元気6)「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成しています。

基本事業
53302

地域の宝に気づき、守り、生かす
集客交流の推進

(主担当：政策部東紀州対策局東紀州対策室)

目的	対象	集客交流が		
	意図	地域資源を生かしながら活発になっている		
基本事業の 目標項目	熊野古道の来訪者数（延べ数）	目標値	204千人	
		現状値	154千人	
	東紀州地域の観光体験メニューの件数（累計）	目標値	69件	
		現状値	53件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・ 1年間に熊野古道を訪れた人数（延べ数）の推計値（東紀州観光まちづくり公社調べ）
- ・ 東紀州観光まちづくり公社が把握する東紀州地域内の観光体験メニューの件数（累計）（東紀州観光まちづくり公社調べ）

主な取組内容

- ① 熊野古道の保全と活用のために策定した「熊野古道アクションプログラム」に基づき、地域住民、民間事業者、行政など多様な主体が協働してさまざまな取組を行います。（政策部東紀州対策局）
- ② 伊勢と熊野の二つの文化圏を結ぶ「熊野古道伊勢路」を多くの人びとが通して歩ける環境やしゅみづくりを行うことにより、地域間の連携や文化交流を活用した地域づくりを支援します。（政策部東紀州対策局）
- ③ 熊野古道を含む「紀伊山地の霊場と参詣道」の価値を、世界遺産登録5周年の節目に改めて見つめなおす機会として、集客交流拠点施設などと連携しながらさまざまな記念行事を開催し、文化的景観を生かしたまちづくりにつなげていきます。（政策部東紀州対策局）
- ④ 熊野古道センターについては、熊野古道およびその周辺地域の自然、歴史、文化などの情報発信機能、研究保存機能および地域内外の人びととの交流機能を果たすよう、地域住民、関係団体などとの連携をはかりながら、さまざまな取組を行います。（政策部東紀州対策局）
- ⑤ 紀南地域の振興をはかるため、中核となる交流施設の整備に取り組み、集客交流を推進します。（政策部東紀州対策局）
- ⑥ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存され、次世代へ継承されるよう、和歌山県、奈良県および関係市町と連携し、保存、管理を行うとともに、子どもたちが地域の魅力についての理解を深めるための学習への活用を支援します。（教育委員会）
<基本事業13102④の再掲>
- ⑦ 熊野古道など主要観光地へのアクセス改善、交通拠点から観光スポットへの二次交通の整備等、観光客の利便性の向上をはかります。（農水商工部）
<基本事業23303②の再掲>

- ※ ①～③は、みえの舞台づくりプログラム（絆3）「『こころのふるさと三重』づくりプログラム」を構成しています。
- ※ ④、⑤は、重点事業（元気6）「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成しています。
- ※ ⑦は、重点事業（絆1）「『住んでよし、訪れてよし』の観光みえ・魅力増進対策」を構成しています。

基本事業
53303

地域資源を生かし、地域の底力を
高める産業振興の推進

(主担当：政策部東紀州対策局東紀州対策室)

目的	対象	東紀州地域の第一次産業をはじめ、関連する地域産業が	
	意図	活性化している	
基本事業の 目標項目	東紀州地域における推定観光消費総額指数	目標値	110
		現状値	100

[基本事業目標項目の説明]

・東紀州地域の産業振興の度合いを測るため、その牽引産業となる観光産業の進展状況を表すものとして、東紀州地域への観光入込客数と一人あたりの平均観光消費額の積を「推定観光消費総額」と定義づけ、2006年の当該数値を100として、その増減について指数化したもの（農水商工部観光局観光・交流室「観光レクリエーション入込客数推計書」および「三重県観光データ・観光客満足度評価調査事業報告書」）

主な取組内容

- ① 遊休農地の有効利用をはかりながら、紀南地域における農業の担い手育成システムの構築を支援するとともに、消費者・量販店との情報交換・交流を深め、安定的な販売体制を確保しながら、第二次、第三次産業との連携などにより、かんきつ産地の活性化をはかります。（農水商工部）
- ② 地域資源を活用しブランド化に成功した品目と事業者を適正に評価し、モデルとして積極的に情報発信を行います。（農水商工部）＜基本事業22202①の再掲＞
- ③ 食料の安定供給をめざし、農業経営体の規模拡大と生産経費の低減をはかるため、地域農業の立地条件に即した農業用排水施設整備やほ場整備などを、環境に配慮して推進します。（農水商工部）＜基本事業22404①の一部再掲＞
- ④ 東紀州地域の特性を生かしたマダイなど魚類養殖業の推進や海藻の一種であるヒロメ養殖の実用化など、養殖水産物の安定的な供給体制の確立および人工種苗の放流による沿岸水産資源の維持増大をはかるとともに、マダイ、マグロなどの養殖機能施設やカツオなどを対象とした浮魚礁施設の整備を進めます。（農水商工部）
＜基本事業22601②～④、基本事業22603①②の一部再掲＞
- ⑤ 東紀州地域の主産品であるかんきつ、尾鷲ヒノキ、クエ・マハタの高品質化および生産基盤強化のための研究開発を進め、生産者・事業者等への技術移転を通じ、地域の活性化に貢献します。（政策部科学技術振興センター）
＜基本事業22701①、基本事業22703①、基本事業22704①の一部再掲＞
- ⑥ 企業立地の進まない地域への産業誘致を促進させるため、魅力ある地域資源の発掘、情報発信を進め、企業立地につなげるとともに、企業立地に対する企業や市町への支援をはかります。（農水商工部）＜基本事業 23206①の再掲＞
- ⑦ 中山間地域^{注1}における持続的な営農や定住化のため、基盤整備による省力化と、集落道路、防火水槽等の生活環境基盤の整備を推進します。（農水商工部）
＜基本事業53201②の再掲＞

- ※ ①、③～⑤、⑦は、重点事業（元気6）「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成しています。
- ※ ②、⑥は、重点事業（元気5）「地域の資源を活用した産業振興」を構成しています。

注) 1 中山間地域：57ページをご覧ください。



熊野古道 横垣峠



熊野古道センター

施策541 快適な都市環境の整備

(主担当部：県土整備部)

目的	対象	県民が	
	意図	快適で、個性と魅力のあるまちで、伸び伸びと活動し、安心して暮らしている	
施策目標項目 (主指標)	市街地の都市計画道路改良率	目標値	62.0% (2009年度)
		現状値	59.7% (2005年度)

[施策目標項目の説明]

・県内の市街地（用途地域内）における都市計画道路の改良率（県土整備部都市政策室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

現状と課題

三重県の都市基盤施設（街路、下水道、都市公園）の整備状況は全国平均に比べ遅れており、基盤整備を計画的に進めていく必要があります。しかし、公共事業の予算は年々減少しており、さらなる選択と集中の取組が求められています。

また、人口減少・少子高齢社会の到来、環境問題等への対応の観点から、都市基盤施設や公共交通機関などの既存ストックを有し、地域のコミュニティや文化活動を継承している中心市街地で暮らしとにぎわいを再生して、集約型都市構造^{注)1}の形成（コンパクトなまちづくり）をめざしていく必要があります。

さらに、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が、活動しやすく、暮らしやすい「ユニバーサルデザイン^{注)2}のまちづくり」を事業者、市町、地域の人たちと協力して進めていく必要があります。

めざす姿

都市基盤が整備された快適で、かつ地域の個性を生かした魅力あるまちで、多くの県民や事業者が伸び伸びと活動し、安心して暮らしています。

多様な世代の人が、環境にやさしい持続可能な都市での暮らしを楽しみ、地域のコミュニティや文化活動が継承されています。

また、高齢者や障がい者に限らず誰もが、自分らしく自由に活動し、快適に生活できる環境が整備されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民、NPOなどが、まちづくり活動や都市基盤施設の管理運営に参画します。 ○ 市町や事業者などが、中心市街地に居住施設、医療・福祉施設等を立地します。 ○ 民間事業者が、駅舎、商業施設などの公共的施設のバリアフリー^{注)3}化に取り組みます。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景気の動向や地価の変動により、民間事業者等が実施する再開発事業等の状況が変化します。

県の取組方向

市街地の分断や踏切渋滞の解消をはかるため、連続立体交差事業をはじめとする鉄道と街路との立体交差化を行う事業に重点的に取り組みます。また、緊急輸送道路の整備や歩道のバリアフリー化、電線類の地中化を進めます。

他県に比べ特に整備が遅れている下水道については、関係市町と連携をはかり、効率的・効果的な流域下水道管、処理場の整備を推進します。

都市公園については、地域の豊かな自然や観光資源を生かしつつ、整備効果の早期発現に向けて重点整備を行います。

広域的なバランスに配慮しつつ地域が主体となった個性あるまちづくりが進められるよう、市町や関係機関と十分調整をはかりながら都市計画区域マスタープラン^{注) 4}の改定に取り組みます。

駅舎、商業施設など、個々の公共的施設のバリアフリー化を促進するとともに、市町や地域と協力して面的な整備や移動の連続性が確保された「だれもが暮らしやすいまちづくり」に取り組みます。

県の取組目標項目 (副指標)	下水道普及率	目標値	48.0%
		現状値	40.1%
	都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積	目標値	9.27㎡/人
		現状値	8.64㎡/人

[県の取組目標項目の説明]

- ・県内の下水道を利用できる住民の割合（供用区域内人口／県行政人口）（県土整備部下水道室調べ）
- ・県内の都市計画区域内人口一人あたりの都市公園（国営・県営・市町営）の面積（県土整備部都市政策室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

54101	安全で快適なまちづくり	(県土整備部)
54102	清潔で快適な都市環境づくり	(県土整備部)
54103	潤いある都市空間の整備	(県土整備部)
54104	計画的なまちづくりの推進	(県土整備部)
54105	ユニバーサルデザインのまちづくりへの整備	(健康福祉部)

注) 1 集約型都市構造：196 ページをご覧ください。

注) 2 ユニバーサルデザイン：395 ページをご覧ください。

注) 3 バリアフリー：意識や習慣による差別、物理的な障害、必要以上の規制など、人と人を隔てたり、人の自由な行動を妨げたりする障害を取り除くこと

注) 4 都市計画区域マスタープラン：198 ページをご覧ください。



基本事業
54101

安全で快適なまちづくり

(主担当：県土整備部都市政策室)

目的	対象	県民が	
	意図	都市計画道路が整備された安全・快適な都市で、円滑に経済活動等を行い、安心して暮らしている	
基本事業の目標項目	緊急輸送道路（街路）の整備割合	目標値	86%
		現状値	43%

[基本事業目標項目の説明]

- ・災害時に人員や物資等の輸送を確保するための緊急輸送道路（街路）の整備割合（県土整備部都市政策室調べ）

主な取組内容

- ① 街路事業により、鉄道との立体交差や緊急輸送道路等の整備を行い、市街地の幹線道路を整備し、集約型都市構造の形成を支援するとともに、都市交通の円滑化、都市環境の保全、都市防災等の機能を高めます。（県土整備部）
- ② 土地区画整理事業等により、街路等の公共施設の整備を促進し、市街地の利便性、快適性、安全性を高め、魅力ある都市づくりを推進します。（県土整備部）
- ③ 駅周辺の都市計画道路において電線類の地中化等による歩行空間の整備を行うとともに、バリアフリーの観点から必要な施設や改良すべき点を調査し、道路のバリアフリー化を進め、安全で快適な魅力ある道づくりを推進します。（県土整備部）

※ ①の一部は、重点事業（くらし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成しています。

※ ③の一部は、重点事業（絆3）「みんなで進める三重の景観づくり」を構成しています。

※ ①、③の一部は、みえの舞台づくりプログラム（絆2）「ストック活用と都市基盤整備による市街地のくらし・にぎわい再生プログラム」を構成しています。

基本事業
54102

清潔で快適な都市環境づくり

(主担当：県土整備部下水道室)

目的	対象	県民が	
	意図	下水道の整備により清潔で快適な生活環境で暮らしている	
基本事業の目標項目	下水道普及率	目標値	48.0%
		現状値	40.1%

[基本事業目標項目の説明]

- ・県内の下水道を利用できる住民の割合（供用区域内人口／県行政人口）（県土整備部下水道室調べ）



主な取組内容

- ① 北勢沿岸、中勢沿岸、宮川流域下水道事業については、関係市町と連携をはかり、計画的・効率的な流域下水道管整備、高度処理^{注)1}に対応した処理場整備を推進します。
(県土整備部)
- ② 市町が行う公共下水道事業については、その効果が早期に発現されるよう支援を行い、下水道普及率の向上をはかります。(県土整備部)
- ③ 他の生活排水処理施設整備とより一層の連携をはかり、効率的・効果的な下水道整備に努めます。(県土整備部)

※ ③の一部は、みえの舞台づくりプログラム(くらし3)「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成しています。

注)1 高度処理：閉鎖性水域の水質保全をはかり、富栄養化による赤潮などの発生を防止するため、その要因となる窒素、リンまでを削減できる処理方式のこと

基本事業
54103

潤いある都市空間の整備

(主担当：県土整備部都市政策室)

目的	対象	県民が		
	意図	都市公園が整備された緑豊かな都市で暮らし、レクリエーションやスポーツを楽しんでいる		
基本事業の目標項目	都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積	目標値	9.27㎡/人	
		現状値	8.64㎡/人	

[基本事業目標項目の説明]

・県内の都市計画区域内人口一人あたりの都市公園(国営・県営・市町営)の面積(県土整備部都市政策室調べ)

主な取組内容

- ① 県営都市公園にあっては、地域の豊かな自然や観光資源を生かしつつ重点的に整備を行い、住民の憩いの場となるとともに、災害時には避難場所や防災拠点ともなる都市公園の充実に努めます。(県土整備部)
- ② 県内6か所の県営都市公園において、来園者が安全で快適に利用できるよう管理運営を行い、利用の増進をはかります。(県土整備部)
- ③ 快適で個性豊かな地域づくりをはかるため、国営木曾三川公園の整備を促進します。(県土整備部)

基本事業
54104

計画的なまちづくりの推進

(主担当：県土整備部都市政策室)

目的	対象	県民が		
	意図	計画的に整備され合理的に土地利用された安全・快適な都市で、円滑に経済活動等を行い、安心して暮らしている		
基本事業の目標項目	都市計画区域マスタープランの改定区域数	目標値	28区域	
		現状値	0区域	

[基本事業目標項目の説明]

・県が都市計画区域ごとに定めているマスタープランを改定した区域の数（県土整備部都市政策室調べ）

主な取組内容

- ① 都市計画の基本方針となる都市計画区域マスタープランの改定を行い、このマスタープランに基づき都市の健全な発展のために必要な都市計画区域の見直しや都市計画の変更などの方針を定めます。（県土整備部）
- ② 人口や建築物の状況、開発動向等の都市計画に関する情報を調査・分析し、マスタープランの改定等に必要データを整理します。（県土整備部）
- ③ 都市圏の交通実態を総合的に調査し、将来の交通計画や都市計画道路の見直しに反映させていきます。（県土整備部）

※ ①、②の一部は、みえの舞台づくりプログラム（絆2）「ストック活用と都市基盤整備による市街地のくらし・にぎわい再生プログラム」を構成しています。

基本事業
54105

ユニバーサルデザインの
まちづくりへの整備
(主担当：健康福祉部地域福祉室)

目的	対象	県民が		
	意図	商業施設・公共施設などを安全かつ快適に利用している		
基本事業の 目標項目	商業施設等でバリアフリー化された 施設数(累計)	目標値	2,075施設	
		現状値	1,295施設	

[基本事業目標項目の説明]

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定施設数および「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく適合証交付施設数(累計数)(健康福祉部地域福祉室調べ)

主な取組内容

- ① 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」および「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、商業施設など、不特定多数の人が利用する公共的施設について、誰もが安全で快適に利用できるよう、事業者や設計者への研修会等による整備基準等の周知・徹底をはかります。(健康福祉部)
- ② 高齢者、障がい者等をはじめとするすべての県民が、安全で円滑に移動できる交通施設となるよう、鉄道事業者が行う駅舎へのエレベーター、エスカレーター、スロープ等のバリアフリー化設備設置に対して支援します。(健康福祉部)

施策542 快適で安心な住まいづくり

(主担当部：県土整備部)

目的	対象	県民が	
	意図	快適さを実感し、安全で安心して住み続けることができる住環境で生活している	
施策目標項目 (主指標)	安全な住まいの割合	目標値	81.5%
		現状値	74.0%

〔施策目標項目の説明〕

- ・住宅総数のうち、「現在の建築基準法の構造規定に適合した住宅」と「1980年以前の既存不適格住宅を耐震化した住宅」の合計の占める割合（県土整備部住宅室調べ）

現状と課題

ゆとりある住まいづくりをめざし、ストックや市場を重視し住宅の耐震化に取り組みましたが、耐震診断や耐震補強の支援制度が十分普及できませんでした。また、バリアフリー^{※1}化等の対策において、市場の整備や補完、誘導に課題が残りしました。

公営住宅について、県営住宅の耐震化や高齢者向け改善等に取り組んでいますが、今後、長期的視野において段階的に市町に一元化をはかっていく必要があります。

さまざまな手法により、住宅・建築物の情報提供に取り組みましたが、地域の人材を活用したアドバイザーの育成や相談ネットワークの構築、住宅相談窓口を充実させるほか、建築物の構造や設備等に関する信頼性を確保する取組も必要です。

めざす姿

県民自らが、住まいやまちのことを考え、良質で地域と調和した住まいづくりが進み、地域の人材やNPO、市町などによるネットワークの形成により、住宅・建築物に関する情報を共有でき、相談の体制が整備されることで、安全で安心な住宅・建築物が多くなっています。

また、市町や民間住宅供給者など多様な主体との連携で住宅・建築物のセーフティネット^{※2}が確保されるとともに、既存ストックが適正に維持・活用・循環されるほか、県、市町による建築確認事務等を含む許認可に関する適正な審査体制で、県民の信頼が確保されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の団体またはNPOや専門家個人の方々が、住宅相談を受け入れる体制をつくります。 ○ 建築物の供給に携わる企業や団体、資格者が、倫理や技術の質的向上をはかります。 ○ 民間住宅供給者が、高品質住宅の供給と適確な住宅流通を促す情報提供と市場を形成します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅市場は民間が主体であり、行政が関与できる範囲は限られているため、社会・経済情勢に左右されます。 ○ 地震や台風などによる自然災害が発生すると住宅の安全性に対する不安が増加します。

県の取組方向

自治会や学校等への働きかけなどにより、住宅や建築物の安全性や大切に使うという気運を地域全体に醸成し、耐震診断や耐震補強制度を普及して、地震に対して安全安心な住宅・建築物を増加させます。

公営住宅のストックを活用して高齢者向け住宅に改善するとともに、セーフティネット確保のため公営住宅の適正な維持管理を行い入居率を増加させるほか、市町営住宅の整備や地域優良賃貸住宅の供給拡大に向け市町に働きかけます。

NPOや市町などと連携した住宅相談窓口を充実させ、情報提供の充実をはかるとともに、地域の専門家をアドバイザーとして養成します。

民間住宅の品質を高め、活用・循環される市場に誘導するため、住宅性能表示制度^{注)3}の普及啓発を行います。

新築建築物等の完了検査の徹底など建築基準法等の遵守を促し、適法な建築物の確保に努めるとともに、構造審査の体制の強化と高度化を継続します。

「建築基準法」、「都市計画法」（開発許可）をはじめとした権限移譲^{注)4}について、市に継続的に協議していきます。

県の取組 目標項目 (副指標)	木造住宅の耐震診断率	目標値	16.6%
		現状値	7.2%
	県営住宅高齢者対応化率	目標値	64.0%
		現状値	46.4%

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・1980年以前の木造住宅が、行政の支援する無料耐震診断を受けた割合（県土整備部住宅室調べ）
- ・既設県営住宅の2階以下の住戸（耐用年数が20年以上の住棟）における、高齢者向け仕様への改善工事を行った戸数の割合（県土整備部住宅室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

54201	災害に強い住まいづくり	(県土整備部)
54202	公的な住まいづくり	(県土整備部)
54203	ネットワークを生かした住まいづくり	(県土整備部)
54204	安全安心な建築物の確保	(県土整備部)

注)1 バリアフリー：529ページをご覧ください。

注)2 セーフティネット：個人では対応できず、人びとが共通して抱えるリスクを社会的に共同で処理するしくみ。住宅に関しては、高齢者や障がい者等誰もが安心かつ快適な自立居住ができるようにするためのしくみ

注)3 住宅性能表示制度：「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく制度であり、地震に対する強さやシックハウス対策などの性能について、第三者の評価機関が等級や数値で客観的に表示する制度

注)4 権限移譲：493ページをご覧ください。

基本事業
54201

災害に強い住まいづくり

(主担当：県土整備部住宅室)

目的	対象	住宅が	
	意図	地震などの災害に対して安全で安心になっている	
基本事業の 目標項目	木造住宅の耐震診断率	目標値	16.6%
		現状値	7.2%

[基本事業目標項目の説明]

・1980年以前の木造住宅が、行政の支援する無料耐震診断を受けた割合（県土整備部住宅室調べ）

主な取組内容

- ① 「自助」「共助」による耐震化の気運を高めるため、木造住宅の耐震診断や耐震改修を支援する制度を普及促進して、住宅の耐震性向上をはかり、近い将来に発生予想される大地震に備え、安全・安心な住まいづくり、まちづくりを行います。（県土整備部）
- ② 緊急車両等の通行する道路を確保し、災害時における迅速な初動対策が実施できるよう、緊急輸送道路沿いの建築物を調査し、耐震化を促進します。（県土整備部）
＜基本事業31104①の再掲＞
- ③ 大規模災害発生時の二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士^{注)1}や被災建築物応急危険度判定士^{注)2}を養成するとともに、市町職員を中心に応急危険度判定コーディネーター^{注)3}を養成します。（県土整備部）

※ ①は、重点事業（くらし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成しています。

注)1 被災宅地危険度判定士：342ページをご覧ください。

注)2 被災建築物応急危険度判定士：342ページをご覧ください。

注)3 応急危険度判定コーディネーター：342ページをご覧ください。

基本事業
54202

公的な住まいづくり

(主担当：県土整備部住宅室)

目的	対象	公的な住宅が	
	意図	適正に維持され、セーフティネットが確保されている	
基本事業の 目標項目	県営住宅高齢者対応化率	目標値	64.0%
		現状値	46.4%

[基本事業目標項目の説明]

・既設県営住宅の2階以下の住戸（耐用年数が20年以上の住棟）における、高齢者向け仕様への改善工事を行った戸数の割合（県土整備部住宅室調べ）

主な取組内容

- ① 公営住宅ストックの高齢者向け改善や耐震化を促進し、県営住宅の整備を進めるとともに用途廃止、事業主体変更も検討します。(県土整備部)
- ② 住宅に困窮する低所得者等のセーフティネットの確保のために、公営住宅の入居の適正化と効率化を推進します。(県土整備部)
- ③ 市場では供給されにくい高齢者向け、子育て世帯向けの優良な賃貸住宅について、民間事業者や市町に対して働きかけ等を行い、供給を促進します。(県土整備部)

基本事業
54203

ネットワークを生かした住まいづくり

(主担当：県土整備部住宅室)

目的	対象	県民が		
	意図	住情報の取得や住宅相談が安心して受けられる		
基本事業の 目標項目	住まいのアドバイザーとしての人材 バンク登録者数(累計)	目標値	670人	
		現状値	590人	

[基本事業目標項目の説明]

- ・バリアフリー化など住宅改修を中心とした相談に対応できるアドバイザーの登録者数(県土整備部住宅室調べ)

主な取組内容

- ① 地域の人材やネットワークの形成により、住宅に関する情報を共有するために、地域の専門家をアドバイザーとして養成します。(県土整備部)
- ② 県民からの相談に対応するため住宅相談窓口を充実させるほか、多様な情報提供方法の整備を進めます。(県土整備部)
- ③ 市町が地域に応じた住宅施策を促進できるように、住宅政策立案の基礎となる調査・分析等を行います。(県土整備部)
- ④ 住宅におけるバリアフリー化、省エネルギー対策、防犯対策、長寿命化、環境に配慮した住宅に関する住情報の提供と住宅性能表示制度の普及等により、住宅の品質確保を促進します。(県土整備部)

基本事業
54204

安全安心な建築物の確保

(主担当：県土整備部建築開発室)

目的	対象	建築物が	
	意図	常に適法で安全な維持管理状態になっている	
基本事業の 目標項目	特殊建築物維持管理の適合率	目標値	80.7% (2009年度)
		現状値	74.4% (2005年度)

[基本事業目標項目の説明]

・不特定多数の人が利用するホテル・病院・店舗などの特殊建築物で、一定規模以上の建築物の定期報告における適法な建築物の割合。現状値および目標値は過去3年間の平均（県土整備部建築開発室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 建築基準法および都市計画法ならびに屋外広告物条例等に基づく許認可および違反対策の徹底により、快適、安全・安心な住環境の確保に努めます。また、法に基づく許認可事務の権限移譲について、市に継続的に協議していきます。（県土整備部）
- ② 新築建築物等の完了検査の徹底および多数の人が利用し対外的責務を有する既存特殊建築物の定期報告における適正な維持管理への指導・助言を行うことで、安全・安心な建築物の確保を計画的に進めます。（県土整備部）
- ③ 宅地建物取引業法に基づき、適正な業務運営と取引の公平性の確保をはかるとともに、建築士法に基づく指導監督を充実し、安全・安心な宅地建物の流通の確保に努めます。（県土整備部）
- ④ 地震に対して安全で安心できる建築物を確保するため、「三重県耐震改修促進計画^{注)1}」に基づき、減災に寄与する建築物の耐震化を促進します。（県土整備部）

注) 1 三重県耐震改修促進計画：345ページをご覧ください。



住宅の耐震化



公営住宅の改善



【基本事業 54201】



【基本事業 54202】

快適で安心な住まいづくりを目指して

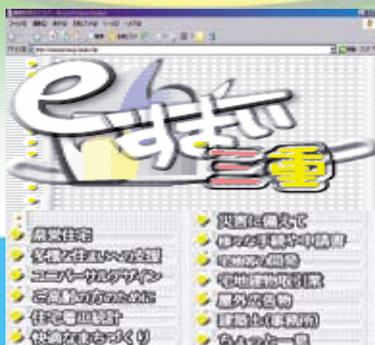


【施策542】

【基本事業 54203】

【基本事業 54204】

住情報の充実



e-すまい三重ホームページ：
<http://www.pref.mie.jp/JUTAKU/HP/>

宅地・建物の安全確保



施策551 道路網の整備

(主担当部：県土整備部)

目的	対象	道路利用者が	
	意図	安全かつ快適に道路を利用することができ、県内外との交流・連携を広げている	
施策目標項目 (主指標)	幹線道路網の整備率	目標値	59.5%
		現状値	50.7%

[施策目標項目の説明]

・県内主要道路の事業計画延長に対する供用道路延長の割合（県土整備部高速道・道路企画室、道路整備室調べ）

現状と課題

好調な企業活動が続いている北・中部地域では慢性的な交通渋滞、南部地域では大雨等によるたび重なる通行止めが発生しています。これらを解消するために県内幹線道路の整備は喫緊の課題です。また、2013年(平成25年)の御遷宮には県内外から多くの来訪者が予想されることから、各方面から伊勢への、または伊勢から世界遺産(熊野古道)を有する東紀州地域へのアクセスルートの重点的な整備をはかる必要があります。さらに、地域の独自性を引き出し、他地域の文化との交流連携を広げるため、地域住民の参加による道路施策を進める必要があります。一方、市町村合併後の地域の自立支援および大規模災害時の対応のため、高規格幹線道路や直轄国道等の広域幹線道路と一体となった道路ネットワークの整備を推進することも必要であり、厳しい財政状況の中、既存ストックの有効利用と合わせ重点的・効率的な道路整備を進めることが重要です。

めざす姿

県内の主要な幹線道路の供用により産業活動や観光面等での交流連携が広がり、県民生活の利便性が向上しています。また、県民生活の安全・安心の向上につながる「新たな命の道」である紀勢自動車道等についても、整備促進がはかれることにより、世界遺産(熊野古道)を有する東紀州地域へのアクセスが向上しています。

東紀州地域を中心として官民の協働等さまざまな主体の連携により、豊かな交流による地域コミュニティの再生をめざした美しい街道空間が形成されています。さらに、道路という空間を地域の文化・生活の場とし、地域住民が自主的に道路の清掃や除草等を行い、道路環境の美化活動の展開も広がっています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民が、活動団体を形成し、道路美化ボランティア、道路を活用したイベント、沿道の景観形成、広報活動等に取り組み、他の構成団体との積極的な連携を行います。 ○ 国が、道路網の骨格を形成する幹線道路の整備を行います。 ○ 市町が、地域生活に直結する道路整備を行います。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路特定財源制度の動向によっては、必要な道路整備予算の確保が困難となり、目的の達成に影響が生じます。 ○ 日本風景街道戦略会議や国の制度化の動向により、美しい街道空間を形成する目的の達成に影響が生じます。

県の取組方向

県内の主要幹線道路網の早期完成をめざし、新名神高速道路や東海環状自動車道等の高速道路網や北勢バイパス、中勢バイパス等の直轄国道の整備を促進します。また、2013年(平成25年)の御遷宮に向けた道路ネットワークの形成のため、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路および第二伊勢道路等の整備促進や、これら根幹をなす道路にアクセスする県管理道路の整備推進をはかります。一方、地元活動団体等と行政が連携し、交流による美しい道づくりと地域づくりを効果的に推進していきます。

また、地域の自立支援や大規模災害に備えるため、高規格幹線道路や直轄国道等の広域幹線道路の整備促進および県管理道路の整備推進をはかり、合併後の地域の活性化を支援する道路や緊急輸送道路の整備に取り組みます。

そのほか、舗装、橋梁に関するデータベースの充実をはかり、より一層経済的で効率的な維持補修をするとともに、道路愛護意識の高揚をはかるため、地域住民で構成された団体が行う道路の草刈り、清掃活動等を支援します。

県の取組 目標項目 (副指標)	県管理道路改良率	目標値	71.5% (2009年度)
		現状値	70.7% (2005年度)
	舗装の維持管理指数	目標値	5.0以上
		現状値	5.5

[県の取組目標項目の説明]

- ・ 県管理の国道、県道の延長のうち自動車が安全に通行できる幅員をもつ道路延長の割合(県土整備部高速道・道路企画室調べ)。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。
- ・ 主要な県管理道路の舗装面調査により得られた、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から算出する管理指数であり、10点満点で評価され、交通の影響を受けて時間とともに低下します(県土整備部維持管理室調べ)。

施策展開するために取り組む基本事業

55101	高規格道路ネットワークの形成	(県土整備部)
55102	道路ネットワークの形成	(県土整備部)
55103	適切な道路資本の維持管理	(県土整備部)

基本事業
55101

高規格道路ネットワークの形成

(主担当：県土整備部高速道・道路企画室)

目的	対象	道路利用者が		
	意図	県内の市町役場から最寄りの高速道路のインターチェンジまで30分程度で到着できるようになっている		
基本事業の目標項目	高規格幹線道路の整備率	目標値	66.9%	
		現状値	60.5%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・高規格幹線道路（東名阪自動車道、伊勢自動車道、新名神高速道路、紀勢自動車道、名阪国道、熊野尾鷲道路、東海環状自動車道）の事業計画延長に対する供用道路延長の割合（県土整備部高速道・道路企画室調べ）

主な取組内容

- ① 新名神高速道路や紀勢自動車道の整備に必要な用地の関係者に対して、中日本高速道路株式会社および国土交通省と連携し、用地の提供について理解と協力が得られるよう調整します。（県土整備部）
- ② 新名神高速道路や紀勢自動車道の進捗に合わせ、関連して必要となる河川および砂防施設等を整備します。（県土整備部）
- ③ 広域的な高速道路ネットワークを形成する東海環状自動車道や熊野尾鷲道路等の整備促進をはかります。（県土整備部）

※ ①～③は、重点事業（絆4）「交流・連携を広げる幹線道路網の整備」を構成しています。

基本事業
55102

道路ネットワークの形成

(主担当：県土整備部道路整備室)

目的	対象	道路が		
	意図	利用者にとって都市間の移動時間を短縮するなど、利便性を向上するよう整備されている		
基本事業の目標項目	県管理道路改良率	目標値	71.5% (2009年度)	
		現状値	70.7% (2005年度)	
	直轄国道の整備率	目標値	85.5%	
		現状値	82.6%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県管理の国道、県道の延長のうち自動車が安全に通行できる幅員をもつ道路延長の割合（県土整備部高速道・道路企画室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。
- ・直轄国道の事業計画延長に対する供用道路延長の割合（県土整備部高速道・道路企画室調べ）

主な取組内容

- ① 「新道路整備戦略^{注1)}」に基づき重点的、効率的投資を行い、広域的な道路ネットワークの形成をめざし、第二伊勢道路等の県管理道路の整備を推進します。(県土整備部)
- ② 道路防災総点検結果に基づき、危険箇所対策および施設の補修を行うとともに、定期点検を行い道路の安全性を向上させます。(県土整備部)
- ③ 主要幹線道路網の早期完成をめざし、北勢バイパスや中勢バイパス等の直轄国道の整備を促進します。(県土整備部)
- ④ 歩行者等の安全を確保するため、通学路や生活道路等くらしの道における道路交通環境を整備します。(県土整備部) <基本事業 32102 ④の再掲>

- ※ ①、③の一部は、重点事業(絆4)「交流・連携を広げる幹線道路網の整備」を構成しています。
- ※ ①、②の一部は、重点事業(くらし1)「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成しています。
- ※ ①の一部は、みえの舞台づくりプログラム(絆2)「ストック活用と都市基盤整備による市街地のくらし・にぎわい再生プログラム」を構成しています。

注)1 新道路整備戦略：332 ページをご覧ください。

基本事業 55103

適切な道路資本の維持管理

(主担当：県土整備部維持管理室)

目的	対象	道路が	
	意図	いつでも安心、快適に利用できるよう、適正に維持管理されている	
基本事業の 目標項目	舗装の維持管理指数	目標値	5.0以上
		現状値	5.5

[基本事業目標項目の説明]

- ・主要な県管理道路の舗装面調査により得られた、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から算出する管理指数であり、10点満点で評価され、交通の影響を受けて時間とともに低下します。(県土整備部維持管理室調べ)

主な取組内容

- ① 道路パトロール等により発見された道路構造物の損傷箇所を補修し、道路の安全性を確保します。また、歩行パトロール・夜間パトロールを実施するなど道路パトロールの充実をはかるとともに、災害や工事等による道路規制情報に関わるさまざまな情報の提供を行います。(県土整備部)
- ② 各種構造物の定期点検を実施することにより、損傷・危険箇所の早期発見に努め、道路の安全性を確保します。(県土整備部)
- ③ 地域住民により構成された団体等が自主的に行う道路の草刈り、清掃活動等に対し、作業に必要な物品を助成していきます。また、県と地域住民が対等なパートナーシップを組んで積極的に推進するため、草刈りを自治会等に委託します。(県土整備部)
- ④ 地元活動団体等と行政が連携し、道路や周辺の地域資源等を生かした「美しい道づくり・地域づくり」を行います。(県土整備部)
- ⑤ 電線類の地中化等による歩道空間の整備を行い、快適で魅力的な道づくりを推進します。(県土整備部)

- ※ ④の一部は、重点事業(絆3)「みんなで進める三重の景観づくり」を構成しています。

施策552 交通網の整備

(主担当部：政策部)

目的	対象	県民が		
	意図	安全で利便性の高い交通網を利用して円滑に移動している		
施策目標項目 (主指標)	県内の公共交通機関の利用者数	目標値	121,949千人 (2009年度)	
		現状値	121,949千人 (2005年度)	

[施策目標項目の説明]

・県内の鉄道各駅の乗車人数（各鉄道事業者調べ）と乗合バスの輸送人員（三重運輸支局調べおよび政策部交通政策室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

現状と課題

交通は、まちづくりをはじめ、地域住民のくらしや地域のあり方に深く関わる重要な社会基盤です。しかし、過度に自動車交通に依存するライフスタイルは、環境問題や交通渋滞、交通事故だけでなく、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用している人たちの移動手段が奪われるなどの問題も引き起こしています。

全国的に人口減少局面を迎え、今後の地域社会の活性化には国内外との交流がますます重要になってきます。そのためには、高速で移動できる空港、高速道路、高速鉄道などの交通基盤を整備する必要があります。

生活交通と高速交通をつなぐ都市間輸送力の強化にも取り組むことで、生活交通—都市間交通—高速交通相互間を円滑に移動できる交通網が確保されていることが必要です。

めざす姿

自動車交通と公共交通とのバランスの取れた社会の実現に向けた取組が進んでおり、地域特性を生かし住民ニーズを的確に反映した生活交通確保策が議論されています。また、関西国際空港や中部国際空港を拠点とした国内外との交流が活発になるとともに、都市間の輸送力が強化されることで、県内外との交流人口が増加しています。リニア中央新幹線、太平洋新国土軸を構成する伊勢湾口道路および東海南海連絡道について、実現に向けた気運が盛り上がっています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町が、住民、事業者等と一体となって生活交通を確保するための取組を進めています。 ○ 交通事業者が、利用者のニーズに合ったサービスを提供し利便性の向上をはかっています。 ○ 地域住民やNPO等が、交通ネットワークの形成に向けて主体的に参画しています。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原油高などの経済情勢の変化や規制緩和の動向、人口減少社会の到来、過疎化の進行などの社会的要因で利用者数は影響を受けます。 ○ 大気汚染、交通渋滞、交通事故が深刻化すると公共交通機関の果たす役割が見直されます。

県の取組方向

自動車交通と公共交通とのバランスの取れた社会の実現に向けた取組を進めるとともに、県内各地の地域公共交通会議に参画し、住民・事業者・行政等が一体となって、地域特性を生かし住民ニーズを的確に反映した生活交通確保策を検討します。

また、鉄道軌道近代化設備整備費補助金、幹線鉄道等活性化事業費補助金、生活交通路線維持費補助金等を活用して、鉄道やバス路線の維持・確保に努めます。

関西国際空港や中部国際空港の利用促進並びに国際拠点空港としての機能強化をはかるとともに、都市間の輸送力強化に向けて、鉄道の利便性向上、利用促進に努めます。

リニア中央新幹線、太平洋新国土軸を構成する伊勢湾口道路および東海南海連絡道について、実現に向けた気運を醸成する活動を展開します。

県の取組 目標項目 (副指標)	県民の公共交通機関満足度	目標値	30.0%
		現状値	23.2%

[県の取組目標項目の説明]

- ・バスや鉄道などの公共交通機関の利用のしやすさに対し、「満足」あるいは「どちらかといえば満足」と回答した県民の割合（政策部企画室「一万人アンケート」）

施策展開するために取り組む基本事業

55201	生活交通の確保	(政策部)
55202	名古屋圏、大阪圏との輸送力強化	(政策部)
55203	高速交通ネットワークの形成	(政策部)

基本事業
55201

生活交通の確保

(主担当：政策部交通政策室)

目的	対象	地域の生活交通が		
	意図	確保され、県民の日常生活を支えている		
基本事業の 目標項目	生活交通を担う鉄道・バスの利用者数	目標値	47,052千人 (2009年度)	
		現状値	47,052千人 (2005年度)	

[基本事業目標項目の説明]

・主に生活交通を担う県内鉄道各駅の乗車人数（各鉄道事業者調べ）と乗合バスの輸送人員（三重運輸支局調べおよび政策部交通政策室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 地域特性を生かした最適な公共交通のあり方や支援のあり方を検討するとともに、公共交通の一層の利用促進に努めます。（政策部）
- ② 経営基盤の脆弱な中小鉄道事業者が安全性の向上およびサービスの改善のために行う鉄道施設整備に対し、引き続き国および関係市町とともに支援します。（政策部）
- ③ 鉄道事業者が行う駅の耐震補強事業を促進するため、国および関係市とともに支援します。（政策部）
- ④ 生活交通であるバス路線を維持・確保するため、乗合バス事業者、市町に対し、引き続き支援します。（政策部）

基本事業
55202

名古屋圏、大阪圏との輸送力強化

(主担当：政策部交通政策室)

目的	対象	都市間を結ぶ輸送力が		
	意図	強化され、より利便性の高い交通機関となっている		
基本事業の 目標項目	都市間輸送を担う鉄道の利用者数	目標値	74,897千人 (2009年度)	
		現状値	74,897千人 (2005年度)	

[基本事業目標項目の説明]

・主に都市間輸送を担う県内鉄道各駅の乗車人数（各鉄道事業者調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 鉄道の利便性向上に向けて、引き続き関係府県および市町村と連携して、鉄道事業者等へ働きかけるとともに、一層の利用促進に努めます。（政策部）

基本事業
55203

高速交通ネットワークの形成

(主担当：政策部交通政策室)

目的	対象	県内外の人が		
	意図	高速交通ネットワークを活発に利用している		
基本事業の 目標項目	中部国際空港の国際線および国内線の就航便数	目標値	1,185便	
		現状値	1,006便	
	伊勢湾口道路および東海南海連絡道に対する認知度	目標値	34%	
		現状値	23%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・中部国際空港の国際線および国内線の週あたりの就航便数（中部国際空港株式会社調べ）
- ・伊勢湾口道路および東海南海連絡道のPR活動時に行うアンケート調査結果において、伊勢湾口道路または東海南海連絡道をご存知でしたかという設問に、「具体的な内容を知っている」と回答した人の割合（政策部交通政策室調べ）

主な取組内容

- ① 関西国際空港および中部国際空港について、関係府県等とともに利用促進や国際拠点空港としての機能の充実・強化に努めます。また、中部国際空港との海上アクセスについて、関係市とともに利用促進に努めます。（政策部）
- ② リニア中央新幹線について、引き続き関係都府県等と連携して、国等に対し早期実現を働きかけるとともに、建設気運を醸成するための広報・啓発活動に努めます。（政策部）
- ③ 伊勢湾口道路および東海南海連絡道について、引き続き関係府県等と連携して、国等に対し早期実現を働きかけるとともに、構想実現に向けた気運を醸成するための広報・啓発活動に努めます。（政策部）

施策553 港湾の整備

(主担当部：県土整備部)

目的	対象	港湾利用者が		
	意図	物流・人流拠点や親水空間として利用しやすい港湾になっている		
施策目標項目 (主指標)	入港船舶総トン数 (5トン以上の船舶)	目標値	8,300万トン (2009年度)	
		現状値	7,861万トン (2005年度)	

[施策目標項目の説明]

・県内20港湾における5トン以上の船舶の入港した総トン数(県土整備部港湾・海岸室調べ)。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

現状と課題

国際コンテナ航路をめぐる港湾間競争が激しさを増す中で、コンテナ貨物に関する日本の港湾の地位が相対的に低下しています。また、中国発着貨物の著しい伸びや中部国際空港の開港など、県の港湾を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした環境変化に対応するため、産業を支える物流機能の充実強化、港を活用した交流機能の充実強化などが港湾に求められています。このため、増大する貨物量等に対する整備を進めるとともに、地域が主体的に取り組む観光振興を支援し、地場産業である水産業を支える港づくりを進めていく必要があります。また、発生が危惧されている大規模地震への備えとして、施設の耐震化や災害発生時の対応について関連企業や他港湾との連携等を含めた体制強化などの確な対応が求められています。

めざす姿

四日市港ではスーパー中枢港湾^{注1}として、増大する貨物量等に対応した施設整備や効率的なターミナル運営などの物流の高度化・効率化が進み、物流面から背後地域の産業の国際競争力の強化に貢献しています。

鳥羽港等では地域住民、地元市町など多様な主体と連携し、地域の資源を生かした港湾の整備が進み、港湾が観光を核としたまちづくりなどに寄与しています。

さらに、既存岸壁の耐震強化や災害時における四日市港と名古屋港の間の港湾施設の相互利用を進めるなど大規模地震に対する防災機能の向上がはかられています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾関連企業、地域住民、NPO等が、港湾の利用促進施策や維持管理に参画します。 ○ 背後地の市町が、港を核としたまちづくりなどに関連する施策を展開します。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景気の動向や産業構造の変化など物流を取り巻く情勢の変化や港湾を利用する企業の戦略に左右されます。

県の取組方向

四日市港において、高速道路と直結する臨港道路、共同コンテナ置場や霞ヶ浦北ふ頭 80 号岸壁の背後地整備など物流の高度化・効率化に向けた取組を推進します。

鳥羽港等において、人の交流を生かした観光産業や水産業など地域の産業を支える小型船だまり等の基盤整備を進めます。また、プレジャーボートの放置等が問題となっている港湾において、国、地元市町、NPOとの連携により、その対策に取り組みます。

災害時における地域の対応力を強化するため、耐震強化岸壁の整備、他の港と連携した災害時の海上輸送ネットワークの形成等について、地元市町等と連携して取り組みます。

港湾緑地を含む既存施設について、安全で快適な利用ができるよう、適切な維持管理を行い、港湾利用者へのサービスが向上するよう努めます。

県の取組 目標項目 (副指標)	人流を目的とする係留施設（公共） の延長	目標値	926m
		現状値	516m
	物流を目的とする係留施設（公共） の延長	目標値	38,031m
		現状値	37,927m

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・県内の公共ふ頭において、三重県および四日市港管理組合が管理する人流を目的とする係留施設の延長の合計（県土整備部港湾・海岸室、四日市港管理組合調べ）
- ・県内の公共ふ頭において、三重県および四日市港管理組合が管理する物流を目的とする係留施設の延長の合計（県土整備部港湾・海岸室、四日市港管理組合調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

55301 人の交流を支える港湾機能の充実・強化 (県土整備部)

55302 物流を支える港湾機能の充実・強化 (県土整備部)

注) 1 スーパー中枢港湾：我が国のコンテナ港湾の国際競争力を重点的に強化するため、官民が連携して港湾の重点投資や機能強化を進め、アジア主要港に対抗できる国際拠点港を育てるプロジェクト。国が 2004 年（平成 16 年）7 月、京浜港（東京・横浜）、伊勢湾（名古屋・四日市）、阪神港（大阪・神戸）の三港湾を指定した。

基本事業
55301

人の交流を支える港湾機能の
充実・強化

(主担当：県土整備部港湾・海岸室)

目的	対象	港湾が		
	意図	海の玄関口にふさわしく、活発に人々が交流できるように整備されている		
基本事業の 目標項目	人流を目的とする係留施設（公共） の延長	目標値	926m	
		現状値	516m	
	船舶乗降人員数	目標値	2,739千人 (2009年度)	
		現状値	2,723千人 (2005年度)	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・県内の公共ふ頭において、三重県および四日市港管理組合が管理する人流を目的とする係留施設の延長の合計（県土整備部港湾・海岸室、四日市港管理組合調べ）
- ・県内20港湾において、船舶によって他の港湾等との間で出入した乗降客数の合計（県土整備部港湾・海岸室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 鳥羽港において港湾機能の再生を進めるため、小型船だまりの整備を進め、離島航路や観光船の再配置を行い、集客交流基盤の整備を進めます。（県土整備部）
- ② 宇治山田港において、地元市など多様な主体と連携してプレジャーボート対策に取り組み、水域の秩序の向上などをはかります。（県土整備部）
- ③ 係留施設などの施設の適切な維持管理を行い、その機能の維持に努めるとともに、港湾緑地など親しまれる水辺空間を提供します。（政策部、県土整備部）

基本事業
55302

物流を支える港湾機能の充実・強化

(主担当：県土整備部港湾・海岸室)

目的	対象	港湾が		
	意図	安定的かつ効率的な物流を行うことができるよう整備されている		
基本事業の 目標項目	物流を目的とする係留施設（公共） の延長	目標値	38,031 m	
		現状値	37,927 m	
	海上出入貨物量	目標値	7,463万トン (2009年度)	
		現状値	7,190万トン (2005年度)	

[基本事業目標項目の説明]

- ・ 県内の公共ふ頭において、三重県および四日市港管理組合が管理する物流を目的とする係留施設の延長の合計（県土整備部港湾・海岸室、四日市港管理組合調べ）
- ・ 県内20港湾において、船舶によって他の港湾等との間で輸送された貨物量（県土整備部港湾・海岸室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 四日市港において、円滑な物流ルートを確保する臨港道路の整備や霞ヶ浦北ふ頭80号岸壁の背後地の整備などを進め、物流機能の高度化・効率化に向けた取組を進めます。
また、同港が名古屋港との間で、大規模災害時におけるコンテナ物流機能を確保するための港湾施設の相互利用を推進するなど、防災機能の向上をはかります。（政策部）
- ② 津松阪港において、小型船だまりの整備を進め、水産業など地場産業の振興をはかります。（県土整備部）
- ③ 浜島港において、大規模地震対策に資する耐震強化岸壁の整備を進めます。（県土整備部）
- ④ 既存ストックを十分活用できるよう、適切な維持管理を行い、港湾機能の維持に努めます。（政策部、県土整備部）

施策554 基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進

(主担当部：県土整備部)

目的	対象	県民が		
	意図	公共事業への信頼感を向上させている		
施策目標項目 (主指標)	公共事業の適正な運営と円滑な執行の実施率	目標値	100%	
		現状値	70%	

[施策目標項目の説明]

- ・公共事業の評価達成度と品確法に基づき価格と品質で総合的に優れた調達を提案する新たな入札方式の実施率との平均値（県土整備部公共事業運営室、入札管理室調べ）

現状と課題

公共事業関係費については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において「危機的な財政事情の下、歳出・歳入一体改革を進める中で、今後とも改革を継続し、さらなる重点化・効率化を図る必要がある」とされています。また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が施行され、公共工事の品質確保に向けた発注者責任が求められています。

こうした環境の中で、社会資本整備を担う公共事業は、多様化する県民のニーズに対応し、限られた予算を適正かつ有効に執行していくことが必要です。

また、公共事業に対する県民の信頼性を向上させるため、公正性・透明性・競争性のより高い執行プロセスを確立するなど執行過程の適正化を行うことが重要です。

めざす姿

公共事業評価システムの適切な運用および電子化された公共事業情報の有効活用により、公共事業実施プロセスの公正性と透明性が確保され、県民から信頼される公共事業実施プロセスを運用しています。また、高い公正性・透明性・競争性を確保するとともに、技術力と経営力に優れた地域に貢献する企業が成長できる入札・契約制度が整えられ、制度に対する県民の信頼感が向上しています。

さらに、地元自治体（市町）との連携により公共事業用地が計画に基づき適正に確保されています。

施策を実現するために考慮すべき事項

県が他の主体に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、品確法に基づき公共工事の品質確保に向けて取り組むとともに、公共事業情報の電子化を行います。また、県と一体となって用地提供者の協力を得ます。 ○ 公共事業に入札参加する企業は、技術的能力の向上に取り組むとともに、公共事業情報の電子化への対応を行います。
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧工事等の予想外の新規必要用地取得面積の増加が考えられます。

県の取組方向

公共事業評価システムを、事前評価、再評価および事後評価が一体的に機能する評価サイクルとして円滑に運用します。事前評価では、時代のニーズに合った評価指標の改善と新たな環境面の評価手法の取組により優先度を明確にし、また、再評価および事後評価では、第三者諮問委員会の答申を最大限尊重して同種事業の計画等に反映することにより実施プロセスの公正性・透明性の向上をはかります。

入札・契約制度は、「公共工事の入札契約適正化法」に基づき、公正性・透明性・競争性の高い発注プロセスを引き続き確立していきます。また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき総合評価方式を運用することにより、現場環境への配慮など環境面や企業の社会貢献の取組等を総合的に評価し、価格と品質で総合的に優れた調達に努めていきます。

公共事業の電子化については、市町・関係企業への普及啓発を進めるとともに、蓄積された電子情報の有効活用に取り組み、システムによる事業の効率化に努めます。

公共事業用地の確保については、用地提供者に対し理解を得るのに必要な情報提供に努め、市町からの協力も得て用地提供者の理解と協力を求めます。さらに公共事業用地の先行取得制度・土地収用制度の活用を行い、適正で計画的な用地取得に努めます。また過年度未登記土地が適正な公共財産となるよう計画的な未登記処理に取り組みます。

県の取組 目標項目 (副指標)	入札情報の電子提供実施率	目標値	80%
		現状値	49%

[県の取組目標項目の説明]

- ・公共事業の入札における公正性・透明性・競争性の向上を判断できる指標として、公共工事（維持管理工事と小規模工事を除く）の入札情報を電子提供できる割合（県土整備部公共事業運営室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

- 55401 公共事業の適正な執行・管理の支援 (県土整備部)
- 55402 公正性・透明性・競争性の高い公共事業の発注プロセスの確立 (県土整備部)
- 55403 公共事業の執行プロセスにおける情報化の推進 (県土整備部)
- 55404 計画に基づく公共事業用地の適正な確保 (県土整備部)

基本事業
55401

公共事業の適正な執行・管理の支援

(主担当：県土整備部公共事業運営室)

目的	対象	公共事業が		
	意図	県民からみた実施プロセスの公正性・透明性を向上させるよう執行されている		
基本事業の目標項目	公共事業評価達成度	目標値	100%	
		現状値	100%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・公共事業実施前・実施中・実施後にその必要性と効果について評価すべき事業設定数に対する評価達成度（県土整備部公共事業運営室調べ）

主な取組内容

- ① 公共事業評価システムにより公共事業の事前評価・再評価および事後評価を実施します。事前評価では、時代のニーズに合った評価指標の改善と新たな環境面の評価手法の取組により優先度を明確にしていきます。（県土整備部）
- ② 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき総合評価方式の拡大に努めるとともに、発注者の責務として発注関係事務の適切な実施に努めます。（県土整備部）
- ③ 建設リサイクル法の推進および建設工事から発生する建設副産物の有効活用と「公共事業コスト縮減対策に関する第3次行動計画^{注1}」に基づき、コスト縮減に努めます。（県土整備部）
- ④ 公共事業に関する企画・設計段階から維持管理にいたる各過程の執行の円滑化をはかるため、プロセスマネジメントシステム^{注2}の構築を進めます。（県土整備部）

注)1 公共事業コスト縮減対策に関する第3次行動計画：三重県が行う公共工事のコストを縮減する施策を定めた計画

注)2 プロセスマネジメントシステム：公共事業の構想・企画・計画から供用・維持・管理まで一貫したマネジメントを行うしくみ

基本事業
55402

公正性・透明性・競争性の高い
公共事業の発注プロセスの確立

(主担当：県土整備部入札管理室)

目的	対象	公共工事の発注プロセスが		
	意図	高い公正性・透明性・競争性が確保されるとともに高い技術力と経営力に優れ、地域に貢献する企業が成長できるしくみ（入札制度）になっている		
基本事業の目標項目	品確法に基づき、価格と品質で総合的に優れた調達を提案する新たな入札方式の実施率（総合評価方式）	目標値	100%	
		現状値	39%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・全総合評価方式対象件数中（橋梁上部・法面処理・海洋土木工事等3千万円以上、舗装工事2千万円以上、土木工事7千万円以上の工事）で総合評価方式を運用した実施率（県土整備部入札管理室調べ）

主な取組内容

- ① 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、入札・契約制度の公正性・透明性・競争性の高い発注プロセスの確立に向け引き続き取り組むとともに、その定着と安定的な運用をはかり、公正な入札制度を整備します。(県土整備部)
- ② 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、総合評価方式を運用することにより、現場環境への配慮など環境面や企業の社会貢献の取組などを総合的に評価し、価格と品質で総合的に優れた調達を推進します。(県土整備部)
- ③ 「建設業法」に基づき、不良不適格業者の排除等、建設業者への法令遵守指導の充実強化等をはかるほか、請負契約に関する紛争処理等を通じ、請負契約の当事者の保護に努め、建設業の健全な発展を促進します。(県土整備部)

基本事業
55403

公共事業の執行プロセスにおける情報化の推進 (主担当：県土整備部公共事業運営室)

目的	対象	公共事業情報が		
	意図	調査・計画・設計・施工・管理にいたるすべてのプロセスにおいて電子化され有効活用されている		
基本事業の目標項目	入札情報の電子提供実施率	目標値	80%	
		現状値	49%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・公共事業の入札における公正性・透明性・競争性の向上を判断できる指標として、公共工事（維持管理工事と小規模工事を除く）の入札情報を電子提供できる割合（県土整備部公共事業運営室調べ）

主な取組内容

- ① 公共事業の電子化について、市町・関係企業への普及啓発を行います。(県土整備部)
- ② 公共事業の調査・計画、設計、施工、管理にいたるすべてのプロセスにおける情報を電子化し公共事業の適正な執行と管理を行うため、電子調達システム、公共工事進行管理システム、公共工事設計積算システム、電子納品、公共事業情報統合データベースの適正運用を進めます。(総務部、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁、警察本部)
- ③ 各システムに蓄積された電子情報の有効活用に取り組み、システムによる公共事業の効率化を進めます。(総務部、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁)

基本事業
55404

計画に基づく公共事業用地の
適正な確保

(主担当：県土整備部公共用地室)

目的	対象	道路等の公共事業用地が		
	意図	用地提供者の公共事業に対する理解と協力を得て計画に基づき確保されている		
基本事業の 目標項目	公共事業用地のストック率	目標値	1.50年分	
		現状値	1.47年分	
	過年度未登記土地の解消率	目標値	26.0%	
		現状値	21.4%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・当該年度に新規着工する公共事業に必要な面積に対し、年度当初に県が保有する着工可能な面積の保有割合（県土整備部公共用地室調べ）
- ・未登記対策は2002年度から取組を強化したため、2001年度末残筆数を基準とした2002年度以降の処理累計筆数の割合（県土整備部公共用地室調べ）

主な取組内容

- ① 公共事業用地の適切な確保のために、用地提供者に対し理解を得るのに必要な情報提供を行います。また、市町からの協力も得て用地提供者の理解と協力を得ます。
(県土整備部)
- ② 公共事業用地の先行取得制度・土地収用制度の活用を行い、適正で計画的な用地取得を進めます。(県土整備部)
- ③ 過年度未登記土地が、適正な公共財産となるよう計画的な未登記処理に取り組みます。
(県土整備部)

第4編

行政運営の取組



第4編 行政運営の取組

- 第1節 県民へのよりよいサービスの提供
- 第2節 民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会）

施策や基本事業を推進するために行う効果的な行政運営と行政委員会（教育委員会、公安委員会を除く。）の取組内容を記載しています。

60の施策を推進するために行う、効果的な行政手法や簡素で効率的な組織運営手法など、内部マネジメントを中心とする間接事務と、公正中立な行政運営や権利調整などの準司法的権限に関する行政委員会の行う事務の体系で構成しています。

政策・事業体系に準じて、施策－基本事業－事務事業のレベルで事業を目的と手段の関係で整理し、4年間に取り組む数値目標を設定して、毎年度、事務事業を含めて成果の確認と検証を行い、必要な改善手段を講じることで、よりよい行政運営が行われるようにします。

県民へのよりよいサービスの提供

〔施策〕	〔基本事業〕	〔ページ〕
610 みえ行政経営体系による効率的で効果的な県行政の運営	(61001~61004)	560
620 戦略計画の展開	(62001~62003)	566
630 持続可能な財政の運営と公平・公正な税の執行	(63001~63004)	572

施策610 みえ行政経営体系による 効率的で効果的な県行政の運営

(主担当部：総務部)

目的	対象	県行政が		
	意図	みえ行政経営体系により、全体最適な状態で運営され、質の高い行政サービスを提供している		
施策目標 項目 (主指標)	全庁アセスメント結果の改善割合	目標値	100%	
		現状値	-	

[施策目標項目の説明]

- ・県の組織運営の成熟度を把握するために、2006年度に実施した外部審査である全庁アセスメント^{注1}の審査結果を受けた課題の改善割合（総務部経営総務室調べ）

現状と課題

「県民しあわせプラン」を着実に推進するために、厳しい財政状況、地方分権の進展等県を取り巻く環境の変化をふまえ、新しい時代にふさわしい県の役割とあり方を整理し、県行政の効率化、重点化をはかり、県行政を全体最適な状態で運営することが求められています。

県行政の運営、政策の推進にあたっては、「文化力」と「新しい時代の公」の理念をふまえるとともに、常に「誰のため、何のため」の県政かを意識し、県民の信頼を損なうことがないように、適切な組織運営に取り組む必要があります。

めざす姿

みえ行政経営体系のもと、県を取り巻く環境変化に的確に対応した簡素で効率的・効果的な組織体制を確立するとともに、職員の持つ多様な能力を引き出し、組織力の向上をはかることで、全体最適な行政運営が行われています。

さらに、課題をしっかりと受け止め、「誰のため、何のため」の県政が常に意識し、「経営品質向上活動」と「文化力」、「新しい時代の公」に基づく「質の行政改革」を推進し、県民が成果を実感できる質の高い行政サービスを提供しています。

県の取組方向

県行政の運営については、経営品質向上活動、危機管理、環境マネジメントシステム〔ISO14001^{注2)}〕をマネジメントの基本として、「広聴広報・情報マネジメント」により県民ニーズを把握し、相互に連携する、プラン(P.L.A.N)、ドゥ(D.O)、シー(S.E.E)の各しくみに反映し最適に運用することで、より質の高い行政サービスの提供につなげます。

特に、「三重県危機管理方針」等に基づき、危機発生の未然防止と危機発生時の迅速かつ的確な対応を含めた幅広い局面に対応していくとともに、常に「誰のため、何のため」の県政かを意識し、「経営品質向上活動」により県民の立場から見て最良の仕事となるよう継続的に改善を進めていきます。

また、策定後の厳しい財政状況等をふまえて「みえ経営改善プラン」を見直し、計画的な定員削減と業務実態等に見合った職員配置を実施し、新たな行政需要等には、既存の業務や事務執行体制を見直し対応するなど、簡素で効率的・効果的な組織運営に努めます。さらに、基本的な知識や能力に加え、政策形成能力、法務能力など専門性を兼ね備えた職員の育成や、職員のこころと体の健康の保持増進に努めます。

県の取組目標項目 (副指標)	みえ行政経営体系の主要なシステム に対する職員の理解度	目標値	100%
		現状値	71.6%
	職員満足度	目標値	70.0%
		現状値	60.3%

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・「みえ行政経営体系職員基礎調査」において、みえ行政経営体系の主要なしくみについて、それぞれのしくみを理解している職員の割合の平均値（総務部経営総務室調べ）
- ・県の組織やしくみが職務を遂行する上でどのような状態にあるのか、「三重県職員満足度アンケート（全20項目）」の結果に基づき、職員満足度として指数化したもの（総務部人材政策室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

61001	体系的な行政運営の推進	(総務部)
61002	危機管理の推進	(防災危機管理部)
61003	簡素で効率的な組織運営の推進	(総務部)
61004	人材育成の推進	(総務部)

注)1 全庁アセスメント：みえ行政経営体系のもとで取り組んだ種々の改善活動の検証を行い、今後のさらなる改善活動につなげることを目的として、経営品質の8つの視点に基づき、三重県庁の組織運営の成熟度を把握すること

注)2 ISO14001：457ページをご覧ください。

基本事業
61001

体系的な行政運営の推進

(主担当：総務部経営総務室)

目的	対象	県の主要なマネジメントのしくみが		
	意図	職員の間浸透・定着し、みえ行政経営体系の枠組みに沿って、円滑に機能している		
基本事業の 目標項目	みえ行政経営体系の主要なシステム に対する職員の理解度	目標値	100%	
		現状値	71.6%	
	率先実行大賞への応募取組数	目標値	160件	
		現状値	141件	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・「みえ行政経営体系職員基礎調査」において、みえ行政経営体系の主要なしくみについて、それぞれのしくみを理解している職員の割合の平均値（総務部経営総務室調べ）
- ・毎年度、全職員に対して募集する「率先実行大賞」^{注1}の応募取組の合計数（総務部人材政策室調べ）

主な取組内容

- ① みえ行政経営体系については、2006年度(平成18年度)に実施した全庁アセスメントの審査結果をふまえ、具体的な対応項目を整理し、改善を進めるとともに、職員への浸透・定着を一層はかるなど、さまざまなしくみがより体系的・効果的に機能し、全体最適な状態で県政を運営できるよう取組を進めます。(総務部)
- ② みえ行政経営体系のもと、さらなる経営改善策として策定した「みえ経営改善プラン」に沿って、不断に行政の改善、進化に取り組むとともに、今後の厳しい財政状況等もふまえ、一層、簡素で効率的な行政運営を進めます。(総務部)
- ③ 「経営品質向上活動」については、研修等を通じて職員に経営品質マインドをさらに浸透させるとともに、経営品質アセスメントの効果的な活用、優れた改善活動を讃える「率先実行大賞」の取組の充実等により、改善活動をさらに推進し、より質の高い行政サービスの提供につなげます。(総務部)
- ④ 「環境マネジメントシステム」については、ISO14001等の適切な運用を進めるとともに、環境教育を充実して職員一人ひとりの気づきによる環境行動を促進し、環境文化が根づいた「環境にやさしい三重県庁」を実現していきます。(総務部)
- ⑤ 「みえ政策評価システム」によって、施策や事業展開を的確に評価し、評価結果等を「県政報告書^{注2}」としてまとめ、評価表とともに公表することにより、県民の皆さんと情報共有をはかり、説明責任を果たします。(総務部)

注)1 率先実行大賞：自主的かつ創造的な優れたチーム活動による改善・改革の取組を「県庁のたからもの」として誉める職員表彰制度。職員の内発的な活動を促進し、不断の改善を組織風土として定着させる目的で、平成11年度から実施している。

注)2 県政報告書：前年度に県が取り組んだ事業やその成果、課題と当該年度の取組方向を県民の皆さんにお伝えし、今後の県政に対するご意見をいただくことを目的として作成している報告書

基本事業
61002

危機管理の推進

(主担当：防災危機管理部危機管理総務室)

目的	対象	県行政が	
	意図	県民の信頼を損なうことなく円滑に運営されている	
基本事業の 目標項目	リスク対応度	目標値	95.0%
		現状値	72.2%

[基本事業目標項目の説明]

- ・「職員危機管理意識調査」において、「各所属で対話を行い、業務に潜んでいるリスクを理解し、所属で対策を講じている」と回答した職員の割合（防災危機管理部危機管理総務室調べ）

主な取組内容

- ① 県政を取り巻くさまざまなリスクに対応するため、危機発生の未然防止に努めるとともに、危機発生時に迅速かつ的確な対応を行います。（防災危機管理部）
- ② 危機の未然防止対策の徹底をはかるために、部局内、所属内での対話を通じて県の事業・制度に内在するリスクの把握・分析・評価を行い、その対応策について検討を行うとともに、進行管理を行います。（防災危機管理部）
- ③ 県民が安全・安心を実感できる県政を推進するためには、危機管理体制の充実が重要であることから、研修や実践的な訓練などにより、職員の危機管理意識の徹底をはかるとともに、多岐にわたる危機への的確な対応ができる人材の育成に取り組みます。（防災危機管理部）

基本事業
61003

簡素で効率的な組織運営の推進

(主担当：総務部経営総務室)

目的	対象	県組織等が	
	意図	効率的・効果的に運営されている	
基本事業の 目標項目	職員が仕事をする上での満足度	目標値	70.0%
		現状値	61.9%
	包括外部監査指摘事項に対する改善率	目標値	100%
		現状値	91.3%

[基本事業目標項目の説明]

- ・「三重県職員満足度アンケート」のうち、「仕事の配分の公平感」、「職場方針等への参画機会」、「協力体制がとれる職場の雰囲気」、「必要な情報の伝達」の4項目の満足度を指数化したもの（総務部人材政策室調べ）
- ・包括外部監査で指摘された事項について、改善に取り組んだ事項の割合（改善率）（総務部経営総務室調べ）

主な取組内容

- ① 県の組織が、県を取り巻く環境変化に的確に対応し、「県民しあわせプラン」の着実な推進に向けて効果的なものとなるよう引き続き見直しを進めます。(総務部)
- ② 定員管理の適正化については、県の担うべき今後の役割をふまえ、簡素で効率的な組織体制の確立に向け、総職員数の縮減と効果的な定数配置に継続して取り組みます。(総務部)
- ③ 職員が、日々の業務で直面する法的課題に的確かつ迅速に対応できるよう、法務研修会の開催、法律相談への対応、法務関係の情報提供等を通じて、職員の法務能力の向上を支援します。(総務部)
- ④ 外郭団体については、県出資法人条例に基づく団体経営評価の実施や中長期経営計画に基づく団体運営などにより、見直しを継続して進めます。(総務部)
- ⑤ 県の監査機能の独立性、専門性を強化するため、県の組織に属さない専門的な知識を有する外部監査人から監査を受け、適正な行政運営に資するとともに、監査機能に対する県民の信頼性を高めます。
また、指摘された事項に対しては、確実に改善されるよう取組を進めます。(総務部)

基本事業 61004

人材育成の推進

(主担当：総務部人材政策室)

目的	対象	県職員が	
	意図	心身ともに健康で、持てる能力を十分に発揮して組織力の向上に寄与している	
基本事業の 目標項目	人材育成に関する満足度	目標値	70.0%
		現状値	59.8%
	研修目的達成率	目標値	85.0%
		現状値	78.0%
	定期検診結果における職員の健康度 (定期的な医療機関への受診を必要としない職員の割合)	目標値	82.0%
		現状値	81.2%

[基本事業目標項目の説明]

- ・「三重県職員満足度アンケート」のうち、「仕事のやりがい」、「仕事への適応度」、「正当な評価」、「相談できる人の存在」、「仕事に見合った給与」、「人事異動」、「昇任のしぐみ」、「研修の参加」の人材育成に関する8項目の満足度を指数化したもの(総務部人材政策室調べ)
- ・研修に参加し、その研修内容を業務に活用した職員の割合(総務部職員研修センター調べ)
- ・職員が心身とも安心して職務に専念できるという観点から、全職員のうち勤務に健康管理上、配慮を加える必要のない職員の割合(健康指示区分A1～D2以外の職員)(総務部給与福利室調べ)

主な取組内容

- ① 2005年度（平成17年度）に策定した「人材育成ビジョン」に基づき、職員に組織の使命を伝え、職員が持つ多様な能力を引き出し、組織として生かしていくという観点から人材育成を推進します。（総務部）
- ② 職員、所属長、部長等の三者を人材育成の基本的な構成として、人材育成の推進のためにそれぞれが担う使命や役割を明確にし、一体となって、職場での人材育成活動（OJT^{注）1}）を重視した人材育成を進めていきます。また、「人材育成ビジョン」に基づく研修体系を整備、充実していきます。（総務部）
- ③ 職員のキャリアデザイン^{注）2}に十分考慮しながら、職員の能力（強みや弱み）や特性を的確に把握し、それらを職員の配置等に反映させ、職員の意欲や納得をより一層高めます。
また、男女共同参画の視点から女性職員を積極的に登用します。（総務部）
- ④ 人材育成を支えるしくみとして、能力や実績に基づく人事システムの整備をさらに進めるとともに、次世代育成の支援、推進など、必要な職員サポートの充実に取り組みます。（総務部）
- ⑤ 健康診断を毎年度早期に実施し、職員の就労上の措置や保健指導を行います。健康管理は予防が重要であることから、健康診断の受診啓発、精密検査受診の向上をはかるほか、過重労働対策やメンタルヘルス対策を推進します。また、職員自らが積極的にこころと体の健康づくりに取り組めるよう支援します。（総務部）

注) 1 OJT：On the Job Training の略で、職場において職務をとおして行われる人材育成活動のことであり、職場のさまざまな機会をとらえて、仕事に必要な知識等を計画的に指導すること

注) 2 キャリアデザイン：自己の適性や能力を見つめ直して、自分の能力開発や能力形成についての計画をつくること

施策620 戦略計画の展開

(主担当部：政策部)

目的	対象	各施策が		
	意図	戦略計画に基づき展開され、県民の皆さんに成果が届いている		
施策目標項目 (主指標)	各施策の主指標の達成割合	目標値	60%	
		現状値	-	

[施策目標項目の説明]

- ・主指標の目標値を達成した施策が全60施策に占める割合（行政運営の取組を除く）（政策部企画室調べ）

現状と課題

「県民しあわせプラン」では、「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を「県民が主役となって築く」ことを基本理念に掲げ、「地域主権の社会」をめざしています。

第一次戦略計画に引き続き、この「県民しあわせプラン」の基本理念をさらに具体化するために、「文化力」と「新しい時代の公」の考え方を基本に、第二次戦略計画を策定しました。

第二次戦略計画を展開し、成果を上げるためには、各種広聴広報ツールの活用等により、これらの考え方について県民の皆さんとの情報共有を進めるとともに、県民ニーズを把握し、施策、事業の進捗状況等とあわせて分析した結果を毎年の県政運営に反映させていくことが必要です。

また、地方分権が進展する中、地域の主体的な政策の展開を一層進める必要があり、そのためには、中長期の政策課題の調査研究を進めるとともに、現状分析、課題抽出、政策の企画・立案など職員の政策開発能力を向上することが求められています。

めざす姿

第二次戦略計画に基づいて、主役である県民の皆さんをはじめ、多様な主体が参画して県政を推進し、「県民しあわせプラン」の基本理念、めざす社会の実現に近づいています。

県の取組方向

「県民しあわせプラン」を着実に実現するために、その基本理念や、「文化力」と「新しい時代の公」の考え方について、県民や市町の皆さんの理解を深めていただけるようにPR等に取り組みます。

また、第二次戦略計画に基づく県政を県民の皆さんの参加を得て展開するため、「県民の声データベースシステム^{※1}」や「一万人アンケート」などのしくみによる県民ニーズの把握に努めます。こうしたこともふまえ、第二次戦略計画の重点的な取組や、施策、事業の進捗状況等を把握し、毎年度の県政運営に反映します。

さらに、職員への「文化力」や「新しい時代の公」の考え方の浸透と必要な能力の向上に取り組むとともに、中長期の政策課題の調査研究等を通じて、地域主権の社会をめざすのにふさわしい組織、職員として政策開発能力の向上をはかります。

県の取組 目標項目 (副指標)	各施策の副指標の達成割合	目標値	80%
		現状値	—
	数値目標を達成した重点事業の割合	目標値	100%
		現状値	—
	県民の声データベースシステムの中で、県政に反映するとされた「県民の声」の割合	目標値	65.0%
		現状値	59.8%

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・各施策の副指標のうち、目標値を達成したものが全副指標に占める割合（行政運営の取組を除く）（政策部企画室調べ）
- ・数値目標の目標値を達成した重点事業が全21の重点事業に占める割合（政策部企画室調べ）
- ・県民の声データベースシステムに登録された「県民の声」のうち、「既の実施している」、「県民の声を受けて実施した」、「今年度内に反映したい」、「次年度以降に反映したい」に区分された県民の声の割合（政策部広聴広報室調べ）

施策展開するために取り組む基本事業

62001	戦略計画の推進	(政策部)
62002	広聴広報マネジメントの適切な運営	(政策部)
62003	政策開発力の向上	(政策部)

注) 1 県民の声データベースシステム：県民から寄せられた声を「県民が求めている課題」として、幅広く迅速に集め、この情報を職員間で共有化する情報システム

基本事業
62001

戦略計画の推進

(主担当：政策部企画室)

目的	対象	県行政が		
	意図	戦略計画に基づき的確に推進されている		
基本事業の 目標項目	各施策の副指標の達成割合	目標値	80%	
		現状値	-	
	数値目標を達成した重点事業の割合	目標値	100%	
		現状値	-	
	各基本事業の数値目標の達成割合	目標値	80%	
		現状値	-	

[基本事業目標項目の説明]

- ・各施策の副指標のうち、目標値を達成した項目が全体に占める割合（行政運営の取組を除く）（政策部企画室調べ）
- ・数値目標の目標値を達成した重点事業が全21の重点事業に占める割合（政策部企画室調べ）
- ・各基本事業の数値目標のうち、目標値を達成した項目が全体に占める割合（行政運営の取組を除く）（政策部企画室調べ）

主な取組内容

- ① 「みえ行政経営体系」に基づき、第二次戦略計画を推進し、「県政報告書^{注）1}」に対する県民の皆さんや議会の意見等をふまえて、単年度の戦略である「県政運営方針」を策定します。また、計画を進める過程での県民参加のしくみについて検討します。（政策部）
- ② 第二次戦略計画の重点的な取組および施策、基本事業について、「みえ政策評価システム」に基づく進行管理を行います。特に、重点的な取組については、「重点事業」は行政経営資源の優先的な投入に伴い取組が進んでいるかという視点から、また、「みえの舞台づくりプログラム」は、他の主体の参画を得て横断的な展開が行われているかという視点から、主担当部の行うマネジメントを支援します。（政策部）
- ③ 「文化力」と「新しい時代の公」の考え方について、県民や市町の皆さんが理解を深めていただけるよう、講演会の開催やパンフレットの作成などPRに取り組みます。（政策部）
- ④ 「みえ政策評価システム」など県政運営のしくみを活用し、施策、事業への「文化力」と「新しい時代の公」の視点の反映を進めるとともに、職員が、既存の制度、しくみや前例にとらわれず柔軟に考えられるよう、さまざまな研修や実践の機会等をとおして、資質向上をはかります。（政策部）

注）1 県政報告書：562ページをご覧ください。

基本事業
62002

広聴広報マネジメントの適切な運営
(主担当：政策部広聴広報室)

目的	対象	県行政が		
	意図	県民など多様な主体の声を収集、分析し、戦略計画の展開に活用している		
基本事業の 目標項目	県民の声データベースシステムの中で、県政に反映するとされた「県民の声」の割合	目標値	65.0%	
		現状値	59.8%	
	広聴広報活動における県民の意見等の総数	目標値	8,000件	
		現状値	7,764件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・ 県民の声データベースシステムに登録された「県民の声」のうち、「既の実施している」、「県民の声を受けて実施した」、「今年度内に反映したい」、「次年度以降に反映したい」に区分された県民の声の割合（政策部広聴広報室調べ）
- ・ 「県民の声相談室」、「みえ出前トーク」、「県政だより みえ」などを通じて、県民から県に対して寄せられた意見の年間総数（政策部広聴広報室調べ）

主な取組内容

- ① 戦略計画に基づいた県政を展開するため、県民の皆さんからの意見や提案などの情報を共有するとともに、県民の皆さんの真のニーズを把握し、県の施策や事業への反映に活用できるよう、「県民の声データベースシステム」などのしくみのより効果的な機能改善に取り組みます。（政策部）
- ② 各部に設置する広聴広報責任者等に対し、広聴広報マネジメント研修などを実施し、県の情報の効果的な発信や、県に対する県民の皆さんの意見やニーズの的確な把握など広聴広報機能の充実をはかります。（政策部）
- ③ 県の事業等について県民の皆さんと意見交換する取組をはじめ、「一万人アンケート」等による県民ニーズの把握、県政への意見や提案、相談等の受付やインターネットの特性を生かした広聴事業などさまざまな手法を活用した広聴活動を展開し、県民の皆さんの県政への参画を進めます。（政策部）

基本事業
62003

政策開発力の向上

(主担当：政策部企画室)

目的	対象	県の各部局が		
	意図	県民のニーズを的確にとらえた政策を形成・立案している		
基本事業の 目標項目	講演会・セミナー等の開催回数	目標値	40回	
		現状値	36回	

[基本事業目標項目の説明]

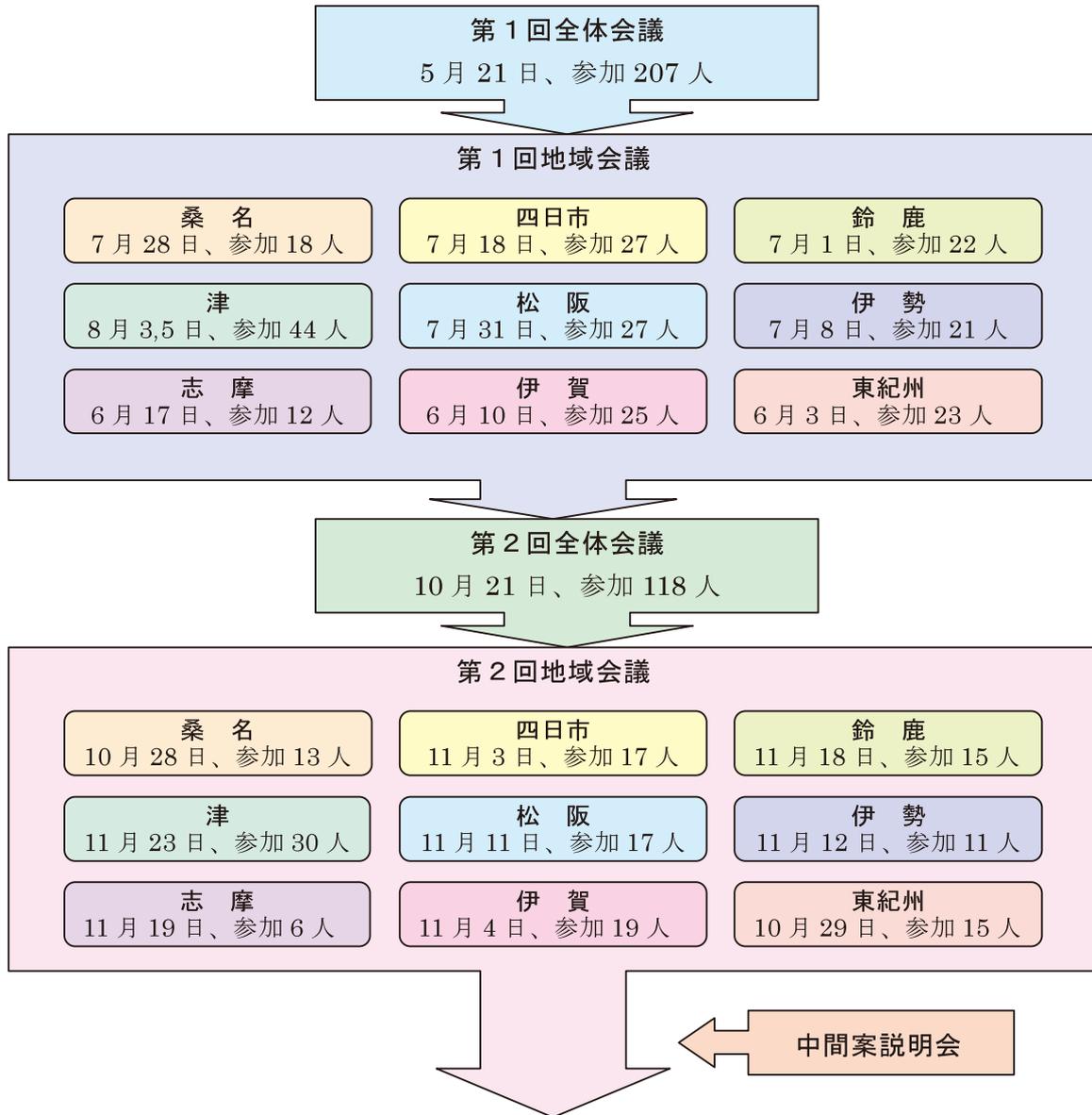
・各部局の政策形成を支援する講演会・セミナー等の開催回数（政策部企画室調べ）

主な取組内容

- ① 時代の流れ、社会情勢の変化に的確に対応するために、人口減少社会への対応など中長期の政策的な課題について、調査、研究を進めます。（政策部）
- ② 各部局が行う政策研究・立案を支援するため、専門家、有識者を紹介、仲介し、政策形成をコーディネートします。（総務部）
- ③ 政策研究ワークショップを中心に、部局を越えた職員が政策形成する際に必要な外部研究者等との仲介を行うとともに、ワークショップの研究を支援します。（総務部）
- ④ 政策研究・立案を支援するため、政策情報誌「地域政策—三重から」を発行します。（総務部）

みえの舞台づくり百人委員会

今回の計画策定にあたって、地域社会で自ら率先して活動している県民の皆さんから、ご自身の活動経験に基づいたご意見やご提案をいただく広聴の場として、平成18年度に「みえの舞台づくり百人委員会」を設置しました。



委員の皆さんからいただいたご意見は、第二次戦略計画へ反映させていただきました。

施策630 持続可能な財政の運営と 公平・公正な税の執行

(主担当部：総務部)

目的	対象	県の財政が	
	意図	県民に必要な行政サービスを持続的に提供できるよう、健全で、安定的に運営されている	
施策目標 項目 (主指標)	財政弾力度	目標値	-0.189 (2009年度)
		現状値	-0.143 (2005年度)

〔施策目標項目の説明〕

- ・当初予算ベースでの経常収支比率（財政構造の弾力性を判断する指標）を一般的に警戒ラインといわれる数値（0.8）で除した数値を1から減じた数値。マイナスが大きくなるほど硬直化が進んでいると言えます（総務部予算調整室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

現状と課題

今後も厳しい財政状況が見込まれる中、「県民しあわせプラン」を着実に推進するとともに、県民に必要な行政サービスを持続的に提供していくためには、引き続き財政の健全化による持続可能な財政運営が求められています。また、地方分権の進展や三位一体の改革に伴う税源移譲などにより、行政サービスの根幹をなす県税収入の確保と公平・公正な税の執行が、従来にも増して、重要な課題となっています。

庁舎等県有施設については、県民の安全・安心を確保するため、施設の耐震化、バリアフリー化を進めるとともに、「県有財産利活用計画」に基づき、県有財産の効率的、計画的な利活用を進める必要があります。また、公正で正確・適正な会計事務の執行を確保するためのチェック機能を強化するとともに、県民の利便性の向上をはかるため、収納方法の多様化に向けた取組が必要となっています。

めざす姿

「県民しあわせプラン」の一層の推進や、歳入・歳出両面からの健全化に向けた取組を行っています。また、「経営品質向上活動」と「文化力」、「新しい時代の公」に基づく、「質の行政改革」を推進することにより、簡素な官と豊かな公が実現しています。さらに、財政情報を積極的に提供し、透明性の高い、安定した財政運営を行っています。あわせて、公平・公正な税務行政が推進され、県民が自主的に、申告・納税する環境が整備されています。

県の取組方向

財政運営にあたっては、聖域を設けることなく事務事業の見直しを行うとともに、国の歳出・歳入一体改革の動きなどを見極めつつ、持続可能な財政構造の構築をめざします。また、中期財政見通しなどの財政情報を県民に提供します。

徹底した課税調査や的確な滞納整理等により、公平・適正な賦課徴収をはかり、県民が税の重要性を理解し、自主申告、自主納税される環境を整えます。また、市町と連携、協働して三重地方税管理回収機構を支援し、地方税を確保します。

「県有財産利活用計画」に基づき、売却をはじめ、県有財産の効率的、計画的な利活用を進めるとともに、地域総合庁舎の耐震化・バリアフリー化工事を計画的に実施します。また、会計事務が公正で正確・適正に執行されるよう、チェック機能を強化するとともに、県民の利便性向上のため、収納方法の多様化に向けて取り組みます。

県の取組 目標項目 (副指標)	収入率	目標値	97.7% (2009年度)
		現状値	97.5% (2005年度)

[県の取組目標項目の説明]

- ・県税の収入額を調定税額から不納欠損額を控除した額で除した率（総務部税務政策室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

施策展開するために取り組む基本事業

63001	計画的な財政運営	(総務部)
63002	公平・公正な税の執行と税収の確保	(総務部)
63003	最適な資産管理と職場環境づくり	(総務部)
63004	公正で正確・適正な会計事務の確保	(出納局)

**基本事業
63001**

計画的な財政運営

(主担当：総務部予算調整室)

目的	対象	県の財政が	
	意図	一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、過度に県債に依存することなく持続可能な財政運営が行われている	
基本事業の目標項目	県債依存度	目標値	14.3% (2009年度)
		現状値	13.4% (2005年度)

[基本事業目標項目の説明]

・県債発行／歳入総額×100 一般会計歳入総額に占める県債発行の割合（総務部予算調整室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 継続した行政サービスが提供できるよう、財政の健全化に取り組みます。（総務部）
- ② 成果の確認と検証作業をふまえた事務事業の見直しや事業の選択と集中を一層推進し、各部局の自主的・主体的な取組が生かされる予算編成を進めます。（総務部）
- ③ 財政状況や決算、バランスシートなど、県民への情報提供を進めます。（総務部）

**基本事業
63002**

公平・公正な税の執行と税収の確保

(主担当：総務部税務政策室)

目的	対象	納税者および特別徴収義務者が	
	意図	自主的に申告し、適正に納税している	
基本事業の目標項目	収入率	目標値	97.7% (2009年度)
		現状値	97.5% (2005年度)

[基本事業目標項目の説明]

・県税の収入額を調定税額から不納欠損額を控除した額で除した率（総務部税務政策室調べ）。2010年度の目標値は、2011年春に把握できる2009年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

- ① 税に関する県民の理解を深められるよう積極的に情報提供をはかるとともに、県民が自主申告・自主納税しやすい環境を整えます。（総務部）
- ② 税の公平性を保ち、納税秩序を確立するため、適正な申告や納税が行われていない者を徹底調査し、申告漏れや滞納している税を確実に徴収するとともに、適正に自主申告・自主納税を行い得るよう支援します。（総務部）
- ③ 三位一体改革による税源移譲により、個人県民税のウエイトが高まっていくことをもふまえ、県内市町や三重地方税管理回収機構との連携・協働をさらに強化します。（総務部）

- ④ 地方分権の進展等に伴い課税自主権の活用が重要となることから、そのための検討などを進めます。(総務部)

基本事業 63003	最適な資産管理と職場環境づくり (主担当：総務部管財室)
-----------------------------	--

目的	対象	県の庁舎を利用するすべての人が	
	意図	耐震基準に適合した庁舎で、安全・安心な環境のもと、最適に県の庁舎が利用できる	
基本事業の 目標項目	庁舎の耐震化率	目標値	100%
		現状値	75%

[基本事業目標項目の説明]

- ・本庁舎と地域総合庁舎を合わせた12庁舎のうち、耐震基準に適合した庁舎の割合 (総務部営繕室調べ)
- ・現状値は、耐震化工事を施行しなくとも耐震基準に適合していると確認できている6庁舎に、耐震化工事を施行し耐震基準に適合した本庁舎、桑名庁舎、四日市庁舎の3庁舎を加えた値を12で除した値です。

主な取組内容

- ① 耐震基準を満たしていない地域総合庁舎について、耐震基準を満たし、安全で安心な環境で施設を利用できるよう、計画的に耐震化に取り組みます。(総務部)
- ② 「県有財産利活用計画」に基づき、県有財産の効率的・計画的な利活用を進めます。
また、地域の特色や実情をふまえて、ファシリティマネジメント^{注)1}の理念に基づき、さらなる利活用を検討します。(総務部)

注)1 ファシリティマネジメント：企業・団体などが使用する全施設（土地・建物・設備）、およびそれらの施設を利用する人の環境を最適な状態にするための経営管理手法

基本事業
63004

公正で正確・適正な会計事務の確保
(主担当：出納局出納総務室)

目的	対象	各部局が行う会計事務が		
	意図	公正で正確、適正に執行されている		
基本事業の 目標項目	出納局検査および会計相談の業務推進有益度	目標値	4.51	
		現状値	3.91	

[基本事業目標項目の説明]

・出納局が行う出納局検査と会計相談がどの程度有益であったかを、アンケートにより全所属が5段階評価し、その評価を平均した数値（出納局会計支援室調べ）

主な取組内容

- ① 公正で正確・適正な会計事務の執行を確保し、会計事務職員のスキル向上をはかるため、本庁と地域機関において会計事務支援体制を強化します。(出納局)
- ② 出納員および会計事務担当者の業務執行能力を高めるため、身近で日常的なOJT^{注)1}を進めるとともに、eラーニング研修^{注)2}や講義型研修を有機的に組み合わせた、より実効性のある研修に取り組みます。(出納局)
- ③ 財務会計システム等の効率的な運用・管理を行い、会計事務の現場が迅速かつ正確、的確に業務執行できるよう支援します。(出納局)
- ④ 関係部局と協働し、公共工事を除いた物件関係の入札・契約事務等の公平、公正、透明な執行を支援します。(出納局)
- ⑤ 県民の利便性向上と事務の効率化をはかるため、県歳入金の多様な収納方法について検討を進めます。(出納局)

注)1 OJT：565ページをご覧ください。

注)2 eラーニング研修：庁内LANと業務用パソコンを利用した学習システムのことで、演習会や業務等に関する内容を教材に、職員はいつでも必要な学習を自席で受講することができる。

民主的かつ公正中立な行政運営

〔施策〕	〔基本事業〕	〔ページ〕
行政委員会の事務	(70001~70007)	578

基本事業
70001

適正な選挙の執行

(主担当：選挙管理委員会事務局)

目的	対象	選挙が	
	意図	公明かつ適正に行われている	
基本事業の 目標項目	全県を対象とした選挙の投票率	目標値	64.0%
		現状値	63.3% (2005年度)

[基本事業目標項目の説明]

- ・全県を対象とする選挙(衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、知事選挙、県議会議員一般選挙)の投票率(選挙管理委員会事務局調べ)。現状値は2006年度に全県を対象とする選挙が実施されなかったことから、2005年度の実績数値による。
- ・投票率は選挙の情勢などによって大きく変動し、投票率のみによって選挙の公明性や適正性を評価することはできませんが、最も重要な指標の一つです。このため、全県を対象とする選挙(衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、知事選挙、県議会議員一般選挙)の投票率を目標項目とし、投票率の長期的な低落傾向の中で、現状値以上を維持することを目標とします。

主な取組内容

- ① 県選挙管理委員会が管理する選挙を適正に執行するとともに、市町選挙管理委員会が管理執行する選挙の執行について、適切な助言を行います。
- ② 明るくきれいな選挙の実現と投票率の向上のために、三重県明るい選挙推進連合会や関係機関と協働して、常時啓発活動や選挙時啓発を実施します。
特に昨今、若者層の投票率が低下傾向にあるため若者層を対象にした啓発活動を重点的に実施します。
- ③ 政治活動の公明性を確保し、民主政治の健全な発展に寄与するため、政治団体の届出および収支報告の公表を行います。
- ④ 政党の政治活動の公明公正を確保し、民主政治の健全な発展に寄与するため、支部政党交付金の使途報告書等の公表を行います。

基本事業
70002

職員の採用と勤務条件の確保

(主担当：人事委員会事務局)

目的	対象	県職員が		
	意図	勤務条件に満足している		
基本事業の 目標項目	勤務条件に関する職員満足度	目標値	64.0%	
		現状値	59.9%	
	所属長等満足度	目標値	100%	
		現状値	81.8%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・「三重県職員満足度アンケート」のうち「過度の精神的負担」、「正当な評価」、「仕事に見合った給与」、「昇任のしきみ」、「休暇」、「福利厚生事業」、「総労働時間」、「セクシャル・ハラスメントを許さない雰囲気」の勤務条件に関する8項目の満足度を指数化したもの（総務部人材政策室調べ）
- ・新規採用職員が配属された所属長を対象とした「所属長アンケート」における総合的な満足度が「期待以上」、「十分期待どおり」、「期待程度」であるものの割合（人事委員会事務局調べ）

主な取組内容

- ① 県行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、柔軟で多様な採用試験制度を構築し、複雑化、多様化、高度化する職務に対応できる多様で有為な人材の確保に取り組みます。
- ② 社会一般の情勢を反映した、給与、勤務時間その他の勤務条件制度の整備を進めるとともに、人事・給与制度について常に検討を行い、職員の適正な処遇の確保に取り組みます。
- ③ 職員からの措置要求および不服申立てについて、公平・中立な第三者機関として審査を行い、職員が安心して職務に専念できるようにします。

基本事業
70003

監査評価の充実

(主担当：監査委員事務局)

目的	対象	県の行財政が		
	意図	適正に運営されている		
基本事業の 目標項目	監査結果に対する改善率	目標値	85.0%	
		現状値	86.1%	
	実地による予備監査実施率	目標値	70.0%	
		現状値	64.7%	
	実地による委員監査実施率	目標値	50.0%	
		現状値	42.3%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・ 監査結果を受けて執行部局が講じた措置のうち、「概ね対応済み」または「改善に着手」と認められるものの割合（監査委員事務局調べ）
- ・ 定期監査の対象箇所に対し、事務局による監査を実地により実施した箇所の割合（監査委員事務局調べ）
- ・ 定期監査の対象箇所に対し、監査委員による監査を実地により実施した箇所の割合（監査委員事務局調べ）

主な取組内容

- ① 執行部局の行財政運営について、財務執行の合规性、公平性等の確保に基礎を置きつつ、3E（経済性・効率性・有効性）などを重視した監査を行います。
- ② 執行部局が、みえ行政経営体系に基づき自己評価した「県民しあわせプラン」の施策の業績、業務内容などについて、行政監査（評価）を行います。
- ③ 監査（評価）の結果に対応して執行部局が行財政運営の改善のために講じた措置を把握し、検証して、行政サービスの向上につなげます。
- ④ 監査（評価）の結果および執行部局が講じた措置について、県民にすべてわかりやすく公表します。

基本事業
70004

労働関係の調整

(主担当：労働委員会事務局)

目的	対象	労働組合や労働者と使用者が		
	意図	健全な労使関係を確立している		
基本事業の 目標項目	不当労働行為事件の審査期間の目標 達成率	目標値	100%	
		現状値	100%	
	労働争議調整事件の円満解決率	目標値	70%	
		現状値	56%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・不当労働行為救済申立てから終結するまでの審査に要する期間の目標を1年半（548日）と定め、当該年度中に終結した事件の審査に要した平均日数の割合（労働委員会事務局調べ）
- ・当該年度中に終結したあっせん等労働争議調整事件の総件数に対する円満解決した事件数の割合（労働委員会事務局調べ）

主な取組内容

- ① 労働組合や労働者への不当労働行為を排除するほか、労使間の争議（労働者個人と事業主との紛争を含む。）を円満に解決するとともに、労働組合の民主性および自主性の確保等に努め、使用者と労働者が対等の立場で安心して働くことができる労働環境づくりを支援します。

基本事業
70005

適正な公共事業用地の
収用と私有財産との調整

(主担当：収用委員会)

目的	対象	公共事業のために土地を収用される県民が		
	意図	適正な補償を定めた裁決を迅速に受けられる		
基本事業の 目標項目	6か月以内終結率	目標値	100%	
		現状値	50%	

[基本事業目標項目の説明]

- ・裁決申請があり審理を開始した事件のうち、審理を開始してから6か月以内に裁決を行った事件の割合（収用委員会調べ）

主な取組内容

- ① 当事者が納得できる十分な審理を行うとともに、効率的かつ効果的に収用委員会を運営します。
- ② 研究会等への積極的な参加を通じて、委員および事務局職員の能力向上に努めます。

基本事業
70006

海面の総合的利用

(主担当：海区漁業調整委員会事務局)

目的	対象	漁業者を主体とした海の利用に関係する者が		
	意図	漁場利用に係る紛争もなく、海面を総合的に利用している		
基本事業の目標項目	委員会指示および操業協定の締結件数	目標値	6件	
		現状値	7件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・漁場利用に係る紛争等を防止するため委員会が発した指示および他県と締結した漁業操業協定の件数（海区漁業調整委員会事務局調べ）

主な取組内容

- ① 知事から諮問される海面漁業に係る漁業計画について、漁業紛争の未然防止、漁業生産力の維持発展といった観点から検討し答申を行います。（海区漁業調整委員会）
- ② 漁場利用に係る紛争の調整および県内の漁業者が静岡・愛知・和歌山等、他県の漁場を利用できる操業協定の締結等により県内漁業者の安全操業の確保に取り組みます。（海区漁業調整委員会）

基本事業
70007

漁業権設定河川における
水産動植物の増殖の推進

(主担当：内水面漁場管理委員会事務局)

目的	対象	内水面漁業協同組合が		
	意図	漁業権魚種の増殖と遊漁調整に取り組んでいる		
基本事業の目標項目	目標増殖量の達成率	目標値	100%	
		現状値	78%	
	委員会指示件数	目標値	0件	
		現状値	1件	

[基本事業目標項目の説明]

- ・河川ごとに告示している目標増殖量を達成している比率（内水面漁場管理委員会事務局調べ）
- ・漁場利用に係る紛争等を防止するため委員会が発した指示の件数（内水面漁場管理委員会事務局調べ）

主な取組内容

- ① 知事から諮問される第5種共同漁業権（内水面）に係る漁場計画について、水産動植物の増殖対策の推進、河川の漁場環境の維持・保全の観点から検討し答申を行います。（内水面漁場管理委員会）
- ② 免許された漁業権に係る目標増殖量を告示し、その達成について指導します。（内水面漁場管理委員会）

地域編

(地域別主要取組)



地域編（地域別主要取組）

この地域編は、第二次戦略計画の期間内に、地域において県がどのような取組をしようとしているか、県内を5つの地域（北勢、伊賀、中南勢、伊勢志摩、東紀州）にわけてご紹介するものです。

（ご覧いただくにあたっての注意点）

（1）「体系別 県の取組」に記載されている取組

次の考え方に基づいて、一定地域を対象に実施する取組を抽出しています。

○当初から実施対象の地域が限定されている、または実施対象が結果として一定地域にしか存在しないため、実施される地域が限られている取組

○実施対象の地域は限定していないが、一定地域で課題として顕在化している、または懸案事項となっている課題に関する取組

※県内全域で実施されている取組や、5地域のすべてで行われている取組の多くは記載されていません。ここに掲載する取組は、県が地域において実施する事業のすべてではありませんのでご注意ください。

（2）「体系別 県の取組」の見方

「県民しあわせプラン」のめざすべき社会を実現するための五つの柱です。

Ⅱ 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり

227 農林水産業を支える技術開発の推進

22701 農業を支える技術開発の推進

・茶新品種、花き新品種の育成・導入（①）

◆一部は、重点事業（元気5）「地域の資源を活用した産業振興」を構成

第3編 政策・事業体系の施策と基本事業です。

・第3編 政策・事業体系で基本事業ごとに記載されている「主な取組内容」のうち、一定地域を対象に実施する取組の概要です。詳しい内容は、第3編をご覧ください。（ ）内は「主な取組内容」の番号です。
・第2編 重点的な取組に含まれるものには、◆（重点事業）または★（みえの舞台づくりプログラム）が記載されています。

（3）平成18年度一万人アンケートの結果

各地域の現状で、県民のニーズが特に高いと分析されるゾーン（重要度が平均値より高く、満足度が平均値より低いゾーン）に挙がっている項目を紹介しています。なお、県全体としてこのゾーンに挙げられているのは次の11項目です。

学校教育 青少年の健全育成 地域での防災の取組 災害対策 交通安全
防犯 子育て環境 川や海の水質 地球温暖化防止 雇用 エネルギー

地 域 編

〔地 域〕	〔ページ〕
1 北勢地域	586
2 伊賀地域	591
3 中南勢地域	595
4 伊勢志摩地域	600
5 東紀州地域	606



1 北勢地域

(四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 いなべ市 木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町)

(1) 地域の現状

大部分が名古屋または四日市の都市圏に含まれる地域で、製造業の産業集積が進み、日本経済をけん引する中部圏の一翼を担うとともに県内経済をけん引しています。その一方で、県内有数の誘客数を誇る都市型レジャー施設や鈴鹿山系の自然といった観光資源を有するほか、農業生産額も大きな地域です。東名阪自動車道や新名神高速道路といった高速道路、四日市港など、県内外との交流を可能とする基盤整備が進んでおり、地域の産業を支えています。

なお、「平成18年度一万人アンケート」において、県民のニーズが特に高いと分析される北勢地域の特徴的な項目として、「福祉サービス」「ごみの減量」「きれいな空気」の3つがあります。

(参考データ)

① 地域内の人口・高齢化率推計、地域における産業別総生産・分配所得

	2005年(H17)	2010年(H22)推計	2015年(H27)推計
地域内人口 (県全体に占める割合)	823,631人 (44.1%)	825,135人 (44.6%)	822,680人 (45.1%)
65歳以上人口 (高齢化率)	151,128人 (18.3%)	172,911人 (21.0%)	200,766人 (24.4%)

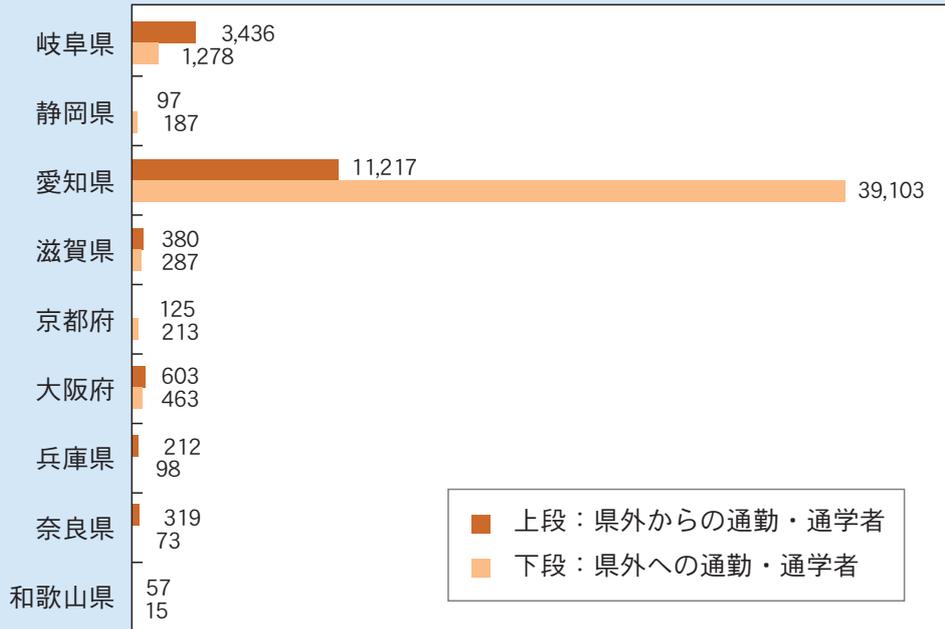
- ・県全体に占める割合と高齢化率は、小数点第2位四捨五入
- ・総務省「国勢調査」(平成12年)および国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」より作成(ただし2005年の数字は、総務省「国勢調査」(平成17年)による)

	1996年度 (H8)	2000年度 (H12)	2004年度 (H16)	2004年度 県全体
第一次産業	1.3% 43,341	1.0% 34,340	0.9% 33,562	1.7% 129,784
第二次産業	51.2% 1,772,012	47.8% 1,673,369	47.7% 1,708,438	41.3% 3,111,913
第三次産業	51.8% 1,794,298	55.1% 1,931,312	55.5% 1,987,428	61.1% 4,601,047
地域内総生産	100% 3,462,314	100% 3,502,824	100% 3,582,271	100% 7,533,283
一人あたり分配所得 (県全体)	3,277千円 (3,015千円)	3,198千円 (2,978千円)	3,266千円 (2,988千円)	

- ・三重県「平成16年度 三重県の市町村民経済計算」より作成
- ・総生産の表記は、上段：地域内総生産に占める割合、下段：総生産
- ・産業別割合は小数点第2位四捨五入、総生産は百万円単位
- ・「地域内総生産」は、産業別総生産から帰属利子等を控除しているため、産業別総生産を合計した数字とは異なります。

②近隣府県 通勤・通学者の状況

愛知県への通勤・通学者が突出して多くなっています。また、隣接する愛知県や岐阜県からこの地域へ通勤・通学する人も多い状況です。



(人)

総務省「国勢調査」(平成17年)より作成

(2) 県の主な取組

県土づくりの振興方向「産業集積活用ゾーン」の中核的な役割を果たすことが期待され、自律的産業集積を促進するために、製造業の人材育成や、素材・部材産業の研究開発機能の集積などに取り組みます。一方、観光については多様な主体による観光の魅力づくり・人づくりを進めて誘客をはかります。

農水産業については、地域特産物を高付加価値化する技術や生産技術の開発、水産資源管理の支援などに取り組みます。

これらの取組を支えるため、県内外との交流を促進する新名神高速道路・北勢バイパスといった道路網、四日市港などの交通基盤を整備するとともに、伊勢湾の環境創生にも取り組むこととしています。

地域の暮らしについては、自動車の排出ガス対策といった大気環境の保全、都市計画道路や下水道事業といった都市環境整備など、安全で安心できる生活環境の確保に取り組みます。

(3) 体系別 県の取組

第3編の政策・事業体系に従って、地域で実施する予定の取組をご紹介します。

※ 584ページの(1)に記載されている基準で抽出した取組の一覧であり、県が実施する事業のすべては掲載されていませんのでご注意ください。

II 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり

223 農水産業のもつ多面的機能の維持・向上

22302 水産業の多面的機能の発揮

- ・多様な主体と連携した環境保全活動 (①)
- ・アサリ資源の回復とのかき養殖業の維持・発展 (③)
- ★いずれも、みえの舞台づくりプログラム(くらし3)「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成

226 安全で安心な水産物の安定的な提供

22601 水産資源の持続的利用と安全・安心の確保

- ・漁業者による自主的な資源管理の支援(イカナゴ、トラフグ、マアナゴ、シャコ) (①)

22603 水産生産基盤の整備

- ・水産物の安定供給とつくり育てる漁業の基地としての漁港整備 (①)

227 農林水産業を支える技術開発の推進

22701 農業を支える技術開発の推進

- ・茶新品種、花き新品種の育成・導入 (①)
- ◆一部は、重点事業(元気5)「地域の資源を活用した産業振興」を構成
- ・地域特産物の高付加価値化技術の開発 (①)
- ・高品質、低コストで省力的に農作物を安定生産できる栽培技術の開発・改良 (③)

22704 水産業を支える技術開発の推進

- ・ノリ生産技術の開発 (①)
- ★みえの舞台づくりプログラム(くらし3)「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成

231 自律的産業集積の推進

23105 産業人材の育成等基盤整備

- ・研究開発を通じた人材育成の環境整備 (③)
- ・製造業の技術者を対象とした人材育成 (④)
- ★いずれも、みえの舞台づくりプログラム(元気4)「知恵と知識を呼び込み、多様なイノベーションを生み出せる環境づくりプログラム」を構成

23106 四日市コンビナートの活性化

- ・素材・部材産業の研究開発機能の集積促進 (①)
- ・エコプロダクツ等の普及促進 (②)
- ・四日市コンビナート企業の高度統合に向けた支援 (③)
- ◆いずれも、重点事業(元気4)「国際競争力を高める産業集積の形成」を構成

232 活力ある地域産業の振興

23202 地域産業の活性化

- ・ 伝統的工芸品産業の活性化戦略支援 (①)

◆重点事業 (元気5)「地域の資源を活用した産業振興」を構成

234 技術の高度化の促進

23402 地域産業を支援するための技術開発の推進

- ・ 陶磁器や鋳物製品の高付加価値化をはかる技術開発 (①)

◆重点事業 (元気5)「地域の資源を活用した産業振興」を構成

23403 県内企業への技術支援の推進

- ・ 陶磁器・鋳物業界の技術人材育成 (③)

III 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造

312 治山・治水・海岸保全対策の推進

31201 土砂災害対策の推進

- ・ 土砂災害防止のための砂防堰堤^{えんてい}の整備推進 (西之貝戸川、小滝川ほか) (①)

31203 洪水防止対策の推進

- ・ 県管理河川の整備推進 (員弁川、朝明川、三滝川ほか) (①)

◆一部は、重点事業 (くらし2)「異常気象に備える緊急減災対策」を構成

31204 海岸保全対策の推進

- ・ ゼロメートル地帯における海岸堤防の耐震化 (長島地区海岸ほか) (①)

◆一部は、重点事業 (くらし2)「異常気象に備える緊急減災対策」を構成

IV 持続可能な循環型社会の創造

412 大気環境の保全

41202 大気汚染物質削減の推進

- ・ 航空機騒音対策 (②)

41203 自動車環境対策の推進

- ・ 「NO_x・PM法」に基づく、自動車排出ガス対策 (①②)

41205 大気環境の保全のための調査研究・試験検査の推進

- ・ 大気中の浮遊粒子状物質およびそれに含まれる微量化学物質の調査 (①)

413 水環境の保全

41301 水環境における汚濁負荷の削減の推進

- ・ 地盤沈下の防止 (④)

41304 水環境の保全のための調査研究・試験検査の推進

- ・ 閉鎖性海域の新たな環境を創生するための技術開発 (①)

★みえの舞台づくりプログラム (くらし3)「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成

V 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造

512 県境を越えた交流・連携の推進

- 51202 近隣府県等との連携強化
 - ・首都機能移転の促進（④）

531 地域の特性を生かした地域づくり

- 53102 特定地域の活性化
 - ・鈴鹿山麓リサーチパークおよび桑名ビジネスリサーチパークへの企業等誘致（①）
 - ・木曾岬干拓地の整備（②）

532 元気で魅力ある農山漁村づくり

- 53201 魅力が発揮できるむらづくり
 - ・「生活排水処理施設整備計画」に基づく集落排水事業の推進（①）
 - ★一部は、みえの舞台づくりプログラム（くらし3）「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成

541 快適な都市環境の整備

- 54101 安全で快適なまちづくり
 - ・街路事業（近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差事業）（①）
 - ・都市計画道路（県管理）における電線類の地中化（桑名中央東員線（くわなメディアライブ周辺）ほか）（③）
- 54102 清潔で快適な都市環境づくり
 - ・北勢沿岸流域下水道事業の推進（①）
- 54103 潤いある都市空間の整備
 - ・県営都市公園の整備推進（北勢中央公園）（①）
 - ・国営都市公園の整備促進（国営木曾三川公園）（③）

551 道路網の整備

- 55101 高規格道路ネットワークの形成
 - ・新名神高速道路の整備促進（①②）
 - ・東海環状自動車道の整備促進（③）
 - ◆いずれも、重点事業（絆4）「交流・連携を広げる幹線道路網の整備」を構成
- 55102 道路ネットワークの形成
 - ・県管理道路の整備推進（国道477号四日市湯の山道路、神戸長沢線ほか）（①）
 - ◆一部は、重点事業（くらし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成
 - ・直轄国道北勢バイパスの整備促進（③）
 - ◆重点事業（絆4）「交流・連携を広げる幹線道路網の整備」を構成

553 港湾の整備

- 55302 物流を支える港湾機能の充実・強化
 - ・四日市港の物流機能の高度化、効率化（①）

2 伊賀地域

(名張市 伊賀市)

(1) 地域の現状

近畿圏と中部圏の結節点に位置する地域ですが、通勤・通学といった生活面や文化面では大阪市を中心とする近畿圏とのつながりが強い地域です。名張市を中心にベッドタウンとして人口増加が続いていましたが、2005年（平成17年）の国勢調査結果（速報）では、減少に転じました。近畿方面からの企業立地が進んでいるほか、松尾芭蕉、観阿弥、忍者といった歴史文化、室生・赤目国定公園などの自然環境、農業体験型・自然志向型の施設といった観光資源を有しており、名阪国道や近鉄大阪線といった名古屋、大阪の両大都市圏を結ぶ交通基盤が、その交流を支えています。

なお、「平成18年度一万人アンケート」において、県民のニーズが特に高いと分析される伊賀地域の特徴的な項目として、「医療体制」があります。

(参考データ)

① 地域内の人口・高齢化率推計、地域における産業別総生産・分配所得

	2005年(H17)	2010年(H22)推計	2015年(H27)推計
地域内人口 (県全体に占める割合)	182,779人 (9.8%)	186,808人 (10.1%)	185,189人 (10.2%)
65歳以上人口 (高齢化率)	40,191人 (22.0%)	45,999人 (24.6%)	53,516人 (28.9%)

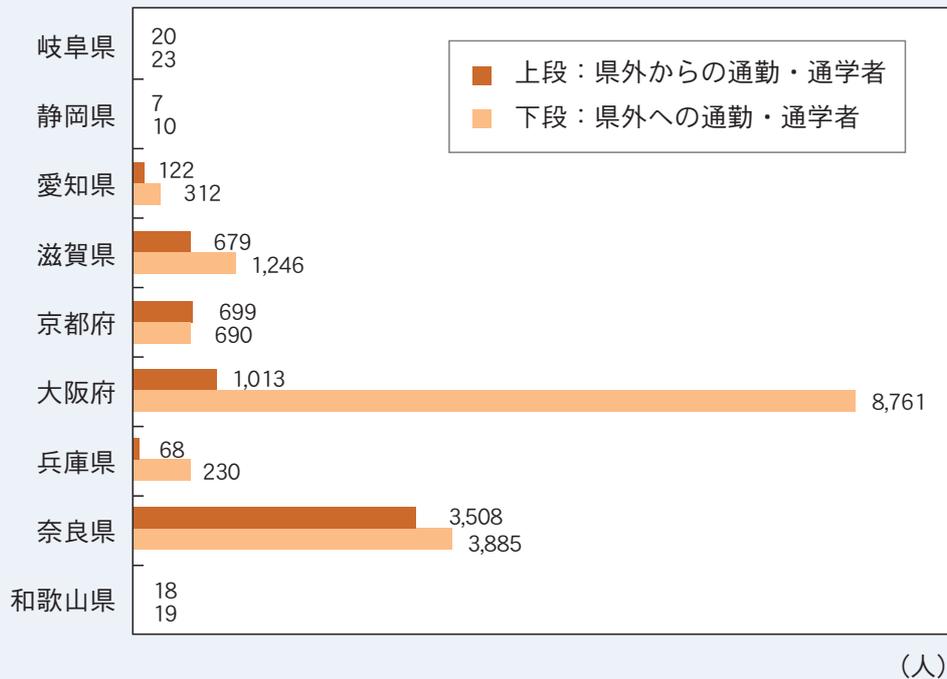
- ・ 県全体に占める割合と高齢化率は、小数点第2位四捨五入
- ・ 総務省「国勢調査」（平成12年）および国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）」より作成（ただし2005年の数字は、総務省「国勢調査」（平成17年）による）

	1996年度 (H8)	2000年度 (H12)	2004年度 (H16)	2004年度 県全体
第一次産業	2.3% 15,545	1.8% 12,610	1.6% 11,228	1.7% 129,784
第二次産業	49.9% 338,842	47.0% 325,116	44.3% 306,503	41.3% 3,111,913
第三次産業	52.1% 353,761	55.1% 381,092	58.2% 402,438	61.1% 4,601,047
地域内総生産	100% 679,243	100% 691,914	100% 691,752	100% 7,533,283
一人あたり分配所得 (県全体)	2,963千円 (3,015千円)	2,910千円 (2,978千円)	2,821千円 (2,988千円)	

- ・ 三重県「平成16年度 三重県の市町村民経済計算」より作成
- ・ 総生産の表記は、上段：地域内総生産に占める割合、下段：総生産
- ・ 産業別割合は小数点第2位四捨五入、総生産は百万円単位
- ・ 「地域内総生産」は、産業別総生産から帰属利子等を控除しているため、産業別総生産を合計した数字とは異なります。

②近隣府県 通勤・通学者の状況

大阪府や奈良県への通勤・通学者が突出して多くなっています。また、隣接する京都府や滋賀県、奈良県からの通勤・通学者も多い状況です。



総務省「国勢調査」(平成17年)より作成

(2) 県の主な取組

県土づくりの振興方向「産業集積活用ゾーン」の一翼を担うことが期待され、名古屋と大阪の両大都市圏へのアクセスに恵まれた地理的条件を生かした企業誘致、研究拠点への支援などに取り組めます。一方、恵まれた自然や文化・観光資源を生かし、「自然・文化活用ゾーン」の一翼を担うことも期待され、農山村の景観維持創造活動などで地域の魅力を高めます。

これらの取組を支えるため、名阪国道や伊賀コリドール(広域農道)といった交通基盤を整備します。

地域の暮らしについては、へき地医療体制の整備、河川整備や川上ダムの建設促進による治水・利水対策など、安全で安心できる生活環境の確保とともに、中心市街地の活性化に取り組めます。

(3) 体系別 県の取組

第3編の政策・事業体系に従って、地域で実施する予定の取組をご紹介します。

※ 584ページの(1)に記載されている基準で抽出した取組の一覧であり、県が実施する事業のすべては掲載されていませんのでご注意ください。

II 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり

221 安全で安心な農産物の安定的な提供

- 22102 消費者ニーズに応えた農畜産物の安定供給
・ 稲ワラの自給飼料利用促進 (⑤)

227 農林水産業を支える技術開発の推進

- 22701 農業を支える技術開発の推進
・ 水稻新品種、果樹新品種、野菜新品種の育成・導入 (①)
◆一部は、重点事業(元気5)「地域の資源を活用した産業振興」を構成
・ 高品質、低コストで省力的に農作物を安定生産できる栽培技術の開発・改良 (③)

231 自律的産業集積の推進

- 23101 戦略的な企業誘致
・ メディカルバレー産学官連携による研究拠点への支援 (⑤)

232 活力ある地域産業の振興

- 23202 地域産業の活性化
・ 伝統的工芸品産業の活性化戦略支援 (①)
◆重点事業(元気5)「地域の資源を活用した産業振興」を構成
23204 中心市街地と商業の活性化
・ 地域が主体となる中心市街地活性化の取組の支援(認定中心市街地活性化基本計画に基づく取組の支援)(①~③)
★一部は、みえの舞台づくりプログラム(絆2)「ストック活用と都市基盤整備による市街地のくらし・にぎわい再生プログラム」を構成

234 技術の高度化の促進

- 23402 地域産業を支援するための技術開発の推進
・ 陶磁器の高付加価値化をはかる技術開発 (①)
◆重点事業(元気5)「地域の資源を活用した産業振興」を構成
23403 県内企業への技術支援の推進
・ 陶磁器業界の技術人材育成 (③)

III 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造

312 治山・治水・海岸保全対策の推進

- 31203 洪水防止対策の推進
・ 直轄河川事業の整備促進(上野遊水地ほか)(①)
・ 洪水被害軽減のためのダム建設促進(川上ダム)(②)

341 医療体制の整備

- 34103 救急・へき地医療体制の整備
 - ・へき地医療確保のための、代診医の派遣、巡回診療の実施（②）
- 34107 医療分野の人材確保
 - ・へき地等の医師確保（①）
 - ◆重点事業（くらし7）「地域医療体制整備の促進」を構成

IV 持続可能な循環型社会の創造

442 水資源の確保と効率的な総合利用

- 44201 水資源の確保と有効利用
 - ・川上ダムに係る水資源の確保（③）
- 44202 水の安全・安定供給
 - ・川上ダムに係る水道用水供給（②）

V 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造

512 県境を越えた交流・連携の推進

- 51202 近隣府県等との連携強化
 - ・首都機能移転の促進（④）

531 地域の特性を生かした地域づくり

- 53102 特定地域の活性化
 - ・上野新都市への企業等誘致（①）

532 元気で魅力ある農山漁村づくり

- 53201 魅力が発揮できるむらづくり
 - ・農道網の整備（伊賀コリドールほか）（④）
- 53202 都市との交流・共生による元気なむらづくり
 - ・市町、NPO、地域住民などと連携した景観の維持創造活動（⑤）

541 快適な都市環境の整備

- 54101 安全で快適なまちづくり
 - ・都市計画道路（県管理）における電線類の地中化（伊賀上野橋新都市線（上野市駅周辺））（③）
 - ★みえの舞台づくりプログラム（絆2）「ストック活用と都市基盤整備による市街地のくらし・にぎわい再生プログラム」を構成

551 道路網の整備

- 55102 道路ネットワークの形成
 - ・県管理道路の整備推進（国道368号、国道422号、松阪青山線ほか）（①）
 - ◆一部は、重点事業（くらし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成
 - ・直轄国道の整備促進（国道25号名阪国道）（③）

3 中南勢地域

(津市 松阪市 多気町 明和町 大台町)

(1) 地域の現状

行政機関、高等教育機関の多くが立地して行政や学術面で重要な役割を果たしている地域で、産業ではサービス業の占める割合が高く、津市や松阪市を中心に都市圏が形成されています。交通アクセスに恵まれた場所では製造業の立地が進んでいる一方で、全国ブランドである松阪牛に代表される第一次産業、伊勢湾岸の海浜、雲出川、櫛田川、宮川の清流といった自然環境を有する中山間地域など、地域内に多様な資源を有しています。名古屋と大阪の両大都市圏へ通じる道路網、鉄道網、港湾など、県内外との交流を支える交通基盤も整備されています。

なお、「平成18年度一万人アンケート」において、県民のニーズが特に高いと分析される中南勢地域の特徴的な項目として「快適なまちづくり」があります。

(参考データ)

① 地域内の人口・高齢化率推計、地域における産業別総生産・分配所得

	2005年(H17)	2010年(H22)推計	2015年(H27)推計
地域内人口 (県全体に占める割合)	507,021人 (27.2%)	498,544人 (27.0%)	491,856人 (27.0%)
65歳以上人口 (高齢化率)	113,645人 (22.4%)	122,733人 (24.6%)	135,913人 (27.6%)

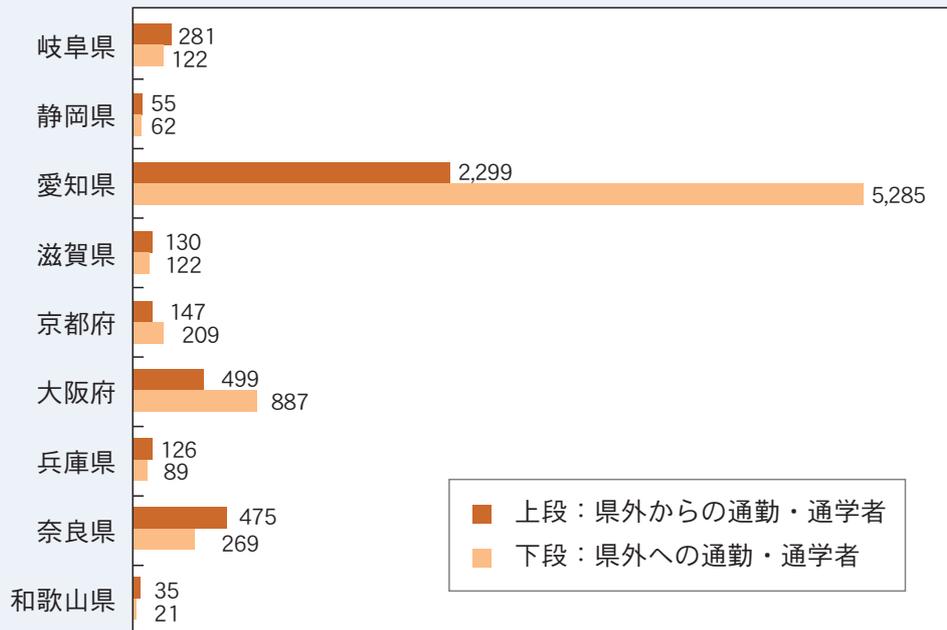
- ・ 県全体に占める割合と高齢化率は、小数点第2位四捨五入
- ・ 総務省「国勢調査」(平成12年)および国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」より作成(ただし2005年の数字は、総務省「国勢調査」(平成17年)による)

	1996年度 (H8)	2000年度 (H12)	2004年度 (H16)	2004年度 県全体
第一次産業	2.6% 48,358	2.0% 39,802	1.5% 32,325	1.7% 129,784
第二次産業	33.0% 613,756	34.3% 683,956	37.2% 784,230	41.3% 3,111,913
第三次産業	68.7% 1,277,994	67.6% 1,347,389	65.4% 1,380,035	61.1% 4,601,047
地域内総生産	100% 1,860,917	100% 1,993,631	100% 2,109,915	100% 7,533,283
一人あたり分配所得 (県全体)	2,916千円 (3,015千円)	2,980千円 (2,978千円)	2,931千円 (2,988千円)	

- ・ 三重県「平成16年度 三重県の市町村民経済計算」より作成
- ・ 総生産の表記は、上段：地域内総生産に占める割合、下段：総生産
- ・ 産業別割合は小数点第2位四捨五入、総生産は百万円単位
- ・ 「地域内総生産」は、産業別総生産から帰属利子等を控除しているため、産業別総生産を合計した数字とは異なります。

②近隣府県 通勤・通学者の状況

愛知県への通勤・通学者が突出して多くなっていますが、大阪府や奈良県といった近畿圏とのつながりも数字に表れています。



(人)

総務省「国勢調査」(平成17年)より作成

(2) 県の主な取組

県土づくりの振興方向「産業集積活用ゾーン」の一翼を担うことが期待され、中勢北部サイエンスシティなどへの企業誘致に引き続き取り組みます。一方、国史跡齋宮跡の発掘調査や、雲出川、櫛田川、宮川等の流域圏づくりなど、地域の特性を生かした取組を観光や地域振興等につなげることで、「自然・文化活用ゾーン」の一翼を担うことも期待されます。

農水産業については、松阪牛などの地域特産物の高付加価値化技術や生産技術の開発、アサリやイカナゴなどの水産資源管理の支援などに取り組みます。

これらの取組を支えるため、中勢バイパスや津松阪港といった交通基盤を整備するとともに、伊勢湾における藻場・干潟といった水産基盤の整備や環境創生に取り組みます。

地域の暮らしについては、下水道事業や電線類の地中化といった都市環境の整備、救急・へき地医療体制の整備など、安全で安心できる生活環境の確保に取り組みます。

(3) 体系別 県の取組

第3編の政策・事業体系に従って、地域で実施する予定の取組をご紹介します。

※ 584ページの(1)に記載されている基準で抽出した取組の一覧であり、県が実施する事業のすべては掲載されていませんのでご注意ください。

I 一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり

131 文化にふれ親しむことができる環境づくり

13103 埋蔵文化財の保存・継承・活用

- ・国史跡斎宮跡の学術的な発掘調査の計画的・継続的な実施および整備(①)

II 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり

223 農水産業のもつ多面的機能の維持・向上

22302 水産業の多面的機能の発揮

- ・多様な主体と連携した環境保全活動(①)
- ・アサリ資源の回復とのかき養殖業の維持・発展(③)

★いずれも、みえの舞台づくりプログラム(くらし3)「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成

226 安全で安心な水産物の安定的な提供

22601 水産資源の持続的利用と安全・安心の確保

- ・漁業者による自主的な資源管理の支援(イカナゴ、トラフグ、マアナゴ、シャコ)(①)

22603 水産生産基盤の整備

- ・水産物の安定供給とつくり育てる漁業の基地としての漁港整備(①)
- ・伊勢湾における藻場・干潟の造成・再生(②)

★一部は、みえの舞台づくりプログラム(くらし3)「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成

227 農林水産業を支える技術開発の推進

22701 農業を支える技術開発の推進

- ・水稻新品種、茶新品種、果樹新品種、野菜新品種、花き新品種の育成・導入(①)

◆一部は、重点事業(元気5)「地域の資源を活用した産業振興」を構成

- ・地域特産物の高付加価値化技術の開発(①)
- ・高品質、低コストで省力的に農作物を安定生産できる栽培技術の開発・改良(③)

22702 畜産を支える技術開発の推進

- ・おいしい牛肉の生産技術の開発(①)

◆重点事業(元気5)「地域の資源を活用した産業振興」を構成

- 22704 水産業を支える技術開発の推進
・ノリ生産技術の開発（①）
★みえの舞台づくりプログラム（くらし3）「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成

231 自律的産業集積の推進

- 23102 新産業の創造
・メカトロ・ロボットの先端技術に関する研究開発の促進（②）
◆重点事業（元気4）「国際競争力を高める産業集積の形成」を構成

III 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造

311 防災対策の推進

- 31101 防災体制の整備
・大規模災害発生時における応急、復旧活動の拠点となる広域防災拠点施設の整備（※整備する施設は伊勢志摩地域にありますが、その対象エリアには、中南勢地域の一部を含んでいます。）（②）
◆重点事業（くらし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成

312 治山・治水・海岸保全対策の推進

- 31201 土砂災害対策の推進
・再度災害防止のための砂防堰堤^{えんてい}整備推進（桧原谷川ほか）（①）
31203 洪水防止対策の推進
・県管理河川の整備推進（百々川ほか）（①）
31204 海岸保全対策の推進
・直轄海岸事業の整備促進（津松阪港海岸、伊勢湾西南海岸）（①）

341 医療体制の整備

- 34103 救急・へき地医療体制の整備
・へき地医療確保のための、代診医の派遣、巡回診療の実施（②）
34107 医療分野の人材確保
・へき地等の医師確保（①）
◆重点事業（くらし7）「地域医療体制整備の促進」を構成

IV 持続可能な循環型社会の創造

413 水環境の保全

- 41304 水環境の保全のための調査研究・試験検査の推進
・閉鎖性海域の新たな環境を創生するための技術開発（①）
★一部は、みえの舞台づくりプログラム（くらし3）「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成

V 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造

512 県境を越えた交流・連携の推進

- 51202 近隣府県等との連携強化
 - ・首都機能移転の促進（④）

531 地域の特性を生かした地域づくり

- 53102 特定地域の活性化
 - ・中勢北部サイエンスシティへの企業等誘致（①）
- 53103 過疎・離島・半島地域の振興
 - ・過疎地域自立促進計画の推進（①）
 - ・過疎地域等の交流・定住等の促進（②）
 - ◆重点事業（絆2）「地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援」を構成
 - ・紀伊地域半島振興計画に基づく施策推進（④）
- 53104 流域圏づくりの推進
 - ・宮川流域ルネッサンス事業の推進（①②）

532 元気で魅力ある農山漁村づくり

- 53201 魅力が発揮できるむらづくり
 - ・農道網の整備（ビーフロードほか）（④）
 - ◆一部は、重点事業（絆4）「交流・連携を広げる幹線道路網の整備」を構成
- 53202 都市との交流・共生による元気なむらづくり
 - ・市町、NPO、地域住民などと連携した景観の維持創造活動（⑤）

541 快適な都市環境の整備

- 54101 安全で快適なまちづくり
 - ・都市計画道路（県管理）における電線類の地中化（相川小戸木橋線（久居駅周辺）ほか）（③）
- 54102 清潔で快適な都市環境づくり
 - ・中勢沿岸流域下水道事業の推進（①）

551 道路網の整備

- 55102 道路ネットワークの形成
 - ・県管理道路の整備推進（国道163号長野峠バイパス、鳥羽松阪線ほか）（①）
 - ◆一部は、重点事業（くらし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成
 - ・直轄国道中勢バイパスの整備促進（③）
 - ◆重点事業（絆4）「交流・連携を広げる幹線道路網の整備」を構成

553 港湾の整備

- 55302 物流を支える港湾機能の充実・強化
 - ・津松阪港における小型船だまりの整備（②）

4 伊勢志摩地域

(伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町)

(1) 地域の現状

伊勢神宮、伊勢志摩国立公園など、歴史文化と自然環境の両面で観光資源に恵まれた県を代表する観光地で、全国から多くの来訪者を迎えてきましたが、近年は減少傾向にありました。また、観光と並んで地域の基幹産業である水産業は低迷しています。伊勢市を中心に都市圏が形成され、交通アクセスに恵まれた場所では製造業の立地もありますが、地域内の多くは立地に不利な中山間地域であり、過疎・高齢化が進んでいます。

なお、「平成18年度一万人アンケート」において、県民のニーズが特に高いと分析される伊勢志摩地域の特徴的な項目として、「農林水産業の振興」「産業振興」「観光」「地域商工業」「快適なまちづくり」の5つがあります。

(参考データ)

① 地域内の人口・高齢化率推計、地域における産業別総生産・分配所得

	2005年(H17)	2010年(H22)推計	2015年(H27)推計
地域内人口 (県全体に占める割合)	267,685人 (14.3%)	258,429人 (14.0%)	247,143人 (13.6%)
65歳以上人口 (高齢化率)	68,874人 (25.7%)	72,081人 (27.9%)	77,169人 (31.2%)

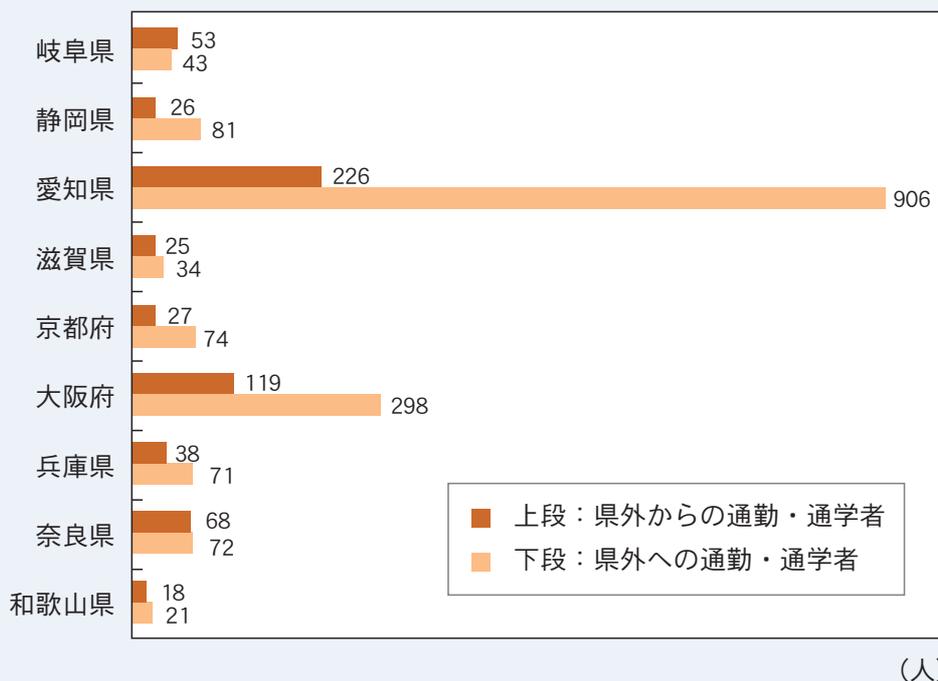
- ・ 県全体に占める割合と高齢化率は、小数点第2位四捨五入
- ・ 総務省「国勢調査」(平成12年)および国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」より作成(ただし2005年の数字は、総務省「国勢調査」(平成17年)による)

	1996年度 (H8)	2000年度 (H12)	2004年度 (H16)	2004年度 県全体
第一次産業	5.5% 51,649	4.7% 43,477	3.6% 32,942	1.7% 129,784
第二次産業	31.6% 299,132	28.2% 259,444	29.1% 264,194	41.3% 3,111,913
第三次産業	67.2% 636,496	70.9% 651,901	71.4% 647,883	61.1% 4,601,047
地域内総生産	100% 946,980	100% 919,086	100% 907,731	100% 7,533,283
一人あたり分配所得 (県全体)	2,662千円 (3,015千円)	2,578千円 (2,978千円)	2,548千円 (2,988千円)	

- ・ 三重県「平成16年度 三重県の市町村民経済計算」より作成
- ・ 総生産の表記は、上段：地域内総生産に占める割合、下段：総生産
- ・ 産業別割合は小数点第2位四捨五入、総生産は百万円単位
- ・ 「地域内総生産」は、産業別総生産から帰属利子等を控除しているため、産業別総生産を合計した数字とは異なります。

②近隣府県 通勤・通学者の状況

愛知県と大阪府への通勤・通学者が比較的多くなっていますが、県外への通勤・通学者、県外からの通勤・通学者のいずれも、他の地域に比べると絶対数が少ない状況です。



総務省「国勢調査」(平成17年)より作成

(2) 県の主な取組

県土づくりの振興方向「自然・文化活用ゾーン」の中核的な役割を果たすことが期待されており、2013年(平成25年)の御遷宮という大きなチャンスを見すえながら、観光振興のための情報発信・誘客戦略を推進するとともに、流域圏づくりや都市と農山漁村の交流促進などの取組を進めます。一方で、地理的な条件から県北部に比べて企業の進出が少ないため、支援策を拡充し地域の特性を生かした産業の誘致を進めます。

また、地域の基幹産業である水産業については、自主的な資源管理の支援、生産技術やブランド化のための増殖技術の開発などで振興をはかります。

これらの取組を支えるため、紀勢自動車道や第二伊勢道路、鳥羽港や浜島港といった交通基盤、漁港や漁場といった水産基盤を整備するとともに、英虞湾や伊勢湾などの環境創生に取り組みます。

地域のくらしについては、広域防災拠点の整備、河川整備、大型防潮扉の自動化、救急・へき地医療体制の整備など、安全で安心できる生活環境の確保に取り組みます。

(3) 体系別 県の取組

第3編の政策・事業体系に従って、地域で実施する予定の取組をご紹介します。

※ 584ページの(1)に記載されている基準で抽出した取組の一覧であり、県が実施する事業のすべては掲載されていませんのでご注意ください。

II 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり

221 安全で安心な農産物の安定的な提供

- 22102 消費者ニーズに応えた農畜産物の安定供給
・稲ワラの自給飼料利用促進 (5)

223 農水産業のもつ多面的機能の維持・向上

- 22302 水産業の多面的機能の発揮
 - ・多様な主体と連携した環境保全活動 (1)
 - ・アサリ資源の回復とのかき養殖業の維持・発展 (3)
 - ★いずれも、みえの舞台づくりプログラム(くらし3)「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成
 - ・離島漁業の再生 (2)
 - ◆重点事業(元気3)「農山漁村再生への支援」を構成

226 安全で安心な水産物の安定的な提供

- 22601 水産資源の持続的利用と安全・安心の確保
 - ・漁業者による自主的な資源管理の支援(イカナゴ、トラフグ、マアナゴ、シャコ) (1)
- 22603 水産生産基盤の整備
 - ・水産物の安定供給とつくり育てる漁業の基地としての漁港整備 (1)
 - ・水産資源を安定供給するための漁場整備、水産資源の生息環境を保全・創造するための藻場造成 (2)
 - ★一部は、みえの舞台づくりプログラム(くらし3)「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成

227 農林水産業を支える技術開発の推進

- 22701 農業を支える技術開発の推進
 - ・高品質、低コストで省力的に農作物を安定生産できる栽培技術の開発・改良 (3)
- 22704 水産業を支える技術開発の推進
 - ・ノリ生産技術の開発 (1)
 - ★みえの舞台づくりプログラム(くらし3)「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成
 - ・高品質真珠生産技術の開発 (1)
 - ◆重点事業(元気5)「地域の資源を活用した産業振興」を構成
 - ・イセエビ・アワビなど三重ブランドの維持発展のための増殖技術の開発 (1)

・英虞湾養殖漁場環境の調査と情報提供（④）

・赤潮の対策に関する研究（④）

★みえの舞台づくりプログラム（くらし3）「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成

232 活力ある地域産業の振興

23206 地域資源を生かした産業誘致

・県南部への産業誘致（①）

◆重点事業（元気5）「地域の資源を活用した産業振興」を構成

233 観光・交流産業の振興

23301 三重県観光の新たなイメージづくりと情報発信・誘客戦略の推進

・民間のノウハウを活用した首都圏等エリア別情報発信・誘客戦略の推進（①）

◆一部は、重点事業（絆1）「『住んでよし、訪れてよし』の観光みえ・魅力増進対策」を構成

★一部は、みえの舞台づくりプログラム（絆3）「『こころのふるさと三重』づくりプログラム」を構成

III 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造

311 防災対策の推進

31101 防災体制の整備

・大規模災害発生時における応急、復旧活動の拠点となる広域防災拠点施設の整備（②）

◆重点事業（くらし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成

312 治山・治水・海岸保全対策の推進

31203 洪水防止対策の推進

・直轄河川事業の整備促進（宮川）（①）

・県管理河川の整備推進（宮川、横輪川ほか）（①）

◆一部は、重点事業（くらし2）「異常気象に備える緊急減災対策」を構成

・洪水被害軽減のためのダム建設推進（烏羽河内ダム）（②）

31204 海岸保全対策の推進

・直轄海岸事業の整備促進（伊勢湾西南海岸）（①）

・大型防潮扉の開閉操作の自動化（③）

◆重点事業（くらし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成

324 食の安全とくらしの衛生の確保

32401 食の安全・安心の確保

・食品（カキ）の自主衛生管理システムの導入促進（②）

341 医療体制の整備

34103 救急・へき地医療体制の整備

・へき地医療確保のための、代診医の派遣、巡回診療の実施（②）

- 34107 医療分野の人材確保
・へき地等の医師確保 (①)
◆重点事業 (くらし7)「地域医療体制整備の促進」を構成

IV 持続可能な循環型社会の創造

412 大気環境の保全

- 41202 大気汚染物質削減の推進
・航空機騒音対策 (②)

413 水環境の保全

- 41304 水環境の保全のための調査研究・試験検査の推進
・閉鎖性海域の新たな環境を創生するための技術開発 (①)
★みえの舞台づくりプログラム (くらし3)「閉鎖性海域の再生プログラム」を構成

V 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造

523 住民参画による景観まちづくりの推進

- 52301 美しい景観づくり
・「屋外広告物沿道景観地区制度」を活用した取組 (④)
◆重点事業 (絆3)「みんなで進める三重の景観づくり」を構成

531 地域の特性を生かした地域づくり

- 53103 過疎・離島・半島地域の振興
・過疎地域自立促進計画の推進 (①)
・過疎地域等の交流・定住等の促進 (②)
◆重点事業 (絆2)「地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援」を構成
・離島振興計画の推進および利便性の維持改善 (③)
・紀伊地域半島振興計画に基づく施策推進 (④)

- 53104 流域圏づくりの推進
・宮川流域ルネッサンス事業の推進 (①②)

532 元気で魅力ある農山漁村づくり

- 53202 都市との交流・共生による元気なむらづくり
・都市との交流促進等の支援 (①)

541 快適な都市環境の整備

- 54101 安全で快適なまちづくり
・都市計画道路 (県管理)における電線類の地中化 (新国道 (伊勢市駅周辺)) (③)
◆重点事業 (絆3)「みんなで進める三重の景観づくり」を構成
- 54102 清潔で快適な都市環境づくり
・宮川流域下水道事業の推進 (①)

551 道路網の整備

- 55101 高規格道路ネットワークの形成
 - ・ 紀勢自動車道の整備促進 (①②)
 - ◆重点事業 (絆4)「交流・連携を広げる幹線道路網の整備」を構成
- 55102 道路ネットワークの形成
 - ・ 県管理道路の整備推進 (国道167号第二伊勢道路、伊勢松阪線、浜島阿児線ほか) (①)
 - ◆一部は、重点事業 (絆4)「交流・連携を広げる幹線道路網の整備」を構成
 - ◆一部は、重点事業 (くらし1)「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成
 - ・ 国道の整備促進 (国道260号錦峠 (直轄代行)) (③)
- 55103 適切な道路資本の維持管理
 - ・ 美しい道づくり (県道伊勢磯部線) (④)
 - ◆重点事業 (絆3)「みんなで進める三重の景観づくり」を構成

553 港湾の整備

- 55301 人の交流を支える港湾機能の充実・強化
 - ・ 鳥羽港における小型船だまりの整備 (①)
 - ・ 宇治山田港におけるプレジャーボート対策への取組 (②)
- 55302 物流を支える港湾機能の充実・強化
 - ・ 浜島港における耐震強化岸壁の整備 (③)

5 東紀州地域

(尾鷲市 熊野市 紀北町 御浜町 紀宝町)

(1) 地域の現状

生活・文化面で和歌山県や奈良県とのつながりが強い地域ですが、大都市圏からの交通アクセスが悪いなどの地理的条件から地域内への企業立地が少なく、基幹産業である第一次産業も低迷が続き、過疎化・高齢化が急速に進んでいます。一方で、世界遺産に登録された熊野古道や豊かな自然などの地域資源を生かした地域づくりが進められています。

なお、「平成18年度一万人アンケート」において、県民のニーズが特に高いと分析される東紀州地域の特徴的な項目として、「医療体制」「地域商工業」「高速交通網」「道路の整備」「公共交通機関」の5つがあります。

(参考データ)

① 地域内の人口・高齢化率推計、地域における産業別総生産・分配所得

	2005年(H17)	2010年(H22)推計	2015年(H27)推計
地域内人口 (県全体に占める割合)	85,847人 (4.6%)	80,810人 (4.4%)	75,409人 (4.1%)
65歳以上人口 (高齢化率)	26,809人 (31.2%)	26,964人 (33.4%)	27,756人 (36.8%)

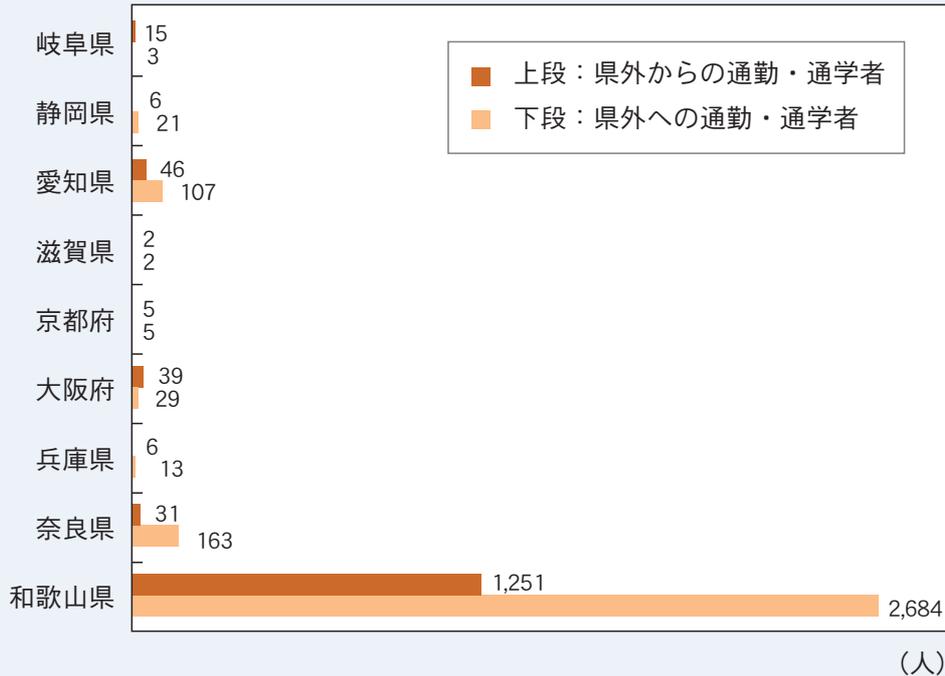
- ・県全体に占める割合と高齢化率は、小数点第2位四捨五入
- ・総務省「国勢調査」(平成12年)および国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」より作成(ただし2005年の数字は、総務省「国勢調査」(平成17年)による)

	1996年度 (H8)	2000年度 (H12)	2004年度 (H16)	2004年度 県全体
第一次産業	11.2% 31,394	9.2% 24,987	8.2% 19,727	1.7% 129,784
第二次産業	26.4% 74,002	25.0% 68,076	20.1% 48,548	41.3% 3,111,913
第三次産業	66.7% 187,088	69.7% 189,957	75.8% 183,263	61.1% 4,601,047
地域内総生産	100% 280,545	100% 272,428	100% 241,614	100% 7,533,283
一人あたり分配所得 (県全体)	2,408千円 (3,015千円)	2,370千円 (2,978千円)	2,237千円 (2,988千円)	

- ・三重県「平成16年度 三重県の市町村民経済計算」より作成
- ・総生産の表記は、上段：地域内総生産に占める割合、下段：総生産
- ・産業別割合は小数点第2位四捨五入、総生産は百万円単位
- ・「地域内総生産」は、産業別総生産から帰属利子等を控除しているため、産業別総生産を合計した数字とは異なります。

②近隣府県 通勤・通学者の状況

県外への通勤・通学者、県外からの通勤・通学者は、ともに和歌山県が突出して多くなっています。その他の府県とは、絶対数が少ない状況です。



総務省「国勢調査」(平成17年)より作成

(2) 県の主な取組

県土づくりの振興方向「自然・文化活用ゾーン」で重要な役割を果たすことが期待され、その核となる世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用のためのさまざまな取組を進めます。一方、地域が一体となって産業振興、観光振興などを総合的に推進する基盤として東紀州観光まちづくり公社を設立し、第一次産業資源の高付加価値化による商品開発や販路開拓を支援するとともに、地域資源を生かした企業誘致や観光・交流産業の創出などに取り組みます。

地域にとって重要な第一次産業については、果樹新品種の育成・導入、木材ブランド力の向上、マハタの生産技術開発などに取り組み、振興をはかります。

これらの取組を支えるため、地域内外との交流を促進する紀勢自動車道や熊野尾鷲道路といった交通基盤、養殖機能施設や浮魚礁施設といった水産基盤、紀南地域に中核的交流施設を整備します。

地域のくらしについては、広域防災拠点の整備、河川整備、大型防潮扉の自動化、救急・へき地医療体制の整備など、安全で安心できる生活環境の確保に取り組みます。

(3) 体系別 県の取組

第3編の政策・事業体系に従って、地域で実施する予定の取組をご紹介します。

※ 584ページの(1)に記載されている基準で抽出した取組の一覧であり、県が実施する事業のすべては掲載されていませんのでご注意ください。

I 一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり

131 文化にふれ親しむことができる環境づくり

13102 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用

- ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存等および地域学習の支援(④)

II 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり

226 安全で安心な水産物の安定的な提供

22601 水産資源の持続的利用と安全・安心の確保

- ・地域特性を生かした持続的養殖の推進や経営の合理化(②)
- ・人工種苗の安定的な生産(③)
- ・消費者が求める安全・安心な水産物の提供(④)

◆一部は、重点事業(元気6)「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成

22603 水産生産基盤の整備

- ・マダイ・マグロなどの養殖機能施設整備、カツオなどを対象とした浮魚礁施設の整備(①②)

◆一部は、重点事業(元気6)「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成

227 農林水産業を支える技術開発の推進

22701 農業を支える技術開発の推進

- ・果樹新品種の育成・導入(①)
- ・地域特産物の高付加価値化技術の開発(①)

◆重点事業(元気6)「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成

22703 林業を支える技術開発の推進

- ・尾鷲ヒノキのブランド力向上のための技術開発(①)

◆重点事業(元気6)「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成

22704 水産業を支える技術開発の推進

- ・マハタ、クエなどの生産技術の開発(①)

◆重点事業(元気6)「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成

- ・養殖漁業の低コスト化をはかる技術開発(③)

232 活力ある地域産業の振興

23205 経営基盤の強化

- ・設備導入のための融資制度（②）

23206 地域資源を生かした産業誘致

- ・県南部への産業誘致（①）

◆重点事業（元気5）「地域の資源を活用した産業振興」を構成

233 観光・交流産業の振興

23303 観光客の快適性の向上に資する社会基盤整備

- ・観光客の利便性を向上させる熊野古道へのアクセスの改善（②）

◆重点事業（絆1）「『住んでよし、訪れてよし』の観光みえ・魅力増進対策」を構成

III 安全な暮らしの確保と安心できる生活環境の創造

311 防災対策の推進

31101 防災体制の整備

- ・大規模災害発生時における応急、復旧活動の拠点となる広域防災拠点施設の整備（②）

◆重点事業（暮らし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成

312 治山・治水・海岸保全対策の推進

31201 土砂災害対策の推進

- ・再度災害防止のための砂防堰堤^{えんてい}整備推進（三戸川ほか）（①）

31203 洪水防止対策の推進

- ・県管理河川の整備推進（船津川、赤羽川、三戸川ほか）（①）

◆一部は、重点事業（暮らし2）「異常気象に備える緊急減災対策」を構成

31204 海岸保全対策の推進

- ・大型防潮扉の開閉操作の自動化（③）

◆重点事業（暮らし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成

341 医療体制の整備

34103 救急・へき地医療体制の整備

- ・三次救急医療体制の確保（ドクターヘリの活用等）（①）

- ・へき地医療確保のための、代診医の派遣、巡回診療の実施（②）

34107 医療分野の人材確保

- ・へき地等の医師確保（①）

◆重点事業（暮らし7）「地域医療体制整備の促進」を構成

V 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造

523 住民参画による景観まちづくりの推進

52301 美しい景観づくり

- ・「屋外広告物沿道景観地区制度」を活用した取組（④）
- ◆重点事業（絆3）「みんなで進める三重の景観づくり」を構成

52302 住民参画のまちづくり

- ・日本風景街道の制度を生かしたまちづくりの支援（②）

531 地域の特性を生かした地域づくり

53103 過疎・離島・半島地域の振興

- ・過疎地域自立促進計画の推進（①）
- ・過疎地域等の交流・定住等の促進（②）
- ◆重点事業（絆2）「地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援」を構成
- ・紀伊地域半島振興計画に基づく施策推進（④）

532 元気で魅力ある農山漁村づくり

53201 魅力が発揮できるむらづくり

- ・農道網の整備（農免農道ほか）（④）
- ◆一部は、重点事業（元気6）「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成

53202 都市との交流・共生による元気なむらづくり

- ・市町、NPO、地域住民などと連携した景観の維持創造活動（⑤）

533 東紀州地域の振興

53301 持続可能な自立した地域の基盤づくりの推進

- ・東紀州地域活性化のための東紀州観光まちづくり公社の整備（①）
- ◆重点事業（元気6）「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成

53302 地域の宝に気づき、守り、生かす集客交流の推進

- ・熊野古道の保全と活用のためのさまざまな取組（①）
- ・「熊野古道伊勢路」を多くの人びとが伊勢から熊野までとおして歩ける環境やしゅみづくり（②）
- ・世界遺産登録5周年記念行事（③）
- ★いずれも、みえの舞台づくりプログラム（絆3）「『こころのふるさと三重』づくりプログラム」を構成
- ・熊野古道センターの集客交流拠点施設としてのさまざまな取組（④）
- ・紀南中核的交流施設の整備（⑤）
- ◆いずれも、重点事業（元気6）「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成

- 53303 地域資源を生かし、地域の底力を高める産業振興の推進
- ・農業の担い手育成システムの構築支援やかんきつ産地の活性化（①）
 - ◆重点事業（元気6）「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」を構成

541 快適な都市環境の整備

- 54103 潤いある都市空間の整備
- ・県営都市公園の整備推進（熊野灘臨海公園）（①）

551 道路網の整備

- 55101 高規格道路ネットワークの形成
- ・紀勢自動車道の整備促進（①②）
 - ・熊野尾鷲道路等の整備促進（③）
 - ◆いずれも、重点事業（絆4）「交流・連携を広げる幹線道路網の整備」を構成
- 55102 道路ネットワークの形成
- ・県管理道路の整備推進（国道169号、国道311号、国道422号紀伊長島インター線、国道425号尾鷲北インター線ほか）（①）
 - ◆一部は、重点事業（暮らし1）「『いのち』を守るみえの地震対策」を構成
 - ◆一部は、重点事業（絆4）「交流・連携を広げる幹線道路網の整備」を構成
 - ・直轄国道の整備促進（国道42号紀宝バイパス）（③）
- 55103 適切な道路資本の維持管理
- ・地元活動団体等と行政が連携した「美しい道づくり」（県道中井浦九鬼線ほか）（④）
 - ◆重点事業（絆3）「みんなで進める三重の景観づくり」を構成

資料編



- 計画の策定過程
 - 県民の皆さんからの意見反映
 - 個別計画一覧
- (別冊として「数値目標一覧」があります)

● 計画の策定過程

- 2006年(平成18年) 2月 次期戦略計画策定方針の公表
- 2006年(平成18年) 9月 第二次戦略計画(仮称)素案の公表
- 2006年(平成18年) 11月 第二次戦略計画(仮称)中間案の公表
- 2007年(平成19年) 6月 第二次戦略計画最終案の公表

● 県民の皆さんからの意見反映

「新しい時代の公」のもとでの「県民が主役の県政」にふさわしい計画としていくため、県民の皆さんのニーズ把握をより多角的に行いました。

また、県議会でご議論いただくとともに、「膝づめミーティング」などにおいて、市町の皆さんなどと意見交換し、ご意見・ご提案をいただきました。

いただいたご意見・ご提案については、関係部局および政策部において検討し、第二次戦略計画への反映について判断してきました。計画への反映状況については、県のホームページで公表しています。

ホームページのアドレス <http://www.pref.mie.jp/SHIAWASE/HP/>

県議会

2007年1月11日、県議会から「『県民しあわせプラン・第二次戦略計画(仮称)中間案』に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」により、知事に申し入れが行われました。また、これに先立ち、2006年8月7日、予算決算特別委員会委員長、副委員長および各常任委員会委員長から「『2006年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」により、知事に申し入れが行われました。本会議や各常任委員会においても、策定方針、計画案について議論をいただきました。

みえの舞台づくり百人委員会(2006年5月～2007年3月)

第二次戦略計画の策定にあたって、地域社会で自ら率先して活動している県民の皆さんから、ご自身の活動経験に基づいたご意見やご提案をいただく広聴の場として「みえの舞台づくり百人委員会」を設置しました。全体会議と地域会議を各2回開催し、240名の委員の皆さんと意見交換し、のべ473件のご意見をいただきました。

パブリックコメント(2006年12月～2007年1月)

第二次戦略計画中間案について、パブリックコメントの手続きをとり、40名の県民の皆さんからのべ96件のご意見をいただきました。

知事と語ろう 本音でトーク (2006年6月～9月実施)

知事が直接出向いて県民の皆さんと県政について語り合う「知事と語ろう 本音でトーク」について、2006年度は、第二次戦略計画案への反映を目的に開催しました。9回開催したトークには、のべ939名の方が参加され、221件（うち第二次戦略計画に関わる意見は124件）のご意見をいただきました。

膝づめミーティング (2006年7月～8月実施)

知事と市町長が対話することによりお互いの理解を深め、市町と協働して県政を進めていくために開催している「膝づめミーティング」の機会にも、2006年度は、第二次戦略計画策定の基本的な考え方について、意見交換しました。「文化力」や「新しい時代の公」に基づく県政運営について、ご意見をいただきました。

三重県政懇話会 (2006年10月)

県政を推進するにあたって県民や学識経験者の皆さんからご意見を伺う「三重県政懇話会」の機会にも、2006年度第3回の懇話会において、第二次戦略計画素案について、ご意見をいただきました。

市町との意見交換・意見照会 (2006年9月～2007年1月)

第二次戦略計画の素案および中間案について、市町職員を対象とした説明会を開催するなどして、ご意見をいただきました。

関係団体 (2006年9月～2007年1月)

第二次戦略計画の素案および中間案について、ご意見をいただきました。

一万人アンケート

無作為抽出した県内の男女1万人を対象として、県行政の各分野に対する満足意識、重要意識等を把握するとともに、3年間の時系列分析を行いました。＜施策＞等の数値目標として用いたり、分析の結果を第二次戦略計画作成の参考としました。

● 個別計画一覧

「第二次戦略計画」を着実に推進するためには、特定の政策課題に対応した、より具体的な個別の計画を策定し、取り組んでいくことが必要です。

ここでは、条例に基づき議決を経て策定された計画や「第二次戦略計画」に記載されている計画等を掲載しています。

施策番号	計画の名称	計画期間	計画の担当部署
111	三重県人権施策基本方針	1999年3月～	生活部
112	三重県男女共同参画基本計画	2007年4月～2011年3月	生活部
112	三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画	2006年4月～2009年3月	健康福祉部
121・122 132	三重県教育振興ビジョン	1999年4月～2011年3月	教育委員会
121	三重県子ども読書活動推進計画	2004年4月～2009年3月	教育委員会
123	三重県青少年健全育成ビジョン	1999年11月～2010年12月	生活部
131	三重の文化芸術振興方策	2007年4月～2011年3月	生活部
221・222 324	三重県食の安全・安心確保基本方針	2003年1月～	農水商工部
221	第8次三重県卸売市場整備計画	2006年1月～2011年3月	農水商工部
222 122・331	三重県食育推進計画	2007年4月～2011年3月	農水商工部
224	農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針	2005年12月～2016年3月	農水商工部
225 411～431	三重県環境基本計画	2004年6月～2011年3月	環境森林部
225・422	三重の森林づくり基本計画	2006年4月～2026年3月	環境森林部
231	四日市コンビナートの構造転換に向けたアクションプログラム	2006年4月～2015年3月	農水商工部
233	三重県観光振興プラン	第1期：2004年11月～2008年3月 第2期：2008年4月～2011年3月	農水商工部
311	三重県国民保護計画	2006年3月～	防災危機管理部
311	第2次三重地震対策アクションプログラム	2007年7月～2011年3月	防災危機管理部
312	三重県河川整備戦略	2007年4月～2022年3月	県土整備部
312	三重県海岸整備アクションプログラム	2003年4月～ (おおむね10年間)	県土整備部
321	第8次三重県交通安全計画	2006年4月～2011年3月	生活部
331	三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」	2001年4月～2010年3月	健康福祉部
332	健やか親子いきいきプランみえ	2003年4月～2010年3月	健康福祉部
332	三重県次世代育成支援行動計画	2005年4月～2009年3月	健康福祉部
333	三重県地域福祉推進計画	2004年4月～2009年3月	健康福祉部
333 541	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画	2007年6月～2011年3月	健康福祉部

施策番号	計画の名称	計画期間	計画の担当部
341	三重県保健医療計画（第3次改訂）	2003年12月～2008年12月	健康福祉部
341	三重県がん対策戦略プラン	2005年4月～2009年3月	健康福祉部
341	三重県病院事業中期経営計画	2004年4月～2008年3月	病院事業庁
343	第4次三重県高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業支援計画	2006年4月～2009年3月	健康福祉部
344	みえ障害者福祉プラン	2007年4月～2009年3月	健康福祉部
411	ごみゼロ社会実現プラン	2005年4月～2026年3月	環境森林部
411	三重県廃棄物処理計画	2004年4月～2011年3月	環境森林部
411	三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	2007年4月～2016年7月	環境森林部
412	三重県地球温暖化対策推進計画	2000年3月～2011年3月	環境森林部
412	三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画	2003年8月～2011年3月	環境森林部
413 532・541	三重県生活排水処理施設整備計画 （生活排水処理アクションプログラム）	1997年4月～2011年3月	環境森林部
431	三重県環境保全活動・環境教育基本方針	2005年6月～	環境森林部
443 412	三重県新エネルギービジョン	2000年3月～2011年3月	政策部
511	三重県国際化推進指針	2007年4月～2011年3月	生活部
513	三重県科学技術振興ビジョン	1999年7月～2011年3月	政策部
513	三重県知的財産戦略ビジョン	2006年3月～	政策部
522	三重県権限移譲推進方針	2005年6月～2010年3月	政策部
531	三重県過疎地域自立促進方針	2005年4月～2010年3月	政策部
531	三重県過疎地域自立促進計画～三重県ふるさと振興計画～	2005年4月～2010年3月	政策部
531	三重県離島振興計画	2003年4月～2013年3月	政策部
531	紀伊地域半島振興計画	2005年12月～2015年3月	政策部
531	宮川流域ルネッサンス事業第3次実施計画	2007年4月～2011年3月	政策部
533	熊野古道アクションプログラム2	2005年4月～2008年3月	政策部
541	都市計画区域マスタープラン	2000年4月～2011年3月	県土整備部
542	三重県耐震改修促進計画	2006年4月～2016年3月	県土整備部
542	三重県住生活基本計画	2006年4月～2016年3月	県土整備部
551	新道路整備戦略	2003年4月～2018年3月	県土整備部
554	公共事業コスト縮減対策に関する第3次行動計画	2004年4月～2008年3月	県土整備部
610・630	みえ経営改善プラン（改定計画）	2005年4月～2010年3月	総務部
610	三重県危機管理計画	2004年4月～	防災危機管理部



三重県総合計画

県民しあわせプラン・第二次戦略計画

2007年(平成19年)7月

三 重 県
政策部企画室



〒514-8570 津市広明町13番地

Tel 059-224-2025

Fax 059-224-2075

e-mail kikakuk@pref.mie.jp

URL <http://www.pref.mie.jp/SHIAWASE/HP/>



大豆油を原材料として使用した
環境にやさしいインクを使用しています。



古紙配合率100%、白色度70%の再
生紙を使用。(表紙・仕切紙を除く)